

＜シラバス集目次＞

＜必修科目＞

憲法Ⅰ	1	地方自治法	107
憲法Ⅱ	3	租税実体法Ⅰ（所得税）	109
憲法総合	5	租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）	111
行政法Ⅰ	7	租税実体法Ⅲ（資産税）	113
行政法Ⅱ	9	租税手続法	115
公法総合	11	政府規制産業法	117
民法Ⅰ（民法総論）	13	行政事件訴訟実務	119
民法Ⅱ（財産法）	15	要件事実論総合Ⅰ	121
民法Ⅲ（契約法）	19	要件事実論総合Ⅱ	123
民法Ⅳ（民事責任法）	21	家族法総合	125
民法Ⅴ（担保法）	23	知的財産法Ⅰ	127
民法Ⅵ（家族法）	25	知的財産法Ⅰ	129
民法総合Ⅰ	27	知的財産法Ⅱ	131
民法総合Ⅱ	29	知的財産法Ⅱ	133
商法Ⅰ	31	知的財産法Ⅲ	135
商法Ⅱ	35	知的財産法Ⅲ	137
商法総合Ⅰ	37	倒産法Ⅰ	139
商法総合Ⅱ	39	倒産法Ⅱ	141
民事手続法Ⅰ	41	倒産法総合	143
民事手続法Ⅱ	43	民事執行・保全法	145
民事手続法総合	45	消費者法	147
民事法総合Ⅰ	47	現代契約実務	149
民事法総合Ⅱ	49	金融法	151
刑法Ⅰ	51	金融取引と租税	153
刑法Ⅱ	53	保険法	155
刑法総合	55	証券取引法	157
刑事訴訟法	57	信託法	159
刑事訴訟法総合	59	商事信託法	161
刑事法総合	61	企業金融法	163
要件事実論	63	企業会計法	165
民事実務基礎	65	裁判外紛争解決	167
模擬裁判（民事）	67	家事事件実務	169
刑事実務基礎	69	金融法実務	171
模擬裁判（刑事）	71	刑事政策・被害者学	173
法曹倫理	73	法医学	175
法哲学	75	青少年と法	177
法史学（西洋法史）	77	経済刑法	179
法史学（近代日本法史）	79	労働法Ⅰ	181
法社会学	81	労働法Ⅱ	183
司法制度論（刑事）	83	労働法Ⅲ	185
法と経済学	85	労働法総合	187
立法政策学	87	経済法基礎	189
法交渉学	89	経済法基礎	191
政治学	91	経済法総合	193
行政学	93	経済法総合	195
経済学	95	労働紛争処理法	197
経済学	97	社会保障法	199
金融論	99	労働法実務	201
会計学	101	経済法実務	203
簿記論	103	経済法実務	205
経営学	105	国際法	207
		国際法総合	209

国際私法	211	渉外法務ワークショップ・プログラム	317
国際商取引法	213	渉外法務ワークショップ・プログラム	319
国際取引法総合	215	知的財産法務ヘーシック・プログラム	321
国際環境法	217	知的財産法務ヘーシック・プログラム	323
国際租税法	219	知的財産法務ヘーシック・プログラム	325
国際刑事法	221	知的財産法務ワークショップ・プログラム	327
国際経済法	223	知的財産法務ワークショップ・プログラム	329
国際民事訴訟法	225	知的財産法務ワークショップ・プログラム	331
国際取引法実務	227	EU法務ヘーシック・プログラム	333
国際金融取引法実務	229	EU法務ワークショップ・プログラム	335
環境法Ⅰ	231	経済法ヘーシック・プログラム	337
環境法Ⅱ	233	経済法ワークショップ・プログラム	339
情報法	235	人権法務ワークショップ・プログラム	341
ジェンダーと法	237	国際刑事法ワークショップ・プログラム	343
医事法Ⅰ	239	司法制度論ワークショップ・プログラム	345
医事法Ⅱ	241	環境法務ヘーシック・プログラム	347
サイバー法	243	環境法務ワークショップ・プログラム	349
American Constitutional Law	245	開発法学ワークショップ・プログラム	351
Multinational Corporations & Corporate Governance	247	労働・社会保障法ワークショップ・プログラム	353
American Contract Law	249	消費者法ワークショップ・プログラム	355
American Property Law	251	国際人権法務ワークショップ・プログラム	357
M&A and Strategic Alliances	253	生命科学と法 (★早稲田大学提供科目)	359
International Dispute Resolution	255	不動産法特殊講義A (★早稲田大学提供科目)	361
American Tort & Product Liability Law	257	修復的司法 (★早稲田大学提供科目)	363
International IP Licensing Agreements	259	高齢者と法 (★早稲田大学提供科目)	365
American Secured Transactions Law	261	情報の公開 (★早稲田大学提供科目)	367
Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts	263	都市と法 (★早稲田大学提供科目)	369
Corporate and Project Finance	265	マスメディアと法 (★早稲田大学提供科目)	371
Corporate Counseling & Legal Risk Management	267	子供と法 (★早稲田大学提供科目)	373
フランス法Ⅰ	269	比較刑事手続 (★早稲田大学提供科目)	375
フランス法Ⅱ	271	アメリカ通商法 (★早稲田大学提供科目)	377
ドイツ法Ⅰ	273	倒産法務ワークショップ・プログラム (★オープン講座)	379
ドイツ法Ⅱ	275	リーガルライティング (★オープン講座)	381
イギリス法	277	現代取引法ワークショップ・プログラム (★オープン講座)	383
中国法	279		
EU法	281		
アジア法	283		
開発法学 (法整備支援論)	285		
企業法務ヘーシック・プログラム	287		
企業法務ヘーシック・プログラム	289		
企業法務ワークショップ・プログラム	291		
企業法務ワークショップ・プログラム	293		
金融法務ヘーシック・プログラム	295		
金融法務ヘーシック・プログラム	297		
金融法務ワークショップ・プログラム	299		
金融法務ワークショップ・プログラム	301		
金融法務ワークショップ・プログラム	303		
渉外法務ヘーシック・プログラム	305		
渉外法務ヘーシック・プログラム	307		
渉外法務ヘーシック・プログラム	309		
渉外法務ヘーシック・プログラム	311		
渉外法務ワークショップ・プログラム	313		
渉外法務ワークショップ・プログラム	315		

授業科目名	憲法 I				
担当者名	大沢 秀介、駒村 圭吾				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の基本的人権にまつわる判例・学説の基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、実務法曹教育の観点から判例理解に重心を置き、憲法体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置付けることができるような学力を獲得させたい。同時に、法実務の現場で「導きの糸」になるような人権理念・憲法感覚の素地を形成できればと考えている。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次には第2セメスター配当の「憲法Ⅱ」で統治機構論を学ぶ。これは人権の保障と制限の制度（国会・内閣、裁判所等）を扱うものであり、本科目と補完的關係に立つ。また、基本的人権をめぐる判例・学説・制度は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、人権の一部特定領域については「サイバー法」「情報法」「医事法」などの選択科目で詳細に学習してもらいたい。特に、憲法のさまざまな重要論点について網羅的に総合的演習を行う「憲法総合」は、憲法科目の仕上げであり、憲法実務への橋渡しをする科目である。また、人権の本質とその哲学的基礎付けは、重要な課題であるにもかかわらず、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となっはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6セメスターに配当されている「公法総合」がある。また、新設される人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学べる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の中に取り込みつつ、この授業では、その目的を学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げとして位置付けたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。</p> <p>なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>人権論の基礎、公共の福祉、幸福追求権〔5章1から3、6章1、7章1〕</p> <p>ここでは、人権の意義を13条の多面的分析を通じて理解させる。「個人の尊重」の原理的意味、人権の種類、人権と制度的保障、公共の福祉と権利濫用の禁止、などの基本知識を学ぶ。また、人権の母体となる幸福追求権の基本構造を学ぶ。なお、この初回は、憲法学習の基本的な方法論を伝えるイントロの役目も果たす。</p> <p>使用判例：京都府学連事件判決、宴のあと事件判決、など</p>
第2回	<p>法の下での平等〔7章2〕</p> <p>ここでは、14条の「法の下での平等」という文言の法意の解説と、14条1項の5事項に関する個別問題の略説に続き、関連判例の概観と、平等に関わる審査法理の展開を学ぶ。そして、できればいわゆる優先処遇（アファーマティブ・アクションズ）にも言及したい。使用判例：尊属殺重罰規定違憲判決、非嫡出子相続差別事件判決、など</p>
第3回	<p>精神的自由権①：内心の自由、信教の自由、政教分離、学問の自由〔8章〕</p> <p>ここでは、まず、19条の意義を確認する。次に、信教の自由の諸相を概観し、教分離原則の展開を「目的効果論」という判例法理の形成を中心に学ぶ。時間があれば学問の自由にも言及する。</p> <p>使用判例：津地鎮祭事件判決、エホバ剣道受講拒否事件判決、など</p>

第4回	精神的自由権②：表現の自由（1）〔9章〕 ここでは、表現の自由の基礎理論を優越的人権論の批判的検討と、審査法理の数々を学ぶ。また、代表的な表現類型論（例えば、広告規制関連判決を使用して営利/非営利表現）や内容規制/内容中立規制の基本枠組みについても触れる。 使用判例：法廷メモ事件判決、屋外広告物条例事件判決、など
第5回	精神的自由権③：表現の自由（2）・通信の秘密・集会結社の自由〔9章〕 まず、事前抑制禁止の基本構造を学ぶ。次に、その具体的応用を名誉毀損あるいはプライバシー侵害事案を用いながら、裁判所の事前差し止めについて学ぶ。通信の秘密や、集会結社の自由の基礎にも触れる。 使用判例：税関検査事件判決、北方ジャーナル事件判決、など
第6回	精神的自由権④：マスメディアと表現の自由〔9章〕 ここでは、大量情報伝達機構との関係で表現の自由をみてゆきたい。報道の自由と取材の自由の差異、取材資料の利用制限に関する最判の展開を概観する。さらに、国家機密と報道の問題、反論権、放送の規制根拠、などマスメディアに関わる諸問題を検討する。 使用判例：博多駅フィルム提出命令事件決定、外務省秘密漏洩事件決定、など
第7回	経済的自由権①：職業の自由〔10章1、2〕 ここでは、経済的自由権の一般的特質を精神的自由権との比較において明らかにし、合憲性判定の枠組みを学ぶ。主に、「職業の自由」に関して、その違憲審査基準を解明する。使用判例：薬事法違憲判決、小売市場適正配置事件判決、など 【第1回小テスト】
第8回	経済的自由権②：財産権〔10章3〕 ここでは、29条の条文構造を明らかにしつつ、財産権の基本を学ぶ。財産権規制の審査基準の枠組みや、損失補償請求権について、判例を概観する。 使用判例：森林法違憲判決、農地改革事件判決、など
第9回	社会権①：生存権〔13章1〕 ここでは、福祉国家の基本原理を説明し、生存権の法的性格論を、朝日訴訟判決、堀木訴訟判決を素材に学ぶ。他に、関連事例を用いて、生存権の意義と射程を多面的に解明する。 使用判例：朝日訴訟判決、堀木訴訟判決、など
第10回	社会権②：教育を受ける権利、労働基本権〔13章2、3〕 ここでは、教育を受ける権利、教育権、学習権、教育の自由といった諸概念の関係を概説した上で、特に、教育権論争、教科書検定問題について学ぶ。その他、教育や学校に関する関連問題を扱いたい。労働基本権についても団結権と団体行動権について学ぶ。公務員の労働基本権の判例を概観する。 使用判例：旭川学力テスト事件判決、家永訴訟判決、全農林警職法事件判決など
第11回	刑事手続・非刑事手続におけるデュー・プロセス〔11章〕 ここでは、現代社会における手続保障の重要性を確認した上で、まず、刑事手続における31条関連問題を概観する。次に、非刑事手続領域における31条の意義を解明する。使用判例：第三者所有物没収事件判決、福岡県青少年保護育成条例事件判決、など【第2回小テスト】
第12回	人権の主体〔5章4、6章2、13章3〕 以上の各論的学習の仕上げとして授業の末尾にいわゆる人権総論を扱う。ここでは、まず、外国人の人権主体性、法人の人権主体性、特別な権力関係にある者の人権主体性の問題を学ぶ。 使用判例：マククリーン事件判決、猿払事件判決、など
第13回	私人間効力、法人・集団と個人〔6章3〕 ここでは、私人間効力論の基礎を学び、さらに、「法人・集団と個人」をいうテーマの下に関連する諸問題を検討する。 使用判例：三菱樹脂事件判決、南九州税理士会事件判決、など
第14回	人権論の現代的展開 ここでは、今日的な人権問題について随意扱う。上記の授業で足りない部分を補完ないし総合する役割も果たす。 例えば、「個人情報保護法制や情報公開法制」（プライバシーや知る権利の基礎、両法制度の概説、レセプト訴訟や本人開示請求の問題、等）、あるいは「多元社会と人権論の新展開」（宗教的理由からする輸血拒否や校則問題などの自己決定権の諸問題、差別的表現規制の問題、等）といったテーマ設定が考えられるが、具体的内容は各担当者が決定する。
第15回	試験

授業科目名	憲法Ⅱ				
担当者名	駒村 圭吾、小山 剛				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の統治機構に関する学説・判例に関する基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、国家機構や統治制度の背景にある思想を理解できるように工夫したい。統治の分野では、人権の分野と比べると、判例素材がそれほど多いわけではない。が、実務法曹教育の観点から関連する判例は積極的に授業に取り入れていく予定である。統治の具体的な仕組みとその背景的思想を体系的に頭に入れるとともに、裁判という視点からみた統治機構論を各種判例の学習を通じて理解させたい。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次の第1セメスターに配当されている「憲法Ⅰ」では基本的人権を学んでいるはずだが、これは、本科目と補完的関係に立っている。</p> <p>統治機構をめぐる議論は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、「政治学」「立法政策学」「行政学」「司法制度論」などで立体的に補ってほしい。また、法の支配や民主主義の本質とその哲学的基礎付けは、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となっはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6セメスターに配当されている「公法総合」がある。また、新設される人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学べる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の中に取り込みつつ、この授業では、その目的を学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げにおきたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。</p> <p>なお、指定参考書として、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ 第3版』（有斐閣）を挙げておく。</p> <p>他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>統治の基本原則 [1章]</p> <p>この回は、イントロを兼ねる。統治機構論の特徴や学び方を紹介するとともに、統治機構論全般に関わる基本概念・基本原則の概説を行う。例えば、国家の定義、近代消極国家と現代積極国家の差異、憲法の意味・分類・特徴、権力分立の基本理念、形式・実質的法治主義、法の支配、立憲主義の意義、などを扱う予定である。</p>
第2回	<p>国民主権 [2章、3章]</p> <p>ここでは、国民主権をめぐる新旧憲法の比較をおこない、さらに国民主権に関する重要な理論的問題を取り上げる。まず、国民主権の意義、明治憲法と現行憲法の違いを概説する。次に、国民主権に関わる重要な理論的争点である「ナショナル主権・プーブル主権」論争を取り上げる。天皇制の基本構造についても言及する予定であるが、場合によっては、最終回へ回す。</p>
第3回	<p>代表制・政党①：国家意思形成の基本原則・基本構造 [14章、15章3]</p> <p>ここでは、国家意思形成の基盤をなす代表制と政党について学ぶ。まず、前回の国民主権論を振り返りつつ、間接制・直接制、自由委任・命令委任などの基本的概念を概説する。それを前提に、日本国憲法における間接制の全体像を確認する。次に、衆参両院の選挙制度の基本構造、解散制度の概要と学説論争を学ぶ。</p>

第4回	<p>代表制・政党②：選挙と政党活動の諸問題 [12章2、14章]</p> <p>前回での授業を前提に、個別的な論点を重点的に分析する。選挙権をめぐる諸問題、議員定数不均衡問題、政党の憲法上の地位、政党活動の規制と助成を学ぶ。</p> <p>使用判例：議員定数不均衡訴訟に関わる諸判決、など</p>
第5回	<p>国会①：国会の地位と構造・立法の基本問題 [14章]</p> <p>ここでは、国会の地位・構造と立法権の基本問題を扱う。まず、最高機関性に関する学説論争を概観する。次に、唯一の立法機関性についてその基本構造を例外を概説し、さらに、「実質的意味の立法」をめぐる論争の概観、処分的法律の検討、立法権委任に関する理論と判例の検討を行う。また、両院制と立法過程の基本構造を解説する。</p> <p>使用判例：人事院規則への委任に関わる判決、など</p>
第6回	<p>国会②：議院の諸権限、議員特権 [14章]</p> <p>ここでは、議院の諸権限のうち、国政調査権の限界を中心に学ぶ。次に、免責特権・不逮捕特権について学ぶ。</p> <p>使用判例：日商岩井事件判決、免責特権と名誉毀損に関する判決、など【第1回小テスト】</p>
第7回	<p>議院内閣制・内閣 [15章]</p> <p>ここでは、まず、首長制・会議制・議院内閣制の違いを比較法的に明らかにし、責任本質説、均衡本質説、国民内閣制論の基本を学ぶ。次に、行政権の概念、内閣の構造と権限、独立行政委員会の合憲性について学ぶ。さらに、内閣制に関わる個別的争点、例えば、内閣総理大臣の職務権限問題を取り上げたい。</p> <p>使用判例：ロッキード事件判決、など</p>
第8回	<p>裁判所①：司法権の観念 [16章1]</p> <p>ここでは、司法権の概念、「法律上の争訟」の意味、主観訴訟と客観訴訟の区別を概説した後、司法の限界事例に関して個々に検討する。例えば、宗教紛争、自律権問題、自由裁量問題、統治行為、団体の内部紛争などを扱う。</p> <p>使用判例：板まんだら事件判決、砂川事件判決、など</p>
第9回	<p>裁判所②：司法の独立と裁判所の構造 [16章2、3]</p> <p>ここでは、裁判所の基本的仕組み、国民審査制、公開裁判制、陪審制・参審制・裁判員制、司法の独立の意味と制度を学ぶ。</p>
第10回	<p>違憲審査制・憲法訴訟① [18章2]</p> <p>ここでは、違憲審査制の基本構造を学ぶ。まず、法の支配の原理と違憲審査制の関係、違憲審査制の類型を概観する。その上で、判例の拘束力の問題について概説し、さらに違憲判決の効力・事後処理について検討する。</p> <p>使用判例：警察予備隊違憲訴訟判決、など</p>
第11回	<p>違憲審査制・憲法訴訟② [18章2]</p> <p>ここでは、具体的審査制のもとでの憲法訴訟の基礎について学ぶ。この回では、まず、憲法判断の方法に関して、法令違憲判決、適用違憲判決、運用違憲判決、合憲限定解釈、法令の厳格解釈による憲法判断回避などについて、裁判例を使って具体的に学ぶ。</p> <p>使用判例：恵庭事件判決、猿払事件判決、など</p> <p>【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>司法権・違憲審査権[総合]</p> <p>第8～11回までの司法権・司法審査権であつかった諸問題を補完・総合する。</p>
第13回	<p>財政・地方自治 [17章]</p> <p>ここでは、財政と地方自治の基本について概説した後、重要個別論点を検討する。例えば、公金支出制限と私学助成、国会の予算修正権、予算と法律の矛盾、地方の自主財政権、条例と法律の関係、などの個別論点を通じて基本構造の理解を補完する。使用判例：徳島市公安条例事件判決、など</p>
第14回	<p>国際社会と憲法 [4章]、その他</p> <p>ここでは、国際社会における日本国ないし日本国憲法の法的位置を学ぶ。まず、条約と憲法の優劣関係、国会の条約承認権について概説する。次に、9条を中心とする国防と国際平和に関する制度と理論を学ぶ。なお、第2回で扱う予定の天皇制についても、場合によってはこの回で取り扱うことがある。さらに、時間的余裕があれば、憲法保障 [18章1、3]にも言及したい。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	憲法総合				
担当者名	大沢 秀介、駒村 圭吾、小山 剛				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>憲法の基本的知識を修得していることを前提に、それを応用する力を涵養することを目的とする。応用力といった場合、①具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力（とりわけ中心となるのは、判例分析能力）、②抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによってより論理的・歴史的に整合した学説を構築する力、が考えられる。抽象度の高い憲法を現実に生かすためには、上記2つの応用力全てを身につけなければならない。この科目では、判例や仮想的設問を素材に事例演習を中心しつつも、同時に、理論演習的な要素も意識しながら進めていくことにしたい。実際の授業では、それらが有機的に混在した形で展開されるであろう。</p> <p>このような多角的な指導によって、司法試験合格レベルの実力はもちろん、実務の現場にあっても憲法理論の含蓄を噛みしめることのできるような法曹を育成してゆきたい。到達目標をやや野心的にかかげれば、単なる訴訟実務家としての法曹ではなく、法の支配という壮大なプロジェクトの一翼を担うのに必要な憲法応用力を身につけてもらうことである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この科目では、法学部レベルでの憲法科目（法学未修者にあつては、憲法Ⅰ・憲法Ⅱ）をきちんと身に付けていることが前提となる。それらの基本知識のいわば完成編に当たると考えていただきたい。今日、憲法学が対象とする法領域はますます拡大しており、憲法法理の応用力の練成といった場合も対象とすべき憲法現象は多岐にわたる。そこで、本科目では十分カバーしきれない領域については、情報法、司法制度論、立法政策学、などで補い、また特に理論的な問題に関しては、法哲学などで関連する学識を身につけてほしい。</p> <p>また、憲法の応用といった場合、行政法の知識は不可欠である。行政法科目は第4セメスター以降に配置されるため、本科目では行政法の知識を前提とすることが出来ない。もちろん、行政法、特に行政救済法・行政争訟法のごくごく基本的な事柄には本科目でも論及するが、本格的な学習は行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・行政事件訴訟実務で行うことになるであろう。行政法の知識が獲得できたら、憲法・行政法の本格的なコラボレーションは、最終セメスター配当の公法総合で修得してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>この科目は「事例演習」を軸に構成される。</p> <p>まず、「事例演習」では、憲法の基本知識が身につけていることを前提に、判例や仮想的事例を素材に、憲法法理の実際の運用能力を修得することを目指す。基本的人権をめぐる事例探求が主となるが、その際、憲法訴訟論や行政争訟救済法の基礎の学習も射程におく。判例や仮想的事例をひとつないしは複数、あらかじめ課題として与え、それを土台に、憲法的紛争の具体的解決を、問答形式で全員で解明していくことになろう。</p> <p>なお、憲法上の重要論点のすべてを網羅することは事実上不可能である。担当者としては、限りある授業回数の中で、できるかぎり汎用性の高い論点を精選するように心がけるとともに、数をこなすのではなく、ひとつの事例を徹底的に探求することにより、堅固な応用力を涵養することを重視したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>LS 憲法研究会編『プロセス演習憲法(第2版)』（信山社、2005年）を使用する。ただし、学者が抜粋引用し、再構成したものだけでなく、判例の原文にあることを重視したいので、適宜、資料を配布したり、ネット検索などによる情報収集を指示することになろう。</p> <p>このシラバスは、三名の担当者間の共通シラバスであるが、個々の担当者が独自に敷衍したものを後日配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>「事例演習1：イントロ、基本的人権の考え方」</p> <p>【おもな使用判例】未定（人権の主体・名宛人、権利の性質・限界、違憲審査基準などについて、導入的な演習を行う予定）</p>
第2回	<p>「事例演習2：精神的自由（1）信教の自由と政教分離」</p> <p>【おもな使用判例】エホバの証人剣道受講拒否事件判決、津地鎮祭事件判決</p>
第3回	<p>「事例演習3：精神的自由（2）」</p> <p>内容規制・内容中立規制、類型論、等の応用問題</p> <p>【おもな使用判例】屋外広告条例事件判決、泉佐野市公民館事件判決</p>

第4回	「事例演習4：精神的自由（3）」 検閲・事前抑制、アクセス権などの予定 【おもな使用判例】税関検査合憲判決、北方ジャーナル事件判決、サンケイ新聞意見広告事件判決
第5回	「事例演習5：財産権」 【おもな使用判例】森林法違憲判決 ○小テスト(またはレポート)
第6回	「事例演習6：職業の自由」 【おもな使用判例】薬事法違憲判決
第7回	「事例演習7：生存権、教育を受ける権利」 【おもな使用判例】堀木訴訟、旭川学力テスト事件判決
第8回	「事例演習8：平等権の違憲審査基準」 【おもな使用判例】非嫡出子法定相続分差別事件判決
第9回	「事例演習9：私人間効力、団体と個人」 【おもな使用判例】南九州税理士会事件判決、三菱樹脂事件判決
第10回	「事例演習10：人権の主体」 【おもな使用判例】猿払事件判決、マクリーン事件判決 ○小テスト(またはレポート)
第11回	「事例演習11：政党と選挙制度、国会、議院内閣制」 【おもな使用判例】議員定数不均衡事件判決、八幡製鉄政治献金事件判決
第12回	「事例演習12：憲法訴訟（1）違憲国賠」 【おもな使用判例】在宅投票制廃止事件判決
第13回	「事例演習13：憲法訴訟（2）憲法訴訟の諸問題（実効的権利救済、憲法判断の方法、部分社会論、統治行為論などの論点から授業進度を勘案して選択）」 【おもな使用判例】後日指示する
第14回	「事例演習14：予備」 例えば、法律、条例、予算、条約などの法形式の相互関係、知る権利と情報公開制など各担当者が設定することにした。
第15回	試験

授業科目名	行政法 I				
担当者名	植村 栄治、吉藤 正道、渡井 理佳子				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>2年次前期までに配当の「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎科目の修得を前提にして、いわゆる「行政法総論」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>行政法総論の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題の検討を通じて具体的な問題解決の能力を養成し、最終学年の「行政法Ⅱ」及び「公法総合」に備えるというのが、本科目の到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>行政法は行政法現象全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、あらゆる法律科目に関わる。本科目では、これら「行政」をめぐる法律関係の基礎理論を学ぶものである。なお本科目で扱う行政法総論は、「行政法Ⅱ」で取り上げる行政救済法と関連する場合もあるため、折にふれ両者を有機的に学習する。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討事例を受講者に予告し、あわせて関連する文献等を示して下調べを求める。</p> <p>授業は講義と検討事例の組み合わせである。受講者にとって「行政法」は独習しにくい難解な科目とされる傾向にある。そこで毎時限、検討事例の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。要点の理解度をチェックするため、なるべく頻繁に小テストを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として、塩野宏『行政法Ⅰ』[第四版第四刷以降の最新版を購入すること]（有斐閣）を用いる。判例については、別冊ジュリストの行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）を使用する[2006年5月頃刊行予定の第五版を購入すること]。その他の参考文献や関連資料は、適宜指示ないし配布する。六法はできるだけ大きいものを用いることが望ましいが、インターネット利用による条文収集を併用してもよい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>(1～23頁は自習に委ねる。頁数はすべて教科書の頁を示す。)</p> <p>日本行政法の基本構造(1)【24～42頁】</p> <p>公法私法の二元論、公法と私法に関する実体法上の問題（一般論・公権属性論・特別権力関係論・公法法規違反の法律行為）、公法と私法に関する訴訟手続法上の問題等を検討する。</p> <p>検討事例：第8・9事件（行政判例百選第五版の事件番号。以下同じ）</p>
第2回	<p>日本行政法の基本構造(2)、行政法の法源【43～59頁】</p> <p>行政法学のあり方、成文法源(憲法・条約・法律・命令・条例・規則等)、不文法源(慣習法・判例法・法の一般原則)、行政法の効力（時間的限界、地域的限界）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第11・12事件</p>
第3回	<p>日本行政法の基本原理【60～78頁】</p> <p>法律による行政の原理、法律の留保、侵害留保の原則、法の一般原理（信義誠実の原則・比例原則・平等原則・「公正・透明性の原則」・説明責任の原則）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第26事件</p>
第4回	<p>(79～83頁は自習に委ねる)</p> <p>行政立法、行政行為の意義【84～104頁】</p> <p>法規命令、委任立法とその限界、行政規則（種類・形式・外部化現象）、行政行為の意義、行政行為と法の拘束等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第48事件</p>

第5回	<p>行政行為の種類、行政行為と裁量【104～126頁】</p> <p>行政行為の分類（効果・内容・効果意思・機能の観点からの諸分類）、行政行為と裁量（裁量の意義、要件裁量と効果裁量、要件裁量の承認、時の裁量、手続の裁量、裁量権の逸脱と濫用）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第73事件</p>
第6回	<p>行政行為の効力【126～145頁】</p> <p>規律力、公定力（意義・制度的根拠・目的・限界、取消訴訟の排他的管轄）、不可争力、執行力、不可変更力・実質的確定力等の行政行為の効力について学ぶ。</p> <p>検討事例：第67事件</p>
第7回	<p>行政行為の瑕疵、行政行為の取消しと撤回、行政行為の附款【145～171頁】</p> <p>無効の行政行為と取り消しうべき行政行為の区別、区別の標準、瑕疵の治癒、違法行為の転換、行政行為の取消しと撤回、取消権・撤回権の制限、附款の意義と種類（条件・期限・負担・撤回権の留保）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第92事件</p>
第8回	<p>行政契約、行政指導【172～194頁】</p> <p>行政上の契約の問題点、給付行政における契約、規制行政における契約、PFI、行政主体間の契約、行政指導の意義・種類、行政指導と法の拘束、根拠規範と行政指導、行政指導に対する救済等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第96事件</p>
第9回	<p>行政計画、行政上の強制執行【195～218頁】</p> <p>行政計画の意義、計画と法の拘束、計画と裁量、計画と救済制度、行政上の強制執行と法の拘束、行政代執行、直接強制、執行罰、行政上の強制徴収等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第112事件</p>
第10回	<p>その他の義務履行確保、行政罰、即時執行、行政調査【218～241頁】</p> <p>給水拒否・公表・課徴金・加算税、行政刑罰、行政上の秩序罰、即時執行、行政調査（意義・法律の根拠・調査義務・要件と手続・調査の瑕疵と行政行為の瑕疵）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第106事件</p>
第11回	<p>行政手続(1)【242～273頁】</p> <p>行政手続の意義と機能、行政手続法の法源、行政手続法総論、申請に対する処分に関する手続、申請に対する処分に関する手続（審査基準・標準処理期間、理由の提示）等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第129事件</p>
第12回	<p>行政手続(2)【273～293頁】</p> <p>不利益処分の手続、聴聞手続、弁明手続、行政指導の基本原則、行政指導の方式、届出手続、届出の効果、命令策定手続、意見公募手続、計画策定手続、手続の瑕疵と処分の効力等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第124事件</p>
第13回	<p>情報公開、行政機関個人情報保護【294～324頁】</p> <p>情報公開の理念・意義・展開、情報公開法の目的、対象機関、対象文書、開示請求、不開示情報、救済制度、文書管理、行政機関個人情報保護法の目的と性格、対象機関、取扱基準、個人の権利、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権、救済制度等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第41事件</p>
第14回	<p>行政過程における私人【325～341頁】</p> <p>行政スタイルの変革、行政過程における私人の地位、私人の地位の諸相、行政過程における私人の行為（行為能力・意思表示の瑕疵）、私人の行為の法効果、私人の行為と行政行為の効果等について学ぶ。</p> <p>検討事例：137事件</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	行政法Ⅱ				
担当者名	植村 栄治、吉藤 正道、渡井 理佳子				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主要法律科目及び「行政法Ⅰ」修得を前提にして、「行政救済法」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>民事救済との異同という問題意識を持ちつつ、行政救済法の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題への問題発見・解決能力を養成し、後期の「公法総合」に備えるというのが、本科目の到達目標である</p>
2. 関連する科目との関係	<p>基礎理論である「行政法Ⅰ」との有機関係はいうに及ばず、民事的救済システムとの比較検討が学習上必須である。「民法Ⅰ～Ⅴ」（ことに不法行為法）と憲法が損害賠償（国家賠償）及び損失補償の学習上、「民事手続法」が行政訴訟の学習上、必要かつ不可欠の深い関係を有する。なお訴訟についてより重点的に学習する「行政事件訴訟実務」も別途開講される。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題を受講者に予告し、あるいは関連する文献等を示して、下調べを求める。</p> <p>授業は講義と検討事例の組み合わせである。行政法Ⅱで扱う「行政救済法」の内容は、行政法の中でも比較的明確で分かりやすい。毎時限、検討事例の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。要点の理解度をチェックするため、なるべく頻繁に小テストを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>塩野宏『行政法Ⅱ【第四版】』（有斐閣）を教科書として用いる。判例については、別冊ジュリストの行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）を使用する（2006年5月頃に第五版が刊行されたらすぐ購入すること。授業では直ちに第五版に切り替える）。その他の参考文献や関連資料は、適宜指示ないし配布する。六法はできるだけ大きいものを用いることが望ましいが、インターネット利用による条文収集を併用してもよい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>（教科書1～7頁は自習に委ねる。以下、頁数は教科書の頁を示す）</p> <p>行政上の不服申立て(1)【8～31頁(四)】</p> <p>行政上の不服申立ての制度やその存在意義を概観し、行政不服審査法の諸規定（不服申立ての種類、審査請求と異議申立ての関係、不服申立ての要件、教示、手続の開始、審理のあり方）等を学ぶ。</p> <p>検討事例：第178事件</p>
第2回	<p>行政上の不服申立て(2)・行政審判等【31(五)～58頁】</p> <p>行政不服審査法の諸規定（裁決・決定の内容・方式・効力等）、行政審判、実質的証拠法則、苦情処理・オンブズマン等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第220事件</p>
第3回	<p>（59～77頁は自習に委ねる）</p> <p>取消訴訟(1)【78～95(三)頁】</p> <p>取消訴訟の基本構造(その意義・機能・性質・訴訟物・種類・主体・管轄)、出訴期間、不服申立前置等について学ぶ。</p> <p>検討事例：第163事件[差止請求に関する部分のみ]</p>
第4回	<p>取消訴訟(2)【95(四)～113頁】</p> <p>取消訴訟の対象となるのに必要とされる処分性の有無を、定型的処分・内部行為・法律行為代替的行為・一般的行為・段階的行為・部分的秩序の行為・事実行為等に分類して学ぶ。</p> <p>検討事例：第194事件</p>
第5回	<p>取消訴訟(3)【114～132頁】</p> <p>取消訴訟を提起する資格ないし利益があるかという「原告適格」、「狭義の訴えの利益」の問題のほか、教示について学ぶ。</p> <p>検討事例：第203事件</p>

第 6 回	取消訴訟(4) 【133～154(五)頁】 取消訴訟の審理に関する諸問題のうち、処分権主義、弁論主義、職権進行主義、訴えの併合・変更、参加、審理の方法、立証責任、文書提出義務等について学ぶ。 検討事例：第 212 事件
第 7 回	取消訴訟(5) 【154(六)～175(四)頁】 取消訴訟の審理における主張制限、訴訟の終了、取消判決の効力(形成力・第三者効・既判力・拘束力・反復禁止効)、請求棄却判決の効力等について学ぶ。 検討事例：第 196 事件
第 8 回	取消訴訟(6) 【175(五)～193 頁】 事情判決、違法判断の基準時、執行停止制度（仮の救済の必要性、執行停止の要件、執行停止の内容と効果、執行停止の限界、内閣総理大臣の異議）等について学ぶ。 検討事例：第 224 事件
第 9 回	無効確認訴訟・争点訴訟・当事者訴訟の一部・不作為の違法確認訴訟 【193～213 頁】 無効等確認の訴え、行訴法 45 条の定める争点訴訟、行政行為の無効を前提とする公法上の当事者訴訟、抗告訴訟の一種たる不作為の違法確認の訴えについて学ぶ。 検討事例：第 231 事件
第 10 回	義務付け訴訟・差止訴訟・形式的当事者訴訟 【213～234 頁】 義務付け訴訟の意義・種類（直接型と申請満足型）・性質・要件・審理・判決・仮の救済、差止訴訟、新たな法定外抗告訴訟、形式的当事者訴訟について学ぶ。 検討事例：第 236 事件
第 11 回	公法上の当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟・裁判権の限界 【235～257 頁】 公法上の当事者訴訟、民衆訴訟、住民訴訟、機関訴訟、裁判権の限界（司法審査の対象・司法審査の限界）等について学ぶ。 検討事例：第 187 事件
第 12 回	(258～264(二)頁は自習に委ねる) 国家賠償法(1) 【264(三)～295(六)頁。但し 267 頁④～268 頁 2 行目までを除く】 国家賠償法の概要、国家賠償法 1 条の要件(「国又は公共団体」、「公務員」、「公権力の行使」、「故意・過失」、「違法性」、「職務を行なうについて」)について学ぶ。 検討事例：第 139 事件
第 13 回	国家賠償法(2) 1 条のその他の問題、国家賠償法 2 条から 6 条まで 【295(七)～322 頁及び 267 頁④～268 頁 2 行目まで】 取消訴訟と国家賠償請求訴訟の関係、公務員の個人責任、営造物の設置管理にかかる賠償責任、賠償責任者、民法の適用、他の法律の適用、相互保証主義等について学ぶ。 検討事例：第 155 事件
第 14 回	損失補償 【323～355 頁】 国家賠償と並んで国家補償の重要な柱である、損失補償につき、補償の要否、補償の内容について学び、かつ、国家賠償と損失補償の両方でカバーしきれない「国家補償の谷間」の問題を理解する。 検討事例：第 167 事件
第 15 回	試験

授業科目名	公法総合				
担当者名	植村 栄治、橋本 博之				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	最終学年後期に、「憲法Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」の学習の総仕上げを行うのが本科目の目的である。行政からみの事例問題について、場面によっては民刑事法との異同という問題意識を失わず、憲法、行政法からする問題発見・解決能力を実務家の卵として飛躍的に高めるというのが、本科目の到達目標である。
2. 関連する科目との関係	「憲法Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」の学習の総仕上げとして位置付けられる。憲法が全実定法の最高規範であることからすれば、あらゆる法律科目が関係するし、行政法が国、地方公共団体あるいは公的法人等による行政の法現象全般を考察の対象にすることからすれば、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、ありとあらゆる法律科目に関わる。とりわけ争訟場面においては「憲法総合」「民事手続法」が深く関係する。
3. 授業の方法	毎回、assignment として検討課題（事例）を事前に受講者に配布し、あわせて関連する指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要逐条書・実務書等を示して、十分な下調べを求める。 授業はいわゆるソクラティック・メソッドを取り入れた事例演習である。 演習事例は、憲法を念頭におきつつ、救済法を含む行政法総論や、行政法各論（組織法、作用法各論）を素材として作成する。 事例は、判例から取ったものも含めて、新司法試験に出題される可能性のあるものを優先する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	行政法Ⅰ及び行政法Ⅱで使用した文献・教材を用いるほか、必要な文献は適宜指示し、又は配布する。判例教材として、行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第五版。2006年5月頃刊行予定)のほか、地方自治判例百選[第三版] や毎年度の「ジュリスト重要判例解説」等を参照する予定。
6. 授業内容（細目）	
第1回	条例をめぐる諸問題(1) 条例制定権の限界について裁判例を中心に検討する。 検討事例：地方自治判例百選 28 事件等。
第2回	条例をめぐる諸問題(2) 条例の適法性に関する裁判例を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第3回	営業規制と争訟(1) 営業を規制する種々の法令に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第4回	営業規制と争訟(2) 営業を規制する種々の法令に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第5回	建築・土地利用・都市計画等と争訟(1) 建築・土地利用や都市計画等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。

第6回	建築、土地利用・都市計画等と争訟(2) 建築・土地利用や都市計画等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第7回	建築・土地利用・都市計画等と争訟(3) 土地利用の規制や都市計画に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第8回	給付行政と争訟(1) 医療・年金・教育等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第9回	給付行政と争訟(2) 医療・年金・教育等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第10回	給付行政と争訟(3) 医療・年金・教育等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第11回	争訟手続に関する諸問題 行政上の不服申立てや行政事件訴訟(住民訴訟を含む)に関する裁判例を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第12回	国家補償の諸問題 国家賠償法1条・2条又は損失補償に関する諸問題を裁判例を中心に検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第13回	総合事例問題 行政法上の諸論点を含むやや複雑な事例を検討する。 検討事例：資料を配布する予定。
第14回	総合事例問題 行政法上の諸論点を含むやや複雑な事例を検討する。 検討事例：資料を配布する予定。
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅰ（民法総論）				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>(1) 本授業の目的は、法学未修者を対象に、①私法領域における民法の位置づけ、②民法（私法）全5編の中における「第1編 総則」の位置づけを理解させるとともに、③総則に設置された個々の規定（1条～174条ノ2）の制度趣旨・意義・要件・効果を理解・習得させることにある。</p> <p>本授業の履修者は法律学に関する基礎的知識を有していないため、本授業では、①まず、公法と私法の区別、一般法と特別法の区別から説き起こすことで、「私法の一般法」としての民法の位置づけを理解させる。②次いで、パンデクテンシステムにおける財産法（物権・債権）、家族法（親族・相続）の通則規定たる総則の意義を示すことにより、民法典の全体構造ならびにその中における総則の位置づけを把握させる。③しかる後に、民法ないし私法一般の通則規定であるところの総則の個々の条文につき、その制度趣旨・意義・要件・効果に関する知識を習得させることで、これらの規定を実際の事件に当てはめることのできる前提を整える。</p> <p>(2) 法的三段論法は、①法規に関する正確な知識と、②個々の事案に対する公正な事実認定、および、③上記法規（①）への認定された事実（②）の当てはめからなるが、本授業の到達目標は、民法総則の諸規定の位置づけと内容（①）を習得するとともに、この法的三段論法それ自体の全体構造（①②③）をも理解させることにある。かかる法的思考法の習得により、第1年次に配当されている民法の他の領域（物権・債権・親族・相続）の条文はもとより、商法その他の私法の特別法あるいは民事訴訟法その他の私法の手続法に関する理解の前提を整える。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法は私法の一般法であって、かつ、総則は民法上の権利（物権・債権・親族権・相続権）の通則規定である。それゆえ、民法総則の諸規定は、商取引につき、私法の特別法たる商法に規定がない場合にも適用される。また、法律行為や期間に関する規定は、私法の手続法たる民事訴訟法においても参照される。それゆえ、本授業の内容は、法学未修者に課せられた他の民法科目——「民法Ⅱ（財産法）」・「民法Ⅲ（契約法）」・「民法Ⅳ（民事責任法）」・「民法Ⅴ（担保法）」・「民法Ⅵ（家族法）」——はもとより、商法科目（「商法Ⅰ」・「商法Ⅱ」）および民事手続法科目（「民事手続法Ⅰ」・「民事手続法Ⅱ」）の授業を理解するうえでも必要不可欠の前提となる。そこで、本授業は、第1年次の最初の講義として第1セメスターに配置し、第1年次に行われる他の私法領域の授業の理解をも助けることとする。なお、こうした民法総則の位置づけと重要性に鑑み、本授業では、総則の条文単独の問題のみを論ずるのではなく、上述した他の法領域との関連性についても積極的に言及することにより、私法全体の統一的・体系的理解が可能となるよう心がけることとする。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は必ず事前に講義範囲に関する予習を行い、講義内容につきある程度の基礎的知識を身につけたうえで授業に臨むようにする。</p> <p>授業は、一方的な講義形式になることを避け、少人数の演習形式のメリットを取り入れた形で行う。講師は適宜受講生に対して論点その他に関する質問を行い、受講生はその時点における知識を駆使して、その質問に対して即時的確な応答を行うことで、当該問題に関する正確な理解と法的思考を錬磨する。また、小テストやレポートを課すことによって、受講生に復習を促し、かつ、その後の授業は、テスト・レポートから把握される受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	①テキストとしては、内田貴『民法Ⅰ〔第2版〕補訂版』（東京大学出版会）を用いる。②サブテキストとしては、判例を知っておく必要があるため、内田貴ほか『民法判例集・総則・物権』（有斐閣）を用いる。特に参考書は指定しない。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>私法概論及び心裡留保・虚偽表示(テキスト13頁～30頁、45頁～59頁)</p> <p>民法の導入部文として総論的説明を行う(テキスト13頁～30頁)。私法の一般法・実体法としての民法の意義を、商法その他の私法の特別法や、民事訴訟法その他の私法の手続法との対比において明らかにする。また、民法典の各条文の制度趣旨・要件・効果を理解する上での不可欠の前提となる、各条文・法制度の母法（ローマ法・ゲルマン法、フランス民法・ドイツ民法）、ならびに、旧民法から現行民法に至る立法過程に関する説明を行う。</p> <p>次いで、意思表示に関する説明に入る(テキスト45頁～59頁)。心裡留保(93条)と虚偽表示(94条)を解説する。</p>
第2回	<p>94条2項の類推適用・錯誤①(テキスト59頁～71頁)</p> <p>虚偽表示についての94条2項は判例によるその類推適用により、登記に公信力がないことを補充する機能を果たしており、物権法と連続する領域になっており、物権法との関連も注意しながらその説明を行う(テキスト59頁～63頁)。</p> <p>次いで、錯誤(95条)という、誤って契約などをしてしまった場合の表意者保護と、取引安全保護との関係を意識しながら錯誤の要件について説明をしていく(テキスト63頁～71頁)。ここでは、動機の錯誤を中心に要素の錯誤ということ、表意者の重過失の問題などを扱う。</p>

第3回	<p>錯誤②及び詐欺①(テキスト71頁～83頁)</p> <p>錯誤の効果については「無効」という扱いがされているが、取消概念を持つ国では、取消と構成されており、この無効という扱いの適否・解釈による修正について説明をしていく(テキスト71頁～75頁)。次いで、詐欺(96条1項・2項)の要件・効果について説明をする(テキスト75頁～79頁)。そして、取消の効果との関係で、第三者の保護について(96条3項)、物権法の領域と関係してくるが、取消後の第三者の保護の問題を扱う(テキスト79頁～83頁)。</p>
第4回	<p>詐欺②・強迫、権利能力・権利能力の始期(テキスト83頁～92頁)</p> <p>錯誤と詐欺との関係について説明し(テキスト83頁～84頁)、次いで強迫について(96条1項)要件・効果を簡単に説明をする(テキスト84頁～87頁)。余裕があれば、消費者契約法についても言及をする(テキスト87頁～88頁)。</p> <p>そして、権利能力の意義について説明をし(テキスト89頁～90頁)、次いで権利能力の始期について、胎児の権利能力(1条の3)について説明をしていく(テキスト90頁～92頁)。</p>
第5回	<p>権利能力の終期、意思能力・行為能力①(テキスト92頁～116頁)</p> <p>権利能力の終期については、失踪宣告が問題になるので、失踪宣告及びその取消(32条)をめぐる問題点について説明をしていく(テキスト92頁～99頁)。失踪宣告の取消については、財産関係及び婚姻関係の2つが問題となり、後者は家族法とも関係するが、ここで扱う予定である。</p> <p>次いで、意思能力及び意思無能力について説明をし(テキスト99頁～101頁)、次いで、行為能力の問題を扱う(テキスト101頁～)。行為能力の中では、未成年者(テキスト104頁～107頁)、成年被後見人(テキスト107頁～110頁)、被保佐人(テキスト110頁)、被補助人(テキスト113頁～116頁)を説明する。</p>
第6回	<p>行為能力①及び代理①(テキスト118頁～149頁)</p> <p>制限能力者の相手方の保護について、催告権(19条)と制限能力者による詐術(20条)などの問題を扱う(テキスト119頁～125頁)。住所及び不在者についても説明する予定である(テキスト127頁～129頁)。</p> <p>そして、代理とは何かを概観し(テキスト131頁～133頁)、代理の三面関係(テキスト133頁～134頁)そして代理権について(テキスト134頁～144頁)説明をする。次いで、復代理(144頁～147頁)、代理権の消滅(テキスト147頁～149頁)について説明をする。</p>
第7回	<p>代理②(テキスト155頁～167頁)</p> <p>代理行為の問題に入り、顕名(テキスト155頁～157頁)、代理行為の瑕疵(テキスト157頁～159頁)、代理人の能力(テキスト159頁～160頁)について説明をしていく。</p> <p>まず、無権代理の場合を説明するが、相手方の催告権(テキスト161頁～165頁)、無権代理人の責任(117条)について説明をし(テキスト165頁～167頁)、そこでは表見代理との関係についても説明する。</p>
第8回	<p>代理③(テキスト168頁～184頁)</p> <p>まず、無権代理と相続といわれる問題及び関連問題を扱うことにする(テキスト168頁～179頁)。表見代理の問題に入り、表見代理について総論的な説明をした上で、先ず109条の表見代理について、商法の規定との関係にも注意しながら説明をしていく(テキスト179頁～184頁)。</p>
第9回	<p>代理④・代理と類似の概念(テキスト184頁～203頁)</p> <p>表見代理の続きとして、110条の表見代理について(テキスト184頁～199頁)、また、112条の表見代理に及び110条との重疊的適用について(テキスト199頁～201頁)、その要件をめぐって詳しく説明をしていく。そして、代理と代理に類似する概念を比較しながら、間接代理等の場合について説明をしていく(テキスト202頁～203頁)。</p>
第10回	<p>法人①(テキスト205頁～231頁)</p> <p>先ず、法人について総論的な説明を行い(テキスト205頁～207頁)、法人の種類について説明し(テキスト208頁～210頁)、更に、法人の設立要件について説明をする(テキスト210頁～212頁)。</p> <p>そして、社団という概念を組合と比較しながら説明し(テキスト213頁～219頁)、その上で、権利能力なき社団について要件・その法律関係について説明をしていく(テキスト220頁～231頁)。</p>
第11回	<p>法人②(テキスト231頁～255頁)</p> <p>先ず、法人の能力について、43条をめぐる説明を行い(テキスト231頁～241頁)、次に、54条の定款等による理事の代表権の制限の問題を説明する(テキスト242頁～246頁)。そして、法人の不法行為について44条と不法行為法の規定との関係をめぐって説明をする(テキスト247頁～255頁)。</p>
第12回	<p>契約の有効性①---強行規定・取締規定・公序良俗(テキスト257頁～280頁)</p> <p>契約の有効性の問題に入り、契約の効力についての総論的説明を、契約の解釈を含めて説明する(テキスト257頁～268頁)。そして、強行規定・取締法規・公序良俗をめぐる問題について説明をする(268頁～273頁)。</p>
第13回	<p>契約の有効性②及び条件・期限・期間(テキスト280頁～300頁)</p> <p>まず、契約が無効とされる場合、取消可能な場合の法律関係について総合的に説明をする(テキスト280頁～289頁)。そして、条件・期限・期間について説明をする(テキスト291頁～300頁)。</p>
第14回	<p>時効総論及び消滅時効(テキスト301頁～330頁)</p> <p>まず、時効制度の意義と存在理由について説明した後、特に消滅時効について具体的な説明をする(テキスト301～326頁)。そして、消滅時効に類似する制度の説明を行う(テキスト326頁～330頁)。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>以上のような授業を通じて得た民法総則(但し、取得時効は除かれる)の諸規定の位置づけ、ならびに、個々の規定の制度趣旨・要件・効果の内容を、有機的・体系的に理解し、応用可能となっているかどうかを問う目的で、複合する法領域の複数の論点が含まれた事例問題に対する論述式の試験を行う。</p>

授業科目名	民法Ⅱ（財産法）				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者を対象として、物権と債権を中心とする財産法の基本概念と基礎理論を、具体的事例に即して、かつ体系的に習得することを目的としている。</p> <p>本授業では、(1)まず、財産権の基本的区分である物権と債権との区別について正確な理解を得ることから出発する。(2)ついで、財産権の中でも最も基本的な権利である所有権を中心とする物権について、物権の客体、物権の変動および物権の効果の順に検討する。(3)さらに、所有権以外の物権のうち、用益物権について、同様の機能を果たしうる賃借権（民法典上は債権の1種とされている）と対比しながら、その機能や効果を分析する（なお、物権の残りの部分である担保物権は、民法Vで扱われる）。(4)また、(2)で扱われる所有権譲渡と対比しながら、債権譲渡の仕組みについても理解を深める。(5)さらに、民法典上は債権の発生原因の1つとされながら、物権法と並んで、財貨帰属秩序の重要な部分を占めている不当利得の要件と効果についても検討を加える。</p> <p>本授業の到達目標は、最も基本的な財産権である物権と債権を中心にして、財産権の帰属、財産権の利用、財産権の移転、財産権が侵害された場合の法的救済手段につき、実定法の構造を踏まえ、主要な裁判例および学説を的確に整理することを通じて、財産法についての基本的な知識と思考方法を着実に身につけることにある。それにより、民法のその他の基本科目の理解を促し、かつ民法総合における事例問題の分析と解決のために必要な知識を習得することを目指している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法Ⅱ（財産法）は、法律行為、時効など、民法Ⅰ（民法総論）の知識とたえず相互リファーを繰り返しながら、それを物権と債権を中心とする財産法の領域に展開する意味をもつ。とくに、民法Ⅱ（財産法）が扱う諸問題のうち、物権の変動に関する理論は、物権変動の原因となる、民法Ⅲ（契約法）で解説される債権契約と密接に関連する一方、民法Ⅵ（家族法）で解説される遺言・相続による権利移転に対する理解を深めるためにも重要である。他方、物権の侵害に対する法的救済手段は、民法Ⅳ（民事責任法）で扱われる損害賠償請求、その他の債権法上の民事責任の追及手段と車の両輪を構成する。なお、担保物権（物的担保）は、人的担保を含めて、民法Ⅴ（担保法）で取り扱われる。</p>
3. 授業の方法	<p>本授業では、法原則や法規に関する体系的知識に基づいて演繹的に思考する方法と、法原則や法規の意味を具体的事例に引き直したり、個別の判例分析から出発してその解釈を一般論に結びつける帰納的思考方法の双方をバランスよく習得することを目指している。したがって、(1)受講生に対しては、事前に、各回の授業のテーマ、テキストやサブ・テキストの該当頁、関連裁判例、および予め調べて授業に臨むべき具体的な問題点を提示する。(2)授業では、担当者が制度の概要について事例を図示しながら解説したうえで、各々の問題点について複数の受講生に質問し、その解答に対して議論をしたうえで、総括を行う。(3)授業の区切りに応じ、3回～5回に1度の割合で、具体的事例を用いた小テストを行い、基礎的知識の理解の正確さを確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストとして、松尾弘＝古積健三郎『物権法』（弘文堂）を用い、これをベースメーカーとして各回の該当頁を割り振り、それに従って計画的に進める（該当頁については、後掲「授業内容」参照）。また、テキストのカバー範囲を超える領域を補う等の目的で、サブ・テキストとして、内田貴『民法Ⅰ（第3版）』・『民法Ⅱ』・『民法Ⅲ（第3版）』（東京大学出版会）、松尾弘『民法の体系（第4版）』（慶應義塾大学出版会）を用いる。</p> <p>判例集として、内田貴ほか『民法判例集 総則・物権』、瀬川信久ほか『民法判例集 担保物権・債権総論』、同『民法判例集 債権各論（第2版）』（有斐閣）を用いる。</p> <p>そのほか、関連する法令、裁判例、参考文献等については、随時紹介し、利用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>財産法における物権法の役割、物権の基本的性質（その1）【テキスト3-11頁】</p> <p>財産法の体系における物権法の役割、および物権の基本的性質につき、具体的事例も交えながら正確に理解する。とくに物権の定義、支配権性、排他性、優先的効力を中心に検討する。</p>
第2回	<p>物権の基本的性質（その2）、物権法定主義、物権と債権との相違・相互関係【テキスト12-24頁】</p> <p>物権の基本的性質のうち、物権の客体の外界物性、有体物性、特定性・単一性・独立性、私的支配可能性を確認する。ついで、物権の種類・内容は法律で定められるべきとする物権法定主義の根拠とその例外を検討する。そして、以上の総括として、物権と債権との相違および相互関係を整理する。</p>
第3回	<p>物権の一般的効力【テキスト24-40頁】</p> <p>所有権が侵害された場合の所有権に基づく請求権を題材にして、物権が侵害された場合の救済手段としての物権的請求権の要件・効果を分析する。とりわけ、所有権に基づく請求権と契約上の請求権との関係、ある物の所有権に基づく請求権と別の物の所有権に基づく請求権とが競合するかにみえる場合の問題処理の方法や費用負担の方法、土地所有権に基づく建物取去・土地明渡請求の相手方などにつき、主要な裁判例と学説を整理しながら検討する。</p>
第4回	<p>物権変動の基本原則と不動産物権変動（その1）【テキスト40-62頁】</p> <p>まず、物権変動の全体像を理解するために、所有権の原始取得と承継取得、所有権の取得・移転以外の物権の設定、移転、消滅について解説する。</p> <p>ついで、所有権の承継取得のうち、意思に基づく所有権移転の基本原則である意思主義の意義、物権を移転するための独自の法律行為の必要性やその原因となる売買、その他の債権契約との関係、物</p>

	<p>権変動（所有権移転）の時期などについて、日本民法の構造に即して明らかにする。</p> <p>これらを踏まえ、不動産物権変動について、不動産所有権の譲渡を中心に検討する。まず、不動産物権変動を第三者に対抗するために必要とされる登記について、不動産登記の意義、効力、手続を理解する。また、登記のコンピュータ化の現状や、オンライン申請に向けた不動産登記法の改正についても確認する。</p>
第5回	<p>不動産物権変動（その2）【テキスト62-94頁】</p> <p>不動産物権変動について、登記がなければ第三者に対抗できない物権変動の範囲につき、契約、遺言（遺贈、「相続させる」旨の遺言、その他）、法定相続、遺産分割、時効取得、相続放棄の各々の場合を比較し、裁判例および学説の対立と、その根拠についての的確に理解する。また、登記がなくとも第三者に対抗することが認められているその他の物権および物権変動についても検討し、この問題についての総合的な理解を深める。さらに、登記がなければ対抗できない第三者の範囲につき、物権取得者、賃借人、差押債権者、仮差押債権者、破産債権者、配当加入申立債権者、特定物債権者、一般債権者などの類型を検討する。</p> <p>さらに、第三者の主観的要件につき、判例理論（背信的悪意者排除論）と悪意（・有過失）者排除論との対立についても検討する。</p>
第6回	<p>動産所有権譲渡と即時取得、物権に共通の消滅原因【テキスト94-111頁】</p> <p>動産物権変動の対抗要件としての引渡の意義について確認する。ついで、無権利者からの即時取得の要件としての引渡について分析し、占有改定による即時取得の可能性を検討する。さらに、盗品・遺失物に対する即時取得の例外につき、占有回復可能期間中の所有権の帰属や、公の市場で取得した場合の代価賠償請求権と目的物の使用利益の返還義務との関係を検討する。</p> <p>また、物権に共通の消滅原因として、物権の放棄、混同等について検討する。</p>
第7回	<p>債権譲渡の要件と効果【内田・III201-245、松尾・体系482-497頁】</p> <p>不動産所有権および動産所有権譲渡の仕組みとの対比において、債権譲渡の仕組みについて理解を深める。まず、債権の譲渡性について、譲渡禁止特約の効力との関係から確認する。ついで、指名債権の譲渡について、その要件と効果を、不動産や動産の場合と対比しながら検討する。さらに、証券的債権の譲渡や、債務引受についても、制度の仕組みを理解する。最後に、個々の債権・債務ではなく、契約上の地位そのものの譲渡（移転）について、その要件と効果を検討する。</p>
第8回	<p>占有権の意義と効力【テキスト112-135頁】</p> <p>所有権、用益物権などの本件と異なり、仮の権利とも言われる占有権の意義と効力について検討する。まず、占有の態様や占有の承継をめぐる関連法規も確認し、占有権の概念を正確に理解する。ついで、占有侵害に対する占有権の効力につき、物権的請求権と対比しながら整理する。そして、自力救済の許容範囲や占有の交互侵奪の場合の問題処理の方法について考察し、占有権の存在意義について理解を深める。</p>
第9回	<p>所有権の意義・内容、土地所有権の効力と相隣関係、所有権の原始取得（その1）【テキスト135-162頁】</p> <p>所有権とは何か、その意義と公共の福祉に基づく制約を踏まえ、その内容を確認する。また、土地所有権の効力に関する特別規定につき、相隣関係法規を中心に検討する。中でも、隣地通行の法的根拠や通行の方法、袋地の所有権を取得した者は囲繞地の所有者に対して袋地所有権の登記なしに囲繞地通行権を主張しうるか、袋地所有者は囲繞地通行権を囲繞地の特定承継人にも主張しうるか、相隣関係法規と建築基準法などの行政的規制とが抵触する場合に両者の関係はどうなるかなどの問題につき、裁判例や学説を踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、所有権の原始取得の方法について、無主物先占、遺失物拾得、埋蔵物発見について検討する。</p>
第10回	<p>所有権の原始取得（2）、共有、建物区分所有【テキスト162-180頁】</p> <p>所有権の原始取得のうち、添付と呼ばれる形態（附合、混和、加工）につき、とくに問題になる点に重点を置いて検討する。</p> <p>つぎに、共同所有の形態につき、共有と建物区分所有を中心に検討する。まず、共有物に対する共有者の使用権、変更権、その他の管理権、持分の処分権、持分権に基づく分割請求につき、関連法規を正確に理解し、判例法理の動向を確認する。ついで、これらの点も踏まえ、共同所有の諸形態における共有の特色につき、とりわけ共有者に対する団体的拘束という観点から、理解を深める。</p> <p>さらに、共有の法律関係の応用問題として、建物区分所有の法律関係や区分所有権の効力について考察する。まず、専有部分、共用部分および敷地利用権の関係を理解する。ついで、区分所有建物に関する使用、変更、その他の管理、権利の処分につき、共有の場合の原則がどのように変更されているか、という観点から理解を深める。その際には、区分所有建物の修繕や建替えに関する最近の法改正についても確認する。</p>

第 1 1 回	<p>用益物権【テキスト 181-204 頁】</p> <p>まず、地上権および永小作権の設定、移転および効力について検討する。とりわけ、土地の使用・収益権の内容、存続期間の保障、権利の譲渡性などの点につき、地上権と永小作権とを比較し、その物権性の相違を確認する。ついで、これらの権利の現代的意義につき、例えば、区分地上権などの活用方法やその問題点をとり上げ、大深度地下利用に関する法規との関係も踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、地役権の設定、移転ならびに効力について検討する。とくに、地役権の具体的な活用方法、登記の方法と登記事項の範囲、要役地所有者は承役地所有者に未登記地役権を対抗しうるかなどの問題につき、地役権の特殊性も考慮に入れながら確認する。</p> <p>さらに、入会権の法的構造につき、入会団体と個々の入会権者との関係、入会権の行使方法、第三者に対する関係、入会権の今日的機能などについて検討する。</p>
第 1 2 回	<p>賃貸借の意義と賃貸借契約の成立・効果・終了【内田・II 163-235 頁、松尾・体系 328-349 頁】</p> <p>用益物権との対比において、賃貸借の意義と機能を確認したうえで、賃貸借契約の成立について検討を加える。とりわけ、賃貸借に関しては、借地借家法、農地法、その他の特別法が制定され、現実の賃貸借関係にも広範に適用されている。したがって、民法上の賃借権に関する基本原則が、これらの特別法によってどのように修正されているかという観点から、賃貸借の成立や存続期間をめぐる法的規制についての理解を進める。また、賃貸借契約の締結に際して授受される敷金や権利金の法的性質についても確認する。</p> <p>つぎに、賃貸借契約の成立により、賃貸人および賃借人はどのような権利・義務を負うかを検討する。また、賃借権の譲渡や賃借物の転貸をめぐる関連法規と判例・学説、不動産賃借権の第三者対抗力をはじめとする、賃借権の対外的効果についても併せて確認する。最後に、賃貸借の終了原因と終了時における様々な権利・義務関係の処理方法を理解する。</p>
第 1 3 回	<p>不当利得の意義と要件【内田・II 519-572 頁、松尾・体系 376-387 頁】</p> <p>民法典上は契約、事務管理、不法行為と並ぶ債権の発生原因の 1 つとされながら、その機能や位置づけの多様性から、「財産法のごみ処理場」とも言われる不当利得法について、その存在意義や機能を再確認し、理論的な整理を試みる。そのために、様々な種類の不当利得を類型化し、まずはその全体像を概観する。</p> <p>つぎに、不当利得の要件・効果につき、不当利得の類型に従って検討する。とりわけ、民法 II（財産法）では、侵害利得の類型に重点を置き、不当利得の返還義務の内容を、個々の事例を用いながら、具体的に分析する。</p>
第 1 4 回	<p>財産法 II（財産法）全般につき、知識を再確認、再整理するとともに、テーマ横断的な演習を行う。</p>
第 1 5 回	<p>試験</p> <p>複数の制度に跨る総合的な事例問題を出题し、これまでの授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、応用的な思考能力の定着度について確認する。</p>

授業科目名	民法Ⅲ（契約法）				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、契約法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずイントロダクションとして、契約の拘束力の根拠、契約の分類、債権の性質、履行と不履行、債権関係と信義則などを説明した後で、売買契約を念頭において契約法一般の原則を論じ、次いで贈与、請負などの典型契約を検討する。いわゆる債権各論の契約（総論・各論）の部分を中心とする。それに加えて、債権各論中の法定債権関係である事務管理と不当利得についてもここで取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、契約法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。本授業の修得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅴ（担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連している。これらの基礎的科目を修得することにより、2年次配当の「民法総合Ⅰ・Ⅱ」でのより高度な学習が可能となる。</p> <p>さらに、契約法は、民法以外の法分野の基礎をなす科目であり、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、選択科目の「労働法」、「知的財産法」、「保険法」、「信託法」などへの接続科目としての役割も期待される。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を主体にして行う。ただ、様子を見て、授業の最初に復習的な質疑応答の時間を設けたい。受講生は予習を行なう必要はない。むしろ、授業を前提にして、復習に力を注いで欲しい。</p> <p>なお、6で述べる授業内容は、2005年度のサンプルであり、一応の目安である。実際には、教科書の構成や内容に応じて、若干異なったものとなることが予想される。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>全体のテキストは、共通のものであるが（内田貴・民法Ⅱおよび民法Ⅲ）と、実際に使う教科書は現段階では未定である。春までに決定する予定である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>契約の意義と成立</p> <p>イントロダクションとして、契約の拘束力の根拠、契約の分類、債権の性質、履行と不履行、債権関係と信義則などについて説明を行う。歴史的な考察から、契約は、原則として私的自治の理念に従い当事者意思に基づいて形成されるが、同時に契約も社会的接触関係の一つであるから、信義則によっても規律されるという重層構造の理解に重点が置かれる。さらに、民法典が規定する契約成立に関する諸規定を概観する。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅱ）7頁～43頁。</p>
第2回	<p>債務の内容</p> <p>契約が有効に成立することを前提にして、契約から発生する各種の債務の内容について概観する。ここでは主として、民法典に規定のある債務内容について概観する。そして、債務がいかんして履行され消滅するのかについて、これも民法典の規定を概観する。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅲ）1頁～29頁、57頁～70頁。</p>
第3回	<p>債務の履行</p> <p>弁済、更改、免除、混同などの、債権消滅事由を概説する。さらに双務契約における履行問題として、同時履行の抗弁権や不安の抗弁権についても総合的に検討を行う。なお弁済による代位、相殺の担保的機能などについては、民法Ⅴ（担保法）で詳論する。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅲ）33頁～57頁、86～106頁。（内田・民法Ⅱ）47頁～58頁。</p>

第4回	<p>債務不履行</p> <p>債務の履行と対比して、債務の不履行という事象について概観する、詳細は民法Ⅳの範囲となるが、ここでは、契約法に関係する限りで、債務不履行要件とその効果を整理し、契約解除や危険負担制度への理解の橋渡しを行う。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅲ）107頁～109頁。（内田・民法Ⅱ）58頁～108頁。</p>
第5回	<p>契約各論概論1</p> <p>ここでは、売買を主とした有償契約と贈与を中心とする無償契約を対比させ、契約の成立ととりわけ担保責任を理解する。契約の成立と拘束力が有償契約と無償契約で何故区別されるのか、さらに、担保責任とは債務不履行責任といかなる関係に立ち、いかにして区別されるのかを理解する。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅱ）109頁～151頁、155頁～162頁。</p>
第6回	<p>契約各論概論2</p> <p>ここでは、消費貸借および役務提供型契約である雇傭、請負、委任、寄託その他の契約とされる組合、終身定期金および和解について、それら契約の意義と要件および効果を概観する。権利の移転を内容とする売買や贈与とはいかなる共通点と差異があるのか、それら角形役の固有性がどこにあるのかを理解することに努めたい。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅱ）237頁～296頁。</p>
第7回	<p>契約交渉、契約の成立と債務の構造</p> <p>ここから第2ステップへと進み、判例が取り組み、学説が対立する論点を中心に議論を進める。まず、いわゆる契約締結上の過失、信義則上の付随義務や保護義務の問題を整理しつつ、多様な契約上の債務を整理する債務構造論を俯瞰する。</p> <p>テキスト（内田民法Ⅱ）7頁～44頁、（内田・民法Ⅲ）11頁～29頁。</p>
第8回	<p>債務の履行</p> <p>履行の提供・受領遅滞・債権準占有者への弁済および同時履行の抗弁権といった契約の履行をめぐる諸問題について、判例や学説の意義やその差異について、詳細な検討を加えたい。債務の履行についてはもとより、債務不履行や契約解除に関する理解も必須の前提となる。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅲ）33頁～57頁、86頁～106頁、（内田・民法Ⅱ）47頁～58頁。</p>
第9回	<p>危険負担と契約解除</p> <p>危険負担と解除の意義、要件、行使、効果にわたって、解除制度を広く概観する。要件ではとりわけ提供や同時履行との関係、効果については、危険負担との関係や種類債務の特定との関係を意識しつつ、さらには不当利得と対比しつつ、原状回復の範囲を論じる。</p> <p>テキスト（内田民法Ⅱ）58頁～108頁、（内田・民法Ⅲ）17頁～22頁。</p>
第10回	<p>契約各論詳論</p> <p>売買と贈与における成立をめぐる問題と売買と請負における担保責任について詳細に検討する。ここでは、債務不履行一般論との関係も意識されなければならない。さらに、委任や組合を中心として、契約各論において議論される諸問題、とりわけ解約をめぐる議論を取り上げる。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅱ）109頁～162頁、255頁～268頁。</p>
第11回	<p>法定債権論</p> <p>ここでは、事務管理と不当利得について、議論される論点を取り上げつつ、とりわけ不当利得に関する全体を俯瞰することとしたい。そして、この回をもって本契約法が取り扱う全体を俯瞰できたものとする。</p> <p>テキスト（内田・民法Ⅱ）269頁～296頁、509～572頁。</p>
第12回	<p>消費者契約 消費者契約法</p> <p>ここでは、消費者法への橋渡しを兼ねて、消費者契約法の基本構造を概観する。</p>
第13回	予備1
第14回	予備2
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅳ（民事責任法）				
担当者名	平野 裕之				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業の目的は、法学未修者を対象に、①不法行為法(民法 709 条～724 条)、及び、②債務不履行責任(民法 412 条～422 条)の個々の規定(1 条～1 7 4 条ノ 2)の制度趣旨・意義・要件・効果を理解・習得させることにある。</p> <p>この 2 つは、民事責任として、損害賠償制度としてひと括りにされているが、それぞれ機能・趣旨が異なり、それぞれの責任の差を注意しながら比較を意識しながらそれぞれ考察し、最後には両責任の競合(いわゆる請求権競合論)も検討をしていく予定である。また、債務不履行責任の拡大という現象が認められるので、債務とは何か、付随義務などの問題も検討していく。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>不法行為は、民法総則の法人の不法行為の問題にも関連し、また、債務不履行については商法に特別規定がある。更には、債務不履行に対する免責の合意となると、消費者契約法にも関係してくる。そして、不法行為については、保険や社会保障制度などとの関係も考えることが必須である。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は必ず事前に講義範囲に関する予習を行い、講義内容についてある程度の基礎的知識を身につけたうえで授業に臨むようにすることを望む。</p> <p>授業は、一方的な講義形式になることを避け、少人数の演習形式のメリットを取り入れた形で行う。講師は適宜受講生に対して論点その他に関する質問を行い、受講生はその時点における知識を駆使して、その質問に対して即時的確かな応答を行うことで、当該問題に関する正確な理解と法的思考を錬磨する。1 時間の授業であるので、配布する教材に書いてあることをすべて扱うことは不可能である。そのため、教材に基づいて授業を進めるが、すべてを扱うわけではない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>①テキストとしては、講師作成のテキストを慶應義塾大学出版会により簡易製本した『民法Ⅳ民事責任法』を用いる。これは、授業の第 1 回目に配布するので、授業開始までの予習としては、不法行為と債務不履行に関する各自の教科書を読んでくる必要がある。未だ教科書を持っていない者は、内田貴『民法Ⅱ債権各論』『民法Ⅲ(債権総論・担保物権)』(東京大学出版会)を推薦しておく。②サブテキストとしては、配布する教材には別に判例教材が不要なように判例を詳しく載せているが、4 月までの自習としては、内田貴ほか『民法判例集・債権各論』(有斐閣)を使用しておくことよい。</p>
6. 授業内容(細目)	
第 1 回	<p>第 1 章 不法行為 I 不法行為の基礎理論から、1、不法行為とは何か、2、民事責任と刑事責任、3、過失責任主義とその修正を説明し、次いで、II 不法行為の基本的成立要件に入り、1、709 条の基本的不法行為の成立要件、2、自己の行為、3 故意または過失——行為義務違反 [1] 過失とは何かについて説明をしていく。</p>
第 2 回	<p>3 故意または過失——行為義務違反 [2] 過失の構造、[3] 故意について、4 違法性——過失の他にこのような要件が必要か [1] 権利侵害という要件の放棄、[2] 違法性概念の導入、[3] 違法性と過失の関係扱う。</p>
第 3 回	<p>[4] 過失と違法性についての各論——侵害される法益を基準としてについて説明をする。</p>
第 4 回	<p>5 損害の発生、6 不法行為責任の成立を阻却する事由の不存在 [1] いわゆる違法性阻却事由の位置づけ、[2] 正当防衛と緊急避難、III 不法行為責任の効果 1 損害賠償の方法 [1] 金銭賠償の原則、[2] 侵害行為の停止は権利の当然の保護として請求できる——差止請求権、2 金銭による損害賠償 [1] 損害の分類</p>
第 5 回	<p>[2] 損害賠償の範囲、[3] 損害賠償請求権者——間接被害者 3 損害賠償の調整 [1] 損益相殺、[2] 過失相殺、について説明をしていく。</p>
第 6 回	<p>4 その他の損害賠償の調整事由——被害者の身体的・精神的素因の斟酌 [1] 被害者の素因考慮の方法、[2] 考慮の可否・考慮されるべき被害者の素因、IV 損害賠償と相続 1 問題点、2 判例・学説の状況 [1] 相続肯定説、[2] 相続否定説——固有損害説 3 特定の救済——侵害行為の停止または予防請求権 [1] 差止請求の可能性、[2] 差止訴訟の具体例 4 不法行為責任の期間制限について説明する予定である。</p>

第7回	V 特殊な不法行為 1 失火責任——責任を軽減するもの 2 無能力者の監督責任 [1] 責任無能力者自身の免責 [2] 責任無能力者の監督者の責任 3 使用者責任 [1] 使用者責任の根拠と法的性質 [2] 使用者責任の成立要件、[3] 使用者責任の効果、4 請負の注文者の責任について説明をしていく。
第8回	5 土地工作物責任 [1] 土地工作物責任の意義と責任の性質、[2] 土地工作物責任の成立要件、[3] 工作物責任の効果、6 動物占有者の責任 7 共同不法行為 [1] 共同不法行為の意義 [2] 加害者不明の共同不法行為——719条1項後段の共同不法行為、[3] 狭義の共同不法行為——719条1項前段の共同不法行為について説明をする。
第9回	第2章 債務不履行に対する救済 第1節 債権の効力と履行の強制 1 債権の効力——債権者の権限 2 強制しえない債務——自然債務(不完全債務) 3 債権の強制的実現の方法 [1] 金銭債権とそれ以外の債権、[2] 直接強制——履行の強制方法1、[3] 代替執行——履行の強制方法2、[4] 間接強制——履行の強制方法3、第2節 債務不履行による損害賠償責任 I 債務不履行とは II 債務不履行による損害賠償責任 1 債務不履行責任の要件としての債務不履行 [1] 民法の規定と比較法について説明をする。
第10回	[2] 履行不能、[3] 履行遅滞、[4] 債務不履行があるか否かの判断を要する場合——不完全履行、[5] 信義則上の義務違反 2 債務不履行責任の要件としての債務者の帰責事由 [1] 比較法的な位置づけ、[2] 帰責事由の意義 [3] 債務不履行と帰責事由の関係——帰責事由の証明責任の問題を兼ねて 3 履行代行者・補助者の故意・過失について説明をする。
第11回	4 債務不履行責任の効果 [1] 金銭賠償の原則と損害の種類 [2] 損害賠償の範囲の確定 [3] 填補賠償額の算定時期 [4] 損害賠償についての調整 [5] 違約金・損害賠償額の予定及び免責条項について説明をする。
第12回	第3節 債務不履行と不法行為との関係 1
第13回	第3節 債務不履行と不法行為との関係 2
第14回	総復習 択一問題などを用いて知識の定着を確かめ、試験前に総合的な理解を深める。
第15回	試験 以上のような授業を通じて得た不法行為及び債務不履行の諸規定の位置づけ、ならびに、個々の規定の制度趣旨・要件・効果の内容を、有機的・体系的に理解し、応用可能となっているかどうかを問う目的で、複合する法領域の複数の論点が含まれた事例問題に対する論述式の試験を行う。

授業科目名	民法Ⅴ（担保法）				
担当者名	片山 直也				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、債権担保の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、一般債権の性質、責任財産概念、執行制度との関係を説明した後で、不動産担保、人的担保、動産担保・債権担保の順に解説を行う。さらに債権者代位権・詐害行為取消権などの責任財産保全の制度、相殺、債権譲渡など担保的機能を有する諸制度についても本授業で取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、債権担保に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、特に本授業は1年次の民法学習の集大成として位置づけられるので、本授業の修得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連しているが、特に、担保は、担保目的のために手段として用いられる法技術の高度性、利害関係人との法律関係の複雑性ゆえに、民法の中でも特に難解な領域だとされるので、第2セメスターに配当し、1年次の民法学習の集大成として位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、近時の担保制度をめぐる新たな動向（例えば事業の収益性に着目した資金調達のための担保制度の構築など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「金融法」や「金融法務WP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業は各回ごとに予めTKCで配布するレジュメに従って進行する。予習用のテキストとして、内田貴『民法Ⅲ（債権総論・担保物権）【第3版】』（東京大学出版会）を指定しておく（以下の各回の授業内容（細目）における頁数は同書の頁数を示す）。判例集として、瀬川信久他『民法判例集（担保物権・債権総論）』（有斐閣）を用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>担保とは何か？（テキスト193～198頁、333頁、383～384頁、519～520頁）</p> <p>イントロダクションとして、担保の意義、担保の種類、担保物権の効力などの基本的事項を説明する。ここではまず、一般債権の効力およびその限界（債権者平等の原則、債務者の財産処分自由）について、民事執行手続きの概要を図式的に示しつつ理解させることを出発点とし、それとの対比で、物的担保と人的担保の相違、担保物権の効力（優先弁済効、追及効）を把握することに力が置かれる。</p>
第2回	<p>責任財産の保全①（273～296頁）</p> <p>責任財産を保全する制度として、債権者代位権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。転用論についても言及する。</p>
第3回	<p>責任財産の保全②（296～331頁）</p> <p>責任財産を保全する制度として、詐害行為取消権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。倒産法上の否認権との関係にも言及する。</p>

第4回	<p>相殺（247～272頁）</p> <p>債権消滅制度の一つである相殺についても、実務上はその担保的機能が積極的に活用されている。いわゆる預金担保貸付などがそれである。相殺の要件、効果、特に差押えと相殺の関係に関する判例法理の展開を学ぶ。</p>
第5回	<p>不動産典型担保（1） 抵当権①（383～415頁、457～461頁）</p> <p>不動産典型担保として抵当権について3回の講義を予定している。まずは抵当権の法的性質、設定および本質的な効力について学習を行う。ここでは非占有担保としての抵当権の意義、抵当権の効力の及ぶ範囲、物上代位を中心に説明する。特に賃料債権への物上代位を肯定する判例法理の形成に注目したい。平成15年の法改正（371条の改正および担保不動産収益執行制度の導入）についても言及する。</p>
第6回	<p>不動産典型担保（2） 抵当権②（テキスト416～445頁）</p> <p>引き続き抵当権につき、抵当権侵害、抵当権と利用権の関係などの問題点を検討する。短期賃貸借保護制度、法定地上権制度などは、そもそも制度自体に対して、立法論的な批判がなされてきたところである。判例法理と同様に、近時の法改正論議も取り扱う。平成15年の法改正では、395条につき大幅な改正（短期賃貸借保護制度の廃止と明渡猶予期間の創設）がなされたので、改正前の状況と対比しつつ講述する。</p>
第7回	<p>不動産典型担保（3） 抵当権③、不動産質（445～457頁、472～486頁、488頁）</p> <p>抵当権のその他の問題点として、第三取得者の地位、抵当権の処分（転抵当、譲渡・放棄、順位の譲渡・放棄）について学んだ後、特殊な抵当制度として、根抵当、工場抵当、財団抵当、企業担保などについても説明する。なお平成15年の法改正により、滌除制度が廃止され、新たに抵当権消滅請求制度が新設された（378条以下）。改正前の状況と対比しつつ講述する。なお共同抵当の配当については、第13回の講義において、弁済による代位と関連づけて説明する。最後に、抵当権との対比で、占有担保としての不動産質にも言及を行う。</p>
第8回	<p>多数当事者の債権関係（367～381頁）</p> <p>人的担保について理解する前提として、債権総則上のいわゆる多数当事者の債権関係について学習する。まずは分割債権債務、連帯債務、不可分債権債務である。それぞれについて、対外関係、影響関係、求償関係を理解する。なお債務の共有的帰属、合有的帰属および総有的帰属についても言及を行う。</p>
第9回	<p>保証①（74～88頁、333～358頁）</p> <p>人的担保の代表である保証について学習する。まずは保証債務の性質・効力について学ぶ。求償関係については、あわせて弁済による代位を説明する。</p>
第10回	<p>保証②（358～365頁）、共同抵当（461～472頁）</p> <p>前回に引き続き、保証について解説する。連帯保証、共同保証、根保証などの特殊な形態について学ぶ。機関保証、身元保証などにも言及する。</p> <p>前回の弁済による代位の解説を踏まえて、共同抵当の配当についての論争点を整理する。</p>
第11回	<p>不動産非典型担保（519～539頁、547～533頁）</p> <p>所有権移転形式による担保形態である非典型担保の特徴について抵当権との対比しつつ学習する。まずは仮登記担保、買戻、再売買予約を概観する。次いで譲渡担保については、所有権移転構成と担保権的構成の対立を学びつつ、清算方法、受戻権、第三者との関係など判例法理を中心に検討を行う。</p>
第12回	<p>動産担保（487～550頁、520～545頁、554～558頁）</p> <p>種々の動産担保の形態を学ぶ。まずは典型担保としての動産質、次いで非典型担保としての、譲渡担保、所有権留保を取り扱う。特に譲渡担保については、いわゆる集合動産の譲渡担保が重要である。「集合物」概念の導入が可能か否かを検討する。なお動産・債権譲渡特例法にも言及を行う。</p>
第13回	<p>債権担保（487～491頁、496～497頁、546～547頁、203～223頁、546～547頁）</p> <p>債権譲渡制度の理解を前提として、種々の債権担保の形態を学ぶ。債権質、債権譲渡担保が中心となる。集合債権譲渡担保との関連で、動産・債権譲渡特例法にも言及を行う。さらに、代理受領など担保目的で用いられるその他の制度も横断的に分析する。</p>
第14回	<p>法定担保（501～518頁）</p> <p>最後に法定担保制度として、先取特権、留置権について学習する。</p>
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅵ（家族法）				
担当者名	犬伏 由子、常岡 史子				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>本授業は、法学未修者を対象として、家族法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、(1) まず、民法全体の中での家族法の位置づけを理解する。私的自治を前提とする民法の中であって、家族法は制度的あるいは公序の側面を持っており、戸籍制度や裁判制度（特に家庭裁判所）が家族法の中に組み込まれている。そこで、家族法の特徴・基本理念や戸籍制度との関係および家庭裁判所を通じた家族紛争解決手続について説明する。(2) ついで、男女関係についての家族法の規制内容について、夫婦関係の成立・効果、夫婦関係の解消（離婚）及び婚姻外の男女関係の順に検討する。(3) 近時、「子の権利」が強調されつつあるが、家族法の中での子どもの位置を親子関係を中心に検討する(4) また、(2) (3) で対象として家族関係を越えて、それ以外の親族関係者に対しても法が予定する支援体制としての後見制度や私的扶養制度について取り扱う。(5) さらに、人の死亡による権利義務の承継のシステムとしての相続制度の概略について基本的理解を習得する。相続による承継が死者（被相続人）と一定の親族関係にある者（相続人）によって行われること、被相続人の意思が相続においてどのように尊重されているのかなど、法定相続制度や遺言の意義を理解する。</p> <p>本授業の到達目標は、家族法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、家族関係は私たちの生活関係の基礎であり、家族内部であるいは家族外で、個人として権利義務関係にたち、この権利義務には当然に財産法上の権利義務が含まれる。したがって、具体的財産上の問題と家族法上の問題が関連することは現実にも多々見られることである。本授業は1年次の民法（財産法）の学習と並行して学習することにより、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅴ（担保法）」があり、相互に密接に関連している。特に、家族法は、個人と個人の間を中心とする民法の中であって、個人の具体的属性に注目する場合、もっとも基本的人間関係である家族関係を規律するものであり、財産法と異なる特徴が見られると同時に、夫・妻や親・子といった家族関係に伴う属性を持った個人として実際に財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題処理においては家族法の知識と財産法の知識が不可欠となる。そこで、1年次の第1 Semesterに配当し、複合的な問題を扱う「家族法総合」の基礎を形成するものと位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、現代家族の変化や家族法改正をめぐる状況についても説明し、子供や女性の人権に対する学生の関心を喚起することにより、選択科目である「ジェンダーと法」などへ誘うように心掛ける。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>本授業では、家族法に関する基礎的かつ体系的知識の習得と、現実が生じる具体的な問題の処理能力を身につけることを目指している。そこで、受講生には、各回の授業のポイントや、テキスト等の該当頁、関連判例などを指示するので、必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨む必要がある。授業では、講師の説明に対する受講生の理解度を確認し、家族法に対する知的関心を喚起するために可能な限り双方向の質問の時間を設けたいと考えている。さらに、受講生の基礎的知識の理解の正確さが確認するための小テストも試みたいと考えている。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>テキストとして、二宮周平『家族法（第2版）』（新世社、2005年）を用いる（授業内容欄に該当頁を挙げておいたが、進行によっては多少の変更がある）。判例集として、久貴忠彦ほか『家族法判例百選（第6版）』（有斐閣）川井健他『新判例マニュアル民法Ⅴ』（三省堂）などを参照する。参考文献などについては、授業の際、適宜紹介する。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	
<p>第1回</p>	<p>家族法とは何か。(テキスト1～34頁,264～276頁)</p> <p>民法全体の中での家族法の位置づけについての理解を進めるために家族法の特徴、基本的概念について説明する。まず、家族法の理念や家族法の成り立ち、家族法の要式行為性と戸籍制度の関係、家族紛争解決手続きについてのアウトラインを示しつつ、個別の問題処理の方向性を把握できる能力を身につけることができるようにする。</p> <p>婚姻の成立(36～54頁)</p> <p>家族関係形成のスタートとして位置づけられている婚姻についての基礎知識を理解する。まず、婚姻の成立に関して、成立の方式に関する形式的要件、次に、実質的要件に関する婚姻意思および婚姻障碍のそれぞれが持つ意味内容について検討する。さらに、成立要件に違反する場合について、婚姻の無効・取り消しによる処理方法の特徴について学ぶ。特に、民法総則の無効・取り消しの理論と家族法上の理論との異同について理解する。</p>
<p>第2回</p>	<p>婚姻の効果(55～77頁)</p> <p>婚姻関係にある男女にはどのような権利義務関係が発生するかについて、身分上の効果と財産上の効果について検討し、個人の尊厳や両性の平等という観点から、民法改正案が提案されていることについても触れる。</p>

第3回	<p>婚姻の解消－離婚（78～138頁）</p> <p>夫婦双方の生存中にも婚姻関係の解消を認める離婚という制度について、離婚の方法・種類、手続について説明し、離婚についての国家によるコントロールのあり方を考える。同時に、離婚の効果を学ぶことにより、離婚による不利益が離婚配偶者や未成年の子に及ばないようにするための法制度について検討する。</p>
第4回	<p>婚姻外の男女関係（139～155頁）</p> <p>届出婚主義のもとで、婚姻届を出していない男女関係について、どのような法的効果が認められるのかを考えてみる。ここでは、民法上に規定されていない関係である。婚約及び内縁・事実婚について、学説判例などによりどのような法的効果が認められているのか理解する。</p>
第5回	<p>親子関係の成立－実子（156～190頁）</p> <p>血縁関係を基礎とする実親子関係の成立について、基本的枠組みを理解する。まず、親が法律婚関係にある場合の親子関係の成立についての嫡出推定制度について理解し、次に、法律婚以外の男女関係から生まれた婚外子（非嫡出子）と父および母との親子関係について、認知制度の意味および内容を把握する。</p>
第6回	<p>親子関係の成立－養子（191～213頁）</p> <p>血縁に基礎をおかずに親子関係の成立を認める養子制度について、普通養子と特別養子の対比しながら説明する。まず、普通養子の成立要件、および解消手続である離縁制度について理解した上で、特別養子制度の特徴を成立・効果・解消といった側面から把握する。さらに、人工生殖技術による出生子の法的地位についても触れる。</p>
第7回	<p>親子関係の法的効果－親権（214～239頁）</p> <p>未成年子と親との間の法的関係の中心である親権制度について説明する。まず、親権制度が未成年子の成長発達をサポートするための制度であることを身上監護権により理解し、子の財産関係について、親権者の財産管理権の持つ意味について、利益相反行為を中心に検討する。さらに、親権以外の法的効果として、子の氏と戸籍、扶養義務についても触れる。</p>
第8回	<p>後見・保佐・補助制度および扶養義務（240～262頁）</p> <p>未成年後見制度および成年後見制度について説明する。特に、高齢社会の中で成年後見制度についての1999年の法改正による新制度の内容・特徴について理解する。さらに、夫婦間や親が未成年子に対して負う扶養義務以外に民法上課せられている親族扶養義務の内容や具体的扶養紛争処理の論点について学ぶ</p>
第9回	<p>相続法の基礎（278～292頁）、法定相続人・相続分（293～299頁）</p> <p>相続制度の基本的概念について説明する。まず、法定相続と遺言制度の関係、相続の根拠について学び、法定相続人の種類や順位、相続分、相続資格など法定相続の基本的ルールを把握する。</p>
第10回	<p>相続の効力－相続財産（315～326頁）、相続財産の管理（327～335頁）</p> <p>死亡した被相続人の財産のうち、何が相続の対象となるのかについて学び、次に相続財産の管理に触れる。個別的権利義務のうち、相続の対象財産に含まれるもの、および、相続対象財産とすることについて議論のあるものについて説明し、相続対象財産の範囲についての論点を把握する。ついで、相続開始後の遺産共有状態にある相続財産の管理について理解する。</p>
第11回	<p>相続分と遺産分割（342～377頁）</p> <p>相続財産の承継を最終的に確定する遺産分割手続に至るまでの過程を理解する。相続開始後、相続財産は相続分に応じた遺産共有状態におかれ、遺産分割を経て相続人に帰属することになる。そこで、まず、相続財産について相続人が持つ相続分について、法定相続分・指定相続分および具体的相続分について基礎的理解に努める。次に、遺産共有に含まれ、遺産分割の対象財産となる財産や分割方法についても説明する。</p>
第12回	<p>相続の承認・放棄(299～311頁)、相続人の不存在（311～314頁）、相続回復請求権（335～341頁）</p> <p>相続の当然承継主義の原則に対して、相続人側の相続に関する選択権や相続財産の清算が行われる場合があることを学ぶ。まず、相続の承認・放棄の意義について把握する。また、相続財産が債務超過の場合を中心とする清算手続として、限定承認や財産分離制度の意義・内容について理解する。さらに、相続人の指定が認められていない日本法において、相続人が不存在である場合に相続財産の処理をどうするのかを学ぶ。さらに、相続人がいわゆる表見相続人により相続財産を侵害された場合の相続回復請求権について説明する。</p>
第13回	<p>遺言（378～423頁）</p> <p>遺言制度の意義や基本的ルールを学ぶ。まず、遺言の方式、次に、法定事項に限られている遺言事項について特に、遺贈を中心に理解し、遺言執行におよぶ、遺言による相続関係処理の概略を把握する。</p>
第14回	<p>遺留分制度（424～459頁）</p> <p>相続人に対する最低限度の相続分として保障されている遺留分制度の基礎を学ぶ。遺留分権の確保においては、遺留分額および侵害額の算定をした上で、遺留分減殺請求権の行使を行うことになるが、その過程において問題となる特別受益・寄与分との関係、遺留分減殺請求の方法や効力などを理解し、遺留分制度の概略を把握する。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>これまでに授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、トータルな問題処理に向けての能力を問うため、授業範囲内の複合的な事例問題を出题する。</p>

授業科目名	民法総合 I				
担当者名	(研究者教員) 片山 直也、鹿野 菜穂子、北居 功、平野 裕之、 松尾 弘、武川 幸嗣 (実務家教員) 岡部 喜代子、栗林 美保、佐貫 葉子、島田 真 琴、豊泉 貫太郎、長島 良成、堀口 磊藏				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「民法総合 I・II」は、学者教員と実務家教員が共同で行う画期的な授業である。教材としては、実務、とくに裁判例から厳選し、それを元に独自に作成したものを用いる。その主眼は、実践に用いることのできる形での理論の重要性を認識し、実際にもそれを身につけることを目標とする。そして、(1)第 1 ステップの基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を習得する一方で、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の定着と応用能力の涵養を相互にフィードバックさせながら、一層深めることを目的としている。また、(3)関連裁判例の事案の詳細な分析をおとして、事実認定の方法や、事実関係の整理の仕方をも習得し、第 3 ステップの民法総合の履修に備えた基礎的な知識や技能を習得することも目指している。それらを通じて、(4)法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。</p> <p>「民法総合 I」では、法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。それは、基本的問題と先端的問題を織り交ぜながら、主要な判例・学説の適切な整理ができること（＝「現行法」の把握能力）を前提とする。のみならず、法規や判例が欠けている新たな問題への対応能力、つまり法規創造能力を涵養する。これがいわゆるリーガルマインドといわれるものの本体部分であるが、その核心部分に位置づけられるのが本科目である。教材ならびに扱うテーマもその観点から、多様なものを含んでおり、それを通じて学生には法律家として最も求められる「自分で考える」能力が養われることになる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合 I」は、基本科目「民法 I～IV」における民法の基礎的知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合 II」との対比でいえば、法律行為、契約、物権変動および不法行為の基本的な問題につき、多角的な視角から分析できる基礎的な能力を育成することに主眼が置かれている。その際、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、自分で新たな法を発見することのできるような力量を身につけることが目標とされている。その意味で、本科目は、「民法総合 II」ならびに「民法総合」の履修に必要な知識と技能を習得するという非常に重要な課目なのである。</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答案を予め準備して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答案を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>【テーマ】 マンション売買（日照・眺望瑕疵）</p> <p>リゾートマンション売買において、買主が期待していた日照・眺望を享受できない場合における、売主に対する救済手段につき、総合的に検討する。錯誤・詐欺の成否が中心となるが、瑕疵担保責任、情報提供義務違反、さらには消費者契約法上の救済なども射程に含め、適宜場合分けをしながら救済手段の内容・可否について整理を進める。契約の解消（無効・取消し・解除）のみならず損害賠償請求の可否にも考慮を及ぼしながら、多角的な分析を行う。</p>
第 2 回	<p>【テーマ】 94条2項、110条類推適用</p> <p>参考判例 ①最判昭和45年11月19日 最高裁判所民事判例集24巻12号1916頁・判時616号63頁 ②最判昭和43年10月17日 最高裁判所民事判例集22巻10号2188頁・判時540号33頁</p> <p>学習すべき事項 1. X, Yの請求及び主張の整理</p>

	<p>2. 仮登記の意義、効力</p> <p>3. 売買契約、譲渡担保契約の事実認定</p> <p>4. 94条2項、110条の類推適用の可否。</p> <p>5. Xの過失、Yの帰責事由の立証責任及び認定方法</p>
第3回	<p>【テーマ】代理権の濫用</p> <p>商社間における売買契約において、担当社員が架空売買を行ったという事例を取り上げ、当事者双方の生の言い分を法的にどのように構成していくかを検討する。その検討を通じて、個別代理と包括代理の違い、民法54条と表見代理との異同、民法101条の法意、代理権の濫用と無権代理の異同等、法律行為や代理に関する基本的な知識の確認をする。</p>
第4回	<p>【テーマ】契約の自由</p> <p>慶應義塾の提携校であるパリ第1大学（フランス）からローラン・エネス教授を招聘し、契約法をテーマにフランス法、EU法の新たな動向についてレクチャーを受け、「契約自由の原則」、「原因論」などの契約法の基本理念と関連づけて議論を行う。</p>
第5回	<p>【テーマ】時効・相続と登記</p> <p>1) 自主占有か他主占有か曖昧な状態が継続した後の所有権争いを取り上げ、自主、他主占有を裏付ける事情を検討するとともに、時効の効果、登記との関係を理解する。参照：最判平成7年12月15日民集49巻10号3088頁など。</p> <p>2) 被相続人が共同相続人に対してなした、一見矛盾する生前贈与及び遺贈、あるいは共同相続人1人にした包括遺贈、「相続させる」旨の遺言を残した後に生ずる紛争等を取り上げ、相続と登記の関係を考える・参照：最判昭和46年11月16日民集25巻8号1182頁など。</p>
第6回	<p>【テーマ】賃貸人の地位の移転</p> <p>賃貸人が賃貸不動産の所有権を第三者に譲渡し、自らは賃貸人として留まった場合の問題を扱う。転貸借や賃貸人の移転に関する基本的法理と既存判例を踏まえて、未だ判例のない分野にいかに関わり向かうか、思考力がためされることになる。</p>
第7回	<p>【テーマ】即時取得・動産物権変動</p> <p>所有権留保売買における転得者保護に関する事例を素材としながら、即時取得の要件（善意無過失の意義・立証責任、占有改訂による引渡し・指図による占有移転と即時取得の成否）および効果（使用利益の帰属）に関する理解の深化を図る。応用事例として、第三者が譲渡担保権者であった場合を想定しながら、所有権留保と譲渡担保という担保手段の衝突・優劣についても考察する。</p>
第8回	<p>【テーマ】人にあることを頼んだ後に死亡したら</p> <p>ある一定の事柄を人に頼んだ後で、本人が死亡した場合の法律関係について多角的に論じる。</p>
第9回	<p>【テーマ】契約の解除</p> <p>複合的給付を目的とする契約につき、契約構造の分析を行いながら、その契約上の一つの債務不履行を根拠とする契約解除（一方の契約上の債務不履行を理由とする他方の契約の解除）の可否および要件を検討する。平成8・11・12民集50巻10号2673頁を素材とする事例をもとに考察を行うが、解除のみならず、損害賠償あるいは代金減額の成否なども視野に入れた総合的な分析を行う。</p>
第10回	<p>【テーマ】不法原因給付</p> <p>近時社会問題となっているいわゆる「ヤミ金」に関する下級審裁判例を素材に、公序良俗・不法原因給付の本質、要件および効果について考察する。</p>
第11回	<p>【テーマ】不法行為（電通事件）</p> <p>労働者が過労によりうつ病になり、それが原因で突発的に自殺をはかったが、死なずに障害を残したという事例を扱う。債務不履行による構成と不法行為による構成を比較しそれぞれの利点を比較検討しつつ、また、被害者側の心因的要因による自殺であるとして、722条2項の類推適用により損害賠償額の減額が妥当なのかどうかといったことを議論する。</p>
第12回	<p>【テーマ】無権代理と相続</p> <p>いわゆる無権代理人の地位と相続の問題について、他人物売買の売主の地位の相続の問題と対比しつつ、判例法理を分析し、判例がない部分について、どのように考えるべきかを考察する。</p>
第13回	<p>【テーマ】不動産売買（瑕疵担保）</p> <p>オフィス用物件の売買において、当該物件につき①過去に自殺があったとき ②買主の期待していた電気容量が不足していたとき、買主として如何なる主張ができるか、また ③売買代金が相場に比べ割安だったときの問題 ④「隠れた」とは何かを考え「瑕疵」とは何かもまたその救済方法を多面的に検討する。</p>
第14回	<p>【復習】</p> <p>第1回～第13回までの授業において習得した知識を再確認し、論争点を整理するとともに、さらに不十分な点を補完し、議論を進化させる。</p>
第15回	<p>【試験】</p> <p>各回の課題事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

授業科目名	民法総合Ⅱ				
担当者名	(研究者教員) 片山 直也、金山 直樹、鹿野 菜穂子、北居 功、平野 裕之、武川 幸嗣 (実務家教員) 加々美 光子、栗林 美保、澤田 和也、長島 良成、福井 琢、三上 雅通				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「民法総合Ⅰ・Ⅱ」は、研究者教員と実務家教員が共同で行う画期的な授業である。教材としては、実務、とくに裁判例から厳選し、それを元に独自に作成したものを用いる。その主眼は、実践に用いることのできる形での理論の重要性を認識し、実際にもそれを身につけることを目標とする。そして、(1)第1ステップの基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を習得する一方で、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の定着と応用能力の涵養を相互にフィードバックさせながら、一層深めることを目的としている。また、(3)関連裁判例の事案の詳細な分析をおとして、事実認定の方法や、事実関係の整理の仕方をも習得し、第3ステップの民事法総合の履修に備えた基礎的な知識や技能を習得することも目指している。それらを通じて、(4)法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。</p> <p>「民法総合Ⅱ」は、「民法総合Ⅰ」の延長線上にあるが、どちらかといえば実践的な紛争解決能力を養うことを主眼とする。学生は、取引実務や裁判の流れを視野に入れながら、法が生きて機能する場面を念頭にいた上で実体法たる民法を学ぶという体験をすることになる。基本的問題と先端的問題を織り交ぜながら、主要な判例・学説の適切かつ明快な整理とともに、法規や判例が欠けている問題への実際的な対応能力を涵養する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合Ⅰ・Ⅱ」は、基本科目「民法Ⅰ～Ⅳ」における民法の基礎的知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合Ⅰ」との対比でいえば、分野としては、債権総論、担保、特殊な契約、不当利得および団体などを取り上げつつ、「民法総合Ⅰ」において養成された事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力をさらに発展させ、総合的な能力を育成するとともに、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、「民事法総合」の履修に必要な知識と技能を習得することも念頭に置いている。</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答を予め用意して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>【テーマ】請求権競合</p> <p>宅急便を用いた運送契約における運送物の滅失の事例について、債務不履行と不法行為の請求権競合を論じ、免責条項の第三者への効力などの問題も議論する。</p>
第2回	<p>【テーマ】多数当事者の債権関係</p> <p>数筆の土地賃貸借契約において、一方の当事者が死亡した場合の債権債務関係をどのように考えるべきか、賃貸人としての地位自体の問題と賃料請求権の帰属を別個に考えるべきか等の問題を通じて、多数当事者の債権関係について学ぶ。</p>
第3回	<p>【テーマ】クレジット契約</p> <p>他人名義でのクレジット契約をめぐる法律関係について問う。まず、契約当事者の確定に関する一般論を前提に、他人名義の契約における契約当事者は誰かにつき、名義冒用型、名義詐取型、名義貸与型の違いを考慮に入れながら考察し、また、立替払契約の仕組みと抗弁の対抗（割賦販売法30条の4、29条の4第2項）の意味につき確認した上で、当該事例における契約の成否と当事者、錯誤無効、民法93条ただし書の適用ないし類推適用、抗弁対抗等の可能性につき、具体的な検討を加える。</p>

第4回	<p>【テーマ】 売買目的物を全部を引き渡してもらわない場合の法律関係 教科書や判例のないような事例において、引き渡し前に盗難にあった場合等を素材に、そこでの法律関係を分析する力を養う。</p>
第5回	<p>【テーマ】 寄付 寺院に対して大寺院建設のために寄付をした者が、大寺院の建設が撤回されてしまった事例について、どのような法的救済を受けられるのかを検討してもらう問題である。</p>
第6回	<p>【テーマ】 請負瑕疵担保責任と同時履行の抗弁権 請負契約における請負人の瑕疵担保責任の法的性質、一般債務不履行との関係、とりわけ一般債務不履行責任から瑕疵担保責任へと移行する契機とされる仕事の「一応の完成」概念について検討を加え、建替費用の賠償問題を通じて、その機能と限界を理解する。さらに、請負人が注文者に対して報酬の支払いを請求した場合に、注文者が修補に代わる損害賠償を主張して報酬の支払いを拒絶するとき、それが認められるための要件、抗弁が認められる範囲、最終的な相殺による清算と遅延賠償の起算点について、最高裁判所判例を素材に検討を加える。そうした検討を通じて、注文者に認められる抗弁がいかなる性質の抗弁であるのかについて、理解が深まることを目指す。</p>
第7回	<p>【テーマ】 人の子供を預かったけれども…… 預けられた子供が怪我をした場合の法律関係について、多角的に検討する。</p>
第8回	<p>【テーマ】 抵当権の追及効 抵当権設定後に取り付けられた舞台装置に譲渡担保が設定され、さらにその担保権実行により同装置が搬出された場合を取り上げ、抵当権の及ぶ範囲、譲渡担保との関係、追及効、侵害に対する効力を考える。更に、付属建物、借地権に及ぶ抵当権の効力についても検討する。参照：東京高判昭53年12月26日判タ383号109頁、同平15年3月25日判時1829号79頁</p>
第9回	<p>【テーマ】 物上代位 抵当不動産の賃貸借事例を題材に、前提問題としての目的不動産の物件変動と賃料債権の帰趨の法律関係を押さえながら、近年最高裁判例が相次いで出された賃料債権を債権回収の目的とする抵当権者と一般債権者等との優劣など抵当権に基づく物上代位の要件、効果に関する理解を深める。</p>
第10回	<p>【テーマ】 債権譲渡・相殺 債権譲渡と相殺との関係につき、相殺の担保的機能がどのような要件の下で、どこまで認められるかという観点から、検討を加える。また、その際には、差押えと相殺、債権の転付命令と相殺および債権質と相殺など、類似の問題との異同にも注意しながら、解釈論を整理する。</p>
第11回	<p>【テーマ】 共同抵当および弁済による代位 弁済による代位の制度（民法500条以下）と共同抵当における代価の配当の制度（392条）をめぐる複雑な法律関係を分析し、判例法理を整理する。具体的には、代位者の二重資格の問題、担保保存義務と放棄をめぐる問題などを取り上げる。</p>
第12回	<p>【テーマ】 共有 共有不動産について全く実体上の権利を有していないにも拘わらず、共有持分について不実の移転登記を了している者に対し、他の共有者は抹消登記手続を請求できるかという事案に関する最高裁平成15年7月11日判決（判時1833号114頁）を素材にして、持分権の法的性質や、抹消登記、更正登記等の登記手続についての基本的知識の理解を深める。</p>
第13回	<p>【テーマ】 権利能力なき社団 ある団体が、組合とされるか、社団とされるかで、法的扱いがどう異なってくるのか、債務、権利の両面から比較的に検討してもらう問題である。</p>
第14回	<p>【復習】 第1回～第13回までの授業において習得した知識を再確認し、論争点を整理するとともに、さらに不十分な点を補完し、議論を深化させる。</p>
第15回	<p>【試験】 各回の課題事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

授業科目名	商法 I				
担当者名	山本 爲三郎				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているので、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>本授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅱと合わせて、商法の大部分がカバーされる。「商法Ⅰ・Ⅱ」の修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした商法科目として本授業の他、「商法Ⅱ」が設置されている。「商法Ⅰ」は会社法、「商法Ⅱ」は商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とする。</p> <p>なお第3 Semester以降には、「商法総合」や「企業法務B P・WP」のほか、「保険法」等が設置されており、商法Ⅰの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テスト等によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p> <p>なお、会社法は習得すべき知識量に比較して割当時間が著しく少ない。効率的に内容の濃い授業を行うために、必ず十分な予習を心がけて欲しい。予習の便宜を図り、レジュメは当該授業の1週間以上前に配布するようにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>山本爲三郎『会社法の考え方<第5版>』（八千代出版、2005年）をテキストとし、レジュメをサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。なお、上記テキストは今秋までに改定される可能性がある。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>会社法総論Ⅰ：（第1章・第4章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の種類：株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社） ・社員の責任、社員変動の閉鎖性、業務執行権限、代表権限 <p>ガバナンスⅠ：（第14～15章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の運営・経営・管理機構の構成（株主総会＋） 選択の幅：組合せの多様性 ※公開会社、大会社 ・株主総会① 権限、定時株主総会・臨時株主総会 ※なお、（第☆章）は、会社法の考え方<第5版>。以下、同様。 <p>ガバナンスⅡ：（第14～18章）</p> <p>株主総会②</p> <ul style="list-style-type: none"> 招集：招集・招集通知の発信、招集手続の省略 株主提案権 みなし総会決議（株主総会開催の省略） 株主総会議長、取締役等の説明義務 一株一議決権原則、会社間の株式相互保有規制：議決権基準・支配力基準 ※子会社・親会社 議決権の代理行使：議決権の代理行使制限、議決権代理行使の勧誘 書面投票制度、電子投票制度 株主総会決議：通常決議（普通決議） ※総会屋と利益供与禁止 株主総会決議の瑕疵：株主総会決議取消の訴え：決議取消原因、裁量棄却、決議取消判決の効力、株主総会決議取消訴訟と訴えの利益 ：株主総会決議の無効、不存在

<p>第3回</p>	<p>ガバナンスⅢ：(第19～20章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役・執行役 <ul style="list-style-type: none"> 取締役の資格・選任・員数・任期・終任 ※累積投票制度 補欠取締役、取締役欠員の場合の処置 執行役 ・会社の業務執行と代表 <ul style="list-style-type: none"> 取締役と取締役会 業務執行権限と代表権限の関係 並立機関説、派生機関説 代表取締役、業務担当取締役、(代表)執行役 常務会、執行役員、社長、専務、CEO 最高経営責任者、COO 最高執行責任者 会社使用人：包括的代理権 法令遵守体制・内部統制システム
<p>第4回</p>	<p>ガバナンスⅣ：(第20～21章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置会社：取締役会(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)——執行役 ・代表機関の代表行為 <ul style="list-style-type: none"> 選任・選定、代表権限の性質 代表権限濫用行為、表見代表取締役・表見代表執行役 ・取締役・執行役と会社の関係① <ul style="list-style-type: none"> 取締役・執行役の会社に対する善管注意義務・忠実義務 委任関係、経営判断の原則 (business judgement rule) 取締役・執行役と会社の利益相反取引 取締役・執行役の競業禁止義務
<p>第5回</p>	<p>ガバナンスⅤ：(第22～23章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役・執行役と会社の関係② <ul style="list-style-type: none"> 取締役の報酬 取締役任用契約(委任関係)の原則無償性、報酬決定権限、退職慰労金 ・取締役・執行役の責任 <ul style="list-style-type: none"> 取締役・執行役の会社に対する責任(会423条1項責任) 任務懈怠責任、会423条1項責任の免除(原則) 軽過失による会423条1項責任の一部免除：株主総会特別決議、定款規定・取締役過半数(取締役会決議)、定款規定・社外取締役責任限定契約 会社による取締役・執行役の責任を追及する訴え 株主代表訴訟 <ul style="list-style-type: none"> 株主の監督是正権、担保提供命令、補助参加、裁判上の和解 取締役・執行役の違法行為に対する差止請求 株主、業務執行権限を有する監査役、監査委員 取締役・執行役の第三者に対する責任 会429条1項責任の性質：特殊不法行為責任 名目的取締役、表見取締役
<p>第6回</p>	<p>ガバナンスⅥ：(第24章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行に関する監督・監査 ・監査役：権限(違法性監査・妥当性監査)、会計監査権限に限定 <ul style="list-style-type: none"> 兼任禁止(顧問弁護士、横すべり監査役) 補欠監査役 ・監査役会：社外監査役、常勤監査役 ・会計監査人：公認会計士または監査法人 <p>ファイナンスⅠ：(第25章・第4章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の計算① <ul style="list-style-type: none"> 計算書類：貸借対照表・損益計算書・株主持分変動計算書、事業報告 以上の附属明細書 臨時計算書類、連結計算書類 資本の制度 <ul style="list-style-type: none"> 資本原則：資本充実・維持原則、資本不変原則 資本金・準備金、剰余金

<p>第7回</p>	<p>ファイナンスⅡ：(第25章・第8章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の計算② <ul style="list-style-type: none"> 会計参与：公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人 計算書類の監査・承認：監査役・監査委員会・会計監査人の監査（監査報告・会計監査報告を作成）→取締役会の承認→定時株主総会の承認 資本金、準備金 <ul style="list-style-type: none"> 株主総会特別決議と債権者保護手続（資本不変原則＝資本減少制限原則） 剰余金の分配 <ul style="list-style-type: none"> 剰余金：資産総額（＋自己株式の帳簿価額）－負債総額・資本金・準備金 剰余金の配当規制：純資産額300万円以上、分配可能額以下 現物配当、中間配当 剰余金分配規制違反の責任 ・株式の意義、株主の権利 <ul style="list-style-type: none"> 単位としての株式、株式社員権説（自益権と共益権）、株主平等原則：株主優待制度
<p>第8回</p>	<p>ファイナンスⅢ：(第9～12章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類株式 <ul style="list-style-type: none"> 剰余金配当、残余財産分配に関する種類株式 普通株式・優先株式・劣後株式 配当優先株式：参加的配当優先株式、累積的配当優先株式 トラッキング・ストック tracking stock 議決権制限株式、株式譲渡の取得承認に関する種類株式、取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式、全部取得条項付種類株式 種類株主総会 ・株式併合・分割 ・単元株 ・株券：株券の効力発生時期、株券失効制度 ・株式譲渡：譲渡当事者間の合意、株券発行会社（株券交付） <ul style="list-style-type: none"> 株式振替制度利用会社（振替株式） ← 株券保管振替制度
<p>第9回</p>	<p>ファイナンスⅣ：(第12～13章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿：意義、株主名簿管理人 <ul style="list-style-type: none"> 名義書換の効果：対会社株主権対抗力、株主権推定力（資格授与の効力）、会社免責力、第三者対抗要件 名義書換未了株主の法的地位：対会社 <ul style="list-style-type: none"> 名義書換未了株主（株式譲受人）と名義人（株式譲渡人） 名義書換の不当拒絶 基準日 定款による譲渡制限株式の設定 ・株式譲渡の制限 <ul style="list-style-type: none"> 会社・株主間の契約による株式譲渡の強制 株券発行前の株式譲渡
<p>第10回</p>	<p>ファイナンスⅤ：(第13章・第26章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己株式の取得規制 <ul style="list-style-type: none"> 会156条による規制 会155条が認める場合 取得規制に抵触する自己株式の違法取得行為の効果 保有自己株式の法的地位 保有自己株式の消却・売却 子会社による親会社株式取得の禁止 不適法な自己株式取得による損害 ・株式会社の資金調達 <ul style="list-style-type: none"> 募集株式の発行：募集事項の決定、株主割当、株主以外の者に対する募集株式の有利発行 新株発行・自己株式処分との差止 新株発行・自己株式処分の法的性質と一体性 新株発行・自己株式処分の無効の訴え
<p>第11回</p>	<p>ファイナンスⅥ：(第26章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 ・社債：社債と株式、短期社債、新株予約権付社債 <ul style="list-style-type: none"> 社債権者集会、社債管理者 <p>企業再編Ⅰ：(第5章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の設立：準則主義、発起設立と募集設立 <ul style="list-style-type: none"> 会社設立の法的性質、同一性説 会社設立行為（法律要件）・定款（意思表示）：法律行為→会社成立

第12回	<p>企業再編Ⅱ：(第6～7章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款、公証人の認証 <ul style="list-style-type: none"> 絶対的記載・記録事項、発行可能株式総数=授權資本 相対的記載・記録事項、公告、電子公告、決算公告 ・危険な約束(変態設立事項)：現物出資、財産引受、発起人の報酬・特別利益、設立費用 ・払込の仮装(預合、見せ金) ・設立に関する責任、擬似発起人 ・設立無効の訴え、会社設立取消の訴え、会社の詐害設立取消の訴え
第13回	<p>企業再編Ⅲ：(第27章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業結合① <ul style="list-style-type: none"> 合併：吸収合併、新設合併 合併契約、簡易合併・略式合併(吸収合併) 合併無効の訴え 会社分割：吸収分割、新設分割 株式交換・株式移転 事業譲渡 <ul style="list-style-type: none"> 事業譲渡会社の競業避止義務 商号を続用する事業譲受会社の責任
第14回	<p>企業再編Ⅳ：(第27章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業結合② <ul style="list-style-type: none"> 事業譲渡 <ul style="list-style-type: none"> 事業譲渡会社の競業避止義務 商号を続用する事業譲受会社の責任 <p>会社法総論Ⅱ：(第2～3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の法人性：法人格否認の法理 ・会社の能力：定款の目的による権利能力の制限、会社の行為能力・不法行為能力
第15回	試験

授業科目名	商法Ⅱ				
担当者名	宮島 司				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>商法総則・商行為法においては、商法の基礎となる商人概念および商行為概念について、その基本を理解すると共に、必要な範囲での応用力が形成されることを目指し、さらに商法全般に通ずる商法的な考え方の育成に努める。手形・小切手法においては、商取引の道具として最も重要な手形・小切手制度について、その法制度を中心に基本を理解してもらうと共に、手形・小切手法学に現わされている法律解釈学の面白さに触れてもらうことができると考えている。</p> <p>本授業の到達目標は、商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅰと合わせて、商法の大部分がカバーされる。商法Ⅰおよび商法Ⅱの修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした商法科目として、本授業の他、会社法を対象とする「商法Ⅰ」が設置されている。</p> <p>なお、第3セメスター以降には、「商法総合」や「企業法務BP・WP」の他、「保険法」等が設置されており、商法総則や商行為法を対象とした商法Ⅱの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。質問への応答の程度等を勘案しつつ、受講生の理解度を確認しながら授業は進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>手形・小切手法については、宮島司『やさしい手形法・小切手法（第二版）』（法学書院、H16）をテキストとして使用する。商法総則・商行為法については、最初の授業の時に何冊か参考書を紹介する。また判例百選（『手形小切手判例百選（第六版）』および『商法（総則・商行為）判例百選（第四版）』）も頻繁に参照する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>商法の位置づけ・商法の意義 全法体系の中で商法がどのような位置付けにあり、どのような方向に商法が向かっているかを考える。また実質的意義における商法を企業法ととらえる通説立場の理解を通じ、商法とは何かを考察する。</p> <p>商法の法源 商法1条の存在意義を考えながら、各種の法源についての解説を行う。特に、普通取引約款の拘束力。</p> <p>商行為 商人概念の基礎となる商行為概念について論じ、商法501条、502条の現代的な意味をも考える。</p>
第2回	<p>商人 まず固有の商人、擬制商人の概念を検討する。次に、商人資格の得喪（いかなる時点で商人となるか。さらにその時点は、個人商人と会社等と異なるか）を検討する。</p> <p>商業使用人 支配人、番頭・手代、物品販売店の使用人について検討する。特に、支配人についてはその支配権の意味、表見支配人をめぐる基本的な論点がいくつかあるので、それらの検討が中心となる。</p>
第3回	<p>商号 未登記商号の持つ力、登記商号の持つ力を区別しながら、商号権の本質を考える。名板貸についてはいくつもの最高裁判例もあるところであり、具体的事件を見ながら、名板貸をめぐる論点を考察する。</p> <p>商業登記 商業登記の効力論が中心となる。商法9条1項および2項に定められた効力とはどのようなものであるか。</p> <p>企業会計（商業帳簿・交互計算） 詳細は、商法Ⅰの「会社の計算」のところで検討されることとなるので、ここでは、商業帳簿の意義、財産評価についての原価主義・時価主義の意義、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う」の意味の理解が中心となる。</p>
第4回	<p>商行為通則 民法に対して特則の位置を占める商行為の通則規定の検討がなされる。なぜ特則の規定が置かれたかの検討を前提とし、それとの関りから内容の個別的な検討がなされる。</p> <p>商事売買</p>

	<p>民事売買との対比をしながら商事売買の特色を考える。</p> <p>匿名組合 営業のためにする特殊な組合形態としての匿名組合について、似た形態である合資会社との対比をしながら検討する。</p>
第5回	<p>各種の営業 仲立営業、問屋営業、運送取扱営業、運送営業、倉庫営業のそれぞれについて、実際の営業形態などを例示しながら、各制度において法的な論点とされるところを考察する。</p>
第6回	<p>有価証券の基礎・分類 そもそも有価証券とは何か、有価証券の各属性にはどのようなものがあるか、さらには有価証券制度の現代的な意義をも検討する。</p> <p>手形・小切手の経済的役割・流通 手形・小切手がどのような経済的な役割を果しており、どのような使われ方をするかを見る。</p> <p>手形行為 手形行為とは何か、手形行為の解釈はどのようになされるか、手形行為と実質関係の関係はどのようなものか、手形行為の独立性とは何か、について考察する。特に、手形行為の独立性をめぐっては、それが理論上当然認められるものか、それとも政策的に認められたものであるかをめぐって興味深い議論がある。</p>
第7回	<p>手形理論 手形上の権利が何時生まれるかにつき、交付契約説を中心とする契約説、発行説、創造説、二段階説等がある。それらの学説の登場した経緯、学説の内容、そして各学説の主張の相違点と学説適用の結果の相違点等の検討がなされる。手形法学の最初にして最後の最重要論点である。</p>
第8回	<p>手形行為と法律行為の一般原則 手形権能力や手形行為能力、さらに手形上の意思表示自体に、民法のこれらに関する規定の適用がどのようになされるかが問題である（例えば、詐欺、強迫、錯誤等）。相対の当事者を前提とした民法の意思表示等の規定をそのまま手形をめぐる法律関係に適用させると適切ではないことも出てきそうであるが、これらをどのように考えてゆくこととなるのか。ここでも、各手形理論により適用の適否が異なってくる。</p>
第9回	<p>他人による手形行為—代理、偽造、変造 手形行為の代理をめぐっては、まず自己契約・双方代理等の場合、各手形理論でどのように説明することとなるか。無権代理の場合に、本人の責任の発生（表見代理）、無権代理人の責任の発生をどのように考えるか？特に手形法8条の責任の意義はどうなのか。</p> <p>偽造をめぐっては、偽造者と被偽造者の手形責任をいかに認めるかに関する近時の議論が中心となる。</p>
第10回	<p>手形の振出（1） 手形要件とされるそれぞれの内容および問題点を検討する。振出の個別問題としては、当事者資格の兼併を扱う。</p>
第11回	<p>手形の振出（2） 白地手形をめぐるといふ興味深い議論について考察される。白地手形とは何か、白地補充権の主観説と客観説、そして不当補充の場合の解決、さらには白地手形の除権決定の効力等である。</p> <p>手形の裏書（1） 裏書の方式の理解。譲渡裏書の効力についての一般論を行う。また、広義の特殊な裏書のうち、期限後裏書については、指名債権譲渡の効力のみを有するとしている意味が問われる。戻裏書については、その本質・法的意義から、人的抗弁がどのように対抗されるかが問題となる。</p>
第12回	<p>手形の裏書（2） 権利移転の効力に関しては、手形法中の最重要課題である抗弁の問題が検討される。人的抗弁と物的抗弁の分類。人的抗弁の個別的検討課題として、悪意の抗弁、後者の抗弁、二重無権の抗弁、融通手形の抗弁。担保的効力については、その意義、遡求の理解がなされる。</p> <p>資格授与的効力については、裏書連続の意味および裏書連続の効果が検討される。特に、裏書連続の効果として、権利者による簡単な権利行使、債務者による善意支払、第三者の善意取得の三効果。</p>
第13回	<p>手形の裏書（3）—特殊な裏書 取立委任裏書については、いかなる効力が認められるかが問われる。隠れた取立委任裏書については、信託裏書説と資格授与説の争い、そして人的抗弁の対抗はどのようになるかが問題となる。質入裏書については、いかなる効力が認められるかが問われる。</p> <p>手形の引受—参加引受・参加支払 手形引受の本質論が考察される。契約なのか単独行為なのか。</p>
第14回	<p>手形保証 手形保証をめぐっては、その独立性と附従性の関係が問題となる。交付契約説、無因性との関係は？</p> <p>支払 満期における支払と満期前の支払の効力が検討される。</p> <p>手形の喪失と手形上の権利の消滅—除権決定・時効・利得償還請求権 除権決定をめぐっては、同決定により、手形を善意取得していた者の権利がどうなるかが主たる争点である。時効については、時効の中断方法はいかなるものか、手形行為独立の原則との関係はどうなるかが検討される。利得償還請求権については、発生要件の検討が中心となる。とりわけ「利得」の</p>
第15回	試験

授業科目名	商法総合 I				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、野々山 哲郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合 I」、「商法総合 II」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法 I・II」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ていることが前提となる。ただ「商法 I・II」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したものとして、授業にあっては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法 I・II」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	ガイダンス、教材指定 商法の意義、商的色彩論、企業法論 商法の法源、商事慣習法、普通取引約款
第 2 回	商法の適用範囲、商人概念、商行為（絶対的、営業的、附属的） 商事代理、商事留置権、商事時効
第 3 回	商業使用人、支配人 代理商、仲立業、問屋業 商業登記
第 4 回	商号、名板貸 営業譲渡
第 5 回	運送営業、倉庫営業 場屋営業
第 6 回	商事売買

第7回	会社法総論 営利社団法人、営利概念、法人論、権利能力、行為能力、法人格否認の法理、社員の責任
第8回	株式会社の機関設計 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社の特性 コーポレート・ガバナンス
第9回	株式会社の設立 定款作成、発起人の権限と責任、危険な約束、現物出資、設立中の会社、成立の効果、会社不成立、設立無効
第10回	株式Ⅰ 株主権、自益権、共益権、社員権論争、単独株主権、少数株主権、株主平等原則 株式の譲渡・質入、株式の併合、分割
第11回	株式Ⅱ 従業員持株制度、自己株式、種類株式
第12回	株主総会 権限、決議、総会運営、決議の瑕疵、決議瑕疵の訴の特性（管轄、既判力、原告適格）、株主総会の簡略化
第13回	取締役・執行役Ⅰ 取締役会設置会社と非設置会社 利益相反取引、競業取引
第14回	補講
第15回	試験

授業科目名	商法総合Ⅱ				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、野々山 哲郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ていることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したものとして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	取締役・執行役Ⅱ 取締役会と代表取締役・業務執行取締役との関係、報酬規制 委員会設置会社の組織体制
第2回	取締役・執行役Ⅲ 義務と責任、責任限定手続き 代表訴訟
第3回	監査制度 監査役と監査役会、常勤監査役、社外監査役、職務分担、監査役制度の問題点、実効性確保の手当て 会計参与、会計監査人、検査役
第4回	資金調達Ⅰ 通常の新株発行と特殊の新株発行 新株発行手続き、新株引受権、第三者に対する有利発行、閉鎖会社における新株発行、不公正な新株発行、新株発行の無効、新株予約権
第5回	資金調達Ⅱ 社債の発行手続き、社債の管理、社債管理者、社債権者集会、特殊の社債発行、新株予約権付社債、担保付社債

第6回	<p>会社の計算 資本三原則、準備金制度、財産会計と損益会計、資産評価、剰余金の分配 真実性の原則、保守主義、継続性の原則</p>
第7回	<p>企業内容の開示・公示 財務諸表に関する規制、証券取引法、有価証券報告書、インサイダー取引、適時開示、監査基準 定款、株主名簿、総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、記載事項、作成者、会計帳簿閲覧</p>
第8回	<p>組織再編Ⅰ 合併（吸収、新設）、簡易合併、事業譲渡、業務提携</p>
第9回	<p>組織再編Ⅱ 会社分割（人的、物的、新設、吸収）、持株会社創設（株式交換、移転）</p>
第10回	<p>組織再編Ⅲ～買収と企業防衛 手形小切手Ⅰ 有価証券の意義・種類・特色、手形理論、文言性、無因性</p>
第11回	<p>手形小切手Ⅱ 手形行為の意義、独立性、代理、原因関係との関係、保証</p>
第12回	<p>手形小切手Ⅲ 振出の意義、経済的理由、手形要件、白地手形、補充権、手形割引、引受</p>
第13回	<p>手形小切手Ⅳ 裏書の効力、連続の有無、抗弁の制限、物的抗弁、人的抗弁、特殊の裏書、善意取得 支払い、原因債権との関係、遡及、利得償還請求、時効、</p>
第14回	<p>補講</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	民事手続法 I				
担当者名	坂原 正夫、春日 偉知郎				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者に対し、民事手続法の基本法である民事訴訟法についての基礎知識を教示しながら、基礎原理と民事訴訟手続の流れを修得させ、次の学習段階に繋げることを目的とするものである。到達目標は次の通りである。民事訴訟法についてのより詳しい内容や民事手続上の実践的な問題に適切に対応するための方策を考える授業は2年次以降に配当されているので、そのような授業を受講するための基本的な知識の取得が第一の目標である。具体的には、民事訴訟法の基本原理を理解し、民事訴訟法の重要問題について判例・通説の内容とそれぞれの限界を十分に理解できることが求められる。さらに要求されることは、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような素地を習得することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講義や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶ場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示するだけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として、特定の教科書を指定することはしないが、以下の基本書のいずれかに基づいて、予習をして講義に臨んでほしい。①伊藤眞・民事訴訟法（有斐閣）、②新堂幸司・新民事訴訟法（弘文堂）、③高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上・下）、④中野貞一郎ほか編・新民事訴訟法講義（有斐閣）。詳しくは、第一回目の講義の際に説明する。なお、本年3月頃に、新版または改訂版が出版されるものもあるので、購入にあたっては注意すること。</p> <p>この他に『民事訴訟法判例百選』（第3版）（有斐閣、2003年）を使用し、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事訴訟の基本構造</p> <p>民事訴訟法入門や講義のガイダンスとして、民事訴訟の基本構造、訴訟手続の概要、紛争解決方式の多様化について講義する。具体的には次のような順序と内容である。</p> <p>第1に、法的紛争を法的に解決する民事訴訟制度の必要性と、制度の基底にある基礎的な思想について説明する。</p> <p>第2に、民事訴訟手続の流れ・円環的構造・基本原理等を説明して、民事訴訟法の概要を鳥瞰図的に明らかにする。同時に基本的概念や用語を修得させる。すなわち、処分権主義、弁論主義、口頭弁論、訴訟物、既判力、訴訟類型である。</p> <p>第3に、民事紛争を解決するのは訴訟だけではないとして、ADR（裁判外紛争処理制度）について説明する。すなわちADRの代表的なものとして、和解、調停、仲裁等を取り上げ、それぞれの特質と役割、訴訟との関係を明らかにする。</p>
第2回	<p>訴えの提起（1） 「訴えと請求」</p> <p>訴えの提起に関する事項を3回に分けて扱う。最初は「訴えと請求」である。細目は次の通りである。①訴えの意義、②訴えの種類、③訴訟上の請求、④訴え提起の方式、⑤訴え提起後の措置。</p>

第3回	訴えの提起 (2) 「訴えの利益と当事者適格」 細目は次の通りである。①総説、②訴えの利益、③当事者適格、④第三者の訴訟担当、⑤訴えの利益と当事者適格の訴訟上の取扱い。
第4回	訴えの提起 (3) 「訴え提起の効果」 細目は次の通りである。①訴訟係属、②二重起訴禁止、③訴え提起の実体法上の効果。
第5回	裁判所 民事訴訟手続の主体である裁判所について、どのような規律がなされているかを、次のような項目で扱う。①裁判所の意義と種類、②裁判機関の構成、③民事裁判権、④管轄、⑤管轄権の調査と移送、⑥裁判官の除斥・忌避・回避。
第6回	訴訟当事者と訴訟における代理・代表 民事訴訟手続の主体である訴訟当事者について、(A)「訴訟当事者」と、(B)「訴訟における代理・代表」に分けて、それぞれについて、どのように規律がなされているかを、次のような項目で扱う。 (A)「訴訟当事者」では、①訴訟当事者の概念、②当事者の確定、③当事者能力、④訴訟能力、⑤当事者権。 (B)「訴訟における代理・代表」では、①訴訟と代理、②法定代理人、③法人等の代表者、④訴訟代理人。
第7回	口頭弁論 (1) 弁論主義 裁判資料の収集方法の原理としての弁論主義を扱う。①弁論主義、②弁論主義の適用領域、③主張責任、④積明権、⑥法的観点指摘義務、⑦真実義務、⑧職権探知と職権調査。 ②を中心に、弁論主義違反とされた判例を分析的に考察する。
第8回	口頭弁論 (2) 口頭弁論の経過、当事者の訴訟行為 それぞれの細目は次の通りである。 (A)「口頭弁論の経過」では、①口頭弁論の経過の概要、②弁論の併合・分離・制限、③口頭弁論調書、④弁論期日における当事者の欠席。 (B)「当事者の訴訟行為」では、①訴訟行為の概念と種類、②訴訟契約(訴訟上の合意)、③訴訟行為と私法規定、④形成権の訴訟上の行為、⑤訴訟行為の瑕疵と治癒。
第9回	口頭弁論の準備 (1) 口頭弁論の準備については2回に分けて扱う。内容的には以下の③と④との間で分けるべきであるが、時間の関係で今回は④までを扱う。 ①口頭弁論の準備の必要性とその方法、②準備書面、③当事者照会(訴え提起前の証拠収集の処分等を含む)、④準備的口頭弁論。
第10回	口頭弁論の準備 (2) ①弁論準備手続、②書面による準備手続、③進行協議期日。
第11回	証拠 (1) 事実認定と証拠 証拠は訴訟において非常に重要である。4回に分けて扱う。今回は総論ともいうべきものであり、⑤においては違法収集証拠の問題も扱う。①証拠の必要性、②証拠の種類、③証明の対象、④自白、⑤自由心証主義。
第12回	証拠 (2) 証明責任の分配 細目は次の通りである。①証明責任の意義、②弁論主義による証明責任の機能の拡大、③証明責任の分配基準、④立証困難軽減の諸方策。 ③を中心に、個別的な事案ごとに考察する。
第13回	証拠 (3) 証拠調べの通則と各種の証拠調べ (1) 細目は次の通りである。①証拠申し出・証拠決定、②裁判所外の証拠調べ、③集中証拠調べ、④証拠保全、⑤証人尋問。
第14回	証拠 (4) 各種の証拠調べ (2) 細目は次の通りである。①当事者尋問、②鑑定、③書証、④検証。
第15回	試験

授業科目名	民事手続法Ⅱ				
担当者名	中島 弘雅、三上 威彦				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象に、民事手続法の基本法である民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審について、それぞれの基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。授業に際しては、今日的な問題に対応できるように、適宜、現代型訴訟や、人事訴訟、国際民事訴訟などにも配慮する予定である。</p> <p>本授業の到達目標は「民事手続法Ⅰ」とあいまって、第一に、民事訴訟法（判決手続法）の基本的な手続の流れや原理を修得することにある。具体的には、民事訴訟法の基本原理に基づく民事訴訟法の重要な問題について判例・通説の内容を十分に理解することである。第二に、本授業が2年次に配当されている「民事手続法」に関する高度で実践的な科目を履修するのに必要な基礎的な能力を身につけることである。第三に、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような手続的な思考をするための素地を得ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は民事手続法Ⅰとともに、民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講座や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお、民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては、毎回の授業の中で紹介する具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶべき場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示しただけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事訴訟法について大局的な理解に役立てるために、林屋礼二＝吉村徳重＝中島弘雅＝松尾卓憲『民事訴訟法入門〔第3版〕』（有斐閣）を基本テキストとして使用する。授業においては、テキストの簡単な記述に対してさらに詳しい説明を加えて、最新の問題や判例・学説に関して見落すことのないようにする。テキストをベースに授業を進めることで、学生にノートを必要以上にとらないで済むようにして、その場で学生に考えさせるように努める。さらにテキストや下記のような判例解説書によって、学生が基本的な概念や原理について、予習・復習を効果的に行えるようにする。</p> <p>テキストの他に、判例を具体的な事案から解説している、伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（＝別冊ジュリスト169号、2003年）を使用する。また必要に応じて、新堂幸司＝青山善充＝高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト145号、有斐閣、1998年）、同『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト146号、1998年）も参照する。これらによって、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>最初に、簡単に、本講義全体のガイダンスを行った後、次の項目について授業を行う。</p> <p>判決による訴訟の終了（1） 総説——裁判所の判断による訴訟の終了</p> <p>判決による訴訟の終了は5回に分けて扱う。最初はいわば総論である。細目は次の通りである。①総説——裁判所の判断による訴訟の終了、②裁判の種類、③判決の成立、④判決の効力（総論）。重点項目は①と④である。</p>
第2回	<p>判決による訴訟の終了（2） 既判力論、および既判力の時的限界</p> <p>細目は次の通りである。①既判力とは何か、②既判力論の展開、③既判力の作用と一事不再理、④既判力の時的限界——既判力の標準時。重点項目は、④である。</p>

第3回	判決による訴訟の終了 (3) 既判力の客観的範囲 細目は次の通りである。ここでは、①一般原則、②判決理由中の判断の拘束力、③既判力と相殺の抗弁、④争点効理論と信義則理論について事例を用いながら学ぶ。
第4回	判決による訴訟の終了 (4) 既判力の主観的範囲(その1) 細目は次の通りである。ここでは、①相対効の原則、②請求の目的物の所持者と、③口頭弁論終結後の承継人について具体的な事例を素材にして学ぶ。
第5回	判決による訴訟の終了 (5) 既判力の主観的範囲(その2)、執行力・形成力・附随的効力 細目は次の通りである。ここでは、既判力の主観的範囲の問題のうち、既判力の一般第三者への拡張について学ぶ。 引き続き、既判力以外の判決の効力について学ぶ。具体的には、①執行力、②形成力、③確定判決の附随的効力について検討する。
第6回	当事者の行為による訴訟の終了---訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解 当事者の行為による訴訟の終了について学ぶ。細目は次の通りである。①総説---当事者の行為による訴訟終了の意義、②訴えの取下げ、③請求の放棄・認諾、④訴訟上の和解。特に④和解に関しては、次のように分けて考察する。意義と要件、手続・方式、効果、訴訟上の和解の瑕疵と救済方法。
第7回	複数請求訴訟 請求が複数の訴訟については、次のような項目別に考察する。①訴えの客観的併合、②訴えの変更、③反訴、④中間確認の訴え。これらについて、総説、意義・態様、要件、手続に分けて考察する。重点項目は②である。
第8回	多数当事者訴訟 (1) 総説、共同訴訟(その1) 当事者が多数の訴訟は4回に分けて扱う。最初は、総論として、多数当事者訴訟の意義を考察した上で、共同訴訟(その1)として、①共同訴訟の意義、②固有必要的共同訴訟、③類似必要的共同訴訟、④通常共同訴訟などについて、検討を行う。重点項目は、②と④である。
第9回	多数当事者訴訟 (2) 共同訴訟(その2)、選定当事者等 最初に、共同訴訟の残りの部分、すなわち、共同訴訟の審理と判決について、検討する。この項目は、重要である。 続いて、①多数当事者紛争と選定当事者、②クラスアクションと拡大選定当事者制度、③団体訴訟制度、④大規模訴訟に対する特則を扱う。
第10回	多数当事者訴訟 (3) 訴訟参加と訴訟告知(その1) 細目は次の通りである。①訴訟参加の意義と形態、②補助参加、③共同訴訟的補助参加、④訴訟告知、⑤共同訴訟参加、⑥独立共同訴訟参加。それぞれについて要件、手続、効果を考察する。重点項目は②、③、⑤である。
第11回	多数当事者訴訟 (4) 訴訟参加と訴訟告知(その2)および任意的当事者変更と訴訟承継 最初に、訴訟参加と訴訟告知(その2)として、独立共同訴訟参加について学ぶ。次に、任意的当事者変更と訴訟承継を取り上げる。細目は次の通りである。①当事者変更の態様、②任意的当事者変更、③訴訟承継。それぞれについて、意義、要件、手続、効果を考察する。特に③の訴訟承継では、当然承継、参加承継、引受承継について学ぶ。
第12回	上訴と再審 (1) 総説と控訴 上訴審手続は2回に分けて取扱う。最初は (A) 総論と、(B) 控訴審手続である。 「総論」は、①裁判と不服申立て、②裁判の形式と不服申立て。 「控訴」は、①総説、②控訴審の手続、③控訴審の裁判、④附帯控訴。重点項目は、④である。
第13回	上訴と再審 (2) 上告・抗告・再審 それぞれの細目は、次の通りである。 「上告」は、①総説、②上告理由、③上告受理申立て、④上告審の手続、⑤上告審の裁判、⑥破棄判決の効力。重点項目は、②である。 「抗告」は、①総説、②抗告審の手続、③抗告審の裁判。 「再審」は、①総説、②再審事由、③その他の要件、④再審の手続と判決、⑤準再審。
第14回	特別訴訟手続、本講義全体に関する質疑応答 最初に、以下の手続について概要を講義する。①少額訴訟手続、②督促手続、③手形・小切手訴訟、④国際民事訴訟。重点項目は④である。 引き続き、「民事手続法Ⅱ」の講義全体に関わる質疑応答を行う。
第15回	試験

授業科目名	民事手続法総合				
担当者名	春日 偉知郎、中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」を履修した者を対象として、民事訴訟法のうちの判決手続について、訴訟の流れに則した発展的な理解と論点相互間の有機的な関連の習得を目的とする。本授業の到達目標は、判決手続に関する諸概念や主要な論点を、現実の訴訟を想定した具体的な事案に則して理解し、かつ展開する能力の習得にある。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした民事手続法科目として「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」があり、本授業はその上級科目にあたる。また、民事手続法の関連科目として、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ・Ⅱ・総合」、「裁判外紛争解決」、「国際民事訴訟法」などがあり、また、実体法と手続法の融合科目として、「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」などがあるが、本授業は、これらを学ぶ上で必須の基礎を提供する。さらに、本授業は、民事系の法律実務基礎科目を学ぶ上でも重要である。
3. 授業の方法	ソクラティック・メソッドを用いた演習形式で行われる。すなわち、受講生は必ず事前に設問に対する解答を自分の頭で考え、さらに必要な判例や学説の調査を行った上で授業に臨む。授業では、教師の質問に対する応答や、学生相互間の活発な議論を通じて、判決手続の体系的かつ有機的な知識を習得し、また、事例問題を自己の頭で解決する能力を養う。加えて、教師や他の学生との討論を通じて、自己の考えを適切に表明して相手を説得する能力を身につける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	三木浩一＝山本和彦編・ロースクール民事訴訟法[第2版]・有斐閣
6. 授業内容（細目）	
第1回	本授業のガイダンスを行い、さらに、UNIT 2を学習する。ここでは、重複起訴禁止と相殺の抗弁に関する事例を扱う。この事例を通じて、重複起訴禁止原則の制度趣旨や、禁じられる重複起訴となる場合の基準を明らかにし、それとの関係で、相殺の抗弁が重複起訴禁止に触れるか否かについて考察する。ただし、Q2-2,Q2-6は省略する。
第2回	UNIT 6を学習する。ここでは訴えの利益に関する事例を基に、訴えの各類型について共通する訴えの利益とは何か、訴えの各類型に特有の訴えの利益とは何か、といったことを分析的に考察する。Q1-3,Q2-2,Q3-2を省略する。
第3回	UNIT 7を学習する。ここでは処分権主義に関するさまざまな事例を検討し、処分権主義の多様な発現形態につき考察し、処分権主義の位置づけをする。Q3-1,Q3-2を省略する。
第4回	UNIT 8を学習する。ここでは弁論主義・自白について学習する。とくに、自白の成立要件、自白撤回の要件、当事者が主張しない事実に基づいて判決が下された場合の問題点について学習する。Q3-1,Q5を省略する。また、Q3-1のうちの最後の質問も省略する。
第5回	UNIT 10を学習する。ここでは口頭弁論の準備の諸問題を事例を通じて学ぶ。具体的には、争点整理手続の中でも、とくに弁論準備手続に焦点を当てて、当事者照会や時機に後れた攻撃防御方法の却下等を絡ませて、口頭弁論の準備について有機的な理解を目指す。Q1-5,Q3-6を省略する。なお、Q1-3と1-4の検討順序を入れ替える。
第6回	UNIT 12を学習する。ここでは、会社の稟議書に対する文書提出命令を中心として、当事者の立証活動と証明負担の軽減の問題を横断的に学習する。具体的な論点としては、文書特定手続、文書提出義務、自己使用文書、証明軽減の理論などを取り上げる。Q1-4,Q3-1,Q3-2を省略する。

第7回	UNIT 1 4を学習する。ここでは複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の意義等についても理解を深める。Q4-1Q,4-2を省略する。
第8回	UNIT 1 5を学習する。ここでは、既判力の客観的範囲の問題を様々な角度から学習する。また、それと関連して、上訴の利益についても学習する。Q1-4,Q3-2Q,3-3Q,3-4を省略する。代わりに、Q3-1の前に、Q3-1として、「上訴の利益はどのような基準で判断するか」という設問を設ける。各自、検討しておくこと。
第9回	UNIT 1 6を学習する。ここでは、既判力の基準時後の形成権の行使に関する事例を素材として、既判力の意義、その時的限界、実体法上の形成権の訴訟における行使の法的性質等の問題を中心として学習する。Q1-1,Q2-1,Q2-2を省略する。また、Q3-1のうちの最後の質問を省略する。
第10回	UNIT 1 7を学習する。ここでは判決効の主観的範囲の問題を、ひとつの事例を通じて横断的に学習する。主として焦点を当てる論点は、反射効論と既判力論との関係、反射効論の評価、口頭弁論終結後の承継人の理論、反射効論と口頭弁論終結後の承継人の理論の関係などである。Q1-3,Q1-4を省略する。なお、Q2-3と2-4の検討順序を入れ替える。
第11回	UNIT 1 9を学習する。ここでは、複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の意義等についても理解を深める。Q1-2,Q3-4を省略する。
第12回	UNIT 2 0を学習する。ここでは同時審判申出共同訴訟を取り上げ、この制度と主観的予備的併合との関係、同時審判申出共同訴訟の要件や手続、同時審判申出共同訴訟と補助参加の関係等、同時審判申出共同訴訟において生じうる問題点につき総合的に考察する。Q2-8を省略する。また、Q2-1のうちの最初の質問を省略する。
第13回	UNIT 2 1を学習する。ここでは独立当事者参加について学習する。具体的には、独立当事者参加の制度趣旨、独立当事者参加訴訟における審理と判決の問題点について深く学ぶ。Q3は全部省略する。
第14回	UNIT 2 2を学習する。ここでは訴訟承継の事例を中心として、訴訟承継の意義と種類、参加承継と引受承継の手続、訴訟承継があった場合の手続等、訴訟承継をめぐる問題を総合的に考察する。Q1-3,Q2-3,Q3-1を省略する。
第15回	試験

授業科目名	民事法総合 I				
担当者名	大江 忠、加々美 光子、栗林 美保、福井 琢、三上 雅通、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合 I は、民事法総合 II とともに、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合 I は、民法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論を修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、民事訴訟法各条文(民事保全法および民事執行法の一部を含む) 解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回(隔週) 演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では講師は受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。なお、小テストを実施する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題のみを配付し、授業中に関連する判例等の資料を紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>Xは、A所有建物を工場建物として賃借し、夫婦で金型加工業を営んでいるが、Y社製造にかかる自動金型加工機械を、取扱商社であるB社より購入して使用していたところ、無人運転中に、機械から出火し、工場及び隣家Cの自宅が全焼したという事実関係に基づき、法律関係を検討する。また、規範的要件の要件事実、自白、中間判決等について検討する。</p>
第2回	<p>甲土地を所有しているAが死亡、相続人は妻B、長女C、次女X1、長男X2の4人である。甲土地の名義はAからB、C、X1、X2の共有となった後、売買を原因としてCの夫であるYに対し、共有者全部持分全部移転登記がなされた。これに対し、X1、X2が4名の共有名義に戻すよう求め、訴えを提起した。その主張およびYの反論。その後、YからZに所有権移転登記がなされた場合の訴訟法上の論点等を検討する。</p>
第3回	<p>XはAから土地を買い受けて自宅を建て住居しているが、登記名義はAのままであったところ、YがAから同土地を買い受け登記を得たという事実関係の下で、Xの請求、Yの反論などXY間の法律関係及び訴訟となった場合の当事者の変更などを検討する。</p>
第4回	<p>AはBに貸金債権と請負代金債務を有するところ、BはAに対する請負代金債権をCとDに二重に譲渡した。AはC対し別途の貸金債権を有しているところ、上記の債権譲渡の通知がAの許に同時に送達されてきた。</p> <p>このような事案について、Aの代理人弁護士の立場で、法律関係を整理し、適切な処理が何かを検討する。あわせて訴訟上の相殺の問題を取り扱う。</p>
第5回	<p>Y会社経営の工場とZ会社経営の工場の各有毒廃液が海水に混入して、沿岸付近の住人A、B、Cにそれぞれ健康被害(死亡)の、同Dに出荷前新開発商品に出荷停止・廃棄の損害が発生した事案において、Y及びZと上記被害を受けたABC Dとの法律関係、更に、これらの同様の立場にある複数被害者らと、Y及びZ間の訴訟形態のあり方やその特徴などを検討する。</p>

第6回	YはXのAに対する貸金債権について連帯保証をしていたが、Aが資金繰りに窮して倒産したのと相前後して、Yの唯一の資産である土地建物を、Zに対し売買を原因として所有権移転登記を了した。Xは上記売買契約は虚偽のものであるとの疑いを持っている。この場合、XはAに対する上記債権を回収するため、どのような方法をとるべきかにつき検討し、あわせて上記売買契約が虚偽のものであることを立証するための証拠収集の方法等について検討する。
第7回	X信販会社は、加盟店Bが、Xとクレジット契約したYに販売した絵画の代金Bに立替払いし、立替金をYに請求したところ、Yはクレジット契約も売買契約もした覚えはなく、Zが勝手にYの名前を契約書に記入したものと主張されたという事実関係で、XはY、Z、Aのいずれかから立替金を回収しようとする場合の請求、訴訟形態等を検討する
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	民事法総合Ⅱ				
担当者名	大江 忠、加々美 光子、栗林 美保、福井 琢、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合Ⅱは、民事法総合Ⅰと同様に、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合Ⅱは、主として商法と民事訴訟法あるいは民法と商法にまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論、商法総合Ⅰ、3年次春学期の商法総合Ⅱを修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法の各条文解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回（隔週）演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では講師は受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。なお、レポートもしくは小テストを実施する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題及びその関連資料のみを配付し、授業終了後に関連する判例等の資料を配付もしくは紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	レストランの商業使用人の濫用行為による金銭借り入れ事案を素材にして、民商事上の問題点、判決の効力その他について検討する。
第2回	工作機械メーカーのC社は、新製品用のネジを商社B社を介して、機械部品メーカーであるA社から購入したが、同ネジの金属疲労による破断により、新製品に不具合が続出したという事案において、関係当事者の法律関係を検討し、またBが訴えられた場合どのような訴訟上の対応が考えられるかといった訴訟上の問題を検討する。
第3回	Y会社の支配人Aが、同会社を不祥事で解雇、退職した後も従前どおり約束手形を取引先Zに振り出し、これがC、Xへと裏書譲渡された事案において、手形所持人XのYやZに対する手形金請求の法律関係を検討し、更にこれを訴訟で請求する場合の訴訟法上の手続について検討する。
第4回	株式会社Aの取締役Yらの忠実義務違反行為について、同社株主Xが代表訴訟を提起するについての経営判断の原則を含めて実体法上、手続法上の法律関係を検討する。
第5回	新株の発行についての事案をもとに発行手続きの瑕疵、取締役に対する損害賠償請求訴訟、和解の効力などについて検討する。

第6回	X経営のホテルを長年常宿としている宝石商Yが、某日宿泊時に商品である宝石入りアタッシュケースを自家用車のトランクに入れたまま、同ホテルの駐車場に預けたが、これが自家用車ごと盗難にあった事案において、XとY間の法律関係を検討する。また、Y主張の請求権はないと考えるXから取りうる訴訟手続の内容、性質を検討する。
第7回	貸金返還請求訴訟が一部請求として行われた事案をもとに、第三者弁済、相殺、代物弁済などの抗弁について検討する。
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	刑法 I				
担当者名	伊東 研祐、鈴木 左斗志				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域、即ち、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群、並びに、いわゆる犯罪論（犯罪体系論）、更に、刑法の適用範囲及び罪数について、基本的な知識を修得させると共に、単なる分析的・体系論理的処理能力の取得を超え、犯罪及び刑罰という社会現象に対する各自の価値観に基づいた確固とした法的視座を確立させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年前期に配され、個別犯罪に関する解釈論を中心に教授する後期の「刑法Ⅱ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法各論」と呼ばれ、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪に関する罪質論・要件論等について教授する「刑法Ⅱ」での議論とは、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅰ」はそれらの要となる科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」を中心に、受講者による事例分析・法適用等を巡って討論を行う「演習」を、授業内容に合わせて適宜織り込む方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法の意義・機能及び諸原則： 刑法の意義・機能について、他の法分野と比較し、関連付けながら概説する。その上で、行為主義・責任主義・罪刑法定主義・実体的適正原理等の基本原理及びその派生原理（法律主義、遡及処罰の禁止、類推解釈の禁止、明確性の原理、過度に広範性故に無効の原理等々）について、裁判例の検討を通して具体的に説明する。</p>
第2回	<p>犯罪論概観（犯罪論の意義と機能）及び行為主体論： 構成要件該当性・違法性・責任（有責性）という3分説犯罪体系論の基本的視座・枠組について、沿革をも紹介しつつ、その意義・機能を説明した後、速やかに構成要件要素としての「犯罪主体論」に入り、特に組織体ないし法人の主体性と「身分」犯の捉え方について、判例理論を素材としつつ、批判的に論じる。</p>
第3回	<p>「行為結果論」と結果の客観的帰属論（因果関係論）： 結果の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、いわゆる結果犯について責任主義の観点から要求される行為への結果の帰属を判断する枠組を巡る議論、刑法上の因果関係論ないし客観的帰属論について、条件関係とその制限原理という観点から詳論する。条件関係では、結果回避可能性や一般予防効果等の導入による規範的評価化を試みる論理的結合説や合法則的条件関係論をも含めて、検討する。制限原理ないし相当性論では、とくに大きな動きのあった最近の最高</p>
第4回	<p>不作為犯論 行態の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、幾つかの原理的問題を抱える不作為犯、特に不真正不作為犯の可罰性について検討した上で、処罰の限界を実質的に画することとなる「作為義務（保障人的地位）」の内容・要件について、判例で問題になった事案</p>

	を素材にして、具体的に検討する。
第5回	故意論（構成要件の故意論と錯誤論）： 故意の要件について、意味の認識を含む構成要件的事実の認識と違法性の意識との関係や構成要件的事実の未必的認識と過失との関係等に焦点を当てつつ、概説した後、故意論の裏面たる「錯誤」論について検討することで、故意論に対する理解を深める。いわゆる具体的事実の錯誤、抽象的事実の錯誤について、判例で問題になった事案を素材に、判例理論を批判的に検討し、適正な故意論を修得させる。
第6回	過失犯論： 過失の要件について、過失構造論等についても判例事案を用いつつ概説した後、注意義務違反・予見可能性の内容、その認定基準・方法等を中心に検討する。また、交通事故や टीम医療事故等を契機に発展せしめられてきた「信頼の原則」の内容及び適用条件について、更に、大規模火災事故への対処策として展開されてきた「管理・監督過失」論についても、基本視座に立ち戻って理解させることを試みる。
第7回	不法実質論と違法性阻却原理論： 刑法所定の諸々の違法性阻却事由の解釈論の前提として要求される違法性阻却原理論を巡る議論の諸相を紹介することを通し、如何なる現象を犯罪の実体として捕捉すべきであるかという不法実質論の理解を促進する。
第8回	緊急行為論（正当防衛・緊急避難・自力救済）： 違法性阻却事由の体系論について概説し、緊急行為として纏められる正当防衛・緊急避難・自力救済の共通性・異同について説明した上で、それぞれの成立要件について、判例理論を対照しつつ、検討する。
第9回	正当行為、その他の違法性阻却事由と「被害者の同意」： 刑法35条の規定する正当行為・法令行為の内包と外延並びに超法規的違法性阻却事由について検討した後、いわゆる「被害者の同意」の違法性阻却効・要件について、「錯誤にもとづく同意」等を中心に検討する。
第10回	責任論（責任能力論と「違法性の意識（の可能性）」の内容）： 規範的責任論に基づく有責性論及びその構成要素について概説した後、「責任能力」の内容について、責任無能力者・限定能力者の法的及び医療的な処遇を視野に入れつつ、説明・検討し、「原因において自由な行為」の法理の根拠と適用について、判例を素材にして考える。また、「違法性の意識（の可能性）」の内容について、その要否を含め、判例を素材にして考える。
第11回	未完成犯罪論（煽動・陰謀・予備・未遂等）： 実定法上の未完成犯罪の諸類型について概説し、予備の共同正犯等の幾つかの論点について注意を喚起した後、未遂犯の成立要件、特に実行の着手の意義について、窃盗罪・強姦罪の裁判例や近時の結果説の実定法適合性等を素材に検討し、修得させる。不能犯についても、判例の事案等を素材にして、主要学説を如何に修正すべきであるかという観点から具体的に検討する。中止犯については、近時大きく進展した学説状況を踏まえさせた上で、判例の事案等を素材に、性格論・要件論を検討させる。
第12回	共犯論Ⅰ（「共犯の処罰根拠」論・「従属性」論と教唆・幫助の解釈論）： 共犯の処罰根拠並びに従属性の程度等について、具体的事例を素材に検討し、次いで、実定法上の共犯形態について相互関係を中心に概説した後、教唆・幫助の成立要件並びに共犯過剰の処理・心理的幫助の因果性・離脱等の個別論点を検討する。
第13回	共犯論Ⅱ（共同正犯論と「共犯と身分」論）： 共同正犯の成立要件を、「共謀共同正犯」論・「過失共同正犯」論等を展開してきた判例等を素材に、論点毎に批判的に検討する。また、「共犯と身分」に関する判例・学説の理論状況を確認し、妥当な実定法解釈を探る。
第14回	罪数論と「刑法の適用範囲」論： 罪数論の目的並びに基本的判断視座・枠組を説明し、一罪・数罪の各下位範疇の処理について、判例を批判的に検討しつつ、修得させる。また、刑法の適用が、場所的・時間的にどの範囲まで及ぶのか、最近の事件・裁判例の検討を通じて、学習する。
第15回	試験

授業科目名	刑法Ⅱ				
担当者名	井田 良、伊東 研祐				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法各論」と呼ばれる領域、即ち、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪の罪質・要件等について、基本的な知識を修得させると共に、体系整合的な刑事法解釈論を展開する為の法的視座の初期状態ないし初期値を獲得させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年後期に配され、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群並びにいわゆる犯罪論等を中心に教授する前期の「刑法Ⅰ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域を扱う「刑法Ⅰ」での議論とは、各論における理論対立は総論における理論対立の反映ともいわれるように、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅱ」にとって、それらは、解釈論にせよ立法論にせよ、具体的な思考の為の素材を提供してくれる科目であるといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」を中心に、受講者による事例分析・法適用等を巡って討論を行う「演習」を、授業内容に合わせて適宜織り込む方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法各論総説及び個人法益に対する罪①：基礎概念等</p> <p>法益の種類・内実等に拠る刑法各論の体系的理解について概説することを通じ、本科目の講義内容の全体像を把握させ、また、刑法各則自体の犯罪に対する視座とこれに対応する解釈論の特徴・視座を理解させる。特に、「人」の始期・終期を巡る近時の激しい議論や「財物」への情報・無体財産の包摂可能性というような問題を検討させることにより、解釈論上の基礎知識のみならず、解釈論のダイナミズムを理解させる。</p>
第2回	<p>個人的法益に対する罪②：生命・身体に対する罪</p> <p>自殺関与罪・囑託殺人罪の論理整合的性格付け、騒音やPTSD等を契機とした現代社会における「暴行・傷害」概念の再検討、同時傷害の特則の意味、遺棄罪における「保護責任」の発生根拠と「遺棄」概念の統一的解釈等、生命・身体に対する罪という比較的理解し易い犯罪類型の論点を横断的に検討することにより、その刑法的保護の特質を理解させる。</p>
第3回	<p>個人的法益に対する罪③：自由に対する罪</p> <p>自由の性格・内容に従って、逮捕・監禁罪、脅迫・強要罪、略取・誘拐罪、強制猥褻・強姦罪、住居侵入罪につき、解釈論を概説し、被拘束性の認識の要否や性的欲求充足の要否、権利行使の限界、ジェンダー・バイアス、プライバシー保護等々の各罪における現代的な論点の検討を通じて、刑法的な自由の保護の特質を理解させる。</p>
第4回	<p>個人的法益に対する罪④：名誉・信用・業務に対する罪</p> <p>名誉毀損罪・侮辱罪の性格の明確化・関連付け、表現の自由・知る権利の保障の観点から認められた刑法230の2「真实性の証明」を巡る解釈論の対立の検討等を通じて、要件知識のみならず、原理論との関連における解釈論のテクニックを修得させる。また、信用毀損罪・業務妨害罪に関しては、</p>

	近時の判例理論の展開を踏まえ、公務執行妨害罪・競売妨害罪・談合罪等をも含め、体系整合性の観点から、解釈の再検討を行う。
第5回	個人的法益に対する罪⑤：財産犯Ⅰ（財産犯総論及び窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪） 財産犯に分類される各犯罪類型の特質・区別規準・相互関係等を概説することを通じて体系的理解の為の視座を形成し、同時に、窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪の要件解釈論を教示しながら、財産保護との関係において、刑法の機能について考察し、総論における不法実体論等へのフィードバックを行う。
第6回	個人的法益に対する罪⑥：財産犯Ⅱ（強盗罪及び恐喝罪） 被害者意思の抑圧・圧迫という側面の加わる強盗罪及び恐喝罪について、解釈論として種々の困難を提示する諸々の加重類型・特別類型に関する考え方や権利行使との限界付けに関する考え方等々を修得させる。
第7回	個人的法益に対する罪⑦：財産犯Ⅲ（詐欺罪及び2項犯罪） 瑕疵ある意思決定に基づく処分という側面の加わる詐欺罪について、一般的な要件解釈論を教授すると共に、新たな形態での現代的な詐欺的行為事例を検討し、消費者保護等の観点からの解釈論・立法論の進展を試みる。また、「財産上の不法の利益」を客体とするいわゆる2項犯罪について、統一的観点からの解釈論の可能性を検討する。
第8回	個人的法益に対する罪⑧：財産犯Ⅳ（横領罪及び背任罪） 信任違背という側面を共有する横領罪及び背任罪について、詐欺罪の場合と同じく、一般的な要件解釈論・区別規準論等を教授すると共に、バブル崩壊後の経済状況下における事後処理手段等としての用法事例を検討し、規制緩和ないし適正規制時代における横領罪及び背任罪の解釈論について検討する
第9回	社会法益に対する罪①：公共危険罪、特に放火罪 各種の公共危険罪を、一定のエネルギー・勢力等の公共中への制御されない不法な解放という観点から統一的に捉え、そこから各罪の特性と解釈論を概説すると共に、特に放火罪について、現代社会における解釈論の変更の必要性という観点から、検討を加える。
第10回	社会法益に対する罪②：偽造罪、特に文書偽造罪 印章偽造罪・有価証券偽造罪・通貨偽造罪・文書偽造罪を、相異なる社会システムの機能を有する客体（文書）の偽造又はその一部という観点から統一的に捉え、文書偽造罪を中心として偽造罪解釈論の基礎を再検討する。
第11回	社会法益に対する罪③：風俗に対する罪、特に猥褻罪 サイバー・ポルノに代表される新たな形態の猥褻罪やカルト集団・オカルト集団による逸脱行動の提出した解釈論上の諸問題を、判例事案等を素材として検討し、伝統的なアプローチを学習しつつ、その限界を超えて自ら解決する能力を修得させる。児童買春・児童ポルノ等の問題についても考察する。
第12回	国家法益に対する罪①：一般国家作用に対する罪 公務執行妨害罪・職務強要罪・封印破棄罪・強制執行妨害罪・競売入札妨害罪・談合罪等の一般国家作用に対する罪に関する解釈論を教授する。公務執行妨害罪に関しては、業務妨害罪や強制執行妨害罪以下の罪の保護対象との関係、強制執行妨害罪以下の罪に関しては、バブル崩壊後の債務処理という新たな機能との関係において、判例事案を素材としつつ、機能論的な批判的視座を修得させる。
第13回	国家法益に対する罪②：司法作用に対する罪 逃走罪・犯人蔵匿及び隠避罪・証拠隠滅罪・偽証罪・虚偽告訴等罪という司法作用に対する罪に関する解釈論を、判例事案を素材として、法益に対する危険の内実・判断枠組の再構成、また、共犯の処罰根拠の再確認という点に焦点を当てて、議論する。
第14回	国家法益に対する罪③：流職（汚職）の罪 職権濫用罪・賄賂罪という流職ないし汚職の罪に関する解釈論を、前者に関しては、強要罪との関連等、その罪質を巡る議論と判例事案への適用を中心に、後者に関しては、判例により開拓された「職務密接関連行為」概念の帰趨等を中心に議論し、最終的には、流職の罪を超えた公務関連犯罪の体系的理解を試みる。
第15回	試験

授業科目名	刑法総合				
担当者名	井田 良、伊東 研祐、鈴木 左斗志				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、1年次に「刑法Ⅰ」と「刑法Ⅱ」を履修した者およびこれと同程度の基礎的学識を備える者（法学既修者）を対象とし、刑法総論および刑法各論の分野における理論上・実務上重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体とする授業を通じて、受講者の基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、受講者に実務法曹として必要な問題解決能力を獲得させることを目標とする。限られた時間内で刑法学の重要論点を網羅することはできないが、理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を可能とするような問題群を選んで、これらに対し集中的に検討を加えることにより、受講者が、実務における刑法の解釈と適用のあり方を正確に把握した上で、刑事政策的観点を加えて、伝統的な問題解決にとらわれない独自の思考を説得力をもって展開できるような論理的思考力を身に付け得るような授業とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次における「刑法Ⅰ（刑法総論）」と「刑法Ⅱ（刑法各論）」は、それらが一体となって本授業の履修を可能とするための基礎的学識を具備させるためのものであり、本授業は、そこにおいて修得された法的思考力・事例分析力の「深化と応用」をはかるものである。刑事の手続法に関する「刑事訴訟法」が1年後期に、「刑事訴訟法総合」が2年後期に配当されているが、本授業においては、本格的な融合・統合がはかれる3年次の「刑事法総合」に先立ち、実体法と手続法の連携にも留意するものとする。「経済刑法」は、本授業においても取り上げられる特殊分野をさらに掘り下げて集中的に学ぶ授業科目であり、「刑法総合」と直接的に連続するものである。「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「外国刑法」等の刑事法科目も、それぞれ受講者の視野を広げ、犯罪現象に関する総合的な学識を得させるための発展的な授業科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者に対し、課題事例とともに、あらかじめ判例および参考文献を指示し、受講者がこれらを読み、課題事例についてみずから十分に検討を加えてきたことを前提として、授業担当者と学生との質疑応答および学生同士の対論を中心として授業を進める。ただし、学生による発表やグループ・ディスカッション等の方法も随時取り入れることとする。授業においては、独学によっても学ぶことが可能な知識の伝達は行われず、受講者が予習により必要な知識を得ていることを前提として、これを駆使した応用的な法的思考力が身に付くような授業となるように留意する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特定の教材は使用しない。ただし、あらかじめ各回に検討する課題事例を示し、判例と参考文献を指示して、学生に十分に予習をさせる。課題事例と判例・文献については、各クラスの担当者間において共通のものとし、毎学期に得られたノウハウを蓄積するものとする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>因果関係： 因果関係に関する最高裁の一連の判例の概観を通じて、裁判実務が法的因果関係（条件関係の制限）に関しどのような基本的立場にあるかを検討する。また、いわゆる相当因果関係説における相当性の判断基準の実質について分析を加え、基礎にある考え方がいかなるものであるのかについて論じ合う。なお、刑事裁判における因果関係の証明についても論及することとする。</p>
第2回	<p>故意と錯誤： 盗品等に関する罪における盗品性に関する故意の証明が問題となった判例の検討を行う。次いで、未必の故意をめぐる実体法上の理論を概観し、それとの関係で判例の考え方を理解する。その上で、実務における知情の認定に関する事例を検討する。挙証責任の転換や故意の推定に関する規定の導入など、政策論・立法論にも及ぶこととする。</p>
第3回	<p>正当防衛： 授業の冒頭においては、正当防衛の正当化根拠について討論を行う。次いで、正当防衛の限界事例に関わる課題のケースを検討する中で、最高裁の一連の重要な判例を取り上げ、その正確な理解に努める。防衛意思の内容、喧嘩闘争と正当防衛（判例における積極的加害意思）、防衛行為の必要性・相当性が取り上げられるべきテーマとなる。</p>

第4回	被害者の同意： 同意傷害に関する課題事例を検討する中で、最高裁判例の理解を確認し、被害者の同意の正当化根拠について議論しあう。後半は、医療行為と患者の同意（インフォームド・コンセント）に関する基本的問題点を取り上げて検討する。安楽死問題にも論及することとする。
第5回	未遂犯（実行の着手）： 未遂犯の処罰根拠に関する一般論を確認した後、強姦罪、窃盗罪、放火罪に関する判例を検討する。間接正犯における実行の着手時期についても論及することとする。後半は、中止犯に関する基本的な論点についても取り上げることとする。
第6回	共同正犯(1)： 課題事例の検討を通じて、共同正犯と幫助犯の区別、共同正犯関係の解消・共同正犯からの離脱、共同正犯と錯誤といった論点についての理解を深め、同時に、これらのテーマに関する判例・裁判例を概観する。共謀の認定等に関する訴訟法上の問題点にも論及することとする。
第7回	共同正犯(2)： 共犯と身分に関する最高裁判例の事案をもとに作成された課題事例の検討を中心として、刑法 65条にいう「身分」の意義、「共犯」の中になぜ共同正犯が含まれるのか、身分者が非身分者の犯罪に関与した場合の扱い等の論点を取り上げて討論する。
第8回	過失犯： 過失構造論を踏まえて過失犯の成立要件につき確認した後、交通事故に関する課題事例を用いて、訴訟上の論点にも言及しつつ、予見可能性および注意義務の存否の判断方法をめぐり検討を加える。授業の後半では、信頼の原則の適用が問題となり得る「管理・監督過失」のケースにつき検討を加える過程で、予見可能性や注意義務の分配の問題についても理解を深める。
第9回	結果的加重犯： 課題事例と判例・裁判例を用いて、結果的加重犯の構造、重い結果についての過失の要否、重い結果について故意ある場合の扱い、基本犯の行為と死傷の原因行為との関係、結果的加重犯の共犯等の論点について検討を加える。
第10回	財産犯(1)： 前半においては、最高裁判例を用いて、窃盗罪等の奪取罪の保護法益(本権説か占有説か)に関する判例の立場の理解に努め、ひいては民法による財産保護と刑法による財産保護との関係について考えさせる。後半では、窃盗罪と詐欺罪の限界が問題となるケースを取り上げ、とりわけ詐欺罪における処分行為(交付行為)の意義について検討を加える。
第11回	財産犯(2)： 前半では、銀行口座への誤振込みのケースを用いて、窃盗、詐欺、横領、電子計算機使用詐欺等の財産犯の関係と相互の限界づけについて理解を深める。後半では、横領と背任の区別に関する比較的複雑な事例の検討を通じ、とりわけ背任罪の構造について学ばせることとする。
第12回	偽造罪： 有形偽造と無形偽造の区別に関する一連の最高裁判例の検討を通じて、偽造の概念に関する理解を深める。
第13回	薬物犯罪： 薬物犯罪に関する現行の法規制の概要を（手続法上の制度を含めて）正確に把握・理解させることに努める。また、訴訟法上の論点にも配慮しつつ、薬物に関する故意の成否、抽象的事実の錯誤、既遂時期、共同正犯の成否に関する問題を取り上げて検討する。
第14回	罪数・犯罪競合： 一罪か数罪かが問題となるケース(包括一罪の限界事例、科刑上一罪と併合罪の限界事例)を取り上げ、判例・裁判例の立場を正確に理解させることに留意しつつ、罪数判断の際に考慮されるべき要素を明らかにする。とりわけ刑の量定との関係に注目させ、量刑判断の全体の中に位置づけて罪数・犯罪競合の問題を理解させることとする。
第15回	試験

授業科目名	刑事訴訟法				
担当者名	平良木登規男				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者に対し、刑事手続の基本である刑事訴訟法について、基礎的な知識の付与と思考力をつけることを目的とするものである。具体的には、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則についての基礎的な理解、概念の把握が中心になるが、単なる理解にとどまらず、日々生起する日常の典型事例を通して、その解決方法等を習得する素地の涵養を目標とする。
2. 関連する科目との関係	「刑事訴訟法総合」あるいは「刑事法総合」に至るための基本講座である。刑法等の実体法や、少年法、刑事政策・被害者学等の隣接科目とも関連させながら、法曹として習得しなければならない土台を形成する。
3. 授業の方法	講義形式を中心にするが、抽象的な理論を一方向的に講義することをできるだけ避け、法的ものの考え方の取得を訓練の中心とする。モデル事例や判例に基づいた事案の解決を中心に、ときにはビデオ教材を併用する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、①平良木 登規男『捜査法第2版』（成文堂、2000年）、②裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案（再訂版）』（司法協会、1999年）を使用する。 参考書 田宮裕「刑事訴訟法 [新版]」（有斐閣）、松尾浩也「刑事訴訟法上新版」、「同下」（弘文堂）、井上正仁ほか「ケースブック刑事訴訟法」（有斐閣）、刑事訴訟法判例百選 [第七版]、刑事訴訟法の争点 [第三版] 等
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンスと刑事裁判の当事者 ① ガイダンス、② 刑事裁判手続（事件発生、捜査、公訴提起、冒頭手続、公判手続、判決の宣告及び確定）、③ 訴訟の主体（裁判所、検察官、被告人・弁護人）
第2回	刑事裁判の流れ、捜査 ① ① 刑事訴訟法典の見方、② 捜査の機関、③ 令状主義（対人処分と対物処分）、④ 逮捕
第3回	捜査 ② ① 被疑者勾留（勾留の理由と必要性）、② 任意捜査と強制捜査（司法警察と行政警察、職務質問）
第4回	捜査 ③ ① 任意捜査と強制捜査（所持品検査、自動車検問、任意同行、宿泊を伴う取調べ）、② 逮捕前置主義（意義、事件単位・人単位、事件単位の原則、その例外）、③ 一罪・一逮捕・一勾留の原則（再逮捕及び再勾留の可否）
第5回	捜査 ④ ① 別件逮捕・別件勾留、③ 余罪の取調べ、④ 接見交通権

第6回	<p>捜査 ⑤</p> <p>① 押収・搜索、② 差押の対象（コンピューターに入力された情報、フロッピーに入力された情報、身体の一部、体内の異物、郵便物）</p>
第7回	<p>捜査 ⑥ 公訴提起</p> <p>① 強制採尿・強制採血、② 写真撮影・通信傍受、③ 被疑者の取調べ、</p>
第8回	<p>公訴提起、訴因</p> <p>① 起訴便宜主義、② 起訴状一本主義、③ 訴因の特定（白山丸事件、覚せい剤自己使用、共謀の日時、場所及び方法による特定）、</p>
第9回	<p>訴因変更</p> <p>① 公訴提起と訴因変更、② 訴因の同一性（訴因変更の要否）、③ 公訴事実の同一性（訴因変更の可否）、④ 訴因変更手続（訴因変更命令、命令の形成力）</p>
第10回	<p>訴訟条件、証拠一般</p> <p>① 訴訟条件と訴因、② 公訴時効、③ 証拠裁判主義、④ 挙証責任</p>
第11回	<p>証拠、伝聞法則</p> <p>① 自由心証主義、② 伝聞法則、③ 伝聞法則の不適用（非伝聞、非供述証拠）</p>
第12回	<p>伝聞例外</p> <p>① 同意書面（刑訴法 326 条）、② 刑訴法 321 条書面、③ 刑訴法 323 条ないし 328 条の書面</p>
第13回	<p>自白法則</p> <p>① 自白の任意性（刑訴法 319 条、刑訴法 322 条）、② 自白の補強証拠、③ 共同被告人の法律関係</p>
第14回	<p>違法収集証拠、裁判の効力</p> <p>① 違法収集証拠、② 裁判の効力（既判力、一事不再理の効力、二重の危険）、③ 既判力の客観的範囲・時間的範囲</p>
第15回	<p>テスト</p>

授業科目名	刑事訴訟法総合				
担当者名	松田 章, 安富 潔, 近藤和義, 金谷利廣, 田崎文夫, 豊田 健				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、法学未修者の2年次及び法学既習者を対象に、刑事手続についての基本的理解を前提として、その理論面における「深化と応用」を図るものである。現実の社会において生起する様々な事例について、刑事手続法上の問題点を発見し、その解決を図る能力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	法学部における関係科目や、法学未修者の「刑事訴訟法」で得た刑事手続に関する理論面での基本的理解を拡充し、3年次における「刑事法総合」や「刑事実務基礎」へと架橋するものである。
3. 授業の方法	検討課題および基本判例等を示した教材を事前に配布し、全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした授業を展開する。重要な問題については、適宜学生同士のディスカッションも交えたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	① 刑事訴訟法全般に関する基本的理解があることを前提に授業を進めるので、夏休み中に、定評ある基本書（例えば、田宮裕『刑事訴訟法 [新版]』[1996]、松尾浩也『刑事訴訟法 (上) 新版』[1999]・同『刑事訴訟法 (下) 新版補正第2版』[1999]、平良木登規男『捜査法 第2版』[2000]・裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案 (再訂版)』[2003] など)を通読しておくことが望ましい。 ② 「必読の基本判例」として指定されている最高裁判例については、その調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説 [刑事篇]』。LLI システムで閲覧可能）を、各回の予習に際して参照しておくこと。 ③ その他、一般的な参考文献として、松尾浩也＝井上正仁編『ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点 [第3版]』(2002)、井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法』(2004)、井上正仁編『別冊ジュリスト・刑事訴訟法判例百選 [第8版]』(2005)を挙げておく。
6. 授業内容（細目）	
第1回	任意捜査と有形力の行使 任意捜査と強制捜査の区別および任意捜査の限界を扱う。具体的には、任意捜査と同様の法的規制に服する職務質問、所持品検査、自動車検問に付随する有形力行使の限界、および任意同行と取調べについての最高裁判例の体系的理解を目指す。
第2回	身柄拘束の諸問題 逮捕前置主義の基本的な理解を確認したうえで、前置されるべき逮捕の手続に瑕疵があった場合の対処方法を検討する。また、いわゆる一罪一逮捕一勾留の原則の意義及び同原則の例外的取扱い、および別件逮捕と余罪取調べの限界について、下級審判例の理解を中心に検討する。
第3回	令状による捜索・差押え（1） 憲法35条と捜索差押えに関する令状主義の趣旨、捜索差押許可状における対象の特定、令状による捜索・差押えの範囲、令状の執行方法をめぐる諸問題について、最高裁判例を中心に検討する。
第4回	令状による捜索・差押え（2）、写真撮影、会話・通信の傍受 刑事訴訟法上明文規定を欠く捜査方法としての強制採尿・強制採血、写真撮影をめぐる理論的、実践的な問題点について、最高裁判例をふまえつつ、具体的事例との関係で検討する。通信傍受法の概要を把握し、その令状主義との関係における基本的な問題点を検討する。

第5回	逮捕に伴う捜索・差押え，身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通 逮捕に伴う無令状の捜索・差押えにつき，その根拠および許容範囲を検討する。また，最近多くの重要判例が登場している接見交通権の問題について，各判例の位置づけ及び現実の運用を理解する。
第6回	公訴提起をめぐる諸問題，被告人・弁護人 公訴時効をめぐる諸問題について判例を題材に検討する。また検察官の訴追裁量及びそのコントロールに関する法令と実務の運用を理解し，公訴権濫用論に関する判例にも触れる。さらに，被告人の特定，訴訟能力，弁護人制度の意義及び必要的弁護に関する判例を取り扱う。
第7回	公判の準備（証拠開示を含む），訴因の明示・特定 争点整理及び証拠開示の現状を検討したうえで，平成16年刑訴法改正の目的および趣旨を考察し，その下における運用を，具体的な事例に即して展望する。訴因の特定・明示に関しては，それと起訴状一本主義・予断排除の原則をいかに調和させるかを，近時の裁判例の事案を題材として検討する。
第8回	訴因の変更 訴因変更の意義についての基本的理解を前提に，訴因変更の要否，可否（公訴事実の同一性），時間的限界，訴因変更命令とその義務性・形成力といった典型的な論点について，判例にあらわれた事案を念頭に置いた検討を加える。
第9回	挙証責任と推定，余罪 「疑わしきは被告人の利益に」という刑事訴訟の大原則の意義を理解したうえで，検察官の挙証責任の範囲および被告人の負うべき負担の範囲を学習する。また，刑事訴訟の様々な場面で問題となる余罪について，横断的な議論を行う。
第10回	自白法則，補強法則 自白法則の法的根拠及びその適用範囲について，判例にあらわれた事案を題材に検討する。補強法則についても，その根拠を理解したうえで，補強を要する範囲等の典型的な論点を取り扱う。
第11回	証拠の関連性，訴訟条件，伝聞証拠の意義 証拠裁判主義に関する一般的知識を前提に，証拠の関連性について，いわゆる科学的証拠を題材に検討する。また，告訴の意義及びその追完について検討する。さらに，伝聞法則の実質的根拠について徹底的に理解したうえで，伝聞・非伝聞の区別を，具体例を通じて体得する。
第12回	伝聞例外 実務上重要性が高い検察官面前調書および実況見分調書を中心に学習する。前者については，典型論点を押さえたうえで，最近の判例にも言及する。後者に関しては，その伝聞例外要件（適用条文）および目撃者の指示説明部分の取扱いを扱う。
第13回	共同被告人の法律関係，違法収集証拠の証拠能力 共同被告人をめぐる諸問題，すなわち併合審理を行うべきか否かに関して考慮されるべき諸要素，共同被告人の供述を相被告人との関係で証拠化する場合の理論的な問題点等を検討する。違法収集証拠排除法則に関しては，最高裁判例の証拠排除の基準およびその具体的な展開を理解する。
第14回	実体裁判（訴訟条件論を含む），裁判の効力 有罪判決における概括的・択一的な認定の可否，親告罪における告訴をめぐって生じる諸問題について，裁判例にあらわれた事案の解決を中心に検討を加える。また，いわゆる一事不再理効の及ぶ範囲に関する基本的理解を前提に，注目すべき最新判例を取り上げる。
第15回	期末試験

授業科目名	刑事法総合				
担当者名	松田 章, 安富 潔, 金谷利廣, 土屋眞一, 豊田 健, 秋山 仁美				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑法と刑事訴訟法にまたがる等の理由で、2年次までの講義で取り上げられなかった問題を中心に、最近の主要判例などをも踏まえつつ講義を展開するとともに、多論点型の長文事例問題を検討することで、すでに修得した刑法・刑事訴訟法の体系的知識を、有機的に結合させた形で「使いこなせる」レベルまで高め、新司法試験にも対応できるようすることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	この授業は、2年次までに履修した刑事法関係科目で学んだことを前提に、その補完・発展を図るものであると同時に、並行して履修する「刑事実務基礎」及び「模擬裁判（刑事）」といった実務科目への架橋をも意識したものである。また、「経済刑法」、「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「司法制度論（刑事）」、「国際刑事法」、「医事法」等の選択科目と併せて履修することにより、刑事法に関する総合的な学識を身につけ、将来、刑事法関係を専門分野とする法曹となるための基礎を固めるものである。
3. 授業の方法	授業は隔週で行う（合計7回）。検討課題等を示したプリントを事前に配布し、全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした講義を展開する。重要な問題については、適宜、学生同士のディスカッションも交えたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	一般的な基本書等の指定はしない（2年次までに、刑法および刑事訴訟法に関する定評ある概説書を通読し、理解していることを前提とする）。とくに参照すべき判例および文献については、プリント等で指示する。 「必読の基本判例」として指定される最高裁判例については、その調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』）を、各回の予習に際して参照しておくこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	罪数・犯罪競合をめぐる諸問題 刑法の講義では手が回りにくい罪数・犯罪競合に関する諸問題を扱う。基本的な問題を通じてこの分野に関する体系的理解を身につけるとともに、最近の判例にあらわれた問題を含む事案を検討する。
第2回	交通事故、名誉毀損罪における事実証明、および公務執行妨害罪における職務行為の適法性をめぐる諸問題 交通事故の事例における段階的過失や訴因の記載方法、名誉毀損罪における事実証明の法的性格と挙証責任、および警察官の職務執行の適法性とそれに対して暴行・脅迫を加えた者の罪責を検討することで、実体法と訴訟法の交錯する分野について理解を深める。
第3回	伝聞例外および上訴に関する諸問題 実務上きわめて重要な意義を有する伝聞例外要件について、発展的な問題を検討し、知識の拡充を図る。また、刑事訴訟法総合で扱われない上訴に関して、基本的知識の定着を図る。
第4回	コントロールド・デリバリー、長文事例問題演習・刑訴法 捜査手法としてのコントロールド・デリバリーについて検討する。刑訴法を中心とした多論点型の長文事例問題を検討し、実践的な事例分析能力を高める。
第5回	長文事例問題演習・刑法① 刑法を中心とした多論点型の長文事例問題を検討し、実践的な事例分析能力を高める。

第6回	共謀共同正犯に関する諸問題，長文事例問題演習・刑法② 共謀共同正犯に関する指導的判例および最近の注目すべき判例を検討し，この問題をめぐる実務的理解を把握する。刑法を中心とした多論点型の長文事例問題を検討し，実践的な事例分析能力を高める。
第7回	長文事例問題演習・総合 刑法と刑訴法にまたがる多論点型の長文事例問題を検討し，実践的かつ総合的な事例分析能力を高める。
第8回	期末試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	要件事実論				
担当者名	大江 忠、田中 豊、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民事紛争の法的解決のために重要な事実（「要件事実」）の意義を具体的に理解させる。そのため、売買契約に基づく代金支払請求・目的物引渡請求、貸金返還請求、保証債務履行請求、所有権に基づく明渡請求、所有権移転登記手続請求、賃貸借契約の終了に基づく明渡請求、不法行為に基づく損害賠償請求（ただし附帯請求）などの基本的な事例につき、主張立証（請求原因、抗弁、再抗弁等の構造を理解させる。あわせて、各要件について事実認定上の基礎的問題の理解を図る。
2. 関連する科目との関係	「要件事実論」は、第3セメスターに配置される（法学既修者の1年目前半、法学未修者の2年目前半）。「民事訴訟実務」における「要件事実論」の有する意義を早い段階で体得させ、それ以後に配置される民事実務基礎科目「民事実務基礎」、「模擬裁判」の理論的基盤を提供する。 民事実務基礎科目においては、「要件事実論」そのものに立ち入らないまでも、「要件事実論」が民事実務のバックボーンとして機能していることを実感させる工夫が望まれる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟の程度に応じて受講生に対する質問と議論をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・・・司法研修所民事裁判教官室編「紛争類型別の要件事実」（法曹会） 参考書・・・司法研修所民事裁判教官室編「増補民事訴訟における要件事実第一巻」（法曹会） 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第二巻」（法曹会）
6. 授業内容（細目）	
第1回	民事訴訟の基本構造 売買契約に基づく代金支払請求訴訟の事例に則して、要件事実論の総論的部分として、民事訴訟の審判の対象である訴訟物、要件事実（とりあえずその請求原因と同時履行、弁済の抗弁を例として）、事実認定が必要となる争点の意義などについて理解を図る。
第2回	売買契約に基づく代金支払請求 第1回の訴訟物を前提として、法定解除（履行遅滞に基づく解除、履行不能に基づく解除、売主の瑕疵担保責任に基づく解除）の抗弁、並びに約定解除（手付解除）の抗弁及びそれに対する再抗弁（解除権留保排除の合意、履行の着手）
第3回	売買契約に基づく目的物引渡請求 訴訟物、請求原因に加え、債務不履行解除の特約（停止期限付解除、無告解除特約、当然解除特約）の抗弁、弁済の提供の再抗弁
第4回	貸金返還請求 訴訟物（貸金返還請求、利息請求、遅延損害金請求）、3つの訴訟物の各請求原因、貸借型理論、弁済・相殺・消滅時効の抗弁
第5回	保証債務履行請求 訴訟物、請求原因（連帯性の位置づけ）、代理の要件事実、消滅時効の抗弁
第6回	1 土地明渡訴訟（所有権） 訴訟物（所有物返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、占有権原の抗弁、対抗要件の抗弁 2 建物収去土地明渡請求（所有権） 訴訟物、請求原因

第7回	試験（第1回から第5回までの定着度を見るためのもの）
第8回	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有権移転登記手続請求 訴訟物（登記請求権との関係）、請求原因 2 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に変わる所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因 3 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因
第9回	<ol style="list-style-type: none"> 1 抵当権設定登記抹消登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、登記保持権原の抗弁とこれに対する再抗弁 2 登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁とこれに対する再抗弁（通謀虚偽表示） 3 真正な登記回復を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁 4 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求 訴訟物（債権的登記請求権）、請求原因
第10回	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求 訴訟物（一元説、多元説）と請求原因の総論 2 終了原因が期間満了の場合の攻撃防御方法
第11回	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約終了原因が解約申し入れの場合の攻撃防御方法 2 終了原因が解除の場合の攻撃防御方法
第12回	<p>動産引渡請求</p> <p>訴訟物（所有物返還請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁（売買、代物弁済、即時取得）、二重譲渡の場合の対抗要件の抗弁と所有権喪失の抗弁</p>
第13回	<p>譲受債権請求（その1）</p> <p>訴訟物、請求原因（債権譲渡と原因行為など）、譲渡禁止特約の抗弁、債務者対抗要件</p>
第14回	<p>譲受債権請求（その2）</p> <p>第三者対抗要件、債権喪失の抗弁</p>
第15回	試験

授業科目名	民事実務基礎				
担当者名	春日 秀文、河合 秀樹、是枝 辰彦、鈴木 一夫、橋爪 雄彦、堀口 磊藏 増井 和男、三上 雅通、御子柴 一彦、矢尾 和子、渡邊 俊太郎				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な事象を法的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見つけ出し、これを説得的に提示する能力が必要である。法曹のこうした能力は、訴訟の場面においてはもちろん、無用な紛争を防止するため、社会生活上のあらゆる局面において発揮されることが期待されている。</p> <p>この科目では、主として具体的事例に基づく題材を扱うこととし、受講生は、民事訴訟における法律実務の基礎的な知識を修得するとともに、法律知識を活用して紛争解決及び紛争予防を図る法曹の活動を疑似体験することで、法的分析方法、法的思考方法及び法的発想方法を修得するための一助とし、理論と実務の架橋の基礎固めを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年時の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本授業における法曹活動の疑似体験を通し、これらの知識と理論を活用して法律実務に即した応用と展開を目指す。</p> <p>また、本授業内容の修得が民事模擬裁判の実施準備にも連動する。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式で行う。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識や理論を把握した上で講義に臨み、質疑応答等に主体的に参加して、自己の法的分析・思考・発想方法の力を養う。また、授業の進行に応じて課題が出される。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	司法研修所民事裁判教官室「4訂版民事訴訟第一審手続の解説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法律相談と受任</p> <p>講師側があらかじめ準備した模擬依頼者面談のビデオを利用しながら、法的手続の中での法律相談の位置づけ、事実聴取方法、助言方法等について討議し、よりよい法律相談の方法を指導する。</p>
第2回	<p>訴状起案の講評</p> <p>第1回講義の際に配布した資料に基づいて作成した訴状起案について、訴状作成に当たって準備、検討すべき事項を討議する。また、相談内容に含まれている法律問題及びその解決方法（保全の必要性や紛争解決手続の選択も含む）を検討する。依頼者の要求に対し、相手方から出される可能性のある反論についても予想し、要件事実を整理した上で、依頼者の要求が認められるには、どのような資料や情報が不足しているかなどについても検討する。</p>
第3回	<p>答弁書起案の講評</p> <p>答弁書起案について、何名かの受講生に起案内容を報告させるなどして、答弁書の作成に当たって留意すべき事項を検討する。また、当該答弁書に対する原告の反論の内容やその認められる可能性についても検討する。</p>
第4回	<p>民事保全手続について</p> <p>民事手続における保全手続の重要性を理解し、適切な保全手続を選択することができるよう、保全手続における重要事項に関し、設例を利用した事前課題について討議する。</p>

第5回	<p>一審手続について</p> <p>訴状提出から判決言渡しまでの民事訴訟第一審手続の実務を立体的に理解し、あわせて争点整理、事実認定及び和解の実際についても理解を深めるため、ビデオ教材を利用して、手続の流れに対応して各過程における実務上の問題点を指摘し、各問題点について討議する。</p>
第6回	<p>一審手続について</p> <p>同上</p>
第7回	<p>一審手続について</p> <p>同上</p>
第8回	<p>争点整理手続の基礎</p> <p>民法、民事訴訟手続及び要件事実の理解を前提として、争点整理手続がなぜ必要か、またどのように行うべきか、争点整理の意義・手法等について検討し、討議する。</p>
第9回	<p>争点整理演習</p> <p>事例を用いて争点整理について検討することによって、裁判所と当事者双方が共通の認識を持ち、迅速かつ充実した審理をするために不可欠な争点整理の意義とその具体的手続について理解を深める。</p>
第10回	<p>立証活動・事実認定の基礎</p> <p>主張立証責任に関する理解を前提として、訴訟当事者はどのような立証活動をすべきか、また裁判所は提出証拠を踏まえて、事実認定をどのように行うべきかについて検討し、討議する。特に、間接事実による推認過程や、経験則の意義、機能について、具体例に即して検討する。</p>
第11回	<p>事実認定演習</p> <p>事例を用いて事実認定の可否を判断した結果を報告させ、討議することによって事実認定に関する基本的な考え方について理解を深める。</p>
第12回	<p>和解について</p> <p>民事実務における和解の位置づけ及びその意義、機能について検討し、討議する。また、債務名義としての和解について、執行可能な和解条項を作成することの重要性に関しても理解を深める。</p>
第13回	<p>判決書の作成について</p> <p>裁判所が、当事者の主張について、いかなる事実を認定し、どのような理由で主文の判断に至ったのか、その判断過程を示す判決書の意義及び機能、並びに作成における留意点等について検討する。</p>
第14回	<p>執行手続について</p> <p>保全手続→訴訟、判決→執行手続という民事事件の一連の流れを立体的に、かつ、より深く理解するため、設例を利用した事前課題について検討し、討議する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	模擬裁判（民事）				
担当者名	春日 秀文、河合 秀樹、是枝 辰彦、鈴木 一夫、橋爪 雄彦、堀口 磊藏 増井 和男、三上 雅通、御子柴 一彦、矢尾 和子、渡邊 俊太郎				
単位数	1 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な問題を法的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見出し、かつこれを説得的に提示する能力が必要である。法曹のこうした能力が典型的に発揮されるのは、紛争解決の場面においてである。</p> <p>この科目では、模擬記録を使用して、訴訟提起後の証人尋問の準備、主尋問、反対尋問、訴訟指揮などを体験することで、生の事実から法的主張に沿った事実をいかにして見つけ出すか、それをどのようにして裁判所に提示するか、裁判所は提示された証拠をどのように評価して事実を認定するかなど、「民事実務の基礎」で検討した一審手続の流れを実践的に理解し、理論と実務の架橋のための基礎固めをする。</p>
2. 関連する科目との関係	2年時の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本模擬裁判における訴訟活動の疑似体験を通し、これらの知識と理論を活用して民事裁判実務に即した応用と展開を目指す。
3. 授業の方法	クラスの学生を裁判官、原告代理人と被告代理人のグループに分け、グループごとに依頼者との打合せ、立証方針の検討、証人尋問の準備等を行い、その後、模擬法廷等を使用して、各グループ内の担当者が交代で証拠調べを体験する。また、和解手続及び判決言渡しを行うとともに、尋問や訴訟指揮の問題点等を検討し、討議する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	配布した模擬記録を使用して模擬裁判の準備と実施を行うとともに、尋問や訴訟指揮の問題点等を検討する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>事前準備と争点の検討</p> <p>配布した資料に基づいて、裁判官役、原告代理人と被告代理人役のグループごとに合議する。裁判官役は、争点についての整理及び審理の進め方について、協議、打合せをして認識を共通化し、各代理人役は、それぞれ争点についての整理及び今後の立証方針や役割分担について協議する。協議の際は、各グループに講師が付いて必要に応じて最低限の助言をする。</p>
第2回	<p>証拠調べの準備</p> <p>原告代理人及び被告代理人のグループは、それぞれ講師側が準備した当事者本人又は証人と面接して事実を聴取し、打合せを行うと同時に尋問事項を協議し、証拠調べ当日の役割分担も決定しておく。また、当事者本人役と和解の腹案についても検討する。裁判官グループは、争点と証拠との関連や、和解の内容について検討する。</p>
第3回	<p>主尋問及び反対尋問</p> <p>模擬尋問を実施し、争点に関する立証の方法、主尋問、反対尋問の方法の当否などについて検討する。</p>
第4回	同上

第5回	同上
第6回	和解手続 尋問の結果をふまえて、和解を行う。
第7回	判決手続並びに尋問及び訴訟指揮の講評 審理の結果に基づき判決言渡しを行う。 模擬裁判全体を振り返って、各尋問や訴訟指揮の問題点等を検討する。
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	刑事実務基礎				
担当者名	松田 章、秋山 仁美、近藤 和義、小林 充、田崎 文夫、豊田 健、井上 経敏、林 勘市、金子 正志、上岡 哲生、山岡 通浩				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>刑事手続に関し理論面での理解が深まっていることを前提に、刑事実務について基礎的な知識を付与し、理論と実務との架橋を目指すものである。法曹の役割は、社会的な事象について、その実体を把握した上、法律的な側面から分析し、手続ののっとり問題解決を図るところにあり、そうした使命を果たすためには、事実の認定、法令の適用、手続の実務等についての深い理解が必要とされる。「模擬裁判（刑事）」との有機的な連動を図り、そこで法曹としての役割を疑似体験すること等と相まって、刑事手続を、理論的・実践的の両面から理解させ、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者は、まず、「刑事訴訟法」によって刑事手続についての基本的な理解を得る。そして未修者および既習者を含めて、「刑事訴訟法総合」および「刑事法総合」において、設例や裁判例の検討を中心に、実務的な解決に至る法理論を学ぶ。そこで得た知識・理解を前提に（またはそれと並行して）、問題解決のための法的手段を、実際の訴訟の場を想定した「模擬裁判（刑事）」との連動を図りつつ修得する。</p>
3. 授業の方法	<p>法曹三者出身の実務家教員が、ビデオ教材や記録教材を用いながら、刑事手続の流れに応じて、それぞれの立場から、実践的な講義及び演習を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法曹会発行の「刑事第一審公判手続の概要」（購入すること。）、「検察講義案」（購入すること。）、法務総合研修所編事件記録教材1号（貸与し、授業終了時に回収する。）、司法研修所編刑事裁判記録教材（窃盗等被告事件）（購入すること。）、刑事手続に関するビデオ教材、教員作成のプリント教材等を用いる。 石井一正「刑事事実認定入門」（判例タイムズ社）を参考文献とする</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>捜査・公判導入講義（検察1） 捜査・公判手続に関する各種書類について学び、ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における検察官の活動についてイメージをつかむ。</p>
第2回	<p>捜査・公判導入講義（弁護1） ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における弁護人の活動についてイメージをつかむ。</p>
第3回	<p>公判導入講義（裁判1） ビデオ教材を視聴するなどして、第一審訴訟手続の流れの基本を理解する。</p>
第4回	<p>捜査記録演習（検察2） 事件記録教材（司法警察員送致部分）を用いて、送致後勾留請求までの捜査手続を学び、問題点を検討する。</p>

第5回	<p>捜査記録演習（弁護2）</p> <p>事件記録教材（司法警察員送致部分，送致後の捜査部分）を用いて，起訴前の弁護活動について学ぶ。</p>
第6回	<p>捜査記録演習（検察3）</p> <p>事件記録教材（送致後の捜査部分）を用いて，捜査手法，証拠の評価，起訴便宜主義等を学び，終局処分を検討する。</p>
第7回	<p>捜査記録演習（検察4）</p> <p>事件記録教材（公判手続部分）を用いて，検察官の公判準備及び公判活動の流れについて学ぶ。</p>
第8回	<p>捜査記録演習・公判記録演習（裁判2）</p> <p>事件記録教材，刑事裁判記録教材，刑事第一審公判手続の概要等を用いて，捜査段階の身柄に関する手続，公判手続の基本的な流れの概観及び冒頭部分，記録の編成等について学ぶ。</p>
第9回	<p>公判記録演習（検察5）</p> <p>刑事裁判記録教材を用いて，検察官の公判活動について具体的に検討する。</p>
第10回	<p>公判記録演習（弁護3）</p> <p>刑事裁判記録教材を用いて，弁護人の公判活動について学ぶ。</p>
第11回	<p>公判記録演習（裁判3）</p> <p>刑事裁判記録教材，刑事第一審公判手続の概要等を用いて，公判手続のうち証拠調手続を中心に学ぶ。</p>
第12回	<p>公判記録演習（裁判4）</p> <p>第11回（裁判3）と同様。</p>
第13回	<p>公判記録演習（裁判5）</p> <p>刑事裁判記録教材，プリント教材等を用いて，事実認定及び判決について学ぶ。</p> <p>なお，宿題レポートを課すことを予定している。</p>
第14回	<p>公判記録演習（裁判6）</p> <p>第13回（裁判5）と同様。宿題レポートの講評も行う。</p>
第15回	<p>第15回 期末試験</p>

授業科目名	模擬裁判（刑事）				
担当者名	松田 章、秋山 仁美、近藤 和義、小林 充、田崎 文夫、豊田 健、井上 経敏、林 勘市、金子 正志、上岡 哲生、山岡 通浩				
単位数	1 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑事手続についての知識・理解を深め、実務との架橋を目的とするものである。刑事裁判を模擬体験することによって、刑事手続に関して修得した知識・理解が、実際にどのような形で機能するかについてのイメージを増幅させ、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにする。
2. 関連する科目との関係	法学未修者は、まず、「刑事訴訟法」によって刑事手続についての基本的な理解を得る。そして、未修者および既習者を含めて、「刑事訴訟法総合」および「刑事法総合」において、事例や裁判例の検討を中心に、実務的な解決に至る法理論を学ぶ。そこで得た知識・理解を前提に（またはそれと並行して）、問題解決のための法的手段を、「刑事実務基礎」との連動の下に、実際の訴訟の場を想定して実践する。
3. 授業の方法	学生（グループ）が役割分担し、冒頭手続から判決宣告までの第一審公判手続を実演する。公判外でも、役割ごとに実際に関係書類（冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨、判決書）を起案し、また、交互尋問・質問内容の検討などをおこなう。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	公判演習用の記録教材（貸与し、授業終了時に回収する。）等を用いる。 山室恵編著「刑事尋問技術」（ぎょうせい）を参考文献とする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	導入的な説明など。
第2回	冒頭手続，証人尋問など。
第3回	証人尋問など。
第4回	証人尋問など。
第5回	被告人質問など。

第6回	弁論など。
第7回	裁判，講評など。
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	法曹倫理				
担当者名	加々美 光子、柏木 俊彦、澤田 和也、鈴木 正具、堀口 磊藏				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹倫理の主要課題につき倫理的な判断能力を養う。法曹倫理のすべての側面において各国の倫理規定を検討することにより法曹倫理の世界的な普遍性と地域性を理解する。</p> <p>法曹倫理は、法曹の職務のルールであり法律実務に不可欠でありまたあらゆる実務法律科目に横断的に適用される通則であり法曹の魂である。法曹の魂を磨くことを目的とし目標とする。</p> <p>必要に応じて、弁護士等法曹の倫理につき日本と外国における国際的な比較を行う。</p>
2. 関連する科目との関係	特になし
3. 授業の方法	<p>毎回の講義に関する参考教材、説例を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。学ぶ主体が学生自らであることを強調した授業方法をとる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回実際の事例に基づいて担当者が自ら作成した説例をもとに学生が積極的に討議するように仕向ける。</p> <p>法科大学院用テキスト 塚原・宮澤編「専門職責任プロブレムブック」（上・下）を参考教材として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>弁護士の職務責任の一般的な提示</p> <p>弁護士の職務責任が市民道徳と異なる説例に基づき市民道徳とは異なる側面をもつ弁護士の職務責任を考え司法制度における弁護士の役割を討議する。</p>
第2回	<p>弁護士自治と綱紀・懲戒制度</p> <p>弁護士の綱紀維持に対する弁護士会の役割につき弁護士自治の歴史と弁護士法制定の過程の説明を資料を使用して行う。</p> <p>弁護士法における綱紀・懲戒制度の仕組みを説明し、透明化、迅速化、実効化といった観点からの綱紀、懲戒機関及び手続きの改革の主要点及び弁護士自治と綱紀、懲戒制度への市民参加の意義、そしてさらに改革すべき問題点を討議する。</p>
第3回	<p>事件の受任</p> <p>弁護士が事件を受任する場合における弁護士倫理上の諸問題を対象とする。弁護士に事件受任義務があるか、依頼者の自己決定権と弁護士の独立性との関係につき事件受任の問題点を説例に基づいて討議する。ABAのモデル・ルールについても参考とする。</p>
第4回	<p>事件処理と辞任</p> <p>事件処理及び辞任の際の問題点と辞任義務が発生する場合等につき仮説事例を提示して議論を行い、事件の処理、辞任に際しても多くの倫理上の問題が含まれることを理解する。</p>
第5回	<p>利益相反</p> <p>弁護士業務において最も判断に困難を伴う利益相反について2回にわたり弁護士法25条と利益相反についての説明を行い、事件の相手方と特別な関係のある事例、以前の依頼者を相手方とする事例、複数依頼者の受任の事例、弁護士法25条違反の効果、弁護士の中立型調整事件の受理の各事例につき利益相反を避けることの重要性と複雑さを理解する。</p>

第6回	利益相反 同上
第7回	秘密保持義務 弁護士の職務の核心にあたる義務であり、秘密義務の法的根拠としての弁護士法、刑法、刑事訴訟法の相互の規定の関係を検討し、それらと弁護士倫理の秘密保持義務の規定の意味するところを探る。また、内部告発者制度との関係、組織犯罪やマネーロンダリングとの関係、米国のサーベンス・オクスレー法における報告義務等論争の多い課題を事例を通じて討議する。
第8回	刑事弁護 弁護士職務基本規程においては、刑事弁護のために独立の章が新設された。対立当事者構造の下で被疑者・被告人に与えられた防御権との関連での刑事弁護人の役割、民事訴訟との比較における弁護人の真実義務について検討する。
第9回	依頼者との金銭関係と報酬 弁護士は依頼者の金銭を保管することが多く預かり金についての規制を学ぶ。また、弁護士会の報酬規程の廃止に伴う報酬の自由化と弁護士が適正な報酬を決めるにあたっての基準、報酬請求についての弁護士倫理上の問題点を説例をもとに検討する。
第10回	組織内弁護士 企業その他の団体及び政府機関に雇用される組織内弁護士に固有の倫理問題、特に組織内での違法行為を発見した場合の違法行為防止措置につき企業内措置と企業外通報に分けて説例で検討する。ABAのモデル・ルールをも討議の対象とする。
第11回	共同事務所における弁護士間の規律 弁護士法人の設立、運営における弁護士倫理の問題、今後一層発展する共同事務所に所属する経営弁護士及び勤務弁護士間の倫理の観点からの規制、弁護士の移動に伴う利益相反等の問題を説例によって解説し、論議する。
第12回	他の弁護士に対する責任、弁護士の業務規制、非弁提携及びMDP 相手方弁護士や共同受任の弁護士との関係において考慮すべき弁護士倫理上の問題点、更に相手方に弁護士がついていない場合における本人との接触と倫理の問題を事例で討議する。弁護士の広告、宣伝、営業活動についての弁護士会における規制の内容につき事例を通じて弁護士会の会則、会規を学び規制の可否を考える。 非弁提携事例を検討するとともに弁護士法73条及びMDP問題についても言及する。
第13回	裁判官の倫理 ゲストスピーカーによる講演 (講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)
第14回	検察官の倫理 ゲストスピーカーによる講演 (講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)
第15回	試験 短答式試験と説例からなる試験を実施する。

授業科目名	法哲学				
担当者名	井上 達夫				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>基本的な実定法諸科目の既修者を対象として、現代法哲学の主要問題に関する基礎知識と思考能力を習得させることにより、法という人間の社会的実践につき、その特質の総合的・巨視的な把握、その指導理念と存在理由の内在的理解、そしてその限界の自覚と発展的改変のための批判的な視座を養うことを目的とする。そのために、法概念論と正義論という現代法哲学の二大分野それぞれにおける基本的な概念や係争点と両分野の内在的關係について、受講生の理解の涵養と深化を目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>実定法諸科目全般の哲学的基礎の理解に関わるが、とくに、立憲民主主義の基礎、司法審査制の正統性、法の支配の意義などをめぐる憲法学の論議の哲学的な深化発展に関連する問題を扱う。また正義論の分野では法政策・立法論の価値論的基礎も扱う。</p>
3. 授業の方法	<p>各テーマにつき導入的説明は講義形式で行うが、受講生相互の、および受講生と講師との双方向的な討議を中心に授業を進める。そのために受講生に、各テーマについて事前配布資料等に基づく予習を義務付け、討議に主体的に参加する準備を徹底させる。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>毎回の授業のテーマに直結する標準文献資料（邦語および英語の論文・著作抜粋・判例等）を事前によむべきテキストとして指定し配布するほか、講義全般に関わる文献資料を、個別テーマの理解を補強し、各テーマを総合的に関連付け整理するために講義期間中に読むべき副教材として指定する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法概念論の意義と方法 伝統的な法概念論の認識論的・方法論的前提に対する唯名論的批判とそれへの応答を素材に、法の内容規定の意義・性質・目的・方法について考察する。「法とは何か」を問うことの意味に関するメタ理論的反省が、この問いへの解答自体をいかに規定しないし制約しうるかについて、方法論的自覚の確立を目指す。</p>
第2回	<p>法概念論争の現代的位相1 戦後法哲学の発展に大きな影響を与えたフラー＝ハート論争、ハート＝ドゥオーキン論争に焦点を置いて、伝統的な法実証主義対自然法論の対立軸を超えた、法実証主義と反法実証主義の論争の現代的地平を明らかにする。</p>
第3回	<p>法概念論争の現代的位相2 ドゥオーキンの法実証主義批判に対する応答として生み出されてきた現代の法実証主義の内的な分化・発展が孕む問題を、排除的法実証主義対包含的法実証主義、記述的法実証主義対規範的法実証主義の対立に焦点を置きつつ考察する。</p>
第4回	<p>法の支配 法の支配の理念に対して向けられてきた根本的な懐疑・批判や、この理念の理解の分裂対立の現状を踏まえて、法の支配の理念の再編・再生の方向を、正義論と法概念論との架橋の仕方の再考を通じて理論的に検討するとともに、司法改革を含む現代日本のシステム改革にとって法の支配がもつ実践的意義についても考察する。</p>
第5回	<p>法解釈と法創造 どこまでが先在する法の解釈適用で、どこからが新たな法の創造なのか、解釈論と立法論との区別はそもそも可能なのか、立法論からも現行法の機械的適用からも区別された創造的解釈なるものはありうるのか、そのような解釈の正当化構造はいかなるものか、かかる法的推論の根本問題を、決定的前提をなす法概念論的問題の解明を通じて考察する。</p>
第6回	<p>法の限界 法と道徳との関係をめぐる法概念論的論議の重要な規範的含意を「法の限界」の問題に即して考察し、リベラリズムと卓越主義との関係、パターンナリズムの位置、フェミニズム法理論のディレンマなど、正義論と法概念論の接点に位置する現代思想の理論的諸問題とその実践的含意に照明を当てる。</p>

第7回	<p>遵法義務と抵抗権 「悪法も法か」という法概念論の古典的問題は、法認識と法評価の区別という認識論的問題に還元できない遵法義務の根拠と限界、抵抗権の根拠と限界という実践的問題を孕む。かかる問題に照明を当てて、「法概念論の意義と方法」という初回のテーマへのフィードバックも図りつつ、正義論と法概念論の接合の必要性とその方向性を検討する。</p>
第8回	<p>正義論の意義と方法 「在るべき法」の指針であると同時に「在る法」の内在的理念でもある正義理念の法哲学にとっての根本的意義を明らかにするとともに、現代哲学・現代思想が突きつける根本的な懐疑・批判に対して正義理念をいかに擁護しうるかを考察する。</p>
第9回	<p>正義概念の規範的核心 対立競合する正義構想 (conceptions of justice) に通底する共通の正義概念 (the concept of justice) なるものがあるのか、それは空虚な形式を超えた強い規範的実質をもちうるのか、もつとしたら、その実質は何か、それは法実践に対していかなる指導的・批判的統制力をもつのかを考察する。</p>
第10回	<p>正義と公共性 対立競合する正義構想に通底する正義概念の意義を公共性概念との関係においてさらに解明する。「公共的正当化」や「公共的理由」の概念と正義概念の内的連関やリベラルな「正義の基底性」の観念と公共性との関係の考察を通じて、共同体論やフェミニズムなど様々な現代の思想傾向からのリベラルな公共性概念に対する批判の妥当性を検討するとともに、公私二元論の批判的再編の方向を探り、法の限界や遵法義務など「法の公共性」に関わる問題へのその含意も明らかにする。</p>
第11回	<p>正義構想の主要類型 効率対公正、効用対権利、自己所有対社会的責任といった基本的な視点の対立軸、集計最大化原理・パレート原理・格差原理など分配基準をめぐる対立軸、さらに厚生アプローチ、資源アプローチ、能力アプローチなど分配対象をめぐる近年浮上してきた新たな対立軸を説明し、競合する主要な正義構想の特質を理解し比較査定するための分析評価能力を磨く。</p>
第12回	<p>分配的正義と市場原理 分配的正義の追求と市場的競争原理の尊重を二律背反的に捉える通念を批判的に再吟味し、両者の相互依存性・相補性を解明することを通じて、分配的正義の原理的問題を制度化方法の問題と有機的に連関させて考察する視座を開く。</p>
第13回	<p>立憲民主主義体制と正義 善き生の諸構想だけでなく正義構想をめぐるも深刻な対立がある現代の多元的社会のための公正な意思決定システムとして、立憲民主主義体制を位置づけると共に、その観点からその在るべき形態を考察し、対立競合する正義の諸構想に通底する正義概念がかかる政治的意思決定システムの公正性を評価する指針として果たす基底的作用を解明する。</p>
第14回	<p>グローバル化と正義 グローバル化が進行する現代においては、正義原理をめぐる意思決定とその実現についても主権国家の枠を超えた形で図られる必要が説かれる反面、かかる正義のグローバル化は超大国の覇権の合理化にすぎないと反発する動きも無視できない影響力をもっている。グローバル化の光と影両面を把握した上で、近年のアジア的価値論や Global Justice 論などを検討し、グローバル化時代における正義実現システムのあり方を考察する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	法史学（西洋法史）				
担当者名	森 征一				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	授業は、法学未修者を主な対象として、現在ヨーロッパ共通法として形成されつつある EU（欧州連合）法を視野に入れながら、近代日本法の形成に大きな影響を与えたヨーロッパ法の歴史的な発展を辿ることを目的とする。 授業は、法学者および法実務家を含めて、ヨーロッパにおいて法律家が法秩序の形成にどのような役割を担ったのかを知ることによって、法曹を目指す受講生に法律家として果たすべき使命感を自覚してもらうことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	法史学は、法曹が身につけるべき基礎教養科目であり、当然に「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」「刑事訴訟法」等の実定法科目と有機的に連結して、法科大学院での法学教育の一端を担うものである。たとえば、西洋法史で扱う正義論は「法哲学」に、また、法解釈論は「民法」と「刑法」に、そして裁判制度は「民事手続法」「刑事訴訟法」に深く関わるように、法史学はどの科目とも関連する。 なお、法史学は近代日本法史と西洋法史とを半期毎かつ交互に行う予定なので、履修に際しては注意してほしい。
3. 授業の方法	授業は、講義と演習を融合した形式で行う。すなわち、講師がまず全体的な説明を行い、つぎに毎回用意される資料（プリント）を受講生に読んでもらい、その資料の理解を深めるための質疑応答を経て、最後に講師がまとめとしての説明を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講生には西洋法史全体を理解してもらうためにテキストとして、勝田有恒/森征一/山内進編著『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）を使用するが、授業ではその都度、内容に即した歴史資料（プリント）を教材として配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	欧州連合（EU）とヨーロッパ共通法の形成 （1950年代に具体化したヨーロッパ統合の過程とそれに対応する各国法の調和としての統一法典化の動きについて論じる。）
第2回	古代ローマ法 （ローマ法の特色を「12表法」と、法律訴訟から方式書訴訟への民事訴訟手続きの展開を通して論じる。）
第3回	東ローマ皇帝ユスティニアヌスの法典編纂 （ヨーロッパ法の基礎となった、「学説集」、「法学提要」、「勅法集」そして「新勅法集」からなる「ユスティニアヌス法典」の編纂過程について論じる。）
第4回	ヨーロッパ中世封建社会における法理念としての「古き良き法」と法書の世界 （中世の慣習法の時代に起こった、私人による法記録活動によって生まれた「法書」を通して、中世前期の法観念について論じる。）
第5回	ヨーロッパ中世の裁判 （中世における典型的な裁判手続きである「神判」と「決闘裁判」について論じる。）

第6回	ボローニャ法科大学の誕生とローマ法の再生 (イタリアにおけるローマ法の再発見と大学誕生の歴史的意義について、帝国、教会および都市という3つの権力関係の側面から論じる。)
第7回	中世ローマ法学と普通法 <i>ius commune</i> 理論の構築 (中世スコラ法学の特色と、その法学が生み出した帝国法と都市条例の関係をめぐる「条例優先理論」、現代国際私法の起源となった、条例間の衝突をめぐる「条例衝突理論」等について論じる。)
第8回	カノン法学の発展 (ローマ法と共に普通法の構成要素となったカノン法の発展をグラティアヌス教令集を中心に論じる。)
第9回	人文主義法学 (イタリアの中世ローマ法学に反対して生まれた、フランスの典雅法学につながる人文主義的・歴史的法学について論じる。)
第10回	ローマ法の継受 (ヨーロッパ各地におけるローマ法の受容の典型的な例とされる、ドイツにおける継受について論じる。)
第11回	自然法論の展開 (スペインの後期スコラ学を含めて、中世スコラ学の自然法からオランダのグロティウスの理性法にいたる自然法論について論じる。)
第12回	近代ヨーロッパにおける法典編纂 (特にドイツにおけるティボーとサヴィニーとの法典論争の側面から、法典編纂の歴史的意味を論じる。)
第13回	ヨーロッパ各国における法典編纂 (ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、イタリアにおける私法典の編纂について概観する。)
第14回	日本におけるヨーロッパ法の継受 (ボアソナード、ロエスレル、パテルノストロ等の「お雇い外国人」の活動を通して、わが国におけるヨーロッパ法の受容について論じる。)
第15回	試験

授業科目名	法史学（近代日本法史）				
担当者名	岩谷 十郎				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とした近代日本法の歴史的形成過程を解説する。本授業の目標は、現在の日本の法制・法学が、明治時代のわが国の近代化過程において、西洋からの法典継受によって築かれたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった今日の法システムの主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのか、その歴史的かつ文化的な存在性に受講者の関心を拓くところにある。さらに日本における法の長い形成史の中で、法や法律家がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは果たすことが求められてきたのかといった視点をベースに、受講者の基礎法的素養を高める。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1で記したように、法律実務家としての基礎教養の一端を形成する授業である。ただし授業の説明は基本的な法的概念を用いた歴史解説となろうから、特に法学未修者においては、「憲法」、「民法」、「刑法」などの基本的な授業で解説される基本概念を理解しておく必要がある。</p> <p>また「法史学」はその講義内容を半期毎に、西洋法史・近代日本法史を交互に行うことを予定しているため、受講者においてはその内容を確認して履修されたい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とする。講義は、プリントを配付しそれに基づき教員の準備するノートに従って展開する。ただし、本講義はテーマ性の高い内容とするため、提示した問題意識がどのように受講者において根付いているのか、その一貫性の確認のために、随時、質問・問題提起・アンケートなどを試みたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各回の授業に即した資料（プリント）を教員側で用意する。また法史の資（史）料なども随時紹介することにした。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション。 日本法史の時代区分。「近代」の位置づけ。近代日本法史学方法論。史料論。資料検索方法。</p>
第2回	<p>（前史1）日本における成文法伝統の最古の形式としての「律令」についての基本的な知識を、特に裁判制度の側面から提供する。さらに、中国古代法の我が国への適用において、明法博士の法解釈方法を考察することにより、継受外国法を日本的にどのように運用したのかという視点を示すことにより、近代期日本法を説明する前提的な問題提起を行う。</p>
第3回	<p>（前史2）継受された律令法と律令国家の衰滅に伴い現れてくる多元的な権力構造の中に中世法の世界を描く。中央集権的な法体制を前提とした今日的な「法・権力」のあり方を歴史的に相対化すると共に、近世幕藩体制への移行に伴い、どのような国制的な変動が生じ、法制度全般の様相に変化が生じたのか。特に訴訟制度を中心にその概略を講述する。</p>
第4回	<p>西洋法の立法的継受とⅠ－西洋法認識の時代 幕末期－明治初期日本における法の近代化の前提的契機について（外交的的環境） 西洋法の浸透方法－紹介と翻訳の手段（流入する外国の法政文献・仏蘭西法律書） 法典編纂論（時期区分と資料論）。</p>
第5回	<p>西洋法の立法的継受Ⅱ－法典編纂の時代 明治20年代に至る、基本法典（憲法・民法・刑法）などの編纂手順の略説。 御備外国人現象：御備法律顧問の果たした役割－法分野毎の特徴など。</p>

第6回	西洋法の立法的継受Ⅲ－近代日本法史における「(民) 法典論争」の意義とは？ 民法典論争の概略的説明－日本の近代法・法学形成においてこの事件の持つ意味。 民法典論争の性格をめぐる歴史論争の紹介。 継受法と固有法の問題性。
第7回	西洋法の立法的継受Ⅳ－大日本帝国憲法の成立と明治立憲制下の政治事件史－大津事件(司法官弄花事件)・大逆事件・天皇機関説事件など。旧憲法の成立に伴う明治憲政史上の重要事件の概観を、新しい階層としての法律家たちの動きに焦点をあてて検討する。
第8回	西洋法の学說的継受－日本近代法学における「学説」の意味を考える。 外国法継受と日本における近代法律学の形成史。 法典の基幹構造と輸入学説との二重構造化－ドイツ法学への「自己接続」の問題。
第9回	近代法を運用する担い手たちⅠ－近代的法律家の登場。 法律家たちが育まれた法学教育環境の整備。法学教育機関の形成－官立系・私立系の別。判事・検事資格の国家制度化と法律学の関係。また、公事師・代言人・弁護士への在野法曹の系譜を追う。
第10回	近代法を運用する担い手たちⅡ－近代日本社会における法律家の動態分析。 日本における近代社会を表象する特有な法現象の解説を通して、近代期の日本人が法に対する関係をいかに樹立したのかを略説する。主として、民事紛争処理方法としての「勸解」の運用実態と実体法・手続法などの規範的世界からのすりあわを通して、日本人の訴訟活動の変遷を跡付け、日本人の法意識論への導入を行う。また犯罪現象の経年的変化の考察と、社会・国家の犯罪鎮圧手段の対応などにも言及する。
第11回	近代法を運用する担い手たちⅢ－大正デモクラシーと民衆の司法参加。 大正年間に制定された陪審法の運用について略説する。陪審法導入にあたっての国家政治的判断もさることながら、民衆を国家作用としての司法へと動員するにあたって、在野・在朝の法曹においてどのような意見の調整が必要であったのか。そして陪審の実態はどのようなものであったのか。司法運用の主体をめぐり、法律専門家と素人との協働性が大正年間にどのように描かれたのかを解説する。
第12回	法文化論Ⅰ－近代日本法史の文化的観点からの総括。 植民地における慣習調査・大正年間における固有法復活の動き・昭和戦前／戦中期の「日本法理」運動の概観。成文法の整備の傍ら忘却されてきた日本の「慣習」法の位置づけと、日本の「固有法」探求のあり方について考察する。
第13回	法文化論Ⅱ－マクロ比較法学的観点からの「日本法」の位置づけ。 近代日本法は、「西洋法」なのか「極東アジア法」なのか。法観念・法意識・法文化の側面から、今日試みられている法系(法圏)分類の一端を紹介し、日本法のアイデンティティーをめぐる諸議論を一瞥する。
第14回	法文化論Ⅲ－法整備被支援国から法整備支援国へ：アジア時代の日本法。 日本法の近代史をその「脱亜」的側面と、植民地期を経て、現時における「入亜」的な側面から再構成し、本講義の総括とする。自国法の近代史の中に、今に生きる「経験」を学ぶ姿勢を講じる。
第15回	試験

授業科目名	法社会学				
担当者名	佐藤 岩夫				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、現実の社会のなかで様々な要因の影響を受けながら作動するものであり、法曹としての活動を適切に行うためには、法を幅広い社会の広がりの中からとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を適切に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この講義は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりの中からとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法を修得することを目的とする。</p> <p>この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>実定法に関する学習が十分になされていることは当然の前提である。それを前提に、この講義は、「法哲学」「法史学」など他の基礎法学系の科目ととともに、法についてより幅広く柔軟な視点を身につけさせる役割を担う。また、関連科目として、法律実務系の科目や司法制度に関する科目があるが、この講義は、それらの科目で前提とされる法実務や司法制度のあり方を社会科学の視点から批判的に吟味し、意味づけなおす役割を担う。社会学・政治学・心理学など社会科学系の科目を学習していることは、この講義の理解にとって有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>毎回の講義は、講師が当該テーマについての説明を行った後、受講者自身が問題を分析し議論する時間を設けて、講義で得た知識・技法を応用する力の向上を図る。講義の説明の際には、PCプロジェクターなどを適宜利用し、受講者が講義の内容を有機的・立体的に理解できるよう工夫する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義の概要を示したレジュメのほかに、リーディングス形式の教材を配布する。教材のなかで取り上げられるのは、当該テーマおよび関連する社会科学理論に関する日本語・英語の文献であり、受講者は、毎回の講義に先立ちその内容を十分に予習しておくことが求められる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法社会学とはどのような学問か 法社会学の学問的特質を、伝統的法律学（実定法学・法解釈学）との違いを中心に明らかにする。あわせて、法規範・法制度・法機構・法行動・法過程などの概念を説明し、法現象をトータルに把握するための法システムのモデル化を行う。</p>
第2回	<p>法社会学の研究手法 法社会学はどのように研究を進めるのか、経験的・実証的な社会科学の論理と方法を学習し、今後の講義を理解するための方法的基礎を確認する。</p>
第3回	<p>法の動員①——紛争の展開と法の動員 社会に生じる様々なもめごとや紛争の展開のプロセスを観察し、人びとが権利を主張しあるいは訴訟を提起するに至る社会的メカニズムを解明する。あわせて、紛争解決において法が果たしうる役割と限界を考える。</p>
第4回	<p>法の動員②——法意識・法文化 西欧諸国と比較して、日本人には権利主張や訴訟提起を回避する意識が存在するとの主張がある。この主張の経験的妥当性を吟味し、法意識や法文化の社会構築性を明らかにする。</p>
第5回	<p>法の動員③——訴訟の公共的次元 人びとが訴訟を利用する動機は必ずしも自己の私的な利益の実現だけではない。社会運動が訴訟を提起する場面に着目し、その論理を解析することを通じて、訴訟の公共的次元を考える。</p>

第6回	法の階層性①——法の社会階層論的分析 法の下の平等という理念にも関わらず、現実の社会では、法は必ずしも万人に平等には分布していない。「法へのアクセス」と「勝訴率」という2つの問題を素材として、法の階層性について考える。
第7回	法の階層性②——法のジェンダー分析 自由・平等を標榜する近代法は、実はそのうちに女性を系統的に不利に扱う家父長制的性格が埋め込まれている。フェミニズムの視点を参照しつつ、近代法システムのジェンダー・バイアスを考える。
第8回	司法制度①——民主主義と司法 司法制度に期待されるマクロな社会的機能を多面的に分析する。とくに民主主義と司法の関係に焦点を合わせ、多数者の専制に対する司法の批判的機能とそれを支える正統性を、比較の視点をまじえながら説明する。
第9回	司法制度②——司法の独立 司法制度の基本理念とされる司法の独立の現実的基盤は脆弱であり、それはしばしば政治部門による侵食の危機にさらされる。司法の独立に影響を及ぼす諸要因を分析し、司法の独立が確保される社会的条件を考える。
第10回	司法制度③——司法行動 裁判所の決定を規定しているのは何か。実定法規範以外のさまざまな社会的要因の影響を指摘したリール・リアリズムから、行動主義的研究を経て、新しい制度論に至る司法行動研究の蓄積を学習する。
第11回	司法制度④——裁判における社会科学の利用 裁判所が行う法の解釈・適用において社会科学的事実はどのように利用されるのか。裁判による法創造の場面に焦点をあわせて、裁判における社会科学の利用の意義・方法・問題点を考える。
第12回	法専門職①——法専門職の社会的役割 近代化論、機能主義理論、市場理論、管轄競合理論など、法専門職研究のこれまでの蓄積を理解し、現代社会において法専門職が果たすマクロな社会的機能を多面的に考える。
第13回	法専門職②——法実務における専門性と日常性の交錯 法専門職がその活動の拠り所とする専門性は、時として、依頼者や社会全体が従う日常実践の論理と鋭い緊張関係に立つ。専門性と日常性が交錯するさまざまな場面を観察し、法専門職が果たす役割と限界を考える。
第14回	法専門職③——公益弁護活動 プロボノやコーズ・ローヤリングなどの公益的な弁護活動は、社会全体にとって、また、法律家自身にとってどのような意義を持つのか。公益弁護活動の意義と、それを成立させる社会的・経済的諸条件を考える。
第15回	総括 これまでの講義の内容を敷衍し、法曹にとって社会科学の法の捉え方がなぜ重要かをあらためて確認する。

授業科目名	司法制度論（刑事）				
担当者名	関 正晴、平良木 登規男、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	わが国における刑事司法制度の基本を理解するとともに、近時の司法制度改革の基本的な問題点の把握を目的とする。
2. 関連する科目との関係	必ずしも刑事訴訟法の深い知識を必要とするものではないが、刑事司法の枠組みを理解できる程度の知識を習得していることが望ましい。後期に行われる司法制度論ワークショップ・プログラムの基礎となるものなので、ワークショップ・プログラムの履修を希望する者は、本講座の履修を済ませていることが望ましい。
3. 授業の方法	講義形式を中心に、双方向あるいは学生同士の議論を期待したい。場合によっては簡単なレポートを求めることがある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	兼子一＝竹下守夫「裁判法（第四版）」有斐閣 佐藤幸治＝竹下守夫＝井上正仁「司法制度改革」有斐閣 司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」及び「公的弁護制度検討会」で配布の資料
6. 授業内容（細目）	
第1回	日本の刑事司法 詳細は、当日配布する
第2回	司法制度改革の経緯 詳細は、事前に配布する（以下同じ）
第3回	検察審査会の改革
第4回	裁判員制度（その1）
第5回	裁判員制度（その2）
第6回	裁判員制度（その3）

第7回	刑事裁判の充実・迅速化
第8回	争点及び証拠の整理手続における証拠開示
第9回	裁判員制度と上訴
第10回	公的弁護制度
第11回	当事者主義と職権主義
第12回	再審制度
第13回	ドイツの刑事司法
第14回	アメリカの刑事司法（陪審制度を中心に）
第15回	テストあるいはレポート提出

授業科目名	法と経済学				
担当者名	宇佐美 誠				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法と経済学は、経済学の理論装置を用いて法律制度や法現象を分析する学際的分野である。本講義では、ミクロ経済学だけでなくゲーム理論をも援用して、民法・刑法や紛争解決過程を分析した後、実証的政治理論・社会的選択理論の知見を活用しながら、立法過程を考察する。これらの作業を通じて、法律や判例の経済学的意味を理解しつつ、一方では現行法や伝統的法解釈学への批判的視座を、他方では経済学への批判的視座を体得することを目標としている。
2. 関連する科目との関係	本科目を履修するためには、民法Ⅰ～Ⅴを履修済みであることが求められる。また、憲法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ、民事手続法Ⅰを履修済みであることが望ましい。なお、経済学・ゲーム理論等の予備知識はとくに必要でない。
3. 授業の方法	授業は原則的に講義形式で行われる。ただし、説明の途中で受講者に適宜質問し、各回の終わりに質問・討論の時間を設け、ミッドターム・フィードバックを行うなど、双方向的な形で授業を進めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書：</p> <p>◎宇佐美誠『決定』東京大学出版会、2000年（「6. 授業内容（細目）」欄では「宇佐美」と略記）</p> <p>参考書・参考論文：</p> <p>○宇佐美誠『公共的決定としての法』木鐸社、1993年</p> <p>○——「利益集団民主制下の公的規制」『公法研究』60号、1998年</p> <p>○——「政策としての法」井上達夫＝嶋津格＝松浦好治編『法の臨界Ⅲ』東京大学出版会、1999年</p> <p>○ロバート・D・クーター＝トーマス・S・ユールン（太田勝造訳）『新版 法と経済学』商事法務研究会、1997年</p> <p>○小林秀之＝神田秀樹『「法と経済学」入門』弘文堂、1986年</p> <p>○小林良彰『公共選択』東京大学出版会、1988年</p> <p>○宍戸善一＝常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年</p> <p>○林田清明『法と経済学』第2版、2002年</p> <p>○森脇俊雅『集団・組織』東京大学出版会、2000年</p> <p>○マーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂、1990年</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>1 法と経済学の沿革・特徴および伝統的法律学との異同。</p> <p>2 法と経済学が出現し興隆してきた社会的・学問的な背景。</p> <p>3 実証的政治理論および社会的選択理論の沿革・特徴。</p> <p>予習範囲：宇佐美1章4；ラムザイヤー1章Ⅰ～Ⅴ</p>
第2回	<p>1 選好・合理性・効用・費用・均衡・効率性。</p> <p>2 市場の失敗。</p> <p>3 コースの定理。</p> <p>予習範囲：宇佐美1章3；クーター＝ユールン2章1・2・6A・9A・9B；宍戸＝常木2章1</p>

第3回	<ul style="list-style-type: none"> 1 意思の欠缺の制度の経済的意義。 2 瑕疵ある意思表示の制度の経済的意義。 3 登記制度の経済的意義。 4 背信的悪意者の判例の経済的意義。 <p>予習範囲：林田8章，10章；関連判例（最判昭43・8・2民集22巻8号1571頁など）</p>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 1 ゲーム理論の基本的な用語・前提。 2 所有権制度なき状態のゲーム理論的把握。 3 所有権制度の意義のゲーム理論的理解。 <p>予習範囲：宇佐美(1999)4；宍戸＝常木1章1</p>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約制度なき状態のゲーム理論的把握。 2 契約制度の意義のゲーム理論的理解。 3 効率的契約違反。 <p>予習範囲：小林＝神田4章；宍戸＝常木1章1</p>
第6回	<ul style="list-style-type: none"> 1 最安価損害回避者。 2 ハンドの定式。 3 過失。 <p>予習範囲：クーター＝ユーレン5章2D；小林＝神田6章；林田13章二</p>
第7回	<ul style="list-style-type: none"> 1 因果関係。 <p>予習範囲：クーター＝ユーレン5章1C・2B 第1回小テスト ※ミッドターム・フィードバックにより、授業の難易度や方法を点検する。</p>
第8回	<ul style="list-style-type: none"> 1 日本人の「裁判嫌い」に関する既存の諸学説。 2 裁判外の和解か訴えの提起かに関する合理的選択モデル。 <p>予習範囲：ラムザイヤー2章I～IV</p>
第9回	<ul style="list-style-type: none"> 1 刑罰の意義の経済学的説明およびそれと伝統的な刑罰理論との関係。 2 刑罰の抑止力の経済学的分析。 <p>予習範囲：クーター＝ユーレン7章2A・2B</p>
第10回	<ul style="list-style-type: none"> 1 フルライン・サブライ。 2 政治家の行動モデル。 3 官僚の行動モデル。 <p>予習範囲：宇佐美(1993)三章二節二；小林四章一～五，五章一，八章</p>
第11回	<ul style="list-style-type: none"> 1 合理的無知。 2 合理的棄権。 3 レント・シーキング。 4 日本の利益集団政治の特徴。 <p>予習範囲：宇佐美(1993)三章二節一；宇佐美(1998)二，三；森脇2章3</p>
第12回	<ul style="list-style-type: none"> 1 循環。 2 決定結果の決定ルールへの依存性。 3 一般可能性定理。 <p>予習範囲：宇佐美2章2・3，3章1・2，4章1</p>
第13回	<ul style="list-style-type: none"> 1 戦略的行動。 <p>予習範囲：宇佐美5章2・3・5 第2回小テスト</p>
第14回	<ul style="list-style-type: none"> 1 立法過程・政治過程の経済学的分析が憲法解釈に対してもつ含意。 2 立法過程・政治過程の経済学的分析が法律解釈に対してもつ含意。 <p>予習範囲：宇佐美6章5・6；宇佐美(1998)四</p>
第15回	試験

授業科目名	立法政策学				
担当者名	川崎 政司				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>社会における諸問題について法により解決を図っていく場合には、実定法を所与の前提として展開される法解釈とは異なる知識・視点・思考能力が求められることになる。本講義においては、立法政策の形成のあり方について考察を行うとともに、具体的な立法課題を取り上げ、法解釈学を中心とする法律科目で得られた知識・思考方法を活かし発展させながら、その法的な対応のあり方について法制度設計の問題を中心に検討を行い、これらを通じて実践的かつ創造的な法的思考能力・問題解決能力を養成することを目指していきたい。また、それとともに、法実現の重要な作用であるにもかかわらず、法学教育の場では必ずしも十分には取り上げられてきていない「立法」に関し、その現状を明らかにし、そのあり方について検討を行うことにより、総合的な考察を加えることとしたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>現実の立法課題に関しその法的な対応について検討をする場合には、法律基本科目に関する基礎知識、とりわけ憲法及び行政法に関する知識が必要となる。 また、立法においては法律学だけでなく関連する諸科学を動員することが必要となるってくるが、法的な思考様式の意義と限界を理解する上からも、法と経済学が有益となつてこよう。</p>
3. 授業の方法	<p>双方向・多方向の方式による参加型の授業を行う。受講生には、あらかじめ配付するレジュメ・資料を読み、論点を理解し、自分としての考えをある程度まとめた上で、授業に参加することが望まれる。なお、制度設計の理論と技法に関する授業においては、テーマによっては2コマを割り当て、できる限り掘り下げた検討を行うようにしていきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>あらかじめレジュメ及び資料を配付するほか、授業の中で適宜参考文献等を紹介する。また、第1回目の授業の際に必要な法情報等へのアクセス方法についても言及するので、各自でそれらも活用することが望まれる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>立法及び法の現状 現代国家において立法が法や政策の実現のための主要な作用の一つとなっていることを確認しつつ、本講義の意義と狙いを明らかにした上で、立法及び法の現状について分析を加える。あわせて、立法について考察を行う場合に参照することが必要となる法情報へのアクセス方法についても触れる。</p>
第2回	<p>現代立法の特質と課題 立法及び法の現状の分析を踏まえ、法の政策化、法規範の過剰と複雑化、立法の主体の多様化・多元化と議会の立法機能低下など現代立法が抱える各種問題について考察を加えるとともに、立法の意義、限界等について検討を行う。</p>
第3回	<p>立法政策 立法政策の形成・評価において基本となる視点、立法政策の形成のプロセス、政策手法の多様化とその合理的な選択などについて考察を行うとともに、立法政策の形成における法律学の役割と限界、法律学と隣接諸科学との関係などについても言及する。</p>
第4回	<p>立法技術 立法の内容について、どのように言語的表現を与え、体系的に編成された法文条規を作成すべきかに関し考察を行う。特に、正確性、明確性、平易性の要請にいかに応え、それらの調和を図っていくのか検討を行うとともに、法文の民主化という観点から現行法令の問題点などについても考える。</p>

第5回	法制度設計の理論と技法(1) 最新の立法課題を題材として、法的な対応を行う場合の論点について、立法事実に関する資料なども踏まえながら具体的に検討を行い、それを通じて立法の機能、法制度設計のあり方、そこにおける法律学の役割などについて考える。テーマについては、できるだけ、実際に問題となっている課題で、憲法問題をはじめ多様な法的論点を含むものを取り上げるとともに、統計・調査資料、関係法令、関係判例などを分析し、その具体的かつ現実的な対応・制度のあり方を検討することで、抽象的な議論で終わることのないようにしていきたい。
第6回	法制度設計の理論と技法(2)
第7回	法制度設計の理論と技法(3)
第8回	法制度設計の理論と技法(4)
第9回	法制度設計の理論と技法(5)
第10回	法制度設計の理論と技法(6)
第11回	法制度設計の理論と技法(7)
第12回	立法のプロセス 立法のプロセスにかかわる憲法の理念・原則を確認しつつ、内閣提出法律案及び議員提出法律案の立案過程、国会の審議過程を概観し、その評価を試みるとともに、その問題点と改革について検討を行う。また、立法における行政府・政党の役割、政と官の関係、立法における民意の反映のあり方についても、考察を加える。
第13回	立法と司法 立法に関し、司法がどのような影響を与えているのか、また司法にどのような役割を期待し得るのか、特に近年増加している立法の不作為訴訟をはじめとする制度改革訴訟に焦点を当てながら、その可能性と限界について、検討を行う。あわせて、立法と法曹とのかかわりについても考えてみたい。
第14回	立法と国際化・分権化 国際化や分権化によって法のシステムも変容を迫られるようになってきているにもかかわらず、日本の法システムは相変わらず国の法令中心のシステムとなっており、必ずしもそれらに適合的なものとはなっていない面があることなどから、国際化と分権化それぞれの意義、影響、課題等を検討しつつ、それらに対応した立法及び法システムのあり方などを探る。
第15回	試験

授業科目名	法交渉学				
担当者名	鹿内 徳行、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法的紛争の解決のために、法曹実務家が重要な役割を占める交渉について、技術論のみならず法曹倫理を含めたあるべき法曹としての交渉を探求する。 民事刑事の裁判調停のみならず裁判外の紛争解決、官公庁との折衝のほか近隣紛争、労使交渉、はたまた涉外取引における交渉などできる限り多方面における交渉について、外部講師に依頼し、生の交渉実態について講義を行い、事例に応じては模擬交渉を行う。本講義を通じ、法曹の重要な役割である交渉をどのような点を留意しながら行うべきか、という法曹としての基本姿勢の理解及び交渉技術の基礎の習得を目指す。
2. 関連する科目との関係	交渉の前提として、実体法・手続法の深い理解と共に法曹倫理の理解が不可欠である。
3. 授業の方法	一般論として交渉に関する講義を行い、各論として種々の交渉場面に準備されたレジュメを研究し、模擬交渉を行い、交渉内容についても講義及びコメントをする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業毎に事前に学習してくるポイント、及び事前準備のためのレジュメを配布するので、配付された資料を読了し、理解を深め、模擬交渉が予定されている場合には、交渉の準備を行うこと、及び授業後の復習することを求める。教科書として使用するものはないが、交渉学一般に関する書物、及び法曹倫理に関する書籍については適宜授業中に参考書として案内する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法的紛争における法曹が行う交渉の役割一般。交渉を行うについて一般的な留意点と個別的留意点。交渉は誰のために何のために行うのかについて考察する。
第2回	交渉に当たり、事前に準備考察すべき点、特に依頼者からの事情聴取、事実関係の確認、交渉相手の調査、過去の交渉の推移などの問題点の整理及びその予測について。
第3回	実際の交渉に当たっての留意点。法曹倫理の問題も関連し、法曹が行う交渉としての注意点、方法論。
第4回	具体的な紛争解決に基く解説。模擬交渉を行い、これに対するコメント、解説。紛争の累計による特殊性など注意すべき点の解説。 民事裁判に於ける和解交渉（予定）
第5回	刑事手続きに於ける交渉（予定）

第6回	家事事件に於ける交渉（予定）
第7回	近隣紛争に於ける交渉（予定）
第8回	労使紛争に於ける交渉（予定）
第9回	涉外事件に於ける交渉（予定）
第10回	民暴等反社会的勢力との交渉（予定）
第11回	M & Aに於ける交渉（予定）
第12回	官公庁との交渉（予定）
第13回	独占禁止法適用をめぐる交渉（予定）
第14回	法的紛争に解決のための法曹としての交渉の役割及び重要性についての総括。
第15回	関連問題と総括、質疑応答。

授業科目名	政治学				
担当者名	増山 幹高				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	なぜ政治が必要なのでしょう？ このクラスでは、こうした基本的な問題設定から、政治学と法学の接点を履修者に再検討してもらう機会を提供したいと考えています。具体的には、政治を理解する視点として、有権者、政治家、組織・制度の三つを大別し、なぜ政治的な問題解決が求められるのか、有権者はどのようにして自らの一票を投ずるのか、政治家は何を求め、どのように行動するのか、民主主義はどのように機能するのか、といった問題に理論的、実態的な解説を加えていく予定です。
2. 関連する科目との関係	政治学は、公法系の各科目、とくに憲法や行政法が政治体制の根幹を成すという意味において法学とは両輪を成す関係にあり、また基礎法学、社会法系の各科目の基底部分において密接に関わっています。
3. 授業の方法	講義形式を基本としますが、クラスの規模が許せば、双方向的なインタラクティブなクラスにしたいと考えています。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書はとくに指定しませんが、教科書的、参考書的な文献は随時案内します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<政治学の目的と意義> なぜ政治を学ぶのか？ 政治とは何か？ 集合行為論
第2回	<個人的合理性と集合的非合理性> 公共財の過小供給 囚人のジレンマ
第3回	<民主主義論> 手続きとしての民主主義 ポリアーキー 参加民主主義 コンセンサス・デモクラシー
第4回	<決定Ⅰ> 多数決 vs 少数決 投票のパラドックス
第5回	<決定Ⅱ> 一般可能性定理 選好強度 累積投票

第6回	<選挙Ⅰ> 選挙制度の類型 定数 多数 vs 比例 票数
第7回	<選挙Ⅱ> 選挙制度の影響 制度的作用 心理的作用 M+1 ルール
第8回	<選挙Ⅲ> 投票 政党支持
第9回	<政治家Ⅰ> 政治的リクルート 政治家の組織規模
第10回	<政治家Ⅱ> 政治家の目標 権力 政策
第11回	<政治家Ⅲ> 国会における活動 組閣 予算・立法 政官関係
第12回	<代議制度Ⅰ> 議院内閣制・大統領制 権力の集中・分散 多数派支配・比例的影響
第13回	<代議制度Ⅱ> 権力集中 多数派支配 ウェストミンスター型
第14回	<代議制度Ⅲ> 権力分散 比例的影響 大陸型（コンセンサス型）
第15回	試験

授業科目名	行政学				
担当者名	大山 耕輔				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業の目的は、行政学(public administration)の内容を初学者向けに講義することである。学部で履修済みなら新たに履修する必要はない。通常 4 単位分の内容を 2 単位の授業として講義するため、進み方が速くなることが予想される。</p> <p>伝統的な国家や行政そのものの視点よりも、市民や社会と行政との関係を重視する。このような視点から「ガバナンスの行政学」の意義について考察したい。到達目標は、公共的問題を解決する政策過程における行政の役割や責任について、ガバナンスの視点から理解できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この授業は、関連する諸科目の履修を前提としない。しかし、それらの履修は行政学の理解を助けてくれるだろう。公法や刑法の諸科目、とりわけ「行政法」とは研究対象が同じなので親近性がある。「立法政策学」は政策の企画立案を、「法と経済学」は合理的な制度を理解するのに参考となる。ものの見方や考え方が共通しているのは「政治学」で、行政学は政治学の一分野である。官僚制と民主主義の関係がポイント。マネジメントという点では「経営学」とも共通する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義は、教科書を解説するスタイルで進める。パワーポイントを使用するが、原稿は予めウェブ(教育支援システムか担当者の HP)にアップする。ほぼ毎回、クイズに答えてもらったりよい解答を紹介したりすることで、双方向の授業を目指す。履修者が少なければ、クイズをめぐるディベートや政策コンペなども試みたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>〔教科書〕村松岐夫『行政学教科書（第2版）』有斐閣（2001年） 〔参考書〕西尾勝『行政学（新版）』有斐閣（2001年）、縣ほか共編著『行政の新展開』法律文化社（2002年）、宮川ほか共編著『パブリック・ガバナンス』（日本経済評論社、2002年）、拙著『エネルギー・ガバナンスの行政学』慶大出版会(2002年)、拙著『行政学入門—CDブック』慶大通信教育部（2000年）等</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>行政学の枠組み 1 この授業のガイダンスを行うとともに、行政学とは何か、行政学の考察枠などといった行政学のアイデンティティについて講義する。</p>
第2回	<p>行政学の枠組み 2 行政システム、意思決定、合理モデルとインクレメンタリズム・モデル、行政システムの活動過程などといった行政システム論と意思決定について講義する。</p>
第3回	<p>近現代国家と行政システムの発展 近現代国家の発展と行政、戦前日本の行政システム、占領改革と再改革、近代国家の行政とその価値前提について講義する。</p>
第4回	<p>現代日本の行政システム 1 執政(executive)と行政システム、議院内閣制の行政と大統領制の行政などについて講義する。</p>
第5回	<p>現代日本の行政システム 2 中央行政機構とガバナンス、グレーゾーン、行政改革などについて講義する。</p>

第6回	中央地方関係と地方自治 地方自治理論についての諸見解、地方自治の沿革、都道府県と市町村、地方分権化改革などについて講義する。
第7回	政策過程と企画立案 政治と行政の関係、立法過程、予算編成、政策過程の理論などについて講義する。
第8回	行政組織の基礎理論 ウェーバーの官僚制論、アメリカ行政学の組織論、官僚瀨の逆機能などについて講義する。
第9回	組織の設計 企画と実施の組織(キャリア組とノンキャリア組)、ラインとスタッフ、職務分掌の設計、独立行政法人化などについて講義する。
第10回	公務員制度 近代国家・戦前日本・戦後の公務員制度、職階制、人事院と労働基本権などについて講義する。
第11回	人事行政 人事管理(human resources management)と情報管理、よいポストを求める競争、育成人事と忠誠、昇任人事と退職管理(天下り)、人事行政の(逆)機能と改革などについて講義する。
第12回	組織の管理運営 ルーティン、リーダーシップ・調整・計画、労働意欲を引き出す管理、管理活動の動態、協働の確保と情報連絡の構造などについて講義する。
第13回	政策の実施 実施における2つの内部モデル、規制と行政指導、サービスの提供、政策実施の具体例などについて講義する。
第14回	政策評価と行政責任 政策評価、行政責任、公衆関係と情報公開、会計検査院、外部機関による行政監視、市民などについて講義する。
第15回	試験

授業科目名	経済学				
担当者名	小澤 太郎				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済学の基礎を成すミクロ経済学とマクロ経済学の基本を確実に理解する事が第1の目標である。経済学的な考え方は意外にシンプルであり（これはミクロ・マクロ共に言える）、制約条件付き最大（小）化、比較静学といった代表的な分析手法を身に付ける事が具体的に求められる。</p> <p>その上で、現実の経済を見る際に、どういった点に注目し、理論的な道具を如何に用いれば良いかについて、一応の理解を得る事が第2の目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「金融論」、「法と経済学」等の経済関係科目の基礎となる。また、「立法政策学」の基礎にもなる事が考えられる。従って、それらの科目の履修前か、或いは並行して履修する事が望まれる。</p> <p>数学の使用については必要最小限度に止める意向なので、高校卒業程度の知識があれば十分であろう。例外的なケースについては、直観的に理解可能な解説で補うので心配要らない。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、理解力を高める為の演習も適宜行う予定である。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>経済学全般についての入門書、例えば 伊藤元重『入門経済学』日本評論社、伊藤元重『ビジネス・エコノミクス』日本経済新聞社、奥野正寛『ミクロ経済学入門』日本経済新聞社、N.Gregory Mankiw, Macroeconomics, 5thed., Worth Publishers 等を適宜用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 経済学とは何か（内容・領域・特徴）</p>
第2回	<p>消費者の理論（ミクロ経済学Ⅰ） 予算制約の下での効用最大化という観点から、需要の決定を論ずる。 ：無差別曲線と予算制約線、代替効果と所得効果、需要曲線の導出</p>
第3回	<p>生産者の理論（ミクロ経済学Ⅱ） 与えられた生産技術の下での利潤最大化という観点から、供給の決定を論ずる。 ：短期と長期、生産関数と費用曲線、等量曲線、供給曲線の導出</p>
第4回	<p>市場均衡と厚生経済学（ミクロ経済学Ⅲ） 市場における価格決定及び資源配分の効率性に関する評価を学ぶ。 ：均衡の安定性、比較静学、消費者余剰と生産者余剰、パレート最適（効率性） 社会的選択の理論</p>
第5回	<p>不完全競争（ミクロ経済学Ⅳ） 生産者の価格操作に基づく市場の機能不全について考察する。 ：独占、寡占、独占的競争</p>

第6回	<p>市場の失敗（マイクロ経済学Ⅴ）</p> <p>不完全競争以外の市場の機能不全について考察する。</p> <p>：外部性、公共財、情報の不確実性と非対称性</p>
第7回	<p>国際貿易とマイクロ経済学の総合演習（マイクロ経済学Ⅵ）</p> <p>マイクロ経済学の応用としての、国際貿易論の初歩を学ぶ。また、マイクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。</p> <p>：比較優位の原理、関税の効果</p>
第8回	<p>国民所得の諸概念と財市場の分析Ⅰ（マクロ経済学Ⅰ）</p> <p>マクロ経済学が依拠する国民所得の諸概念について学んだ後に、国民所得の決定のメカニズムを考察する。</p> <p>：三面等価の原則、物価水準、45°線の分析</p>
第9回	<p>財市場の分析Ⅱと貨幣市場の需給（マクロ経済学Ⅱ）</p> <p>国民所得の決定に関する比較静学分析、及び貨幣市場の需要と供給について学ぶ。</p> <p>：乗数効果、マネーサプライ、利率</p>
第10回	<p>IS-LM分析と総需要管理政策（マクロ経済学Ⅲ）</p> <p>国民所得と利率の同時決定、及びその比較静学分析を学ぶ事を通じて、財政政策と金融政策の効果を考察する。</p> <p>：流動性の罫</p>
第11回	<p>物価の変動と経済成長（マクロ経済学Ⅳ）</p> <p>物価水準及びインフレ率の決定を論ずる。また、マクロ経済の供給サイドに着目し、経済成長のメカニズムについて考察する。</p> <p>：総需要曲線と総供給曲線、フィリップス曲線、新古典派成長理論</p>
第12回	<p>国際マクロ経済学とマクロ経済学の総合演習（マクロ経済学Ⅴ）</p> <p>開放経済の下での総需要管理政策の効果について考察する。また、マクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。</p> <p>：マンデル=フレミングの理論、為替レートの決定</p>
第13回	<p>現実の経済を読み解くⅠ</p> <p>ビジネスの世界で目にする様々な事柄を、応用マイクロ経済学の観点から考察する。</p> <p>：戦略的意思決定（ゲーム理論の応用）、モラルハザードと逆選択（情報の経済学の応用）等</p>
第14回	<p>現実の経済を読み解くⅡ</p> <p>日本経済の過去を振り返り、将来の進むべき道を探る。</p> <p>：少子高齢化の影響、三位一体の改革（地方税財政制度改革）等</p>
第15回	<p>期末試験</p>

授業科目名	経済学				
担当者名	矢野 誠				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>20 世紀初頭のアメリカで最高裁判事を務め、ブランダイス大学にその名を残す、ルイス・ブランダイスは、<i>Illinois Law Review</i> の 1916 年論文において、「経済学を知らない法律家は公共の敵となる傾向が強い」と述べている。経済学は人間を動かすインセンティブの学問である。一方で、競争なしでは市場は成立せず、ルールのないところに競争は成立しない。他方で、人々を競争に動かすインセンティブを無視した市場のルールは機能しない。そう考えると、市場を軽視した経済運営を続けてきたわが国にとって、法学と経済学の接点の拡大こそ最大の急務だということが見えてくる。</p> <p>本講義はこうした考えに立ち、法科大学院生に法と経済学的観点から経済学を紹介することを目指すものである。グローバル化していく現代経済では市場の役割もますます大きなものとなっている。経済学の視点から過去を振り返ると、20 世紀は市場を守り、有効に活用するためのルールの形成の世紀であったと言っても過言ではない。</p> <p>例えばアメリカでは、1890 年の反トラスト法に始まり、1930 年代の証券法・証券取引法、1980 年代から 90 年代にかけての M&A のルール、2002 年のサーベインズ・オックスレー法と、市場の基本的ルールが定められ、市場の有効性を担保するために大きな役割を果たしてきた。他方、わが国では、今に至ってようやく、そうした市場のルールの重要が叫ばれ始めている。</p> <p>真の意味で豊かで実り多い 21 世紀を形成するためには、単に法律の解釈論に留まらず、法律の設計・デザインという観点から市場を守る諸ルール検討することが望まれる。本講義では、こうした考えに立ち、初めて経済学に接する人を含めて法科大学院生に経済分析の手法を紹介し、市場のルールの形成に 100 年の長があるアメリカのルールを中心に、法律の設計・デザインを経済学的に解説する。</p>
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書は特にない。</p> <p>副読本として、矢野誠、「質の時代のシステム改革」、岩波書店</p> <p>参考書として、矢野誠、「マイクロ経済学の応用」、岩波書店</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>A. 序</p> <p>1. 市場の質と法制度</p>
第 2 回	<p>2. 市場の基本機能</p>

第3回	B. 市場形成の基盤としての法 3. 財産権法と市場
第4回	4. 契約法と市場
第5回	C. 競争の質を支える法 5. 市場競争の基本ルール
第6回	6. 独占禁止法の誤謬
第7回	7. アメリカの反トラスト法
第8回	8. 競争の質と競争の基本機能
第9回	D. 情報の質と企業の取引を支える法 9. 企業取引の法と制度
第10回	10. 情報の質とアメリカの証券法
第11回	11. 証券法と資本形成
第12回	12. 経営者の被信任義務と M&A のルール
第13回	E. 製品の質を支える法 13. 不法行為, 製造物責任および保険の機能
第14回	14. 知的財産権法
第15回	試験

授業科目名	金融論				
担当者名	池尾 和人				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、金融論の基礎的知識の習得を目的としている。ただし、時間的制約から、金融に関わるすべての基礎的知識を網羅的に講述することはできない。それゆえ、講述されるトピックスは、日本の金融の現状を理解することに資するという観点から選択されている。具体的には、金融商品の価格付け（asset pricing）についての基本的考え方の説明に時間を割く一方で、貨幣経済理論（monetary economics）にかかわる話題についてはごく簡単にしか取り上げない。これらの点で、わが国における伝統的な金融論の講義とはやや異なっている。</p> <p>現代日本における金融現象や金融問題に対して、適切な理解と洞察力を持てるようになることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済学の基礎知識が必要であり、学部時代に経済学の履修をしていない者については、経済学を先行して履修することを勧める。また、商法（会社法）、証券取引法や破産法に関する知識は、本科目の履修においても、きわめて有益である。</p> <p>より十全な金融論の理解のために、受講者には補完的な自習活動を期待したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とするが、途中で1回、それまでの講義内容を手短かに振り返るための復習セッションをおき、その回は、前半を質疑応答に当て、後半には中間試験を実施する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者には、講義に先立って下記の予備テキストを読み、予習しておくことを求める。</p> <p>予備テキスト：池尾和人『現代の金融入門』ちくま新書、1996年。</p> <p>本テキスト：池尾和人（編）『エコノミックス・入門金融論』ダイヤモンド社、2004年。</p> <p>参考書：大村敬一・他著『経済学とファイナンス [第2版]』東洋経済新報社、2004年。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>1. イントロダクション：①金融の役割（上）</p> <p>まず講義の意図を述べ、その後、金融の役割についての説明を始める。初回は、最も基本的な「資金の移転」にかかわる役割をとりあげる。（第1章1）</p>
第2回	<p>1. イントロダクション：②金融の役割（下）</p> <p>前回の述べた資金の移転にとどまらない、リスク管理やガバナンスの面でも金融には役割が存在することを説明する。そして、日本の現状では、むしろそうした面での金融の役割が重要になっていることを指摘する。（第1章1続）</p>
第3回	<p>1. イントロダクション：③金融システムのアーキテクチャー</p> <p>金融取引には、相対（あいたい）型と市場型の2類型が考えられ、市場型を中心とする金融システムを構築するためには、制度面のインフラ整備とそれを運営していく人材の育成が不可欠であることを説明する。（第1章2）</p>
第4回	<p>1. イントロダクション：④日本の金融システムの概観</p> <p>日本の金融システム・金融制度の現状について概観し、第1回で述べた6つの機能を日本の金融システムが十全に提供できているかどうかを検証する。金融システム改革の経緯と今後の課題についてもふれる。（第1章3、4）</p>
第5回	<p>2. リスクと資産価格：⑤貨幣の時間的価値</p> <p>資産とは、その所有者に将来キャッシュフローをもたらすものであると定義できる。それゆえ、金融資産の価値は、もたらされる将来キャッシュフローの現時点における等価額になることを説明する。（第2章1、2、3）</p>

第6回	2. リスクと資産価格：⑥リスクの評価 ポートフォリオを組むことの効果、すなわち分散化によってリスクとリターンがどのように変化するかを確認する。その上で、将来もたらされるキャッシュフローの値が不確定である場合に、そのリスクをどのように評価し、現時点における等価額を求めるかについての基本的な考え方を解説する。(第2章1、2、3続)
第7回	2. リスクと資産価格：⑦デリバティブズ(派生金融商品) デリバティブズと総称される新しい(なかには古くからあるものもあるが)金融商品の意義とその価格付けについて概説する。(第2章4)
第8回	復習セッション(中間試験) 前半において、証券化について簡単にみた上で(第2章6)、それまでの講義内容を復習する。後半で、これまでの範囲について試験を実施する。
第9回	3. 資本市場：⑧情報の非対称性 第3章1、2、3、4については自習を求める。その上で授業では、資本市場にかかわる制度的配置の意義を理解するために必要な「情報の経済学」の基本的なアイデアを解説する。(第3章5)
第10回	3. 資本市場：⑨制度インフラ 投資家保護と公正取引を確保することは、資本市場の機能維持・向上させるために不可欠なことであるが、そのために必要な制度配置について論じる。(第3章6)
第11回	4. 金融機関：⑩リスク管理 第4章1、2、3については自習を求める。その上で授業では、リスク管理という側面から金融機関の活動について概説する。(第2章5)
第12回	4. 金融機関：⑪金融規制・監督 第12回は、金融規制・監督の活動に焦点を当てて、政府によるセーフティネットの提供が銀行等の行動を歪め、それを是正するためのさらなる規制の必要性をもたらしているという問題点についてもみる。(第4章4)
第13回	5. 金融政策：⑫貨幣供給 最後の2回は、マクロ経済にかかわる金融の役割をとりあげる。まず、銀行システムを通じて貨幣供給が行われるプロセスを解説し、結果としての貨幣供給量を規定する要因を明らかにする。(第5章1、2)
第14回	5. 金融政策：⑬中央銀行 中央銀行が、貨幣供給量を規定する要因をどの程度まで、どのようにして制御することができるかをみる。この点で大きな能力をもつが、決して万能ではない中央銀行による政策運営の望ましいスタイルについても言及する。(第5章3、4)
第15回	試験(第1回から第14回までのすべての内容を出題範囲とする。)

授業科目名	会計学				
担当者名	黒川 行治				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	財務会計の基本的枠組み、会計基準の設定過程の問題、会計代替案選択に関する企業の会計意思決定の問題、会計認識および測定に関する基本的論理、会計測定 of 拡大・変容をふまえた近年の会計諸基準の具体的内容について、理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	簿記論の既習あるいは履修が望ましい。
3. 授業の方法	講義形式で行う。テキストを指定し、講義しきれなかったものについては自習とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキスト：武田隆二「会計学一般教程〔第6版〕」（中央経済社） 参考書：黒川行治「合併会計選択論」（中央経済社）
6. 授業内容（細目）	
第1回	〔財務会計の基本的枠組みと会計基準設定過程の問題〕 会計情報の供給と二つの選択レベル 会計基準設定過程の論点（規範的会計規準の存在可能性、政治的プロセス、政策技術としての会計基準、文化や社会システムのサブシステムとしての会計など）
第2回	〔企業の会計選択行動の問題〕 エージェンシー関係と経営者の行動、情報の非対称性と経営者の行動 経営者の恣意的行動を防止する制度、経営者の自己規制と情報の自発的報告など
第3回	〔会計の認識対象と制度的基礎〕 会計の定義制度会計 情報会計財務会計 管理会計制度会計の諸規則など
第4回	〔会計公準と一般原則〕 会計公準の体系 一般原則の内容
第5回	〔会計情報基準の体系〕 会計情報基準の内容 会計公準と会計情報基準
第6回	〔商法計算規定の構造〕 商法の経理体系 株式会社社会計法の基本構造

第7回	<p>[損益計算論]</p> <p>損益計算の構造 損益処理の原則 収益・費用の認識と測定</p>
第8回	<p>[貸借対照表の本質]</p> <p>動的貸借対照表 静的貸借対照表資産 本質取得原価主義の論拠</p>
第9回	<p>[金銭債権と有価証券]</p> <p>金銭債権の意義と債権評価の基礎 一般債権（貸倒れの評価，手形の割引，償却原価法など） 有価証券（売買目的の有価証券の評価など）</p>
第10回	<p>[棚卸資産]</p> <p>棚卸資産の意義と範囲 取得原価の意義 原価集合・原価配分・評価替え</p>
第11回	<p>[有形固定資産]</p> <p>有形固定資産の意義 範囲修繕費と改良費 減価償却方法など</p>
第12回	<p>[無形固定資産，繰延資産と研究開発費]</p> <p>無形固定資産の概要 繰延資産の概要 研究開発費 ソフトウェアの会計など</p>
第13回	<p>[負債]</p> <p>流動負債と固定負債 引当金の本質 引当金の設定要件など 退職給付会計（現在価値と退職給付会計基準の基礎概念）</p>
第14回	<p>[資本]</p> <p>資本の分類と利益処分・資本の払戻 自己株式の処理 転換予約権付株式と新株予約権</p>
第15回	試験

授業科目名	簿記論				
担当者名	前川 千春				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「簿記論」では、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績ならびに財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を学習する。複式簿記は他の会計科目を学ぶ上で基礎となるものであり、また経営分析（財務分析）を行う際にも必要となる知識である。本授業は、複式簿記の基本構造を十分理解するとともに、基本的な個別財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュ・フロー計算書）の作成方法および読み方を習得することを目指している。授業の対象は簿記論の初学者である。
2. 関連する科目との関係	複式簿記はすべての会計科目の基礎として位置づけられるものであり、特に同じ隣接科目である「会計学」を学習する上で欠かすことのできない基礎知識となっている。
3. 授業の方法	問題演習も取り入れるが、時間の制約があるため授業は基本的に講義形式で行う。簿記を習得するためには練習問題を繰り返し解いてみるのが不可欠であり、毎回授業の復習に相当多くの時間を充てることが求められる（電卓の使用にもある程度慣れる必要がある）。受講者はこれらの点を十分踏まえた上で履修して欲しい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業は基本的に下記のテキストを使用して進めるが、キャッシュ・フロー計算書についてはプリントを配付して説明を行う。その他に受講者の理解を確実なものとするため復習用のワークブックを指定する。 テキスト 加古宜士・渡部裕互『新検定簿記講義 3級商業簿記』中央経済社 加古宜士・渡部裕互『新検定簿記講義 2級商業簿記』中央経済社
6. 授業内容（細目）	
第1回	簿記の基本原則—その1 「簿記の目的および基礎概念」 簿記の目的、簿記の5つの要素（資産・負債・資本・収益・費用）、貸借対照表と損益計算書の関係について学習する。
第2回	簿記の基本原則—その2 「簿記一巡の手続（1）」 簿記上の取引、仕訳と転記、仕訳帳と元帳について学習する。
第3回	簿記の基本原則—その3 「簿記一巡の手続（2）」 試算表の作成、財務諸表の作成（損益計算書・貸借対照表）および精算表について基礎を学習する。（決算および財務諸表については第10回～第14回の授業において詳しく学習する。）
第4回	取引の処理と勘定科目—その1 「現金預金に関する取引の処理」 現金、当座預金および当座借越について学習する。
第5回	取引の処理と勘定科目—その2 「商品売買に関する処理」 商品勘定の分割、売上原価の計算、払出単価の決定について学習する

第6回	取引の処理と勘定科目—その3 「債権・債務に関する取引の処理」 売掛金と買掛金、前渡金と前受金、未収金と未払金、貸付金と借入金、仮払金と仮受金、立替金と預り金等について学習する。
第7回	取引の処理と勘定科目—その4 「手形に関する取引の処理」 手形の振出・受入・引受、手形代金の取立・支払、手形の裏書と割引および手形貸付金・手形借入金について学習する。
第8回	取引の処理と勘定科目—その5 「有価証券に関する取引の処理」 有価証券の取得・売却、有価証券の評価および有価証券の利息、配当金について学習する。
第9回	取引の処理と勘定科目—その6 「固定資産に関する取引の処理」 固定資産の取得・売却および減価償却の手續（定額法・定率法等）ならびに表示方法について学習する。
第10回	決算と財務諸表—その1 「試算表の作成および決算整理」 試算表の作成および商品棚卸、貸倒見積り、減価償却、有価証券の評価替、消耗品棚卸、収益・費用の見越と繰延等の決算整理事項について学習する。
第11回	決算と財務諸表—その2 「精算表の役割と作成方法」 精算表の役割と8桁精算表の具体的な作成方法について学習する。
第12回	決算と財務諸表—その3 「キャッシュ・フロー計算書（1）」 キャッシュ・フロー計算書の意義、損益計算書・貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の関係およびキャッシュ・フロー計算書の資金概念ならびに表示区分について学習する。
第13回	決算と財務諸表—その4 「キャッシュ・フロー計算書（2）」 直接法と間接法との相違点および直接法・間接法によるキャッシュ・フロー計算書の具体的な作成方法について学習する。
第14回	決算と財務諸表—その5 「損益計算書と貸借対照表」 損益計算書と貸借対照表の具体的な作成方法、様式（勘定式・報告式）、表示区分等について学習する。
第15回	試験

授業科目名	経営学				
担当者名	今口 忠政				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	経営学の未履修者を対象として、経営学の体系を理論的に理解するとともに、現代企業の抱える経営課題とその解決方法を習得することが目的である。そのために、経営学の基本的なコンセプトを講義しながら、企業統治、模範的な企業行動、事業再編、新規事業開発戦略、柔軟な組織設計などの諸問題を取り上げる。最終的に、現代の企業が直面する諸問題に対して、理論的かつ実践的に対処できる考え方や能力を習得することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経営学は企業を対象にして、企業経営に直接関係する戦略、マネジメント、組織などを取り扱う。したがって、企業を取り巻く環境の変化に関する知識が必要不可欠である。たとえば、商法改正の動向は統治のあり方に大きく影響を与えるし、経済動向や会計基準の変化によっても、企業行動や投資行動が大きく影響を受ける。このことから、企業法務に関連した科目や、隣接科目に設置されている「経済学」、「会計学」などと関連を持っている。
3. 授業の方法	基本的には講義形式で進めるが、受講者数によっては、事例に対する解釈や問題点を討議して演習に近い形式で行いたい。受講生は講義の内容を理解するとともに、疑問点や問題点に対して論理的にアプローチすることが求められる。随時、小テストや実習、あるいはレポートを課す予定であるから、経営動向に注視するとともに、学術的な文献も読破してほしい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講生の事前知識によって最適な文献を随時紹介する。教科書は拙著『事例で学ぶ経営学』（白桃書房、2004年）。マネジメントに関するより詳細な部分は、拙著『戦略構築と組織設計のマネジメント』（中央経済社、2001年）を参照。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経営学の概観 経営学の体系を全般にわたって概観し、法学との違い、隣接科目である経済学や会計学との違いを理解する。経営学が実践科学であることから、理論とケース研究が必要であることを理解する。
第2回	経営学の歴史的発展 経営学の歴史的な発展過程を解説し、経営学がどのような問題を解決するために誕生したのか、その後、どのような産業の問題にアプローチしたかを理解する。20世紀初頭からの代表的な考え方を紹介する。
第3回	資本と労働の分離と経営者革命 経営の職能の高度化によって、計画、管理などのマネジメントが重要になり、専門的な能力を持った専門経営者が登場する。その背後にある所有と経営の分離や、専門経営者について説明する。
第4回	企業統治とトップマネジメント組織 経営者は企業の統治者として、経営の指揮を執る責任を持っているが、その統治形態は国によって異なっている。わが国の統治形態は、会社は誰のものかという議論とともに、大きく変化しようとしている。いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題である。アメリカやドイツとの比較を通じて、わが国企業の統治のあり方を理解する。
第5回	企業の社会的責任と模範的行動 企業が大規模化するにつれて、自社の利益を追求するだけの存在ではなくなり、生産活動を通じて社会に対して貢献する責務を負うようになる。経営倫理、行動規範、社会的責任が叫ばれ、いわゆる模範的な企業行動が推奨されている。良い企業、優れた企業とはどのような企業であるかを理解する。
第6回	企業の環境適応システムと競争戦略 企業は環境に適応することによって存続している。環境適応システムには、さまざまな類型があり、自社の経営能力によって異なる。講義では環境適応システムのサイクル、類型、それによる競争戦略について講義する。

第7回	事業ポートフォリオ戦略 企業戦略の策定方法として、事業ポートフォリオの考え方がある。事業展開に関する良く知られた考え方であるが、これを用いて多角化戦略、事業の選択と集中戦略などを説明する。
第8回	グループ経営と事業再編戦略 近年、わが国でも行き過ぎた多角化や総合化を、選択と集中によって整理しようとする動きがある。事業再編戦略によって事業ドメインを選択し、自社の強みとする領域に集中しようとする戦略である。新規事業開発や撤退とも関連させて題材を提供したい。
第9回	事業創造戦略とイノベーション 新規事業や新製品の開発は、企業が成長するための重要な戦略である。講義では新規事業開発のためのイノベーションを起こさせる組織的な取り組みについて講義する。社内ベンチャー制度、MBOなどの制度的な取り組みや、報償制度やプロジェクトマネジメントについても触れる予定である。
第10回	経営組織の諸形態 組織とは協働体系を指す用語であるが、協働にはさまざまな形態がある。基本的な職能別組織や事業部制組織を説明しながら、それぞれの組織のマネジメントについて解説する。戦略と組織との関連についても説明する。
第11回	ネットワーク型組織 ネットワーク型組織とは水平的な組織形態であり、自律分散型組織ともいわれる。革新的で、迅速な顧客対応に優れ、これからの俊敏な企業経営に適合した組織モデルである。このような組織のあり方を、これからの企業経営像と関連させて講義する。
第12回	組織変革とリーダーシップ 組織変革とは組織文化の計画的変革を指している。変革をどのように進めるのか。そのステップと変革を推進するリーダーシップに焦点をあてて講義する。
第13回	日本的経営の特質と変化 日本的な経営が変質を迫られている。利益志向の経営への転換、成果主義への転換、雇用の流動化などにその変化の様相がみられる。日本型と言われてきた経営モデルがどのように変化していくのか、変革の取り組みをどのようにすべきかを考える。
第14回	現代の経営課題と経営手法 講義の締めくくりとして、EVA 経営、サプライチェーン・マネジメント、リレーションシップ・マーケティングなどの、近年の新しい経営動向を題材にして、これからの経営のあり方を模索するような講義・演習を行う。
第15回	試験、あるいは実習

授業科目名	地方自治法				
担当者名	植村 栄治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	地方自治法を中心とする地方自治法制度の概要を理解する。日本国憲法における地方自治の理念を学び、それが地方自治法の諸規定にどう反映されているかを知る。地方自治法の主要規定に通暁するとともに、地方公務員法等の地方自治関連諸法の仕組みを理解する。さらに、地方の時代の主役を各地方公共団体が演ずるためには何が必要かを、法制面と実態面の双方から幅広く考察する。現在、地方自治法制度は大きな変革期にあるが、あるべき将来を見据えて地方自治法制度の立法論をも展開できる人材の養成をめざす。
2. 関連する科目との関係	「行政法Ⅰ」や「行政法Ⅱ」を履修していれば理解が容易な箇所も多いが、特に行政法の知識を前提としないで説明する。ただし、憲法で学ぶ地方自治に関する諸事項は既知とする。その他、民法や民事訴訟法の条文もときどき顔を出す。それらはその都度必要な限度で分かりやすく説明する予定である。2年生と3年生で行政法の知識に相当の格差のあることが予想されるが、適宜対応する。
3. 授業の方法	講義を中心とするが、希望者にはテーマを与えて報告させる方式も取り入れる予定。その際の報告のテーマは、地方公共団体に生じた判例の事案から選ぶ。法令の規定のみでなく、地方自治の実態を示す各種の統計・資料の参照も重視する。また、数回のレポートを課し、場合によっては小テストも実施する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は使用しない。参考書は適宜指示する。個別の論点に関しては関連文献を指示し、あるいは各種文献のコピーを配布する。判例については、「地方自治判例百選（第3版）」[有斐閣]を使用する。その他、日々の新聞記事が有益であり、履修者はできる限り新聞の記事に目を通すことを勧める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	地方自治法制度総論。 地方自治の意義、地方自治の根拠、外国の地方自治法制度、日本の地方自治の歴史、地方自治法の誕生、近時の地方自治法制度の改革等について概観する。地方自治がなぜ必要か、現在の地方自治法制度は明治以来のどのような流れの中にあるのかを理解する。
第2回	地方公共団体の構成。 地方公共団体の意義・性質・区分・名称・区域・合併、選挙制度、直接参政制度、直接請求、住民投票等について学ぶ。また、普通地方公共団体の二重構造を理解し、最近の市町村合併の動きや道州制導入の議論の問題点を考える。
第3回	地方公共団体の事務。 地方公共団体の事務の分類、法定受託事務、都道府県の事務と市町村の事務、代行権等について学ぶ。かつての機関委任事務についても説明する。地方公共団体の事務の問題は、都道府県や市町村の存在意義に直結することを、具体例を通じて理解する。
第4回	地方公共団体の立法権。 条例についての理解を深める。条例事項、条例と国の法令との関係等の一般論のほか、財産権と条例、租税と条例等の具体的な論点についても掘り下げて検討する。その他、長の制定する規則、条例と規則との関係、委員会規則等に触れる。全体として、地方公共団体の自主立法権が地方自治の要であることを十分把握する。

第5回	地方公共団体の議決機関（1）。 議会の設置、町村総会、議員定数、議員の兼職の制限、議員の身分の取得と喪失、議員の権利等に関する地方自治法の諸規定を学ぶ。特に市町村議会の議員の場合、サラリーマン等の身分を失わないで議員活動を行えるようにするにはどうしたらいいか等の身近な問題も取り上げて検討する。
第6回	地方公共団体の議決機関（2）。 地方議会の権限、議会の組織、議会の活動、議会の会議手続、議場の規律、議員の懲罰等の問題を取り扱う。戦前の府県制の下での諸規定が生き残っていると見られる古い規定もあるので、現代的な感覚に立った立法論も行うよう考慮したい。
第7回	地方公共団体の執行機関（1）。 執行機関の多元主義、長の地位・権限、長の補助機関、長と議会の関係、長の専決処分権等について学ぶ。長と議会の関係及び長と委員会・委員との関係は微妙であるが、長、議会、委員会、住民との間で現実に紛争が生じたケースを考察して、長の地位についての理解を深める。
第8回	地方公共団体の執行機関（2）。 長以外の執行機関について学ぶ。具体的には、都道府県にも市町村にも置かれるものとして、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員があり、それ以外に人事委員会・公平委員会、地方労働委員会、農業委員会、収用委員会、固定資産評価審査委員会等があるが、これらに係関係法令ともに概観する。
第9回	地方公務員の法制。 地方公務員法全般について概観するが、特に、地方公務員概念、地方公務員の種類、特別職と一般職、人事委員会・公平委員会、職員の任用・分限、職員の諸権利、職員の義務、職員の懲戒等に重点を置く。地方自治の基本法である地方自治法と地方公務員法との関係についても留意する。
第10回	特別地方公共団体の法制。 特別地方公共団体の憲法上の位置付け、特別区、財産区、地方公共団体の組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団等について学ぶ。特別地方公共団体の性格は様々であるが、特に広域行政に対応するという観点から見た場合の制度について検討したい。また、近い将来に予想される改正についてもできるだけ触れる。
第11回	地方公共団体の財政。 地方公共団体の財政に関する地方自治法の諸規定について学ぶ。会計、予算、収入、支出、決算、契約、財産の管理、基金等について説明し、入札制度と談合等の実際の問題も取り上げる。
第12回	住民監査請求と住民訴訟 まず住民監査請求の法制を理解し、次にそれを前提としてなされる住民訴訟の法制を学ぶ。住民訴訟は平成14年の改正で大きく変わったが、その背景も探った上で、現在の住民訴訟の構造を理解する。
第13回	国と地方公共団体との関係 国が地方公共団体に関与する場合にはどのようなルールが定められているか、関与の種類としてどのようなものが認められているか、国と地方公共団体との間の係争はどのように処理されるか等について学ぶ。
第14回	第1回～第13回の総復習。 判例に現れた事案を検討する。
第15回	試験

授業科目名	租税実体法Ⅰ（所得税）				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>広い視野に立って所得税法について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、国民が私的取引を形成するとき、所得税がどのようにその私的取引にかかってくるのか、そして、所得税の負担により私的取引はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが、本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において、企図する取引の経済的目的を達成しつつも所得税の観点にたった最適の私的取引形態を形成することができる力を身につけさせることを基本とし、既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では、本講義以外に、「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」、「租税実体法Ⅲ（資産税）」、「租税手続法」、「国際租税法」、「金融取引と租税」の5科目が予定されているが、密接な相互関係を有し、併せて履修することが望ましい。特に、「租税手続法」は、租税実体法と対をなす位置づけであり、租税法の初学者の場合、租税法総論の役割をも果たす。「民法総合Ⅰ」及び「民法総合Ⅱ」、「信託法」も、所得税課税の前提である私的取引に関する知識を習得する機会を与える。さらに、所得税の要件事実を把握するため、「要件事実論」の授業を履修しておけばなお良い。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し、受講生は必ず予習してくることを前提に、講義形式で授業を行う。ただし、授業中、随時、受講生に対する口頭での質問を行い、受講生自身の考える力を養うとともに、特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け、受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに、小テストも行い、受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに、各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい 平成15年）及び金子宏『租税法』（弘文堂 平成15年）を使用するほか、税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』や財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなどを教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>所得概念 所得税の課税対象である所得の意義を説明する。現物給付、債務免除益、未実現のキャピタルゲイン、帰属所得(imputed income)が、課税所得となるのかどうかを検討させ、課税所得の範囲を把握させる。</p>
第2回	<p>投資所得 投資所得における課税の中立性という基本的考えを理解させた上で、その基本的考えにたつて利子所得及び配当所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。特に、利子所得については、懸賞金付き定期預金利息など新しい形態の利息についての対応策を考えさせる。また、配当所得に対する課税につき、その基本的考え及び各種の特例措置の存在意義にまで言及する。</p>
第3回	<p>事業性所得 不動産所得、事業所得及び山林所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。事業の意義及びその範囲確定の基準を、判例に基づき検討するとともに、消費税法における「事業」との相違を論じる。</p>
第4回	<p>勤労性所得 給与所得及び退職所得の性質・範囲を考察させ、フリンジベネフィットやストックオプションに対する課税についても分析する。特に、給与所得の金額の計算方法について、事業性所得との相違に触れながら説明し、給与所得控除の問題点を指摘する。</p>
第5回	<p>譲渡所得 各種判例法理に基づき、譲渡所得の意義、特に、「譲渡」の意義及び「資産」の意義を学習させる。特に譲渡担保や財産分与若しくは現物出資にかかる譲渡所得課税を分析することに主眼を置く。譲渡所得の金額の計算についても触れ、譲渡所得の性質に基づく取得費の意義を明確にする。</p>

第6回	<p>その他の所得・年金税制</p> <p>一時所得及び雑所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても言及する。年金に対する課税制度全般を考察し、少子高齢化社会に対応した年金税制の改革案を検討する。</p>
第7回	<p>所得類型の競合と判定</p> <p>具体的事案を設定し、それに基づき、特定の利得がどの所得類型に該当するかを判断する基準を分析する。特に、具体的事案における事実関係の中で、所得類型判定のためいかなる要件事実に着目しなければならないのかを読みとる訓練を行う。</p>
第8回	<p>所得の帰属</p> <p>所得税法における実質的所得者課税の原則を解説する。さらに、いわゆる「三ちゃん農業」の実例を設定し、当該農業所得は誰に帰属するのかにつき論じ、民法上の所有権者判定と所得税法上の所得者判定との関連性に目を向けさせる。</p>
第9回	<p>所得の年度帰属(timing)</p> <p>所得の年度帰属の問題につき、いくつかの具体的事案を設定し、現金主義と発生主義との相違、いわゆる権利確定主義の意義を学習する。判例に基づく実際の事案を設定し、具体的事案において年度帰属を判定できる応用力を養う。</p>
第10回	<p>必要経費</p> <p>必要経費と家事費・家事関連費の意義を学習する。特に、違法支出の必要経費控除の問題を論じ、所得概念と必要経費控除制度との関連性を明らかにする。事業専従者及び青色事業専従者にかかる必要経費控除の特例措置についても言及する。</p>
第11回	<p>所得控除</p> <p>所得控除を、基礎生活費控除、超過生活費控除、非経常的生活費控除、保険料控除及び租税特別措置に分類して、その意義及び制度趣旨を学ばせる。同時に、税額控除と対比させて所得控除に関する改正論議をも理解させ、所得税における所得控除の位置づけ及びその意義を明確にする。</p>
第12回	<p>所得税の課税標準・税額の計算</p> <p>客観的担税力算出の段階と主観的担税力算出の段階に分けて所得税の課税標準算出の構造の全体像を示し、所得税額過程における各種制度の意義及び問題点を分析する。具体的には、損益通算、純損失の繰越控除、超過累進税率と単純累進税率、平均課税及び臨時課税の制度の意義をその問題点とともに学習させる。</p>
第13回	<p>課税単位</p> <p>所得税の課税単位のあり方につき、具体的事例に基づく数値を設定し、個人単位主義、夫婦単位合算均等分割方式(2分2乗方式)、家族単位合算非分割方式及び家族単位合算均等分割方式(N分N乗方式)の利害得失を論議する。</p>
第14回	<p>源泉徴収制度</p> <p>所得税特有の課税制度である源泉徴収制度を解説する。申告納税と源泉徴収課税の関係を総合課税と分離課税との相違に基づき解説するとともに、源泉徴収制度に係る憲法問題及び確定申告との関係を、判例に基づき分析する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業をめぐる租税,特に法人税及び消費税並びに事業税に関し,広い視野に立って全体的に通覧させ,理解を深めさせるとともに,企業行動を選択するときどのような租税効果を考慮に入れなければならないか,そして,企業関係諸税の負担により企業行動はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが,本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において,企業をめぐる租税の負担効果を適切に判断し,企業にとって最適な企業行動を形成することができる力を身につけさせることを基本とし,既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では,本講義以外に,「租税実体法Ⅰ(所得税)」,「租税実体法Ⅲ(資産税)」,「租税手続法」,「国際租税法」,「金融取引と租税」の5科目が予定されている。「租税実体法Ⅰ(所得税)」は,法人税と同じ性質の課税物件である所得を課税対象とする所得税を扱っているため,本授業に対する入門的若しくは導入的授業としての意義を有する。また,「租税手続法」も,租税法の初学者の場合,租税法総論の役割を果たしている。「商法総合Ⅰ」,「商法総合Ⅱ」及び「コーポレートファイナンス」の授業なども併せて履修し,企業法全体の知識を相互に有機的に関連させて学習することが効率的である。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し,受講生は必ず予習しておくことを前提に,講義形式で授業を行う。ただし,授業中,随時,受講生に対する口頭での質問を行い,受講生自身の考える力を養うとともに,特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け,受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに,小テストも行い,受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに,各受講生が現在までのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』,岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』(ぎょうせい 平成15年)及び金子宏『租税法』(弘文堂 平成15年)及び公刊が予定されている法科大学院用租税法補助教材を使用する。また,財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなども教材として使用する。</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>法人税の種類・性質 法人税の課税根拠を論じ,日本の現行法人税の種類を概観する。法人税の制度が,商法改正に伴い,変動しつつある現状を説明するとともに,キャッシュフロー法人税導入論議を含む法人税の改革論議全般を検討する。</p>
第2回	<p>法人税と所得税との二重課税の調整措置 法人税と所得税との二重課税の調整措置としてのパートナーシップ方式,カーター方式,インピュテーション方式,支払相当損金算入方式,二重税率方式,配当所得控除方式及び配当所得税額控除方式の利害得失を論じる。</p>
第3回	<p>法人税の納税義務者 公共法人,公益法人,人格のない社団等,協同組合等及び普通法人の意義と課税所得の範囲を解説する。さらに,特定目的会社(SPC)や新しい集団投資スキームに既存の法人税が対処できるかどうかを検討する。同族会社についても言及する。</p>
第4回	<p>法人税の課税標準・税額の計算構造 法人税の課税標準及び税額計算の全体的構造を学習させるとともに,法人税法22条4項の定める公正妥当な会計処理基準に関する問題を判例等に基づき分析する。租税会計と企業会計との関係を考えることに中心的意義を置く。</p>
第5回	<p>益金の意義と範囲 受取配当等,資産の評価益,還付金の益金不算入,有価証券の譲渡益・譲渡損及びリース取引による利得など益金の意義と範囲を説明する。同時に,益金の年度帰属の問題についても,権利確定主義又は実現主義との関係で言及する。</p>

第6回	<p>損金の意義と範囲 (1)</p> <p>損金の意義とその範囲についての全体的考察を行う。特に、売上原価、固定資産の減価償却費、繰延資産の償却費、租税・公課、圧縮記帳、引当金及び準備金の意義及び範囲を考察する。</p>
第7回	<p>損金の意義と範囲 (2)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある役員報酬及び役員賞与等並びに寄附金について、判例に基づき具体的事案を設定して、ディベート形式で論議する。</p>
第8回	<p>損金の意義と範囲 (3)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある交際費及び使途秘匿金について、判例に基づき具体的事案を設定して、ディベート形式で論議する。また、繰越欠損金についても言及する。</p>
第9回	<p>連結納税制度</p> <p>平成14年7月の法人税法改正により導入された法人税の連結納税制度の概要及びその問題点を解説する。その上で、連結納税制度の利害得失及びその利用方法について、学生同士でディベートさせる。</p>
第10回	<p>企業組織税制</p> <p>法人の設立・合併・分割・解散にかかる法人税を全体的に概観する。特に、純粋持株会社、適格合併と不適格合併、事後設立並びに新設分割及び吸収分割をめぐる適格分割と不適格分割を分析するほか、企業組織再編にかかる租税回避行為及びそれに対処する規定についても言及する。</p>
第11回	<p>事業税の制度</p> <p>企業をめぐる租税として事業税の構造につき説明を加える。さらに、事業税の外形標準化など最近の事業税改革論議を分析し、望ましい事業税改革について学生同士でディベートさせる。</p>
第12回	<p>消費税の特徴</p> <p>消費税は、最終消費者に租税負担を求める租税であるが、法律上の納税義務者は事業者であり、企業関係の租税としても理解されうる特徴がある。取引高税と附加価値税の相違に着目しつつ、日本の現行消費税の特徴を分析する。</p>
第13回	<p>消費税の課税標準・税額の計算</p> <p>消費税の課税標準及び税額計算の全体像を解説する。特に、附加価値税としての消費税の最大の特徴である仕入税額控除のシステムを考察するとともに、判例に基づき、現行仕入税額控除の問題点を分析する。</p>
第14回	<p>消費税の特例制度 (免税点制度、簡易課税制度)</p> <p>免税点制度や簡易課税制度など消費税改革論議において現行消費税の問題点とされている消費税の特例制度を考察する。さらに、将来の消費税改革における複数税率採用の問題を取り上げ、学生同士でディベートさせ、消費税の改革についての方向性を探る。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅲ（資産税）				
担当者名	岩下 忠吾				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>資産税に関して未習者を対象として、民法相続編との基本的関係を確認し、相続税及び贈与税の存在理由、課税体系、相互関係をまず理解し、これを前提として、相続税及び贈与税の個別実体規定と手続規定を習得する。</p> <p>本授業の到達目標は、相続税及び贈与税を納税者の視点で思考し、判断するところにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>相続に関してはその基本法として民法第5編相続があり、さらに課税財産については物権、債権など関連規定が多く存在する。これらのうち、やはり相続編の個別規定は相続税を理解する上で必須事項といえる。「民法Ⅰ～民法Ⅵ」で民法の基礎的な知識を習得しておくことが前提となる。さらに、租税法関連の科目としては、「租税実体法Ⅰ（所得税）」、「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」があり、密接な関連を有している。併せて、「租税手続法」を履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>本授業では、できる限り法律をベースとした説明、講義となると思われる。しかし、担当者は実務者としての税理士であるから現場の相続事例にもふれながら法律との関わりも説明したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者の著した書籍を使用します。なお、授業の進行にあわせてプリントを用意して、確認を行うこととする。</p> <p>総説相続税・贈与税（財経詳報社刊）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>相続税及び贈与税の課税根拠及び類型</p> <p>相続税及び贈与税の課税の根拠について講義する。特に相続税の課税方式については、世界的に見て、遺産課税方式と遺産取得課税方式の相違がある。なぜそのような相違が生じたかを説明した上で、現実の法構造に対する両方式の差異を説明する。日本の相続税が、両方式のミックスになっている理由及びその効果を明確にし、以後の相続税・贈与税の個別的論点の背後にある価値対立を認識させる。</p>
第2回	<p>相続税及び贈与税の納税義務者</p> <p>相続税及び贈与税の納税義務者につき、無制限納税義務者と制限納税義務者の差異について論述する。制限納税義務者は、日本国内にある取得した財産についてのみ納税義務を負うため、財産の所在と課税財産の範囲についても言及する。</p>
第3回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲①</p> <p>相続税及び贈与税の課税財産の範囲を本来の財産移転によるものと税法上の財産とみなすものとの分け、それぞれの課税の趣旨及び理由を説明する。特に、保険金及び退職金につき、判例に基づき、みなし相続財産となる範囲を明確にする。</p>
第4回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲②</p> <p>前回に引き続き、財産とみなすものの課税の内容を検討する。特別縁故者への分与財産、信託受益権及び債務免除等による利益など実務上問題とされているその他のみなし相続財産につき、相続税・贈与税の制度趣旨に鑑みつつ、解説する。みなし贈与財産についても言及することはいうまでもない。</p>
第5回	<p>相続税の課税標準・税額計算</p> <p>相続税の課税標準の算出過程において日本の相続税の独自性が発揮されており、そのシステムを整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、分割遺産と未分割遺産、非課税財産、債務控除を分析する。</p>
第6回	<p>相続税の課税標準算定上の特例規定</p> <p>相続税の負担により国民の生活が脅かされたり、事業承継が困難になったりすることに配慮し、相続税の負担を軽減する各種特例措置が定められている。これらの負担軽減措置のうち小規模宅地等の減額特例と特定事業用資産の減額特例を例にとり、その政策目的の合理性及び政策目的実現の手段と</p>

	しての租税特別措置の有効性を検証する。
第7回	生前贈与財産に対する相続税及び贈与税の課税 贈与税は相続税の補完税であるとされているが、その当否を論ずるとともに、平成15年度税制改正で創設された相続時精算課税方式の詳細とその理論的背景を説明する。
第8回	相続税の税額計算の仕組み 遺産課税方式をベースとした法定相続分課税による相続税の総額を計算するシステムを論じる。さらに、資産取得課税方式による負担税額についても言及する。相続税法上の連帯納付義務に関し、民法上の連帯債務と比較しつつ、その特色を明らかにする。
第9回	財産課税として相続税の税負担調整 二重課税調整措置及び個人的担税力調整を整理・分析する。相次相続により連続課税が発生した場合に過重な税負担となるのを調整する相次相続控除のシステムを概観する。
第10回	贈与税の課税 贈与税特有の非課税や課税標準を解説する。また、贈与税の暦年課税方式と相続時精算課税制度の違いについても重点的に講義する。
第11回	贈与税の課税標準・税額計算 贈与税の課税標準の算出過程を整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、配偶者控除、住宅取得等資金の贈与の場合の特例及び農業経営に対する贈与税等を論じる。
第12回	相続税及び贈与税の確定納付手続 一般的な租税確定納付手続と比較しながら、期限内申告等、更正の請求、納付という順に展開する相続税及び贈与税の確定納付手続を概観する。特に、相続税及び贈与税の確定納付手続に特有の延納や物納制度の趣旨及び問題点を分析する。
第13回	財産の評価① 財産の時価を客観的に評価することはきわめて困難である。しかし、時価が確定しない限り、相続税・贈与税の課税は行い得ない。課税実務上、財産評価基本通達にしたがい財産評価は行われるが、その当否及び評価方法につき、判例等をベースにしつつ解説する。特に、土地、家屋等の不動産の評価を中心的に論じる。
第14回	財産の評価② 前回の財産評価についての総論的解説を受け、実務上大きな問題に直面している上場株式と非上場株式の評価につき分析を加える。
第15回	試験

授業科目名	租税手続法				
担当者名	玉國 文敏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	租税手続をめぐる種々の法律問題の考察を通じて、わが国税法の基本原理と通則規定の全体的理解をさせることに重点を置く。課税や納税、租税の徴収の各場面において納税者あるいは課税サイドが知っておかねばならない事柄を示すと共に、租税行政の各場面における手続・制度や租税争訟制度などに関する一般的知識や理解を深めるよう試みる。その結果として、各人が租税法上の問題に直面した場合に、適切な対応策の選択ができるように十分な知識を与えることと、具体的な租税法ケースに直面した場合の各人の処理能力と対応能力を高めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の他、「国際租税法」、「金融取引と租税」の2科目が予定されている。本科目は、租税実体法（所得税法、法人税法、資産税法）の通則的役割を担うと共に、各種の租税実体法に共通する手続法上の理論的・制度的問題を取り上げ、考察する。また、金融取引をめぐる諸問題は、租税法と私法をめぐる議論や租税法の適用と解釈をめぐる議論と密接に関連するが、この授業では、これらの問題につながる考え方や制度の基本構造を提示する。その他、必要に応じ、租税調査手続における国際的互助制度や相互協議など、国際間で生じる手続問題も考察対象となりうる。
3. 授業の方法	対象者には租税法の初学者が含まれることを考慮して、基本的な事柄の説明については講義形式で行い、手続や制度の概要を理解させることに力を注ぐ。ただし、授業に際してはそれぞれのテーマと関連する事例や裁判例を多く取り上げて質疑応答の機会を増やすほか、講義の節目には重要判例をめぐり参加者相互が議論や意見交換をする場を設けるなど、実際の租税争訟にあたって十分に対応しうる能力を養うために種々の配慮をしている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金子宏他編・ケースブック租税法[弘文堂・2004]等)、金子宏「租税法」の最新版(弘文堂)、岡村忠生「法人税法講義」(成文堂)、ジュリスト別冊・租税判例百選(第3版)の他、租税法関係重要判例・資料、雑誌等で発表されたテーマに関連する重要な論文、時事的ニュースなど。
6. 授業内容(細目)	
第1回	租税手続法の基礎(1) 憲法上の手続保障原則と租税手続の関係を、行政手続や刑事手続の場合と比較しながら検討する。それと併せて、青色申告更正処分における理由付記制度など、租税法における手続遵守の精神と意味などを概観的に考察する。
第2回	租税手続法の基礎(2) — 租税法の解釈適用原理と租税手続法 「租税法と私法」をめぐる議論などを中心に、租税法の解釈適用原理のあり方が租税手続法の分野においてどのような形で問われているかを一般的に考察する。
第3回	納税義務の成立と承継(手続法的観点から) 納税と期間や期限に関連する問題、法人の合併や分割・分社等、法人間・個人間での事業承継をめぐる諸問題、連帯納付義務や連結納税制度、租税法の人的・場所的・時間的効力、書類の送達、課税単位など、納税義務の成立と承継・範囲をめぐる諸問題を考察する。
第4回	租税確定手続(1) — 納税申告の意義と効果 納税者の意思能力・行為能力・権利能力の欠缺と納税申告の効果について考察する。その他、記帳・申告義務や納税番号制度と個人のプライバシー保護との関係、電子申告制度の導入その他の納税環境整備に伴い生じてくる納税申告をめぐる諸問題を検討・考察する。
第5回	租税確定手続(2) — 更正と決定 更正・決定と再更正の関係をめぐる議論を中心として、更正・決定の法的意義と効果を考察する。併せて不当利得の返還請求などの民事的手法を租税法の分野で用いることの可否、更正の請求に係る法的要件、更正の期間制限制度などを検討する。

第6回	租税手続判例の考察・検討（1） 租税確定手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第7回	租税の納付・徴収手続（1） 租税の納付・徴収の手続、強制換価の手続を概的に説明する。併せて、納税猶予と担保の制度、物納制度、その他、附帯税や加算税・若干の刑事処罰手続など、租税債権の実効性を担保する手段の具体的内容を検討する。
第8回	租税の納付・徴収手続（2） — 租税債権と私債権の優先劣後関係など 裁判例を通じて租税債権と私債権の優先劣後関係と第二次納税義務の具体的内容を考察し、租税債権の法的性質と私債権に対する特殊性を検討する。
第9回	租税手続判例の考察・検討（2） 租税の納付・徴収手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第10回	租税調査手続（1） 質問検査権の行使、推計課税、その他現行法上予定されている強制あるいは任意での税務情報収集制度と納税者の権利保護をめぐる理論的・実際の問題点を、わが国の判例を中心として考察する。
第11回	租税調査手続（2） 電子商取引など、新しい取引形態・手法の進展に合わせて必要とされる租税調査手法や、行政間での情報利用、国際的共助の制度、さらには国民への情報開示制度を考察・検討する。
第12回	租税争訟手続の研究（1） — 租税不服申立手続 行政上の不服申立制度と対比しながら、租税不服申立制度（異議申し立てと審査請求）の意義と、制度の運用をめぐる実際の問題を考察する。
第13回	租税争訟手続の研究（2） — 租税訴訟の理論と実際の問題点 行政事件訴訟制度と対比しながら、わが国租税訴訟制度の概要および理論的・実際の問題点を概観する。
第14回	租税手続判例の考察・検討（3） 租税訴訟における訴訟物や挙証責任・立証方法、その他の租税争訟法上の主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第15回	試験

授業科目名	政府規制産業法				
担当者名	藤原 淳一郎				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「政府規制産業法（regulated industries）」ないし「公益事業法（public utility law）」の主要な論点を、部分的に講義をまじえながら、極力事例演習の形式で学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>規制改革の嵐の中に位置する政府規制産業法について、その歴史的発展過程、政府規制の理論的根拠、政府規制の必要性・有効性・妥当性、規制改革ないし自由化の必要性・有効性・妥当性を学習し、今後の規制改革のあるべき方向性を各人なりに見出だすというのが、本科目の到達目標である。</p> <p>他大学ではなかなか開設しにくい本科目担当者としては、裁判官・検察官・弁護士の法曹一般のほか、ことに弁護士もしくは企業内法務担当者又は国家公務員として、将来政府規制にたずさわる者の受講を期待している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>政府規制産業法は、主として国による政府規制全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」、「行政法」等の基礎的法律科目、応用科目としての「経済法」、「租税法」、「消費者法」、「労働法」、「環境法」、「情報法」等、多くの法律科目に関わるため、最終学年に履修するのが望ましい。それだけではなく、本科目は、従来政府規制を正当化してきた公益事業論に加え、近時の構造改革・規制緩和の経済学、技術変化の激しい電気通信の技術の知識も関連するので、これらの素養は本科目をより深く理解するのに有益である。このように、本科目は、法律科目として応用科目であるだけではなく、学際的科目でもある。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題（事例又は「質問」の形をとる）を予め受講者に予告し、あわせて関連する英米を含む指定概説書（主要該当箇所）、英米を含む関連重要学術論文、関連重要実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。</p> <p>本科目は、立法、行政運用を含めて日々刻々変化の激しい分野であるため、最新時事問題としてとりあげるべき新聞記事等が仮にあれば、授業冒頭（下記の体系的検討に先立って）とりあげ、身近な問題であることをまず認識させる。</p> <p>本科目が応用的・学際的科目であることから、全てを事例演習に充てるには無理がある。そこでまず基礎的論点について assignment として「質問」形式での検討課題を与えておいて、ソクラティック・メソッドにより解明をはかる。その上で、事例問題として検討できるものについては、他科目においても採用されるソクラティック・メソッドによる事例研究に進むことになる。</p> <p>担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者各自が、① assignment としての毎週課される検討課題、② assignment として検討課題に関連した英米を含む指定概説書（主要該当箇所）、英米を含む関連重要学術論文、関連重要実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本すれば、結果として各人なりの教材（Casebook）が出来上がることになる。著作権の関係もあって、これらを教材（Casebook）として作成することは現時点では予定しない。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>政府規制総論（1）：政府「規制」の理由 なぜ政府「規制」が行われるのか、1920年代後半から政府「規制」を正当化してきた経済学（公益事業論）の理論を検討する。</p>
第2回	<p>政府規制総論（2）：政府「規制改革」の理由 なぜ政府「規制改革」が行われ始めたのか、1980年代頃からとみに盛んになってきた規制緩和・政府「規制改革」を正当化してきた経済学の理論を検討する。</p>
第3回	<p>政府規制各論（1）：運輸（その1） 運輸産業について、規制緩和・政府「規制改革」の端緒となった理由、欧米での運輸規制緩和の功罪について検討する。</p>

第4回	政府規制各論(2):運輸(その2) わが国における航空自由化後の新規参入の失敗、JAL/JAS合併の法的問題について検討する。
第5回	政府規制各論(3):運輸(その3) タクシーを中心に、規制緩和・政府「規制改革」の経緯について検討する。その上で、規制緩和の端緒ともいべき「MKタクシー事件」等の係争事例を例にとって、タクシー規制の法的問題について「行政法」の授業よりも掘り下げて検討する。
第6回	政府規制各論(4):電気通信(その1) 電気通信産業について、規制緩和・政府「規制改革」の端緒となった理由、欧米での電気通信規制緩和の功罪について検討する。
第7回	政府規制各論(5):電気通信(その2) NTT東西の電気通信設備への新規参入者の「接続問題」について、電気通信事業法の変遷、いわゆるLRICモデルによる接続料の算定等について検討する。
第8回	政府規制各論(6):電気通信(その3) NTT東西の電気通信設備への新規参入者の「接続問題」のうち、いわゆる「コロケーション」をめぐる紛争事例について検討する。
第9回	政府規制各論(7):電気通信(その4) 光ファイバーをめぐるNTT東西と電力系との競争問題について検討する。
第10回	政府規制各論(8):電気通信(その5) 電気通信事業法に制度化された電気通信におけるユニバーサル・サービス確保について、ブロードバンド化時代における有効性を含めて検討する。
第11回	政府規制各論(9):電気通信(その6) 移動体通信問題のうち、ことに電気通信事業法に制度化されたNTTドコモに対する非対称規制について検討する。
第12回	政府規制各論(10):電気通信(その7) 放送と通信との融合問題のうち、ことにコンテンツ市場の競争確保問題、株式相互保有規制について検討する。
第13回	政府規制各論(11):水道(その1) 公営を前提とするわが国の水道事業と異なり、民営化をはかった英米の先行事例について、その理由、功罪等について検討する。
第14回	政府規制各論(12):水道(その2) わが国の水道事業をめぐるいくつかの争訟事例の検討とあわせて、わが国における水道事業の事業委託・民営化について検討する。
第15回	試験

授業科目名	行政事件訴訟実務				
担当者名	佐藤 貴夫				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	不服申立前置、被告適格、訴の利益、出訴期間、訴訟要件等、行政事件訴訟における一般的な理論を学ぶとともに、訴状や準備書面等の書面作成能力を養うことを目的とする。可能な限り、具体的な事例を題材とし、争訟手続の流れの中で、行政法についての基本的な知識の習得を目指す。
2. 関連する科目との関係	行政法、民事訴訟法。行政訴訟は、基本的には民事訴訟手続により審理される。したがって、民事訴訟の基本的な流れ、手続の概要についても説明したい。
3. 授業の方法	講義形式であるが、受講生の積極的な発言も期待したい。また、実際に書面の作成も行ってもらおう。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	随時紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論Ⅰ
第2回	総論Ⅱ
第3回	総論Ⅲ
第4回	総論Ⅳ
第5回	総論Ⅴ
第6回	総論Ⅵ

第7回	各論Ⅰ
第8回	各論Ⅱ
第9回	各論Ⅲ
第10回	各論Ⅳ
第11回	各論Ⅴ
第12回	各論Ⅵ
第13回	各論Ⅶ
第14回	各論Ⅷ
第15回	試験

授業科目名	要件事実論総合 I				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続の理論的な重要点を、要件事実論の観点から見直し、解説することを目的とする。その結果、民事手続の流れを表面的にはなく、民事手続が実体法の論理と整合していることを理解させる。究極的には民事実体法と手続法が融合している問題点を習得させることを到達目標とする。民事訴訟の手続は、その手続に乗って処理される実体法の権利関係と分かち難く関連性を有する。本科目においては要件事実論の観点から、民事裁判権の限界、訴えの利益、釈明権、立証責任、既判力、二重起訴と相殺の抗弁、一部請求と残部請求、訴訟物理論をはじめとする民事訴訟手続の重要な理論問題を検討する。具体的事例の要件事実に関する検討を踏まえて手続法の理論的問題に及ぶことにより、民事実体法と手続法の融合問題についての確かな展望を与える。
2. 関連する科目との関係	法律基本科目の「民事手続法 I・II」「民事手続法総合」「民事法総合 I・II」等の諸科目の扱う内容のうち、特に手続法上の諸問題を要件事実との関連において理解させ、上記諸科目における受講生の習得をより確かなものにさせる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示す。授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者が事前に作成するプリント 参考書……大江忠著「ゼミナール要件事実2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	[弁論主義1] 弁論主義の3つのテーゼと要件事実の関係について具体的に理解させる。
第2回	[弁論主義2] 第1回と同じ。
第3回	[立証責任1] 立証責任の意義、立証責任の分配、立証責任の転換、事実上の推定、意思推定、暫定事実を具体的事例を通じて、要件事実論との関係から理解させる。
第4回	[立証責任2]
第5回	[処分権主義] 訴訟物の特定と処分権主義の関係を要件事実論の関係で理解させる。

第6回	[一部請求と残部請求] 具体的事例を挙げ、一部請求の意義、時効中断、過失相殺、残部請求を検討する。
第7回	中間試験
第8回	[訴えの利益] 確認訴訟について、具体的事例における実体的請求権と訴えの利益の関係。
第9回	[既判力1] 具体的事例を挙げ、既判力の範囲、基準時後の形成権の行使などの問題点を要件事実論の視点から検討する。
第10回	[既判力2] 第9回と同じ。
第11回	[二重起訴1] 具体的事例を挙げ、二重起訴と実体的請求権の関係、相殺の抗弁の特殊性について理解を図る。
第12回	[二重起訴2] 第11回と同じ
第13回	[多数当事者訴訟] 通常共同訴訟、固有必要的共同訴訟と実体的請求権との理解を図る。
第14回	[民事裁判権の限界] 自治的団体（宗教団体、政党、大学等）の紛争の具体例を、その訴訟における要件事実を分析して、何故裁判権の限界が問題となるかを理解させる。
第15回	試験

授業科目名	要件事実論総合Ⅱ				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	一般民事法および会社法等の各分野から、典型的な訴訟類型を具体例として挙げ、その要件事実を分析し、要件事実の総まとめを行なう。受講生には、要件事実が一般民事法の分野だけでなく、民法をはじめとして、その他の法領域でもその適用を見ることを理解させる。そのことによって、要件事実論があらゆる訴訟類型を理論的に理解するために必要な技術であることを理解させる。
2. 関連する科目との関係	一般民事法および会社法等の各分野を要件事実の観点からフォローする。それら諸科目で習得した内容の定着を図る。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大江忠著「ゼミナール要件事実論2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	保証契約、使者、錯誤
第2回	物上請求権（土地引渡し、抹消登記）、債権的登記請求権、通謀虚偽表示と第三者、危険負担
第3回	物上請求権（動産引渡し）、解除と第三者、即時取得、留置権
第4回	物上請求権（建物収去土地明渡し）、符合
第5回	請負契約、債務不履行
第6回	債権譲渡、譲受債権（売買代金債権）による相殺の抗弁、第三者対抗要件、債権喪失の抗弁、相殺の再抗弁

第7回	中間試験
第8回	売買契約、瑕疵担保責任、不完全履行に基づく損害賠償請求権、不法行為、製造物責任
第9回	物上請求権（建物明渡し）、転貸借、賃貸借解除、不法行為
第10回	不法行為、共同不法行為、過失相殺、損害
第11回	売買契約、解除、日常家事代理権
第12回	商法総則・商行為法
第13回	会社法（1）
第14回	会社法（2）
第15回	期末試験

授業科目名	家族法総合				
担当者名	菱田 貴子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者を対象として、実務家としてどのような対応をすべきかを問う具体的な説例に対する考察を通して、親族・相続法の基本的な知識を、より実践的な、生きた知識に発展させ、受講者が、家族法の典型的な事例について、簡単な相談に応じることができる程度のレベルに達することを目的とする科目である。</p> <p>一つの説例を2回にわたり、視点を変えて検討することで、知識のより確実な定着と事案に対する応用力の涵養を目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目である「民法VI（家族法）」を履修した、あるいは、学部において同種の科目を履修したことを前提として、家族法をより実務に即した形で学ぶ科目として位置づけられるが、講義としては、家族法の基礎的知識が十分ではなくても、説例を通して身につけられるよう配慮されている。家事事件の基礎は、法律実務家として必須の知識であり、できるだけ多くの受講生が履修できるよう、同じ内容のものを、2年次の第3セメスター及び第4セメスターに配当する。「家事事件実務」は、さらに実務に直接結びつく、高度な知識と能力の習得を目的とするが、その前提となる典型的な事例についての理解を深めるための科目としても位置づけられる。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は、事前に、説例についての検討結果を簡略に記載したものを講師に提出する。講師は、説例を解明するために必要な、基本的な知識を確認するとともに、問題となる事項について、事前に提出された各受講生の検討結果をもとに、受講生による討議を促す。受講生は、他の受講生の意見や講師の実務における経験談等を聞きながら、実務家としてあるべき対応を考察する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講師が作成した説例集を基本的なテキストとし、説例ごとに参考文献を提示する。受講生は、参考文献にあたることで、家族法に関する基本的な文献のほぼ全容の把握が可能になる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>離婚と氏・親権者Ⅰ 親権に争いがある夫婦の事案について、親権と監護権の意義、氏の変更に関する実務等を学ぶ。</p>
第2回	<p>離婚と氏・親権者Ⅱ 第1回の発展問題で、親権者を定める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。</p>
第3回	<p>有責配偶者からの離婚請求・婚姻費用・不貞の相手方に対する請求Ⅰ 離婚原因についての基本的知識を確認しつつ、有責配偶者からの離婚請求に関する判例理論の推移と、破綻主義の実情を踏まえて、説例を検討する。</p>
第4回	<p>有責配偶者からの離婚請求・婚姻費用・不貞の相手方に対する請求Ⅱ 第3回の説例の発展問題で、婚姻費用の意義、婚姻費用を定める手続の概要及び算出方法を理解し、不貞の相手方に対する請求も含めた説例を検討する。</p>
第5回	<p>別居中の夫婦間の子どもの問題－監護者の指定・面接交渉・子の引渡しⅠ 監護者・面接交渉の意義、面接交渉を定める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。</p>

第6回	別居中の夫婦間の子どもの問題－監護者の指定・面接交渉・子の引渡しⅡ 第5回の説例の発展問題で、子どもが奪取された事案について、子どもの引渡しを求める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。
第7回	離婚調停・離婚訴訟・養育費・財産分与・慰謝料Ⅰ 離婚給付につき争いがある事案について、近時の人事訴訟手続法改正問題にも触れつつ、養育費を定める手続の概要及び算出方法を理解し、説例を検討する。
第8回	離婚調停・離婚訴訟・親権者・養育費・財産分与・慰謝料Ⅱ 第7回の説例の発展問題で、財産分与及び慰謝料の意義、相互の関係、これらを定める手続の概要及び算出方法を理解し、説例を検討する。
第9回	相続放棄・遺産性・当事者能力・特別受益・寄与分ほかⅠ 相続に関する基本的知識を確認しつつ、相続放棄の制度、各財産の遺産性、当事者能力に問題がある場合の対処方法等を学ぶ。
第10回	相続放棄・遺産性・当事者能力・特別受益・寄与分ほかⅡ 第9回の発展問題で、具体的相続分の算出方法、遺産分割の方法、相続分なきことの証明書の意義等を理解し、説例を検討する。
第11回	遺産分割調停・前提問題Ⅰ 相続に関する基本的知識を確認しつつ、遺産の範囲といった前提問題に争いがある場合の遺産分割手続の概要を学ぶ。
第12回	遺産分割調停・前提問題Ⅱ 第12回の発展問題で、遺産分割調停における遺産の範囲の確定方法等を学び、説例を検討する。
第13回	離婚の協議書・調停条項案を起案する！Ⅰ 具体的説例をもとに離婚の場合の協議書等の起案に挑戦する。
第14回	離婚の協議書・調停条項案を起案する！Ⅱ 前回の講義を踏まえながら様々な留意点等を把握する。
第15回	試験

授業科目名	知的財産法 I				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、特許法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、特許制度の存在理由に関する諸理論、特許制度の沿革について説明した後、発明概念、新規性・進歩性要件、産業上の利用可能性、特許を受ける権利、職務発明、出願・補正、審判・審決取消訴訟、均等論、間接侵害論、侵害の救済、特許権の効力の制限、特許紛争処理制度、ライセンス、並行輸入、条約ルールにつき、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、特許法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えば医療方法特許、バイオ特許、コンピュータプログラム特許など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務 BP 及び WP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>末吉互編著「実務知的財産法講義」（民事法研究会） 中山ほか編「特許判例百選」（有斐閣）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>知的財産法と公共政策</p> <p>イントロダクションとして、第一に、情報の保護としての知的財産法の意義、インセンティブとしての知的財産法の意義と限界、知的財産法と競争秩序、知的財産法と私法秩序、行政処分としての知的財産法、知的財産法と途上国問題、について問題の所在を明らかにする。ここではまず、知的財産法制度が望ましい効果をもたらすためには、権利の保護と創作物の自由利用とのバランスが必要とされていることを受講生に意識させることに重点が置かれる。第二に、特許法の沿革を略説し、我が国もまたかつての「途上国」として制度を創設したということを確認する。</p>
第2回	<p>ビジネス方法特許:発明概念</p> <p>特許法の対象である「発明」の概念につき、これまでの運用をふまえて最近の展開を学習する。特許法上の発明の定義規定は「自然法則」を「利用」した技術のみを対象としている。これは、サイエンス(理学)とテクノロジー(工学)の二分法を前提とした古い技術観に立つものであり、ソフトウェアやビジネス方法のような「人為的取り決め」をあらかじめ排除するものであった。にもかかわらず、実際の運用においては、これら新技術も、「ハードウェアを利用」している限りにおいて保護対象に取り込まれてきた。このような運用により発明概念に至っては生じていないだろうか。特許庁の審査基準及び特許事例をもとに検証する。</p>
第3回	<p>新規性・進歩性</p> <p>公知・公用・刊行物記載概念、新規性喪失の例外、進歩性の判断の基本的枠組み、特定分野における進歩性概念、について概説する。特許庁の審査基準及び判例法理を取り扱う。</p>

第4回	<p>先端医療と特許:産業上の利用可能性、公序良俗</p> <p>再生治療等の先端医療関連の発明については、従来、「産業上の利用可能性」が認められない、という理由で特許対象とされてこなかったが、近年、見直しの議論が盛んである。産業上の利用可能性要件と公序良俗要件の趣旨、従来の適用例をふまえた後、先端医療に特許を与えることにかなる公共政策的含意がありうるかを議論し、望ましい保護のあり方を探る。比較法も加味する予定。</p>
第5回	<p>職務発明・特許を受ける権利・発明者</p> <p>特許法35条の職務発明制度については、近年、高額の特許事例が頻発するなど、注目を集めている。本講においては、制度の趣旨に立ち返り、実質的労働法としての本条が従業者と使用者の利益調整として最もよく機能するための運用のあり方につき、先例を押さえつつ解説する。本制度については見直しの議論も活発であり、受講者には制度論も行うことが期待される。</p>
第6回	<p>出願・準公知・補正・クレーム制度</p> <p>特許出願書類の構造、出願・補正手続きのあらましについて、手続の流れを追って略説する。本講義の内容は、知的財産法務ワークショップにおける学習のイントロダクションの役割を果たすものである。たとえば、侵害訴訟において勝訴できるクレームとはいかなるものか、といった応用的学習の前提となることが予定される。</p>
第7回	<p>審判・審決取消訴訟</p> <p>査定系、当事者系の各特許審判の手続構造のあらましと、東京高等裁判所・最高裁判所において争われる審決取消訴訟における問題点につき、最高裁判所の準則を中心に解説する。とくに無効審判については、侵害訴訟に対する対抗策として利用される側面が大きく、本講義の内容は、知的財産法務ワークショップにおける応用的学習の準備としての側面を持つため、手続の基本構造の習得に重点を置くことになる。</p>
第8回	<p>特許権の侵害</p> <p>特許権の保護範囲、均等論、間接侵害、について取り扱う。均等論については、これを初めて認めた最高裁判決の分析を中心とする。本判決後の下級審の展開の詳細は、知的財産法務ワークショップにおいて解説されることになろう。間接侵害については、従来その適用は必ずしも活発ではないが、最近、法改正が行われており、今後の展開も注目される。本講義においては、クレーム解釈の基本的手法につき、学習する。</p>
第9回	<p>差止・損害賠償</p> <p>特許権侵害に対する救済としての差止・損害賠償について言及する。差止については、発明のカテゴリごとの範囲の相違、差止の対象、仮処分を中心に解説する。損害賠償については、損害額とその立証手続に関し近年整備された特許法上の特則につき、民法上の不法行為法との対比において理解させる。本講義の対象もまた、知的財産法務ワークショップにおける展開が期待される分野である。</p>
第10回	<p>消尽・試験研究のための実施:効力の制限</p> <p>特許権の効力の制限につき論ずる。第一に、消尽につき、その政策的根拠をふまえ、近年の事例、たとえばリサイクル品と特許権について参加者とともに議論する。第二に、試験・研究のための利用をめぐる、ジェネリック品の薬事承認審査申請を先発品の特許期間中に認めるかに関して、公共政策的に大いに議論され、最高裁判所は一つの解決を提示した。講義においては、この判決と、そこにいたる議論のあらましを学習する。</p>
第11回	<p>特許紛争処理制度</p> <p>一般民事事件としての特許権侵害訴訟と、行政争訟である無効審判とは、制度的には別個独立であるが、しばしば、一つの紛争処理を解決するために共に利用されるため、両者の関連は重要となる。最近、最高裁は、この一つの紛争処理という視点を正面から出し、特許侵害訴訟における特許の有効性自体についての一定の審査を認めた。本判決以降の下級審の展開は、知的財産法務ワークショップにおいて詳しく扱われる予定である。本講義においては、その基礎となることを期待しつつ、本判決の論理構造を解説する。</p>
第12回	<p>種苗法・実用新案・半導体チップ</p> <p>第一に、種苗法のあらましを解説する。第二に、実用新案法、半導体チップ法について、それぞれのあらましを講義する。</p>
第13回	<p>並行輸入</p> <p>並行輸入については、我が国特許法の解釈として条件つきでこれを許容する旨の最高裁判決が存在する。一方、国際ルールはいまだ存在せず、医薬品メカ-の利益を保持しつつ途上国への安価な医薬品供給を確保する手段として途上国向け医薬品の並行輸入は禁止すべきであるとの議論も聞かれる。本講義においては、我が国の準則をよく理解したうえで、公共政策的な議論も加味する。</p>
第14回	<p>条約ルール</p> <p>パリ条約、PCT、TRIPs協定が定める国際特許制度の基本ルールについて解説する。TRIPs協定の改正動向にも言及する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法 I				
担当者名	竹田 稔				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、特許法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、特許制度の概要、発明の活用方法とその基本概念について説明する。次に、出願審査手続、これに続く審判手続、審決取消訴訟の流れに従って、実体的・手続的問題点について学習させる。さらに、特許権侵害訴訟で主要な論点となる特許発明の技術的範囲（特許請求の範囲の優位性・発明の詳細な説明の参酌・当業者に自明の技術・公知技術・特許無効の抗弁・均等論等）、直接侵害・間接侵害、差止・損害賠償請求等を中心に、体系的理解を目指す。</p> <p>本授業の到達目標は、特許法の実体的、手続的問題点について、判例、学説に関する知識および思考方法を、特許権の得喪変更に関わる諸手続の流れに従って、体系的に習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等すでに習得した主要科目の展開・応用をも目指すことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えば医療方法特許、バイオ特許、コンピュータプログラム特許）、職務発明やライセンス契約等特許権を巡る重要な論点にも言及し、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生には必ず事前にレジュメを配布して予習を行わせ自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は小テストあるいは小論文によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回、次回までに検討してくる問題を含んだレジュメを作成して、受講生に配布し予習の機会を与えた上、レジュメに基づいて授業を進める。なお、竹田稔『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編、第4版〕』（発明協会、2003年）を参考書として、必要に応じて引用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>特許制度概論</p> <p>特許制度の基本的構造を理解させ、知的財産の活用方法（特許とノウハウ）の種類と、発明の概念、カテゴリー等を特許法の規定に基づいて解説する。</p>
第2回	<p>特許出願と審査手続</p> <p>特許出願を巡る問題（発明者と出願人・共同出願等）と特許要件（特に新規性・同一性・進歩性等特許阻害要件を中心に）、審査請求と審査手続の概要（拒絶理由通知・補正・拒絶査定と特許査定等）について解説する。</p>
第3回	<p>特殊クレーム</p> <p>特許権の効力は明細書に記載される特許請求の範囲（クレーム）に基づいて定められるが、その特殊な形態として議論の多いプロダクト・バイ・プロセス・機能的クレーム、選択発明・用途発明、数値限定発明・パラメータ発明等を取り上げてそれぞれの問題点を解説する。</p>
第4回	<p>審判手続</p> <p>審判手続には、出願拒絶に対する査定不服の審判と第三者が設定登録された特許権の有効性を争う無効審判とがあり、いずれも厳格な審理手続が設けられている。準司法的手続といわれるその構造と審理手続の具体的内容と問題点について解説する。</p>

第5回	<p>特許訴訟制度概論・審決取消訴訟</p> <p>我が国の特許訴訟制度は、特許庁と裁判所との権限配分、すなわち特許権に無効原因があるときは、特許庁に対しその特許を無効審判を請求し、特許庁がした審決に対しては東京高裁に取消訴訟を提起することができ、これにより特許権の得喪については専門技術官庁である特許庁に第一次的判断を委ねるとともに、抗告訴訟により裁判所の判断を受けることを保障する制度を基本としているが、この制度を世界各国の制度と比較法的に検討し、審決取消訴訟の具体的手続を説明する。</p>
第6回	<p>特許権の効力とその制限</p> <p>特許権者は、特許発明を実施する権利を専有するが、その実施が特許法の規定によって制限される場合がある。特許発明の実施と制限についての具体的内容を特許法の規定に基づいて解説する。</p>
第7回	<p>特許発明の技術的範囲（その1）</p> <p>特許発明の技術的範囲は、特許権の効力の及ぶ範囲を意味し、特許請求の範囲に基づいて定められるが、その画定には、さまざまな法理の適用がある。その1では、発明の詳細な説明の参酌、特許出願経過の参酌、公知技術の参酌等について解説する。</p>
第8回	<p>特許発明の技術的範囲（その2）</p> <p>特許権の保護の強化とも関連して、特許発明の技術的範囲の法理で最も注目されているのが均等論である。均等論は、侵害行為が特許請求の範囲の文言には含まれないが、これと均等である故に技術的範囲に含まれるとするもので、これを中心に、不完全利用、迂回・付加等を解説する。</p>
第9回	<p>特許権侵害行為</p> <p>特許権侵害行為には、行為者が特許発明を実施する直接侵害と、その一部の実施が間接的に特許権を侵害する行為とされる場合がある。直接侵害を巡っては、消尽、並行輸入等と侵害の成否の問題があり、間接侵害については、直接侵害との関係でどのような場合に間接侵害になるか（独立説と従属説）の問題があるので、これらを中心に解説する。</p>
第10回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その1）</p> <p>特許権者の保護のため、最も重要なのは特許権が侵害された場合の裁判手続による救済である。我が国において、いわゆるプロパテント政策が採られて、大きく変化したのは、特許権侵害訴訟であるといわれており、概要その1では、侵害訴訟における損害賠償請求と差止請求と訴え提起から審理終了までの訴訟手続の概要について解説する。特に特許権に無効理由があるときの特許権行使制限の抗弁等侵害訴訟の審理について詳細に説明する。</p>
第11回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その2）</p> <p>特許権侵害訴訟の具体的手続における主要な問題である侵害行為の特定と、侵害行為の差止請求権の要件、これに続き当該侵害行為によって生じた損害額をどのように算定するかについての特許法102条の特則、不当利得返還請求、信用回復措置請求等損害論に関する一連の問題について解説する。</p>
第12回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その3）</p> <p>特許権侵害訴訟判決と上訴、確定判決の効力、その執行等判決を巡る問題について解説するとともに、仮の処分であるが強力な行使手段となる差止仮処分、特許権行使に対する相手方の対抗手段としての無効審判請求、差止請求権不存在確認訴訟、損害賠償債務不存在確認訴訟等について解説する。</p>
第13回	<p>特許権関連特殊訴訟・実用新案制度</p> <p>特許権関連特殊訴訟として社会的に注目されているのは、職務発明の対価請求訴訟であり、その動向は、改正35条の解釈とともに我が国の産業競争力に影響する重大な問題である。また、最高裁が判例変更した冒認出願人に対する特許権移転登録請求も私的紛争と特許制度の在り方を考える素材となり得るものであり、その他最近の注目すべき訴訟形態について解説する。また、実用新案制度について特許制度の違いを中心に解説する。</p>
第14回	<p>特許契約論と特定技術分野の特許発明</p> <p>特許権者の権利行使としては、特許権の侵害行為に対する訴訟の提起とともに、特許発明を第三者に実施させることによって収益を得るライセンス契約が重要である。契約の種類、専用実施権・通常実施権の設定とその効力、ライセンス契約を巡る問題等について解説する。また、最近特に注目されている特定技術分野の特許発明として、ビジネス方法発明について理解を深めることが必要である。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、著作権法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、著作権制度の存在理由に関する諸理論、著作権制度の沿革について説明した後、集中管理制度、保護期間、著作者・共同著作者・職務著作、著作人資格権、創作性、著作物著作の類型、二次的著作物・編集著作物、著作権、権利の制限、ライセンス・譲渡、登録制度・隣接権、救済（差止・損害賠償）、条約・国際問題につき、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害、コピープロテクション技術の展開）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務B P及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>末吉互編著「実務知的財産法講義」（民事法研究会） 大淵哲也ほか「知的財産法判例集」（有斐閣）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>制度の存在理由/沿革</p> <p>第一に、著作権制度の存在理由が、著作者等の権利の保護と著作物等の公正な利用とのバランスを通じた文化の発展にあることを説明したうえで、デジタル環境においてこの均衡はいかにあるべきか、問題点を提示する。具体的には、保護期間の延長、技術的制限による著作権管理等による著作物の自由利用領域の制限の傾向を指摘する。第二に、幕末から明治新政府にかけてのわが国著作権制度の沿革を概説する。とくに、この時期の萌芽的著作権制度が、現在の著作者の保護としてのそれではなく、版木の所有者（版元）の権利であった、という点につき、「西洋事情」海賊版出版への抗議という形で制度確立に寄与した福澤諭吉の役割を中心に説明する。</p>
第2回	<p>集中管理</p> <p>著作権制度の特許制度に比した著しい特徴は、古くから権利の集中管理制度が発達していることにある。JASRACを中心とする集中管理団体の機能につき、旧仲介業務法から著作権等管理事業法にいたる経緯を含め概説する。私的録音・録画補償金制度についても言及する。</p>
第3回	<p>保護期間</p> <p>著作権の保護期間については、著作物の創作の時期、著作物の類型、さらには、著作者の本国によって数多くの例外規定が存在する。規定のあらましと制定の経緯について概説する。</p>
第4回	<p>著作者・共同著作者・職務著作</p> <p>著作者の権利の享有主体に関する著作権法上の規律について解説する。特許法における発明者・職務発明概念との対比も加味する。</p>

第5回	<p>著作者人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権、みなし侵害、著作者の死後における人格的利益の保護、につき説明する。</p>
第6回	<p>創作性 著作物成立の中心要件である創作性概念につき、なぜ「個性」でよいのか、著作物の類型に応じた判断枠組みの差はあるのか、またあるべきなのか、といった点を総論的に概説する。</p>
第7回	<p>著作物各論 文芸、音楽、図画、ソフトウェア、データベース、等の著作物の各類型につき、近年蓄積の著しい裁判例の分析を中心に概説する。</p>
第8回	<p>二次的著作物・編集著作物 第一に、既存の著作物に自ら創作を加えてなる二次的著作物に関し、原作者と二次作者の権利関係、第三者による二次的著作物の利用と原作者の権利等をめぐる最高裁の準則を中心に解説する。第二に、編集著作物概念につき、データベースの保護を含め説明する。</p>
第9回	<p>著作権 著作者の財産権につき、複製権、上演・演奏権、公衆送信権、頒布・譲渡権、貸与権を中心に概説する。権利の内在的制限としての消尽についても言及する。</p>
第10回	<p>権利の制限 著作権の制限は、著作者の保護と同等またはそれに優越する様々な公共政策の実現のために設定されているが、近年、これを契約上の制限できるか、または技術的制限用によって封ずることは可能か、といった点が問題となっている。本講義においては、各権利制限規定のよって立つ公共政策を明示することを目的とする。</p>
第11回	<p>ライセンス・譲渡 著作権の経済的利用行為としての譲渡・ライセンスにつき、まず著作権法上の規定を説明し、しかるのち代表的分野である出版、音楽における実際の契約雛形を紹介する。</p>
第12回	<p>登録制度・著作隣接権 第一に、実名、第一発行年月日等の登録制度につき概説する。第二に、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送・有線放送事業者の権利につき解説する。</p>
第13回	<p>救済 民事的救済（差止・損害賠償）、刑事的救済につき解説する。</p>
第14回	<p>条約・国際問題 第一に、ベルヌ条約、隣接権条約、TRIPs 協定、WIPO 二条約における国際ルールの概略を説明する。第二に、国境を越える侵害行為に対する法適用について解説する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	水戸 重之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、著作権法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして著作権法全般について説明した後、著作物性とその限界、著作者と法人著作、共同著作、二次的著作、著作権の種類と内容、著作権侵害の判断基準について論じる。多くのテーマは、著作権ビジネスの典型である「音楽」と「映画」を題材に説明される。さらに著作権法の周辺領域である、パブリシティ権、コンテンツ・ファイナンスやスポーツ・ビジネスに関する法律及び契約実務についても学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法及び関連法に関する基本的な制度、重要判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「憲法」「民法」「民事手続法」等すでに習得した主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害）や、近時そのマーケットが拡大しているコンテンツ・ビジネスおよびスポーツ・ビジネスに関する法律問題や契約実務についても取り扱い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>作花文雄「詳解・著作権法（第三版）（ぎょうせい）を基本書、TMI総合法律事務所「著作権の法律相談（第二版）」（青林書院）をサブテキスト、「別冊ジュリスト・著作権判例百選（第三版）」（有斐閣）を判例集として使用し、各回講義内容の項目を付したレジュメを配布する。適宜参考資料も配布する。受講生は講義で得た知識を、常に著作権法制度の体系を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション、著作権法の基礎と著作権ビジネス</p> <p>著作権法の基礎を全体的に説明し、概略を習得することを目指す。同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約形態について説明し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。</p>
第2回	<p>「著作物」と著作権侵害の判断基準</p> <p>著作権法の基礎概念である「著作物」について説明する。同時に、著作権侵害の判断基準についての判例・学説に言及し、「依拠と同一性」の基準、二段階テスト、濾過テスト、「アクセスと実質的類似性」等の判断方法、判断基準を紹介する。著作権侵害についてはその後の授業でもしばしば検討するが、その前提となる考え方および著名な判例について概観しておく。</p>
第3回	<p>応用美術と著作物</p> <p>応用美術の著作権法での保護は、意匠法と著作権法との適用関係を考えることでもある。応用美術の著作物性や著作権侵害が争われた判例は比較的多数あるが、それは著作権法による保護を受けるか否かの判断が微妙であるからであろう。このテーマを契機として、他の知的財産法（特許法、実用新案法、商標法）との異同についても学習する。</p>
第4回	<p>「著作者」、職務著作、共同著作、二次的著作物</p> <p>著作権法の中核をなす主体概念である「著作者」について学習する。著作権は著作物の著作者が専有するとの原則のもと、個人が著作する場合、法人が著作する場合（15条）、複数の主体が共同で著作する場合（64条、65条）について学習する。さらに、原著物の著作者の、その二次的著作物についての権利（28条）や、著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する16条（映画の著作者）と29条（映画の著作権の帰属）の関係等について学習する。</p>
第5回	<p>著作権（著作者人格権と著作財産権）</p> <p>著作物の著作者に付与される「著作権」の種類と内容について学習する。著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権があり、著作財産権には、複製権、公衆送信権などがある。また著作物を創作したわけではないが著作物の伝達に重要な役割を果たす一定の者（実演家、レコード製作者、放送事業者・有線放送事業者）に著作権と同様の権利を与えようとするのが著作隣</p>

	接権である。これらについても学習する。
第6回	音楽の著作物固有の問題 音楽に関する権利には、楽曲の著作権、音源（原盤）に関するレコード製作者の権利（著作隣接権）があり、これに関与する者として、作詞家・作曲家、編曲者、音楽出版社、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、レコード会社、日本レコード協会などがある。それぞれの権利・権限や役割と相互の関係について学習する。また、音楽の著作権侵害が問題となった判例についても学習する。
第7回	映画の著作物固有の問題 映画は、その製作・利用に多数の者が関与し、実演、映像、音楽その他様々な創作物からなる総合芸術である。それゆえにさまざまな権利関係や契約関係が錯綜する。ここでは映画製作の具体的プロセスを説明しつつ、「映画の著作者」「映画の著作権者」「映画の製作者」等の概念を学習し、映画製作に関する権利・契約関係、映画利用に関する権利・契約関係に分けて説明するとともに、映画に関する権利者団体（日本脚本家連盟、日本監督協会、映画製作者連盟等）の役割について説明する。さらに映画ビジネスの資金調達方法を中心に、コンテンツ・ファイナンスについて概説する。
第8回	プログラム・ゲームソフト 今日、コンピュータ・プログラムの著作物の重要性はますます増大している。ビジネスソフトのみならず、ゲームソフトが大きなマーケットであることは否定できない。そのプログラムは著作権法で保護されているが、個性、多様性を求める小説、音楽、映画のような古典的著作物に比して、プログラムは効率性の世界でありより実用品に近い性質をもつ。かかる性質をもつプログラムの著作物の保護を著作権法の枠組みの中でどのように考えるべきか検討する。また、中古ゲームソフト事件を通じて、著作権法解釈学のダイナミズムを学習する。
第9回	編集著作物・データベース・ネットワーク上の権利問題 著作権法は、編集物やコンピュータで検索ができるデータの体系を著作物として保護する可能性を認めている。それぞれの概念について説明し、通常の著作物との異同について学習する。著作権法はいわゆる「額の汗」を保護するか、しない場合、どのような保護が考えられるか、また創作性を有しないデータを保護する立法の動向などについて、判例に言及しつつ学習する。さらに、今日、インターネット上で流通するデジタル著作物に関し様々な法的問題が発生している。著作権侵害（特にファイル交換事件）、著作物の内容による名誉毀損、わいせつ問題など。これらの違法行為が発生した場合のネットワーク管理者の責任についても学習する。
第10回	著作権の制限、著作権侵害への救済 著作権法は、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合を規定している。その趣旨、内容について学習する。また、著作権侵害への救済には、民事的救済と刑事罰があるが、これらについてその内容を学習する。併せて著作権訴訟の特徴についても説明する。
第11回	パブリシティ権 著作権の周辺領域である、著名人のパブリシティ権や「物のパブリシティ」権について学習する。これらは著作権法により保護されないとすれば、どのように法的保護が図られているかについて学習する。
第12回	著作権の保護期間と国際的保護 著作権は永久権ではなく、一定期間経過により自由利用が可能となる。この保護期間のルールについて学習する。また、現代では著作物の国際的流通は当然のこととなっているが、国際間での著作物の保護のルールについて、学習する。
第13回	スポーツに関する法と契約 著作権ビジネスの周辺領域であるスポーツ・ビジネスを巡る権利問題、契約問題について学習する。スポーツ・コンテンツを産み出す法的基礎となるリーグの組織、運営に関する規約・契約および法律問題について、野球、サッカーを中心に、検討する。
第14回	総括（最終講義）
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	宮川 美津子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、デザイン及びブランドの保護制度概説、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権侵害、ドメイン名に関する紛争）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務ベーシック・プログラム」「同ワークショップ・プログラム」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、意匠法・商標法・不正競争防止法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略</p> <p>著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。</p>
第2回	<p>意匠法(1)</p> <p>意匠登録要件（新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠）及び権利取得手続（登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度）について概説する。</p>
第3回	<p>意匠法(2)</p> <p>意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、意匠権侵害行為と差止請求、損害賠償請求について概説する。</p>
第4回	<p>不正競争防止法(1)</p> <p>不正競争防止法について概説するとともに、デザイン保護の観点から、多様な不正競争行為のうち、混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第5回	<p>ブランド保護制度の概略</p> <p>商標法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。また、偽造品対策に関して、刑事手続及び税関における水際規制（輸入差止申立制度）についても言及する。</p>

第 6 回	<p>商標法(1)</p> <p>商標登録要件及び権利取得手続につき概説する。判例・審査基準を中心に、公序良俗違反の商標、広知商標に類似する商標、出所の混同を起こすおそれがある商標、機能的商標につき、特に検討する。</p>
第 7 回	<p>商標法(2)</p> <p>商標権を、経済的利用の側面（ライセンスを含む）と、他者の使用に対する禁止権の側面から検討する。さらに、登録異議申立て、無効審判請求、代理人の無断出願等に基づく取消審判につき概説する。</p>
第 8 回	<p>商標法(3)</p> <p>判例を中心に、商標権侵害訴訟における原告及び被告の攻防を概説する。特に、「商標的使用」の問題、商標権の行使と権利濫用論につき検討する。</p>
第 9 回	<p>不正競争防止法（2）</p> <p>ブランド保護の観点から、あらためて混同惹起行為・著名表示冒用行為につき、判例を中心に概説するとともに、知的財産権侵害に関する紛争で発生しうる「虚偽の事実流布による信用毀損行為」についても検討する。</p>
第 10 回	<p>不正競争防止法（3）</p> <p>技術の発展に対応した不正競争防止法の規定として、ドメインネーム不正取得等行為、技術的手段回避等行為につき概説する。また、ドメインネームの不正取得に関する紛争解決手続についても学習する。</p>
第 11 回	<p>不正競争行為（4）</p> <p>不正競争防止法の多様な保護料域を理解するために、営業秘密侵害行為、不当表示、対外国公務員等不正利益供与行為等の不正競争行為につき学習する。</p>
第 12 回	<p>パブリシティ権</p> <p>芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する。さらに、ブランド保護の観点から、「物のパブリシティ」についても検討する。</p>
第 13 回	<p>並行輸入</p> <p>真正品の並行輸入に関する判例を検討した上で、実質的に保護されるべき商標の機能とは何かを議論する。関連する独占禁止法ガイドラインにも言及する。また、米国、EUにおける並行輸入の取り扱いについても概説する。</p>
第 14 回	<p>条約</p> <p>パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs 協定等につき学習する。</p>
第 15 回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とするとともに、ケースを用いて特許法・著作権法の知識の定着を図る科目である。</p> <p>本授業では、デザインの保護制度概説、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権、コピープロテクション技術の展開）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>末吉互編著「実務知的財産法講義」（民事法研究会） 井上由里子=小泉直樹=駒田泰士=佐藤恵太=島並良= 高林龍「ケースブック知的財産法」（有斐閣・近刊予定）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略 著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき、概説する。諸外国の短期無審査デザイン保護制度についても言及する。</p>
第2回	<p>意匠登録要件 新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠</p>
第3回	<p>意匠権の効力、侵害</p>
第4回	<p>不正競争行為（1） 混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第5回	<p>不正競争行為（2） 営業秘密侵害行為、不当表示、技術的手段回避等行為、につき概説する。</p>

第6回	不正競争行為(3) 信用毀損行為、ドメインネーム不正取得等行為、対外国公務員等不正利益供与行為、につき概説する。
第7回	パブリシティ 芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する
第8回	商標登録要件 商標の概念、自他識別性につき、判例・審査基準を中心に概説する。
第9回	商標権の効力 利用権、禁止権のそれぞれの範囲につき、判例を中心に解説する。
第10回	知的財産法総括(1) 特許法その1
第11回	知的財産法総括(2) 特許法その2
第12回	知的財産法総括(3) 著作権法その1
第13回	知的財産法総括(4) 著作権法その2
第14回	知的財産法総括(5) 不正競争防止法
第15回	試験

授業科目名	倒産法 I				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の規定する破産手続を中心に、いわゆる清算型倒産手続について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。その後、個人債務者の破産・免責手続について学び、最後に、特別清算や、特定調停、私的整理についてもその概要を学習する。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」を理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>今年度の倒産法Ⅰは、春学期と秋学期の両方で開講されるが、授業の方法は、春学期と秋学期とで変える予定である。すなわち、春学期は、どちらかというとはじめて倒産法を学習する初学者を対象として、基本的に講義形式で行うことを予定している。ただし、受講予定者が100名を越える場合には、秋学期に回ってもらうこともある。</p> <p>これに対し、秋学期は、多少なりとも倒産法を学んだことのある受講生を対象として、いわゆる重要論点について、参加者とともに議論するという形式で行うことを予定している。</p> <p>もともと、いずれの学期についても、ある程度講義が進んだところで、適宜、受講生の理解度をチェックする小テストを行うことを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、中島弘雅著『現代倒産法Ⅰ』（中央経済社、2006年4月刊行）を用いる。</p> <p>また、講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2002年）を適宜使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、①倒産とは何か、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理手続の基本類型、④倒産処理の指導理念、⑤倒産法制をめぐる近時の動向などを学ぶ。</p>
第2回	<p>破産手続の開始</p> <p>細目は、次の通りである。①破産手続の意義、②破産手続開始の申立て、③破産申立ての審理、④破産手続開始決定、⑤保全処分。ここでは、破産能力とは何か、破産原因とは何か、破産手続開始決定の効果などを学習する。</p>
第3回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関与する機関について、その役割や職務内容を学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会。④破産手続の利害関係人。</p>
第4回	<p>破産財団と破産債権・財団債権(その1)</p> <p>ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と種類、③財団債権の意義とその処遇などについて学ぶ。また、併せて、多数当事者関係と破産債権についても、ここで扱う。</p>
第5回	<p>労働債権と租税債権</p> <p>新破産法は、労働債権と租税債権に関する規律を大きく変更した。それらの債権は、新破産法の下では、いずれについても財団債権となる部分と破産債権となる部分とに分かれるが、今回の講義では、労働債権と租税債権が、新法の下で、どのように取り扱われているかを学ぶ。</p>

第6回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その1)</p> <p>これから3回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、(1)破産手続開始決定後に破産者の行った行為がどうなるかという問題について触れた後に、(2)破産法上最大の難問ともいえる双方未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学ぶとともに、各種契約の取扱いについて学習する。併せて、(3)係属中の手続関係の整理についても学ぶ。今回は、(1)と、(2)のうちの①未履行双務契約の処理に関する破産法の規律を学ぶ。</p>
第7回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その2)</p> <p>第7回では、前回に引き続き、(2)双方未履行双務契約の処理について学ぶ。今回、取り上げるのは、①賃貸借契約、②ライセンス契約、③市場相場のある取引、④請負契約、⑤雇用契約、⑥継続的供給契約、⑦リース契約、⑧保険契約などである。</p> <p>続いて、(3)係属中の手続関係の整理として、係属中の訴訟手続、民事執行手続等がどうなるのかといった点についても学習する。</p>
第8回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その3)</p> <p>今回も、(2)双方未履行双務契約の処理について引き続き学ぶ。今回、取り上げるのは、①委任契約、②双務契約以外の法律関係である。</p> <p>続いて、(3)係属中の手続関係の整理として、係属中の訴訟手続、民事執行手続等がどうなるのかといった点についても学習する。</p>
第9回	<p>破産財団の法的変動(その1)——担保権者の地位</p> <p>破産手続における担保権者の地位について学習する。細目は、次の通りである。</p> <p>①別除権の意義、②別除権の要件と内容、③各種担保権と別除権。新破産法では、担保権の処遇について新たな規定が設けられているので、新しい破産法の下での担保権の処遇に関する規律を学ぶことが、ここでの課題である。</p>
第10回	<p>破産財団の法的変動(その2)——否認権(その1)</p> <p>ここでは、新破産法の下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と類型、②否認権の要件、③否認権行使の手続と効果、④否認の特殊類型。この中では、特に②否認権の要件が重要であり、今回の改正で最も大きな変更が加えられたところである。</p>
第11回	<p>破産財団の法的変動(その3) ——否認権(その2)および相殺権と取戻権</p> <p>最初に、否認権(その2)として、否認権行使の手続と効果、否認の特殊類型相殺権について学ぶ。続いて、相殺権と取戻権について学ぶ。相殺については、特に①相殺権の担保的機能と破産法上の相殺権、②相殺権の範囲の拡張、③相殺制限について学習する。破産法上の相殺権については、特に民法上の相殺権との違いを十分理解してもらうことが重要である。最後に、取戻権をめぐる問題についても、ここで学ぶ。</p>
第12回	<p>破産手続の進行・終了</p> <p>ここでは、破産手続の進行過程でどのようなことが行われるのかを眺めるとともに、破産手続がどのように終了するのかを学習する。細目は、次の通りである。①破産債権の届出・調査・確定手続、②破産財団の管理、③破産財団の換価、④配当手続、⑤破産手続の廃止(終了)。</p>
第13回	<p>個人債務者の破産・免責手続</p> <p>ここでは、消費者倒産の背景と意義、新破産法の下での個人債務者の破産・免責手続について検討する。特に、個人破産・免責手続についての細目は、次の通りである。</p> <p>①個人破産・免責手続の目的、②個人破産手続の特徴、③免責制度の理念、④免責手続。</p>
第14回	<p>特別清算・特定調停・私的整理</p> <p>まず、特別清算については、①意義、②概要、③利用状況、④改正法の動向に触れる。次に、特定調停については、①意義と実施状況、②特定調停法による主な改善点について学ぶ。最後に、私的整理について、①意義と実情、②私的整理の法律構成、③私的整理ガイドラインの概要、④私的整理の問題点と今後の課題などを学ぶ。</p>
第15回	試験

授業科目名	倒産法Ⅱ				
担当者名	三上 威彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>倒産法制は、大きく分けて清算型と再建型とに二分することができる。倒産法Ⅰでは主として破産手続を中心とする清算型の倒産手続を中心にして講義が展開するが、この授業では、倒産法の初学者を対象として、再建型倒産手続の基本構造を理解してもらうことを目的とする。具体的には、民事再生手続を中心として、それに会社更生手続や金融機関の倒産処理法制なども加えた上で、それらの手続の概要とそこに生じる問題点について学ぶことになる。</p> <p>この授業の到達目標は、「倒産法Ⅰ」の授業と相俟って、受講者に、倒産法制の全体像を把握してもらい、かつ、実務家教員によって提供される「倒産法総合」を受講する上での基礎知識を習得してもらうことに置かれる。それと同時に、企業や個人の再生・再建手続に精通した法曹実務家としての基本的能力を身につけてもらうことも到達目標とされる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」「倒産法Ⅰ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅰ」で中心的に講義される破産法の知識を不可欠の前提とし、かつ、「倒産法Ⅰ」の授業内容と相俟って「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。よって、本講義を履修するためには、倒産法Ⅰを聴講済みであることを条件とする。また、本講義を理解するためには、民事訴訟法の十分な知識を習得していることはもちろん、選択科目の「税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「会計学」「経営学」などの知識も有用であり、これらの科目も併せて履修することを勧める。</p>
3. 授業の方法	<p>民事再生法・会社更生法については受講者はほとんど履修していないと思われるので、基礎的知識の習得ということを第一目標とするので、授業は講義形式を中心として進めることになる。ただ、できるだけ演習の要素も取り入れたいと考えている。なお、この分野については、定評のある教科書といったものはまだないので、担当者が配るレジュメを中心にして授業を進めていく。受講者は、毎回予習復習を欠かさないでほしいが、むしろ授業内容を定着させるという意味で、復習に重点を置いて勉強することが効果的であろう。また、ある程度講義が進んだところで、受講生に対し、基礎的事項の理解を定着させるために、2回ないし3回の小テストを行う（昨年度は2回実施した）。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義に当たっては、テキストはとくに指定せずに、レジュメを配布して行う。ただし、本講義に関連する重要文献は、授業のはじめに紹介する。なお、近時倒産法の分野は頻繁に改正がなされているほか、昨年成立した改正会社法との関連で、倒産法においても改正がなされている。よって、受講生は、必ず最新版の六法全書を用意すること。しかも、小型の六法全書には、民事再生法や会社更生法の条文は抄録であるものが多いし、破産規則・民事再生規則・会社更生規則などは掲載されていない場合もある。よって、強制はしないが、可能なら、小六法（有斐閣）を用意することが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法への招待・倒産処理手続概論</p> <p>イントロダクションとして、参考文献の紹介をした上で、倒産手続の中で再建型倒産手続とはどのような位置を占めるのか、また、再建型手続にはどのようなものがあるか、再建型手続と清算型手続とのメリットデメリット、再建型倒産手続と清算型倒産手続との間の選択基準などを学ぶ。</p>
第2回	<p>企業の民事再生手続（1）</p> <p>民事再生手続の基本構造を簡単に説明した後で、民事再生手続の機関の種類とその内容を学ぶ。</p>
第3回	<p>企業の民事再生手続（2）－申立から手続開始決定まで</p> <p>ここでは、民事再生手続開始の申立手から、手続開始決定までどのような手続的・実体的な問題が生じるか、という点を中心にして学習する。具体的には、手続開始の申立権者は誰か、裁判所の管轄はどのようにして決まるか、手続開始原因としてはどのようなものがあるか、さらには、手続開始前の保全処分概念の種類といったことについて学ぶ。</p>

第4回	企業の民事再生手続（3）－手続開始の効力、再生債権 民事再生手続開始によってどのような効力が生じるかという点につき、再生債務者に対する効力と再生債務者に対して権利を有する者に対する効力の2つに分けて説明する。また、再生債権の意義と複数債務者が存在する場合の処理の問題について学ぶ。
第5回	企業の民事再生手続（4）－その他の債権、再生手続瑕疵から継続する法律関係の処理 共益債権、一般優先債権、開始後債権などの内容を学習し、さらに再生手続開始前から継続している法律関係の処理の問題を学ぶ。具体的には、未履行の契約関係の処理の問題として、継続的供給契約を取り上げるほか、双方の未履行の双務契約の問題として、賃貸借契約、ライセンス契約、ファイナンス・リース契約、労働契約、商品取引契約を取り上げて学習する。
第6回	企業の民事再生手続（5）－再生債務者をめぐる権利関係 ここでは、取戻権を取り上げ、一般の取戻権のほか特別の取戻権として、売主の取戻権、問屋の取戻権、代償的取戻権について学習する。 第1回目の小テストを行う。
第7回	企業の民事再生手続（6）債権の確定と債務者財産の確保 ここでは、相殺権をめぐる問題のほか、担保権者の処遇の問題として、別除権、担保権実行中止命令、担保権消滅許可制度を学ぶ。また再生債権の確定のための手続(すなわち届出、調査、確定)を学習するほか、財産の評定、否認権、法人の役員等の責任追及等の手続について学習する。
第8回	企業の民事再生手続（7）－再生計画と再生手続の終了 ここでは民事再生法の中心となる再生計画について、内容・提出・成立・履行確保といった再生計画をめぐる問題を網羅的に学習する。それと、再生手続の終了手続、牽連破産の問題のほか民事再生手続の特則として、簡易再生と同意再生について学習する。
第9回	個人の民事再生手続（1）－個人再生手続一般、小規模個人再生 個人再生手続の制度趣旨を説明した上で、小規模個人再生手続について学ぶ。
第10回	個人の民事再生手続（2）－給与所得者等再生、住宅ローン債権に関する特則 給与所得者等再生手続について学んだ上で、住宅ローン債権に関する特則を学習する。
第11回	会社更生手続（1） 会社更生手続の沿革を説明した上で、会社更生手続の開始の問題として、申立権者、手続開始原因、管轄、手続開始前の保全措置、更生手続開始決定の効力、会社更生手続の機関を中心に学習する。 第2回目的小テストを行う。
第12回	会社更生手続（2）－実体法上の権利の取扱い① ここでは、更生債権、更生担保権、共益債権、開始後債権の概念を明らかにした上で、租税債権や労働債権のと理扱い、株主の権利につき説明した上で、再生債権等の届出・調査・確定の手続を学習する。
第13回	会社更生手続（3）－実体法上の権利の取扱い② ここでは、民事再生手続や破産手続におけるものとの重複をできるだけ避けながら、取戻権、否認権、更生会社の財産状況の調査と財産の確保（財産評定や更生会社役員の実責任追及、担保権消滅許可請求）、更生会社における税務の問題、更生計画の内容と認可等、更生手続の終了の問題を学習する。
第14回	その他の倒産手続 ここでは、上記民事再生法や会社更生法以外の倒産手続を中心として学ぶ。この場合、金融機関の破綻処理手続を学ぶほか、再建型の私的整理手続のほか、産業再生法による企業再建の手法を学武。さらには、必ずしも再建型の倒産手続とは限らないが、国際倒産法制についても、そのアウトラインを講義する予定である。
第15回	試験

授業科目名	倒産法総合				
担当者名	小島 昌輝				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、「倒産法Ⅰ」で習得した破産法・特別清算等の基本的知識、および「倒産法Ⅱ」で習得した民事再生法・会社更生法等の基本的知識をもとに、「倒産」という社会現象に対し、具体的事例をもとに、倒産法に関する理論と実務的問題処理方法を学び、その思考方法および具体的処理能力を習得することを目的とする。これにより、「理論的教育と実務的教育の架橋」を目指す。</p> <p>また、倒産は、利害関係人（債権者・債務者・従業員・その家族・株主等）や地域経済に多大な影響を及ぼす。このため、受講者は、具体的事例を通し、的確で公平妥当な解決方法を習得することにより、実務家に要求される基本的な能力（問題分析能力・思考能力・問題解決能力）を養うことを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>倒産処理については、私的手続・法的手続等の種々の方法が考えられるが、このためには、破産法・会社法上の特別清算あるいは民事再生法・会社更生法の理解だけでは不十分であり、民法・会社法はもとより、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法等民事法関係の全般、さらには税法・会計等の知識も要求される。特に、昨今は「不良債権」の処理につき種々の手続きが法制化されているので、これらについても随時検討を必要とする。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者は、「倒産法Ⅰ」および「倒産法Ⅱ」において前記法律の基本的知識を習得していると思われるが、民事再生法は平成12年4月、会社更生法は平成15年4月、破産法は平成17年1月から、それぞれ施行されたものであるため、当初は、前記法律の概要を説明する。それから、「演習」による授業をもとにし、具体的事例を提示し、受講者は事前に予習し、それぞれの頭で考え講義に必要な準備をする。授業においては、受講者の積極的な参加を期待し、双方向・多方向の講義を展開する。これにより、受講者は、自らの知識を確認し思考の多様性を理解することにより、さらに一層のレベルアップが期待される。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>「倒産法Ⅰ」および「倒産法Ⅱ」で使用された教材のほか、随時プリントを用意し、倒産関連図書および具体的事例を示し、またマスコミ等で扱われた倒産関係の時事的問題をも提示する。「倒産」が身近な社会現象であることを、受講者に体感してもらう。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>（倒産処理に関する概要）</p> <p>私的手続（再建・整理）、法的手続（再建型－民事再生・会社更生、清算型－破産・特別清算）のほかにも、「私的整理に基づくガイドライン」手続、特別調停手続に基づく処理等がある。これら各手続のメリット・デメリットは何か、判断基準は何かを概説する。</p> <p>第2回目からは、それぞれの講義内容に加えて、随時具体的な事例を示し、受講者との双方向および多方向の対話を図る。</p>
第2回	<p>（私的手続）</p> <p>法的手続をとらず、私的に任意整理・任意再建する手続もある。この場合の問題点、債権者に対する対応の仕方、債務者に対する心構えの仕方につき説明する。</p> <p>昨今の「不良債権」の処理に関連して、民事再生法・会社更生法以外にも、「倒産」前の企業再生の手続が考案されている。これらも企業の再生・再建を図る手続であり、基本的知識をもつことは、有意義である。</p>
第3回	<p>（清算型－破産法①）</p> <p>破産手続の概要を説明する。破産手続開始申立の要件、破産手続開始の決定およびその効果、破産手続の機関、破産債権の取り扱い、財団債権の範囲、破産財団の管理、配当手続等について説明する。また、個人の破産手続に関する特則および免責手続等をも加えて説明する。</p>
第4回	<p>（清算型－破産法②）</p> <p>倒産実体法の概要を説明する。双方未履行の双務契約、賃貸借契約、委任契約、否認権、相殺権等は、破産手続の中で民法上の原則と異なった取り扱いを受ける。また、労働債権、租税債権はどのような変更を受けるかを考える。</p>

第5回	(清算型－破産法③) 倒産実体法のうち、否認権について説明する。詐害行為否認と偏頗行為否認の要件はどう異なるか。企業（財産）内容が悪化した時点で種々の財産的処分行為が行われることが多い。これらにつき、破産債権者（破産財団）の保護と第三者の保護（取引の安全）とをどのように衡量すべきであるかを、具体的事例をもとに考える。
第6回	(清算型－破産法④) 倒産実体法のうち、相殺について説明する。自働債権および受働債権を有する者はそれぞれ担保的機能を有することになるが、自働債権および受働債権の取得が債務者の企業（財産）内容が悪化した時点でなされた場合に、これらの相殺を認めることは、破産債権者（破産財団）の利益を害することになる。どのような場合に相殺が認められるか否かを、具体的事例をもとに考える。
第7回	(再生・再建型－民事再生法①) 企業の再生・再建の法的手続として、民事再生法によるケースが多い。再生手続開始申立の要件、各種の保全手続、再生手続開始の決定およびその効果、監督委員・調査委員等の関係機関等について説明する。特に、企業を再生するには何が必要かを具体的に考える。
第8回	(再生・再建型－民事再生法②) 担保権の取り扱い、再生債権の権利行使方法、債権調査・債権確定、財産状況の調査・財産価額の評定等につき説明する。特に、不動産はほとんど全て担保に入っているのが普通であり、担保権（別除権）の取り扱い方が企業再生の可否を決定することがある。
第9回	(再生・再建型－民事再生法③) 再生計画案の内容、債権者集会の決議、再生計画認可決定の効力、認可決定確定後の手続等につき説明する。再生計画案の作成は、企業再建が可能なものであると同時に債権者が賛成する内容のものであることが必要であり、企業再生の集大成をなす。具体的な事例を検討することにより、理解を深める。
第10回	(再生・再建型－民事再生法④) 個人再生手続の概要を説明する。住宅資金貸付債権に関する特則、小規模個人再生・給与所得者等再生に関する特則において、「個人」再生の特則を定めるが、それらの要件・効果は複雑である。どの手続をとるのが適切・妥当であるかを考える。
第11回	(再生・再建型－会社更生法①) 会社更生法は、主に大型倒産を対象とするため、同法による申立件数は比較的少ないが、同法と民事再生法等との異同を知ることは重要である。更生手続開始申立の要件、各種の保全処分・保全管理命令等の保全措置、更生手続開始の決定・その効果等を概説する。また、更生債権の届出・調査・確定はどう進められるか、更生担保権はどう取り扱われるか等についても説明する。
第12回	(再生・再建型－会社更生法②) 保全管理人・管財人・監督委員等の関係機関、関係人集会・債権者委員会等につき説明する。大型倒産において、配慮すべき点は何か。特に、保全管理人・管財人の適正・迅速な判断及び実行が、会社再建に重要な影響を及ぼす。また、更生計画案の作成は、膨大な関係者の利害を調整して企業の再生・再建を目指すものであり、多角的な配慮を必要とする。
第13回	(倒産に伴う、債務者側の立場・債権者等利害関係人側の立場) 企業経営が悪化した場合に、債務者は、いつどのような判断をすべきか、どのような手続をとるのがベターであるか。各手続における債務者の地位・権利義務を概説し、混乱を避け、債権者・従業員等の利害関係人にも受け入れられる望ましい解決手段を探る。 また、債務者が倒産した場合、債権者は、どのような手段を取り得るか。破産・特別清算・民事再生・会社更生等の各手続により、その取り得る手段は異なる。担保権者であった場合はどうか等利害関係人としての権利行使手段についても説明する。
第14回	(本講義全般についての概要) 企業が経営の悪化ないし倒産という事態に至れば、債務者はもとより、債権者・従業員等利害関係人に多大な影響を及ぼす。この処理に関与する者（法曹実務家）には、上記の各種法律に精通していることはもとより、判断能力、経営能力、交渉能力等の、総合的能力・人格的識見が必要とされる。倒産処理についてのこれまでの講義に加えて、倒産処理にあたる者の心構えについても概説する。
第15回	(試験) 毎回の講義の中で、受講者の積極的な発言・討論等の参加を求め、またレポート等の提出を求めるが、これらも評価の一つとして加味し、本試験においては、法曹実務家としての基本的能力を有するか否かのペーパーテストを行う。

授業科目名	民事執行・保全法				
担当者名	栗田 陸雄				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者と法学既修者の双方を対象として、民事執行法と民事保全法に関する基礎的な知識を十分に習得させると共に、民事手続法に共通する一般的な思考形態を身につけさせることを目的とする。いうまでもなく、民事執行法も民事保全法も広い意味では民事訴訟法の分野に属するものであり、そこに共通する思考形態を身につけることにより、倒産法も含め、民事訴訟法全体の理解が容易になるであろう。</p> <p>本授業の到達目標は、受講生に対し、2年次および3年次に配当されている「民事手続法総合」や「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業が理解できるだけの十分な基礎学力をつけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」で観念的に確定された権利を、現実を実現するための手続を扱うものであるから、相互に密接な関係を有する。また、民事執行手続で実現される権利は実体法上のそれであり、その意味で、広く民法や商法といった実体法と関係を有している。とくに、担保権実行手続は「民法Ⅴ（担保法）」で扱われる担保権の内容を扱うものであるし、非金銭債権執行などは「民法Ⅳ（民事責任法）」の強制履行の規定との関連性なくしては理解できない。したがって、授業では、実体法にも十分な目を向けるよう指導する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は講義形式をとる。しかし、担当者が一方的にしゃべるだけという方式はできるだけ廃し、受講者の予習を前提として、担当者がしゃべったことの意味ができていないか否かを確認するために、常に受講者に対する質問を織り交ぜながら授業は進行する。また、毎回出席をとる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事執行法や民事保全法の内容について、その全体像をできるだけ早く把握してもらうために、教材は、民事執行法および民事保全法の内容が手軽に概観できるような比較的内容が簡易である教科書を用いる。ただ、教科書から得られる最低限度の知識を基に、授業中の質問により、より深い理解へと導きたい。</p> <p>テキスト 上原・長谷部・山本著「民事執行・保全法」有斐閣（アルマシリーズ）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事執行法・民事保全法の概観</p> <p>イントロダクションとして、まず、民事執行手続や民事保全手続の全体を鳥瞰的に講じることによって、それらの手続の概略の頭に入れてもらうと同時に、これらの制度が現代社会においていったいどのような機能を果たしているということを明らかにする。</p>
第2回	<p>民事執行総則</p> <p>強制執行や担保権実行手続に共通する内容につき講義する。ここでは、①民事執行手続を遂行していくための機関、②執行当事者等、③民事執行処分に対する不服申立制度、④執行費用・担保といった内容につき講義をする。具体的には、①の下では、執行機関総説、執行裁判所・執行官・共助機関の概念やそこでの審理手続の準則について説明する。②の下では、執行債権者・執行債務者という直接の当事者だけではなく、代理人やその他の利害関係人についても言及する。③の下では、執行抗告と執行異議の意味内容を明らかにする。④の下では、費用の異議と範囲、担保の提供と担保権者の権利行使等の問題を扱う。</p>
第3回	<p>強制執行の要件（1）</p> <p>強制執行をするための要件につき、2回にわたって講義をする。ここでは、まず、強制執行の要件につき概括的説明を加えた後に、①債務名義の意義と執行力、②債務名義の種類、③債務名義を争う方法という内容を講じる。とくに、③では、請求異議の訴えの意義と法的性質、請求異議訴訟の手続、請求異議訴訟の訴訟物と異議の事由といった諸点について詳しく説明する。</p>
第4回	<p>強制執行の要件（2）</p> <p>強制執行は、執行文の付された債務名義によって行われる。よって、ここでは、前回の債務名義の説明に続いて、①執行文の意義とその必要性、②執行文付与の要件と手続、③執行文付与に関する救済の問題等を説明する。そして、③の下では、執行文付与に関する異議の申立て、執行文付与の訴え、</p>

	執行文付与に対する異議の訴えといった内容が中心になる。
第5回	強制執行の対象財産 ここでは、強制執行の対象財産たる責任財産について、①意義、②範囲、③有限責任といった問題を説明した後に、本来責任財産にならないものについて強制執行がなされた場合に、その物の権利者の救済手段としての第三者異議の訴えを取り上げ、④責任財産の調査と第三者異議の訴え、⑤第三者異議の訴えの法的性質、⑥第三者異議の訴えの原因、⑦当事者適格、⑧第三者異議の訴えの手続といった内容を説明する。
第6回	強制執行手続の進行 強制執行手続がいかなる経過をたどるかということ、開始から終了まで順を追って順次説明する。すなわち、①強制執行開始の要件（開始要件たる事由と執行障害）、②強制執行の停止および取消し、③執行の終了、④執行費用・担保の提供・供託といった内容につき講義を行う。
第7回	金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（1） いわゆる金銭執行につき3回にわたって講義をする。その第1回では、不動産に対する強制競売につき講義をする。具体的には、①不動産執行の通則、②不動産強制競売手続の概要、③強制競売の開始、④二重開始決定と配当要求、⑤売却条件、⑥売却準備の手続、⑦売却手続、⑧配当等の手続、といった内容となる。不動産執行は、とくに学説・判例が錯綜している分野であり、その解説には十分に時間を割く。
第8回	金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（2） ここでは、不動産執行のうち前回では触れなかった強制管理から始め、船舶に対する強制執行、航空機・自動車・建設機械に対する強制執行、動産に対する強制執行について講義をする。
第9回	金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（3） ここでは、債権およびその他の財産権に対する強制執行について講義をする。具体的には、①総説、②金銭債権に対する強制執行、③船舶・航空機・動産等の引渡請求権に対する強制執行、④その他の財産権に対する強制執行、につき順次説明するが、とくに②に重点が置かれる。
第10回	金銭の支払いを目的としない請求権についての強制執行 ここでは、①物の引渡・明渡請求権についての強制執行、②作為・不作為債権についての強制執行を中心に説明する。そして、①では、不動産の引渡し等の強制執行、動産の引渡しの強制執行、目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行といった諸問題を扱う。また、②では、代替的作為債権の執行（代替執行）、不代替的作為債権の執行（間接強制）、不作為債権の執行（代替執行と官設強制）の問題を扱う。
第11回	担保権の実行と形式的競売 ここでは、①担保権の実行としての競売（担保競売、担保執行）の意義、②担保競売手続の規律、③不動産競売、④船舶・航空機・自動車・建設機械の競売、⑤動産競売、⑥債権およびその他の財産権についての担保権の実行、⑦留置権による競売および換価のための競売（形式的競売）といった内容につき講義をする。
第12回	民事保全手続（1） ここでは、民事保全手続の概論から、民事保全命令手続のはじめの一部を講義する。具体的には、①民事保全の概念と種類、②民事保全手続総則、③民事保全命令に関する手続総則、④保全命令発令の手続通則、といった内容となる。
第13回	民事保全手続（2） 保全命令手続の後半部分を講義する。すなわち、①仮差押命令－必要性・対象・仮差押解放金・仮差押命令の形式と内容－、②仮処分命令－必要性・仮の地位を定める仮処分・仮処分の方法・仮処分解放金－、③保全異議、④保全取消し、⑤保全抗告につき順次説明する。
第14回	民事保全手続（3） ここでは保全執行手続につき講義をする。すなわち、①保全執行総則、②仮差押えの執行、③仮処分の執行と効力といった内容につき説明する。
第15回	試験

授業科目名	消費者法				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代社会において、消費者問題は、私たちが避けて通ることのできない重要な問題となっており、民事紛争の中でも重要な位置を占めるに至っている。そこで、この授業は、主に法学既習者を対象として、消費者問題の民事法的解決に必要とされる基本的知識と考え方の習得を目的として行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法の関連する制度の理解を踏まえた上で、消費者問題に関する特別法の基本的知識およびこれらの特別法と民法との関係について理解し、それを具体的な消費者問題の法的解決に応用する力を身につけることである。</p> <p>なお、消費者法の領域には、取引に関わる問題と製品の安全性に関わる問題が存在するが、この授業では、特に取引に関わる問題を中心に扱う。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>消費者問題の民事法的解決は、民法の規定の解釈、および民法規定の限界から生まれた特別法の解釈適用によって行われることから、民法の財産法に関する知識が前提となる。具体的には、一年次に配当されている民法科目のうち、特に「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」を理解していることが前提となる。</p> <p>また、消費者紛争の法的解決手段との関わりにおいては、民事訴訟法の基本的知識が必要とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習の要素も加味し双方向型で行う。すなわち、受講生は、事前に予習を行って授業に臨み、授業では、講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認ないし補足・修正するとともに、具体的事例の検討を通して応用力を養う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	後藤巻則ほか著『アクセス消費者法』（日本評論社・2005年）を予定
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>消費者法とは何か？（テキスト第1章）</p> <p>イントロダクションとして、まず、日本における消費者問題とそれに対する法的対応の歴史的流れを概観し、また、消費者法をめぐる世界的動向や消費者問題における公法と私法の機能にも触れた上で、この講義の対象であるところの、消費者問題の民事法的解決の意義について明らかにする。</p>
第2回	<p>消費者契約法（総論）（テキスト26～34頁及び第9章）</p> <p>消費者契約をめぐる問題の特徴と、それに対する民法上の解決可能性と問題点を押さえ、消費者契約法の制定に至る経緯とその特徴について学ぶ。約款をめぐる総論的問題についても、この授業の中で学ぶ。</p>
第3回	<p>消費者契約法（各論1）（テキスト35～41頁）</p> <p>消費者契約の締結過程における問題状況を踏まえ、これに関する消費者契約法の規定内容を、民法上の従来の議論やその他の法律の規定と比較しながら理解する。</p>
第4回	<p>消費者契約法（各論2）（テキスト41～49頁）</p> <p>消費者契約法の契約内容規制に関する規定につき、従来の裁判例をいくつか取り上げ、民法の規定による解決と比較しながら学ぶ。約款をめぐる各論的問題についても、このユニットで扱う。</p>
第5回	<p>特定商取引法1（訪問販売）（テキスト50～61頁）</p> <p>特定商取引法の全体を概観した上で、訪問販売に関わる問題につき取り扱う。同法が設けているクーリング・オフ制度、取消制度の詳しい要件、効果についても、この回に取り扱う。</p>

第6回	<p>特定商取引法2（通信販売・電話勧誘販売）（テキスト61頁～67頁）</p> <p>前回に引き続き、特定商取引法を取り扱うが、この回は、その中でも、通信販売、電話勧誘販売を中心に取り上げる。</p>
第7回	<p>特定商取引法3（連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引）（テキスト68～79頁）</p> <p>特定商取引法の対象とする取引類型の中でも、連鎖販売取引と業務提供誘引販売取引につき、その特徴と、規制内容の違いを中心に扱う。</p> <p>連鎖販売取引との関連で、無限連鎖講（いわゆるネズミ講）をめぐる問題についても扱う。</p>
第8回	<p>消費者信用取引1（利息制限法、貸金業規制法、出資法）（テキスト80～92頁）</p> <p>消費者信用取引の中でも、この回では、貸金の問題を中心に扱う。より具体的には、貸金業の規制や金利をめぐる問題全体を確認したうえで、利息制限法、貸金業規制法の解釈をめぐる判例の変遷や学説上の議論などについても検討する。</p>
第9回	<p>消費者信用取引2（割賦販売法）（テキスト92～106頁）</p> <p>ここでは、信用販売をめぐる問題を取り扱う。まず、第三者与信型の信用取引も含めた各種の信用取引類型の基本的仕組みを押さえた上で、そこに特有の問題とその法的解決について検討する。割賦販売法の内容およびその解釈が中心となる。</p>
第10回	<p>金融商品取引（金融商品販売法）（テキスト第7章）</p> <p>ここでは主に、預貯金、保険、証券売買、先物取引など、資産運用を目的とした消費者向け金融商品の取引を対象とし、そこにおける問題状況を把握した上で、金融商品販売法の規定内容を、民法、消費者契約法による解決と比較しながら学ぶ。</p>
第11回	<p>電子商取引（電子契約法、特定商取引法等）（テキスト第8章）</p> <p>情報社会の進展の中で増大した、インターネット上での電子商取引を取り上げ、そこに特有の法的問題とそれに対する立法的対応を概観するとともに、事例の検討を通して具体的問題の解決のあり方を検討する。</p>
第12回	<p>市場の公正と消費者（テキスト第11章）</p> <p>独占禁止法、景品表示法、不正競争防止法等による市場の公正性確保と、消費者問題との関係につき検討する。</p>
第13回	<p>消費者紛争解決手続（テキスト第12章）</p> <p>ここでは、消費者紛争を解決するための手続として、民事訴訟法および裁判外紛争処理手続を取り上げ、それぞれの手続の概略と問題点を理解する。さらに、消費者団体の権利についてもここで取り扱う。</p>
第14回	まとめ
第15回	試験

授業科目名	現代契約実務				
担当者名	金井 高志				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法等の知識を前提として、現代社会で頻繁に使用されている契約類型についての実務的な知識および契約書作成の技法を習得することを目的とする科目である。本授業では、まず、新しい契約に対応するために法務省が2008年の通常国会に民法の債権法の部分の改正案を提出することを予定しているように、現行民法で定められている典型契約以外の契約が現代社会で多く利用されていることを踏まえて、混合契約・複合契約について説明する。その後、①製品・商品（有体物）の販売に関する契約、および②役務（サービス）提供に関する契約について主に講義を行い、③知的財産権（無体物）に関する契約についても付加的に講義を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法等の基本的な知識を前提として、現代社会における新しい契約類型についての実務的な知識およびその作成技法を習得することにあるが、根本目標は、典型契約以外の契約について学習することで民法等の基本的な知識の応用力を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法や商法等の科目において習得した基本知識は理論的な知識である。それらの知識を具体的な取引社会における特殊な契約に適用するためには、具体的・実務的な知識・技法を習得する必要がある。本授業は、理論的な知識と実務的な知識・技法の橋渡しを目的とする科目であり、また、民法や商法の応用科目として位置づけられる。</p>
3. 授業の方法	<p>原則として講義形式で行うが、民法の基礎的知識などを受講生に対して質問することで、また、必要に応じて、受講生に対して事前に契約書のサンプルを配布し、契約条項について検討させることで、演習に近い形式での講義も行う。</p> <p>また、授業に参加するにあたり、使用テキスト、各自の使用する民法のテキストの該当箇所および参考文献などを事前に読んでおくことが予定されている。ただ、事前の予習は授業の内容を理解するための必要最低限の知識の獲得を目的とするものであるにすぎず、また、授業の内容には実務的な内容が多く含まれることから、授業の理解のために復習時間を十分に取るのが受講生には期待されている。復習時間を十分に取らなければ本授業科目の目的・目標を達成することができないので、この点については、十分に留意されたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストとしては、江頭憲治郎『商取引法（第4版）』（弘文堂・平成17年）および山崎郁雄『ポイントチェック 契約書の作り方（改訂新版）』（自由国民社・平成17年）を用いる。また、新種の契約類型についての授業であることから、検討対象となる契約ごとにサンプルとなる書式を使用し、各種の契約類型に関する法律雑誌の論文などを参考文献として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法・契約法の基礎理論 民法の三大原則（権利能力平等の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則）が現代社会においてどのように修正され、また、展開してきているか。また、新種の現代型契約を理解する前提として、民法の基礎理論としての民法の解釈の方法・技術および法律行為（契約）の成立要件について説明する。</p>
第2回	<p>混合契約・複合契約論 典型契約以外の現代型の契約とはどのようなものか。混合契約・複合契約とは何か。新種の現代型契約を理解するためのツールとしての民法の典型契約の意味、また、非典型契約が頻繁に利用されていること、そして、新種の現代型契約である非典型契約の理解のための基本的事項を説明する。</p>
第3回	<p>契約書理解・作成のための基礎理論 現代型の新しい契約を理解するためには、経済社会で行われているビジネスについて理解するための基礎知識が必要であることを説明する。特に企業法務における契約締結の手続き、リスクマネジメントなどについて説明する。また、ビジネス上、頻繁に使われる予約契約、仮契約、レター・オブ・インテントなどについて説明する。</p>
第4回	<p>契約書の作成技法 契約書の内容を理解し、契約書を作成するための技法はどのようなものか。また、法令・法律用語の使用方法について（「場合」、「とき」、「時」の違い、「その他」と「その他の」の違いなど）、契約書作成の技法という観点から基本的事項を説明する。また、契約締結にあたっての印鑑、印紙税などに関する事項も説明する。</p>

第5回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（1）——継続的取引契約</p> <p>製品・商品（有体物）の取引に関し、実務的な内容を習得しておくべき契約類型として、① 継続的取引基本契約・OEM供給契約、② 代理店（特約店）契約・販売委託契約、③ ファイナンス・リース契約、④ クレジット契約・割賦販売契約、⑤ 通信販売（インターネット販売を含む）契約を挙げることで、これらにつき全4回の講義を予定している。</p> <p>まず、第1回として、民法の典型契約である売買契約の基本的知識を基礎にすることで理解しやすい、継続的取引基本契約・OEM供給契約、および、製品・商品の流通過程において極めて重要な意義を有する、代理店（特約店）契約・販売委託契約についての講義を行う。</p>
第6回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（2）——ファイナンス・リース契約</p> <p>代理店（特約店）契約や販売委託契約は、企業間での流通過程での契約であるが、この第2回では、企業と最終需要者（企業）との間で締結されるファイナンス・リース契約を取り上げる。</p>
第7回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（3）——クレジット契約・割賦販売契約</p> <p>代理店（特約店）契約や販売委託契約は、企業間での流通過程での契約であるが、この第3回では、企業と最終需要者（企業または消費者）との間で締結されるクレジット契約・割賦販売契約を取り上げる。クレジット契約・割賦販売契約においては消費者保護の観点からの契約内容に関する規制の問題もあるので、それらも取り上げる。</p>
第8回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（4）——通信販売（インターネット通販を含む）契約</p> <p>通信販売（インターネット通販を含む）契約は、対消費者との間の契約であり、従前は、電話またはファックスによる申し込み注文が通常であったが、近時はインターネットによる通信販売が増加している。このような通信販売契約については、特定商取引に関する法律で規制され、また、民法の特例法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」も制定されている。そこで、ここでは、インターネット通販を含めた通信販売契約に関しての</p>
第9回	<p>サービス（役務）提供契約（1）——学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス取引の重要性が増し、新種のサービスが続々と現れている。そこで、サービス（役務）提供契約についての説明を行う。</p> <p>サービス（役務）提供契約のユニットでは、①学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約、および②コンサルティング契約・情報提供サービス契約について解説する。</p> <p>第1回は、学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約について、主に特定商取引に関する法律の適用等の消費者契約としての問題を解説する。</p>
第10回	<p>サービス（役務）提供契約（2）——コンサルティング契約・情報提供サービス契約</p> <p>第2回は、コンサルティング契約・情報提供サービス契約に関して解説する。これらの契約に関連して民法の典型契約としての委任契約・準委任契約に関する基礎理論も検討対象とする。なお、ここでは、専門サービスとして、弁護士、税理士などの専門家によるアドバイスに過誤があった場合の責任の問題についても検討する。</p>
第11回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約①</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴うサービス（役務）契約が増加する中で、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約も増加している。そこで、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約についての説明を行う。このユニットでは、ソフトウェアの開発契約・保守契約およびフランチャイズ契約について解説する。</p> <p>第1回は、ソフトウェアの開発契約・保守契約について解説するが、無体財産権の一種である著作権の対象であるソフトウェアの開発契約は、有体物の請負契約とどのように異なるのか、また、同じ部分はあるかなどについて、典型契約である請負契約と比較検討する。また、ソフトウェアの保守契約を中心として、保守・メンテナンス契約といわれている契約一般の問題について検討する。</p>
第12回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約②</p> <p>第11回の続き</p>
第13回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（2）——フランチャイズ契約①</p> <p>フランチャイズ契約は、フランチャイズ本部が保有するノウハウ（営業秘密）と商標の使用許諾のための契約であるが、ノウハウ（営業秘密）の使用許諾のためにはフランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店に対する指導援助（役務提供）が必要で、サービス（役務）提供契約としての側面を有し、また、民法の典型契約との関係でも複数の典型契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、フランチャイズ契約の内容とその実務的な契約書作成上の注意点につき2回の講義により解説する。</p>
第14回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（2）——フランチャイズ契約②</p> <p>第13回の続き</p>
第15回	試験

授業科目名	金融法				
担当者名	池田 真朗、小林 明彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>将来、民事・商事の金融取引に通暁した法曹となろうとする者を育成する目的で開講されるものである。金融取引という概念も広範なものであるが、本講義ではその中からとくに、ミクロ的には債権管理、債権保全、債権回収、債権譲渡担保による資金調達等の問題を扱い、マクロ的には資産流動化やプロジェクトファイナンスの問題等を扱う。</p> <p>基礎的な目的は、民法の債権総論、担保物権法関係の諸規定が、実務でどのように使われるかという生きた法律を学ぶことにあり、到達目標は、周辺特別法までを含めた金融関係諸法規を、実体法と手続法の連関を意識した中で、紛争処理・問題解決のために「使いこなす」というレベルに至ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>金融は、取引社会の血液ともいえるもので、すべての取引場面にかかわるものである。したがって、金融法は、一つの専門領域でもあるが、民事法全体にかかわる本質を持っている。そこで本科目は、いわば「アドバンスト民事法」として、金融取引に関する民事実体法と執行関係法の知識を確認する部分と、実践的・戦略的な紛争対処・問題解決の演習の機能も持つ部分を並存させるものである。受講者は、民法の債権総論、担保物権法については十分な知識のあることを前提とする。その他、民事実体法としては、信託法、動産債権譲渡特例法、サービサー法、資産流動化法などが検討対象となる。有価証券法については、原則として他の講義に譲り、本科目の関係で必要な部分のみ触れる。執行手続き自体は常に念頭に置くが、民事執行法それ自体は他の講義で学ぶことを前提とする（なお後期開講の小林明彦「金融法務WP」では、本科目の内容がさらに深められるが、ここでは執行・保全も多く扱う予定である）。破産法等についても、倒産隔離や否認の問題等、流動化スキームとの関係で触れられるので、学習していることが望ましい。</p> <p>ちなみに、上記の理由からして、金融法は、新司法試験の関係では、選択科目とはなっていないが、逆に基本科目たる「民事系」の学習を深めるために有益な科目であると認識してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義部分と演習部分とを並存させる。講義の最初に事例を紹介して、そこから解説に入るという方法も何回か採用する。問題の発見や紛争対処の方法等を受講者各人に答えさせながら進める場合もある。ソクラテス・メソッドと解説講義をバランスよく組み合わせて、理解の確認とその定着を狙いたい。科目の性質上、最新の判例や立法の紹介等も行う必要があるため、場合によってシラパスの内容を変更することもありうる点をあらかじめ了解していただきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>両担当者の作成した、各回の講義および演習に対応したテキスト及び資料を用いる。また、両担当者が金融法務事情、NBL等の専門誌に発表した論文等をサブ・テキストとして使用する。</p> <p>なお、2005年4月1日から現代語化改正新民法が施行となるので、それについての学習はあらかじめしておくこと。池田真朗編『新しい民法—現代語化の経緯と解説』（有斐閣ジュリストボックス）を参考書として指定する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>序論 本科目の内容の解説と導入課題の検討</p>
第2回	<p>民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その1） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認</p>
第3回	<p>民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その2） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認</p>

第4回	民法の世界から民事実務の世界へ（その1） 民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第5回	民法の世界から民事実務の世界へ（その2） 民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第6回	債権譲渡の判例法理の展開と金融法 最近における金融手法の中核たる債権譲渡の法理の確認
第7回	債権譲渡の実務の基礎 実務における債権譲渡の位置づけと新しい対抗要件制度の理解
第8回	債権譲渡等を活用した資金調達手法 ファクタリング、売掛債権担保融資、シンジケートローンなどの新しい資金調達手法の紹介
第9回	資産流動化取引（その1） 債権流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第10回	資産流動化取引（その2） 不動産流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第11回	金融機関の貸出債権市場の形成をめぐる法律問題 発展途上にある貸出債権市場の形成をめぐる法律問題の考察（第11回は、実務や官庁での議論の進展状況によって「電子債権をめぐる法律問題」に変更する）
第12回	演習（その1） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第13回	演習（その2） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第14回	まとめ 資金調達手法や決済手段が多様化する中における民事法の将来に関する考察
第15回	試験

授業科目名	金融取引と租税				
担当者名	渡邊 幸則				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義においては、各種金融取引に対する所得課税を中心として、所得の種類ごとに課税の沿革を検討し、従来は業態別に異なる金融商品に対して、異なる課税を行っていたが、最近においては、もはやこのような伝統的な業態別の課税差別を設けることが意義を失いつつあること、及び金融市場の世界的拡大、その機能の完全化、完備化の観点からは、異なる金融商品に対する中立的な課税の必要性が高まっていること、について理解を深めることを、目的及び到達目標とする。同時にいわゆる足の速い所得に対する公平な課税の確保の必要性についても、検討する。
2. 関連する科目との関係	関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ」、「国際租税法」、「国際金融取引法実務」、及び「企業金融法」がある。特に租税実体法のうち、所得税法及び法人税法における金融商品課税のありかたとその企業金融に与える影響とが密接に関連することに鑑み、包括的所得論の立場から、譲渡所得の課税、及び実現主義に基づく税制上のバイアスの問題について広い角度から考察する。
3. 授業の方法	所得に対する課税の沿革から従来の金融取引課税の基礎を説明し、それが個別商品ごとの課税取扱に分散し、次第に正当性を失いつつある状況を具体的な事例に即して説明する。おおむね講義形式を取るが、場合によっては聴講生とインターアクティブな議論や討論を進める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実務に即した具体的事例の判例、論文等の資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	包括的所得概念と所得課税 所得課税の発生期から種々の所得概念があったが、次第に包括的所得概念に統一された経緯、および課税の公平という課税基準から見て最適だと考えられた歴史をたどり、同時に消費又は支出課税との異同についても説明する。
第2回	キャピタルゲインの課税 包括的所得課税の中で、キャピタルゲイン課税が最も問題が多く、かつ実現基準を導入したため課税非課税の限界が明確でなくなったこと、及び最近においては、金融商品について課税上の見地からも時価主義の導入がなされ、包括的所得概念の純化が起りつつあることを述べる。
第3回	配当課税 投資家の所得は、配当及び譲渡所得から成っているが、その各々についての課税の在り方を調べ、現行税制及びそれまでの税制に含まれている問題点を検討する。特に、譲渡所得の実現に関する主要な日米の判例から実現の意義について説明する。
第4回	MM理論（一） MM理論の基本的な定理を説明し、資本コストの概念を誘導し、それに対して個人所得税及び法人税がいかなるインパクトを与えるかを分析する。
第5回	MM理論（二） 株価形成に関するMM理論の概要について説明し、我が国の現状における税制の影響をコーポレートファイナンスの見地から考察する。また、我が国の資本市場に独特の事情から理論的に予測しうる結果が制約される面について検討する。
第6回	不良債権の税務（一） 貸倒れは、借用概念であるが、税の実務においては、税制独特の概念が形成され、厳格な運用が行われていること、特に債権の一部貸倒れを認めない取扱が金銭債権の評価損益を認めないことから生じていること、それを緩和する債権償却特別勘定の存在及びその貸倒引当金への移行等について説明す

	る。
第7回	不良債権の税務（二） 貸倒れに関する主要判例、通達、それらと寄付金課税との関連、会計原則、商法の規定との関連を概観した上で、企業再生における債権放棄のガイドライン、資本株式化等最近の不良債権の扱いに関する問題点を探索する。
第8回	デリバティブの課税（一） 金融派生商品の世界的発展にともない、金融の概念が変質し、リスクの管理と交換、ヘッジ取引が盛んとなり、これに伴い、課税面においても抜本的改正が必要となったこと、現在はまだ損益認識基準について一応の規定が出来上がった段階であること等を認識しつつ、課税原則包括的所得概念等にどのような影響が及ぶか検討する。
第9回	デリバティブの課税（二） オプション、スワップ、先渡し等各種デリバティブの課税とその問題点を調べ、マーケットの重要性、各商品別の課税に差異があると、利益操作、租税回避が生じ易いこと、統一的課税の見地からMTMの他いくつかの選択肢のあることを検討する。
第10回	日本の所得税、二元的所得税 日本の所得税の構造政策、及びこれに関連して北欧諸国などで最近使用されている二元的所得と、金融商品課税との関係等について検討する。
第11回	信託の課税 我が国においては、信託としては、従来合同運用信託、投資信託等商業信託が一般的であり、個人信託は少ないが、それらに対する特有の課税方式とその問題点を追求する。
第12回	投資信託の課税 投資信託が世界的に集団的投資基金として年金その他の原資の運用にますます利用されてきたが、その課税上の問題点を調査する。
第13回	その他1（レボ課税等） 米国短期金融市場の主たる投資手段となっているレボの課税関係、その他、課税問題について触れる。
第14回	その他2（レボ課税等） 第13回目の続き
第15回	

授業科目名	保険法				
担当者名	宮島 司				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者もしくは法学未修者の2年次以降の者を対象として、保険契約法を中心に保険法の基本的知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成を目的とする。</p> <p>保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解にさらなる深化があることが期待できるし、保険業法を検討することにより、業法の制度を理解することになるのは当然として、さらに法と行政との関わりについても理解が深まることとなるものと考えられる。</p> <p>本講義の到達目標は、保険法に関する基本的な知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成である。とりわけ、約款による規制が中心となることから、単なる商法典上の条文の理解ではまったく足りないため、応用能力の育成がとよく要請される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>保険契約法が中心となるため、「民法Ⅰ（総則）」、「民法Ⅲ（契約）」、「民法Ⅳ（民事責任）」の基礎的な知識の習得が不可欠である。1でも述べたように、民法の契約にはない基本構造をもった保険契約を学ぶことによって、保険（契約）法の理解は当然のこととして、民法の契約法についての理解がより深まるものと考えている。</p> <p>また保険業法の理解も本講義の目標の一つとされているところから、法と業法の関わりという意味で、行政法との関わりで横断的な思考方法の育成に通ずればとも考えている。</p> <p>いうまでもないことであるが、保険法は商法商行為編に編入されており、また保険業を営む企業形態は株式会社か相互会社であることから、「商法」との関わり・商法の基礎は当然の前提とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は何度か行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応したテキストと、商法第三編第十章保険の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したサブ・テキストを用いる。ただし、保険には、典型的な生命保険や損害保険とは違った第三分野の保険や新種保険等が数多く存在し、それらは約款による規律がなされてくるため、約款の理解も不可欠である。したがって、それらの約款等も教材として取り入れ、検討することも予定している。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>保険契約の意義—経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約</p> <p>保険法のイントロダクションとして、保険制度と保険契約の関係、保険の歴史、保険の分類等を講ずる。特に中心は、経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約のそれぞれの構造上の特質が、どのような実質的な関連性を有するか等が問題とされる。例えば、保険制度上は、保険団体構成員のなす出捐は保険資金への出資であるのに、保険契約上は、契約者のなす出捐は保険者に対する報酬の支払である。なぜこうした差異が生じ、ここからいかなる問題が生じてくるのか。</p>
第2回	<p>保険契約の法的性質（1）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、立法政策的性質あるいは外在的性質として与えられた性質の検討を行う。まず、諾成契約性であるが、「保険料なければ保険なし」という要物性との関係はどのようなものか。また、不要式契約性とは何であるかを、有価証券性との関わりなどから考える。</p>
第3回	<p>保険契約の法的性質（2）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、本質的性質あるいは内在的性質と言われるものの検討を行う。まず、附合契約性に関しては約款論を検討する。約款の拘束力の根拠をいかなるものにとらえるかによって、現実的な紛争の場面でどのような相違がでてくるのか。</p> <p>有償契約性、射倂契約性は、保険契約法の中で、最重要かつ最難関な説明を要する問題である。契約者と保険者が対価的出捐を行うこととなるが、一体、何と何が対価関係にあるのか。また、一方が確定的出捐（保険料）をなし、他方が条件付し出捐をなすという保険契約の構造からどのような問題が発生するか。</p>

	さらに双務契約性については、保険者は危険負担債務負担をしているとされるが、その履行とは何かという問題を、保険料と保険期間との関係から考える。
第4回	保険契約の法的性質（3） 第3回目と合わせて保険契約の本質的性質・内在的性質とされるものについて検討する。
第5回	保険契約の目的（1） 契約としての保険契約が有効であるためには、保険契約の目的が可能・確定・適法でなくてはならない。そして、その際、目的を保険事故と損害との二段階に分けて論じなくてはならないという意味で、保険契約の場合の特殊性を考えることとなる。これが、保険契約論の中心である、保険事故論と被保険利益論である。 第一回目は、保険事故論を講ずる。損害保険の保険事故、生命保険の保険事故が中心となる。危険の個別化、保険期間を含む。
第6回	保険契約の目的（2） 第二回目は、損害発生の可能性が要件として必要かという大問題、被保険利益論を講ずる。責任保険、費用保険等消極保険の登場と、被保険利益のドグマ論の関係。新価保険や残存物代位の基礎に関わる問題が登場する。
第7回	損害保険契約（1） ①損害保険契約の内容、②損害保険契約の成立、③損害保険関係の変動、④損害填補、⑤保険担保について、それぞれ提起される問題を検討する。 第7回目は、①損害保険契約の内容、②契約の成立、③損害保険関係の変動が中心となる。具体的には、①では被保険利益、保険価額、②では告知義務、③では通知義務、保険の目的物の譲渡などである。
第8回	損害保険契約（2） 第7回目の講義と合わせて二回で損害保険契約の講義を行う。この第8回目は、④損害填補、⑤保険担保が中心となる。具体的には、④では、損害填補の要件、保険者の免責、残存物代位、請求権代位、⑤では、保険金請求権の質入、物上代位などである。
第9回	損害保険契約各論—火災保険、運送保険、責任保険 商法典上で、損害保険契約の各論といえるものについて講ずる。特に、近時、最も数が多く、また重要な責任保険契約についての議論が中心となる。責任保険における保険事故とは何か、責任保険の保険給付は何か。後者の問題は、権利保護給付という現代的課題を提供する。時間的余裕があれば、自賠責についても講ずる。
第10回	生命保険契約（1） ①生命保険契約の内容、②成立、③保険料の支払、④生命保険関係の変動、⑤生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え、⑥保険金の支払について、それぞれ提起される問題を検討する。 第10回目は、①では生命保険契約の種類や要素、②では告知義務、承諾前死亡などが中心となる。
第11回	生命保険契約（2） 第10回目の講義と合わせて二回で生命保険契約の講義を行う。 第11回目は、具体的には、④では保険金受取人の指定・指定変更、契約者貸付、契約者配当、⑤では権利の処分、担保化、権利の差押え・代位行使、⑥では保険者の免責などが中心となる。
第12回	傷害保険と疾病保険 生命保険契約以外の人保険契約（人の身体に発生する出来事を保険事故とする）のうち、とくに傷害保険契約と疾病保険契約について、その特色ある問題点を取り上げる。生命保険契約にも損害保険契約にも属さないこれらの保険契約には、どのようなルールが適用されることになるのか。
第13回	保険業法（1） 保険会社の通則としては、生損保兼営禁止原則、第三分野の保険等。 保険株式会社、相互会社に関しては、会社法および保険業法におけるその規制の概略と立法論的あるいは実務的課題。 保険会社の業務については、保険会社の行うことのできる業務がどこまでか、保険事業従事者の権限や責任を説明し、さらに募集行為に対する規制を見ることとなる。
第14回	保険業法（2） 保険業法の2回目の講義では、保険会社の経理、保険事業に対する監督、保険会社の経営危機対応制度等を検討する。経理については、計算に固有の問題だけでなく、契約者配当、利益（剰余金）処分まで視野に入れた説明を行うつもりであるし、監督・経営危機管理については、最近の国の対応等も含めた問題提起を行うこととなる。
第15回	試験

授業科目名	証券取引法				
担当者名	弥永 真生				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>証券取引法は、国民経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券取引を公正ならしめ、かつ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする法律である。</p> <p>このような証券取引法の目的に照らしつつ同法の主要論点を学習することによって、同法の基本構造を理解するとともに、現代の法律家に必須の公正な市場経済観を身につけることを目標とする。</p> <p>なお、投資サービス法（案）が提出された場合には、それに基づいて講義を行うため、講義予定を変更するので注意されたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法とりわけ会社法の基礎的知識を有していることを前提に授業を進める。「証券取引法」のほか、証券取引にかかわる展開・先端科目には、「企業会計法」、「企業金融法」、「国際金融取引法実務」、「M&A and Strategic Alliances」、さらには、「企業法務B P・WP」、「金融法務B P・WP」、「涉外法務B P・WP」などがあるが、「証券取引法」はこれらの科目の基礎となる科目である。</p> <p>他方、証券取引法は、消費者保護法ないし市場規制法として、「消費者法」、「経済法基礎」、「経済法総合」、「経済法実務」などの科目で取り扱う事柄とも密接に関連している。</p>
3. 授業の方法	講義形式で行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	河本一郎=大武泰南『証券取引法読本』（有斐閣）をテキストとして用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	証券取引法の概略
第2回	証券取引法の沿革と他の法律との関係
第3回	有価証券の概念
第4回	有価証券の発行市場規制
第5回	発行市場における開示規制

第6回	企業内容の継続開示
第7回	開示規制の実効性の確保
第8回	流通市場規制と取引所
第9回	公開買付と M&A
第10回	内部者取引規制
第11回	相場操縦規制・安定操作規制
第12回	証券業に対する規制
第13回	店頭市場、PTS と最善執行
第14回	投資勧誘の規制
第15回	最近の動向

授業科目名	信託法				
担当者名	雨宮 孝子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>英米の歴史の中から生まれた信託法は、大陸法を母法とするわが国の私法体系の中では特殊である。この体系的特殊性から、信託法の基本構造・つまり信託の本質をどう捉えるかにつき、学説の対立がある。そこで、本授業では、まず信託制度とは何かを明らかにする。そのために民法における財産管理制度である代理、委任、遺言執行者などとも比較する。また信託の本質についての学説の対立を絡ませながら信託の基礎理論を学ぶとともに、実務での法律的問題点を明らかにする。さらに信託業法の改正がすでになされ、信託法の改正も今年新たになされる予定である。このような新しい動きにも言及する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>信託法は、民法の特別法である。特に民法の財産法領域と深い関係を有する。また、信託は、財産管理制度のひとつとして、例えば、特別障害者扶養信託のように、税制優遇を受けながら特定人の生活保護を実現するなど家族法の領域にも関係する。民法34条の公益法人（特に財団法人）と同様の機能を有する公益信託も多数設定され、社会的存在意義も有する。その公益法人制度が、今年全面改正される予定であり、同じ機能を有する公益信託も平仄を合わせ、改正すべきか問題となる。その他、最近では、商事目的の信託として、資産流動化・証券化のための信託の利用も盛んになってきた。柔軟な制度としての信託はさまざま領域に関連するといえよう。</p>
3. 授業の方法	<p>原則としては、講義が中心になるが、事例研究を通して、基礎理論の理解をしてもらうので、随時、ディスカッションメソッド、ケースメソッドを取り入れる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>指定は今のところない。授業に必要な教材は、その都度作成し、履修者に提供する。 参考書：田中実・山田昭（雨宮補訂）『改訂信託法』（学陽書房） 新井誠『信託法（第2版）』（有斐閣） 能見善久『現代信託法』（有斐閣）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション。 信託とは何か。信託の定義、他の財産管理制度との比較を行う。</p>
第2回	<p>信託制度とその歴史（1）。 特に、英国における信託の起源とその変遷について説明する。</p>
第3回	<p>信託制度とその歴史（2）。 米国の信託制度、わが国の信託法制。</p>
第4回	<p>信託の意義。信託の法的構成とその特殊性について説明する。信託の本質論について、学説の対立は、具体的な事例では、どのように考え方が異なるか推論してみる。</p>
第5回	<p>さまざまな分類による信託の種類。信託関係者とはどのような者か。 信託の成立と信託行為。</p>

第6回	信託の目的とその制限。 裁判例の多い「訴訟信託」を中心に議論する。
第7回	信託の効力(1) 受託者の権利・義務。 特に信託違反を中心に論じる。
第8回	信託の効力(2) 受益者の権利・義務。 信託の終了。信託終了の効果。
第9回	公益信託の意義。財団法人との比較(法制、税制を含む)。 公益信託の現状(公益法人改革との関連を含む)。
第10回	商事信託の基本的考え方。 信託実務編(1) 貸付信託、土地信託など
第11回	信託実務編(2) 動産設備信託など 資産の流動化、証券化のための信託 (住宅ローン債権信託、証券投資信託、不動産投資信託、など)
第12回	高齢化社会における信託の活用(1) 不動産管理信託、信託を利用した不動産担保年金式融資、年金信託など
第13回	高齢化社会における信託の活用(2) 遺言信託、福祉目的の信託(特別障害者扶養信託など)
第14回	信託制度の新しい動き 信託法の改正の動き、信託業法の改正
第15回	試験

授業科目名	商事信託法				
担当者名	高木 施文				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商事信託に関する基本的な知識及び思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まず信託の法的特徴とその経済的機能を検討した後に、実際の契約例の検討から信託の目的、機能がいかにか達成されているかを理解することを目標とする。信託の基礎だけでなく、英文契約の理解と信託実務、及び信託課税の知識がなければ十分に理解することはできない。講義の後半では特定目的会社による不動産証券化スキームなど商事信託を使った最近の取引手法についても解説する。
2. 関連する科目との関係	「信託法」を履修していることが必要。契約の一種である信託についても「民法」の規定が適用され、民法における物権的請求権、詐害行為、債権譲渡などの知識が必要である。経済取引として営利目的で行われる商事信託に関しては「商法」、経済法関連科目「消費者法」との関連も深く、これらの分野における保護法益の理解が必要であるため、これらの科目を履修することが望ましい。投資信託、証券化など資金調達に関して利用される場合から、「企業金融法」の理解が必要となる。倒産隔離のための信託の機能と限界を検証するため破産法の知識も必要。和文英文の契約を読み込むため実務レベルの英語力が必要。信託の問題を考える場合に税務上の問題は避けておることができない。税法、金融商品の課税、国際課税の理解は不可欠である。
3. 授業の方法	講義形式だが、演習に近い形式で行われる。受講生は事前に指定するテキストおよびケース等について予習することが義務づけられる。授業においては講師による商事信託の基本的な機能および法的論点等に関する講義および質疑応答、学生同士による討論および講師によるフィードバックを通じて、商事信託に関する深い理解に達することが可能となる。受講生は講師の質問に答えるほか、自ら積極的に発言することが求められる。講義に際しては、適宜レポートの提出を義務づける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	荒井誠『信託法』有斐閣、樋口範雄『アメリカ法ベーシックス アメリカ代理法』弘文堂、大塚正民・樋口範雄『現代アメリカ信託法』有信堂、四宮和夫『信託法』、三菱信託銀行信託研究会『信託の法務と実務』金融財政事情研究会、占部裕典『信託課税法』清文社。その他講義のなかで指定する教材を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	信託の概念と経済的機能：法律学における学習効果を高めるためには、まず講座全体の鳥瞰図を明示して、各論を示すことが肝要となる。第1回目の講義は本講義の対象である信託の概念を理解するため、信託制度の歴史およびその概要、必要性、基本理念（fiduciary relationship, rule against perpetuities, cy pres doctrine）、類似の法制度、概念と比較してその特徴を明らかにする。商事信託と民事信託、公益信託と私益信託など様々な観点から信託を分類する。
第2回	信託に関する法律、会計、税務上の規制：信託に関する関連法律上の規制、制限、及び会計税務上の取扱いを理解することによって法体系全体の中の信託の位置づけを解説する。指定運用信託（金庫株信託）を用いたインサイダー規制の回避など、他の法制度で達成される目的と、信託を利用することで達成可能な経済目的の内容及び条件を比較的に理解する。
第3回	経済法と信託：銀行法、証券取引法、信託業法、など業法としての規制、独占禁止法を含めた経済法的な規制、例えば、独占禁止法における不公正な取引方法や企業結合規制との関係など、商事信託に対する公的規制のあり方について検討する。
第4回	信託の設定—信託財産、信託目的、信託期間：信託法の基本構造について、信託行為、信託宣言等の法的性質を解説すると共に、信託設定において必要な要件を詳細に検討する。同時に、信託財産の制限、信託財産の独立性、信託財産の公示、信託目的の制限（脱法信託、訴訟信託、債権者阻害信託）、信託期間の制限に関する諸問題について解説する。
第5回	信託関係人—委託者、受託者：信託契約において関係する当事者と要件・資格、権利義務の内容相互の法的関係を検討する。受託者の権利、受託者の裁量と善管注意義務、分別管理義務、自己執行義務等、損失填補義務、その他信託業法に関連する受託者の権利義務が委託者、受益者の複雑なニーズに対応してどのレベルまで要求されるかを検討する。

第6回	信託関係人－受益者、信託管理人、監督機関：信託契約において関係するその他の当事者として受益者、信託管理人、監督機関等の役割を詳細に検討する。信託において受益者が多数の場合、不特定の場合、受益権分割、相次受益者等の必要性、問題点と要件効果を検討する。信託管理人の機能、選任改任などの手続、主務官庁、裁判所の役割も学習する。
第7回	信託の変更・終了：信託の当事者並びに要素の変更、信託財産の管理方法の変更、定型的信託約款の変更、公益信託の変更に関して信託法、兼営法の規定を中心に検討する。信託の終了事由、信託終了時における当事者の権利義務の内容について検討する。
第8回	信託と課税：信託を実際に行うにあたって不可欠である課税上の取扱いに関する理解を深める。特に、信託の税制は集合信託に対する金融商品的取扱いと導管論による受益者課税に2分されており興味深い問題が多いことからこの点を中心に解説する。
第9回	金融商品としての信託：貸付信託を中心とする従来の信託銀行実務について、その基礎理論を解説すると共に、合同運用信託、投資信託など金融商品としての商事信託の類型を理解する。また信託を使った金融商品は金融取引、金融商品の販売として金融機関に関する規制、銀行法、証券取引等の規制の他に金融商品取引法等の規制も受けるのでその内容、特徴も学習する。
第10回	債権・不動産の流動化と信託：担保付社債信託法による資金調達における信託の機能をふまえて、最近の不良債権処理、特定目的会社等による不動産流動化スキームのなかで取引の概要を講義し、信託受益証券譲渡による処分、キャッシュフローの管理など信託がどのように利用されているかを学習する。
第11回	資産管理・資産承継と信託：資産管理、資産承継の目的で信託を利用するスキームを検討しその問題点を明らかにする。遺言信託、年金信託の他、公益信託による慈善目的の活動の要件も検討する。高齢化社会のなかで信託の果たす財産管理機能、リバースモーゲージによる金融手法などを学習する。
第12回	渉外信託：当事者が外国法人または非居住者である場合、外国法を準拠法とする場合の問題点を検討する。また信託は元々欧米で発達し、海外においては信託宣言などよりの特色のある信託がみられる。SPCの倒産隔離のためにケイマン法による慈善信託を用いる例など海外の信託の理解が必要な場面も多くなってきている。
第13回	信託法改正の課題：今後の取引において信託がどのように利用されるか、現在の信託法制の問題点は何かについて、M&A、証券化、資産管理・投資運用など多角的視点から、信託法の問題点と改正案を検討する。
第14回	総括：講義全体を振り返って信託の独特の機能が、今日の社会のニーズ（金融手法の多様化、経済不安、高齢化社会）などに対応するものであることを理解し、今後の法整備のあり方および日本における信託活用の課題について検討する。加えて講義全体の要点を確認し必要な補充を行う。
第15回	試験

授業科目名	企業金融法				
担当者名	井本 吉俊、太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	コーポレートファイナンスに関わる企業法務を対象とする。内容は相当広範であって且つ実務上は証券取引法その他会計を含めた周辺領域の知識が必要とされるが、この授業はそうした実務上の細部に亘る知識の獲得を目指すものではない。むしろ、会社法上の論点を金融法実務・金融理論という切り口から分析していく内容に近い。本年度は、前半の8回は、下記教材に示す「デットとエクイティに関する法原理についての研究会」報告書を基本にして、これを相当にアップデートしながら、読み進めていくことにする。また、後半の4回は、近時証券のペーパーレス化として実務・理論における重要度が高まっている証券決済システムに関する法律問題を取り扱う（教材は、動きが大きい分野であるので、今後現れる論稿等を見ながら決定するが、時間が許すのであれば下記教材に参考文献として掲示してある文献等を予め読んでおく方がいいであろう。）。
2. 関連する科目との関係	民法財産法と会社法の知識を前提とする。証券取引法の知識はあることが望ましいが必須ではない。特に前半の授業は、毎回会社法制の現代化に関する基本的な知識を確認することが求められる。
3. 授業の方法	毎回授業で議論する論点や説例を予め提示し、配布された資料等を参考に、質疑応答する形式で進める。授業内容の詳細については、授業開始時に配布する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	①「デットとエクイティに関する法原理についての研究会」報告書 参考文献 ②「Law & Economics 会社法」藤田友敬（月刊法学教室 2002年4月から2003年3月まで連載） ③「コーポレート・ファイナンス入門」砂川伸幸（日経文庫） ④「M&A・投資のためのDCF 企業評価」小山泰宏（中央経済社） ⑤「社債等振替法の下での決済のファイナリティとDVPに関する一考察」坂本哲也・渡邊誠（日本銀行 信用機構室ワーキングペーパーシリーズ） ⑥逐条解説「社債。株式等振替法」高橋康文編著／尾崎輝宏著（金融財政事情研究会） ①と⑤は、インターネットで入手できる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	会社創業期における株式と社債に関する法原理（ベンチャー企業に関する問題）
第2回	資金調達における株式と社債に関する法原理（その1）
第3回	資金調達における株式と社債に関する法原理（その2）
第4回	会社再編における株式と社債に関する法原理（その1）

第5回	会社再編における株式と社債に関する法原理（その2）
第6回	会社の経営悪化時における株式と社債に関する法原理
第7回	倒産手続における株式と社債に関する法原理（その1）
第8回	倒産手続における株式と社債に関する法原理（その2）
第9回	証券の設計に関する法原理（その1）
第10回	証券の設計に関する法原理（その2）
第11回	証券決済システムと法的諸問題（その1）
第12回	証券決済システムと法的諸問題（その2）
第13回	証券決済システムと法的諸問題（その3）
第14回	証券決済システムと法的諸問題（その4）
第15回	

授業科目名	企業会計法				
担当者名	弥永 真生				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	会社法および証券取引法に基づく会計(会社の計算)の規制を概観し、現在の状況を正確に把握するとともに、今後の展望、および商法会計の発想方法を理解していただくのが目的である。時間の許す限り、国際会計基準や諸外国の規制との対比を行い、将来、法曹として、会計問題に直面した際に、文献を参照しつつ、クライアントに対するアドバイス、準備書面あるいは判決文の作成を行うことができるようにするための基礎的な知識を提供する。
2. 関連する科目との関係	まず、会社法との関連では、会社の計算はきわめて重要なテーマであり、取締役、監査役、執行役あるいは会計監査人の責任と関連を有するだけでなく、分配規制、資本制度とも密接な関係を有する。また、証券取引法には証券会社あるいは証券取引に関する規制が含まれているが、有価証券報告書等を中核とするディスクロージャーの仕組みの中では、会計規制に関する理解が欠かせない。さらに、倒産処理法との関連では、とくに、会社更生手続きあるいは民事再生手続きとの関連で、会社の計算に関する理解を得ておくことが肝要である。以上から、本科目は、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」の理解を深めるのに役立つ。
3. 授業の方法	基本的には、講義形式で行うほか、3回ほどテーマを決めて、報告していただくことにする。受講者の人数に応じて、適当な大きさのグループで準備して、報告していただく。これは、企業会計法の文献を探し、かつ、自分で考えてみるという経験を通じて、将来に備えていただくためである。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	簡単なレジュメを配布する。 なお、第1回目に参考文献リストを配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	参考文献を紹介し、ケースを発表してもらいグループ分けを行う。 その後、日本における企業会計法の構造について概観する。まず、会社法に基づく計算規定の目的を明らかにする。 つづいて、商法・会社法および証券取引法に基づく会計規制の沿革およびその相互関係について説明を行う。
第2回	前回の議論を踏まえて、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」をめぐる議論が中心となる。会社法上の計算書類等について、その用語、様式を紹介するとともに、株主がどのようにして、会社の財政状態および経営成績に関する情報を入手できるかを概観する。
第3回	前回に引き続き、会社法上の計算書類等についての説明をした後、証券取引法上の開示制度について説明し、その相違点について明らかにする。
第4回	貸借対照表上の資産の各類型について、資産として認められるための規準、貸借対照表上の配列などを概観する。特に、いわゆる繰延資産についての説明を行う。 また、資産の消滅の認識についても概観する予定である。
第5回	貸借対照表上の負債の概念について、会社法と企業会計(証券取引法)との違いを指摘しつつ検討を加えると同時に、負債と資本との境界領域といわれる優先株、新株予約権などの会計処理に言及する。

第6回	前回到続き、負債と資本（純資産）との切り分けの問題を取り上げるとともに、純資産の部をめぐる問題を論ずる。特に、資本制度をめぐるさまざまな動きがあり、新たな動きに言及しつつ、解説を加える予定である。
第7回	第1回グループ報告(継続性の原則および工事負担金) 大阪地判平成15.10.15 金融・商事判例1178号19頁およびその控訴審判決(大阪高判平成16・4・27:LEX/DBで入手可能)について、対立する結論を、2つのグループに担当してもらって、ディベートしてもらう。
第8回	資産の評価をめぐる問題を取り上げる。すなわち、流動資産(棚卸資産)および固定資産、株式について、どのような金額で貸借対照表上計上すべきこととされているかを概観する。
第9回	前回到引き続き、企業会計審議会の公表した「金融商品に係る会計基準」がどのような意義を有するかについて注意を払いつつ、金銭債権（ただし、第3回グループ報告）および社債等の評価について説明した後、負債の評価について会社法がとっている立場を概説する。
第10回	証券取引法上の連結財務諸表制度および平成14年改正により導入された連結計算書類制度について概観する。その2つの制度の関係、その2つの制度における相違点などに注目する予定である。
第11回	わが国における、会計監査制度について概観する。すなわち、証券取引法上の公認会計士監査、会社法上の監査役監査、監査役会あるいは監査委員会による監査、会計監査人監査について会社法の講義とは異なる点に力点をおいて説明する。
第12回	第2回 グループ報告 中小会社の会計とその適法性の担保というテーマについて、報告してもらう。諸外国の制度なども調べて報告していただけることを期待している。
第13回	粉飾決算、違法配当などに対するサンクションを概観する。そのような場合の取締役、監査役、会計監査人(公認会計士)の民事責任、刑事責任および行政処分などについて、アウトラインを示す。
第14回	第3回グループ報告 長銀事件(刑事)の第1審および第2審判決文を読んで、判決を検討してもらう。かなり長文にわたるので、最後の報告テーマとして指定してある。さまざまな論点が含まれていると考えられるが、中でも金銭債権の評価の問題は企業会計法の観点からは重要である。
第15回	

授業科目名	裁判外紛争解決				
担当者名	三木 浩一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	裁判外紛争解決（ADR）の基本的な知識の習得と、紛争解決の多様な技法の理解と習得を目的とする科目である。本授業の到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決の基本的な理解を得ることにあるが、そのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を通して、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことを目指している。
2. 関連する科目との関係	本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。
3. 授業の方法	講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、授業の前半部分では講師が基本概念等の説明を講義形式で行うが、後半部分では、質疑応答を通してより深い理解の到達を目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講師が用意した多様な資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 紛争処理システム全体におけるADRの位置づけとADRの基礎知識を学ぶ。 【資料1】【資料2】【資料3】
第2回	ADRの基礎理論 ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状などを学ぶ。 【資料同上】+【資料4】【資料5】【資料6】 【レジュメ1】
第3回	ADRの機能と選択 具体的な事例の検討を通じて、ADRの機能を理解し、ADRを選択する際の基準を学ぶ。 【資料同上】+【資料7】 【レジュメ2】
第4回	調停（基礎理論を中心に） ADRの中核の1つである調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停のタイプ、世界的な潮流、わが国の現状など。 【資料8】【資料9】【資料10】【資料11】【資料12】【資料13】 【レジュメ3】
第5回	調停（テクニックを中心に） 調停の研修用ビデオを用いて、最新の調停テクニックを学ぶ。 【資料同上 + 授業後追加資料配付】
第6回	新しいADR（ハイブリッド型ADRを中心に） 新しいADRにつき、ハイブリッド型ADRを中心に学ぶ。具体的な項目としては、ハイブリッド型ADRの意義、ミニトリアル、早期中立評価など。 【資料14】

第7回	<p>新しいADR（特殊な形態のADRを中心に） 新しいADRにつき、特殊な形態のADRを中心に学ぶ。具体的な項目としては、オンラインADR、オリンピック仲裁、野球式仲裁など。 【資料同上】</p>
第8回	<p>仲裁（基礎理論を中心に） ADRのもう1つの中核である仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の意義、仲裁を紛争解決に用いている諸制度、新仲裁法の特徴、仲裁手続の特色および機能など。 【資料15】【資料16】【資料17】 【レジュメ4】</p>
第9回	<p>仲裁（仲裁法を中心に） UNCITRALモデル法の意義、仲裁合意、仲裁手続、仲裁人の役割、仲裁判断などを学ぶ。 【資料同上】 【レジュメ4】</p>
第10回	<p>仲裁の実務と課題（ゲスト・スピーカー） ゲストを招いて、仲裁に関する実務を伺い、ディスカッションを行う。 【資料追加配布】</p>
第11回	<p>知的財産とADR（ゲスト・スピーカー） ゲストを招いて、知的財産に関するADRの実務を伺い、ディスカッションを行う。 【資料追加配布】</p>
第12回	<p>ゲーム理論とADR ゲーム理論を用いてADRの意義や機能を分析し、あわせて裁判を含む紛争解決の本質を探る。</p>
第13回	<p>専門調停（ゲスト・スピーカー） ゲストを招いて、東京地裁調停部の実務を伺い、ディスカッションを行う。 【資料追加配布】</p>
第14回	<p>レポート作成 まとめとして、ADR全般に関する知識の整理を行うとともに、授業時間内で、ADRの将来課題等に関するレポートを作成してもらう。</p>
第15回	<p>期末試験は行なわない。</p>

授業科目名	家事事件実務				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	家族に関する紛争をいかに解決していくかを、実態と手続き両面から考察・分析し、方向性を見極めることができるようにする。
2. 関連する科目との関係	「民法VI」は法学未修者を対象とするが、本講は法学既修者ないし、「民法VI」既修者を対象とする。また、家事事件総合は実務家としての基礎的知識の習得を目的とするが、本講は、かなり先端的論点に関する専門的知識の習得を目的とする。
3. 授業の方法	事前に課題を与え、受講者は予習をして臨む。それに関する質疑応答・デベート・起案などを行う。事案によって模擬裁判なども取り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者著の教科書及び判例・各種論文
6. 授業内容（細目）	
第1回	不貞の相手方に対する慰謝料請求 ・不貞の相手方に対する慰謝料請求は、ポピュラーな訴訟であるにもかかわらず、理論的にも実務的にもいろいろな問題をはらんでいる。歴史的は夫から妻の不貞の相手方への損害賠償から始まり、後の夫の貞操義務が認められ、今日に至っている。しかし、今日、愛情に基づく行為がなぜ違法となるのか、疑問が呈されているのであり、貞操義務の法的性質が論じられているのである。最近最高裁が夫婦間の破綻があるとき不法行為責任をおわない旨判決をしたが、その理論的・歴史的意味を考究するとともに、実務上の主張・立証方法を探りたい。
第2回	離婚訴訟1 ・平成16年4月からおそらく新しい人事訴訟手続法が施行されるものと思われる。新人訴法の解説をしつつ、実務の運用を予想しつつ、離婚訴訟の手続きをたどってみる。また、現在の離婚訴訟の訴訟物については判例と学説が対立しているが、破綻主義のもとでは、判例も変化しているのではないかとおもわれ、このあたりを、実体法上の離婚原因と関係付けて論じたい。
第3回	離婚訴訟2 ・離婚訴訟で実際に重要な重要なものは、親権者の指定、養育費、面接交渉、財産分与、慰謝料といった付帯請求である。付帯請求といっても、訴訟手続きで行うものと家事審判手続きで行うものがあり、それらをどのように調整するのか、実務がどのように運用されるのか、さまざまな可能性をさぐって見ようと思う。さらに重要な役割を果たす調査官の機能と問題点にも触れる。新人訴における上訴は、手続き構造とからんで問題があるが、理論的・実務的に解決していきたい。
第4回	親子関係の存否 ・いわゆる推定されない嫡出子の理論は最高裁の判例上外観説で落ち着いたかのようなようであるが、家裁では必ずしもそうではない。ここには、まだ実務上のいくつかの問題が存在する。その背景は、親子のあり方に対する考え方である。そのような背景を踏まえたうえで、さまざまな事例をあげ、推定の可否、嫡出否認、認知等との関係を解明し、どのような訴訟によることが望ましいのかを検討する。

第5回	<p>子の監護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の親族法に関する問題の中心は親子関係である。子の引渡し、面接交渉、虐待など、重大な問題が山積している。この分野では家裁の役割が重要であるが、虐待などに関してはそれに限られない。家庭のさまざまな問題について、いかなる機関を利用し、いかなる方法をとることがこの福祉にもっとも益するのかという観点から、実例を挙げて検討する。
第6回	<p>婚姻費用、養育料、扶養料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深谷松男教授は現代の家族法の中心は扶養法であるといわれる。夫婦間、未成熟子、その他親族扶養について、その性質をどのように考えるかということは理論的な問題が扶養料の計算方法に結びつくという意味でもまことに重大である。また、実務的にも同じ結果を得るためにいくつかの方法が用意されているのであって、これをどのように使うかという点も整理しておく必要がある。そして、扶養料の算出方法も習得しておきたいところである。最後に執行の問題にも触れたい。
第7回	<p>老親介護問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の改正により、後見制度はずいぶん使いやすくなった。しかし、後見人の責任や後見監督の実効性など、法律家にとって、まだまだ未知数の問題が多い。少しでも事前に問題の生じることを防ぐことができるよう、理論的にかつ、実務的に問題点の整理と説明をしておきたい。また、この問題は社会福祉と関係が深い。福祉との関係について、専門家を招くなどして総合的な解決を図るべく努力しようと考えている。
第8回	<p>遺産分割協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割のほとんどは相続人間の協議によって行われている。遺産分割協議にあつたて実務上注意しなければならないことを指摘するとともに、内容に制限があるのかないか、当事者に関する問題点は何か、解除が可能か、など、理論的な問題も検討する。また、相続回復請求権は実際上はこの場面で問題となることが多いので、ここで取り上げようと考えている。
第9回	<p>遺産分割審判</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判で分割する場合はどのように行うのか。これは、遺産分割の理論的な側面を究明しようとするものである。もちろん協議にも応用できる。 ・内容は、遺産分割審判の対象、特別受益、寄与分、遺産分割の方法である。しかし、その一つ一つが大きな論点であるので、代表的な論点をいくつか取り上げることになる。具体的相続分の性質という問題も本テーマのひとつである。
第10回	<p>遺言執行の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言執行者に就任したら何をどうしたらよいのか。困難な問題である。まず、検認の手続きを解説し、遺言執行者の地位と権限という理論的な検討を行う。その上で、具体的な手順などを意見を出し合いながら説明していきたい。訴訟における当事者適格についても検討する。
第11回	<p>遺言無効確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の遺言の普及に伴い、遺言関係訴訟は急増している。高齢化社会を反映して、遺言能力がないとの主張が多くなっている。能力の限界はどこにあるのか、話し合ってみよう。また、近年の判例の傾向は方式を緩和する方向をたどっている。その方向に問題はないのか、また方式の厳格性と緩和の調整はいかにすべきだろうか。最後に遺言制度のあり方を検討してみよう。
第12回	<p>相続させる旨遺言の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言の多くは相続させる旨の遺言である。最高裁が相続承継であるにもかかわらず権利移転効を認めて以来、多くの問題が生じている。遺留分減殺の方法と効力、遺言執行の要否、登記の要否などである。平成14年の登記不要との最高裁判決はひとつの回答ではあるが、学説に十全に指示されているわけではない。これによる影響、利点と問題点など、究明する。
第13回	<p>遺留分減殺訴訟1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言の増加に伴い遺留分減殺訴訟も増加している。しかし、この遺留分というのは家督相続制度の下で遺贈を予定した明治民法の規定をそのまま遺産相続・諸子均分相続の現行法に引き継いだもので、非常に使いにくいものになっている。しかし、そうもいってられないので、現行法下で、遺留分侵害額をどのように算定するのか、実例を挙げて計算してみよう。
第14回	<p>遺留分減殺訴訟2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各論として、特定遺贈・包括遺贈・相続させる旨遺言に対する遺留分減殺方法、遺言・死因贈与、贈与、生計の資本としての贈与等に対する減殺の方法・限度・順序について学説・判例を精査し、最後に、価額賠償の方法と金額の算出、判決の仕方と執行方法を検討する。また、現在の喫緊の課題である残余遺産がある場合の算出方法も解決を試みてみたい。
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	金融法実務				
担当者名	高井 章吾				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融システムと金融取引を説明し、金融取引上発生する種々の法律問題を判例理論があればこれを適宜織り込みながら解説し、併せて現実の紛争の解決手段を学ぶ。到達目標としては、将来法曹になる人が金融法務について基本的な知識と考え方を身につけることができるようにする。また将来法曹になる人にとっては、法律相談の際、問題の在処を的確に据えられる力をつけることができ、かつ紛争解決手段の適切な選択や、訴訟手続について、一応の見通しができるようにすることを目標にする。
2. 関連する科目との関係	「民法Ⅴ（担保物件）」及び「商法Ⅱ」の手形小切手の知識を習得していることを前提として講義する。民事訴訟法、金融法、金融論は関連するが前提としない。
3. 授業の方法	講義が中心になるが、判例研究等の際適当に指名し、受講者も加わってもらい、意見や見解の発表をしてもらう予定。なお授業内容は予定であって必ずしもこのとおりに行うとは限らない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回レジュメを配布する。 またプリントその他の補助教材は適宜配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	1. 金融取引とは 2. 貸し手のリスク 3. 銀行の存在意義 4. 銀行の機能 5. 銀行システムの形態
第2回	世界の金融取引の歴史を学びその役割を通して金融システムを理解する。 (1) ギリシャ、ローマ (2) イタリア（フィレンツェ） (3) イギリス (4) アメリカ (5) ドイツ
第3回	我が国の明治以降の金融取引の歴史を学び我が国金融システムの特徴を学ぶ。 (1) 戦前 (2) 戦後
第4回	1. 本講で学ぶ金融システムの中核としての銀行取引 預金取引、貸出取引、為替取引 2. 預金取引について (1) (1) 預金の契約の成立要件と法律効果 (2) 預金の種類（普通、定期、当座等々） (3) 預金者の認定
第5回	預金取引について(2) 支払と免責 ①債権の準占有者に対する支払と免責 ②印鑑照合の程度と加重事由

第6回	<p>1. 為替取引 (1)国内為替 (2)外国為替</p> <p>2. 手形と手形交換、不渡りと銀行取引停止処分、異議手続</p>
第7回	<p>貸出取引 手形貸付、証書貸付、手形割引、当座貸越、支払承諾、貸付有価証券、代理貸付、消費者金融、コールローン等</p>
第8回	<p>(1) 金利 ①銀行の金利と臨時金利調整法 ②利息制限法 ③貸金業法</p> <p>(2)相殺 ①相殺の要件 ②相殺と差押 ③買戻請求権と相殺 ④逆相殺</p>
第9回	<p>1. 債権の支払確保としての物的担保 (1)不動産を対象とするもの (2)動産を対象とするもの (3)不動産と動産をまとめて担保対象とするもの (4)債権を対象とするもの</p> <p>2. 債権の支払確保としての人的担保</p>
第10回	<p>銀行取引約定書をめぐる法律問題 買戻請求権・期限の利益喪失事項、担保権の実行、差引計算、相殺等</p>
第11回	<p>貸付金回収の手続の流れと銀行が原告となる貸金請求訴訟について説明する。</p>
第12回	<p>金融デリバティブ取引、スワップ取引、オプション取引等</p>
第13回	<p>銀行が被告となる担保意思否認訴訟について説明する。</p>
第14回	<p>金融法上問題意識の高い問題を取り上げてディベートを行う (1)</p>
第15回	<p>金融法上問題意識の高い問題を取り上げてディベートを行う (2)</p>

授業科目名	刑事政策・被害者学				
担当者名	太田 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、犯罪者処遇論、犯罪予防論及び被害者支援の学習を通じて、現代社会に生起する様々な犯罪に対する対策と被害者に対する支援の在り方を総合的に検討する上で必要な政策論的手法と思考能力を養うことを目的とする。犯罪者処遇論では、刑事制裁と犯罪者処遇の基本的な仕組みを学んだうえで、来日外国人犯罪、高齢犯罪者、触法精神障害者、組織犯罪、少年非行といった犯罪類型別の刑事政策について検討を加える。また、近年新たな視点から注目されている犯罪予防論・防犯論にも言及する。被害者学では、被害者学の基礎理論、犯罪被害者に対する支援の内容と課題、犯罪被害者の刑事手続における法的地位の在り方、修復的司法の理念と制度の課題について学ぶ。
2. 関連する科目との関係	必修科目となっている「刑法」や「刑事訴訟法」が規範学であるのに対し、本講義は、犯罪及び犯罪者の実証分析から出発し、犯罪対策と犯罪者の処遇を政策学の視点から追求する事実学及び政策学に属するものである。被害者学についても、犯罪被害の実態や被害者のニーズを分析した上で、被害者支援や被害予防の在り方を模索するという点で同様である。少年非行と少年法について更に深く学習した場合は、関連科目として「青少年と法」が設置されているし、国際犯罪や人道上の罪に対する国際的取り組みについては「国際刑事法」において専門的に学ぶことができる。
3. 授業の方法	講義形式で行うが、事実学・政策学であることから、受講生は知識の習得だけで終わることなく、犯罪や被害者の問題を多様な角度から分析し、どのように対応すべきかを自ら検討し、議論する過程を通じて自己の見解を検証・発展させていく作業が不可欠である。刑事政策・被害者学の既習者である必要は全くないが、講義やその前後に資料を配付するので目を通しておくことが求められる。また、レポートの課題を出すほか、刑務所、少年院、更生保護施設のうち一つないし複数の施設の参観を予定している。施設側の都合上、参観は講義時間以外の日時に行う。参観はあくまで任意参加で行い、参観は成績とは関係なく行うが、よい経験になるので是非とも参加することを勧める。刑事政策・被害者学の履修予定者で施設参観を希望する者は、氏名、住所、年齢、性別を記載した所定の参観申込書（提出された申請書にある氏名・住所等の個人情報参観施設長に提出することに対する同意書を含む）を秋学期開始直後の所定の期日までに提出する必要がある。提出期日や書類の配布は教育支援システムを通じて案内する。提出期日までに申請がない場合は参加を認めないので注意するように。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	犯罪白書（法務省法務総合研究所）平成 16 年版（特集記事）、平成 17 年版 その他の参考文献や資料は講義の都度適宜指示ないし配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	刑事政策・被害者学の目的と基本原則 刑事政策及び被害者支援の目的と基本原則について講義する。ここでは、まず刑事司法制度が、犯罪者の適正な処罰と改善更生、犯罪の予防それに被害者の支援という三つの目的を調和的に実現していくために従うべき基本原則を正しく理解することに主眼が置かれる。さらに、応報刑から教育刑を経て積極的一般予防論に至る刑罰理念の変遷と、医療モデル批判と公正モデルの台頭、選択的無害化論、抑止論へと主にアメリカを中心に展開してきた犯罪者処遇論の変遷を概説する。
第 2 回	犯罪の動向と犯罪統計 我が国の犯罪動向を分析しつつ、犯罪統計の性質や限界、認知件数と暗数など刑事政策に不可欠な概念と統計的手法について講義する。
第 3 回	刑事手続とダイバージョン ダイバージョンの刑事政策的意義とその一般的問題について概説した上で、我が国の刑事手続における微罪処分（及び少年保護手続における簡易送致）、起訴猶予、執行猶予の要件や手続など制度の概要、運用状況、課題等について検討する。
第 4 回	施設内処遇①矯正処遇 自由刑の理念と原則を概説したうえで、平成 18 年から施行される刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律を踏まえながら、刑事施設における集団処遇、優遇措置、刑務作業、職業訓練などの処遇制度について講義する。

第5回	施設内処遇②行刑改革 開放の処遇や教科教育など残りの施設内処遇について講義した後で、矯正が抱える今日的課題と近年の行刑改革の動向について解説する。平成19年に開設されるPFI手法による刑事施設や海外の民営刑務所についても触れる。
第6回	社会内処遇①仮釈放と保護観察 仮釈放の要件と手続について概説した上で、今日的課題や更生保護制度改革の動きについて解説する。 保護観察については、成人の保護観察を中心に、遵守事項、指導監督・補導援護の方法、分類処遇制度、類型別処遇などを講義する（なお、触法精神障害者に対する精神保健観察は第9回の時に扱う）。 レポート提出日 死刑制度についてレポートを作成し、提出する。
第7回	社会内処遇②更生保護と民間篤志家（更生保護事業を含む） 更生保護を担う保護司や更生保護施設といった民間ボランティアや民間施設について解説する。更生保護施設については、更生緊急保護、救・援護、補導援護の委託の制度について正しく理解することが課題となるほか、高齢犯罪者などの要保護犯罪者に対する処遇と保護の在り方についても検討を加える。
第8回	中間的制裁と財産刑 施設内処遇と社会内処遇の中間的な性格を有する刑事制裁としての中間的制裁のうち、1970年代に制度化され、修復的司法の発達とともに新たな展開を見せている社会奉仕命令、アルコールや薬物濫用対象者やDVの加害者に対する制裁として用いられている受講命令について解説する。後半では、財産刑としての罰金や没収の政策的意義と新たな展開について講義する。
第9回	刑事政策各論①触法精神障害者と精神障害犯罪者 精神障害者による触法行為の実態、従来の保安処分を巡る議論、精神保健福祉法による措置入院制度の実態について概説し、平成17年から施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく入院や精神保健観察の制度と課題について検討する。また、刑事責任有りとして刑罰を科された精神障害犯罪者に対する処遇の在り方がもうひとつのテーマである。
第10回	刑事政策各論②来日外国人犯罪と犯罪の国際化 国際化に伴い来日外国人による犯罪が著しく増加している。講義では、来日外国人犯罪への対策として、出入国管理行政（退去強制を含む）、F級受刑者の処遇、そして新たに導入された受刑者移送制度について解説するほか、国家の枠を超えて行われる国際犯罪や組織犯罪に対する対応についても扱う。
第11回	刑事政策各論③少年非行と少年司法制度 我が国の少年非行の動向並びに少年司法制度の基本的理念と保護手続の特色について解説する。特に、保護手続については、全件送致主義と簡易送致制度、観護措置と少年鑑別所の機能、家庭裁判所調査官による社会調査、少年審判の対象と審判構造、検察官への逆送、保護処分、少年院での処遇に言及する。また、少年法一部改正の意味とその後の動向について分析を行う。
第12回	被害者学の基礎理論と被害者の支援・保護 被害者学の基礎理論と被害者支援の国際的動向を概説したうえで、被害者に対する経済的支援、被害者に対する情報提供、二次被害と再被害の防止、被害者の刑事手続関与など被害者の支援や保護の在り方について検討し、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、悪質商法など被害類型別の被害者支援についても言及する。
第13回	レストレイティブ・ジャスティス（修復的司法） 近時、世界的潮流となりつつあるレストレイティブ・ジャスティス（いわゆる修復的司法）の多様な概念と、この概念に基づく刑事調停、犯罪者＝被害者和解、家族集団協議、量刑サークルなどの制度の概要について解説し、我が国における議論の現状と可能性について検討する。また、修復的司法に基づく犯罪者処遇の理念と実践についても解説する。
第14回	犯罪予防論 環境犯罪学や状況的犯罪予防と呼ばれる犯罪予防理論について紹介したうえで、警察、地域住民による防犯活動の現状と課題について検討する。さらに、警備会社による警備の実情と防犯活動の関わりも重要であり、改正警備業法についても触れる。
第15回	試験

授業科目名	法医学				
担当者名	押田 茂實				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定（司法解剖・DNA 鑑定・物件鑑定など）の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域であると言える。</p> <p>したがって、本授業の目的及び到達目標は学生が将来において裁判官や検察官、弁護士などとして裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方を修得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医学と法の橋渡しという点から、当然ながら「医事法」とは重なりあう部分がある。また、「刑事政策・被害者学」とも重なる部分がある。本講義ではなるべくこれらの領域に関してはなるべく重複を避け、法医学実務と密接に関連することがらのみに言及することとする。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、上記の授業目的のため、実際の事例を中心とした演習的内容を折り返す予定である。授業のための予習は特に必要ないが、授業中における質問に対する応答を通じて、内容の理解を深めることを目指す。内容の特殊性からスライドやビデオ等の視覚的要素の強い授業となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法医学としてのテキストを指定する。また必要に応じて、各ユニットにおける参考書を指示する。毎回の講義においてプリントを配付する予定である。</p> <p>参考書 押田 茂實著：「死人に口あり」、実業之日本社、2004年。 押田 茂實著：「医療事故一知っておきたい実情と問題点」、祥伝社新書、2005年。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法医学とは？異状死体と法医解剖 法医学の目的、学問としての位置づけ、法医学の歴史などについて概説する。 医師法 21 条に規定された異状死とは何か、人体解剖には法医解剖のほかどのようなものがあるか、などにつき解説する。</p>
第2回	<p>生と死 生の始まりと法医学、刑法と民法の相違、嬰兒殺の抱えている医学的・社会的問題点などについて考える。一方死に関する法医学、平均寿命の意味についても解説する。</p>
第3回	<p>死後変化（死体現象） ヒトが生から死に移行するにあたり、人体にはどのような変化が生じるのか学び、そのような変化が法医学的にどのような意味を持つのか（死後経過時間の推定など）について解説する。</p>
第4回	<p>創傷 創傷とは何か。「創傷」「外傷」「損傷」などの用語の異同、「創」と「傷」の使い分けなどにつき述べる。刃器による創傷（刺創、切創、割創）、鈍器による創傷（挫創、裂創、打撲傷、圧迫傷、擦過傷など）、銃器による創傷（射創）について学ぶ。創傷を鑑別する法医学的ポイントについて述べる。</p>
第5回	<p>血液・出血 血液・血液型の意味するもの、出血の影響、現場における血痕の鑑別法、血液型と性格の関係とは？</p>

第6回	自殺と他殺の鑑別 自殺と認定するためにはどこを根拠としているか、他殺の場合に争点はどこか、日本と外国の自殺・他殺の認定法と問題点などについて述べる。
第7回	科学の進歩と真相究明 身元不明の死体や生体、物体（血痕など）における個人識別の方法について概説する。急速に進歩しているDNA鑑定の現状と問題点を理解する。具体的な事件では争点はどうなっているのか。
第8回	自動車事故と保険 急増している自動車事故の現状と事故防止対策、交通事故死亡者の認定に関する問題、保険の仕組みと問題点などについて述べる。
第9回	窒息 窒息の定義、窒息（死）の原因、種類などにつき概説する。実際の窒息死事例を紹介しながら、窒息の法医学的診断の手法や限界につき述べる。縊頸、絞頸、扼頸の識別について学ぶ。
第10回	法中毒学 中毒とは、物質による人体への化学的な有害作用を指す用語であり、地球上に存在するほとんどの物質が中毒の原因となりうる。講義では、法医学領域で特に重要な薬毒物による急性中毒死、および薬物濫用の問題を中心に述べる。
第11回	内因性急死 医療の進歩とともに日本人の平均寿命は飛躍的に伸びたが、心臓疾患や脳血管疾患などによる内因性急死（突然死）は依然として多く、社会問題となっている。ここでは法医学領域における内因性急死について概説する。
第12回	医療事故と医療過誤 近年マスコミなどによりしばしば取り上げられている医療事故・医療過誤をめぐる諸問題は、医療関係者のみならず法曹界においても非常に難しい課題となっている。講義では、医療過誤による実例と予防策の問題点を探る。
第13回	多数死体と死亡事故 航空機事故や大地震等による多数死体発生時の個人識別システムの概要や現場における大混乱にどのように対応するのかについて学ぶ。
第14回	再審と法医鑑定 過去に問題となった法医鑑定の問題点と再審における法医鑑定の果してきた役割について学ぶ。
第15回	試験

授業科目名	青少年と法				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。その「特別な配慮」は、子どもが未成熟であること、発達途上であることに根拠を置いている。そして、その「特別な配慮」は子どもの発達段階や対象となることによらによって異なる。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の間を探ることを目的としている。子どもは、おとなとの関係では常に弱者であり、子どもと法を考えるということは、「おとなと子どもの権力関係」を明らかにすることでもある。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	青少年（子ども）という視点で法を再検討する作業を行うことは、「おとな中心主義」の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。平等や成長発達権、自己決定権との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、親子関係に關係する民法、少年非行との関連では、刑法・刑事訴訟法との関係が深い。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	青少年と法一般については、安部哲夫『青少年保護法』（尚学社・2002年）、少年法については、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法』（成文堂・2005年）を教科書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<法のなかの子どもたち> 「おとな中心主義」の法制度においては、子どもには参政権が認められず、ただ法を遵守することが要求されている。その代償として子どもには「保護」が行われている。しかし、年齢によって、保護が後退し、子どもの自律が強調されることもある。現行法制度における子どもの地位と法の世界において子どもであることが意味することについて検討する。
第2回	<子どもの権利条約> 子どもと法を考える上で基本となる「子どもの権利条約」の理念について学ぶ。「子どもの権利条約」の成立過程、理念と子ども権利委員会の実際の活動についての理解を深め、世界的に子ども観がどのように変遷してきたのかについて検討する。また、関連する国際文書についても触れる。
第3回	<国・地方自治体の施策と子ども> 子どもに関しては、2004年に国の基本計画として、「青少年育成施策大綱」が制定され、それに基づいて立法や運用が行われている。また、都道府県の青少年育成条例は、最近毎年のように改正されている。これらの国の施策が子どもをどのように考え、子どもに何が必要なのかを検討する。最近の子どもの安全についての地域の取り組みについても触れる。
第4回	<子どもと親との関係> 子どもは法的に未成熟な存在であるため、子どもの意思決定を補完する役割を親が果たす必要がある。また、子どもが他者に損害を与えた場合にはその賠償を行うことも必要となる。子どもによる傷害致死事件やいじめ事件から親の責任について考える。

第5回	<p><推知報道の禁止と少年の健全育成></p> <p>少年事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、最近問題となった前歴報道についても触れる。</p>
第6回	<p><少年司法の理念と流れ></p> <p>少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続きの各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続きの流れを追いながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。また、少年司法の担い手である家庭裁判所調査官、裁判官、付添人などの役割についても触れる。</p>
第7回	<p><少年法の改正></p> <p>少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。さらには、2005年からの少年法改正の動きにも触れる。</p>
第8回	<p><非行事実の認定と適正手続の保障></p> <p>家庭裁判所の終局決定が不利益処分である以上は、非行事実が適正手続に基づいて適切に認定される必要があることは言うまでもない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請が審判においてどのように考慮されているのか。具体的な判例を検討することにより確認する。さらには、改正少年法において新たに導入された検察官の関与とその役割についても言及する。</p>
第9回	<p><少年事件と被害者></p> <p>刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2001年にやっと発見された被害者の地位を少年司法の中にどのように位置付けるのが現在の少年法の最大の課題である。改正少年法における被害者への配慮を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。</p>
第10回	<p><少年に対する処分></p> <p>家庭裁判所は少年に対して保護処分を代表される終局決定を言い渡す。少年に対してどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かについて検討する。さらには、少年の保護処分とそこで行われる処遇について確認する。</p>
第11回	<p><児童虐待></p> <p>児童虐待は社会問題化しているだけでなく、子どもの成長発達を阻害する重大な犯罪行為である。児童虐待防止法や児童福祉法における被虐待児保護のシステムとその有効性について検討する。また、児童虐待防止法改定において問題とされたドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響についても考える。</p>
第12回	<p><子どもとセクシャリティ></p> <p>ITツールの発達、子どもの自律性を高める機能を果たしてきた。そこで、これまでは搾取とされてきた買春においても、「出会い系サイト規制法」のように、おとなと子どもの対等性が前提とされるようになってきた。現在の子どものセクシャリティに対する法的規制について考える。</p>
第13回	<p><人工生殖と子どもたち></p> <p>人工生殖技術の発達によって、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものとなった。しかもデザイナーベビー、クローン人間などより親の意思を反映した「子ども作り」が行われるようになってきた。そのため子どもの最善の利益と衝突する場合も生じる。出生や親子関係についての子どもの権利を考える。</p>
第14回	<p><医療における子どもの権利></p> <p>医療の現場においては、さまざまな意思決定が行われている。しかし、その意思決定は往々にして、子どもを主体として行われていない。医療における子どもの意思決定と親の代諾について考える。特に、年少の子どもについては、子どもの最善の利益をどのように具体化していくのか。重症障害新生児や臓器移植等について検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済刑法				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	資本主義市場経済下においては、規制緩和の一層の進展に伴い、財産犯を初めとする諸々の古典的な犯罪群に加え、市場メカニズムの悪用や従前は存しなかった経済活動上の不正の機会を作出・利用することによる犯罪群、いわゆる経済犯罪の多発が予想される。これらの経済犯罪は、その性格上、刑法典以外の多くの特別法中に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論学的にもなお検討を要するところが少なくなく、更に、自由競争システムの保護のように古典的犯罪観からは理解し難い側面を有するものでもある。本科目は、このような経済刑法に関する基本的な知識と把握の為の適正な視座を修得させると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得させることを目的とする。従って、経済刑法に関する基礎的な知識と適正視座の修得、並びに、未習の経済犯罪類型に出会った場合に、関連経済状況を適切に把握した上で、刑法の基礎理念に立ち返って自ら適合的な理論を構築する能力を得させることが、到達目標である。
2. 関連する科目との関係	経済刑法は、理論的にはいわゆる刑法総論・各論を踏まえた応用分野であるのみならず、様々な特別法領域中に施行担保手段として規定される為、当該特別法領域の一定程度の学習・理解をも必要とする。また、社会の国際化・ネットワーク化等に伴い、経済事犯は国際的なパースペクティブにおいて、また、多国籍企業や組織犯罪集団の関与という意味においては、国際刑事政策的なパースペクティブにおいて捉えていく必要が増大しており、外国刑法・刑事政策等の科目との有機的な結び付きが試みられる予定である。
3. 授業の方法	質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」と、受講者による事例分析・法適用の発表を中心に討論を行う「演習」の両形式を、各回の授業内容に合わせて適宜切り替える方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識（特に、関連する特別刑法の解釈論）の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、到達目標として上述した通り、その知識の整理・深化を通じて視座の確立を図り、そして、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を得させる為、事例を巡る議論を多用することとなる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教科書的なものは指定しない。資料は配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済刑法総論Ⅰ 経済犯罪及び経済刑法の概念・保護客体（法益）と、その概念規定に基づく経済刑法の範疇分類・範囲について、質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」形式で説明する。刑法典に規定される古典的犯罪との質的相違、従って、把握視座の相違を明らかにする導入的であって且つ核心を成す講義。
第2回	経済刑法総論Ⅱ 第1回目の講義で理解したはずのところについて、より具体的な刑法原理や実質的違法性、責任主体（企業等の組織体）を含む責任のレベルで、「講義」形式で説明する。実効性の観点からするダイヴェージョン等との関連で、制裁論や予防手法論についても問題提起を行う。
第3回	経済刑法各論Ⅰ：自由競争システム自体を直接に害する罪 独占禁止法・不正競争防止法上の罪について、従前の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、実務家から提起されている未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。
第4回	経済刑法各論Ⅱ：自由競争システム自体を直接に害する罪 談合・不正入札という我が国で特に問題となってきた犯罪形態を取り上げ、刑法典上の談合罪等との関連をも意識しながら、「演習」形式で議論し、このような類型の経済事犯について改めて実質的違法性や処罰の必要性についての判断枠組を形成させる。

第5回	経済刑法各論Ⅲ：自由競争システム自体を直接に害する罪 証券取引法上の罪について概要を簡単に説明した後、相場操縦罪・相場変動目的風説流布罪等について判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。
第6回	経済刑法各論Ⅳ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第5回目の授業に引き続き、証券取引法上の罪であるインサイダー取引罪・損失補填罪等について、同様の授業を行う。
第7回	経済刑法各論Ⅴ：市場経済基盤を弱体化する罪 銀行業法・不正預金取締法・出資法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を除き、「講義」形式で概説する。
第8回	経済刑法各論Ⅵ：市場経済基盤を弱体化する罪 商法罰則について概説した後、特別背任罪について、刑法典上の背任罪をも視座に入れつつ、近時の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論する。
第9回	経済刑法各論Ⅶ：市場経済基盤を弱体化する罪 第8回目の授業から継続して特別背任罪について議論し、特に行為主体の為すべき活動の範囲を明確に定式化することを試みると共に、商法罰則中の利益供与罪等についても判例を素材に「演習」形式で議論する。
第10回	経済刑法各論Ⅷ：市場経済基盤を弱体化する罪 いわゆるバブル崩壊後の債務処理等において特に問題化した強制執行妨害・入札妨害・不動産侵奪等々の違法な行為について、立法論をも視座に入れながら、近時の判例を素材に「演習」形式で議論し、経済刑法の在り方の一側面について考える。
第11回	経済刑法各論Ⅸ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 先物取引利用悪徳商法、現物まがい商法、悪質投資顧問商法、ネズミ講／マルチ商法、高利貸し等々、消費者ないし市民利益を直接且つ大規模に害する違法な経済活動について、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。
第12回	経済刑法各論Ⅹ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 第11回目の講義から継続して、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。
第13回	経済刑法総論Ⅲ：経済犯罪の現在の様相 外国公務員への賄賂の供与罪、マネーロンダリング罪、外為法違反の罪等により象徴される経済刑法の国際的側面・組織犯罪関与的側面・安全保障的側面等について「講義」し、経済刑法の理解の為の適正視座形成上の一つの手掛りを与える。
第14回	経済刑法総論Ⅳ：経済犯罪の予防 コーポレート・ガバナンスの在り方、企業内違法行為（犯罪）防止機構の整備等、刑罰に代わる／附加されるべき実効の実施担保手段についての議論を紹介しつつ、改めて経済刑法の理解の為の適正視座について問題提起し、授業内容を総括する。
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅰ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規律、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち総則的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とするが、本科目はその基盤的科目として位置づけられる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目他に「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の総則的部分を取扱うため、第一段階として開講することとしている。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法の各論的部分、「労働法Ⅲ」では集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。さらに、労働市場法においては、失業の救済策としての雇用保険制度を考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。雇用関係法に関わる部分については、自作の教科書『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京 2003.10）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第2版）』（弘文堂・東京 2006 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の理念と体系</p> <p>労働法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>労働関係の当事者</p> <p>労働関係における主たる当事者である労働者や使用者等の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的な事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。</p>
第3回	<p>日本型雇用システムと労働法</p> <p>長期雇用や年功賃金などの伝統的な日本型雇用システムについて、その社会経済的な背景も含めて正確に把握するとともに、それが日本の労働法理に与えた影響について検討を行い、進んで、雇用システムの変化の中で労働法が抱えている課題についても考察する。</p>
第4回	<p>労働市場法総論・職業安定法</p> <p>労働市場法の基本理念やその全体像を解説した上で、労働力の需給システムの円滑化や完全雇用の実現を目的とする職業安定法をとりあげ、公共職業安定所の役割や、最近注目されている民営職業紹介事業をめぐる法的規制について検討する。</p>

第5回	<p>高年齢者雇用安定法等</p> <p>労働市場において就職が困難になりやすい高齢者や障害者に対する就職促進を目的とする高年齢者雇用安定法および障害者雇用促進法、失業の救済や予防等を目的とする雇用保険法について解説を行い、そこでの現代的課題について考察する。</p>
第6回	<p>雇用関係法総論</p> <p>雇用関係法の基本理念を確認した上で、その適用対象である労働契約の概念について事例を素材に検討し、さらに、この分野における中心的法規である労働基準法等を中心に、この分野における規制システムにつき考察する。</p>
第7回	<p>就業規則</p> <p>日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則をめぐって、労働基準法による規制の内容を概観した上で、就業規則の法的性質、使用者による不利益変更の拘束力などの理論的重要問題について、判例を素材にしながら具体的に学ぶ。</p>
第8回	<p>労働憲章・雇用平等(1)</p> <p>個別的労働関係における人権保障にかかわる労基法上の諸規定について、その現代的課題をも念頭に置きながら理解を深めるとともに、国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。</p>
第9回	<p>雇用平等(2)</p> <p>男女雇用機会均等法における雇用の各ステージごとの差別禁止規定について、民法90条等を通じて平等を実現してきた従来の判例法理を踏まえた解説を行った上で、雇用機会均等法の現代的課題について考察を行い、あわせて、最近話題になることが多いセクシュアル・ハラスメントをめぐる法的課題についても検討する。</p>
第10回	<p>雇用関係の成立</p> <p>労働契約の成立をめぐって生ずる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題点をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。</p>
第11回	<p>労働契約上の権利義務</p> <p>労働契約の基本的構造を明らかにしたうえで、使用者の指揮命令権など労働義務の特徴的な性格について考察し、次いで、配慮義務や誠実義務など付随義務をめぐる法的問題について検討を加える。</p>
第12回	<p>人事(1)</p> <p>職能資格制度や人事考課制度など人事管理における基本的ツールについての実情の理解を深めた上で、成果主義人事のもとで重要となっている査定に対する法的コントロールのあり方を考え、さらに、昇進・昇格や降格をめぐる論点について考察を行う。</p>
第13回	<p>人事(2)</p> <p>日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転・出向・転籍の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行い、さらに、様々な形態の退職をめぐる論点についてもとりあげる。</p>
第14回	<p>労働者派遣法</p> <p>労働者派遣の構造につき、出向や請負などとの区別を念頭に置きつつ解説したのち、労働者派遣事業の許容範囲、労働者派遣契約についての法的規律、および、派遣労働者に対する保護のあり方などの問題について、最近の法改正の動向に触れつつ具体的に検討を加える。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	労働法Ⅱ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。本科目では、賃金・労働時間などの労働条件、安全衛生・災害補償、懲戒処分、解雇、非典型雇用など個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規（雇用関係法）のうち各論的部分を主な対象としている。</p> <p>「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅲ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」がある。本科目は、労働法の総論部分および雇用関係法の総則的部分を取扱う「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修済みであることが望ましい。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。さらに、労災保険制度を考察するに当たっては、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法規の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、山川『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京 2003.10）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第2版）』（弘文堂・東京 2006 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>賃金(1) 賃金制度の実態と最近の動向を把握したうえで、賞与や退職金などの個別の問題を念頭において、賃金債権の発生・変動・消滅にかかわる法律問題を取り上げる。</p>
第2回	<p>賃金(2) 賃金の支払方法に関する労働基準法上の諸原則をめぐる論点を検討したのち、休業手当や最低賃金制度など、賃金をめぐるその他の個別的な法規制を概観する。</p>
第3回	<p>労働時間(1) 労働時間制度をめぐる近年の動向を前提として、労基法上の労働時間規制を概観し、進んで、そこでしばしば争いの対象となる労働時間の概念について具体例を踏まえた検討を行い、あわせて、割増賃金の計算方法を学ぶ。</p>
第4回	<p>労働時間(2) 労働時間の算定に関する特則としての時間外労働の法的規律、および事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度を解説するとともに、労働時間の弾力化手段であるフレックスタイム制や変形労働時間制に関する理解を深める。</p>
第5回	<p>労働時間(3) 休憩時間や休日に関する労基法上の諸原則を把握した上、そこで生ずる具体的問題について検討を加える。</p>

第6回	労働時間(4) 労働時間規制の例外および除外の制度に焦点を当て、時間外労働・休日労働を適法に行うための要件や、法規制の適用除外が認められる労働者の範囲について検討する。
第7回	休暇 労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。
第8回	女性・年少者・職業と家庭 労働基準法における年少者の保護規定、女性の妊娠・出産機能に関する保護規定を概観した上で、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐって、育児・介護休業法を中心に検討を行う。
第9回	安全衛生・労災補償(1) 職場の安全衛生をめぐる公法的な規制を概観した上で、現実に労働災害が発生した場合における補償の問題について、労災保険制度を中心として、いわゆる過労死などの個別的重要問題も視野に入れつつ考察を加える。
第10回	労災補償(2) 労働災害の補償において労災保険と補完的な関係にある民事上の損害賠償責任について、安全配慮義務の法理を中心に理解を深める他、労災保険給付と損害賠償請求権の関係についても検討を行う。
第11回	懲戒 労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐって、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。
第12回	雇用関係の終了(1) 労働契約関係の終了事由のうち、合意解約や辞職など解雇以外のものをめぐる法律問題を整理する他、営業譲渡など企業組織の変動に伴う労働契約の終了についても横断的な検討を行う。
第13回	雇用関係の終了(2) 労働契約関係の終了事由として最も重要な解雇を取り上げ、解雇予告制度などの労働基準法上の規制を概観したうえで、従来判例法により発展し、2003年に労働基準法上明文化された解雇権濫用法理をめぐる論点について具体的に検討する。
第14回	非典型雇用 有期労働契約やパートタイム労働契約など、伝統的な正社員とは異なる雇用形態をめぐって、労働基準法やパートタイム労働法などの公法的な規制を把握するとともに、判例におけるこれら労働者の地位の保護を巡る論点について検討を行う。
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅲ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。そのうち、本科目では、労働者の団結体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ」と合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、「労働法Ⅰ」および「労働法Ⅱ」における基礎的理解を踏まえて、集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱うものである。そのため、両科目を履修済みであることが望ましい。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、菅野和夫『労働法（第7版）』（弘文堂・東京 2005.3）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第2版）』（弘文堂・東京 2006 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労使関係法総論</p> <p>集団的な労働関係を規律する労使関係法の基本理念を歴史的経緯も踏まえて把握した上で、労働組合の機能と現代的課題につき、立法論も交えて検討する。</p>
第2回	<p>労働基本権</p> <p>労働組合法などの労使関係法規の基礎にある憲法 28 条につき、その内容を明らかにしたうえで、同条の具体的な法的効果をめぐる論点を考察する。</p>
第3回	<p>労使関係の当事者</p> <p>労使関係における当事者に関し、労働者・使用者の他、特に労使関係において重要な意味をもつ労働組合の意義を明らかにするとともに、管理職組合など、最近議論の対象となっている具体的な問題につき検討する。</p>
第4回	<p>労働組合の内部問題</p> <p>労働組合の活動を規律する諸原理を把握したうえで、統制処分や財政、組織変動など、組合の内部運営を巡る諸問題について検討する。</p>
第5回	<p>団体交渉</p> <p>集団的な労働条件決定プロセスとしての団体交渉の機能を解明したのち、団体交渉の当事者・担当者の意義を検討し、さらに、団体交渉の対象事項、形態・方式や、使用者の負う団体交渉義務の具体的内容について考える。</p>

第 6 回	労働協約(1) 団体交渉の結果成立した労使合意を書面化した労働協約について、まずその機能と法的性質をめぐる議論を概観した上で、労働協約の当事者や方式に関する問題、および協約に与えられる規範的効力の基本的内容について検討する。
第 7 回	労働協約(2) 労働協約の規範的効力に関する各論的問題のうち、協約終了後のいわゆる余後効の問題や、協約の債務的効力をめぐる問題を取り上げ、さらに、労組法 17 条による協約の拡張適用の問題も考察する。
第 8 回	争議行為 憲法 28 条の保障する団体行動権の一内容である争議行為について、その概念を明らかにしたのち、いかなる争議行為が正当性をもつかを目的・主体・手続・態様の面から検討し、あわせて、違法争議行為の責任や使用者による争議行為の問題についても取り上げる。
第 9 回	組合活動 争議行為と並び団体行動を構成している組合活動について、その概念や民事免責の有無などの法的効果を検討した上で、争議行為と同様に、組合活動の正当性をめぐる問題を目的・主体・態様の面から考察する。
第 10 回	不当労働行為(1) 労組法 7 条・27 条等の定める当労働行為制度に関し、その歴史や制度目的をめぐる議論を把握したのち、不当労働行為制度における使用者の概念や従業員の行為による帰責の問題などの総論的事項を検討する。
第 11 回	不当労働行為(2) 労働組合法 7 条 1 号・4 号の禁止する不利益取扱いについて、不当労働行為意思の要否やその認定をめぐる問題、いわゆる動機の競合についての問題、企業解散と不利益取扱いの成否をめぐる問題などを検討する。
第 12 回	不当労働行為(3) 労働組合法 7 条 2 号・3 号の禁止する団体交渉拒否・支配介入について、団交拒否に対する救済のあり方を考察したのち、支配介入をめぐり、施設管理権や使用者の言論の自由との関係などについて検討する。
第 13 回	不当労働行為(4) 企業内に複数組合が併存する場合には不当労働行為をめぐり様々な問題が生ずるが、わが国の労組法の採用した複数組合代表制を理解した上で、組合間差別における立証方法などの問題、差し違え条件の提示による不当労働行為の成否の問題などを具体的に検討する。
第 14 回	不当労働行為(5) 不当労働行為の救済システムの概要を、労働紛争解決システム全体との関連をふまえて明らかにしたのち、行政救済に焦点を当てて、バックペイと中間収入の控除の可否など救済命令の内容にかかわる問題や救済利益の問題などを検討対象として取り上げる。
第 15 回	試験

授業科目名	労働法総合				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行うことを目的とする。 本科目の履修によって、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、これらの科目は基礎的な理解を身につけることを主眼とするが、本科目は、これらの分野の理解を前提として、そこでは十分に取上げられていない先端的・分野横断的な事項を取り扱うものであり、労働法分野では発展的科目として位置づけられる。そのため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ～Ⅲを履修済みであることが望ましい。
3. 授業の方法	受講者数にもよるが、演習の形式により、学生が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、判例や架空事例を主要な題材として、それらの分析にかかわるレポートやメモの提出を求め、ソクラテス・メソッド及び学生間の討議を通じて理解を深める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回筋書を配布し、その他に判例や事例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も随時配布する。また、報告担当の学生の作成するレジュメ等も教材となる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	就業形態の多様化(1) 社会経済の変化の中で、様々な就業形態が登場し、労働法上の保護の有無が争われるに至っていることにかんがみて、解雇規制、賃金・退職金、労災補償などの問題領域における労働者性の判断のあり方を検討する。
第2回	就業形態の多様化(2) 就業形態の多様化の一環として、パートタイマーや派遣労働者などのいわゆる非典型雇用が増加しているが、こうした非典型雇用労働者に対する労働法規の適用のあり方について、具体的かつ分野横断的に考察する。
第3回	労働市場の流動化(1) 最近の労働市場においては、転職や中途採用が増加する一方、企業活動上の情報や従業員のノウハウが重要性を増しているが、こうした状況のもとで紛争が生じがちな競業禁止義務や企業秘密保持義務につき、差止請求や退職金請求などの具体的紛争に照らして、その内容や限界を考える。
第4回	労働市場の流動化(2) 労働市場の流動化のもう一つの側面は、いわゆる雇用調整の増加であるが、近年では早期退職優遇制度やアウトプレースメントの実施など、手法の多様化がみられ、また、整理解雇の法的規律のあり方も問題となっているので、そうした雇用調整時における法律問題を包括的に取り上げる。
第5回	労働市場の高齢化 我が国における人口の高齢化の急速な進展の中で大きな問題になっている高齢者の雇用と引退後の企業年金等について、社会保障法制との関連や最近の立法動向をも念頭に置きつつ検討を加える。
第6回	新たな労働時間制度 産業構造や雇用システムの変化に伴って、労働時間規制においても、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制など新たな制度が設けられ、また、行政による制度の運用や立法論においても進展がみられるので、これらの新たな動きを検討する。

第7回	<p>人事管理の新展開(1)</p> <p>日本型雇用システムの変化に伴い、人事管理においても様々な新たな手法が登場しているが、労働条件の決定面に焦点を当てて、賃金決定における年俸制や昇進・昇格に関わる人事考課制度をめぐる法的問題を取り扱う。</p>
第8回	<p>人事管理の新展開(2)</p> <p>最近における人事管理の変化のもう一つの側面である、労働者の個人情報や私生活を重視する傾向に焦点を当て、プライバシーや人格権の保護にかかわる新たな法律問題を横断的に検討する。</p>
第9回	<p>労働条件の変更(1)</p> <p>企業のリストラなどの過程でしばしばみられる労働条件の変更には様々な手法が利用されるが、個別労働関係法上の制度ではあるものの集団的な労働条件変更の有力な手段である就業規則の変更につき、判例分析を通じて法的問題処理のあり方を考える。</p>
第10回	<p>労働条件の変更(2)</p> <p>労働組合との団体交渉を通じての労働条件変更手段である労働協約について、個人の労働契約との関係に焦点を当てて、労働条件引下げの可否をめぐり具体的事例に基づいた議論を行う。</p>
第11回	<p>労働条件の変更(3)</p> <p>労働条件の変更と解雇が交錯することから多面的な議論が必要になる変更解約告知について、労働条件の設定のあり方や就業規則法理との関係、あるいは紛争処理制度の設計も踏まえて考察を行う。</p>
第12回	<p>合併・営業譲渡・会社分割と労働法</p> <p>最近増加が著しい企業組織の変動につき、合併・営業譲渡・会社分割などの手法ごとに、労働契約の承継や労働条件の変更などの法的問題点を検討する。</p>
第13回	<p>倒産と労働関係</p> <p>長引く不況の中で増加している企業の倒産に関して、賃金債権の保護や労働契約の帰趨などの個別的労働関係上の事項や、倒産した企業をめぐる不当労働行為の問題などの集団的労働関係上の事項を取り上げ、倒産法と労働法の交錯する問題について考察を行う。</p>
第14回	<p>公務員の労働関係</p> <p>従来から判例が多くみられた公務員の労働基本権をめぐる問題のほか、公務員の個別的労働関係をめぐる問題、および非常勤職員をめぐる問題等を取り扱う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済基本法としての独占禁止法について、①基本的な考え方（目的、歴史的基礎等）、②私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の競争秩序侵害の諸類型、③公正取引委員会・手続・サンクションをめぐる主要な論点を取り上げ、経済法への導入を図ると同時に、独占禁止法上の問題解決のための基礎的能力の獲得を目的とする。</p> <p>受講生が、独占禁止法の基本的な考え方および主要な個別的問題点に関する標準的な理解の水準に到達すること、さらに重要な争点について対立する諸見解の根拠に立ち入った深い知見に到達することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法そのものが、現代法秩序において中核的位置づけにある法制度（民法、刑法、行政法等）の応用的分野であることから、これら必修科目群は、経済法の理解を助け、またその前提ともなる関連科目である。また、いわば経済法内部の関連科目として、「経済法実務」「経済法総合」があり、これらは、「経済法基礎」の学習を前提としてその後に履修されることを基本としている。さらに、必修科目である商法の他、労働法関係、金融法関係の科目が重要な関連科目であることはいうまでもない。</p>
3. 授業の方法	<p>通常の講義形式を基本としながら、適宜受講生からの質問を受け付け、それに応答することをとおして、受講生の到達度を深めることとする。事前に教材を熟読する等、予習が不可欠となる。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>担当者執筆による経済法の講義案（テキスト）を配布する。このほか、受講生は、経済法の基本書とあわせて学習を進めることが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 基本的な考え方・総論（1） 独占禁止法1条の目的規定に即して、経済基本法の規制原理（＝公正かつ自由な競争の促進）、目的（＝一般消費者の利益の確保、国民経済の民主的で健全な発達）について、および両者の相互関係について検討する。</p>
第2回	<p>基本的な考え方・総論（2） 第1に競争秩序侵害の諸類型、第2に公正取引委員会・手続・サンクションに大別される独占禁止法の基本構造について、該当する主要条文を具体的に取り上げることをとおして明らかにする。実質的には、独占禁止法全般のコンパクトな概説である。</p>
第3回	<p>基本的な考え方・総論（3） 経済法・独占禁止法の歴史的基礎および独占禁止法の歴史的展開について、以下のような順序と内容に基づいて概説する。①近代市民法秩序の基本性格、②近代市民法の変化と経済法（社会法）の成立、③経済法の変化と現代経済法の成立、④現代経済法の展開。</p>
第4回	<p>競争秩序侵害の規制（1）：私的独占・カルテルの禁止（その1） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、両者に共通する全般的な論点（体系上の位置づけ、行為要件と競争制限要件、反公益性）および私的独占の禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、「支配」「排除」行為の認定の外延に係る困難な争点について問題の整理を行う。</p>
第5回	<p>競争秩序侵害の規制（2）：私的独占・カルテルの禁止（その2） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、カルテルの禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、判決例の検討を含めた「共同」行為の認定に係る解釈論上の諸問題について論じる。なお、事業者団体の違反行為について補足する。</p>
第6回	<p>競争秩序侵害の規制（3）：不公正な取引方法の禁止（その1） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総論的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定1～10項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。取引拒絶、不当廉売および不当な顧客誘因に重点を置く。</p>

第7回	競争秩序侵害の規制（4）：不公正な取引方法の禁止（その2） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総説的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定10～16項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。（排他条件付取引、再販売価格維持行為を含む）広義の不当な拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に重点を置く。
第8回	競争秩序侵害の規制（5）：競争秩序を侵害する企業集中の禁止 独占禁止法で規制対象となっている二つの類型の企業集中、すなわち第1に競争制限的（・競争阻害的）企業集中、第2に事業支配力過度集中をもたらす企業集中について、制度の概要、解釈上の論点を取り上げる。前者については、従来の規制実務および公正取引委員会ガイドラインの検討、手続上の問題点に重点を置き、後者については、規制の歴史的経緯、対立する政策論に留意しながら検討を進める。
第9回	競争秩序侵害の規制（6）：独占的状态の規制 高度寡占市場対策として位置づけられる独占的状态の規制を取り上げる。解釈論とともに、私的独占の禁止を含めた立法論的考察がポイントとなる。
第10回	競争秩序侵害の規制（7）：適用除外（規制改革と独占禁止法） 現行法における適用除外規定について検討するとともに、改正法によって削除された従来の適用除外規定の問題点の考察にも及ぶ。また、適用除外規定の縮小との関連において、電気通信事業、ガス事業等の規制改革分野における独占禁止法の適用のあり方について、簡潔に取り上げる。
第11回	公正取引委員会・手続・サンクション（1） まず、独占禁止法の執行機関としての公正取引委員会の組織および権限について概説する。次に、行政的規制（排除措置命令等）、刑事罰および民事上のサンクションによって構成される執行体制のコンセプトについて総合的に考察する。すなわち、この回の課題は、独占禁止法の手続・サンクションの側面に関する総論に該当する。
第12回	公正取引委員会・手続・サンクション（2） 独占禁止法の執行体制のうち、公正取引委員会による排除措置命令を中心とする行政処分を取り上げ、独占禁止法の特質となっている準司法的手続（審決）の仕組みを概説し、そのポイントとなる点について詳述する。また、課徴金制度の現状と問題点について検討する。独占禁止法違反行為に係る刑事罰について概説する。
第13回	公正取引委員会・手続・サンクション（3） 前回の、独占禁止法違反行為に係る刑事罰に関する概説を踏まえて、刑事罰のあり方について検討を加え、解釈論・立法論上の問題の整理を行う。独占禁止法における民事上のサンクション、すなわち損害賠償および差止に関する諸規定を取り上げ、制度の特質と問題点について論じる。その場合、前者については、従来の判決例の検討、後者については、差止請求の規定を導入した立法趣旨の検討に、一定の比重を置くこととする。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。
第14回	まとめ 第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。ディベートの手法を用いる。
第15回	試験

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	檜崎 憲安				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>自由経済における企業活動の基本的なルールを定める独占禁止法について、その規制類型（不公正な取引方法、私的独占、不当な取引制限、企業結合）とエンフォースメント（行政措置、刑罰、民事訴訟）を審判決例や公取委における実務を中心に解説し、その後応用編として企業の国際的活動、知的財産権、規制分野と独占禁止法の問題を取り上げ、独占禁止法の基礎理論と問題解決のための思考方法の習得を目的とする。</p> <p>受講生が、独占禁止法の基本的な考え方・主要な論点を理解し、事例に即して問題を解決する能力を養い、「経済法実務」において事例の発表とディスカッションが可能となるレベルを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>独占禁止法の運用は、公取委の行政処分だけでなく、刑罰、民事訴訟の役割も重要となっており、民法、刑法等の必須科目は密接に関連している。また、独占禁止法のエンフォースメントも強化されてきており、コンプライアンスの観点から企業法務と相互に関連する。</p> <p>経済法基礎ではカバーできない領域については、「経済法実務」、「経済法総合」が用意されており、これらも併せて受講されたい。また、「法と経済学」・「国際経済法」の受講も有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>講師によるレジュメと参考資料に基づく講義形式を基本としながら、受講生からの質問とそれに対する回答の時間を設けることとしている。講師の説明を批判的に聴き、より深い考察ができるようになるため、受講生は事前に予習を行い、疑問点を整理して授業に臨むことが不可欠である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>金井貴嗣他『独占禁止法』（弘文堂 2004 年）を基本テキストとする。また、講師によるレジュメと参考資料（最近の公取委発表資料など）のほか、『独禁法審決・判例百選 第 6 版』（別冊ジュリスト 161 号 2002）が有用である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>競争政策の役割と独占禁止法の体系</p> <p>イントロダクションとして、競争政策の役割について伝統的な産業組織論とシカゴ学派の見方を紹介し、独占禁止法が法と経済学の融合分野であることを理解する。そして、独占禁止法の目的・規制内容、エンフォースメントについて概観し、最近の競争政策の展開（独占禁止法の改正と運用強化の流れ）を理解する。</p>
第 2 回	<p>競争の実質的制限と公正競争阻害性（市場効果要件）</p> <p>独占禁止法の違反要件である市場効果要件（競争の実質的制限と公正競争阻害性）について検討する。特に、競争の実質的制限の意味内容と判断レベル、統合型市場支配と閉鎖型市場支配、公正競争阻害性の内容と判断レベル（競争の実質的制限とどう違うのか）について事例に即して検討する。</p>
第 3 回	<p>不公正な取引方法（1）</p> <p>不公正な取引方法は企業の日常的な取引活動を対象としており、企業法務に密接に関係しているところから、最初にこの問題を取り上げて、不公正な取引方法の規制の意義・規制の内容を解説する。次いで、垂直的取引制限（抱き合わせ販売、排他取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引）の規制基準について、日米欧の比較を行いつつ、流通・取引慣行ガイドラインの考え方を検討する。</p>
第 4 回	<p>不公正な取引方法（2）</p> <p>競争者排除型の類型である取引拒絶、差別取扱い、不当廉売について、規制の意義・規制の内容・規制基準を事例に即して解説する。わが国の流通・取引慣行の下で規制の強化を求める動きが強いが、過度に規制すると取引が硬直化したり、価格競争が阻害されるなど、独占禁止法の目的に反することになりかねず、厳格な法運用が必要である旨を理解する。</p>

第5回	<p>不公正な取引方法（3）</p> <p>市場における競争に及ぼす影響を個別に判断する必要がないとされている類型である競争手段の不当な行使（不当な顧客誘引、取引妨害）と優越的地位の濫用について、規制の意義・規制の内容・規制基準を事例に即して解説する。併せて、景品表示法・下請法も概説し、消費者取引・中小企業取引と競争政策の関係も理解する。</p>
第6回	<p>私的独占</p> <p>近年新たな展開が見られる私的独占について、その行為要件（支配、排除）と市場効果要件（競争の実質的制限の判断レベル）を事例に即して検討し、不公正な取引方法や不当な取引制限との関係、通常の事業活動か効率に基づかない支配・排除行為かを理解する。なお、米国反トラスト法の独占規制・EU競争法の市場支配的地位の濫用規制についても概説する。</p>
第7回	<p>不当な取引制限（1）</p> <p>独占禁止法の中核的規制である不当な取引制限について、その行為要件（意思の連絡、相互拘束、共同遂行）と市場効果要件（競争の実質的制限の判断レベル）を事例に即して検討する。公取委での実務経験を踏まえてカルテルの審査実務（端緒活動、合意の立証方法、状況証拠の活用）を解説し、その問題点を整理する。</p>
第8回	<p>不当な取引制限（2）</p> <p>不当な取引制限の各論で、事業者団体に対する規制と事業者団体ガイドライン、ハードコアカルテルと規格等の自主規制、行政指導と独占禁止法などの問題について解説し、当然違法と合理の原則、公共の利益などの基礎概念を理解する。</p>
第9回	<p>企業結合</p> <p>市場集中と一般集中、事前規制と事後規制を理解し、市場集中における一定の取引分野の画定、競争の実質的制限の判断基準・考慮事項について解説し、企業結合ガイドラインの考え方や欧米のアプローチを整理し、検討する。</p>
第10回	<p>独占禁止法のエンフォースメント（1）</p> <p>公取委の法運用を最初に取り上げ、違反事件の処理手続（事件の端緒→事件の審査→排除措置命令・課徴金納付命令→審判→取消訴訟）と今回の審査・審判手続の改正について解説し、手続の公正さが確保されているか、実質的証拠法則などの基礎概念を理解する。また、課徴金制度の法的性格、算定方法、課徴金減免制度について解説し、企業にとって実効性あるコンプライアンスが重要であることを理解する。なお、公取委の事件処理（準司法的手続）だけでなく、政策立案業務も概観する。</p>
第11回	<p>独占禁止法のエンフォースメント（2）</p> <p>差止請求制度・犯則調査権限が導入され、また、損害賠償請求訴訟も増加している。</p> <p>独占禁止法の多元的運用が重要であるという観点から、刑事罰をめぐる議論（犯則調査権限と公正取引委員会の専属告発、状態犯・継続犯、二重処罰の問題など）、差止請求・損害賠償・契約をめぐる訴訟の事例を紹介し、その問題点や制度のあり方を検討し、司法を通じたルール形成の重要性を理解する。</p>
第12回	<p>企業の国際的活動と独占禁止法</p> <p>企業活動がグローバル化しており、わが国企業が欧米の競争法違反で摘発されることもあり、また、欧米の競争法の運用は日本の独占禁止法の運用にも影響を及ぼし、競争当局間の執行協力も活発化している。米国・EUの競争法とその運用を概説し、比較検討する。また、独占禁止法の域外適用の問題と競争当局間の執行協力の現状、規制基準の平準化の動きについて解説する。</p>
第13回	<p>知的財産権と独占禁止法</p> <p>近年新たな展開が見られる知的財産権と独占禁止法に関し、独占禁止法21条の解釈と違反事例、特許ノウハウライセンスガイドライン、ソフトウェア・コンテンツ（著作権）と独占禁止法、技術標準の問題などについて検討する。</p>
第14回	<p>規制分野と独占禁止法</p> <p>法的独占が認められていた公益事業分野においても規制が緩和され、新規参入が行われているが、事業法と独占禁止法の関係、特に参入制限行為・不可欠施設の問題を検討する。また、規制が残っている分野（運輸など）におけるカルテルの問題、協同組合と独占禁止法の関係についても解説する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法総合				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済法基礎」を履修し、又はそれに相当する知識を有する受講生を対象に、経済法上の問題に関するさらに広範で精緻な知見を獲得することを目的とする。「経済法基礎」をとおして得られた経済基本法（独占禁止法）の基本的理解を踏まえて、第1に、応用的事例（審決・判例等）に即した検討を行うと同時に、第2に、経済法における応用的分野（産業規制法、消費者法等）の主要な問題を取り上げることとし、経済法分野の法曹として十分な問題解決能力に到達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」の履修が前提となる。ただし、独占禁止法に関する標準的な知識をすでに習得している受講生については、この限りではない。併せて、実務家の担当する「経済法実務」を履修することが望ましい。関連する科目として、「政府規制産業法」「消費者法」などがある。
3. 授業の方法	基本的に、毎回の講義の前半を講義形式、後半を質疑応答による討論形式に基づいて進める。受講者は、事前に教材を熟読することはもちろん、争点に係る一定程度の見解を形成したうえで臨むことが求められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者執筆による講義案を配布する。このほか、受講生が独自に選択した基本書の併用が望ましい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の目的に関する応用的事例 独占禁止法の規制原理や目的をめぐる基本問題に関する判断を示した判決例の検討を取り上げ、踏み込んだ検討を加える。主な検討の素材となるのは、不当な取引制限の定義規定における反公益性の文言について判断を示した、いわゆる石油カルテル事件に係る刑事判決である。
第2回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(1) 実質的に、私的独占の規制とカルテルの規制の境界領域に属する事案である、いわゆる野田醤油私的独占事件に係る判決を素材として、両者に共通する性格とそれぞれの独自性を明らかにする。また、判決内容の批判的検討とともに、当時の公正取引委員会の積極的な実務について評価する視点にも留意する。さらに、私的独占規制の展開史について簡潔に取り上げる。
第3回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(2) 不当な取引制限の、主として行為形態要件（行為の「共同」性、相互拘束性等）の論点に関する判決例、審決例を取り上げ、カルテル禁止の解釈論上の理解を深める。古典的諸事例（新聞販路協定事件判決、湯浅木材事件審決）のほか、近時の審決事例から、検討の素材を選択する。独占禁止法上の争点のなかでも、複雑かつ困難な課題に属することから、受講者が、単なる論理解釈だけでなく、カルテル禁止に係る政策論に根拠づけられたバランスの良い理解に到達することに留意する。
第4回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(1) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、再販売価格維持行為、排他条件付取引等、主に流通系列化に関する垂直的制限に係る諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。関係する審決および判例のほか、この分野には豊かな学説の展開がみられることから、主として1980年代以降の主要学説も、重要な検討の素材となる。
第5回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(2) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、取引拒絶、不当廉売および抱き合わせ販売に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。これらの行為類型については、公正競争阻害性の解釈理論の側面だけではなく、当該行為の具体的な作用に対する個別的判断が重要な役割を果たすことから、担当者の問題提起に基づく受講者との討論の手法に、格別の比重を置く。

第6回	<p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(3)</p> <p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。優越的地位の濫用については、不公正な取引方法としての基本性格をめぐる諸学説を整理することが、重要な課題となる。競争者に対する取引妨害については、適用事例を概観し、この行為類型がどのような事案について適用されているかを確認する。</p>
第7回	<p>競争制限的企業集中の規制に関する応用的事例</p> <p>独占禁止法上の企業集中に係る規制のうち、株式保有、合併等による競争制限的企業集中の規制に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。具体的には、雪印・クローバー合併に係る事案から八幡・富士製鉄合併事件審決を経て、公正取引委員会ガイドラインの公表、近時のJAL・JAS統合に係る事案に至る、この分野における展開の歴史について正確に分析評価することをとおして、問題点を明らかにし、解釈論・立法論上のとりまとめを行う。競争の実質的制限の解釈に係る実体法上の問題のほか、規制手続をめぐる問題も検討の対象となる。</p>
第8回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(1)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、公正取引委員会の組織・権限をめぐる問題に係る諸事例(和光堂事件判決、主婦連ジュース訴訟判決、東芝ケミカル事件判決等)、行政処分をめぐる問題に係る諸事例(灯油裁判民事判決等)を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。なお、後者については、課徴金制度に関するラップカルテル事件刑事判決、シール談合不当利得返還請求事件判決等を含む。</p>
第9回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(2)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、独占禁止法違反行為に係る刑事罰の諸事例(石油カルテル刑事判決等の一連の判決)を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。この問題は、独占禁止法の原理と刑法の原理が衝突する境界領域の困難な課題を含んでおり、両分野の基本問題に関して周到に検討し、広い視野から創造的に思考することが求められる。</p>
第10回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(3)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、主に独占禁止法上の民事上のサンクションに係る諸事例を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。現段階では、損害賠償請求訴訟に係る判決例(灯油裁判の一連の判決等)の検討に比重を置かざるをえない。差止請求に係る問題については、現行法上の制度の趣旨と問題点を論じる。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。</p>
第11回	<p>高度寡占市場対策(独占的地位の規制、同調的価格引上げに係る報告義務)に関する応用的事例</p> <p>高度寡占市場における弊害に対する競争政策のあり方を考察するという観点から、独占的地位の規制の制度趣旨について、踏み込んだ分析評価を行う。その場合、「独占的地位の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表から数個の典型的な事業分野を取り上げ、受講生が自らの政策判断を具体的に提示するという手法をとおして、この分野に関する高い水準の理解に到達することをねらいとしている。</p>
第12回	<p>適用除外(・規制改革と独占禁止法)に関する応用的事例(1)</p> <p>第1に、独占禁止法上の適用除外制度について、制定以来の展開とその問題点を概観し、現行法上の制度全般について総論的な検討を行う。第2に、個別問題の検討として、この回では、再販売価格維持行為に係る適用除外について詳細に分析する。指定再販、法定再販のうち後者に重点を置き、具体的な問題状況、競争政策上の争点からポイントとなる論点を担当者が提示し、受講生との質疑応答をとおして問題解決のための共通の基盤の構築を試みる。とりわけ独占禁止法についての現実感覚の養成をねらいとしている。</p>
第13回	<p>適用除外(・規制改革と独占禁止法)に関する応用的事例(2)</p> <p>適用除外制度の問題との関係において、規制改革と独占禁止法のテーマはその応用分野として位置づけられる。関連する多くの事業分野のうち、主として電気通信、電力を取り上げ、公正取引委員会による規制の対象となった諸事例を考察の出発点としながら、いわゆる規制官庁との関連を含めた問題領域全般の分析を進める。また、第12回のテーマの場合と同様、法秩序全般ないし経済社会全般において独占禁止法・競争政策が分担する役割について理解を深め、第14回のまとめへの架橋とする。</p>
第14回	<p>まとめ</p> <p>第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済法総合				
担当者名	御器谷 修				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>新司法試験に合格し法曹実務家に必要な経済法の総合的理解をめざします。</p> <p>特に新司法試験においては、現実の実務に生起すると思われる事実関係を前提として、その具体的事例の中から経済法的論点を抽出し、これに対して具体的且つ事例に即した適切な法的見解を述べる出題が顕著な傾向として見受けられます。</p> <p>従って、本講義においては、各項目毎に顕著な事例をピック・アップし、これに対する経済法的考察を試みることに主眼となってきます。</p>
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」をすでに履修しているか、経済法に関して一定の基本的理解を有していることが前提です。
3. 授業の方法	<p>事例研究の方法によります。具体的には、「独禁法審判・判例百選」から各項目毎に適切な事例を取り上げ、論点を考え、これに対する法的結論を導きます。</p> <p>法曹実務家を目指す以上は、判例及び通説的見解の理解が中心であり、又、適宜教科書やガイド・ライン等を使用します。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金井貴嗣他編「独占禁止法」（弘文堂）又は根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説」（有斐閣）等を基本書とし、「独禁法審決・判例百選（第6版）」（有斐閣、別冊ジュリスト）を教材として使用します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>新司法試験の傾向と対策＝本講義の進め方</p> <p>独占禁止法の枠組みと基本概念：事例研究から具体的に</p> <p>（1）独占禁止法の目的、（2）規制の3～4本柱、（3）事業者、（4）一定の取引分野、（5）競争の実質的制限</p>
第2回	<p>私的独占の禁止</p> <p>（1）意義、（2）要件、（3）効果、（4）事例－判例、審判、（5）独占的状态</p>
第3回	<p>不当な取引制限－その1</p> <p>カルテルの意義（諸類型）、要件（共同行為－意思の連絡）、効果</p>
第4回	<p>不当な取引制限－その2</p> <p>カルテルの事例研究</p>
第5回	<p>不当な取引制限－その3</p> <p>談合</p>

第6回	不公正な取引方法－その1 意義、要件、効果
第7回	不公正な取引方法－その2 取引拒絶、差別対価、不当廉売、不当高価購入、不当な顧客誘引、抱き合わせ販売、景表法
第8回	不公正な取引方法－その3 排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引
第9回	不公正な取引方法－その4 優越的地位の濫用、取引妨害、内部干渉、下請法
第10回	企業結合に対する規制：法律の要件と企業結合ガイドライン 事例研究と事前相談における具体的運用（問題解消措置の設計）：最近の相談事例
第11回	独占禁止法のエンフォースメント (1) その意義、(2) 公正取引委員会－事件処理の手続、排除措置、課徴金、(3) 刑事罰
第12回	「もう一つの独占禁止法」＝私人による民事救済 (1) 損害賠償請求 (2) 差止請求
第13回	その他の諸論点－その1 (1) 事業者団体の活動規制 (2) 知的財産権と独占禁止法 (3) 国際取引と独占禁止法
第14回	その他の諸論点－その2 (1) 規制産業と独占禁止法 (2) 適用除外 (3) 他：並行輸入と独占禁止法等
第15回	試験（3時間で2題）

授業科目名	労働紛争処理法				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、労働紛争の処理に関わる法的規律を総合的に把握するとともに、裁判において重要な役割を果たす要件事実論を労働法の分野に即して学ぶことを目的とする。</p> <p>本科目の履修により、単に労働法の実体法的規律を理解しているのみならず、労働紛争の処理についての理論に習熟し、かつ実務にそれを生かすことのできる、労働法分野における専門法曹としての能力を身につけることが到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、これらの科目は主として実体法上の問題を取り扱うが、本科目は、実体法の理解を前提として、手続法上の問題を主に取り扱う。そのため、「労働法Ⅰ・Ⅱ」については履修済みであること、また、「労働法Ⅲ」については並行履修中または履修済みであることが望ましい。また、手続法一般との関係では、要件事実論を用いた検討を行う点で、「民事手続法」の発展的科目としての性格も有している。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、判例等の資料を予め読んで来ることを求め、ソクラテス・メソッドを一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、主要な労働裁判の類型につき、要件事実のブロック・ダイアグラムを記したレポートを提出させることがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するとともに、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、労働紛争の処理に関する統計資料や紛争解決手続に関する書式類も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働紛争処理法総論</p> <p>労働紛争の概念と種類、およびその特質を明らかにした上で、労働紛争の適切な解決のあり方を検討し、進んで、わが国における労働紛争解決システムの全体像を把握するとともに、そこでの課題を明らかにする。</p>
第2回	<p>企業内における紛争処理</p> <p>労使協議などによる紛争の予防を含めて、企業内における労働紛争の処理の現状と問題点を把握したうえで、新たなシステムの設計とそこでの法的課題の検討を試みる。</p>
第3回	<p>行政機関による紛争処理</p> <p>平成13年に成立した個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労政事務所等を含めた行政機関における労働紛争の処理について、その実態と法的問題点を考察する。</p>
第4回	<p>労働委員会による紛争処理(1)</p> <p>集团的労働関係における不当労働行為事件の審査・救済を担当する労働委員会について、審査手続における問題を具体的に検討する。</p>
第5回	<p>労働委員会による紛争処理(2)</p> <p>不当労働行為事件における労働委員会の命令に関しては、裁判所に命令の取消をもとめる訴えを提起することができるが、この取消訴訟をめぐって最近様々な問題が生じているので、これらの問題を考察の対象とする。</p>
第6回	<p>裁判による紛争処理(1)</p> <p>労働紛争についても裁判所による解決は重要な役割を果たしているが、まず通常訴訟について、管轄・訴えの利益・文書提出命令などをめぐり、労働紛争に関して特に問題となっている点を考察する。</p>

第7回	<p>裁判による紛争処理(2)</p> <p>従来から労働紛争についてしばしば用いられてきた仮処分について、最近の実務の動向を把握するとともに、被保全権利や保全の必要性をめぐる基礎的な問題をとりあげる。</p>
第8回	<p>裁判による紛争処理(3)</p> <p>様々な労働仮処分をめぐる個別的な問題を検討するとともに、少額事件訴訟や、平成16年に成立した労働審判法のもとの紛争処理のあり方などについて検討を行う。</p>
第9回	<p>労働訴訟における要件事実(1)</p> <p>労働民事訴訟においては要件事実がいかなる意義をもち、またいかなる限界があるかを考察した上、解雇・雇止め事件についての要件事実の具体的内容を考える。</p>
第10回	<p>労働訴訟における要件事実(2)</p> <p>賃金請求事件の要件事実について、就労がなされた場合と受領を拒否された場合、通常の賃金請求の場合と退職金請求の場合など多様な局面に応じた検討を行う</p>
第11回	<p>労働訴訟における要件事実(3)</p> <p>配転・出向命令を拒否した労働者への不利益処分が争われる事件など、人事異動をめぐる訴訟の要件事実について検討する。</p>
第12回	<p>労働訴訟における要件事実(4)</p> <p>就業規則の変更の効力が争われる訴訟における要件事実について、いわゆる合理性の法理を採用している最高裁判例の動向を踏まえた具体的考察を行う。</p>
第13回	<p>労働訴訟における要件事実(5)</p> <p>労災補償に関し、労働基準監督署長による不支給決定の取消訴訟の他、安全配慮義務違反を理由とする民事損害賠償請求訴訟も含めて、要件事実の検討を行う。</p>
第14回	<p>労働訴訟における要件事実(6)</p> <p>集团的労働関係において生じた紛争に関し、労働協約の効力などが争われた訴訟や争議行為・組合活動等をめぐる訴訟における要件事実を検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	社会保障法				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>高齢・疾病・貧困・失業など生活を脅かす事態に対して生存権保障のために諸々の給付やその他の対応を行う社会保障制度につき、その法的枠組みとそこでの検討課題を理解することを目的とする。</p> <p>本科目の履修により、社会保障法の概要を把握するのみならず、そこでの法的問題の所在を理解し、その解決方法を考えることができる能力を身につけることが到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>社会保障法は、憲法上の生存権保障を基盤とする点で労働法と共通の性格を有しており、かつ、年金、労災保険、及び雇用保険は労働法による規律との関係が密接であるので、必要に応じて「労働法」で取り上げる事項にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するとともに、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、社会保障制度に関する統計資料等も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>社会保障法の理念と体系</p> <p>社会保障法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観した後、その主要な構成分野である社会保険法、社会福祉法、公的扶助法等の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>社会保障の法律関係</p> <p>社会保障法の総論的考察の一環として、社会保障制度における権利ないし法律関係の特質やそこでの法的論点について、具体例を踏まえて検討する。</p>
第3回	<p>社会保険法(1)</p> <p>社会保険法の基礎的構造を理論的に把握するため、保険関係の内容の他、保険料や保険給付をめぐる基本的論点を検討する。</p>
第4回	<p>社会保険法(2)</p> <p>いわゆる労働保険の代表である労災保険について、その適用範囲や業務災害・通勤災害の認定などについての具体的論点を考察し、さらに将来の課題についても言及する。</p>
第5回	<p>社会保険法(3)</p> <p>労災保険と並び労働保険として位置づけられる雇用保険制度に関し、受給資格や給付内容をめぐる問題について検討するとともに、雇用保険法におけるいわゆる3事業などの政策手法についても取り上げる。</p>
第6回	<p>社会保険法(4)</p> <p>高齢化社会に向けて議論が盛んになっている年金制度について、まず公的年金を取り上げ、その種類とそれぞれの特色、および給付や財政をめぐる諸問題を考察する。</p>

第7回	<p>社会保険法(5)</p> <p>最近相次いで立法がなされた企業年金制度を取り上げ、確定給付年金と確定拠出年金のそれぞれについて、立法の内容やそこでの論点、さらに将来に向けての法的課題を把握する。</p>
第8回	<p>社会保険法(6)</p> <p>医療従事者や施設を含めた医療供給体制とそこでの法律関係を概観した上で、保険給付や保険料の問題をはじめとする医療保険制度に関する法的問題を検討する。</p>
第9回	<p>社会保険法(7)</p> <p>平成12年に創設された介護保険制度につき、保険関係の内容の他に、介護サービスの給付に関する法律関係やその実施にあたって生ずる法的課題について考察を行う。</p>
第10回	<p>公的扶助法</p> <p>わが国の公的扶助の具体的内容をなす生活保護法について、その基本原理を明らかにするとともに、保護の要否判定をめぐる具体的論点について検討する。</p>
第11回	<p>社会福祉法(1)</p> <p>いわゆる措置制度の変容など、社会福祉制度のあり方に関する基本的論点を把握した上で、高齢者福祉に関連する法的問題を、有料老人ホーム等に関わる問題をも含めて取り上げる。</p>
第12回	<p>社会福祉法(2)</p> <p>少子高齢化問題という背景を踏まえて児童福祉をめぐる論点を検討するとともに、障害者福祉について、ノーマライゼーションの実現のための現代的課題を含めて考察する。</p>
第13回	<p>社会保障法の国際化</p> <p>外国人への社会保障のあり方や国家間の移動に伴う負担と給付の調整など、社会経済の国際化に伴って新たに生じた社会保障法の諸課題について取り上げる。</p>
第14回	<p>社会保障争訟法</p> <p>社会保障法のもとで生じた紛争が行政手続や訴訟で争われる場合に問題となる法的論点について、民事訴訟法や行政法の基礎的な理解を踏まえて、分野横断的な検討を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	労働法実務				
担当者名	浅井 隆				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、まず労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略的説明（第1回目は講義のみ）を経て、労働基準法、労働組合法の順に演習問題を出し、解説を行う。労働基準法と労働組合法の講義配分は3:1を予定している。</p> <p>本授業での到達目標は、労働基準法と労働組合法の基本的な知識および思考方法を習得することにある。わが国で人の存在しない組織はない。組織があれば人がおり、必ず労働関係は発生する。受講生には、上記知識と思考方法を習得することで現在、大きく変動しているわが国の人事労務管理への指導等が出来ることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法は民法の特別法であり、基本理念は憲法が前提となる。その意味で、本授業は「憲法」及び「民法」の基礎を修得していることを前提としている。</p> <p>他方、本授業は15コマの短期間という制約上、労働基準法と労働組合法の基本的テーマを取り上げる内容となっている。労働法には、労働基準法を一般法とする特別法が多く存在し、かつ、社会の動きに対応して、頻繁に改正、制定されている。受講生にはかかる特別法の存在や特別法を勉強する場合の足掛かりになるように心掛けるつもりである。</p>
3. 授業の方法	<p>第1回目は講義であるが、第2回目以降は演習形式である。つまり事前に演習問題を受講生に示し、受講生は、その演習に対応するため、概説書、判例等を予習する。その上で、授業で演習問題の解説を行い、受講生の予習してきた事項をより正確にするとともに、労働法的な思考方法を示す、という方法である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	演習問題に対応したレジュメと紹介する概説書等を用いる予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の構造と労働市場に関する法律の概略的説明</p> <p>①民法、憲法との関係での労働法の位置付け、②そして労働法は、大きく分けて労働市場に関する法律、個別労働関係に関する法律（労働基準法）、団体的労働関係に関する法律（労働組合法）があること、③②のうち労働市場に関する法律について説明する。</p>
第2回	<p>労働契約の成立－内定と試用</p> <p>第2回目より第1回目目までが、労働基準法関係である。内定と試用は、個別の労働関係の成立段階である。労働契約の成立時期、内定関係の内容、試用関係の内容につき、判例を中心にした理解をめざす。</p>
第3回	<p>就業規則</p> <p>就業規則の意義と法的性質、効力、そして大問題の就業規則の不利益変更につき、これまでの最高裁判例を中心とした理解をめざす。</p>
第4回	<p>配転・出向・転籍</p> <p>解雇権濫用法理のもと、企業は容易に労働者を解雇出来ない。人材の有効活用が図られなければならない。そのため、企業では、労働者を頻繁に配転、出向し、場合によっては転籍をさせている。かかる人事異動について、法律及び判例のルールを理解することをめざす。</p>
第5回	<p>昇格、降格、休職、懲戒</p> <p>上記のとおり、企業は容易に労働者を解雇出来ず、人材の有効活用が図られている。それは、組織系統における上昇（昇格）、下降（降格）においても同様である。特に近時は成果主義、能力主義の考えの下に実質降格（賃金の減額も含む）が行われる。また、病気等の場合多くの企業では休職制度を設けていきなり解雇することはしていない。また、非行者に対して企業は懲戒処分をもって対応している。</p> <p>かかる人事権の行使について、法律及び判例の動向を理解することをめざす。</p>

第6回	<p>労働契約の終了</p> <p>上記のとおり、解雇権濫用の法理から企業は容易に労働者を解雇出来ない。その具体的適用と、最近増えているパート社員（期間契約社員）の期間満了を理由とする労働契約の終了（いわゆる雇止め）の判例法理の正確な理解をめざす。</p>
第7回	<p>賃金・賞与・退職金</p> <p>賃金の基本原則の理解とともに、社会で賃金と同列に説明されている賞与の性格、さらに、賃金の後払いといわれている退職金について、正確な理解をめざす。また、最近はやりの年俸制の問題点、あるいは成果主義賃金制度についても時間の許す限り解説する。</p>
第8回	<p>労働時間①</p> <p>法定労働時間、法定労働時間の弾力化、特に実務上問題の労働基準法41条2号（管理監督者）、3号（監視、断続的労働者）につき、判例中心に理解を深める。</p>
第9回	<p>労働時間②</p> <p>時間外・休日労働、休日、休暇制度等で実務上問題となっている点を中心に理解を深める。</p>
第10回	<p>女性労働者</p> <p>女性労働者に関連した労働基準法の改正、特別法の改正は、最近頻繁に行われている。もともと実社会は、この法律の改正の理念に追いついていない状況にない。本授業はその改正の背景とともに、改正内容を中心に理解をめざす。</p>
第11回	<p>労働災害</p> <p>労働災害の予防については労働基準法の特別法である労働安全衛生法が、労働災害の補償については労働者災害補償保険法が規定しているところである。それぞれの法律の基本的内容を理解するとともに、実務上問題となる労災の認定、民法上の損害賠償請求権との調整については重点をおいて解説を行なう。</p>
第12回	<p>労働組合と不当労働行為の救済</p> <p>労働法の世界は、裁判による救済に加えて、労働組合法で不当労働行為救済の制度があり、都道府県に地方労働委員会、その上に、中央労働委員会があり、裁判に似た手続で、労働者ないし労働組合の救済手続を設けている。</p> <p>これらの内容（要件、救済内容、手続）についての基本的知識の修得をめざす。</p>
第13回	<p>労働協約</p> <p>組合と使用者との団体的合意である労働協約は、今日個々の労働者の労働条件の不利益変更を実現する手段として使われる（就業規則による不利益変更は難しいので）。</p> <p>そこで、労働協約の効力について、組合員への規範的効力は無制約か、非組合員への拡張適用の条件と拡張適用される場合その効力は無制約か、少数組合がある場合少数組合の団結権との関係等、判例中心に理解をめざす。</p>
第14回	<p>争議</p> <p>今日は、全面的な争議行為は影をひそめているが、組合のピラマキ、宣伝活動等今日的にも重要な問題がある。また指名ストがされた場合の控除する賃金の計算等もいまだ重要な問題である。今日でもまだ重要性のある問題を中心に理解をめざす。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法実務				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済法に関する基本的な知識の実務における応用の習得を目的とする。本講義では、特に経済法の中核である独占禁止法（私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法、企業結合規制等）について、公正取引委員会における審決・勧告・警告・その他の公表事例、実務において想定される相談事例などを題材として、具体的な局面において他の法律問題とあわせて解決にむけて論理的に思考する能力を修得することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法に関する基本的な知識とその方法論の修得を目的とする「経済法基礎」及び経済法の先端・学際そして比較法領域を取り扱う「経済法総合」がある。なお、実務として経済法は、民商法等の私法、行政法その他各産業を規律する業法等とは密接な関連があり、また、企業法務の一環でもある「渉外法務ベーシックプログラム」及び「渉外法務ワークショッププログラム」の講義内容とも密接な関連を有する。さらに、企業活動のグローバル化に伴い、「国際経済法」との関連も強い。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、適宜講義形式による基本的な検討の視点や具体的な案件についての説明を行いながら、基本的には演習形式を用いる。受講生は、指示に応じ、先例、ガイドラインや事案について予習することが義務づけられる。</p> <p>また、講義では、講師による講義及び質疑応答、学生同士による討論ならびに講師によるフィードバックを通じて、経済法に関する実務的な検討の方法論を修得する。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法科大学院教育に適した基本書と、審決・判例に関するサブテキストを用いる。なお受講者には、通常の六法の他に、公正取引委員会事務局編「独占禁止法関係法令集（平成18年版）」（公正取引協会）を持参し、参照することを求める。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>経済法の実務概観 経済法（特に独占禁止法）が実務のなかで占める位置付けや、企業内法務（法務部等）と外部の弁護士との連携など、経済法の実務全般に関わる問題ととりあげ、経済法の実務全体を鳥瞰する。</p>
第2回	<p>独占禁止法の基礎 独占禁止法の解釈・適用全般に関わる重要な基礎概念や解釈・考え方についての調査方法について解説するとともに、具体的な事案のなかでの評価の手法を検討する。</p>
第3回	<p>不当な取引制限 ① 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実体法、手続及び制裁に関する実務的な検討及び助言について検討する。</p>
第4回	<p>不当な取引制限 ② 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実体法及び手続に関する実務的な検討及び助言について検討する。</p>
第5回	<p>不公正な取引方法 ① 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実務的な検討及び助言について検討する。また、近年議論の進展の著しい知的財産権と独占禁止法に関し、共同研究開発・特許・ノウハウ等の技術ライセンス等に含まれる独占禁止法上の問題点や事業の基本にある生産・販売・流通に関する取引に含まれる独占禁止法上の問題点についても検討を行う。</p>

第6回	<p>不公正な取引方法 ②</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実務的な検討及び助言について検討する。また、近年議論の進展の著しい知的財産権と独占禁止法に関し、共同研究開発・特許・ノウハウ等の技術ライセンス等に含まれる独占禁止法上の問題点や事業の基本にある生産・販売・流通に関する取引に含まれる独占禁止法上の問題点についても検討を行う。</p>
第7回	<p>私的独占 ①</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実務的な検討及び助言について検討する。</p>
第8回	<p>企業結合規制と事業提携 ①</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第9回	<p>企業結合規制と事業提携 ②</p> <p>具体的事例をもとに、実体法の検討及び手続について検討する。</p>
第10回	<p>コンプライアンス・プログラムと独占禁止法</p> <p>近年、独占禁止法を含め、何らかの形でコンプライアンス（遵守）・プログラムを作成する会社が多数を占めるにいたっている。企業法務と独占禁止法遵守のありかたを検証する。</p>
第11回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ①</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第12回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ②</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第13回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ③</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第14回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ④</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済法実務				
担当者名	檜崎 憲安				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「経済法基礎」の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政措置・刑事罰・民事的措置、企業法務などに関する実務的な知識と問題解決にむけて論理的に思考する能力の習得を目的とする。</p> <p>本講義では、経済法の中核である独占禁止法の規制類型（不公正な取引方法、私的独占、不当な取引制限、企業結合）とエンフォースメント（行政措置、刑罰、民事訴訟）について、審判判例や公取委における相談事例などを題材として、「経済法基礎」で習得した基礎理論を応用して、具体的な事案における種々の法律問題を解決するための実務的な能力を養い、専門分野として活動できる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「経済法基礎」で必要とされた民法、刑法等に加え、「行政法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「国際経済法」も関連しており、また、いわゆる業法も密接に関連している。</p> <p>経済法の先端・学際領域を扱う「経済法総合」が用意されており、これらも併せて受講されたい。また、独占禁止法は企業法務の重要な部分を占めており、企業法務に関連する科目の受講も有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>公取委での実務経験に基づき実際に論点となりやすい問題を提示しながら、事例研究という演習方式を基本とする。受講生は、講師の設定した事例について攻撃・防御の立場からレポートを作成して報告を行い、受講生間で議論する。</p> <p>報告担当者だけでなく、受講生は事前に予習を行い、疑問点を整理して授業に臨むことが不可欠である。報告を批判的に聴き、より深い議論ができるようするため、報告担当者は作成したレポートをメールなどにより事前に講師・他の受講生に送付することとする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>「経済法基礎」で用いたテキストのほか、『独禁法審決・判例百選 第6版』（別冊ジュリスト161号 2002年）を基本テキストとする。なお、公取委のホームページに掲載されている審決、相談事例、各種発表文も適宜使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>最近の競争政策の展開</p> <p>イントロダクションとして、最近における競争政策の展開を解説し、独占禁止法の運用上の課題、独占禁止法の改正の意義・問題点と実体規定を含めた今後の課題、企業におけるj実効性あるコンプライアンスの確立について検討する。</p>
第2回	<p>事件審査・審判・訴訟の実務</p> <p>公取委での実務経験の中で関係した事件（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）を取り上げて、事件の端緒→事件の審査→排除措置命令・課徴金納付命令→審判→取消訴訟という一連の手続と実務を解説し、これらの過程において生じる論点・争点、当事者間の交渉方法について検討する。</p>
第3回	<p>不公正な取引方法の事例研究（1）</p> <p>垂直的取引制限（再販売価格の拘束、拘束条件付取引）の事例研究で、家庭用TVゲーム製品事件、粉ミルク事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、その先例としての意義（正当化事由、知的財産権と独占禁止法の関係など）、問題点があるとすればそれに対しどのように考えるべきかについて検討する。</p> <p>事件ごとに担当者（レポート）を定め、受講生間で議論し、実務上有用な思考能力の向上を図る（次回から13回まで同じ）。</p>

第4回	<p>不公正な取引方法の事例研究(2)</p> <p>垂直的取引制限(抱き合わせ販売、排他取引)の事例研究で、マイクロソフト事件、東洋精米機事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、その先例としての意義、問題点があるとすればそれに対しどのように考えるべきかについて検討する。</p>
第5回	<p>不公正な取引方法の事例研究(3)</p> <p>競争者排除型の類型(取引拒絶、差別取扱い、不当廉売)の事例研究で、全農段ボール事件、LPガス差止請求事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、その先例としての意義、問題点があるとすればそれに対しどのように考えるべきかについて検討する。</p>
第6回	<p>不公正な取引方法の事例研究(4)</p> <p>市場における競争に及ぼす影響を個別に判断する必要がないとされている類型(取引妨害、優越的地位の濫用)の事例研究で、バトミントンのシャトル事件、大手銀行による金融商品の購入強制事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、不公正な取引方法における取引妨害の位置づけと公正競争阻害性のとらえ方、不公正な取引方法と私的独占の関係、優越的地位の認定、大規模小売業告示の意義などの問題について検討する。</p>
第7回	<p>私的独占の事例研究(1)</p> <p>近年新たな展開が見られる私的独占の事例研究で、野田醤油事件、最近の事例を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、その先例としての意義、問題点があるとすればそれに対しどのように考えるべきか、競争の実質制限の判断レベル、通常の事業活動か効率に基づかない支配・排除行為かについて検討する。</p>
第8回	<p>私的独占の事例研究(2)</p> <p>私的独占の応用編で、パチンコ機事件、公益事業分野における参入制限の事例として航空3社の対抗価格事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、知的財産権と独占禁止法、私的独占と不当な取引制限、規制基準であるコストのとらえ方、埋め合わせの議論、事業法と独占禁止法の関係、不可欠施設の問題などについて検討する。</p>
第9回	<p>不当な取引制限の事例研究(1)</p> <p>独占禁止法の中核的規制である不当な取引制限の事例研究で、東芝ケミカル事件、高松市豆腐組合事件を取り上げて、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、行為要件(意思の連絡)と市場効果要件(競争の実質的制限の判断レベル)について検討する。なお、カルテルの審査実務(端緒活動、合意の立証方法、状況証拠の活用)を適宜コメントする。</p>
第10回	<p>不当な取引制限の事例研究(2)</p> <p>不当な取引制限の事例研究で、ソーダ灰輸入制限事件、郵便区分機事件を取り上げ、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、また、統合型市場支配・閉鎖型市場支配、状況証拠による合意の認定、既往の違反行為に対する排除措置などの問題について検討する。</p>
第11回	<p>不当な取引制限の事例研究(3)</p> <p>不当な取引制限の応用編で、規制分野におけるカルテルの問題として大阪バス協会事件、刑罰が科されたシール談合事件を取り上げ、取引実態を踏まえてどのような考え方で結論が導き出されているか、事業者団体の意思形成、規制分野における独占禁止法の適用、取引分野、独占禁止法違反の罪のとらえ方などの問題について検討する。</p>
第12回	<p>企業結合の事例研究(1)</p> <p>企業結合に関する相談事例(2件)を取り上げて、一定の取引分野がどのように画定されているか、また、単独の又は協調行為による市場支配がどのように判断されているか、問題点は何かについて検討する。また、企業結合ガイドラインについても言及する。</p>
第13回	<p>企業結合の事例研究(2)</p> <p>企業結合は国際的に展開されている企業活動であり、かつ、企業法務の重要な部分であることから、国際的なM&A事件を取り上げて、米国・EUの規制基準について検討し、日本との比較を行う。また、事業提携の相談事例に基づき審査実務と処理方法についても検討する。</p>
第14回	<p>違法要件の整理・総合と競争政策の現代的課題</p> <p>これまでの事例研究の蓄積を踏まえて、独占禁止法の違法性判断基準を整理し、問題解撤のための視点・発想、分析方法を総合的に考察する。また、経済法は常に改革が要請されている分野であり、実体規定を含めた独占禁止法のあり方、運用面の改善(経済分析手法の開発、競争当局間の執行協力、適正手続の確保など)、実効性あるコンプライアンスの確立など今後の課題について検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際法				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	現代の国際社会において、伝統的に国と国との関係を規律する法として把握されてきた国際法が、法の主体として国際機構および個人の権利・義務を規定するようになって来ている。さらに、国際法の規定は各国の国内立法に影響を及ぼし、国内の裁判所において適用されてきていることから、国際法の諸問題の理解は国内の立法、司法の理解にも不可欠の要素となってきた。本講義では、国際社会における国際法の位置づけを把握することを目的とし、このような国際法の理解のために必要な基本的概念および原則の修得を到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	この講義で扱う基本的な概念・原則の理解を前提として、個別の事例を取り上げてゆく「国際法総合」の講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」およびその他の国際系の科目の理解のための手助けとなるものである。
3. 授業の方法	国際法の基本的概念を理解するために、法源、主体、責任、紛争解決のそれぞれの分野について説明をする。その際に各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大沼保昭編『国際条約集』（有斐閣）の最新版を用いる。判例集としては、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する英文の資料・判例を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	1998年に採択された国際刑事裁判所設立条約を題材に、条約の締結、条約に付される留保、解釈宣言に関する問題を検討する。また、ウィーン条約法条約に沿って、条約の解釈、適用、無効、終了、運用停止に関しての事例を取り上げて、個別の条約を理解するために必要な基本的知識を説明する。
第2回	慣習法の形式の国際法がどのような要件を満たして成立するのか、その際の要件についての対立を単一要素理論、インスタント慣習法論などを題材として検討する。また、条約と慣習法との関係をどのように捉えるのかについて、北海大陸棚事件を題材として議論する。
第3回	現代の国際社会で顕著な存在となった国際機構の決議を国際法上どのように位置づけるのかを明らかにする。そのなかでも、国連総会決議、国連安全保障理事会決議の具体的な事例を取り上げて、これらの決議の有する意義、国内法上の位置づけについて検討する。
第4回	条約、慣習法、国際機構の決議とともに、法の一般原則、判例、学説、一方的行為などについて、これらの法源相互の関係がどのように捉えられているのかを明らかにする。また、国際法と国内法との関係で、これらの国際法上の法源が国内法秩序において与えられている位置づけを議論してゆく。
第5回	国際法上の主体としての国の意味をその成立要件を検討することにより説明する。その際に、国の承認、政府の承認という国際法の制度にともなう問題点を、南ローデシア、南アフリカなどの事例を、また、リンビン・タイク・ティン・ラット対ビルマ連邦事件、光華寮事件を通じて明らかにする。
第6回	国の要件のひとつである領土の問題を国際法の観点から検討する。領土に関する一般的な国際法原則とともに、個別の事例として、日本の領土問題を取り上げて、これまでの状況を説明するとともに、現在も存在している領土問題（北方領土、竹島、尖閣諸島など）に言及する。

第7回	国際社会において大きな位置を占めるようになった国際機構の国際法主体性について明らかにする。特に、国連の地位についてのベルナドッテ伯事件を、また日本での判例として、国連大学事件、欧州共同体駐日代表部事件を取り上げて、様々な観点から国際機構の意味を検討する。
第8回	個人の国際法主体性について、その権利および義務の観点から説明をする。権利としては国際的な人権保障を、義務としては個人の国際犯罪を取り上げ、それぞれの判例を検討し、国際社会における個人の位置づけについて議論する。
第9回	国際違法行為より生ずる国際責任の問題を国、国際機構、個人のそれぞれについて明らかにする。国の国際責任に関しては2001年の国際法委員会草案に依拠しながら説明をおこない、国際機構および個人については現在の国際法委員会の作業を参照しながら検討する。
第10回	国際違法行為により生ずる国際責任がどのような性質を有しており、その帰属に関していかなる規則が適用されるのかについて説明する。主に国の機関（立法、司法、行政）による行為の国への帰属、他国の行為の国への帰属、国際機構への帰属が中心となる。
第11回	国際責任の履行方式について、違法行為の中止、原状回復、金銭賠償、サティスファクション、再発防止措置などについて説明する。また、テキサス北米浚渫会社事件、コルフ海峡事件、ルテリエー・モフィット事件などを取り上げて、賠償の性質、請求の手續についても明らかにする。
第12回	国際紛争の平和的解決手續のうち、友誼的（非司法的、政治的）紛争解決手續を取り上げる。これまで採用されてきた交渉、審査、仲介、調停などの様々な方式を分析し、国際紛争が解決される際の国際法的な問題点について理解を深める。
第13回	法的な解決手續である国際裁判を取り上げ、現在の国際社会における機能を明らかにする。仲裁裁判と司法的解決とが対象となるが、その制度的な枠組みの理解とともに、実際に利用されてきた事例として最近の国際司法裁判所の判例を検討してゆく。
第14回	国と国との紛争を解決する枠組として注目されるようになった国際機構による紛争解決の意義を明らかにする。普遍的国際機構である国際連合とともに、ラテン・アメリカ、アフリカ、ヨーロッパに設立された地域的な国際機構についても検討を行なう。また、紛争解決手續きの相互関係について見てゆく。
第15回	試験

授業科目名	国際法総合				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法の基本的な理解を前提として、個別・具体的な分野での国際法の適用をめぐる問題を理解するための能力を養うことを目的とする。個別の分野としては、条約法、外交・領事関係、海洋法、国際航空法、国際宇宙法、人権の国際的保障、武力紛争法などを取り上げて説明をする。国際法のこれらの分野で修得した理解を他の分野においても適用してゆくことのできる応用力を高めてゆくことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際法に関する基本的な概念および原則の説明は、国際法の授業でなされ、その知識を前提として本講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」およびその他の国際系の科目の履修についても、この授業の理解が役に立つであろう。
3. 授業の方法	各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』（慶應義塾大学出版会、1996年）、国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（5）条約法』（慶應義塾大学出版会、2001年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	条約に関する理解を深めるために、1969年の条約法に関するウィーン条約の規定に沿って、条約の作成に関して生ずる国際法上の問題を検討する。条約の意味、条約締結に関する国内手続、条約に拘束されるための同意表明の方法について、アングロ・イラニアン石油会社事件、出光興産事件などを中心に検討する。
第2回	条約に付される留保の実行およびその効果について、条約法条約で規定された両立性の原則の意味を検討する。また、解釈宣言に関して、国連海洋法条約、国際刑事裁判所規程を取り上げて、その意味と実行について、国際法がどのような取り扱いをしているのかを明らかにする。
第3回	成立した条約の遵守、適用および解釈に関する日本の実行を、条約法条約の規定を参照しながら、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、オランダ人戦後補償請求事件などにより明らかにする。
第4回	条約と条約の当事国ではない第三国との関係について、条約の慣習法化、慣習法の法典化を含めて明らかにする。関連する判例として、水交社事件、尹秀吉事件を取り上げる。また、条約の改正および修正に関する実行を検討する。
第5回	条約の無効原因とされる事由である国内法の規定、権限、錯誤、詐欺、買収、代表者に対する強制、国に対する強制および強行規範への抵触について説明する。また、条約の終了、運用停止について、国際法上認められている事由を実行に触れながら明らかにする。
第6回	外交関係のうち、外交使節の任務の開始と終了、アグレマン、ベルソナ・ノン・グラータ、外交使節団の公館に関連する不可侵、外交的庇護について、金大中氏拉致事件、大使館の家賃滞納などの事例に言及しながら説明する。

第7回	外交官の特権・免除について、その人的範囲と享有期間、外交官の身体の不可侵と移動・旅行の自由、法令尊重義務と営利活動の禁止、裁判権免除に関して、大使館職員による暴行事件、外交官による交通事故、外交官によるヘロイン密輸事件などを取り上げて説明する。
第8回	1982年の国連海洋法条約は、この分野での重要な多数国間条約であるが、このなかで、海洋活動を行う各国の解釈・実行が対立している部分を取り上げる。日本に関連する事例として、テドン号事件およびテキサダ号事件について討論を行なう。
第9回	国際航空法について、多数国間条約の国際民間航空条約、モントリオール条約、二国間条約の1946年バーミューダ協定(英米)、1977年バーミューダII協定(英米)、日米航空協定を取り上げて、領空侵犯の事例や国際航空運送の分野で生じてきた様々な問題について説明してゆく。
第10回	国際宇宙法の分野ではすでに宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約、月協定、宇宙基地協力協定等の条約が作成され、また様々な国連総会決議がなされている。これらを材料として、宇宙活動より生ずる様々な国際法上の問題点について分析を行う。
第11回	国際法における国際人権保障に関する制度的な枠組を理解するために、人権について規定する条約による保障方式、基準設定、実施を概観する。さらに、これらの人権条約に関連する日本の国内判例について討論を行なう。
第12回	国際法において自然人に課された義務の観点から、個別の条約で規定された海賊、航空犯罪、狭義の戦争犯罪、平和に対する罪、人道に対する罪、ジェノサイドなどの概念を明らかにし、具体的な手続として、日本の国内裁判所による事例を取り上げて説明する。
第13回	国際武力紛争法の分野で作成された主要な条約規定としては、1907年の陸戦の法規慣例に関するハーグ条約、1949年のジュネーヴ4条約および1977年の二つの追加議定書がある。これらの規定のなかで、捕虜の取り扱い、文民の保護、占領下の文民保護、私有財産の保護に関する規定の意義を国内判例、事例をあげながら検討する。
第14回	国際武力紛争法のうち、害的手段の制限および文化財の保護に関する規定を取り上げて説明する。前者には核兵器の使用の問題が含まれており、原爆判決、核実験事件を参照しながら検討する。後者にはユネスコで採択された文化財保護条約があり、これについて分析を行う。また、核不拡散条約についても取り上げる。
第15回	試験

授業科目名	国際私法				
担当者名	横山 潤				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>1年次の「民法Ⅰ～Ⅵ」、「商法Ⅰ・Ⅱ」で習得された知識を前提とした上で、国際的な民事法上の問題を規律する国際私法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>「国際取引法総合」と相互補完的に授業を行うので、秋学期において開講される「国際取引法総合」を受講するのが（必須とはいえないにせよ）強く望まれる。本講義では家族および人を中心として講義を行う。</p> <p>民法・商法などのいわゆる実質法とは、その法技術において、国際私法はかなり異なる。そのため、修得のレベルの差が歴然とするのがこの科目の特徴である。様々の点における実質法との差異が理解できるようにすることが最低限の到達目的といえよう。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>選択科目の中で、渉外的な民事事件の処理に関する国際法系科目として本授業の他、「国際商取引法」、「国際経済法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」などがあり、相互に密接に関連している。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は必ず事前配付されたプリントに基づき予習をして欲しい。予習を前提として、質問を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前にプリントを配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際私法の意義と法源： 国際私法（抵触法）の基礎となるべき事項を説明する。</p>
第2回	<p>婚姻の成立 国際的な婚姻の実質的成立要件および方式について説明する。</p>
第3回	<p>婚姻の効力： 国際的な婚姻の効力つまりその身分的効力と夫婦財産制について説明する。</p>
第4回	<p>離婚： 国際的な離婚の準拠法および国際的裁判管轄権について説明する。</p>
第5回	<p>実親子関係の成立： 嫡出親子関係、認知および準正および国際的裁判管轄権について説明する。</p>

第6回	養子縁組： 国際的養子縁組の準拠法および国際的裁判管轄権について説明する。
第7回	親子間の法律関係： 親権などの親子間の法律関係および扶養について説明する。
第8回	中間試験。
第9回	行為能力・後見および失踪宣告： (取引保護に関する規定を含む) 行為能力に関する抵触規定と後見および失踪宣告に関する新规定について説明する。
第10回	相続： 国際的な相続に関する諸問題につき説明する。
第11回	国際私法総論Ⅰ： 本国法の決定、常居所の概念について説明する。
第12回	国際私法総論Ⅱ： 反致について説明する。
第13回	国際私法総論Ⅲ： 公序について説明する。
第14回	国際私法総論Ⅳ： 法の適用の意味、法の適用範囲など抵触法の基礎となる観念を説明する。
第15回	試験

授業科目名	国際商取引法				
担当者名	山手 正史				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法・商法の基礎的知識を有する者を対象として、国際商取引法——国際売買契約ならびにその成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係——に関する基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>なお、上記目的に加えて、国際商取引法を題材にして様々な問題——たとえば、法源論（法とは何ぞや？）、比較法文化論（国や法体系によって法はどう違うか？）、政治経済体制と法との関わりなど——をともに考えていく授業にしたい。</p> <p>「国際私法」とあわせて、「国際取引法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法・商法の基礎的知識を有していることを前提として授業を進める。</p> <p>国際取引関係の基本的科目として、本授業のほか、「国際私法」が設置されている。国際私法は抵触法上の問題を取り扱い、「国際商取引法」は実質法上の問題を取り扱う。</p> <p>さらに、より展開的な科目として、「国際取引法総合」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「涉外法務ベーシックプログラム」、「同ワークショップ・プログラム」などが設置されており、「国際私法」、「国際商取引法」で修得される基礎的能力は、これらの科目履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式ではあるが、演習に近い形式で行う。すなわち、受講生は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨み、講義では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	曾野和明＝山手正史『国際売買法〔現代法律学全集 60〕』（青林書院）をテキストとし、随時、レジュメないしプリントを配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際商取引の基本的システム</p> <p>国際売買取引の成立から履行までを概観することによって、様々な法技術——運送、保険、手形、信用状等——が密接に絡み合っている一つの取引が完了すること、および、法源の多様性——国家法、条約、商慣習法等——を示す。</p> <p>この授業が対象とする国際商取引法の全体像を把握してもらうこと、および、この授業が対象とする国際商取引法を勉強することの意義を考えてもらうことを目的とする。</p>
第2回	<p>国際商取引法の法源(1)——国家法</p> <p>国家の存在を所与のものとし、かつ、法実証主義的な法律観に立てば、国際商取引契約に適用される法としてまず第一義的に考えられるものは国家法である。しかしながら、国家法は必ずしも国際商取引に適応しているとは言えない。ここでは、国際私法を介して国家法が適用されることの問題点について検討する。</p>
第3回	<p>国際商取引法の法源(2)——レックス・メルカトリア</p> <p>国家法が国際商取引契約規制規範として必ずしも適格ではないことから、商人たちは様々な自律的な規範——約款ないし標準契約、援用可能統一規則（インコタームズ・信用状統一規則など）——を定立してきた。すなわち、いわゆるレックス・メルカトリア（<i>lex mercatoria</i>）と呼ばれる諸規範である。ここでは、これらの規範を概観したうえで、その問題点を検討する。</p>
第4回	<p>国際商取引法の法源(3)——統一法</p> <p>第3回の授業で眺めた個別領域を対象とする規範だけでなく、国際商取引契約への適応性を有するより一般的な規範を定立しようとする努力が、公的私的を問わず、様々な国際機関によって進められてきた。たとえば、国連国際物品売買条約（ウィーン売買条約）やユニドロワ国際商事契約原則などである。ここでは、これらの規範を概観し、その現状と問題点を検討したうえで、今後の展望を試みる。</p>

第5回	<p>売買契約当事者間の法律関係(1)——ウィーン売買条約総論</p> <p>第5回から第9回まではウィーン売買条約を中心に国際売買契約の当事者間の法律関係について講述する。まずこの第5回の授業では、ウィーン売買条約の総則規定、とりわけ、ウィーン売買条約の適用範囲、統一規範としての実効性の確保、国際商慣習との関係に重点を置いて講述する。</p>
第6回	<p>売買契約当事者間の法律関係(2)——契約の成立</p> <p>国際売買契約の成立にかかわる諸問題をウィーン売買条約の契約の成立に関する規定を題材にして講述する。契約の成立に関わる大陸法と英米法との相克、「書式の闘い (Battle of Forms)」などの問題に重点を置く。</p>
第7回	<p>売買契約当事者間の法律関係(3)——売主・買主の義務</p> <p>国際売買契約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買契約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第8回	<p>売買契約当事者間の法律関係(4)——契約違反に対する救済方法</p> <p>売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第9回	<p>売買契約当事者間の法律関係(5)——危険負担</p> <p>国内売買契約に対する国際売買契約の特性を最も色濃く反映する危険負担の問題について、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。危険の移転時期の問題だけでなく、保険契約との関係についても言及する。</p>
第10回	<p>国際運送契約をめぐる法律関係</p> <p>国際運送契約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、世界的法統一への努力を含む国際運送契約を規律する法の態様、複合運送への対応、信用状条件に合致した船荷証券の要件などについて講述する。</p>
第11回	<p>国際保険契約をめぐる法律関係</p> <p>国際保険契約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、国際保険契約を規律する法の態様、保険証券の機能、信用状条件に合致した保険証券の要件などについて講述する。</p>
第12回	<p>代金決済をめぐる法律関係(1)——手形</p> <p>銀行への国際送金委託、為替手形による取立など、国際商取引における代金決済方法の基本的態様について講述したうえで、世界的法統一への努力を含む国際手形を規律する法の態様、荷為替手形と信用状との関係などについて講述する。</p>
第13回	<p>代金決済をめぐる法律関係(2)——信用状</p> <p>第13回までの授業においても、折りに触れて信用状については言及するが、ここでは、信用状取引に固有の問題について講述する。とりわけ、信用状発行銀行の責任、日本の手形割引実務と買取銀行の責任に重点を置く。</p>
第14回	<p>英文契約書を読む</p> <p>授業の総括として、英文契約書を読む。</p>
第15回	試験

授業科目名	国際取引法総合				
担当者名	横山 潤				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「国際私法」の中では触れることのできない契約および財産関係事件について講義を行う。抵触法および若干の国際民事訴訟法の問題にも言及する。
2. 関連する科目との関係	春学期に開講される「国際私法」と相互補完的に授業を行うので、「国際私法」を受講するのが合目的と思われる。さらに、「国際商取引法」に密接に関連する。したがって、できればこれらの科目の履修を選考させることが望ましいが、必ずしもそれは必須のことではなく、講義ではそれらの未修者にも配慮する。
3. 授業の方法	あらかじめ配付するプリントを事前に読んでいることを前提にして講義を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に教材用のプリントを配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際契約Ⅰ（当事者自治の原則）： 国際契約の準拠法を決定する基本原則たる「当事者自治」の意義、根拠、要件などを説明する。
第2回	国際契約Ⅱ（法選択のない場合の処理）： 当事者が準拠法の選択をしなかった場合の処理について、いわゆる特徴的給付を中心にして説明をする。
第3回	国際契約Ⅲ（方式と行為能力）： 契約の方式および行為能力の準拠法について説明する。
第4回	国際契約Ⅳ（消費者契約と労働契約）： 弱者保護のために定立されるとみられる消費者契約と労働契約の準拠法の定め方について説明する。
第5回	法定債権Ⅰ（不法行為） 新たに定立される不法行為の準拠法の決定の仕方について説明する。
第6回	法定債権Ⅱ（事務管理・不当利得） 不法行為とともに新設される事務管理・不当利得に関する規定について説明する。

第7回	債権法上の諸問題： 債権法上の諸問題、とくに債権譲渡、相殺について説明する。
第8回	中間試験
第9回	物権： 法例の改正においても維持される所在地法の原則の意味とその限界について説明する。
第10回	国際的強行法規の特別連結： 契約および物権との関連において法廷地法および第三国法の強行法規の連結について説明する。
第11回	国際私法総論Ⅰ： 法律関係の性質決定その他国際私法上の総論上の問題について説明する。
第12回	国際私法Ⅱ： 国際私法総論の中でもとくに公序について説明する。
第13回	国際私法と国際民事訴訟法Ⅰ： 国際私法と国際民事訴訟法の関連とくに国際裁判管轄権について説明する。
第14回	国際私法と国際民事訴訟法Ⅱ： 国際私法と国際民事訴訟法の関連とくに外国判決の承認・執行について説明する。
第15回	試験

授業科目名	国際環境法				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	環境問題のうち、特に国境を越える問題について焦点をあてて、これらに対して国際社会がどのような対応をし、国際環境法がいかなる形で発展をしてきたのかについて理解を深める。そのために、様々な分野で作成された文書の意味、条約の理解や各国の実行から生まれた慣習法の発達の分析、諸事例の検討を通じて、国際環境法の規制方式についての理解を高めてゆく。同時に、新たに生じてくる地球環境問題へ既存の法原則の適用より生ずる問題点を考察することにより、個々人の環境問題に対する法的思考能力を養うことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国境を越える環境問題の法的側面を扱うので、基本的な原則・概念をとりあげる「国際法」、「国際法総合」が関係している。すでに「国際法」の基本的な理解をしていることを前提として授業を行う。また、制定された条約の実施がそれぞれの国においてどのようになされるのかが重要な問題であり、国際環境問題をめぐる法的問題を理解する上で、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法Ⅲ」と密接な関係がある。
3. 授業の方法	国際環境法についての概要を説明した後、個別の分野において生じてきた事件、判例をとりあげて、そこで適用される法原則がいかなるものであるかを明らかにしてゆく。また、いくつかの分野では模擬の事例を作成し、それについて議論を進めてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部和也・臼杵知史編『解説国際環境条約集』（三省堂、2003年）、授業中に配布・指定する英文を含む国際環境法に関連する資料、判例、論文、著書。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際環境法の意義—国際社会における環境汚染の状況を、大気汚染、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染などを例にして説明する。国際社会で環境問題が現在どのように考えられているのかを検討しながら、規制すべき汚染、悪影響の定義を、国連海洋法条約第1条（4）に規定された「海洋環境の汚染」、オゾン層の保護のためのウィーン条約第1条2の「悪影響」などを例として説明する。
第2回	国際環境法の法源—国際環境法が成立する主要な形式としての条約、決議等について1972年人間環境宣言、1982年ナイロビ宣言、1992年環境と開発に関するリオ宣言、2002年ヨハネスブルグ宣言、1985年オゾン層の保護のためのウィーン条約、1987年モントリオール議定書、1992年気候変動枠組条約、1997年京都議定書、1979年長距離越境大気汚染条約などを材料に説明する。
第3回	国際環境法の主体—国際環境法の制定、実施に関与する国際的主体として、各種の政府間国際機構が設立され、また、多くの非政府間国際機構が環境問題を取りあげている。これらの機構の活動について、その制度的側面、実際上の活動を検討し、機構が国際環境法において有する意義とその限界を明らかにする。
第4回	条約で設立された機関がどのように条約内容の実施のために機能しているのか、各国がどのような形でそれに関与しているのかを説明する。国際法において認められてきた方式とともに、特に、事前協議、事前通報、情報交換、報告制度、環境影響評価、遵守手続などの環境保護に関連して発達してきた形式について説明する。
第5回	船舶起因の海洋汚染事故に関する法制度の理解のために、油濁民事責任条約、油濁補償基金条約、国連海洋法条約について説明し、トリー・キャニオン号事件、ナホトカ号事件、プレスティージュ号事件を取り上げて、それぞれの事件における対応について分析を行う。

第6回	陸上起因の海洋汚染に関する規制のために作成された国連海洋法条約および地域条約の法制度を概観し、その後作成されたUNEPのガイドラインを分析するとともに、アイルランドと英国とのあいだで争われているMOX事件を取り上げ、陸上起因汚染についての規定について検討を行う。
第7回	国境を越える大気汚染に関する国際環境法の法制度を理解するために、欧州長距離越境大気汚染条約、米国カナダ大気協定について説明し、米国とカナダで争われたトレイル溶鉱所事件を取り上げて、国が越境大気汚染からの環境保護のために採るべき方式に関して検討する。
第8回	オゾン層の保護のために国際的に作成された諸条約を取り上げ、その具体的な基準設定方式、実施の手続について説明する。
第9回	地球温暖化防止のために採択された気候変動に関する国際連合枠組条約および京都議定書の設立しようとしている法制度、特に遵守手続を説明する。また、2005年11月28日から12月9日に開催された国連気候変動会議（COP11、COP/MOP1）における議論を見て行く。
第10回	国境を越える有害廃棄物の移動に関して作成された欧州でのEC指令について概観し、その後作成された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、アフリカのバマコ条約について、規制の対象とされる有害廃棄物の範囲、その実施手続について分析する。
第11回	原子力活動から生ずる様々な状況に対応するために作成された諸条約を概観する。特にチェルノブイリ事故以降に作成された原子力事故通報条約、原子力事故援助条約について、どのような手続により原子力事故に対応することを意図しているのか、また、原子力事故の際にとられる賠償の方式について説明する。
第12回	環境保護の観点からの自然・文化の保護について、ラムサール条約、ワシントン条約、生物多様性条約、世界遺産条約を概観し、それぞれの保護の客体の取り扱いがどのような形式によりなされているのかを説明し、最近の例として「景観」を取り上げた欧州景観条約について分析を行う。
第13回	新たに規定されるようになった環境を害する行為についての個人の国際的な責任の意味を明らかにし、その具体的な実施手続がどこまで環境の国際的保護のために機能するのか、どのような分野の環境保護に対して効果的な法制度であるのか、を検討する。
第14回	これまでの授業で取り上げた様々な分野における国際環境法の発展から、国際社会において保護の対象とされている「環境」とは何か、について検討する。そのために現在問題とされている環境と開発、環境と人権という観点を踏まえて、新たな分野での法規範の作成、適用にともなう問題点を検討する。
第15回	

授業科目名	国際租税法				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法の知識を総動員して国際取引に伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。</p> <p>国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、国際租税法の専門的知識の深化、総合化を図るとともに、人の経済行動全般を見直し、租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業を受講する前提として、「租税実体法Ⅰ（所得税）」又は「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」は必修であり、両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。「金融取引と租税」は、本授業の応用科目として位置づけられるため、併せて履修することが望ましい。また、「租税実体法Ⅲ（資産税）」及び「租税手続法」も、相続・贈与税の国際的二重課税問題及び国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも、国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するアメリカの法制度を理解しておくことが重要であるため、アメリカ法関係の授業を履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>従来の裁判例や想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し、全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか、あるいは、それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより、問題解決能力を養う。もちろん、部分的に、国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが、本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として一つの体系書を採用し、それに基づく授業を行う方法はとらない。各ユニットにつき、日本のみならず諸外国の判例や論文その他の資料を教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール</p> <p>居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考えを解説する。そして、具体的事例に基づき、どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを分けるか、その基準(residence rule)を検討する。</p>
第2回	<p>国際的二重課税（1）</p> <p>居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し、どのような課税がなされるのかを検討することにより、国際的二重課税発生メカニズムを解明するとともに、国際的二重課税排除の制度として、国外所得免除方式、外国税額控除方式、外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。</p>
第3回	<p>国際的二重課税（2）</p> <p>国際的二重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式を中心に、直接税額控除、間接外国税額控除、みなし外国税額控除の各制度を説明する。Income splitting の事例を取り上げ、控除限度額計算における一括限度額方式と国別限度額方式の利害得失を議論する。</p>
第4回	<p>非居住者・外国法人に対する課税</p> <p>所得税法 161 条及び法人税法 138 条に定める国内源泉所得の範囲を明らかにする。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し、日本の source rule を検討しつつ、実質的関連所得に対する日本の課税制度まで分析する。</p>

第5回	租税条約 (1) 日本が締結している租税条約,OECD モデル租税条約,国連モデル租税条約を比較検討し,居住者の範囲,個別 source rule,無差別条項,相互協議について,それぞれの特徴を明らかにする。
第6回	租税条約 (2) 事業所得における「恒久的施設(P.E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに,恒久的施設概念につき OECD モデル租税条約,国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また,P.E.帰属所得方式と全所得(entire income)課税方式との比較検討や独立企業原則の分析を行う。
第7回	租税条約 (3) 租税条約の濫用(treaty shopping)及び treaty override の具体的事例を扱い,現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに,それに対し,各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。
第8回	移転価格税制 (1) 国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し,それに対処する制度である移転価格税制において,独立企業間価格を算定する方法としての独立価格比準法,再販売価格基準法,原価基準法及び第4の方法(profit split 等)の利害得失を論議する。
第9回	移転価格税制 (2) 移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて,対応的調整,二次的調整,推定課税,移転価格調査,更正等にかかる除斥期間の延長,事前確認,相互協議,仲裁制度等之具体的問題についての解説を加える。
第10回	過少資本税制 所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して,課税所得を減額する過少資本という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに,その対処制度である過少資本税制を説明する。
第11回	タックスヘイブン対策税制 タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し,日本の現行タックスヘイブン税制につき,特定外国子会社,適用対象留保所得,課税対象留保所得等につきその問題点を論じる。
第12回	相続税・贈与税にかかる国際課税問題 相続税・贈与税における全世界財産課税主義と国内所在財産課税主義との併存から生じる相続税・贈与税の国際的三重課税問題の具体的事例を設定し,その解決策を論じる。日米遺産税条約についても言及する。
第13回	消費税にかかる国際課税問題 消費税における原産地主義と仕向地主義と利害得失を論じる。仕向地主義の消費税において採用されている輸出免税制度の分析も行う。
第14回	電子商取引にかかる国際課税問題 これまでの授業で獲得した知識を総動員して,電子商取引の場合,所得の分類,恒久的施設概念,消費税の保税地域などの問題を検討し,電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。
第15回	試験

授業科目名	国際刑事法				
担当者名	オステン、フィリップ				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、現在の国際刑事法に関する基本的な知識および国際刑法特有の方法論・思考方法を習得し、(刑事)法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。</p> <p>第一の到達目標は、国際刑法の歴史的展開を分析することにより、国際刑法の法理・諸概念の形成過程について正確な知識を得ることであり、第二の到達目標は、今日における国際刑事司法の主要問題点、殊に国際刑事裁判所の理論と実践について基本的知識を習得することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。また、「国際刑事法WP」(秋・ワークショップ)の履修により国際刑事法を総合的に学習することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、事例研究も頻繁に行われ演習に近い形式で行われる。また、個々のユニットに応じて、外国文献(英語)の講読等も予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集(山手治之ほか(編)『ベーシック条約集〔第6版〕』東信堂2005年)を毎回持参されたい。また、参考書として、小長谷和高『国際刑事裁判序説〔訂正版〕』尚学社(2001年)、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂(2002年)、森下忠『新しい国際刑法』信山社(2002年)、Cassese, Antonio, <i>International Criminal Law</i> (Oxford UP), 2003がある。</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>国際刑法とは何か?</p> <p>イントロダクションとして、国際刑法の意義、すなわち学問としての位置付けおよび法分野としての射程範囲について説明する。従来、狭義の「国際刑法」と称されてきたのは、刑法の場所的適用範囲を主な内容とする刑法適用法の理論であった。ゆえに、国内法であって、国際法ではない。しかし、現在の広義の国際刑法は、国際公法と国内刑法との両者に関係するという混合的性格を有しており、「実体的国際刑法」とも称されている。すなわち、国内的次元における刑法の役割に類似した役割を国際的次元において果たす法という意味で用いられている。</p>
第2回	<p>国際刑法の歴史的基礎(1)</p> <p>啓蒙時代、19世紀における初歩的な動きを論じた上で、第一次世界大戦後・戦間期における国際刑法の理論的展開を概説する。</p>
第3回	<p>国際刑法の歴史的基礎(2)</p> <p>第二次世界大戦後の発展(ニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等)、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みについて分析を加える。</p>
第4回	<p>国際刑法の歴史的基礎(3)</p> <p>旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、(常設の)国際刑事裁判所(ICC)の設立(2003年)までの沿革を論じる。</p>

第5回	事例研究(1) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ニュルンベルク裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第6回	事例研究(2) 受講生による発表や関連資料等を通じて、東京裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第7回	事例研究(3) 受講生による発表や関連資料等を通じて、旧ユーゴ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第8回	事例研究(4) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ルワンダ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第9回	国際刑法の法源 第1回～第8回における学習を踏まえて、現在の国際刑法の法源(国際慣習法、国際条約等)について詳述する。
第10回	国際刑事裁判所の概要 国際刑事裁判所(ICC)の設立をめぐる議論、ICCを設立する条約(ICC規程、2002年7月1日条約発効)等について概説する。
第11回	ICC規程(1) ICCの管轄権の発動条件、ICC規程における刑法総則的規定および補完性の原則について受講生とともに検討する。
第12回	ICC規程(2) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、集団殺害罪(ジェノサイド罪)および人道に対する罪を分析する。
第13回	ICC規程(3) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、(通常の)戦争犯罪を分析する。
第14回	狭義の国際刑法 刑法の場所的適用範囲(いわゆる刑法適用法)、国外犯処罰、犯罪人引渡し、国際刑事司法共助、外国刑事判決の効力および執行などについて概観する。
第15回	総括 — 国際刑法と国内刑法との関係を中心に 国際刑法の最大の論点の一つ、すなわち国際刑法と国内刑法との関係を追究する。ドイツ国際刑法典、その他各国の立法例を素材として、国際犯罪の国内法上の可罰性、国内刑法の場所的適用範囲と補完性の原則等について考察を加える。

授業科目名	国際経済法				
担当者名	間宮 勇				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	WTO協定を中心とした通商および投資に関する国際法規を素材に国際経済法の基本的な概念や原則、法制度の概要を理解することを目的とする。国際経済法の規則は、継続的な交渉を通じて頻繁に改定され、またFTAなど二国間交渉により特定国との間の「特別法」も存在している。この授業では、時間が限られているため、個別協定の解釈・適用の習熟よりも、様々な協定運用の実際を踏まえながら、そのような交渉も含めた国際経済法秩序のダイナミズムを理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際経済法は、国際関係法（公法）の一分野であり、国際法の基礎理論、特に国際法の法的性格や国内的効力、条約の効力について理解していることを前提として、講義を進める。
3. 授業の方法	基本的には、講義を中心とし、質疑を交えながら進める。上述のように、WTO協定を中心とした国際経済法は、多国間交渉や地域ならびに二国間交渉によって修正され、新たな分野に規律が拡大されるため、個別の事例や実務に言及しながらも、理論的な側面を重視し、全体の枠組みを理解できるよう授業を進めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書：中川・清水・平・間宮『国際経済法』（有斐閣 2003年） 国際経済条約集：小寺・中川編『基本経済条約集』（有斐閣 2002年） もしくは小原喜雄ほか編『国際経済条約・法令集（第2版）』（東信堂 2002年）
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際経済法の内容 ・ 国際経済法の定義 ・ 国際経済法の性質 ・ 国際経済法の適用対象と範囲
第2回	第二次世界大戦後の国際経済関係 ・ プレトンウッズ/GATT体制の成立 ・ ITO設立の失敗
第3回	GATTの運用とWTOの設立 ・ 暫定適用議定書 ・ ラウンド交渉 ・ 東京ラウンド/ウルグアイ・ラウンド
第4回	WTOの基本原則 ・ 最恵国待遇原則 ・ 内国民待遇原則 ・ 数量制限の一般的禁止 ・ 相互主義

第5回	WTOの紛争処理 ・GATT23条とその運用 ・WTO紛争解決了解 ・「無効化または侵害」の概念
第6回	セーフガード協定 ・セーフガード措置の意義 ・要件および調査手続き
第7回	アンチダンピング協定 ・不公正貿易とダンピングの意義 ・要件および調査手続き
第8回	補助金相殺関税協定 ・補助金の定義 ・補助金規制と相殺関税の意義 ・要件および調査手続き
第9回	非関税障壁の規制 ・基準認証制度 ・衛生植物検疫制度 ・政府調達
第10回	知的財産権の国際的保護 ・貿易と知的財産権 ・TRIPS協定
第11回	サービス貿易 ・GATSの成立 ・サービス貿易の形態 ・サービス貿易の自由化
第12回	地域経済統合 ・地域経済統合の形態（関税同盟/自由貿易地域） ・要件 ・地域経済統合の現状
第13回	非貿易的関心事項1 ・環境保護 ・労働基準
第14回	非貿易的関心事項2 ・競争ルール ・投資ルール
第15回	試験

授業科目名	国際民事訴訟法				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、涉外事件（財産関係事件だけでなく身分関係事件も含む）を解決する上で不可欠な手続上の主要問題について、具体例に即して、受講者と共に検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての十分な理解と問題解決能力を育むことを目的とするものである。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とし、涉外事件の解決について個別的問題の処理能力を養うだけでなく、包括的な視点から具体的事件の解決方法を考えることができる能力を培うことを到達目標としたい。
2. 関連する科目との関係	本講義は、涉外事件の解決手続を対象としており、実体法と訴訟法の双方が関連する応用科目として位置付けられる。すなわち、「民法」および「国際私法」と並んで、特に「民事手続法」の十分な理解が不可欠であり、これら諸科目の総合力と応用能力を基にして、涉外事件の解決を検討することになる。したがって、受講者がこれらの総合的な知識を備えていることを前提とした上で、これを応用して具体的事件の妥当な解決がどうあるべきかを中心に説明するので、原則として上記の法律科目について単位を修得していることが望ましい。
3. 授業の方法	各講義は演習形式によって行う。授業内容、関連判例および具体的設例をあらかじめアナウンスしておき、レポーターの報告に基づいて具体的問題について演習形式で質疑討論を行うことによって、応用能力を高める。また、数回のレポート提出を予定しており、これによって、受講者に知識の整理を求めるとともに、理解度を高めることができるようにしたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者の予習のために、各ユニット毎に用いる資料を事前にアナウンスしておく。これを演習形式の質疑討論のために用いて、内容の理解を深めてもらう。なお、一般的な参考文献についてもあらかじめ説明する。 なお、基本書として、ロースクール国際私法・国際民事手続法（有斐閣）および国際私法判例百選（別冊ジュリスト）を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際民事訴訟の問題状況をテーマとする。導入部分であり、具体的な涉外事件を例にあげて、手続の過程で生ずる問題について概観する。特に、国際裁判管轄、国際司法共助、国際訴訟競合、外国判決の承認・執行などについて、判例で取り上げられている問題を俎上に載せ、背後にある解決ルールの不備と問題点を明らかにする。
第2回	国際民事訴訟法の総論的問題をテーマとする。具体的には、国際私法と国際民事訴訟法との関係、国際民事訴訟法の規律対象、法源および法的性格などについて説明するほか、これらを通じて国際民事訴訟法の特徴を明らかにする。また、国際仲裁、国際倒産、国際保全手続など、他の手続との関連についても扱う。
第3回	外国人の訴訟上の地位をテーマとする。主として、外国人の当事者能力、訴訟能力および当事者適格の三つの問題を扱う。これらの決定について、その準拠法は何かについて考察する。また、当事者に関連する問題として、訴訟費用の担保、法廷用語などについても言及する。
第4回	民事裁判権の免除をテーマとする。免除の主体（外国国家、外交使節・領事等および国際機関）毎に、その意義と根拠を中心に検討する。また、この問題についての条約および国家法による規律についても説明し、あわせて、英米法圏で発展した国家行為理論にも言及する。
第5回	国際裁判管轄の総論および財産関係事件の国際裁判管轄をテーマとする。国際民事訴訟の主戦場とも喩えられる問題であり、マレーシア航空事件とその後の裁判例を素材として、判例法理を中心に国際裁判管轄の決定ルールとその根拠について詳しく検討を行う。また、土地管轄の規定に則して管轄原因毎の決定要因について分析を試みる。

第6回	主として身分関係事件の国際裁判管轄をテーマとするほか、合意管轄および応訴管轄などについても説明する。婚姻関係事件や親子関係事件などの国際裁判管轄の問題の重要性に鑑み、財産関係事件とは異なる特殊性を理解した上で、妥当な解決の在り方を検討する。
第7回	国際訴訟競合をテーマとする。同一事件が複数の国の裁判所で併行的に係属する場合の規律の在り方について考察し、裁判例を分析するとともに、この問題の処理をめぐる学説の長所・短所を比較検討する。また、条約による解決の動きについても触れる。
第8回	国際司法共助としての「送達」の問題をテーマとする。涉外事件の訴状等の送達について、送達機関や送達方法を中心としてわが国の法制度を説明する。また、外国判決の承認問題との関連性や翻訳文の添付の問題等について、当事者、とりわけ被告の手續保障の観点からも検討を加える。その他、公示送達についても、その要件や手續について説明する。
第9回	証拠収集・証拠調べをテーマとする。国際司法共助の一環として行われる証拠調べの囑託と証拠調べの受託の双方について、具体的にどのような方法によって実施されるかについて説明する。また、アメリカの公判前証拠開示（ディスカヴァリー）のわが国での実施をめぐる問題およびハーグ証拠収集条約にも言及し、この領域での条約による改革の必要性も検討する。
第10回	外国法の適用をテーマとする。準拠実体法として適用される外国法を内国裁判所はどのように調査し、適用するかの問題を扱う。外国法の存在およびその内容の証明を当事者が行うのか、裁判所が職権で探知するのか、外国法の内容が不明の場合にどのように処理するのかなどを検討する。また、外国法の適用違背は上告理由になるかどうかの問題にも言及する。
第11回	外国判決の承認・執行をテーマとする。総論的問題として、承認の必要性、承認の要件および効果、承認の手續としての執行判決について説明する。また、財産関係事件を中心として、承認要件のうち、特に間接管轄、直接郵便送達、内国判決との抵触などの問題について、判例に即して考察する。
第12回	第11回と同じく外国判決の承認・執行をテーマとする。特に承認要件としての公序要件を中心に、懲罰的損害賠償判決の承認が問題となった萬世工業事件を題材にして検討する。また、身分関係事件の承認・執行、特に子の引渡しをめぐる問題にも論及し、外国判決の承認・執行問題の理解を深める。
第13回	国際仲裁をテーマとする。具体的には、仲裁契約、仲裁手續の準拠法、仲裁判断の準拠法、外国仲裁判断の承認・執行の問題などについて検討する。条約、モデル法、平成15年に成立した仲裁法の内容にも言及し、国際仲裁による紛争解決の重要性と国際仲裁法制全般の理解に資するものとする。
第14回	国際倒産と保全訴訟とをテーマとする。前者については、平成12年に行われた破産法等の国際倒産関連規定の改正、および外国倒産処理手續の承認援助に関する法律を中心に、国際破産管轄、破産外人法、内国破産の対外的効力、外国破産の対内的効力を扱うほか、破産手續の準拠法についても言及する。また、後者については、保全訴訟の国際裁判管轄、保全の要件、外国保全命令の効力について検討を行う。
第15回	試験

授業科目名	国際取引法実務				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際取引法の理解に必要な基礎知識の習得及び国際取引実務に特有の法的思考能力を育成することを目的とする。 本講座では、国際私法・国際民事手続法の知識の取引実務への応用に主眼を置き、加えて国際取引中の基本的取引である輸出入取引の仕組と契約条項を学ぶことを通じて、基礎的知識の習得、国際取引実務に必要なリーガルマインドを育成することを狙う
2. 関連する科目との関係	本講義は選択科目である「国際私法」、「国際民事手続法」及び「国際経済法」の実務的応用として密接に関連する。また、必修科目である「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は本講座の理解に必要である。これらの必修科目で学んだ知識を国際取引の観点で応用して適用することを学ぶことで、これらの科目の理解を深める。 また、「涉外法務ベーシック・プログラム」及び「同ワークショップ・プログラム」履修者に基礎知識を提供することになる。
3. 授業の方法	講義の方法は、講義および演習形式を組み合わせで行う。国際取引の実務の基礎知識修得のためには講義形式で解説を行い、考え方を修得するためには予め配布した資料に基づき質疑を行い、リーガルマインドを育成することを目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは後日連絡する。サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第5版】」（澤木・道垣内）を用いるので、購入のうえ自習用として使用すること。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際取引法の基本的視点（オリエンテーション） 国際取引において異法域、異国籍の当事者が関係するために生ずる法的問題の基礎的論点及び解決のための視点を、事例の討議の中で認識し、実務の面白さを認識してもらう。
第2回	準拠法Ⅰ（契約の準拠法の基礎） 国際取引法の実務に必要な契約の準拠法に関する基礎的知識を習得する。
第3回	準拠法Ⅱ（契約の準拠法の実務） 準拠法が国際取引の実務において果たす機能、実務上考慮すべきポイントを実例をもとに討議し、理解を深める。
第4回	準拠法Ⅲ（物権の準拠法） 国際取引で問題となる物権の準拠法の果たす機能と実務上の問題点を、実例をもとに検討する。
第5回	準拠法Ⅳ（法定債権の準拠法） 主として不法行為の準拠法をとりあげ、基礎的知識と実務的論点を習得する。
第6回	輸出入貿易Ⅰ 輸出入貿易の中核をなす国際売買契約、国際運送契約及び国際支払の基礎知識を習得し、ビデオ等で実務の理解を深める。

第7回	<p>輸出入貿易Ⅱ</p> <p>輸出入貿易の中核をなす国際売買契約、国際運送契約及び国際支払の実務を事例に基づいて検討し、法的論点の理解を深める。</p>
第8回	<p>輸出入貿易Ⅲ</p> <p>主として輸出入貿易の決済方法である信用状についての基礎知識を習得し、実務上の論点を検討する。</p>
第9回	<p>取引主体と代理関係Ⅰ</p> <p>国際取引に登場する取引主体と代理関係についての基礎的知識を習得する。</p>
第10回	<p>取引主体と代理関係Ⅱ</p> <p>国際取引に登場する取引主体と代理関係についての実務的論点を事例で検討する。</p>
第11回	<p>国際民事手続Ⅰ</p> <p>国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、日本の判例法の流れを理解する。</p>
第12回	<p>国際民事手続Ⅱ</p> <p>国際的訴訟競合、訴訟と仲裁の競合、送達、証拠調をめぐり実務的問題を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。</p>
第13回	<p>国際民事手続Ⅲ</p> <p>外国判決及び仲裁判断の承認・執行についての基礎的知識と事例検討をする。</p>
第14回	<p>国際取引及び国際紛争解決</p> <p>これまでの授業のレビューを予定する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際金融取引法実務				
担当者名	小杉 晃				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際金融取引法実務に関する歴史的な変遷及び最新の実務状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力について修得することを目的とする。</p> <p>本講義では、多岐にわたる金融取引法務のうち、70年代以降の日本経済の国際化に伴いどのような国際金融取引が日本において問題とされてきたか様々な実例（証券発行などの資本市場取引、シンジケートローンやデリバティブなどの相対金融取引、アセットファイナンスや証券化・流動化取引などの特殊金融取引など）を基に解説し、それがどのような形を経て現在に至っているか、実務上の論点及び法理論上のテーマについて解説する。</p> <p>本講義の到達目標は、国際金融取引法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務法曹にふさわしい実践的な法的知識及び方法論を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、国際金融取引という様々な法律分野に跨るものである関係上、本講義を履修する際に必要となる法的知識については、契約法、担保法などの「民法」、会社法などの必修科目に関する基礎知識に加え、証券取引法、外国為替法、租税法、金融機関及び金融取引に適用される各種業法や行為規制法などが挙げられる。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>上記のように、必修科目である基本六法の内、「民法」、「商法」などの基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「金融法務ワークショップ・プログラム」及び「金融法務ベーシック・プログラム」とは、国内金融法務と国際金融取引法務という相違はあるものの密接に関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式を用いる。また講義に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。なお、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な書類の作成やレビューなどの実習作業を組み合わせで行う。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づけることがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、国際金融取引法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、教材は、国際金融取引法務の性質上及び体験学習の性質上、英文契約書その他オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>オリエンテーション及び国際金融取引概説 国際金融取引に関する概説、ユーロ市場発展の歴史や現状などについての基本的な解説</p>
第2回	<p>国際金融取引法実務の基礎① 国際金融取引に関連する法律分野、諸法令、規則などの基礎的知識の解説、日本の当事者が関与してきた国際金融取引の諸形態と規制についての概説</p>
第3回	<p>国際金融取引法実務の基礎② 国際金融取引における決済システムの解説、国際金融取引を行うに際して問題となる法的リスクと対応方法についての解説</p>
第4回	<p>国際金融取引法実務の基礎③ 国際金融取引に頻繁に登場するパススルー・エンティティーなどの契約当事者の目的、その法的特徴についての解説</p>

第5回	国際金融取引契約の法的基礎 国際金融取引契約に共通する基本的な契約条件、契約の基本的構成、条項などに関する解説及び具体的な事例による実習
第6回	国際ローン契約の実務 国際金融取引の基礎的形態ともいえる国際ローン契約の概要を説明し、国際ローン契約を巡る様々な法的問題の解説及び具体的な事例による実習
第7回	国際リース取引の法的実務 様々な法的規制や税務問題に対応するために生まれた国際リース取引の発展の歴史と国際リース取引の代表とも言うべき航空機ファイナンス、シップ・ファイナンスなどのアセット・ファイナンス取引の契約構成、内容などを事例に即して解説
第8回	プロジェクト・ファイナンスの法的実務 国際金融取引の精華とも言うべきプロジェクト・ファイナンスの法的な特徴、契約構成などについての解説
第9回	国際金融取引と政策金融 国際金融取引においては、民間金融機関による信用供与のみではなく、各国の政府系金融機関による信用供与制度がしばしば利用されるが、このような政策金融の特徴などについて解説
第10回	資本市場と国際金融取引 国際資本市場において日本の当事者が関与する外債、ユーロ債発行などの証券取引がどのように行われてきたか、その歴史と現状についての解説、日本の資本市場においてサムライ債発行などの証券取引がどのように行われてきたか、その歴史と現状についての解説
第11回	デリバティブ取引の発展 スワップ取引に始まり、様々な金融派生取引を生み出すに至ったデリバティブ取引の基礎についての解説
第12回	証券化取引の発展 証券化取引の発展の歴史と現状について解説、基本的な取引の仕組み、契約構成、法的な問題についての解説
第13回	投資ファンド取引の発展 企業活動、有価証券、不動産その他に関する投資機会を提供する各種ファンド取引（エクイティー・ファンド、不動産ファンド、ヘッジ・ファンド、商品ファンドなど）の基礎に関する解説
第14回	総括講義(国際金融取引と日本の法制度) 日本の法制度は国際金融取引の法実務にどのような影響を及ぼしたか、国際金融取引を行うに際して日本法上解決する必要のある諸問題を具体的な事例に即して議論
第15回	試験

授業科目名	環境法Ⅰ				
担当者名	六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象として、環境法の基本的な発想方法、基礎的知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することを目的とする。本授業では、環境法や環境基本法の基本理念を理解したうえで、これを具体化する制度である環境影響評価、化学物質の適正管理、廃棄物の処理、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。</p> <p>本授業の到達目標は、環境法の基礎をひととおり理解するとともに、実務的科目である「環境法Ⅱ」にスムーズに入っていける力をつけることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰの履修を終えた者に対し、「環境法Ⅱ」、「国際環境法」が設置されている。「環境法Ⅱ」は、公害・環境紛争に関するさまざまな事例をとりあげながら、実務的能力を身につけることをめざす。さらに環境政策を深く学ぼうとする者に対しては、環境法務B P、環境に関連するリスクについて深く学ぼうとする者に対しては環境法務W Pが設置されている。</p>
3. 授業の方法	<p>講義方式で行うが、事前に受講生に資料を与え、予習に基づいた教員との対話、受講生同士の議論も取り入れながらすすめる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義に関連するプリント、判例等のコピーなどの資料用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>環境法はどのようにして生成してきたか。</p> <p>わが国において近代化が図られた明治以降の重要な環境問題の発生とそれが法の観点からみてどのような経緯をたどったか、わが国の社会における公害・環境に対する根本的な理解がどのように変遷していったのか、特に公害対策基本法の制定、公害国会、環境基本法の制定を中心に公害・環境問題の変遷について言及する。</p>
第2回	<p>環境基本法を中心とした環境法の体系</p> <p>わが国における環境問題に関する基本法である環境基本法について概括的な理解ができるようにする。①環境基本法の目的、②定義、③環境保全についての基本理念、④各主体の責務、⑤環境基本法の守備範囲(旧公害対策基本法との関係、原子力基本法との関係、循環型社会形成推進基本法、エネルギー政策基本法との関係)、環境基本計画等について言及する。</p>
第3回	<p>環境法の基本原則</p> <p>環境法において重要な基本原則となっている、「予防原則」、「持続可能な発展」、「汚染者負担の原則」、「環境権」のほか、「拡大生産者責任」、「環境リスク」の意味内容と問題点を理解することにより、これらの理念と環境基本法の基本理念、政策の基本となっている考え方との関係に言及する。</p>
第4回	<p>環境政策と法（1） 手法の種類・総合的手法</p> <p>環境基本法における環境基本計画、環境影響評価法の位置付けを理解する。その上で、環境影響評価法が成立するまでの経緯、その過程で行われたいわゆる要綱アセスメントの問題点を踏まえた上、現行法の特徴と問題、さらに戦略的アセスメントを含め幅広く環境影響評価制度に言及する。</p>
第5回	<p>環境政策と法（2） 規制的手法</p> <p>法による規制 環境法は、環境政策実現の手段として様々な手法を用いている。そのなかで従来から行われてきた規制的手法の基礎である許可、届出、措置命令、行政代執行(行政代執行法と廃棄物処理法の特則)などについて、水質汚濁防止法などの法律に即して言及する。</p>

第6回	環境政策と法(3) 経済的手法などの新しい手法 新しい手法 環境法においては、従来からの規制的手法に加え、経済的手法など新しい手法が考えられている。経済的手法を中心に、情報的手法、合意的手法、さらに ISO14000 シリーズの意味についても言及する。
第7回	化学物質の管理に関する法政策 すでに存在する極めて多数の化学物質について、環境法の立場からどのような対応をすることがよいのかについて、具体的な立法である化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)を中心に取り上げる。
第8回	廃棄物処理法 ー循環型社会の形成と法(1)ー 最近大きな社会問題となっている廃棄物処理法制の基礎を学ぶ。循環型社会形成推進基本法(2000年制定)を頂点とする、廃棄物法制とリサイクル法制の仕組みのうち、循環型社会の一つの核となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の内容と問題点に言及する。
第9回	リサイクル関連法 ー循環型社会の形成と法(2)ー リサイクル関連法は 1990 年代の後半から 2000 年代の初めにかけて次々に成立している。これは、廃棄物処理法では物質の循環が正常に機能しなくなったためであるが、新たに制定されたリサイクル関連法規の実効性、費用負担などの問題点が明らかになっている。排出者責任、拡大生産者責任についても触れながら、環境立法政策の在り方について言及する。
第10回	自然・文化環境の保全法、野生生物の保護法 自然公園法と自然環境保全法の内容と問題点、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種保存法)の内容、生物多様性と遺伝子組換え生物の問題を理解するとともに、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)などによる景観の保護に関する法律制度に言及する。
第11回	環境汚染の防止や原状回復にかかる費用の負担 環境保全のための費用負担がどのようにあるべきかについて、公害健康被害の補償等に関する法律の内容、位置付けを考察し、次に、公害防止事業費事業者負担法による汚染原因者の負担等の仕組みに言及する。
第12回	公害・環境紛争解決制度・環境刑法 公害・紛争解決に関係する民事訴訟手続、行政訴訟手続のほか、裁判外の紛争解決制度その他の制度の特徴を示し、環境被害を民事訴訟で解決しようとした場合の問題点、同様に行政訴訟で解決しようとした場合の問題点を示す。そのほか、公害・環境紛争において、裁判手続を利用する場合と裁判外の紛争解決手続を利用する場合のメリット、デメリットについても言及する。環境刑法の基礎も学ぶ。
第13回	原子力と環境問題 環境基本法は、放射能汚染の問題を除外しているが、原子力発電所の原子炉設置許可をめぐる行政訴訟は、原告適格、高度に技術的な問題についての司法審査の方法などについて多くの議論の積み重ねている。これらの議論のほか、原子力事故の損害賠償等の論点について言及する。
第14回	地球環境保全に関する国際条約と国内制度 「気候変動枠組条約・京都議定書」に対応する「地球温暖化対策の推進に関する法律」・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、あるいは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に対応する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、さらに「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に対応する「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」など、条約に対応する重要な国内法について言及する。
第15回	試験

授業科目名	環境法Ⅱ				
担当者名	六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を対象として、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。</p> <p>本授業では、公害・環境紛争に関する裁判例やADRの事例、環境紛争が立法につながった事例など実務的な観点から取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶ能力を身につけるとともに、紛争と環境政策、環境立法との関係についても理解を深めることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「環境法Ⅱ」に関連する科目として、「環境法Ⅰ」と「国際環境法」「環境法務BP」「環境法務WP」が設置されている。環境法Ⅱは、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。この科目の対象は、「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者、環境法Ⅰはとっていないが、環境法Ⅱを学びながら、環境法Ⅰの部を自主的に学ぶことは不可能ではない。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生が予習し、作成したレジュメにより、受講生が主体的に発表をしながら教員や他の履修者との対話、あるいは、受講生同士の議論によりすすめる。授業開始時点において、自分が担当する裁判例を決める。特定の裁判例に集中するようなどときは、別の裁判例にまわることもある。</p> <p>履修生は、夏休み中にどの裁判例を選択するかについて考えておくこと。なお、ふさわしい専門家が見つければ、外部講師として招くことも考えている。◎受講生は、夏休み中に、国立マンション事件のマンションのある景観を直接見てくること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	別冊ジュリスト「環境法判例百選」有斐閣2004.4を教材に使い、予習に基づいた授業を行う。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>景観はどのように保全されるか[65][66][67][68][69][88]</p> <p>昭和49年の国立歩道橋事件東京高裁判決、昭和53年の日比谷公園事件東京高裁判決、平成4年京都仏教会事件京都地裁決定をはじめ、最近も景観に関する裁判例も出されている。そこで、公園の景観、歴史的景観についてどのように考えればよいかについて、裁判例などに言及しながら、受講生の理解を深める。</p> <p>授業の方法のところに記載したように、国立マンション事件のマンション付近の景観を休み中に見ておくこと。</p> <p>その他、第2回以降の担当者の割り当てをする。</p>
第2回	<p>日光太郎杉はなぜ残ったか[81]（この番号は教材の中の番号を示す）</p> <p>日光太郎杉事件（事業の認定、土地細目の公告及び土地収用裁決取消請求事件。1審宇都宮地裁昭和44年4月9日判決、2審東京高裁昭和48年7月13日判決）における土地収用法20条3号「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること」の判断に対する1、2審を検討することにより、環境に影響を及ぼす結果をもたらす行政の判断に対する司法審査のあり方について言及する。</p>
第3回	<p>伊場遺跡の史跡指定解除処分はなぜ取り消されなかったか。[82]</p> <p>伊場遺跡は、静岡県浜松市東伊場から浜名郡可美村東若林にかけて約10万㎡と推定される弥生から平安時代の大遺跡であるが、浜松駅前開発などのため、旧国鉄の電車基地等を移転する代替地として伊場遺跡一帯が候補地となり、史跡指定が解除された。この解除に反対する人々がどのような対応をし、司法は、どのように応えたのか、どこに問題があるのかについて言及する。</p>
第4回	<p>「仙台砂漠」はどのようにして解消したか[100]</p> <p>かつて、仙台等冬季に積雪のある都市では、自動車に装着したスパイクタイヤのピンが雪が消えているときに道路面や道路面の交通標識のペンキを削りとり、発生した多量の粉じんが舞い上がり、砂漠に例えられた。この粉じんにより、住民の呼吸器などに被害が生じていた。このスパイクタイヤは、</p>

	公害等調整委員会の調停により住民とタイヤメーカーとの間に製造・販売停止の調停が成立して、スパイクタイヤの使用を禁止する法律も成立した。その間にどのような経緯があったのか、法律家としてどのように考えるべきかについて言及する。
第5回	豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その1）—なぜ、50万トン以上の産業廃棄物が不法に投棄されたのか—[55][102] 受講生が資料を事前に読むことにより、今日の日本において、国立公園の瀬戸内海にある小島である豊島に膨大な産業廃棄物が蓄積する過程を廃棄物処理法を初めとする関係法律の内容とその改正、関係当事者の行動を言及し、その際、「おから」は廃棄物か否かが争われた事件についてもふれる。
第6回	豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その2）—どのようにして、豊島事件は解決したのか—[55][102] 多くの主体が関係し、法律関係も複雑で解決のつかなかった豊島事件が、なぜ、処理のために300億円から500億円もかかる内容で、裁判外紛争解決機関である公害等調整委員会において解決したのかについて、さまざまな観点から検討し、実体法と手続法の両面から廃棄物に関する紛争解決の在り方に言及する。 受講生は、関係資料を事前に読むことにより、教室においては、紛争解決のための長い道のりの各場面で、法律家としてどのような選択をすればよいのかを考える力をつけるようにする。
第7回	産業廃棄物最終処分場に対してはどのような法的対応ができるか[51][55][56][57][90] 産業廃棄物最終処分場は、環境への負荷を与える危険を有するので、付近住民にとって、環境被害の未然防止は切実な問題である。その場合に如何なる訴訟形態を採用するのがふさわしいか。それぞれの訴訟形態独特の問題は何かなどについて言及する。
第8回	環境権の主張はどのような事件に有用か[5][25] 環境権の中核部分は、一人一人に具体的な被害が生じていなくても、よい環境が侵害され、あるいは侵害される危険があれば、差止請求ができるとされている。環境権を根拠として主張を組み立てるのがふさわしい紛争はどのような紛争か。いろいろな事例をもとに、環境法の基本理念とされる環境権をめぐる裁判例の問題点を幅広く検討し、環境問題と紛争解決の在り方につき言及する。
第9回	大阪国際空港事件から何を学ぶか[36][37][38][39][40][41][42] さまざまな論点をもつ大阪国際空港事件の裁判の経緯をたどることにより、我が国固有数の公害事件のもつ全体像と問題点を明らかにすることにより、今日の公害・環境紛争の実務に活かすことを目的とする。大阪国際空港事件は公害等調整委員会にも継続したのでこの事件についても言及する。
第10回	国道43号事件から何を学ぶか[43] 国道43号線事件は、一連の道路公害訴訟のなかで、多くの問題を含む。最高裁までの経緯を理解するとともに、四日市ぜん息訴訟以後の大気汚染訴訟における問題点、さらに、差止をめぐる問題点についても言及する。
第11回	水俣病事件の総合的な理解[17][19][23][24][27][28][105]、水俣病関西訴訟上告審判決最判平成16.10.15判時1876号3頁 四大公害訴訟の一つである水俣事件は、水質汚濁に関する公害事件であるが、多くの法律問題を提起している。環境法を学ぶ者の基礎知識として欠かすことのできないこの事件を広い視野から言及する。水俣病事件における公害等調整委員会の役割を考える観点から係属した事件にも触れる。 企業の責任と国、県の責任の問題があるので、2人以上で担当することが望ましい。
第12回	原発訴訟をめぐる実務的問題[84][85][86][87]、「もんじゅ」行政訴訟第二次上告審判決最判平成17.9.13判時1909号8頁（[87]の上告審） 原子力発電所については、様々な訴訟において議論が積み重ねられているが、特に原告適格の判断、司法による安全性の審査に対する審理方法、高度に技術的な紛争について司法が何について判断すればよいのかを考察する。
第13回	公害等調整委員会の裁定事件と民事判決にはどのような違いがあるか。[101][102] 公害等調整委員会については、調停だけでなく、裁定についても権限としており、最近でも小田急線騒音責任裁定事件、杉並病原因裁定事件などの事件が裁定により解決している。実務家として、公害等調整委員会における裁定と、通常の民事裁判との区別等を正確に理解する。 事情が許せば、公害等調整委員会は当法科大学院の近くの霞が関にあるので、調停室等の見学と、現職の職員の方との質疑応答などの時間をとり、行政型ADRについての理解を深めたい。
第14回	これまで扱ってきた裁判例などをもとに、わが国の民事訴訟、行政訴訟尾及び行政型ADRなどによる環境紛争の解決のされ方にどのような特徴があり、また、どのような問題があるかについて各履修生が発表し、全員で検討する。
第15回	試験

授業科目名	情報法				
担当者名	宍戸 常寿				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、いわゆる情報法の領域のうち、公法（特に憲法）の応用領域となる分野をとりあげて検討する。法科大学院でこれまで公法学について基本的理解を得たことを前提とした上で、到達目標は、次の二つである。①技術や価値観の変動の激しい分野である情報法について学習を深め、そのことを通じて実践的な法学的思考力を蓄える。②これまで学習した公法学の基本概念・知識が、特定の法領域でどのような形で応用されているかを学ぶことを通じて、公法学全体について進んだ理解を得る。
2. 関連する科目との関係	全体に渡って憲法の基本的人権（表現の自由、プライバシー権等）と、密接な関係を持っており、また情報公開・放送等は、制度の仕組みを理解するという点で、行政法の応用としての側面を持っている。性表現・煽動的表現等は刑法の、名誉毀損・プライバシーは民法（不法行為法）の、救済手段は民事訴訟法（民事保全法）の、報道・取材の自由は刑事訴訟法（捜査）と、各々重なる。
3. 授業の方法	受講生が課題判例等を十分に予習してきたことを前提に、事前に配布した質問集に沿いながら、質疑応答によって理解を深める。相互に関連し合う回では、復習による理解の定着にも留意したい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	主教材として堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2005年）を用い、さらに裁判判例等を配布する。参考文献等は、講義開始時に指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション 授業の内容・進め方・成績評価等について説明する。
第2回	取材・報道の自由 取材の自由（取材源秘匿・国家秘密との関係）・報道の自由の基礎理論を整理するとともに、関連判例を検討する。
第3回	情報の公開 情報公開制度について整理するとともに、個人情報保護制度の相違を、関連判例に即して検討する。
第4回	名誉毀損 名誉毀損法の実体的側面について、民刑事法の異同、真实性・相当性の抗弁、公正な論評の法理等を、関連判例に即して検討する。
第5回	プライバシー 表現の自由とプライバシーの衝突や、プライバシー侵害の態様について、関連判例に即して検討する。個人情報保護法制との異同についても触れる。
第6回	性表現・煽動的表現 刑法・青少年保護条例による性表現規制や、煽動的表現の規制について、関連判例に即して検討する。人権擁護法案との関係についても触れる。

第7回	<p>広告・中間試験</p> <p>営利広告の制限について、関連判例に即して検討する。 これまでの授業内容に即して、筆記試験を行う。</p>
第8回	<p>救済手段</p> <p>名誉毀損・プライバシー侵害に対する謝罪広告・差止めについて、関連判例に即して検討する。</p>
第9回	<p>新聞・出版</p> <p>新聞・雑誌・教科書・一般出版物といった出版形態の違いによって生じる法的問題について、関連判例に即して検討する。</p>
第10回	<p>放送</p> <p>放送法の基本的仕組みについて整理した後、訂正放送制度とアクセス権の異同について、関連判例に即して検討する。二元放送体制についても触れる。</p>
第11回	<p>通信</p> <p>通信の秘密について整理した後、通信傍受について、関連判例に即して検討する。通信会社・出版社・書店・図書館等の、情報流通の媒介に関する問題についても触れる。</p>
第12回	<p>インターネット</p> <p>インターネットの基本的問題について整理した後、プロバイダーの責任について、関連判例に即して検討する。</p>
第13回	<p>選挙運動</p> <p>選挙運動に関する規制（戸別訪問、文書図画の頒布、報道評論の制限）や政見放送について、関連判例に即して検討する。インターネット上の選挙運動についても触れる。</p>
第14回	<p>政府言論</p> <p>政府言論の基本的問題について整理した後、警察発表や政府による表現・芸術の助成について、関連判例に即して検討する。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>これまでの授業に即して、筆記試験を行う。</p>

授業科目名	ジェンダーと法				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、ニュートラルな言葉でものごとを語るが、近代法の形成の歴史を紐解けば、フランス人権宣言における人には実は女性は含まれていなかったという事実突き当たる。このことは、近代法が前提としている「人」や「合理的人間」が、実は人・人間＝男性でヘテロセクシャルであったことを示している。このような法が持つ性格は、その解釈や運用にも反映し、法は女性やホモセクシャルを周縁的な存在として取り扱ってきた。このような法のあり方に異議申立てを行ったのが、1960年代以降の第2派フェミニズムであり、そこで発見され、再定義されたジェンダーという概念であった。ジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「ジェンダー法学」という分野が形成されるに至った。本授業では、ジェンダーの視点から横断的に法を見直すことで、法の持つ限界を明らかにするとともに、法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的としている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ジェンダーという視点で法を再検討する作業を行うことは、男性中心主義の法を異なる視点から見直すことを意味する。したがって、本授業はすべての法分野と関連をもつ。平等との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、ジェンダーが色濃く反映する領域である家族法、労働法、刑事法との関連が深い。さらには、司法におけるジェンダー・バイアスという問題に関しては、刑事訴訟法や民事訴訟法などの手続法が関連する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深める。ジェンダーの再発見から最近のジェンダー学までの歴史を概観し、その上で、ジェンダー法学の形成と現状について理解する。次に、各論として、実際法がジェンダーに関してどのような態度で望んでいるのかを、各分野別に判例を取り上げながら検討を加えていく。取り上げる分野は、婚姻、離婚、性愛、生殖、雇用、暴力、犯罪といった分野である。授業は、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として、辻村みよ子『ジェンダーと法』（不磨書房・2005年）と「特集ジェンダーと法」ジュリスト1237号（2003年）を使用する。参考書については適宜紹介する。なお、ジェンダー・バイアスに対する感覚をつかむには、若桑みどり『お姫様とジェンダー』（ちくま新書・2003年）が最適である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p><ジェンダー法学入門> 近代法は女性を排除する形で成立した。近代法が前提としている人間像を再検討することで、法の「普遍性」、「中立性」の意味を明らかにする。さらには、近代が前提としている公私二分論についても検討を行い、ジェンダー法学を学ぶ意味について検討する。</p>
第2回	<p><女性の権利と女子差別撤廃条約> 女性の権利の保障について考える場合、女性の権利の歴史的な側面の検討が欠かせない。女性が法的権利を獲得してきた歴史を振り返ることにより、女性の権利の意味を確認する。さらには、1979年に採択された女子差別撤廃条約の意義を検討する。</p>
第3回	<p><男女共同参画社会基本法とバックラッシュ> 1999年に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の制定の経緯、意義や内容を明らかにすることで、我が国における男女平等のあり方について考える。また、2005年に改定された男女共同参画基本計画についても触れる。さらには、最近見られる男女共同参画条例等に対するバックラッシュの動きについても検討する。</p>
第4回	<p><ドメスティック・バイオレンスについて考える> 暴力は他者に対する権力支配の道具として有効なものである。特に、この暴力が私的な領域で、性愛関係間で行われた場合には、公的な領域における男性支配を強化することにもつながる。ドメスティック・バイオレンスについて考えることで、暴力とジェンダーの関係を明らかにする。また、最近の配偶者暴力防止法改正についても検討する。</p>

第5回	<p><ジェンダー・アイデンティティ、セクシャル・マイノリティ></p> <p>ジェンダーについて考える場合には、セックス・ジェンダー・セクシャリティ相互の関係を明らかにする必要がある。最近では、ジェンダーという概念がセックスにおける女性を前提としていることから、ジェンダーという概念が逆にセクシャル・マイノリティを抑圧する装置として働いていることも指摘されている。性同一障害者やホモセクシャルといったセクシャル・マイノリティと法について検討する。</p>
第6回	<p><婚姻という制度></p> <p>婚姻制度をめぐっては、ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が前提としているはずの夫婦の平等が婚姻制度の中でどのように実現しているのか、いないのかについて検討をする。その際、婚姻制度が前提としている価値観を明らかにする。</p>
第7回	<p><人工生殖と法></p> <p>人工生殖技術の発達により、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものへと変化してきた。しかしながら、現在においてもなお、女性が「産む性」であることは否定しがたい。人工生殖による母子関係の動揺や父子関係の再検討について考える。</p>
第8回	<p><雇用における性差別></p> <p>雇用においては、様々なジェンダー差別が存在する。その差別の態様と法との関係について検討する。特に、男女雇用機会均等法の性格の変化と、同法が目指している雇用機会の均等についても確認し、雇用におけるジェンダー差別を明らかにする。</p>
第9回	<p><セクシャル・ハラスメント></p> <p>職場における暴力として、セクシャル・ハラスメントが問題とされるようになって、10数年が経過した。最近では、新たなセクシャル・ハラスメントの場としての大学が注目されている。これまでの判例法の集積を振り返り、法的論点を検討する。</p>
第10回	<p><性暴力とジェンダー></p> <p>暴力の中でも性暴力は最も深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく、PTSDなどの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには、男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。</p>
第11回	<p><売買春と人身売買></p> <p>売買春は、性が商品化されるという点で、ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐる様々な議論を検討することによって、売買春と法的対応について考える。また、最近法改正された人身売買罪や人身取引議定書の批准、さらには児童買春・ポルノ禁止規制法など子どもの買春についても触れる。</p>
第12回	<p><性暴力としてのポルノグラフィ></p> <p>ポルノグラフィは、従来もっぱらわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし、ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや、映像が転々流通することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより、社会のジェンダー秩序をも明らかにする。</p>
第13回	<p><犯罪とジェンダー></p> <p>刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で、女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより、犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには、男性犯罪、特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。</p>
第14回	<p><司法におけるジェンダー・バイアス></p> <p>法自体がジェンダー・ニュートラルであっても、運用においてジェンダーに基づく差別がある場合には、ジェンダーの平等は実現されない。圧倒的な男性の担い手たちと法のもつ男性的思考によって、女性は常に司法において周縁化される。司法におけるジェンダー・バイアスを考えることにより、ジェンダーの平等を考える。</p>
第15回	試験

授業科目名	医事法 I				
担当者名	井田 良、古川 俊治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成する。各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討する。個々のトピックは、基本的に独立したものであるため、各回の講義ごとにまとめを行う。</p> <p>本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と思考方法を習得することであり、特に、各種の倫理委員会の法曹委員として必要な基礎的能力を身につけることが目指される。また、単に法律論を学修するのみならず、基礎的な医療知識も併せて習得することで、この分野における問題の本質を理解することができるようになることを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者 2 年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は予め与えられた課題について、関連する文献を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成した上で授業に臨む。授業では、各受講生の自由なディベートを行い、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	石原明『法と生命倫理 20 講 [第 4 版]』（2004 年、日本評論社）を基本テキストとする。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>終末期医療をめぐる法的問題点について検討する。安楽死、尊厳死、治療中止、リビング・ウィル等がキーワードとなる。検討材料としては、「東海大病院安楽死事件」に関する横浜地裁平 7・3・28 判例時報 1530 号 28 頁を取り上げる。</p>
第 2 回	<p>死の概念及び判定方法をテーマとする。検討材料として、反脳死論の立場をまとめた形で示した丸山英二「脳死説に対する若干の疑問」ジュリ 844 号 51 頁、同「脳死臨調中間意見に対する若干の感想」ジュリ 987 号 14 頁を取り上げる。</p>
第 3 回	<p>「臓器移植の法的論点（1）」として、脳死移植の要件と手続について検討する。検討材料は、臓器の移植に関する法律、同施行規則、同運用指針（ガイドライン）とする。</p>
第 4 回	<p>「臓器移植の法的論点（2）」として心停止下の献腎移植のあり方について考える。検討材料として、「関西医大事件」に関する大阪地判平 10・5・20 判例時報 1670 号 44 頁を取り上げる。</p>
第 5 回	<p>自己決定権の限界に関わる問題として、エホバの証人と輸血拒否の問題を取り上げる。検討材料は、最判平 12・2・29 民集 54 卷 2 号 582 頁とするが、聖マリアンナ大学病院での輸血拒否小児死亡事件についても、新聞記事等を参照しつつ考えてみたい。</p>

第6回	生殖補助医療と親子関係をテーマとする。各種の生殖補助医療技術が発達する一方、親子関係が複雑化し、従来の法的枠組では対処が困難となった。裁判例をもとに、法的・倫理的観点から、現在の技術を前提とした新しい親子関係の考え方を模索する。
第7回	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（クローン技術規制法）について研究する。検討材料として、大洞龍真「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律について」1197号（2001）44頁を取り上げる。
第8回	ヒト胚の法的地位・その保護をテーマとする。検討材料として、総合技術会議生命倫理調査会報告書「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方」を取り上げる。
第9回	胎児の保護、妊娠中絶の規制（堕胎罪処罰のあり方）をテーマとする。検討材料は、中谷瑾子『21世紀につなぐ生命と法と倫理』（1999）29頁～119頁とする。
第10回	遺伝子診断・遺伝子治療をめぐる法的問題を取り上げる。検討材料は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省告示、2002）とする。
第11回	診療情報の開示と患者のプライバシー保護をテーマとする。近年、わが国でも診療情報の開示の原則が一般化した。除外規定の存在などにより現実の開示要求に対しては種々の制約が設けられている。諸外国における立法例を参考に、わが国の訴訟実務での運用と望ましい診療開示のあり方を検討する。
第12回	医療事故と届出制度について検討する。医療事故防止体制の枠組みのなかにおける報告制度のあり方について考える。最判平16・4・13判例時報1861号140頁を取り上げる。
第13回	新薬の臨床試験をテーマとする。検討材料は、いわゆる新GCP、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年3月27日、厚生省令第28号）とする。
第14回	代替医療を取り上げる。わが国の診療体系は、西洋医学を基礎とし、部分的に東洋医学技術を利用しているが、未だに伝統的技術に依拠した代替医療も存在する。しかし、代替医療は、無資格者による医療行為の問題をはらむほか、その過誤が重大な患者への傷害を引き起こした例もある。裁判例の事案を参考に、代替医療の法的問題点について検討する。
第15回	試験

授業科目名	医事法Ⅱ				
担当者名	古川 俊治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得する。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的に講義形式ではあるが、授業では講師の質問に対する応答や受講生同士のディベートを通じて、問題点の理解を促す。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストと、裁判例および論点に関する文献を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>診療契約と医療の責任</p> <p>医療事故に関する法的解決の概要について解説する。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討する。</p>
第2回	<p>説明義務（1）インフォームド・コンセント（1）</p> <p>説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点である。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第3回	<p>説明義務（2）療養指導</p> <p>近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第4回	<p>癌の告知／宗教上の輸血拒否</p> <p>国民意識の変化にともない、癌の告知に関しても、近年の判例の論旨には変化がうかがえる。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討する。宗教上の輸血拒否は、医療現場において、多様な問題を引き起こしてきた。平成12年の最高裁判例を経て、一応の原則が示されたものの、医療現場においては尚、問題点を孕む。具体的設例について、実務の観点より検討する。</p>
第5回	<p>医療水準論</p> <p>未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになった。現在の evidence-based medicine の議論との関連において、現在の医療水準の状況と問題点について検討する。</p>

第6回	医薬品による健康被害 医薬品による健康被害は、医療事故の半数近くを占める。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品企業の責任について、薬事法を含めて解説する。
第7回	周産期医療における問題点 周産期医療は、医事紛争が最も多い領域である。周産期医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第8回	救急医療における問題点 救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要などされる領域であるといえる。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第9回	精神科診療における問題点 精神科診療においては、患者の強制入院の可否、患者の自傷他害の問題など、特異な問題点が多い。精神科診療に関する代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第10回	鑑定をめぐる問題点／医療関連訴訟における因果関係 医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合が多い。この場合、鑑定が最も重要な証拠となることが少なくない。鑑定をめぐる実務上の問題点、民事訴訟における因果関係認定の判定の原則と実務における具体的認定、刑事訴訟における因果関係などについて検討する。
第11回	医療過誤訴訟における損害論－延命利益と期待権 医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと根治が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となる。延命利益や期待権などの判例理論について検討する。
第12回	医療関連諸制度の問題点 医療関連訴訟の運営に関する実務上の理解のためには、健康保険制度や医師賠償責任保険制度などの背景となる諸制度の理解が不可欠である。これらの諸制度の現状と問題点について解説する。
第13回	看護師その他の医療従事者 看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されない。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もある。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討する。
第14回	刑事医療過誤 医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪、虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案がある。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討する。
第15回	試験

授業科目名	サイバー法				
担当者名	堀口 磊藏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この科目では、法体系全般の理解、知的財産法の基本的知識の上に、法とコンピュータ、情報ネットワークをキーワードに、全法領域を視野に入れた紛争解決の発想能力を獲得させ、21世紀のリーガルマインドを感得させることを目的とする。</p> <p>実務法曹の役割は、過去を向いて昨日の法を解釈するのではなく、将来に向かってあるべき社会の実現に法的立場から関与するところにある。</p> <p>この役割を十全に果たすためには、法律を学ぶだけでは足りず、IT技術に対する理解を基礎に、社会に対する広い関心と時代の流れに対する鋭い方向感覚が求められる。</p> <p>とは言え、ローマは一日にして成らず、よき法曹もしかりである。</p> <p>新しい法分野についても、能動的に法解釈を行う能力と姿勢を習得させることを本授業の到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法体系全般への理解と知的財産法の基本的知識を有することを前提とする。</p> <p>該当科目については履修するか、自習しておいていただきたい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義と演習とを併用する。</p> <p>講義により基礎的知識を確認するとともに学問の先端にも触れさせる。</p> <p>演習では、事例を教材に、担当する受講生に各当事者の利害をふまえた報告をしてもらい、講師を含めた全員の討論により多角的発想能力を鍛錬する。</p> <p>担当者のみならず全員の事前の準備および授業に対する積極的参加を期待する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>基本図書として『IT法大全』（日経BP社刊）と『サイバー法判例解説』（商事法務社刊）を挙げておく。</p> <p>その他参考資料も随時紹介するが、自分に必要な法情報は自ら検索し入手することを期待する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>サイバー法（cyber law）概論</p> <p>全法体系の中でのサイバー法の領域を確認し、司法府のみならず行政府・立法府も含む法源へのアクセス方法を説明する。</p>
第2回	<p>講義 1</p> <p>インターネットの基本的技術について他の通信技術と比べながら説明する。</p> <p>併せて、通信と放送の概念についても触れる。</p>
第3回	<p>事例研究 1</p> <p>・モニター（監視）を巡る紛争</p> <p>個人のプライバシー&通信の秘密の保護と監視による社会の安全の確保の対立を考える。</p> <p>憲法、民法、刑法</p>
第4回	<p>講義 2</p> <p>本人認証の技術について説明したあと、技術の進歩が法律の解釈に与える影響について講義する。</p>
第5回	<p>事例研究 2</p> <p>・インターネットへの不正アクセスを巡る紛争</p> <p>私が私であることの証明</p> <p>不正アクセス防止法</p>

第6回	講義 3 電子商取引の技術の基礎を説明し、それが民商法に与える影響について講義する。 併せて、電子決済・電子マネーについても触れる。
第7回	事例研究 3 ・ネット通販を巡る紛争 匿名性の畏 特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
第8回	講義 4 コンピュータの技術的發展による著作権法の改正の経過について説明し、新しい技術が新しい法律の誕生を促すメカニズムについて講義する。
第9回	事例研究 4 ・データベースを巡る紛争 文化と産業 著作権法、不正競争防止法
第10回	講義 5 最新のネットワーク技術の動向、立法の動向、最近の裁判例について講義する。
第11回	事例研究 5 ・音楽および映像配信の技術とビジネスモデルの比較検討 文化と産業 その2 著作権法、不正競争防止法
第12回	講義 6 セキュリティと暗号の基礎について説明し、安全のコストは誰が負担するのかについて講義する。
第13回	事例研究 6 ・”なりすまし””しらばっくれ”の事例 不特定多数との顔の見えない取引における主張と立証 民法、民事訴訟法
第14回	講義 7 法手続きにおけるIT技術 最高裁判所の定めるオンライン申立手続その他法曹のために用意されたIT技術を使った制度の紹介と解説 そして、以上を総括して、あるべき情報化社会のかたちを構想し、明日の法曹が持つべきリーガルマインドを議論したい。
第15回	試験

授業科目名	American Constitutional Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	Objective: To provide students with an overview of American Constitutional Law Abstract: Students will be required to examine the Constitution in detail with a focus on the role of the US Supreme Court in American law and society. Special emphasis will be placed on reading US cases and understanding the workings of the common law system.
2. 関連する科目との関係	Related Course(s): Other courses on American Law、憲法II
3. 授業の方法	Methodology: The course will be taught using a modified Socratic method and class discussion. Class will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions.
4. 成績評価	Grading: 非公開
5. 教材	Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Constitutionalism, Rule of Law & Theories of Social Governance
第2回	Declaration of Independence—?Rights versus Aspirations
第3回	Articles 1, 2 & 3 Separation of Powers, Checks & Balances
第4回	Article 4 Full Faith & Credit, Privileges & Immunities, Federalism
第5回	Federal Courts and the Operation of the Supreme Court: Judicial Review & Process
第6回	1st Amendment: Freedom of Religion—Free Exercise

第 7 回	1st Amendment: Freedom of Religion—Free Exercise
第 8 回	1st Amendment: Freedom of Religion—Separation of Church and State
第 9 回	1st Amendment—Freedom of Speech
第 1 0 回	1st Amendment—Freedom of Speech
第 1 1 回	Right of Privacy
第 1 2 回	4th, 5th & 6th Amendments—Criminal Procedure
第 1 3 回	8th Amendment—Cruel & Unusual Punishment
第 1 4 回	14th Amendment—Equal Protection
第 1 5 回	Final Examination

授業科目名	Multinational Corporations & Corporate Governance				
担当者名	クレメント, ジェフリー, マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To provide students with an understanding of the nature and operation of multinational corporations and the various domestic and international regimes that exist to promote corporate governance.</p> <p>Abstract: Students will be required to examine a variety of areas related to the general field of Corporate Law and Governance. We will read a number of leading US and Japanese cases, discuss actual problems, and examine the regulatory regimes in which corporations operate.</p>
2. 関連する科目との関係	Related Course(s): Other courses on American Law、渉外法務 BP・WP、商法 I・II
3. 授業の方法	Methodology: The course will be taught using a problem-based method and class discussion. Class will be conducted in English, although students can ask questions or offer opinions in Japanese.
4. 成績評価	Grading: 非公開
5. 教材	Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Nature and Function of Corporations in General
第2回	Nations and Institutions of International Trade
第3回	MNC's and Principles of Public International Law
第4回	Personality and Citizenship
第5回	Comparative Role and Duties of the Board of Directors

第 6 回	Comparative Role and Duties of the Board of Directors
第 7 回	Comparative Rights of Shareholders
第 8 回	Corporate Social Responsibility
第 9 回	Corporate Duties to the Earth-The Valdez Principles
第 1 0 回	Corruption-Foreign Corrupt Practices Act
第 1 1 回	Corruption-OECD Guidelines
第 1 2 回	Corporate Codes of Conduct
第 1 3 回	MNC's and 3rd World Development
第 1 4 回	Foreign Investment and the Domestic Economy
第 1 5 回	Final Examination

授業科目名	American Contract Law				
担当者名	茅野 みつる (Mitsuru Claire Chino)				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective To provide students with an overview of American contract law. To implant the DNA of professionalism: discursive integrity, noetic courage, and analytical rigor.</p> <p>Abstract This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the formation, interpretation, and performance of contracts and remedies for breach of contract. The aim is to show how the rules reflect awareness on the part of the lawgivers, be they legislators or judges, that the contract is a central component of the infrastructure of the economy and must be nurtured as such.</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、民法 I～VI、涉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	<p>○In every American law school, Contracts'' is a required course for 1st-year students, to which 3000～5000 minutes of actual class time are devoted. Since there will be, at most, only 1350 minutes of actual class time in this course, the breadth of coverage must be correspondingly reduced.</p> <p>○But, though breadth of coverage will be reduced in comparison with American law schools, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and she will expect all students to maintain exactly the same disciplines as obtained in an American law school classroom, to wit, arriving on time, speaking up promptly, and always being prepared to '' state the case'' when called on.</p> <p>○Class will be conducted in English.</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>○E. Allan Farnsworth, United States Contract Law (Juris Publishing) (made available at the library)</p> <p>○Rober A. Hillman, Principles of Contract Law (Thomson West)</p> <p>○National Conference of Commissioners on Uniform State Laws and American Law Institute (joint copyright holders), Uniform Commercial Code [downloadable file]</p> <p>○American Law Institute, Restatement of the Law Second, Contracts [downloadable file]</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to American law ; origins of contract law
第2回	Consideration and the bargain theory
第3回	Assent and offer

第 4 回	Acceptance, revocation
第 5 回	Contract formation as seen in case law
第 6 回	Policing agreements, public policy
第 7 回	Contract interpretation, parol evidence rule
第 8 回	Contract interpretation, course of dealing
第 9 回	Performance, substantial performance and strict performance
第 1 0 回	Excuse, impossibility, frustration of purpose
第 1 1 回	Remedies, expectation damages, reliance damages, restitution damages
第 1 2 回	Remedies, liquidated damages
第 1 3 回	Review of sample contract provisions
第 1 4 回	Summary of Class
第 1 5 回	

授業科目名	American Property Law				
担当者名	スズカ, キース				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	Objective To provide students with an overview of American property law. Abstract This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the acquisition, transfer, and sharing of interests in land and limitations on the use of land. The historical question to be answered is: What is it about land that made land law the central arena in the development of the common law and of government based on the rule of law? The legal question to be answered is: Why do lawmakers, be they legislators or judges, feel more bound by precedent in this than in any other field of the law? The philosophical question to be considered is: Was Proudhon correct when he said, Property is theft”?
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、民法 I～VI、知的財産法 I～III
3. 授業の方法	○In almost every American law school, Property’’ is a required course for 1st-year students, to which 3000～4500 minutes of actual class time are devoted. Since there will be, at most, only 1350 minutes of actual class time in this course, the breadth of coverage must be correspondingly reduced. ○But, though breadth of coverage will be reduced in comparison with American law schools, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and he will expect all students to maintain exactly the same disciplines as obtain in an American law school classroom, to wit, arriving on time, speaking up promptly, and always being prepared to ’’ state the case’’ when called on. ○Class will be conducted in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	○American Law Institute, A Concise Restatement of Property ○Cases to be provided by instructor. ○Deeds and other documentation of real property interests to be provided by instructor.
6. 授業内容（細目）	
第1回	The concept of property. The special significance of real, as opposed to personal, property. The special significance of transferability, as opposed to other issues.
第2回	Fee simple.
第3回	Life estates and future interests.
第4回	Marital and other concurrent estates.
第5回	Easements and covenants.

第 6 回	The rule against perpetuities.
第 7 回	Recording systems, title searches, title insurance, mortgages, liens, and escrow.
第 8 回	The statute of frauds. How to draft a deed.
第 9 回	Adverse possession, eminent domain, landlord/tenant law, nuisance, zoning.
第 1 0 回	Vertical property regimes.
第 1 1 回	Planned communities. Privatization of governmental functions.
第 1 2 回	Wealth differences and equal opportunity. Was Proudhon correct? What things are or should be capable of being owned by private parties? What things are or should be capable of being owned by national governments? What is the economic significance of property?
第 1 3 回	Current issues in American property law.
第 1 4 回	Current issues in American property law.
第 1 5 回	Final Examination

授業科目名	M&A and Strategic Alliances				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances; To introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate merger and acquisition structures and transactions that can be used in Japan domestically and for cross border transactions, such as equity share exchanges, triangular acquisitions with second step mergers, going private transactions, leveraged acquisitions and acquisition finance, use of convertible equity and debt securities and off-balance sheet aspects of structured transactions.</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances. The course will cover US and Japanese law, with a special focus on cross-border M&A. In relation to global strategic alliances, the course will focus on basic joint venture transaction structures as well as other types of looser global alliance structures and the basic concepts and legal principles typical for such transactions, including termination and dispute resolution mechanisms</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、商法 I・II、企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	This course will use a modified Socratic method and discussion. Class will be conducted in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	A standard US casebook will be used in this class. Practical materials developed from real transactions will be referred to.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to the law of mergers, acquisitions and strategic alliances
第2回	Friendly and Hostile Mergers and Acquisitions
第3回	Power and Fiduciary Duties of the Board of Directors

第 4 回	Shareholder Voting and Appraisal Rights; Proxy Regulations
第 5 回	Antitakeover Statutes and Other Defenses
第 6 回	Registration, Disclosure and Clearance Requirements (US, Japan and International)
第 7 回	M&A Agreements: Structure and Practice, Share versus Asset Transactions
第 8 回	M&A Agreements: Representations and Warranties, Indemnities, Holdbacks and Remedies
第 9 回	M&A Agreements: Labor, Management, and Intellectual Property and Successor Liability
第 1 0 回	Accounting and Tax Issues
第 1 1 回	Strategic Joint Ventures: Strategies and Structures
第 1 2 回	Negotiating Joint Ventures
第 1 3 回	Defining Terms—Scope, Competition, Term & Termination
第 1 4 回	Implementation and Operation
第 1 5 回	Strategic Alliance

授業科目名	International Dispute Resolution				
担当者名	井上 治、中村 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際紛争解決のための国際訴訟及び商事仲裁を中心とするADR（裁判外紛争解決）の主要な論点についての基本的知識を習得することである。
2. 関連する科目との関係	本講義は、「民事手続法」、「裁判外紛争解決」について国際的視点からアプローチするものであり、これらの科目と密接な関連性を有する。また、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」などとも関連性を有する。
3. 授業の方法	講義方式で行うが、各問題点について議論も取り入れながら進める。プロブレム・メソッドも用いる。授業は日本語で行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として①小林秀之『国際取引紛争（第3版）』（弘文堂・2003年）及び②中村達也『国際商事仲裁入門』（中央経済社・2001年）を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際訴訟とは何か～イントロダクション 国際訴訟の実例を取り上げて国境を越えて繰り返られる国際訴訟のダイナミズム及び紛争解決の実務の現状について概観する。
第2回	主要判例の分析① 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。
第3回	主要判例の分析②及び米国の裁判制度の概要 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。また、この回では、国際紛争において頻繁に問題となる米国の裁判制度の概要についても検討する。
第4回	国際裁判管轄及び国際訴訟競合法廷地の選択について、学説、米国のケース等を紹介しつつ、国際訴訟における管轄などについて検討する。また、日本と諸外国において訴訟が競合する複雑な国際訴訟の場面における、訴訟手続きの進め方についても検討する。
第5回	当事者及び直接送達に関する問題点 国際訴訟における訴訟当事者に関する主要な問題点について検討する。また、実務でしばしば問題となる直接郵送による外国からの日本の当事者に対する送達に関する諸問題についても検討する。
第6回	国際司法共助 送達、証拠調べなどの場面において日本及び諸外国との間で実施される国際的な協力関係の仕組みについて解説する。

第7回	外国判決の承認及び執行～国際訴訟のエンディング 外国判決の承認・執行手続きについて検討する。この回が国際訴訟に関する最終講義となる。
第8回	国際仲裁のガイダンス 仲裁の意義、特徴、法源、仲裁機関、実務の現状等について概観する。
第9回	仲裁と準拠法 国際仲裁における国際私法上の問題として、仲裁契約、仲裁手続、仲裁可能性の準拠法、仲裁判断の実体基準等を取り上げ、検討する。
第10回	仲裁契約① 仲裁契約固有の法理である分離独立性（Separability）、コンピテンス・コンピテンス（Competence/Competence）について検討する。
第11回	仲裁契約② 仲裁条項のドラフティングを取り上げ、実務上の留意点を中心に解説する。
第12回	仲裁手続① 仲裁人の選任、忌避等について検討する。
第13回	仲裁手続② 審理手続について解説する。
第14回	仲裁判断の取消し、承認・執行 仲裁判断の取消制度の意義、外国仲裁判断の承認・執行要件について検討する。
第15回	

授業科目名	American Tort & Product Liability Law				
担当者名	ギブンス, スティーブン				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	To provide and overview of American Tort and Products Liability Law This course will survey and closely read some of the best known judicial opinions in American tort law. We will focus on the historical development of American tort law, and the underlying philosophical and policy influences. We will critically analyze the logic and rhetoric of well-known American judges, such as Justices Hand, Cardozo and Traynor , who have contributed to the evolution of tort doctrine.
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	This course will use the Socratic method. Class notes and questions will be distributed prior to each class.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Materials, consisting of primarily of judicial opinions, will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Intentional Torts
第2回	Intentional Torts, continued
第3回	Defenses to Intentional Torts
第4回	Defenses to Intentional Torts—Necessity
第5回	Negligence—Standard of Conduct/Duty of Care

第 6 回	Negligence—"Proximate cause"
第 7 回	Negligence—Vicarious Liability
第 8 回	Negligence—Defenses to Liability
第 9 回	Products liability—MacPherson v. Buick Motor Co.
第 1 0 回	Products liability—Evolution from negligence standard to strict liability
第 1 1 回	Products liability—Defects (manufacturing & design); failure to warn
第 1 2 回	Torts policy and politics: negligence vs. strict liability
第 1 3 回	Torts reform proposals
第 1 4 回	Infotorts—liability for dissemination of erroneous information
第 1 5 回	

授業科目名	International IP Licensing Agreements				
担当者名	ウェクスラー, ジェフリー, ジョンソン, エドワード				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>To provide students with overviews of:</p> <ul style="list-style-type: none"> • International licensing of intellectual property; • The agreement negotiation process; and • Roles of in-house and outside counsel. <p>To give students the experience of analyzing and advising on legal matters in the real-world manner of business lawyers.</p> <p>Students will review types of intellectual property, and study the roles of in-house and outside counsel, analysis of business communications, the agreement negotiation process (including term sheets, memorandum of understanding and non-disclosure agreements) and components of a cross-border intellectual property license agreement.</p>
2. 関連する科目との関係	Contracts; intellectual property.
3. 授業の方法	The course will be taught using an interactive method where students play the roles of counsel for a licensor or licensee and negotiate issues with the other side. To succeed, students must spot issues, think, analyze and present points of view as would legal counsel for a business. The class will be conducted in English. Students will be expected to be prepared for each class, attend each class, and participate actively and enthusiastically.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>There is no textbook for the class. The instructors have designed a set of materials based on a hypothetical negotiation between a licensor and licensee. Students will read e-mail correspondence among the parties, different personnel inside each party, and various legal and non-legal advisers. Students will then negotiate draft agreements exchanged between the parties</p> <p>Students will be encouraged to use library materials and on-line resources to study basic forms of intellectual property such as copyright, patent, trademarks and trade secrets to maximize time in class devoted to discussions of the licensing of these types of assets.</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to Licenses
第2回	Licensable Intellectual Property; Introduction to Principal Case (hypothetical case)

第 3 回	Non-Disclosure Agreements
第 4 回	Understanding the Business; Roles of In-house and Law Firm Counsel
第 5 回	Licensing vs. Joint Ventures and Other Alternatives
第 6 回	License Agreement -- Preamble, Recitals, Definitions, Grant Clause
第 7 回	License Agreement -- Grant Clause (continued)
第 8 回	License Agreement -- Paid and Being Paid (initial fees, continuing fees, audits, revenue recognition)
第 9 回	License Agreement -- Improvements, Moral Rights, Confidentiality
第 1 0 回	License Agreement -- Representations and Covenants
第 1 1 回	License Agreement -- Legal Action, Indemnities, Limitations
第 1 2 回	License Agreement -- Termination, Dispute Resolution and Enforcement
第 1 3 回	Licensing and Bankruptcy; Source Code Escrow
第 1 4 回	Open and Unfinished Topics, Questions and Answers (1)
第 1 5 回	Questions and Answers (2), Wrap-up, Distribution of Final Examination

授業科目名	American Secured Transactions Law				
担当者名	ギブンス, スティーブン				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>To provide an overview of American secured transactions law and related bankruptcy issues.</p> <p>This course provides an overview of American secured transactions law and related bankruptcy issues, focusing on Article 9 of the Uniform Commercial Code. Each class will require students to analyze concrete problems arising in typical secured finance transactions.</p>
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	<p>The course and textbook will give students an opportunity to analyze legal and practical issues that arise in a variety of commercial financing transactions. Students will be asked to focus carefully on the language of Article 9 and the policies it serves in the context of real world commercial transactions.</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Douglas J. Whaley, Problems and Materials on Secured Transactions
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction: Basic differences between rights of secured and unsecured creditors
第2回	Scope of Article 9: Consignments, Leases, Installment sales Contracts
第3回	Scope of Article 9: Exclusions, real estate
第4回	Classification of Collateral
第5回	Attachment

第 6 回	Perfection
第 7 回	Priorities; Purchase Money Security Interests, Buyers
第 8 回	Priorities; Leases, Fixtures, Future Advances, Proceeds
第 9 回	Default
第 1 0 回	Remedies; Foreclosure, repossession, resale
第 1 1 回	Basic bankruptcy concepts: fraudulent conveyance, preference, automatic stay, affirmation and rejection of contracts
第 1 2 回	Treatment of secured claims in bankruptcy
第 1 3 回	Special issues involving real estate transactions
第 1 4 回	Policy and philosophy of security interests.
第 1 5 回	

授業科目名	Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts				
担当者名	上原 博、ルース, エリック				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>To implant the DNA of professionalism: discursive integrity, noetic courage, and analytical rigor.</p> <p>○It is widely recognized that distressed companies present a fertile field for lawyers and that legal expertise in investing, restructuring, and M&A involving distressed companies has a high market value. What is not so widely recognized is that the accounting at distressed companies usually is also distressed, and lawyers who blithely enter this field without understanding the games that are being played with the financial statements (not only by the distressed companies themselves but also by their rescuers') do so at substantial professional risk. This course is intended to provide inoculation against such risk.</p> <p>○To understand the games that are played with financial statements, one must understand where financial statements come from, i.e., one must understand double-entry bookkeeping, adjusting and closing entries, and financial statement preparation. These are not conceptually difficult matters, but they can be learned only by practice, i.e., homework. Therefore, during the first part of this course, there will be weekly homework assignments.</p> <p>○During the second part of this course, actual cases of fraudulent accounting for business combinations will be studied. The question to be addressed is: What is it about business combinations that invites so much fraud?</p> <p>○During the third part of this course, the financial and tax accounting rules for workouts will be explored. Again, the emphasis will be on fraud-spotting and prophylaxis for the lawyers involved in the matter.</p>
2. 関連する科目との関係	会計学、商法Ⅰ・Ⅱ、企業会計法、企業法務BP・WP、金融法務BP・WP
3. 授業の方法	Class will be conducted in English in even-numbered academic years, and in Japanese in odd-numbered years. This course will use a modified Socratic method and discussion.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	E. John Larson, Modern Advanced Accounting, Ninth Edition (McGraw-Hill Irwin, 2003), or equivalent, will be used in the first part of the course. The main source of information in the second part of the course will be news reports downloaded from the Web.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Double-entry bookkeeping; the flow of bookkeeping data.

第 2 回	Accrual-basis accounting; adjusting entries.
第 3 回	Preparing financial statements, with or without closing entries.
第 4 回	The purchase method of accounting for business combinations. Comparison with the pooling-of-interests method.
第 5 回	Financial statements on date of business combination.
第 6 回	Financial statements after date of business combination; equity method.
第 7 回	Elimination of intercompany transactions.
第 8 回	Tyco.
第 9 回	WorldCom.
第 1 0 回	[other cases comparable to Tyco and WorldCom]
第 1 1 回	Doubtful accounts. Financial accounting and tax accounting issues.
第 1 2 回	Workouts.
第 1 3 回	Workouts.
第 1 4 回	Workouts.
第 1 5 回	Final Examination

授業科目名	Corporate and Project Finance				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of the law and practice of corporate finance and the theory and practice of project finance</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law and practice of corporate finance and project finance. The course will cover US, English and Japanese law, with a special focus on corporate debt and equity financings and international project finance structures for infrastructure development. The objective of this course will be to introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate finance structures and transactions, such as equity and debt finance, convertible equity and debt securities, bank finance and capital markets securitization structures as one segment of the course, and then will also take a similar approach to introducing students to the basic concepts, legal principles and structures of typical project finance transactions for major infrastructure projects in developing countries and private finance initiatives (PFI) in advanced economies</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、会計学、商法 I・II、企業会計法、企業金融法、金融法実務、金融法務 BP・WP
3. 授業の方法	Instruction will be in English, and will comprise both lectures, case studies and Socratic method for class discussion.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	The method of instruction will utilize a standard us textbook as well as practical materials developed from real transactions to provide students with a view of the practical aspects of legal practice in these fields and the nature of these types of complex financial transactions within a single country and on a cross-border basis.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to corporate and project finance
第2回	Equity Securities: Rights, Powers and Protections
第3回	Convertible Securities and Options: Rights, Power and Protections
第4回	Debt Securities: Public and Private Debt, Senior and Subordinate

第 5 回	Corporate Governance
第 6 回	Enterprise and Securities Valuation
第 7 回	Securitization
第 8 回	Venture Capital and Private Equity
第 9 回	Capital Structure, Leverage and Rating Agencies
第 1 0 回	Insolvency, Bankruptcy, Reorganization and Liquidation
第 1 1 回	Project Risk Analysis and Mitigation
第 1 2 回	Perspective of the Sponsors, Developers and Suppliers
第 1 3 回	Perspectives of the Lenders: Debt, Repayment and Security
第 1 4 回	Implementation and Operation
第 1 5 回	Dispute Resolution and Foreclosure

授業科目名	Corporate Counseling & Legal Risk Management				
担当者名	名取 勝也、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	Objective: To provide students with the skills necessary to engage in effective corporate counseling and legal risk management both as in-house and outside legal counsel. Abstract: Students will be required to examine a variety of areas related to the general field of Preventive Law. We will read a number of leading US and Japanese cases, discuss actual problems experienced working as in-house and outside counsel, and role play.
2. 関連する科目との関係	企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	The course will be taught using a problem-based method and class discussion. Class will be conducted in English and Japanese.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to Preventive Law
第2回	Role of In-house versus Outside Counsel
第3回	Finding Facts and Advising Clients
第4回	Problem 1
第5回	Identifying and Managing Legal Risk

第 6 回	Problem 2
第 7 回	Corporate Governance
第 8 回	Problem 3
第 9 回	OECD Initiatives
第 1 0 回	Sarbane-Oxley
第 1 1 回	Corporate Social Responsibility
第 1 2 回	Codes of Conduct
第 1 3 回	Codes of Conduct
第 1 4 回	Business & Legal Ethics
第 1 5 回	Final Examination

授業科目名	フランス法 I				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	アメリカ主導の自由主義的なグローバル化の動きに対して、ヨーロッパはどのように対応しようとしているのか。その中心の一つをなすフランスにおける最新の動きを追跡しようというのが、本講義の目的である。フランスを中心とする比較法的な考察を通じて、法律学の所与の前提（イデオロギー）を相対化して捉える能力を養いたい。究極的な到達目標は、受講生が、単なる市場への奉仕者になるのではなく、社会正義への問題意識をもって、それを具体化することのできる構想力をもった法曹になることにある。
2. 関連する科目との関係	私法系の必修科目、とくに「民法」、「民法総合」における実定法教育との関連にとくに留意し、その学習に厚みを増すという観点から、講義を行う。したがって、受講生は、日本の民法に関するアクチュアルな解釈論に精通している必要がある。あくまでも日本という基点からフランス的なものを発見するという視点を大切にすることからである。 関連する科目としては、「法史学（西洋法史）」、「フランス法 II」があるが、履修している必要はない。
3. 授業の方法	今年度は、ヨーロッパ契約法に関するフランス語の文献を原典講読の形式で精読する。受講生は、毎回、約2ページづつ文献を消化してこなければならない。 本講義は、通常はフランス語が読めない者は受講できないが、今年度は、英訳（原語）のある文献を講読する予定なので、フランス語の知識がなくしても十分に参加することができる（ただし、本来、真にフランス的なものの理解にはフランス語の習得が不可欠であることに変わりはない）。講義では、フランス語または（および）英語のテキストを手がかりに、質疑応答を重視し、双方向的なやりとりの中で、自分で外国のものを理解できる能力の養成に心がける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	プリントを受講生に配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ヨーロッパ契約法の現状と講義テキストの紹介 講義のガイダンスを兼ね、資料の読み方などを指導する。
第2回	契約法とヨーロッパの将来 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第3回	テクノクラート主導のアプローチ テキストを約2頁分を精読して検討する。
第4回	真の問題 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第5回	社会正義と規範的正統性 テキストを約2頁分を精読して検討する。

第6回	委員会の主導 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第7回	統合のプログラム テキストを約2頁分を精読して検討する。
第8回	普通法という準拠基準 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第9回	社会正義というプログラム テキストを約2頁分を精読して検討する。
第10回	契約における均衡 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第11回	民法の憲法化現象 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第12回	ガバナンスの手法の正統性1 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第13回	ガバナンスの手法の正統性2 テキストを約2頁分を精読して検討する。
第14回	予備1
第15回	予備2

授業科目名	フランス法Ⅱ				
担当者名	木村 琢磨				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	フランス公法について講義する。憲法と行政法（財政法を含む）の主要項目をひととおり学習する。それぞれの制度の概観から始めて、具体的な判例等にも言及しつつ、フランス公法の理論的・実的な姿を明らかにすることを目的とする。最終的な到達目標は、比較法的な考察を通じて、日本の公法学の理解を深めることにある。 なお、付随的な目的として、フランス語の文献（必ずしも多くの量は求めない）を精読することを通じて、仏文を正確に理解する力を養う。そのため、フランス語については、あらかじめ基礎的な読解力を有することが必要である。
2. 関連する科目との関係	特に「憲法」や「行政法」などの公法系実定法科目との連関に配慮する。講義においては、フランス法に固有の法理を考察するとともに、適宜日本の制度や判例・学説との比較を行い、わが国の公法理論を多面的に検討するための素材を提供するように心がける。
3. 授業の方法	講義と演習を組み合わせた形式による。事前に指定された文献について、受講生が予習していることを前提にして、質疑応答を取り入れながら授業を行う。なお、各回のテーマは下記のとおりであるが、受講生の関心に応じて変更する可能性がある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	日本語・フランス語の文献を、適宜コピーして配布する。基本的な参考文献は、初回に紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	フランス公法の概観 日本法やドイツ法との全般的な比較、日本法への影響などに論及しながら、フランス公法学の基本的要素について概観し、講義全体の序論とする。
第2回	憲法概観 大革命以降のフランス憲法史を概観したうえで、現在の憲法制度の基礎概念について講義する。
第3回	憲法訴訟 第5共和制における憲法院の地位と機能について、いくつかの判例を素材としながら検討する。
第4回	憲法改正と地方分権 最近の憲法改正のうち、とりわけ2003年の地方分権に関する改正に注目して、関連する憲法理論を分析する。
第5回	行政法概観 フランス行政法学の展開について、憲法理論との関係や古典的学説に触れながら概観する。

第6回	行政行為・行政契約 わが国の学説にいう行政の行為形式論に関して、おもに行政行為論と行政契約論を取り上げる。後者については、欧州共同体法との関係にも注目する。
第7回	行政賠償責任 わが国の国家賠償と損失補償に相当するフランスの法理を検討する。
第8回	行政訴訟① 行政法の基礎理論との関係に留意しながら、行政訴訟制度の基本的な枠組みを概観する。
第9回	行政訴訟② わが国の取消訴訟に相当する越権訴訟について、いくつかの判例を取り上げながら、その実際的な機能を検討する。
第10回	行政訴訟③ 越権訴訟以外の訴訟類型を取り上げ、相互の機能的な関係について考察する。
第11回	財政法① 財政法の基本原理を概観し、予算・決算や会計検査院の意義をはじめとした論点を考察する。
第12回	財政法② 近時の予算制度改革を取り上げ、公法理論や行政実務への影響を検討する。
第13回	最近の公法学の動向 公私協働や政策評価、成果主義的行政をはじめとした、最近のフランス公法学の動向を紹介し、日本法に共通する課題を検討する。
第14回	講義の総括 講義全体のまとめとして、フランス公法の特殊性と普遍性について整理する。
第15回	試験

授業科目名	ドイツ法 I				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法 I では、ドイツ法のうち最も広い意味における私法の領域を対象として、2 年次以降の受講生がわが国における法曹養成とりわけ実務法曹養成の観点から必要な知見ないし有益な知見を獲得することを目的とする。第 1 の到達目標は、明治期以来わが国の法秩序の形成・発展に大きな影響を与えてきているドイツ法について、歴史的な展開の側面を含めてその特徴を理解することであり、第 2 の到達目標は、現代の国際取引等の主要な相手方としてのドイツを念頭に置いて、経済法等の主要分野について基本的知識を獲得することである。</p> <p>なお、ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠となる。時間の制約はあるが、一定の時間をドイツ語文献の講読に当てる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ドイツ法 II の履修によってドイツ法を総合的に学習することが望ましい。また、個別問題について多数の科目が置かれているアメリカ法のほか、複数の諸国の法秩序に関する基礎的な知見を深めることをとおして、広い視野に立って法律家としての素養を身につけることが望まれる。さらに、ドイツ法をはじめとする外国法の知識を深めておくことは、基本科目、選択科目に含まれる各実定法の問題点ないし争点について検討する場合に、比較検討の素材を豊にすることにつながる。</p>
3. 授業の方法	<p>1～6 回では、基本的に通常の講義形式を採用する。7～14 回では、ドイツ語文献を講読する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>村上淳一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（改訂第 5 版、有斐閣刊）、その他ドイツ語文献・資料等に基づいて授業を行う。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(1)</p> <p>「ドイツ」法に関する考察を進める基礎的作業として、西ローマ帝国の滅亡（5 世紀）、フランク王国の東西分裂（9 世紀）を経てドイツという観念が成立して以降、神聖ローマ帝国の枠組みの下において封建社会が進展し、さらにドイツ帝国が成立する 19 世紀後半までの歴史的展開について概説する。また、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 2 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(2)</p> <p>「歴史的基礎(1)」で取り扱った時期以降、現在までの歴史的展開（①ドイツ帝国成立〔1871 年〕以降の展開、②第 1 次世界大戦とワイマール共和国、③ナチス支配と第 2 次世界大戦、④戦後復興、東西分裂、統一）について述べ、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 3 回	<p>ドイツ私法概説(1)</p> <p>ドイツ民法を概説する（総則・債権法・物権法・家族法）。また、近時の債権法改正の経緯と内容について詳述する。さらに、ヨーロッパにおける民事法分野の平準化の動向およびわが国民民事法に対するそのインパクトについて、総説的に検討する。</p>
第 4 回	<p>ドイツ私法概説(2)</p> <p>商法、労働法を取り上げ、基本構造、特質および日本法との比較の観点に重点を置いて概説する。</p>
第 5 回	<p>ドイツ経済法概説(1)</p> <p>ドイツ経済法の概要を解説する。</p> <p>①「経済法」概念の成立と経済法の展開（歴史的検討）</p> <p>②（主に W. Fikentscher, <i>Wirtschaftsrecht</i> の体系的整理に基づく）現行法の解説</p> <p>③わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法（Gesetz</p>

	gegen Wettbewerbsbeschränkungen) について序論的検討
第6回	ドイツ経済法概説(2) 第5回の検討(とくに上述③)を踏まえて、競争制限防止法に関する各論的検討を行う。わが国独占禁止法とドイツ競争制限防止法の間には、現代の独占禁止法制としての共通点がみられる一方で、規制対象となる競争秩序侵害類型の体系の点やサンクションのあり方の点で大きな相違があることも否定できない。このことに留意しながら、カルテル、垂直制限等の主要な規制について踏み込んだ考察を加える。
第7回	中間とりまとめ 第1～6回について受講生からの質問を受け、質疑応答を行う。 また、ドイツ法文献講読(第8～14回)の進め方について説明し、ドイツ語能力の問題等について問題点を解明する。
第8回	ドイツ法文献講読(1-1) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen を講読する。(講読する文献は、近代市民法秩序の変容と社会法分野の生成を分かりやすく論じた小論文である。)
第9回	ドイツ法文献講読(1-2) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第10回	ドイツ法文献講読(1-3) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第11回	ドイツ法文献講読(2-1) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。この回と次回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。今回は、カルテル禁止、市場支配的企業の濫用行為の規制を取り上げる。
第12回	ドイツ法文献講読(2-2) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。前回と今回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。 今回は、市場支配的企業集中の規制、垂直的競争制限行為の規制を取り上げる。
第13回	ドイツ法文献講読(3-1) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第14回	ドイツ法文献講読(3-2) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第15回	まとめ 受講者の質問および担当者の問題提起により、講義の成果をとりまとめ、将来の課題を確認する。

授業科目名	ドイツ法Ⅱ				
担当者名	オステン、フィリップ				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法Ⅱでは、ドイツ法のうち広義での公法の領域を主たる対象とし、とりわけ憲法と刑事法を中心とした法制度・司法制度の全体像、その理論と実務に関する基本的な知識を習得することを目的とする。</p> <p>本授業の第一の到達目標は、日本法に多大な影響を与えてきたドイツ法の形成過程、その歴史的背景および今日における主要な論点を比較法的な観点から学習することであり、第二の到達目標は、ドイツ法・ドイツ法学に関する原書（ドイツ語文献）を理解できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	「ドイツ法Ⅰ」の履修によりドイツ法を総合的に学習することが望ましい。
3. 授業の方法	<p>1～10回では、原則として通常の講義形式を採用する。11～15回では、ドイツ語文献を講読する（ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠であるため）。</p> <p>なお、開講時に、履修者の希望や語学力等を考慮し、授業の順番・形式を若干変更することもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットに対応したレジュメ等を配布し、関連文献・資料（ドイツ語文献等も含む）に基づいて授業を行う。参考書として、村上淳＝守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〔改訂第6版〕』（有斐閣2005年）がある。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション：何のためのドイツ法か？</p> <ul style="list-style-type: none"> －問題意識：外国法と比較法 －日本法の母法としてのドイツ法 －日本におけるドイツ法の継受
第2回	<p>ドイツ法の形成（1）</p> <p>ドイツ法史概説：中世、神聖ローマ帝国等を経て、ドイツ帝国が成立する19世紀までのドイツにおける法思想の歴史的展開について概観する。</p>
第3回	<p>ドイツ法の形成（2）</p> <p>パンデクテン法学とその影響 — 民事法、公法、刑事法</p>
第4回	<p>ドイツ法の形成（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> －ワイマール共和国とその挫折 －ナチス支配 — 第三帝国における(不)法 －敗戦と戦後処理：法による「過去の克服」
第5回	<p>ドイツ連邦共和国基本法の体制（1）</p> <p>3回にわたり、憲法（ボン基本法）の概要および同法が各法分野に与えた影響、行政法の発展、戦後の公法秩序と司法制度などについて概説する</p> <ul style="list-style-type: none"> －憲法の基本原理（法治国家原理を中心に） －国家統治制度

第6回	ドイツ連邦共和国基本法の体制（2） －連邦憲法裁判所 －憲法下の行政法 －社会国家原理：社会法と労働法
第7回	ドイツ連邦共和国基本法の体制（3） －司法制度と司法改革 －法曹養成制度 （記録映画『日独裁判官物語』なども題材にして）
第8回	ドイツの刑事法と刑事法学（1） －ドイツ刑法典 －刑事政策の発展 －犯罪論の発展 （日独比較を軸として）
第9回	ドイツの刑事法と刑事法学（2） －ドイツの刑事手続法 （ドイツ刑事訴訟法およびその関連法規〔裁判所構成法等〕の基をなす諸概念〔起訴法定主義、職権主義、糾問主義〕など） －刑事法のヨーロッパ化（平準化）・国際化
第10回	欧州連合（EU）とドイツ法 －欧州統合の歴史、欧州連合の機関 －欧州共同体法、EU法とドイツ法
第11回	ドイツ法文献講読（1） 受講生のドイツ語能力・希望等に合わせ、ドイツ法思想上重要な論文（例えば、Radbruchの法哲学などが考えられる）を素材としてドイツ法文献講読への導入を図る。また、ドイツ法文献の調査のし方についても説明を行なう。
第12回	ドイツ法文献講読（2） ドイツ憲法や刑法の原文から主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、日本法との比較検討等を行う。
第13回	ドイツ法文献講読（3） 体系書、コンメンタールからの抜粋など、憲法に関する基本文献を素材として、法律文献の読み方を学習する。
第14回	ドイツ法文献講読（4） 体系書、コンメンタールからの抜粋など、刑事法に関する基本文献を素材として、法律文献の読解力を一層深めることが目指される。
第15回	ドイツ法文献講読（5）および本授業の総括 ドイツ法文献講読(1)～(4)における学習を踏まえて、公法関係の判決文を講読する。 さらに、「ドイツ法 II」の授業全般について、質疑応答を行ない、また、履修者の希望に応じて今後のドイツ法との接し方などについても指導を行なう。

授業科目名	イギリス法				
担当者名	島田 真琴				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>イギリス契約法は、イギリス（イングランド及びウェールズ）の国内法であると同時に、米国やカナダ、オーストラリアその他英連邦諸国の法制度のモデルとなっており、かつ金融、建設、物品運送、海事、保険その他の分野の国際取引において広く準拠法として使用されている。よって、日本の法律家としてこれらの国際法務に従事し、諸外国の弁護士らと対等に渡り合っていくためには、イギリス私法の基礎知識が不可欠である。</p> <p>本授業では、イギリスの司法制度、裁判制度及び契約法を中心にイギリス私法を概説した上、その応用として、イギリス法に準拠した典型的な取引契約（国際商品取引、国際融資契約、ジョイント・ベンチャー、ユーロ・ボンド、船舶ファイナンス、海上運送契約、海事保険、共同建設プロジェクト等）の内から適当な題材を選び、その基本的な仕組みを説明すると共に、これに適用される法律（判例及び制定法）及び法的諸問題を検討する。</p> <p>本授業の到達目標は、日本の法曹として国際取引法務に従事する上で必要なイギリス私法の基礎知識及びその活用方法を修得することにあるが、ここで得た基礎知識により、国際取引実務に直結した他の選択科目（「渉外法務ワークショップ・プログラム」等）で、より高度な学習を可能にする能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業では、日本の法曹として必要なイギリス私法の修得を目指しているため、イギリス法上の諸制度、諸原則、諸規定を日本の民商法及び取引実務と対比しながら授業を進めることになる。したがって、1年次に配当される民商法科目を理解していることが受講の前提となる。他方、本授業を受けることにより、受講生は、比較法的な見地から日本法の特異性を認識し、民商法の内容をより深く理解できる。</p> <p>他の選択科目として関連性が高いのは、「国際商取引法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「渉外法務ワークショップ・プログラム」である。これらの科目における授業内容を正しく理解し、確実に身につけるためには、国際取引の土台を成しているイギリス私法の基礎を一通り学習しておくことが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、判例、文献リスト及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従って学生に発問し、その返答に基づいて適宜に討議する方法で進める。また、授業時間中に設けるワークショップやセミナーにおいて、学生はグループに分かれて、イギリスの判例に基づくケーススタディ、イギリス法に準拠した契約書の解釈・検討、契約前書面や契約条項のドラフト、契約交渉のロールプレイその他の作業を行い、その成果発表を通じて、法律知識を実務に応用するための基礎能力を指導する。授業は日本語で進行するが、ワークショップやセミナーで使用する資料、判例、契約文書等の大半が英文である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業は、講師があらかじめ準備し配布するテキスト、レジュメ及び契約書雛形や判例コピーなどの資料に基づいて進める。なお、授業全体に関係がある参考文献として、イギリスの法制度全般に関し、P. S. James の <i>An Introduction to English Law</i>、契約法に関し、Treitel の <i>The Law of Contract 11th Ed.</i> 又は Anson' s <i>Law of Contract 28th Ed.</i> 及び Jill Poole の <i>Casebook on Contract Law 6th Ed.</i> を推薦する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イギリス法に準拠する国際取引および法曹の役割</p> <p>イギリス法はどのような種類の国際取引に使用されているか、なぜ準拠法として選択されるのか、これらの取引に英国弁護士（<i>Barrister</i> 及び <i>Solicitor</i>）、日本弁護士がそれぞれどのように関与しているか、どのようにしてイギリス法を学習すればよいか等について紹介する。</p>
第2回	<p>イギリスの司法制度について及び判例の読み方</p> <p>イギリスの裁判制度及びコモンローを初めとするイギリス法の法源について、日本の裁判制度や司法制度と比較しながら説明する。また、判例法がどのように確定し、法源として機能するのかについて具体的な事例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ1（コモンロー判例の分析）：学生はレター・オブ・インテントに関する判例を分析し、裁判所がどのような判例法を鼎立したのか、及びその実務的な意義を検討する。</p>
第3回	<p>契約の成立要件（1）- Offer and Acceptance について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部である Offer 及び Acceptance について、様々なタイプの契約における具体的な内容、方法を、判例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ2（契約の成立に関するケーススタディ）：学生は、契約の成立に関する伝統的な判例における裁判官の説示内容を検討の上、これを利用した演習事例の解決方法を討議する。</p>
第4回	<p>契約の成立要件（2）- Consideration について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部であり、かつ日本法とは全く異質な法概念である Consideration（対価、約因）に関する諸問題を、判例を紹介しながら検討する。さらに、Consideration のない合意に拘束力を生じさせるための重要な法原則である Promissory Estoppel（禁反言の原則）を紹介する。</p> <p>ワークショップ3（Promissory Estoppel に関するケーススタディ）：学生は、判例に示されている</p>

	<p>事案の内容を検討の上、当該事件は Promissory Estoppel の抗弁が認められる事例であるか否かを討議する。</p>
第 5 回	<p>契約の成立要件 (3)・ Contractual Intention イギリス法上の契約成立のためのその他の要件である Intention to create legal relations、Certainty、Completeness などについて、判例を紹介しながら検討する。 ワークショップ 4 (契約の成立に関するケーススタディ)：学生は、判例分析を通じて、裁判所が、実際の契約交渉過程中的のある時点における契約成立を認定する上で、Common Law の諸原則をどのように適用するのかについて検討する。</p>
第 6 回	<p>契約前書面 (Pre-contractual documents) について Letter of Intent、Letter of Commitment、Heads of Agreement など、契約交渉中に取り交わす書面の目的、機能及びイギリス法上の法的効果を検討する。 ワークショップ 5 (契約前書面の法的性質に関するケーススタディ)：判例を検討して、契約前書面で用いられる用語及び法的効果を研究する。 ワークショップ 6 (契約前書面のドラフト及び契約交渉のロールプレイ)：学生は、Commitment Letter を発行する側と受け取る側の 2 つのグループに分かれて、それぞれに有利なドラフト・レターを作成する。さらに、両グループ間でドラフトを交換し、互いに交渉し、書面の文言を合意して完成させる。</p>
第 7 回	<p>不実表示及び錯誤 (Misrepresentation、Mistake) について Representation の意義、効果について判例を紹介しながら検討する。更に、Mistake に関する最近の判例の動向、Misrepresentation との相違などを検討する。 ワークショップ 7 (Misrepresentation に関するケーススタディ)：学生は、Misrepresentation、Mistake が争点となる事例を分析し、判例を利用しての事案解決手法を学習する。さらに、同じ事案の準拠法が日本法であった場合における解決方法との違いを検討する。</p>
第 8 回	<p>契約の条項 - Conditions、Warranties、Innominate terms について イギリス法に基づく契約条項の種類として、Warranties と Conditions とがあるが、これらの違い、実際上の区別の仕方などについて判例を中心に検討する。 ワークショップ 8 (国際金融取引に関する契約条項の検討)：学生は、国際取引実務において使用されている銀行ローン及び保証契約書を用いて、Representations、Warranties、Conditions、Undertakings、Event of Default など各条項の役割、効果を検討する。</p>
第 9 回	<p>契約の解釈及び責任免除規定 (Exclusion Clause) について Parol Evidence Rule など、イギリス法上の契約解釈の一般原則とその例外を紹介する。さらに、いわゆる責任免除規定の効果、解釈原理について、一般原理と Unfair Contract Terms Act の適用がある場合とに分けて紹介する。 ワークショップ 9 (製造請負契約の解釈)：学生は、複数国の企業間における機械製造請負契約における下請会社の報酬債権請求に関する判例を検討し、裁判所が契約条項をどのように解するかを討議する。</p>
第 10 回	<p>契約の変更及び契約上の権利義務の移転 - Variation、Assignment、Novation について Variation、Rescission、Waiver の意義、要件を紹介し、さらに、Assignment と Novation の違いを中心に、契約上の地位を移転するための手法と限界を検討する。 ワークショップ 10 (契約条件の変更に関するケーススタディ)：学生は、ケニアの供給業者とエジプトの商社との間のイギリス法に準拠したコーヒー豆売買契約に関する事例を検討し、当該事実関係の下で契約条件の変更があったか否かを討議する。</p>
第 11 回	<p>契約の終了 - Termination、Frustration について 契約違反解除、合意解約など契約の終了原因とその要件、効果を概観した上、イギリス法独自の原理である Frustration に関する Common Law 及び法令を紹介し、イギリス法に準拠する契約において不可抗力条項 (Force majeure clause) を合意していない場合にどのような問題が生ずるかを検討する。 ワークショップ 11 (不可抗拒力条項のドラフト)：学生は、イギリス法上の Doctrine of Frustration の適用を避けるためにはどのような不可抗拒力条項が必要かを検討して、そのドラフトを作成する。</p>
第 12 回	<p>契約違反の救済措置及び信託制度 - Remedies、Equity and Trusts について Common Law に並ぶイギリスの重要な判例法である Equity (衡平法) に基づく信託制度を概説し、これがイギリス法上どのような役割を担っているか、具体的な事件を紹介しながら説明する。さらに Common Law 及び衡平法上の救済措置について紹介する。 ワークショップ 12 (衡平法上の救済措置に関するケーススタディ)：イギリス企業とインド企業間の石油パイプライン設備のリースに関する事案を検討し、衡平法上どのような救済措置が可能かを考慮しながら判決内容を予測する。</p>
第 13 回	<p>セミナー (1) - イギリス法に準拠した国際融資契約 ユーロ金融市場及びユーロ・ローン及びシンジケート・ローンの仕組みを解説した上で、あらかじめ配布した国際融資契約書の雛形 (英文) に基づいて、個々の契約条項の法的な意味、目的及びこれに関する法律上の問題点を、すでに学習したイギリス法上の諸概念、諸原則を用いて検討する。 ワークショップ 13：学生は、グループに分かれて、国際融資取引において特定の目的を達成するためにはどのような条項が必要であるかを検討し、当該条項を作成し、これについて討議しながら国際融資契約書作成の基礎を学習する。</p>
第 14 回	<p>セミナー (2) - イギリス企業の買取り 日本の会社がイギリスの会社を買収する場合を想定し、public takeover と private acquisition との違い、買収方法の選択、契約交渉、Due Diligence、契約締結、履行完了までの手続きの流れ及び特に注意すべき法令や規則を紹介し、さらに株式売買契約の主要な条項を既に学習したイギリス法上の諸概念や諸原則を用いて検討する。 ワークショップ 14：株式売買契約のドラフトを検討して、契約条項のミスや不利な条項を抽出し、望ましい契約条項の対案をドラフトする。</p>
第 15 回	試験

授業科目名	中国法				
担当者名	近藤 丸人				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	新設の法科大学院における初年度の法学既習者を対象とする。受講生が将来法律実務家として中国に関する渉外法務に携わるための必要な知識を身につけ、実務家として必要とされる問題解決能力、及び応用力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	中国における経済活動及び中国との経済活動に関連する外為法並びに貿易取引に関する各法及び信用状統一規則等に関する講義及び演習も折に触れ行う。
3. 授業の方法	中国に関する渉外法務に携わる法律実務家になる資質としては、 ①カウンターパートである中国の法律実務家の考え方を理解し、 ②クライアントとなるビジネス現場のニーズを知る必要があると考える。 ①に対応するため、1)中国法体系、2)契約法、商法 3)公司法、4)知的財産権法、5)外国企業による投資形態、6)紛争解決制度について基礎的な知識と実務上の問題状況を理解し、且つ自ら情報収集を行えるようになることを到達目標とする。 具体的には右到達目標は講義及びセミナーにより実現される。 ②に対応するため、A)基礎的知識を得た分野に関連して、典型的な問題とそれへの対応に必要なことは何かを知るとともに、B)予期せぬ事態に対して実務的な問題を発見し、軽重を判断し、且つそれへの対応可能な能力を身につけることを到達目標とする。 具体的には、右到達目標 A)B)は次の授業手法によって実現される。1)紛争事例について論点抽出と判断を求める(セミナー)、2)契約書作成実務において限られた時間内でコメントを出す(グループワーク ショップ)、3)契約書作成実務(セミナー:プレゼン)により実現される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	基礎的知識の取得に関しては、予め資料を通知する場合もある。講義に際しては適宜プリント等を提供する。 中国語の原文教材も使用する。必要があれば訳文も付するが、中国語の既習者であることは必ずしも必要ではない。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 前提テスト（法学既習者の達成度） 講義： ・中国法体系への理解 ・法規範体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解 ・資料及びアクセス方法の紹介 ・中国法体系に対する質問抽出 課題提出(判例)
第2回	適宜テストもしくはレポート（中国法体系への理解/中国の司法考試問題使用） ・抽出質問に対する受講生による回答 ・課題提出判例に対するセミナー/プレゼンなし ・課題提出(判例/発表者)
第3回	講義： ・中国契約法、商法 ・日本法との比較受講生によるプレゼンテーション ・上記に関するセミナー ・課題なし
第4回	講義： ・契約書実務についてグループワーク ショップ ・契約書コメント ・セッション

	課題提出（仮想事例/発表者あり）
第5回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・中国公司法・日本法との比較受講生によるプレゼンテーション ・論点抽出 ・問題点抽出 ・上記に関するセミナー 課題提出(仮想相談事例/発表者あり)
第6回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・中国公司法と実務的接点 ・キーワード「株式公開/上場」 受講生によるプレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> ・論点抽出 ・問題点抽出 上記に関するセミナー
第7回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・中国知的財産権法 ・日本法との比較 ワークショップ（2回連続） <ul style="list-style-type: none"> ・相談事例（仮想事例の事業展開に対応して） ワークショップ中間発表
第8回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・中国知的財産権法 ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップグループ発表と評価 課題提出（合弁契約書レビュー）
第9回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・外国企業の中国への投資形態 ・合弁契約書レビューのプレゼンテーション ・セッション 課題提出（仮想事例）
第10回	講義： <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決制度 ・日本法との比較 適宜テスト <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決制度若しくは強制執行に関する仮想事例について
第11回	講義：総合 ケーススタディ： 仮想ケースを利用したディベート 上記ディベートに基づく立場分けと書面作成演習
第12回	ロールプレイングミーティング： <ul style="list-style-type: none"> ・仮想相談事例を用い、役割分担に応じたミーティングの戦略作り ・模擬会議 セッション
第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイングミーティングに基づく書面作成演習 ・セッション ・役割を変更しての模擬会議 ・セッション 適宜テスト
第14回	適宜テスト結果に基づく補習もしくは補充
第15回	テスト

授業科目名	EU 法				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主に EU 法未修者（および理解不十分な EU 法既修者）を対象として、欧州連合（EU）法の中核を成す欧州共同体（EC）法についての基礎的理解を習得させることを目的とする。</p> <p>本授業では、</p> <p>（イ）まず EU/EC 条約および EC 法の法源について概要を踏まえた後、EU 諸機関・立法手続・行政制度ならびに司法制度および訴訟手続について概観する。</p> <p>（ロ）次いで、EC 法が国内法といかなる関係にあるのかを EC 法の直接効果、国内法に対する優越性および EC 法上の権利の国内的救済という視点から解説する。</p> <p>（ハ）その後、実体法としての域内市場法すなわち物・人・サービス・資本の自由移動および競争法について説明を行う。（ニ）最後に、域内市場法との関連で知的財産権および WTO 法がどのように位置づけられるのかについて説明する。</p> <p>なお、必要に応じて、最新の立法や判例についても紹介する。</p> <p>以上により、受講者が将来、実務上 EC 法に直面した際に的確な調査、判断、助言を行うための応用力の基礎を提供することが到達目標である</p>
2. 関連する科目との関係	「国際法」、「国際経済法」、「経済法基礎・総合」、「フランス法」、「ドイツ法」、「イギリス法」等が関連科目となるが、必須ではない。
3. 授業の方法	講義形式をとりつつも、質疑応答を行いながら双方向型の授業を実施する。受講生は事前に教科書の指定範囲を熟読したうえで、あらかじめ配布するハンドアウトにある設問の解答を準備することが求められる（提出不要）。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』（岩波書店 2003 年）を教科書として用いる。補助教材として設問および資料を印刷したハンドアウトを事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	EU/EC 条約の概要、法源、諸機関、立法手続、行政制度 EU/EC 条約の概要について説明した後、まず、EC 法の法源として設立条約、派生法（規則、指令、決定など）、EC が締結した国際協定、法の一般原則、判例法について解説する。次いで、EC 立法過程に関与する諸機関（理事会、欧州議会、コミッション）および立法手続（諮問手続、同意手続、共同決定手続）について概説し、最後に EC 立法がどのように実施されるのかについて、とくにコミットロジー制度に言及しながら説明を行う。
第 2 回	司法制度および国内裁判所との関係（先決裁定手続） まず、司法裁判所および第一審裁判所について組織・構成および管轄権について解説を行う。次いで、先決裁定手続の解説を行い、同手続を通じて司法裁判所が国内裁判所といかなる関係にあるのかを下級審および最終審に分けて説明する。
第 3 回	直接訴訟（義務不履行訴訟、取消訴訟、不作為訴訟、損害賠償請求訴訟その他） 司法裁判所および第一審裁判所における直接訴訟について、取消訴訟を中心に他の訴訟手続との関係を踏まえながら解説を行う。とくに私人の原告適格の範囲に焦点が当てられる。

第4回	EC法の直接効果と優越性 EC法の直接効果の意義・要件および国内法に対する優越性との関係について概説した後、設立条約、派生法、国際協定に分けて説明を行う。私人のEC法上の権利に対する保護の観点から、とくに指令に焦点を当て、直接効果を有しない場合のその他の効果についても解説する。
第5回	EC法上の権利に対する国内的救済 直接効果を有し、かつ国内法に優越するEC法規定に基づく権利が私人に付与されたとしても、その侵害に対する救済は国内裁判所において国内法に依拠して行われる。この点について、いかなるEC法上の要件が課されるのかを差別禁止および実効性という原則から説明する。また、EC法に違反した加盟国の私人に対する損害賠償責任について解説を行う。
第6回	域内市場総論および物の自由移動I（関税・課徴金、内国税） 物・人・サービス・資本の自由移動および競争法を中心とする域内市場を概観した後、物の自由移動のうち関税・課徴金の廃止および差別的な内国税の禁止について解説する。
第7回	物の自由移動II（数量制限と同等の効果を有する措置） 物の自由移動における最大の問題である数量制限と同等の効果を有する措置について、定義、明文の適用除外、相互承認と「不可避的要請」、デ・ミニミス・ルールの有無、「一定の販売取り決め」に関連する判例を取り上げながら解説を行う。
第8回	人の自由移動（労働者、開業、サービス、EU市民権） 経済活動に従事するEU加盟国国民の自由移動について物の自由移動と比較しつつ、その範囲、明文の適用除外、相互承認と「公益上不可欠の理由」、資格同等性原則、デ・ミニミス・ルールの有無に関連する判例を取り上げながら解説を行う。また、人の自由移動とEU市民権の関係についても説明する。
第9回	資本の自由移動および経済通貨同盟 資本の自由移動について他の自由移動との相違を踏まえながら、その範囲および適用除外について判例の動向とともに解説する。また、単一通貨ユーロ導入後におけるEUの金融政策、財政政策および為替レート政策の法的枠組についても説明する。
第10回	EC競争法I（競争制限的行為の禁止） EC条約第81条の解説を行う。まず第81条1項について、事業者、協定および協調的行為、「目的又は効果」、デ・ミニミス・ルール等の解説を行う。また、域外適用の問題についても取り上げる。次いで第81条3項の適用免除について、排他的流通や選択的流通などの垂直的制限に関する一括適用免除を素材として使用しながら解説する。
第11回	EC競争法II（支配的地位の濫用の禁止、合併規則） EC条約第82条の解説を行う。まず支配的地位の有無に関して産品市場および地理的市場、市場占有率および参入障壁について解説した後、濫用の態様について説明する。また、共同支配の問題についても取り上げる。さらに、合併規則について概説する。
第12回	EC競争法III（手続的側面） EC競争法の遵守確保(enforcement)についての新規則、とくにEC条約第81条3項に基づく適用免除におけるコミッション、国内裁判所、国内競争当局の新たな関係に関して解説を行う。
第13回	知的財産権（物の自由移動および競争法との関係） 国内法の所産としての知的財産権はECレベルの物の自由移動を制限する方向に働くが、司法裁判所はどのようにして両者の調和を図っているかについて権利消尽理論に焦点を当て、特許、商標、著作権に関する判例を取り上げながら説明する。また、知的財産権とEC条約第81-82条の関係についても解説を行う。
第14回	WTO法との関係 まずECの条約締結権の問題としてWTO協定にECが加盟国とともに署名した法的根拠（およびその後の条約改正）について解説した後、EC法の法源たる国際協定としてのWTO法がEC法秩序においていかなる効果を有するのかについて、直接効果の有無を含めて説明を行う。
第15回	試験（持込可）

授業科目名	アジア法				
担当者名	太田 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>アジア諸国との経済活動や人的交流が深まるなか、アジア各国の関係者との間で様々な紛争や問題が生ずるようになってきていることから、これからの法曹や企業法務担当者には、欧米とは異なった、アジア諸国の法制度や司法制度に関する知識を備えることが求められるようになってきている。またアジアでは各国の法体系や社会事情に応じた様々な司法制度や実務が展開されており、こうした制度の分析を通じて得られる知見は、我が国の法制度の将来を探究する上で貴重な財産であり、またアジア固有の理念を探究することで、従来の欧米中心の理論を新たな視点から見つめ直し、新たな理念やモデルを構築するための契機となる可能性もある。本講義では、こうした視点から、アジア各国の法体系や司法制度の概要と特徴を学ぶとともに、アジア法の各論的なテーマについても考察する。</p> <p>なお、本講義で扱うアジアの領域は、東アジア（韓国、香港・台湾）と東南アジア（マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン）である。中華人民共和国は基本的に扱わないが、香港との関係において言及する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>アジア各国の法体系及び司法制度を比較・理解する上で我が国の司法制度に関する基礎的な知識が必要となることから、基礎法学科目に設置されている「司法制度論」や「立法政策学」などの科目が有益である。</p> <p>また、中国の法制や開発法学に関して学習したい場合は、外国法系の講義に「中国法」や「開発法学」が設置されている。また、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの外国法系の講義も、アジアにおける法の継受を理解する上で参考になるとと思われる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義と演習の混合形式で進める。</p> <p>講義で扱う国では履修者に馴染みの薄い言語が公用語及び法律用語として用いられているが、履修者の習得言語に応じて、原典の資料読会やレポート作成を求める。受講にあたってはアジア言語習得者である必要は全くないが、アジア言語習得者についてはその言語による資料読解を、また非習得者については、英語併用国の資料又はアジアの英文による資料の読解を求める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>アジア各国の法令集、判例集、政府報告書、論文等の資料（英語その他の外国語）を用いて講義と演習を行う。</p> <p>アジア各国の法制度・司法制度の概略に関する日本語の文献を読みたいという者は、安田信之『東南アジア法』（日本評論社）が参考となる（但し、本文献の出版後、相当の司法制度改革がアジア各国で行われていることには注意しておきたい）。</p> <p>また、講義が始まるまでの春休み中に、アジア（本講義で扱うアジアの領域）の歴史に関する文献を読んで、アジア各国の一般的な歴史について基本的な知識を得ておくこと。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>アジア法研究の意義と系譜</p> <p>明治維新後の西洋法への傾倒と脱アジア法の時代から、植民地法としてのアジア法研究の時代を経て、戦後のアジアにおける経済開発とアジア法研究、さらに開発法学へと至るアジア法研究の系譜について概説したうえで、アジア法研究の意義と必要性について考察する。</p>
第2回	<p>アジア法の歴史と体系①韓国・台湾</p> <p>アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する。</p>

第3回	アジア法の歴史と体系②香港・マレーシア・シンガポール アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する
第4回	アジア法の歴史と体系③フィリピン・インドネシア・タイ アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する
第5回	アジア法と法言語 アジア法を理解する上でアジア各国の言語に対する理解は不可欠である。特に、植民地立法との関係で法言語の二重性を抱えている国もあり、各国の司法制度における法言語政策について考察することが重要となる。また、履修者の履修言語に応じて、アジアの法言語に対する理解を深め、基本的な用語と概念を習得する。
第6回	アジア法の法源 アジア各国の法源である憲法、法律、下級法令について概説し、アジア法の検索方法についても学習する。
第7回	アジアの判例法 アジアの中でもコモン・ウェルスに属するシンガポールやマレーシア、イギリスの植民地であった香港における判例法の位置付けについて概説し、検討を行う。
第8回	アジアのイスラム法・慣習法 アジアにおけるイスラム法や慣習法の地位について、両者の適用があるマレーシアやインドネシアの状況を中心に考察する。
第9回	アジアの司法制度①司法裁判所と司法制度改革 アジア各国の裁判所制度を概観した上で、近年の司法制度改革の動きについて考察する。
第10回	アジアの司法制度②憲法裁判所 アジアのうち憲法裁判所を新たに設置した韓国やインドネシアにおける憲法裁判所の機能や特色について分析する。
第11回	アジアの立法制度 アジア各国における国会・中央議会の仕組みや立法機能について検討する。特に、中国返還前後の香港における立法会の動きに焦点を当てる。
第12回	アジアの人権保障 アジア各国における人権侵害や権力濫用の問題を考察し、人権保障の取り組みについて分析する。人身売買、性的搾取、児童虐待などを組織的・構造的な人権侵害の問題についても扱う。
第13回	アジアのADR アジアに固有の裁判外紛争解決制度（ADR）と新たなADR制度創設の動きについて検討する。また、犯罪事件を紛争とみなし、犯罪によって惹起された損害の回復を図る努力を犯罪者（加害者）自身にさせることによって事件の解決を図る Restorative Justice（修復的司法）を巡る動向についても分析する。
第14回	アジアの刑事司法制度 アジア各国の刑事司法制度の概要と特色を、植民地時代の法の継受と独立後の固有法制定の動きを踏まえながら解説する。
第15回	試験

授業科目名	開発法学（法整備支援論）				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、『司法制度改革審議会意見書』（2001年6月）においてもその推進が提言されている発展途上国への法整備支援を題材にして、社会発展のために法制度がどのような役割を果たさうかという根本問題を、実践的かつ理論的に探求することを目的としている。</p> <p>(1)最初に、法整備支援が本格化した背景として、東西冷戦構造の崩壊とグローバリゼーションの進展について分析し、国家および国際社会のガバナンス改革の一環としての法整備支援の意義を確認する。</p> <p>(2)ついで、法整備支援の実践例について、国際機関、NGO、外国国家および日本政府の場合に分け、法整備支援の現状を実証的に分析したうえで、そこから浮かび上がった問題点を整理する。</p> <p>(3)最後に、法整備支援の問題点を克服するために、その問題の根源を学問的に分析し、法整備支援のセオリーを探求することにより、法整備支援をより効果的なものにするのがいかにして可能かを検討する。その際、社会の変容と制度の役割に関する制度理論の新展開なども踏まえて学際的観点から考察を加えることにより、法整備支援のセオリーを介して、社会の発展と法制度との関係を探求する開発法学(Law and Development Study)の理論構築を試みる。</p> <p>本授業は、法解釈論の習得を中心とする法科大学院のカリキュラムの中にあつて、ともすれば狭くなりがちな視野を広げ、国際社会の中で日本が置かれた立場を踏まえて、より広い視野に立って法律家が果たすべき役割を見つめ直す機会を提供することを目指している。それが発展途上国への支援という一方向的な問題ではなく、日本のガバナンス改革や、市民社会の成熟にも通じる問題であることを理解してもらうことが、本授業の最終目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>発展途上国への法典起草支援や法律家養成支援にも現れているように、効果的な法整備支援を行うためには、実定法についての正確かつ広範な知識が不可欠である。とりわけ、民法、民事訴訟法、商法、破産法など、経済発展の基礎となる法分野の知識が有益である。</p> <p>また、外国法や比較法についての知識も、自国の実定法や法文化を相対化してみるうえでは有益である。本授業は、これらの関連科目に新たな興味を抱かせるインセンティブにもなりうるであろう。</p>
3. 授業の方法	<p>担当者が予め用意するレジュメおよび資料を用いて授業を進める。</p> <p>これと併せて、受講者は担当者と相談のうえ、法整備支援の実践例を1つ取り上げ、被支援国の経済・政治・社会状況の分析、支援の経緯、目的、対象法分野、規模、方法、成果、問題点の中から、幾つかを取り上げ、関連する回の授業の中で報告を行い、質疑応答や議論も行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業に先立ち、担当者がレジュメおよび関連資料を作成し、配布する。</p> <p>また、サブ・テキストとして、森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編著『開発協力の法と政治－国際協力研究入門－』（国際協力出版会、2004）を用いる。</p> <p>その他の参考文献、2005年度の授業で用いた教材等に関しては、http://www15.plala.or.jp/Matsuo/参照。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>【グローバリゼーションと法整備支援】</p> <p>1980年代から法整備支援がにわかに活発化してきた背景として、東西冷戦構造の崩壊およびグローバリゼーションの進展があると言われる。とりわけ根源的な現象であるグローバリゼーションにつき、それが何を意味し、どのような原因によって進展し、なぜ法整備支援を必然化させたかを分析する。</p>
第2回	<p>【ガバナンス改革の一環としての法整備支援】</p> <p>グローバリゼーションの下で要請されるに至った法整備支援は、まずは被支援国の「良い政府」・「良い統治」の実現を目指すものである。しかしながら、それはまた、支援側の国家および国際社会のガバナンス改革の一環でもあることを確認する。</p>
第3回	<p>【国際機関およびNGOによる法整備支援】</p> <p>世界銀行、国際通貨基金、国連開発計画など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国際機関および内外のNGOを中心に、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>

第4回	<p>【外国政府による法整備支援】</p> <p>アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ技術協力公社(GTZ)、カナダ国際開発庁(CIDA)、スウェーデン国際開発庁(Sida)など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国家機関を取り上げ、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>
第5回	<p>【日本社会の近代化と西洋法の継受】</p> <p>18世紀後半以降における日本の西洋法継受プロセスを、法整備支援という視点から再検討する。とりわけ、支援国側と日本政府との関係、整備すべき対象法分野の選定と順序、法整備支援を受けるための予算や方法、支援の結果、法整備と経済的・政治的・社会的発展との関係などについて改めて検証する。そのうえで、今日における法整備支援との異同につき、その背景事情の相違も含めて考察する。</p>
第6回	<p>【日本政府による法整備支援】</p> <p>日本政府の対外援助政策として法整備支援がどのように位置づけられているか、ODA大綱やODA白書の検証とともに、『司法制度改革審議会意見書』における取り扱いなども視野に入れて分析する。そのうえで、日本政府が行っている法整備支援につき、支援の経緯、対象国、目的、対象法分野、規模、方法および成果について実証的に分析し、問題点を抽出する。</p>
第7回	<p>【法整備支援の課題と法学への期待】</p> <p>まず、国際機関、NGO、外国国家、日本の法整備支援の実践から浮かび上がった問題点を整理する。ついで、それらの問題を克服してゆくためにはどのような方策が必要かつ有効か、問題の根源を理論的に究明する方法を探索する。とりわけ、社会の仕組みにおける法制度の位置づけを明らかにし、それに基づいて制度改革を通じた社会発展を促しうるような社会認識モデルの構築を試みる。</p>
第8回	<p>【人間行動の多様性とモデル化の限界】</p> <p>社会認識モデルの第1レベル(最下層)にある、きわめて多様な個性をもった個々の人間行動につき、どこまでモデル化が可能とみられているか、意思決定論や認知科学の分析成果を用いて検証し、一見バラバラな個々の人の行動も、彼らが属する組織、彼らが服する制度および規範的理念を視野に入れずには理解不可能であることを明らかにする。</p>
第9回	<p>【市場・企業と法制度】</p> <p>社会認識モデルの第2レベルにある様々な組織につき、市場・企業、国家、市民社会の順に分析する。まず、われわれの日常生活にとって最も身近で最も重要な組織である市場の存在意義と本質および企業との関係を分析し、それらが相互補完的な組織であり、かつ国家および法制度なしには維持されえないことを検証する。</p>
第10回	<p>【国家と法制度】</p> <p>国家の存在意義につき、契約ルールの設定、契約の強制的執行などを通じて、市場・企業の活動を支える強い政府としての側面と、そうした強大な政府による権限の濫用や逸脱を回避する正義に適った政府としての側面という、二つの側面からまずは考察し、何れの側面でも法の支配という制度的基盤が不可欠であることを検証する。</p>
第11回	<p>【市民社会と法制度】</p> <p>市場・企業といった経済的組織とは異なる公益的立場から、かつ強い政府がもつべき強大な権限の濫用や逸脱を最終的にコントロールしうる主体として、非経済的かつ非政府的な組織である市民社会がもつ不可欠の機能を確認する。そのうえで、かかる市民社会も、政府が提供する民主的制度に支えられることによって初めて安定的に存立し、かつ有効に機能しうることを検証する。これにより、良い政府がもつべき第三の側面を明らかにする。</p>
第12回	<p>【制度の存在意義と法制度の役割】</p> <p>社会認識モデルの第3レベルとして、以上の考察を通じて社会における絶対的重要性、不可欠性が明らかになった制度につき、あらためてその存在理由と構造を検証する。そして、これを踏まえて、社会改革を促しうるような制度変化がどのようにして可能か、制度変化のプロセスを分析し、制度変化の要因としての法制度の役割と特色を再確認する。その際には、制度変化の偶然性を回避するうえで、社会の規範的理念が決定的に重要な役割を果たすことを明らかにする。</p>
第13回	<p>【規範理論の要請】</p> <p>社会認識モデルの第4レベルとして、規範的理念の重要性を再確認したうえで、その普遍性を正当化し、または批判する最終的な規準として、どの社会においても体系的な規範理論が要請されざるをえないことを明らかにする。そのうえで、どのようにすれば異文化間でも一般的に通用しうる規範理論を構築することができるかを、ポストモダンの洞察や多文化主義の含意をも踏まえて検討する。</p>
第14回	<p>【法整備支援から開発法学へ】</p> <p>まず、第7回から第13回までの理論的考察を総括して、開発法学の理論枠組を再確認する。ついで、そのような理論枠組を用いることにより、問題に直面している法整備支援の実践に対し、どのような具体的な提言を行いうるか、幾つかの実際の法整備支援に当てはめて考えてみる。</p>
第15回	<p>【報告と討論】</p> <p>これまでの実証的および理論的考察を踏まえ、従来すでに実践されてきた、または今後予定されている法整備支援の中から、受講者各人がその興味に応じて具体的なケースを1つずつ取り上げ、当該国家の発展を促進するためには、どのような形で法整備支援が進められるべきか、その具体的なプログラムを提言する。</p> <p>それらの報告に基づき、全員で討論を行う。</p>

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、商法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、証券取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じて、既に商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していることを前提としている。「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のように、基本的に商法の論点を中心に扱う科目と異なり、出来るだけ現実の企業活動に則して、商法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野についても学習する。 最終的には、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」において取り扱うコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を履修するための基礎的科目と位置づけられる。
3. 授業の方法	ケースブックに沿って、あらかじめ用意された問題を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答及び講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また適宜レポートの提出などを求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	1で述べたケースブック及び問題集を用いる。授業後には各回のポイントをまとめた資料を配布し、復習しておくべき関連の文献、判例などを紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業法務全般のガイダンス及び株式会社の設立、株式 企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンドプレイヤーと専門化など、全般的な講義を行った後、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する。
第2回	第2回、第3回 取引先との契約 製品の販売や資材の購入に伴う契約書を実際に作成してもらい、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。クレームの発生（製造物責任）、債権保全、回収、独占禁止法との関係、特許侵害などを学習する。
第3回	
第4回	独占禁止法の遵守 企業活動に伴って、独占禁止法が関係してくる典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて学習する。
第5回	資金調達 会社の買収場面を想定して、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達について検討する。借入金、社債、新株の発行、新株予約権の発行などを学習する。

第6回	株式の公開 企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることとしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について学習する。
第7回	債権回収 取引先が倒産しそうであるとの想定のもとに、倒産危機への対応及び債権の回収方法について学習する。
第8回	リストラ 従業員が社内手続に違反したとの想定及び事業拡大を急いだあまり経営が悪化したため、その原因となった不振にあえぐ一部門についての対策を講じるとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを学習する。
第9回	第9回、第10回 企業再編(1)(2) 子会社を吸収合併するという想定及び不振部門を切り離すとの想定のもとに、商法上の企業再編の諸形態、企業再編実施に際して商法以外に關係する法律の紹介並びに形態選択のポイントなどについて学習する。
第10回	
第11回	取締役の責任 取締役の1名が競業行為を行っており、その上会社も取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。
第12回	第12回、第13回 内紛(1)(2) 大株主、取締役入り乱れて、会社の経営権をめぐって争いが生じたとの想定の下で、様々な問題点を検討する。株主の帳簿閲覧請求権、第三者に対する有利発行、株主総会決議の取消訴訟、取締役の違法行為の差止めなどを学習する。
第13回	
第14回	倒産 ついにこのままでは日末の手形を落とすことができないとの想定の下に、どのような法的手続を選択すべきか、またそれぞれのメリット、デメリットなどを検討する。
第15回	

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を習得するのに必要な基礎知識を修得することを目的とする。</p> <p>本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、合併・企業買収、事業提携及び国際取引等に関する取引法、独占禁止法等を中心に企業法務の基礎について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家に必要な実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識を提供するものであり、本科目の履修が「WP」履修の前提となるものである。</p> <p>その他、選択科目である国際法、国際経済法、国際私法及び国際取引法などは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本科目は、「渉外法務ベーシック・プログラム」、「渉外法務ワークショップ・プログラム」とは、渉外法務と国内法務という相違はあるものの関連する内容を有する授業となる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、講義形式を用いる（ただし、適宜演習形式も用いる）。受講生は、指示に応じ、テキスト及び指定されたケース等について予習する事が義務づけられる。また本授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。また、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、最新の実務の状況についての解説、討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）なお、本科目の性質上、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となる。また、授業に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、可能な限り企業法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、「WP」との連動という性質上、教材は、「WP」と同様、オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務概観</p> <p>企業法務に関する現状、企業法務における企業内法務担当者と外部弁護士の役割・連携、専門化の現状、企業法務に必要な法律など、企業法務に関する初歩的な基礎知識について解説する。</p>
第2回	<p>コーポレートガバナンス</p> <p>会社組織のあり方と企業法務の実務について解説する。</p>
第3回	<p>合併・買収・事業提携・合併事業 ①</p> <p>合併・買収・事業提携・合併事業の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第4回	<p>合併・買収・事業提携・合併事業 ②</p> <p>合併・買収・事業提携・合併事業の実務について解説する。</p>
第5回	<p>合併・買収・事業提携・合併事業 ③</p> <p>合併・買収・事業提携・合併事業の実務について解説する。</p>

第6回	知的財産権と企業法務 技術取引（知的財産権）の実務について解説する。
第7回	独占禁止法と企業法務 企業法務において独占禁止法の位置付けや実務上の取扱について解説する。
第8回	企業再生と企業法務 企業再生と企業法務について解説する。
第9回	コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンス プロジェクトファイナンスについて解説する。
第10回	不動産流動化 不動産流動化について解説する。
第11回	労働問題と企業法務 日常生活起する労働問題と企業法務について解説する。
第12回	紛争解決と企業法務 取引に関する契約交渉と紛争解決手段について解説する。
第13回	エンターテインメント法について解説する。
第14回	紛争解決の実務 紛争解決の実務について解説する。
第15回	試験

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を対象とし、それぞれの分野について具体的な設例に基づいて探求する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）の単位を取得済であることを履修の要件とする。「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していること、上記「BP」の履修によって、企業法務についての基本的な認識を有していることを前提とし、できるだけ現実に近い具体的な設例を用いて、会社法だけでなく、関連する法分野とあわせて学習することにより、「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のような商法の論点中心の演習科目とは異なった観点からアプローチする。
3. 授業の方法	ゲストスピーカーの回を除いて、全体を2班に分け、同じ内容を交互に行う。基本的には、レポーターを指名しておき、事前にA4版3枚以内のレポートを提出させ、質問者をしておき、当日質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ用意した具体的な設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	合同 コーポレートガバナンスに関わる改正会社法
第2回	A 企業統治の諸制度 B 株主代表訴訟
第3回	A 株主代表訴訟 B 企業統治の諸制度
第4回	A 取締役、監査役等の義務と責任（1） B 取締役、監査役等の義務と責任（2）
第5回	A 取締役、監査役等の義務と責任（2） B 取締役、監査役等の義務と責任（1）
第6回	A 企業活動と独占禁止法（1） B 委員会設置会社

第7回	A B	委員会設置会社 企業活動と独占禁止法（1）
第8回	合同	コンプライアンス体制の確立（GS）
第9回	A B	企業活動と独占禁止法（2） 内部統制システム
第10回	A B	内部統制システム 企業活動と独占禁止法（2）
第11回	合同	株主総会の準備と運営（GS）
第12回	A B	企業再編（1）買収防衛策 企業再編（2）独占禁止法上の企業結合規制
第13回	A B	企業再編（2）独占禁止法上の企業結合規制 企業再編（1）買収防衛策
第14回	合同	企業再編（3）（GS）
第15回		

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、M&A、事業提携及び国際取引等に関する取引法、独占禁止法等を中心に企業法務について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家にふさわしい実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、実践的な体験学習を基礎とするものである関係上、本科目を履修する際に必要となる法的知識については、「BP」において解説する。本科目の履修の前提として「BP」を履修しなければならない。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などは、その実務上の応用に関する教育を行う本科目とは、内容において密接に関連する。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「渉外法務ワークショップ・プログラム・同ワークショップ・プログラム」とは、渉外法務と国内法務という相違はあるものの関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、演習形式を用いる（ただし、適宜講義形式による基本的な解説も行う）。受講生は、指示に応じ、テキスト及び指定されたケース等について予習する事が義務づけられる。また授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。また、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、最新の実務の状況について解説、討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）なお、本科目の性質上、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な交渉などを組み合わせる授業を合わせて行う。また、授業に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、可能な限り企業法務の理解に最適なテキスト及び個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、企業法務ワークショップの性質上、教材は、体験学習の性質上、オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務の基本構造</p> <p>企業法務全般にわたる基本的な検討の視点、検討方法及び本講義が取り上げる領域に関する全体像を鳥瞰する。</p>
第2回	<p>契約実務</p> <p>企業法務に必要な契約条項の検討、法的問題点の検討及び相手方との交渉等の実務について解説する。</p>
第3回	<p>契約実務演習 — 販売契約（販売代理店契約）①</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第4回	<p>契約実務演習 — 販売契約（販売代理店契約）②</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第5回	<p>契約実務演習 — 販売契約（販売代理店契約）③</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>

第6回	契約実務演習 － 技術取引 ① 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第7回	契約実務演習 － 技術取引 ② 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第8回	紛争解決の実務 （労働事件） 紛争解決の手段、プロセス等の実務について解説する。
第9回	紛争解決の実務 演習 （労働事件） 具体的な想定事例をもとに、紛争解決手段の選択を含め紛争解決手段・プロセスについて検討する。
第10回	合併・買収・事業提携・合併事業 合併・買収・事業提携・合併事業の実務について、具体的な事例を中心に解説する。
第11回	合併・買収・事業提携・合併事業 演習 ① 具体的な事例をもとに、具体的なスケジュール管理も含め検討する。
第12回	合併・買収・事業提携・合併事業 演習 ② 具体的な事例をもとに、具体的な条件について検討し、交渉を体験する。
第13回	独占禁止法の実務 ① 独占禁止法の実務について解説を行い、また、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について実務的検討及び助言について検討する。
第14回	社内弁護士の役割と将来 社内弁護士の実務を概説する。
第15回	試験

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、小杉 晃、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融法務基礎編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、基本的な形態であるローン契約、社債発行、株式発行・譲渡に係る取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民法、金融関連法、証券取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「商法/会社法」、「租税実体法」、「証券取引法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。 本科目は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の基礎編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰り返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成、レビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布する。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーションと金融法概説 民法(債権法)、商法/会社法、証券取引法、銀行法、保険業法その他金融関連法租税法の概説とリサーチ方法について
第2回	Debt Finance①-(1) ローン契約 実習 シ団ローン契約のサンプルと問題について議論 金融関連契約の読み方を中心に
第3回	Debt Finance①-(2) ローン契約 実習と講義 実習は同上 講義は銀行法、関連法規について
第4回	証券取引法講義① ①「有価証券」概念 ②情報開示制度
第5回	Debt Finance②-(1) 社債発行 講義① ①社債 ②サムライ債発行契約 ③社債管理者制度
第6回	Debt Finance②-(2) 証券取引法・社債発行 実習

第7回	Equity 関連取引①-(1) 第三者割当増資 講義 第三者割当て増資に関わる諸法令～会社法・証券取引法・独占禁止法等
第8回	Equity 関連取引①-(2) 第三者割当増資 実習と講評 第三者割当の手続きスケジュールの作成
第9回	Equity 関連取引②-(1) 株式売買 講義 株式売買取引の諸態様と株式売買契約書の基本構造
第10回	Equity 関連取引②-(2) 株式売買 実習と講評 株式売買契約のドラフティング
第11回	Equity 関連取引③-(1) 自己株式取得 講義 自己株式取得に関わる関連諸法令～会社法・証券取引法・税法等
第12回	Equity 関連取引③-(2) 自己株式取得 実習と講評 事例研究を通じた実務上の法的諸問題の検討
第13回	ファイナンス理論の基礎 講義 資金調達に関わる基本的なファイナンス理論
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融取引に関わる法務の基礎的な知識及び理解を得ることを目的とするが、この授業で対象とする金融取引は、大手金融機関と大規模な企業との間の金融取引であり、これにかかる法務を金融機関の視点で取り扱う。実務上金融法務の範囲は非常に広い。銀行等金融機関による取引先に対する個別的な貸付行為から近時急増しているシンジケートローン、社債発行による資金調達、また新株や新株予約権付社債の発行によるエクイティによる調達、各種資産の多種多様な手法による流動化、企業再生に際して用いられるディップファイナンスやデットエクイティスワップ、信用状取引その他の貿易金融等の取引を、金融機関の立場から見て個別に分析検討することとし、法的な理解を深める。前半は民法財産法、商法、倒産法等の基礎科目で得た知識をどのように金融法務の実務に応用するかという点を意識し、また後半は取引分野に分けて講義を行い、「金融法務ワークショップ・プログラム」に連携できるようにする。
2. 関連する科目との関係	「民法」は、本科目理解の前提となる。また、本科目で言及する関連する分野の知識は「金融法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」で習得できる。本科目の履修は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の履修の前提とされる。
3. 授業の方法	毎回議論すべきものとして示された論点及び事例につき、質疑応答しながら、進めていく。配布する資料を読んでおくことが必要である。 基本科目の教科書で扱われている基本的な論点から実務上問題となる論点まで、授業用に作成された事例を前提に、問題点を個別に列記し、これを講義形式で検討して説明するとともに、毎回関連する重要判例を取り上げ、これについては受講者によるディスカッションを行ってより理解を深めていくことにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	金融取引法務の概観
第2回	金融取引と倒産法（その1） 清算型倒産法制を概観し、金融取引法務に関わる問題を検討する。
第3回	金融取引と倒産法（その2） 再生型倒産法制を概観し、金融取引法務に関わる問題を検討する。
第4回	金融取引と担保法（その1） 不動産、動産、債権を目的物とする担保取引を概観し、その設定及び対抗要件に関する実務上の問題を検討する。
第5回	金融取引と担保法（その2） 財団抵当等の特殊担保及び担保付社債信託を概観し、実務上の問題を検討する。

第 6 回	金融取引と執行関係法 金銭債権の具体的実現のために必要な執行関係法を概説する。
第 7 回	貸付業務に関わる法務（その 1） 金融機関の貸付業務に関わる法務を概説する。
第 8 回	貸付業務に関わる法務（その 2） 同上
第 9 回	証券業務に関わる法務（その 1） 金融機関の証券業務に関わる法務を概説する。
第 10 回	証券業務に関わる法務（その 2） 同上
第 11 回	資産流動化に関わる法務（その 1） 資産流動化の基本的な法的仕組みを概説する。
第 12 回	資産流動化に関わる法務（その 2） 資産流動化の法務に関する実務上の問題を検討する。
第 13 回	国際金融取引に関わる法務 貿易金融取引等の国際金融に関わる法務を概説する。
第 14 回	デリバティブ取引に関わる法務 最先端の金融商品であるデリバティブ取引について、これを概説し法律上の問題を検討する。
第 15 回	試験

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、小杉 晃、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務応用編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、発展的な形態であるM&A、企業再編、証券化取引、デリバティブ取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、証券取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「商法(会社法)」、「租税実体法」、「証券取引法」、「倒産法」、「信託法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。本科目は、「金融法務ベーシック・プログラム」の応用編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成やレビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布とする。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーション
第2回	M&A① 講義 M&A/企業再編概説
第3回	M&A② 実習と講評 M&AプランニングーM&A関連法令を駆使して
第4回	M&A③ 実習と講評 M&A Legal Due Diligence と契約書への反映
第5回	M&A④実習と講評 パイアウト・ローン契約の留意点
第6回	証券化取引①講義と実習 証券化・流動化の法的枠組み

第7回	証券化取引②講義 倒産隔離－資産流動化法、中間法人
第8回	証券化取引③講義と実習 真正譲渡
第9回	証券化取引④事例研究 政策金融と証券化－住宅金融公庫の住宅ローン債権証券化を題材に
第10回	デリバティブ① 実習と講評 デリバティブ取引－理論と実務
第11回	デリバティブ② 実習と講評 ISDA Master Agreement 及び担保取引に係る問題と解説
第12回	証券化取引⑤デリバティブ③講義と実習 証券化取引とデリバティブ取引の融合－クレジット・デリバティブ取引
第13回	ファイナンス関連税制 講義
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務に関する基本的な実務知識及び理解を、企業買収に際して行われる金融取引（Acquisition Finance）の事例を取り上げて、幅広く習得することを目的とする。実務においては、依頼者から相談を受けた場合、与えられた事実から検討すべき法律問題を指摘すること、これに対して検討に値する法的解決手段を提示すること、各手段を選択した場合の帰結（見通し）を説明すること、そして相談事案に特有の事情等から手段相互の比較を行って依頼者の決断に資するバランスの良い回答を、迅速に与える必要がある。この実務家としての基本的能力を金融法務の事例を使って習得する。
2. 関連する科目との関係	「民法」（財産法）及び「商法」の知識は必須である。本科目で言及する関連分野の基礎知識は、「金融法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」等で習得できるが、本科目履修に必要な最低限の知識は、「金融法務ベーシックプログラム」（以下「BP」）で習得するものとする。従って、本科目の履修は、同一担当者による「BP」既修者に限定される。
3. 授業の方法	演習形式である。受講生は、事前に配布した①事例に目を通し、②設定されている問題を検討し、且つ③配布の関連資料を読むことが義務付けられる。依頼者に対する弁護士のアドバイス、内部の担当弁護士間の打ち合わせ、相手方弁護士との交渉といった状況を設定し、十分な予習を前提にしたディスカッションを毎回行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教材は、最初に配布する本授業用の教材の他、授業の進行に合わせ適宜追加配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	金融機関である依頼者からの案件（ある企業からそのグループの1事業を買収しようとする投資家から買収資金調達の依頼）の打診時の留意点。 事務所として受任した場合の留意事項につき一般的に説明する。打診時に作成する投資家宛の秘密保持契約や調達の意向を表明する書類作成。また、インサイダー等コンプライアンス上の注意事項の確認
第2回	買収関連資料（企業調査報告書、買収契約書）等買収にかかわる情報の扱い。 教材用に作成した比較的簡単な企業情報や買収条件を見ながら、買収する場合と買収に対するファイナンスを行う場合の資料の分析や検討方法の違いを確認する。
第3回	調達方法に関する検討（その1） 各種調達方法の比較検討を行う。様々な状況を設定し、それに対して最も適切な調達手段を探る。
第4回	調達方法に関する検討（その2） デットによる調達（貸付、社債）とエクイティ（株式、新株予約権等）による調達をそれぞれ選択した場合に実務上考慮すべき法律問題を検討する。証券取引法に関する問題も含む。
第5回	調達方法に関する検討（その3） 複数の調達方法を組み合わせる場合の実務上の問題を検討する。いわゆる劣後する資金提供者（メザニン投資家）が現れる場合の検討を含む。

第6回	担保に関する検討（その1） 主に貸付を行う場合に取得する各種担保に関して実務上の検討を行う。特に、対象企業の資産構成、業態等から何をどこまで担保として取得することが必要であり効果的であるか検討する。また、通常の不動産担保、売掛金債権担保、動産担保を設定する場合の実務上の留意点を検討する。
第7回	担保に関する検討（その2） 特殊な担保を設定する場合の実務上の問題点を検討する。また、担保権の倒産法及び執行法上の問題を検討する。
第8回	財務制限条項、口座管理等のキャッシュフロー管理に関する問題 キャッシュフローの押さえ方に関する検討。英米におけるそれと比較してみる。
第9回	資金調達その他の諸条件について検討。 各種契約書の基本的な構成の理解を含む。
第10回	契約書の作成と交渉（貸付契約） 担保付貸付契約をシンジケート方式で行った場合の、貸付のアレンジャー金融機関に立った場合の借入人及びシンジケートの他の参加金融機関との交渉及びこれを前提とした契約書の作成。
第11回	契約書の作成と交渉（メザニン投資家がいる場合） 劣後債又は優先株式が発行される場合におけるその保有者（メザニン投資家）に立った場合の優先する貸付債権者との交渉及びこれを前提とした契約書の作成。
第12回	公開会社の買収を行う場合の資金調達 公開買付等が行われる場合のファイナンスの特有性につき説例を用いて検討する。
第13回	資金調達を実施した後の実務 返済が遅れた場合あるいはその他契約条件に違反した場合の各種資金長調達方法における対応、投資家としての地位の第三者への譲渡する場合の契約実務、資産流動化等による早期返済の申入れや借入人が株式公開を目指す場合の問題を検討する。
第14回	企業再生に際してのファイナンス DIP ファイナンス及びデットエクイティスワップ等に関して作成される実務上の書類を検討しながら、そこで実務上議論されている法的問題を取り上げ検討する。
第15回	試験

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	池田 真朗、小林 明彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務といわれる領域の事例を素材としつつ、民事法領域全般に対する理解を深めることを目的とする。金融に代表される社会の複雑な法システムも、民法の債権譲渡法や担保物権法などを中心とした実体法に対する正確な理解と、それが民事執行法や民事保全法あるいは倒産諸法等の手続法と立体的に交錯することを知ることによって初めて修得できるものであるから、本講座では、このような民事法全体を立体的に把握して応用する能力を高めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	民法の担保物権及び債権総論は、少なくとも教科書の世界では十分に理解していることを前提とする。また、手続法では民事要件事実や民事訴訟法、民事執行法、民事保全法あるいは倒産諸法が絡む場面も少なくない。なお、前期の「金融法」（池田真朗、小林明彦の共同講座）は、履修していることが好ましいが、本プログラム履修のための前提条件とするものではない。
3. 授業の方法	各回の授業は、研究者教員と実務家教員で適宜分担し、単純な融資取引から、ファクタリングや電子マネー等の各種決済手段、資産流動化取引やプロジェクトファイナンス等の各種ストラクチャードファイナンスまで、さまざまな取引形態を素材としつつ、単なる知識の吸収に終わることなく、その中に含まれる基本的かつ奥の深い論点を考察する。受講者にも適宜発言を求めながら進めることはもちろんであるし、終盤の演習段階では、受講生をグループ分けして各当事者の立場で分析・検討する形式も採り入れたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	通期での指定教材はない。必要に応じ、各種の資料の入手指示または配布をする。なお、民法（特に担保物権と債権総論）及び民事訴訟法については、各自の基本書となる教科書を常に参照することを求める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論 導入課題として、新型融資スキームの組成を依頼された弁護士としてのチェックポイントを検討する作業を通じ、債権法、担保物権法、民事執行法及び民事保全法、さらには倒産関係法がどのように交錯してくるのかを考察する。
第2回	民事法の基本と金融実務その1 実務で使用されている金銭消費貸借契約書や抵当権設定契約書を用い、民事法の原則を確認した規定、原則に対する例外を特約した規定等に分析することにより、民事法の基本と金融実務との接点を理解する。
第3回	民事法の基本と金融実務その2 第2回での理解を前提に、簡単な契約条項を作成して検討することにより、民事法と契約法理との関係を理解する。
第4回	民事法の基本と金融実務その3 第2回および第3回の範囲を中心に学理的観点からの解説をすることにより、理解を深める。
第5回	民事法の基本と金融実務その4（演習その1） 簡単な演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第6回	民事法の基本と金融実務その5（ロールプレイングその1） 法律相談のロールプレイングを行い、法律構成に必要な事実の拾い出し方を学ぶ。

第7回	発展的民事法の要点その1 法定地上権や留置権などの担保物権と民事執行法・民事保全法との結び付きについて理解する。
第8回	発展的民事法の要点その2 ファクタリング取引や電子債権法などを素材に、債権譲渡法理の発展について学ぶ。
第9回	発展的民事法の要点その3 ゲストスピーカーを招き、資産流動化取引などの先端的取引の実際について学ぶ。
第10回	発展的民事法の要点その4（演習その2） 演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第11回	発展的民事法の要点その5（ロールプレイングその2） ロールプレイング方式により、法的手続を主体的に駆使する姿勢を身につける。
第12回	民事法の横断その1（演習その3） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第13回	民事法の横断その2（演習その4） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第14回	民事法の横断その3 法科大学院における民事法について、本講座の観点から総括する。
第15回	期末試験

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of international business law with a special focus on developing specific international lawyering skills</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects and parameters of international business transactions from the perspective of legal risk management and business strategy. We will cover international sales contracts, licensing/franchising, and direct foreign investment, as well as additional factors such as taxation. Students will be given a variety of problems based on actual cases and transactions and will be required to analyze the issues and develop effective client-oriented solutions.</p>
2. 関連する科目との関係	Courses on American Law（外国法系科目）、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、現代契約実務
3. 授業の方法	Two class sessions will be devoted to each major topic. The first session for each topic will provide an overview of the major legal and practical issues in the area. The second session will explore how these issues in actual context through hypothetical problems based on real cases. Class discussions will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions. The workshop will be conducted using large and small groups.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>Introduction and Overview of International Business Transactions</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Sales 2. Licensing/Franchising 3. Direct Investment 4. Business/Legal Risk Management 5. Role of Lawyers and other Players 6. Private/Public International Law—CISG 7. 5 W's + 1 H
第2回	<p>Sales Contracts</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Risk of Loss/Risk of Non-Payment 2. Standard Terms & Conditions
第3回	Contract Problem re definiteness of terms (Frigalimint Chicken case)
第4回	<p>Mechanics of International Sales</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Shipping documents—B/L & Letters of Credit 2. COGSA 3. Discrepancies

第 5 回	Problem 2 Discrepancies and Indemnification
第 6 回	Choice of Law & Choice of Forum Clauses 1. Litigation 2. Arbitration
第 7 回	Problem 3 Choice of Law & Choice of Forum Clauses
第 8 回	Agents, Distributors & Trading Companies 1. Functions 2. Strategy 3. Antitrust/Antimonopoly Issues 4. Dealer Protection Statutes
第 9 回	Problem 4 Analysis of pros & cons of various models
第 1 0 回	Overview of Intellectual Property 1. Patents 2. Trademark 3. Copyright 4. Know-how 5. Risks & Critical Issues 6. Competition Law and Licensing
第 1 1 回	Problem 5 Franchising Agreement
第 1 2 回	Representative Offices, Branches & Subsidiaries 1. Legal Distinctions 2. Dividend Repatriation 3. Taxation 4. Risks & Critical Issues
第 1 3 回	Problem 6 Global structuring
第 1 4 回	Joint Venturing 1. Pros & Cons 2. Pre-contractual Documents—Letter of Intent & MoU 3. Risks & Critical Issues 4. Competition Law
第 1 5 回	Problem 7 Joint Venture Agreement Drafting

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、ローバック, ジョン、渡邊 新矢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際取引の根幹をなす国際契約を中心に据え、その理論および具体例を幅広く学ぶことにより、渉外法務の基礎知識を習得する。 日米の実務家から、実務に根ざした国際的契約の論理および構造を学ぶことにより異法地間で通用する法的論理思考を習得する。
2. 関連する科目との関係	民法の意思表示理論、契約法を習得していること、および会社法を習得している必要がある。また、知的財産法、独占禁止法、税法、国際訴訟など関連する分野を最低でも1つ履修することが望ましい。
3. 授業の方法	具体的なケースを使用して資料を作成し、事前に学生へ配布する。それを十分予習して来ることを前提に、講師と双方向の議論をする方法で授業を行う。 また、実社会における具体例を知るため、その時々で話題となり、新聞等に掲載される案件を30分程度、学生と議論をして法的論点を検討する（毎回は無理だと思われるので、春学期中に数回）。 なお、授業は基本的に日本語を主として行うが、授業に使用する契約書や参考資料に英文が多く使用されるとともに、一部英語をまじえて授業を行うこともあり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業でやる資料を毎回作成し、学生に配布する。市販の教材は予定しないが、参考文献として適宜紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際（英文）契約の理論と構造 人、物、技術、資金の国際的な移動に伴う典型的な国際取引、それに伴い締結される国際契約を類型別に整理して、国際取引の基礎的な概念を習得する。
第2回	国際契約の特徴（国内契約との比較） 日本の国内契約との比較において、国際契約において特に問題となる点（概念の違い、決済、準拠法、紛争解決方法、裁判管轄）についての解説・議論により国際契約の特徴を習得する。
第3回	英米法における契約理論 国際契約の大きな流れを作っている英米法系の契約理論の基礎を習得する。
第4回	国際的販売代理店契約（1） 物の国際的移転に関する典型的な契約として、国際的販売代理店契約の骨格、基礎理論と基本構造を習得する。
第5回	国際的販売代理店契約（2） 国際的売買契約に適用される法源（Documentary Sales、ICC Rules、国際物品売買契約に関する国連条約）の国際取引における意義、その調査方法、基礎的知識を習得する。
第6回	国際的ライセンス契約（1） 特許、商標、ノウハウ、著作権などのライセンスに伴う契約の類型、基礎理論と基本構造を習得する。

第7回	国際的ライセンス契約 (2) ライセンス契約の対象となる知的財産権について類型ごとに基礎知識を習得する。また、企業にとって必要な工業所有権の国際戦略の基礎知識を学ぶ。
第8回	国際的合弁契約 (1) 国際的な企業提携のための契約である合弁契約と、合弁に伴い締結される関連契約について、基礎理論と基本構造を習得する。
第9回	国際的合弁契約 (2) 合弁に伴う経営権の確保、方針の不一致の際の対処方法を契約法および会社法の観点からより深く掘り下げる。
第10回	国際的企業買収契約 (M&A) (1) 外国企業が日本企業を株式買収の形で買収する際の企業買収契約の基礎理論と基本構造を学ぶ。
第11回	国際的企業買収契約 (M&A) (2) 外国企業が日本企業の事業部門を営業譲渡の形で買収する際の企業買収契約の基礎理論と基本構造を学ぶ。
第12回	国際金融取引 大型国際案件に欠かせないファイナンスの基礎理論と基本的な契約のストラクチャー (Loan Agreement, 証券化などの方法) を学ぶ。
第13回	国際的契約と独占禁止法および税務 あらゆる国際取引の立案、交渉、契約のドラフティングに欠かせない独禁法と税法について、国際取引において知っておくべき基礎知識を学ぶ。
第14回	国際的契約に伴う紛争解決 国際契約に関して紛争が生じた場合の手続きの種類 (訴訟、仲裁、その他) および手続きの選択に際して考慮すべき送達、管轄、判決の承認などの基礎理論を学ぶ。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務の基礎となる国際取引上発生する諸問題の処理のための基礎的知識を学習する。国際取引の一般的共通問題を理解するため、典型的取引を通じてその交渉開始から契約締結、紛争解決まで一般的に遭遇する国際契約特有の諸問題を一通り経験する。講義は、依頼者の依頼に基づく起案解釈のスタンスを保つことに留意。
2. 関連する科目との関係	国内法である民法Ⅰ、Ⅱ程度の基本的知識を有していること。なお、必須ではないが、外国法のうちいずれかを取得済み、もしくは並行して履修することが望ましい。
3. 授業の方法	予め用意された資料を事前に検討し、十分な予習をした上で授業に臨み、講師との質疑応答及び解説を通じて問題点の理解を深める。また適宜レポートの提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業毎に事前に学習してくるポイントをまとめた資料を配付し、配布された資料を読了し、理解を深める。また授業時に配布された資料を授業後復習することを求める。特に参考書として適切なものは無いので、適宜
6. 授業内容（細目）	
第1回	渉外法務一般
第2回	国際契約一般についての基本概念（1） 題材を販売代理店契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第3回	国際契約一般についての基本概念（2） 題材を販売代理店契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第4回	国際契約の一般について基本概念（3） 題材をライセンス契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第5回	国際契約の一般について基本概念（4） 題材をライセンス契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。

第6回	模擬契約交渉事前準備（1） クラスを2班に分け、模擬契約交渉を行う。依頼人からの事情聴取。
第7回	模擬契約交渉事前準備（2） 依頼人からの事情聴取続行。交渉準備
第8回	契約交渉（1） クラスを2班に分け、契約交渉を行う。依頼人からの事情聴取。
第9回	契約交渉（2） クラスを2班に分け、契約交渉を行う。依頼人からの事情聴取。
第10回	契約交渉（3） クラスを2班に分け、契約交渉を行う。依頼人からの事情聴取。
第11回	契約交渉（4） クラスを2班に分け、契約交渉を行う。依頼人からの事情聴取。
第12回	模擬交渉に関する講評
第13回	ロイヤリング
第14回	関連問題と総括質疑応答
第15回	予備日

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務の実務に必要な基礎知識及び法的思考能力の基礎を修得することを目的とする。この基礎の修得により、「渉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）においてより高度な法的思考能力を育成することを可能とする。</p> <p>本科目では、渉外法務に必要な基礎知識、基礎的思考能力を修得するために、渉外英文契約の査読、独禁法による規制、渉外契約の基本となる売買（代理店）契約、ライセンス契約の重要条項の徹底分析、実例に基づく質疑応答等を通して、基礎知識、実務的思考能力を養成することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識、能力を養成するもので、本科目の履修は、同一担当者による「WP」履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」などに関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際経済法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め実例、解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。なお、専門家による講演や渉外法律事務所訪問なども取り入れ、実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは後日連絡する。サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第5版】」（澤木・道垣内）を用いるので、購入のうえ自習用として使用すること。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務とは何か（オリエンテーション）</p> <p>渉外法務が通常の国内法務とは異なる点を、渉外、国内案件処理の実例を通して理解し、渉外法務における法律の取扱い、思考方法の特徴を修得する。</p>
第2回	<p>渉外英文契約の基礎Ⅰ</p> <p>欧米と日本の契約意識の差異を認識し、契約の果すべき役割・機能を理解する。</p>
第3回	<p>渉外英文契約の基礎Ⅱ</p> <p>渉外英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。</p>
第4回	<p>渉外英文契約の基礎Ⅲ</p> <p>渉外英文契約の一般条項を深く検討することで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。</p>
第5回	<p>渉外法務の実体験</p> <p>渉外法律事務所を訪問し、現場を実体験することで、実務への興味を高める。また、渉外法務に必要な外国法の基礎知識、語学力、異文化理解力、交渉力等につき実務家との討議によりその修得の方法を学ぶ。</p>
第6回	<p>独占禁止法その他の公法的規制Ⅰ</p> <p>国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。</p>

第7回	独占禁止法その他の公法的規制Ⅱ 国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。
第8回	独占禁止法その他の公法的規制Ⅲ 国際的独禁専門家による実務的問題等の話を聞き、実務への関心を高める。
第9回	渉外法務の基礎知識－外国法のリサーチ 外国法、外国判例のリサーチの方法、リサーチ結果の活用法を理解し、実際に課題をリサーチすることで調査方法を修得する。
第10回	国際ライセンスⅠ ライセンス契約や共同開発契約等の契約実例に基づき、技術取引契約を理解し、関係する知財や競争法の適用関係を検討する。
第11回	国際ライセンスⅡ ライセンス契約や共同開発契約等の契約実例に基づき、技術取引契約を理解し、関係する知財や競争法の適用関係を検討する。
第12回	国際ライセンスⅢ 企業の知財部門専門家に、現在ライセンス契約で生じている実務的問題等を中心に話を聞き、質疑応答を持つ。
第13回	貿易取引又は代理店取引 貿易取引又は継続的な国際売買契約とすべき代理店契約の実例を用いて、その法的特色を理解する。
第14回	渉外弁護士としてのキャリア形成 各分野の渉外弁護士より、その体験をもとにしたキャリア形成方法や渉外弁護士としての目標等を聞く。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach how international commercial transactions are made possible only by complex legal documentation, which combines and coordinates the expertise of sundry legal and other professional disciplines. Students will learn the elements of good legal writing.</p> <p>Abstract: This workshop will look closely at the legal documentation of a small number of complex transactions. Every effort will be made to obtain, with the permission of the parties, the closing documents of transactions that are not only important in themselves, but also representative of current trends in international business.</p>
2. 関連する科目との関係	Courses on American Law（外国法系科目）、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、現代契約実務
3. 授業の方法	<p>This workshop will focus not on the underlying transactions per se but rather on the art of documentation. Therefore, unlike the International Business Transaction basic program, this workshop will not attempt to achieve wide coverage of different types of transactions. Rather, a small subset (no less than 2 and no more than 5) of the types of transactions introduced in the preceding semester's IBT basic program will be explored in greater depth, using real documents. Writing assignments will be given to every student. The number of assignments per student will vary according to the number of students, but each writing assignment will be required to be submitted in successive drafts, which will be reviewed for grammar, diction, structure, and content. Rewriting will be required. The final draft will be reviewed for the elements of good legal writing either during a class session or in individual or small group meetings with one or more of the instructors outside of class time."</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester. The Plan may be revised depending on the transactions selected and the writing assignments.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Overview of 1st Transaction and distribution of documents
第2回	Analyzing the documents
第3回	Assignment #1
第4回	Assignment #1
第5回	Assignment #1

第 6 回	Overview of 2nd Transaction and distribution of documents
第 7 回	Analyzing the documents
第 8 回	Assignment #2
第 9 回	Assignment #2
第 1 0 回	Assignment #2
第 1 1 回	Overview of 3rd Transaction and distribution of documents
第 1 2 回	Analyzing the documents
第 1 3 回	Assignment #3
第 1 4 回	Assignment #3
第 1 5 回	Assignment #3

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、ローバック, ジョン、渡邊 新矢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務のうち重要な部分を構成する、国際契約を題材にとり、その交渉、作成（ドラフティング）、紛争の処理について模擬的手法により契約当事者および仲裁人等の立場から関与し、その実務を学ぶと同時に、契約交渉および紛争処理のシミュレーションを通してより深くかつ実践的な法律的論理を習得することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「BP」の履修者を対象とする。さらに、実際の事例を対象とするプログラムであるので、横断的な知識を必要とし、「民法」、「民事訴訟法」などの基礎科目は勿論、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際民事訴訟法」などを履修していることが望ましい。
3. 授業の方法	hypothetical case を題材に、契約の交渉、作成段階では受講者を契約当事者にグループ分けし、また、紛争段階では当事者、仲裁人などのグループに分けて、契約交渉、作成、紛争の発生、紛争の処理および紛争の解決までを通して実際に考え、体験させる方法による。 なお、授業は基本的に日本語を主として行うが、授業に使用する契約書や参考資料に英文が多く使用されるとともに、一部英語をまじえて授業を行うこともあり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	できるだけ事例に近いビジネス状況を hypothetical case として設定する。それを題材として、授業の進行に従い発生した課題に関する追加資料を交付する。 市販の教材は予定しないが、参考文献として適宜紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	渉外法務の実体験 渉外法務を実際に取り扱う法律事務所を訪問し、実務の現場で活躍する複数の実務家による異なった観点から説明を受け、第2回以降の講義の導入とする。
第2回	契約交渉のポイント、実務 交渉方針の策定、交渉のための論理、要求事項のプライオリティの設定など契約交渉における注意点の解説、討議を行う。加えて、第3回以降の模擬交渉の条件設定を行う。
第3回	模擬契約交渉 取引の模擬的交渉を体験し、交渉における準備作業およびテクニックの要点を学ぶ。M&A 契約または合弁契約を題材とする予定。
第4回	同上
第5回	契約書の交渉・作成 交渉の結果合意に達した事項を契約書（または前段階の LOI）の条文としてまとめる作業と、その文言に関する交渉を経験する。
第6回	同上

第7回	同上
第8回	第7回までに行った契約書の交渉・作成についての講評および討議
第9回	国際契約についての紛争処理 国際仲裁のルールについての解説、討議。同時に第10回以降の模擬仲裁手続きの題材となる紛争についての問題設定を行う。M&A 契約または合弁契約に関連した紛争を題材とする予定。
第10回	模擬仲裁手続き 具体的な契約の条項に従っての各契約当事者の主張の作成および検討
第11回	模擬仲裁手続き 各契約当事者の主張について争点整理案の作成。当事者による反論および追加主張の準備。
第12回	模擬仲裁手続き 上記争点整理案に基づき法律の適用および契約条項の解釈の検討、仲裁判断。
第13回	模擬仲裁手続き 仲裁判断の妥当性、仲裁判断に至る主張の妥当性の検証。仲裁判断後の手続きの解説、討議。
第14回	契約交渉、締結、紛争の発生、解決についての総括
第15回	

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務ベーシックプログラムにて学習した知識を基礎に、模擬仲裁手続きを行う。実際に起こりうる事を対象に、申立人側、非申立人側に別れ、事件当事者の事情聴取をもとに仲裁の申立を行い、模擬仲裁手続を行う。この模擬手続の中で、典型的な国際取引を対象に、実際に起こりうる諸問題をどのような方向付けで処理していくことが望ましいか、またその中で国際取引に伴う紛争解決に共通する諸問題について一般的な対応方法と個別的な対応方法を学習する。
2. 関連する科目との関係	渉外法務ワークショッププログラム基礎編の習得を前提とする。典型契約は準拠法として外国法の指定が行われる場合もあるので、いずれかの外国法を履修することが望ましい。模擬仲裁手続を行うので、民事訴訟法・仲裁法の基礎知識と実定法の要件事実の理解が必須です。
3. 授業の方法	予め用意した資料（英文、日本語を含む）を事前に読了し、問題点の指摘等を与えられた指示に従って事前に調査、研究を行い申立人、被申立人に別れワークショップにて行う。依頼者と面談し、事実整理、法的主張整理、証拠整理し、書面提出を共同作業する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	模擬仲裁の対象事件に関連する資料を配付するので、これを基本に作業する。外国の資料も入るので準備には十分な時間が必要と思われる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	仲裁手続き概説 資料配付
第2回	依頼者面談、方針決定 書面作成準備
第3回	申立書提出
第4回	答弁書提出 仲裁人選任、進行に関する取り決め
第5回	仲裁期日 主張書面の交換 反論、抗弁、再抗弁
第6回	仲裁期日 証拠開示

第7回	依頼者と主張立証整理のための打ち合わせ
第8回	最終主張書面の提出
第9回	証拠提出のための依頼者との打ち合わせ
第10回	書証の提出 証人予定者の陳述書
第11回	証人尋問 主尋問、反対尋問、補充尋問
第12回	最終準備書面提出
第13回	仲裁人の判断と講評 手続法実体法の両面からの助言批判。
第14回	ロイヤリング 法律事務所訪問し、弁護士から渉外法務の経験と実践のレクチャー受け、一部実務経験を行う
第15回	総括質疑応答

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務の実務に必要な応用知識及び高度な法的思考能力を修得することを目的とする。同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」（以下「BP」）の既習者を対象にして、より応用的な知識とより高度な法的思考能力を養成することを可能とする。</p> <p>本科目は、渉外法務に必要な知識を、渉外法務における典型取引である国際合弁、企業提携、金融取引等の実例に則して修得させ、また紛争解決の実際を学ぶことにより、法的思考能力、戦略的思考能力、交渉力等渉外法務の実務において必要な能力を養成することを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「BP」履修者に対してより高度な知識、能力を養成するもので、同一担当者による「BP」の履修が、本科目履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」に関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際経済法」、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際取引法実務」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め実例、解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、模擬交渉等に参加する。また実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは後日連絡する。サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第5版】」（澤木・道垣内）を用いるので、購入のうえ自習用として使用すること。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際合弁契約の基礎 合弁契約等を例として、英文国際契約の基本構成、契約条文の有する法的意味をより深く理解する。個別条文を自己に有利な方向に導くために模擬交渉する等を通して国際契約の交渉方法、戦略を修得する。</p>
第2回	<p>国際合弁契約の実務 国際取引契約の一部を文例を参照に作成し、契約の当事者の立場で交渉し、その結果を反映した契約条文を作成する等により、契約条文をどのような法的問題意識に則り作成して行くかを学習し、契約の実践的作成法を修得する。</p>
第3回	<p>国際合弁契約の交渉戦略 中国進出で一般的な合弁契約について、中国実務専門家から話を聞き、質疑応答を行う。</p>
第4回	<p>企業訪問（予定） 国際的事業を行う日本企業の法務部を訪問して、国際法務に関する実体験を持つ。</p>
第5回	<p>企業提携・M&Aの渉外法務－基礎 合弁契約、企業の買収契約、契約実例をベースとして、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮した模擬交渉をすることなどを通じて実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。</p>
第6回	<p>企業提携・M&Aの渉外法務－実務 合弁契約、企業の買収契約、契約実例をベースとして、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮した模擬交渉をすることなどを通じて実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。</p>

第7回	国際的 M&A の最先端 この分野の第一線で活躍している投資銀行、企業等の専門家の実務体験を紹介し、これらの専門家の問題意識に基づく論点を討議することで国際取引に必要なリーガルマインドを養成する。
第8回	金融取引の実務－基礎 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。
第9回	金融取引の実務－実務 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。
第10回	金融取引の最先端 金融取引の実務に携わる弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じ実務に必要な戦略的、創造的な思考能力を養成する。
第11回	会計士事務所訪問（予定） 各種国際税務を取扱う国際的会計士・税務事務所を訪問し、その実体験を持つ。
第12回	国際民事手続 I 国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、日本の判例法の流れを理解する。
第13回	国際民事手続 II 国際的訴訟競合、訴訟と仲裁の競合、送達、証拠調をめぐる実務的問題を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。
第14回	国際民事手続 III 外国判決及び仲裁判断の承認・執行についての基礎的知識と事例検討をする。
第15回	試験

授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム				
担当者名	熊倉 禎男、小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、特許法、著作権法の基本判例について、演習およびゲスト講義を併用しつつ学習することにより、後期の「知的財産法 WP」における起案講義の基礎を築くとともに、「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」で得られた知識の定着を図るものである。
2. 関連する科目との関係	本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。 知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ～Ⅲ」がある。 本授業は、同一担当者による「WP」を履修する前提条件として要求される。「WP」は、極めて実務的な演習により行うから、本授業において、「WP」の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。
3. 授業の方法	演習、およびゲスト講師による講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	「ケースブック知的財産法」（有斐閣、近刊予定）
6. 授業内容（細目）	
第1回	特許法①—発明の概念
第2回	特許法②—審判・審決取消訴訟
第3回	特許法③—特許発明の技術的範囲
第4回	特許法④—直接侵害、間接侵害
第5回	特許法⑤—損害賠償

第6回	著作権法①著作物
第7回	著作権法②著作権
第8回	著作権法③著作権侵害の主体
第9回	著作権法④権利制限
第10回	特許権侵害訴訟の要件事実
第11回	商標権侵害訴訟の要件事実
第12回	著名事件演習(データベース事件など)
第13回	著名事件演習(中古ソフト事件など)
第14回	知的財産と国際私法・国際民事訴訟法
第15回	レポート作成 指定の課題について、レポートを作成させる。

授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および知的財産法上の諸問題について、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする。</p> <p>本授業の到達目標は、希望者が、同一担当者による「知的財産法務ワークショップ（エンタテインメント法）」（以下、WP）を履修できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法の基礎知識を習得した第三セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ－Ⅲ」がある。</p> <p>本授業は、同一担当者による「WP」を履修する前提条件として要求される。</p>
3. 授業の方法	<p>講義および事例演習形式で行う。受講者は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>内藤篤「エンタテインメント契約法」（商事法務） 内藤篤・田代貞之「パブリシティ権概説（第2版）」（木鐸社）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>エンタテインメント契約の射程：いかなる契約を「エンタテインメント契約」と定義するのか 典型契約と無名契約 プロデューサー概念（「作家主義」と対置するところの） （討論） 「プロデューサーと作家」の関係と類似するものは他に何があるか？ プロデューサー概念への反論としてはいかなるものがあるのか？</p>
第2回	<p>プロデューサー論（続） 映画型と書籍型 テレビの例外 （討論） 書籍型プロデューサーの限界は？ テレビ番組におけるプロデューサーは誰か？</p>
第3回	<p>契約解釈の特殊性 （前提必読判例／論文） 平成15年最高裁判決（職務著作） 原色動物図鑑高裁判決 鈴木あみ平成15年地裁判決（配布予定）</p>
第4回	<p>約款論＝不平等契約論 （前提必読判例／論文） 小泉論文（著作権契約はどこまで自由であるべきか） （討論） 公取の基準をよしとする議論にはどういったものがあるか？</p>
第5回	<p>約款論＝不平等契約論（続） （前提必読判例／論文） 中古ゲームソフト最高裁判決 ProCD判決（英語） 特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準等 （討論） 公取的な観点に立って、不争条項の類を違法と断ずる議論としては、どういったものが考えられるか？</p>
第6回	<p>慣習・慣行 （前提必読判例／論文） 太陽風交点事件黒沢清事件（第一審） 三沢市勢映画事件（控訴審） 超時空要塞マクロス事件（平成15年1月東京地裁）</p>
第7回	<p>著作者人格権の不行使合意 （前提必読判例／論文） 松田政男論文（コピーライト1996年12月号所収） 黒沢清控訴審判決 （討論）</p>

	第4章の各設例での著者の誘導意図に対する効果的な反論は何か？
第8回	エンタテインメント契約に対する立法的関与 (前提必読判例/論文) 解除権に関するゴーマン=ギンズバーグ該当箇所(日本語訳) 「裏窓」判決(日本語訳) 駒田論文(コピーライト2001年8月号) (討論) ドイツ流のアプローチの功罪 内藤試案の問題点
第9回	映画業界における契約 (前提必読判例/論文) 「映画年鑑」からの抜粋(配布予定) TBS山口組判決 黒沢清判決第一審(前掲) 内藤「映画と著作権」(配布予定) (討論)日本映画が衰退した原因は何だと考えるか？ 脚本家や監督が二次利用料を受け取ることの功罪
第10回	レコード音楽業界における契約 (前提必読判例/論文) 鈴木あみ判決(前掲) 黒夢判決内藤黒夢判決評釈(判例時報) 「利益賠償の適格性」をめぐる教科書事件控訴審(平成16年) (討論) レコード等をめぐる再販制度をどう擁護し、またどう攻撃するか？ 上記控訴審判決のたつ「利益賠償の適格者」の見方からすると、レコード会社がこうした利益賠償を 求める適格性があるためには、どの程度のことをしている必要があるか？ 輸入権にはいかなる問題があるか？
第11回	ゲーム業界における契約 (前提必読判例/論文) ドラクエ審決 SCE審決 中古ゲーム最高裁(前掲) 三国志事件 ときメモ事件 最高裁 Sony v. Connectics(日本語訳) 内藤「オンラインゲームの法的世界」(配布予定) (討論) 中古ゲーム判決の功罪ときメモ判決をどう擁護し、またどう攻撃するか？これはオンラインゲームの セッティングになると、そうした擁護/攻撃のニュアンスは変化するのか？ オンラインゲームにおけるRMTをどう考えるか？
第12回	出版業界における契約 (前提必読判例/論文) “The Structure and Function of the Book Business”(配布予定) 佐野真一「本を殺すのは誰か」からの抜粋(配布予定) 典型的な出版契約書(配布予定) (討論) ブックオフの類は出版ビジネスや作家の権利の敵なのか？出版社によるマンガ作家の事実上の「囲い 込み」はどう擁護できるか？ 書籍型プロデューサーは実際上どういったリスクを負担しているのか？
第13回	ライブパフォーマンス業界における契約 (前提必読判例/論文)
第14回	テレビ業界における契約 (前提必読判例/論文) 碓井広義「テレビの教科書」抜粋(配布予定) 超時空要塞マクロス事件(平成15年1月東京地裁) 岸本周平「このままでは日本アニメは衰退する」(配布予定) 「これが番組委託の実態だ」(配布予定) (討論) アニメとドラマ番組とで、テレビ局の役割はどう違うのか アニメに関して、テレビ局の何が問題視されるべきなのか 公取指針は「アニメとテレビ局」問題に関して適切に対処しているか
第15回	レポート作成

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、牧野 利秋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、企業がその保有する特許権を行使し、又は他企業からの特許権行使に対処する上で必要な特許法上の問題について、特許権侵害訴訟における問題点を中心に、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まず特許権の内容について、概略を説明する（1、2回）。次に、特許権侵害訴訟において問題となる基本論点について説明する（3～7回）。さらに、特許権侵害訴訟において問題となる応用的論点についても説明する（8～13回）。最後に、特許権の行使形態として、また、侵害訴訟への対処として重要な実施権について説明する（14回）。</p> <p>本授業の到達目標は、企業における特許権の行使及び他企業からの特許権行使への対処に必要な特許法上の問題についての基礎的知識と思考方法を習得し、希望者が、さらに応用的な同一担当者による「知的財産法務ワークショップ・プログラム（以下「WP」という）」を履修できるようにすることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法Ⅲ」がある。本授業で主に扱う特許法の基礎知識を習得するために、「知的財産法Ⅰ」を履修することが強く望まれる。</p> <p>本授業は、同一担当者による「WP」を履修する前提条件として要求される。「WP」は、極めて実務的な演習により行うから、本授業において、「WP」の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない問題点のうち、特許権侵害を中心とした企業における特許戦略のために必要な問題点を重点的に取り扱い、さらに応用的な WP の事例演習に必要な基礎的知識や思考方法を習得させる、知的財産法分野における、中級レベルの科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義中心で、一部演習による。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>牧野利秋＝飯村敏明編『知的財産関係訴訟法』（青林書院） 中山ほか編『特許判例百選』（有斐閣）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>特許権とは 一成立要件、取得手続</p>
第2回	<p>特許権侵害 一直接侵害、発明の実施、対象製品・対象方法の特定</p>

第3回	<p>文言侵害</p> <p>-特許発明の技術的範囲、差止請求の要件事実</p>
第4回	<p>特許請求の範囲の解釈①</p> <p>-公知技術、明細書の記載の参酌、出願経過禁反言等</p>
第5回	<p>特許請求の範囲の解釈②</p> <p>-プロダクトバイプロセスクレーム、機能的クレーム</p>
第6回	<p>均等侵害</p> <p>-要件事実、主張立証責任</p>
第7回	<p>侵害訴訟に対する防御手段①</p> <p>-試験研究のための実施、先使用の抗弁、自由技術の抗弁等</p>
第8回	<p>侵害訴訟に対する防御手段②</p> <p>特許の有効性をめぐる争い</p> <p>—特許無効の抗弁、特許無効審判、審決取消訴訟</p>
第9回	<p>損害賠償請求①</p> <p>-損害賠償請求の要件事実</p>
第10回	<p>損害賠償請求②</p> <p>-損害額の算定、立証</p>
第11回	<p>間接侵害</p> <p>-要件事実等</p>
第12回	<p>職務発明</p> <p>—職務発明の成立、帰属、相当の対価の算定</p>
第13回	<p>特許権の消尽、並行輸入</p> <p>—国内消尽、国際消尽</p>
第14回	<p>部外講師による講演</p> <p>—侵害訴訟の現状等</p>
第15回	<p>レポート作成</p> <p>—各自が選択した課題についてレポートを作成させる。</p>

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	熊倉 禎男、小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	同一担当者による「知的財産法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」という）の既修者を対象として、特許法、著作権法の基本判例につき、事例形式で学ぶことにより、「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」の学習内容の定着を図る。
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>本授業履修の前提条件として、同一担当者による「BP」の履修を要求する。本授業は、極めて実務的な演習により行うから、「BP」において、本授業の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ～Ⅲ」がある。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない各問題点が、どのように現れ、解決されるべきなのかについてを、体験的に習得させる、知的財産法分野において、最も応用的な科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	演習中心で、一部講義による。受講生は単独又は小グループで必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。仮想事例を用い、参加者を原告側・被告側・裁判官にグループ分けし、模擬裁判形式での講義を数回予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	仮想事例を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>講義—インターネット時代のソフトウェア</p> <p>イントロダクションとして、IT 技術に関わる概念（コンピュータ・プログラム、ビジネス方法、データベース等）、考えられる模倣事例（企業における違法コピーからインターネット上での利用形態まで）、暗号化、電子透かし、コピープロテクト等の違法な利用形態に対抗するための技術的手段の現状、電子商取引の実態等について、説明する。次回以降に検討する仮想事例Ⅰを配布して、予習を課す。</p>
第2回	<p>研修①—仮想事例Ⅰについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実）</p> <p>商標権侵害又は不正競争防止法違反が問題となる仮想事例Ⅰについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、商標権侵害又は不正競争防止法違反の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。</p>
第3回	<p>研修②—同上（主張の整理）</p> <p>本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。次に、整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。次回以降に検討する仮想事例Ⅱを配布して、予習を課す。</p>
第4回	<p>研修③—仮想事例Ⅱについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実）</p> <p>著作権侵害が問題となる仮想事例Ⅱについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、著作権等侵害の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。</p>

第5回	<p>研修④一同上（主張の整理①）</p> <p>本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。論点としては、公衆送信・送信可能化権、技術的手段の保護、私的使用、プロバイダ責任等を意識させる。</p>
第6回	<p>研修⑤一同上（主張の整理②）</p> <p>前回で整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。本事例において、著作物の創作・公表地、当事者の住所地又はサーバ等の装置の所在地が外国にある場合について、国際私法上の問題点を次回までに考えてくるように指示する。</p>
第7回	<p>研修⑥一同上（著作権侵害と国際私法）</p> <p>国際裁判管轄及び準拠法の決定について、議論させる。その際、BPで検討した参考裁判例との整合性や、その妥当性についても考えさせる。次回以降に検討する仮想事例Ⅲを配布して、予習を課す。</p>
第8回	<p>研修⑦一仮想事例Ⅲについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実）</p> <p>特許権侵害が問題となる仮想事例Ⅲについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、特許権侵害の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。</p>
第9回	<p>研修⑧一同上（主張の整理①）</p> <p>本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。論点としては、共同侵害、間接侵害による主張の組み立てと、そこで主張すべき事実の整理が重要となる。</p>
第10回	<p>研修⑨一同上（主張の整理②）</p> <p>前回で整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。</p>
第11回	<p>研修⑩一同上（主張の整理③）</p> <p>同上。本事例における構成要件の一部が外国で行われた場合について、国際私法上の問題点を次回までに考えてくるよう指示する。</p>
第12回	<p>研修⑪一同上（特許権侵害と国際私法）</p> <p>国際裁判管轄及び準拠法の決定について、議論させる。その際、BPで検討した参考裁判例との整合性や、その妥当性についても考えさせる。</p>
第13回	<p>研修⑫一講演</p> <p>本WPのテーマについて、外部の講演者を依頼する。</p>
第14回	<p>最終講義</p> <p>全体の知識の整理、総括。</p>
第15回	<p>レポート作成</p> <p>本WPにおける検討事例又は関連事例について、レポートを作成させる。</p>

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	同一担当者による「知的財産法務ベーシックプログラム（エンタテインメント法）（以下、BP）」の既習者を対象として、契約書案の作成、交渉のシミュレーション、仮想事例にもとづく準備書面等の起案を行うことを目的とする。 本授業の到達目標は、エンタテインメント法分野における契約法・知的財産法上の諸問題について、必要な応用知識及び思考方法を習得することにある。
2. 関連する科目との関係	本授業は、民事法の基礎知識を習得した第三セメスター以降において、履修が可能となる。本授業の前提条件として、同一担当者による「BP」の履修を要求する。 知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ－Ⅲ」がある。
3. 授業の方法	演習中心で、一部講義形式による。受講生は単独又は小グループで必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。契約書の作成、書面の起案を予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」（商事法務） 内藤篤・田代貞之「パブリシティ権概説（第2版）」（木鐸社）
6. 授業内容（細目）	
第1回	講義 イントロダクションとして、エンタテインメント法分野における契約の特色について講義する。
第2回	中田英寿控訴審判決をもとに、便乗本出版社の論理とタレント側の論理を戦わせる。
第3回	レコード会社がアーティストに提示する典型的な一連の契約書案をもとにして、レコード会社側とアーティスト（の所属事務所）側とに分かれて、交渉のシミュレーションをしてもらいます。
第4回	「〇〇研究本」（一冊の本をまるごとコピーします。人気マンガの便乗「研究本」です）こうした研究本に対して、当該人気マンガの出版社から、何とかならないのか、という相談がもちかけられています。どういう対抗手段があるか。先方出版社への抗議状を起案して下さい。問題のマンガ本については各自借りるなり買うなりして読んで下さい。
第5回	たとえば「男はつらいよ第42作」のリメイク映画化の話が持ち上がっているとして、リメイク映画について、リメイク許諾契約の中で双方が決めておくべきことは何かがあるか（いくつかのグループに分かれて、権利取得側と許諾側とに分かれて、契約ネゴシエーションのシミュレーションをしてもらいます）。
第6回	中古ゲームの流通をどんな手段を使ってでもやめさせたい、ゲームメーカーのX社としては、法的・技術的手段として、どういったことを想定できるか。ありうべき手段をまずはリストアップし、さらにそれが合法的にできるかどうかについて、検討を加えよ。

第7回	A 出版社のマンガ編集者の元締めである出版部長が、独立して B 出版社を設立し、かつて A 出版社で懇意だったマンガ家を引き抜いて、B 社の雑誌に連載を開始させた。A 社の雑誌で連載中のものは次々と「完結」し、その「続編」や「新編」が B 社の雑誌に連載されるようになった。A 社としてとるべき法的手段には、どういったものが考えられるか。
第8回	映画業界における契約実務（ゲスト予定）
第9回	レコード音楽業界における契約実務（ゲスト予定）
第10回	ゲーム業界における契約実務（ゲスト予定）
第11回	ライブパフォーマンス業界における契約実務（ゲスト予定）
第12回	テレビ局とアニメ制作者との関係はどうあるのが望ましいのか？
第13回	現実のライブパフォーマンス紛争事例（何年か前から間歇的に上演されていた、古典演劇を原作とするロックオペラに、人気ロックアーティストが主演するに際して、広告代理店が製作費一切を出資することを申し出た。演劇プロデューサーと広告代理店との間では明確な契約書は結ばれなかった。広告代理店は、舞台のライブ映像を DVD 化して、アーティストの所属レコード会社から発売したが、演劇プロデューサーは、それについて自分の関知しないところでの販売行為であるとして、代理店をなじった）を前提に、演劇プロデューサー、広告代理店、アーティスト（の所属事務所）のそれぞれの立場から、どのようなクレームや反論が可能か。
第14回	日本映画を国家として振興すべき産業であるとした場合に、制作者としては、どういった振興策を陳情すべきか？監督や脚本家らのクリエイターは何を求めるべきか？興行側は？市民団体はどうか？こうした様々な声に対して、政策立案者としては、いかなる振興政策が適切なのか？（いくつかのグループに分かれて、ポイントをあげてもらい、ディスカッションをして、最終的には政策立案者が何を取り何を捨てたかを発表してもらいます）
第15回	レポート作成

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、牧野 利秋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>同一担当者による「知的財産法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）」の既修者を対象として、企業がその保有する特許権を行使し、又は他企業からの特許権行使に対処する上で必要な特許法上の問題について、特許権侵害訴訟における問題点を中心に、応用知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずイントロダクションとして、企業における特許管理、特許権侵害紛争とその背景事情について説明する。次に、特許権侵害訴訟手続の概要について説明する。その上で、1又は複数の事例を適宜素材として使用しながら、訴訟の流れに沿って、事件の処理方法について演習を行う。さらに、訴訟手続を振り返りながら、企業における特許戦略について考察、議論する。最後に、有識者による講演、知識の整理、総括を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、特許権侵害訴訟の法的処理を中心に、企業が戦略的に特許権を取得、行使、ライセンスするために必要な法務についての応用知識及び思考方法を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3 Semester以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>本授業履修の前提条件として、同一担当者による「BP」の履修を要求する。本授業は、極めて実務的な演習により行うから、「BP」において、本授業の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法Ⅲ」がある。特に、本授業で主に扱う特許法の基礎知識を習得するために、「知的財産法Ⅰ」を履修することが強く望まれる。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない各問題点が、企業における特許権の取得、行使、ライセンス交渉等の実務において、どのように現れ、解決されるべきなのかについてを、体験的に習得させる、知的財産法分野において、最も応用的な科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習中心で、一部講義による。受講生は単独又は小グループで必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>牧野利秋＝飯村敏明編『知的財産関係訴訟法』（青林書院） 中山ほか編『特許判例百選』（有斐閣）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>講演① 企業における特許管理① 一部外講師による講演 1</p>
第2回	<p>講演② 企業における特許管理② 一部外講師による講演 2</p>
第3回	<p>研修・講義① 特許権侵害訴訟手続① 一訴状の起案と発表 1</p>

第4回	研修・講義② 特許権侵害訴訟手続② — 訴状の起案と発表 2
第5回	研修・講義③ 特許権侵害訴訟手続③ — 訴状の問題点の検討
第6回	研修・講義④ 特許権侵害訴訟手続④ — 答弁書の起案と発表 1
第7回	研修・講義⑤ 特許権侵害訴訟手続⑤ — 答弁書の起案と発表 2
第8回	研修・講義⑥ 特許権侵害訴訟手続⑥ — 答弁書の問題点の検討
第9回	研修・講義⑦ 特許権侵害訴訟手続⑦ — 判決の起案と発表 1
第10回	研修・講義⑧ 特許権侵害訴訟手続⑧ — 判決の起案と発表 2
第11回	研修・講義⑨ 特許権侵害訴訟手続⑨ — 判決の問題点の検討
第12回	講演③ 特許権侵害訴訟の実務部外講師による講演
第13回	最終講義①—全体の知識の整理
第14回	最終講義②—総括
第15回	レポート作成—各自が選択した課題についてレポートを作成させる。

授業科目名	EU 法務ベーシック・プログラム				
担当者名	庄司 克宏、上田 廣美、市川 芳治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する法律問題に的確に対応して助言できる人材を養成するための基礎コースである。EU 域内市場でどのような法律問題が生じ、それに対応すべきかについて実践的な基本知識を習得することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	EU 法についての一般的基礎知識があることが前提であるため、「EU 法」をすでに履修しているか、または、同時履修することが必要である。
3. 授業の方法	判例および立法文書を教材として使用し、双方向型の講義を加味した演習形式で行う。受講生は事前に配布教材に基づくレポート（A4で1枚程度）を作成して授業時に提出しなければならない。適宜、各分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』（岩波書店、2003 年）を用いる。関連判例・立法を集めた教材を事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	欧州司法裁判所の組織・手続規則、国内裁判所との関係、物・人・サービス・資本の自由移動、立法・判例検索の方法について、基本事項に関する質疑応答を行いながら解説する。 （また、次回についての予備的講義を行う。）
第 2 回	物・人・サービス・資本の自由移動（1） 物の自由移動（EC 条約第 23-31 条）のうち、とくに「数量制限と同等の効果を有する措置」の禁止（EC 条約第 28-30 条）に関する基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。 （また、次回についての予備的講義を行う。）
第 3 回	物・人・サービス・資本の自由移動（2） サービスの自由移動（EC 条約第 49-55 条）に関する基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。 （また、次回についての予備的講義を行う。）
第 4 回	物・人・サービス・資本の自由移動（3） 開業の権利（EC 条約第 43-48 条）について特に法人の自由移動に関する基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。欧州会社法規則(Regulation on the Statute for a European Company)（第 2157/2001 号）および労使関係立法についても説明する。 （また、次回についての予備的講義を行う。）

第5回	<p>物・人・サービス・資本の自由移動（4）</p> <p>資本の自由移動（EC条約第56-60条）に関する基本判例の検討と金融サービスの自由移動（EC条約第51条2項）との比較を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。公開買付指令(Directive on takeover bids)（第2004/25号）についても説明する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第6回	<p>加盟国法の調和（1）</p> <p>① 国内法上の知的財産権とEU法上の物の自由移動との関係について、権利消尽理論に関する基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>② 共同体商標規則（第40/94号）、商標調和指令（第89/104号）、著作権調和指令（第201/29号）、知的財産権執行（遵守確保）指令（第2004/48号）等について内容および関連判例を検討することにより基本的知識を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第7回	<p>加盟国法の調和（2）</p> <p>EU消費者保護立法とそれに関わる判例の検討を行い、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第8回	<p>加盟国法の調和（3）</p> <p>EU環境保護立法とそれに関わる判例の検討を行い、実務上に意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第9回	<p>加盟国法の調和（4）</p> <p>EU個人情報保護法とそれに関わる判例の検討を行い、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第10回	<p>EU競争法（1）</p> <p>競争法概説を行う。特に、実務上必須となる日米欧の比較視座、経済分析、EU法全体で捉える必要性、最新動向のフォロー方法などについて説明する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第11回	<p>EU競争法（2）</p> <p>カルテルの禁止（EC条約第81条）に関する基本判例および垂直的制限に関する一括適用免除の検討を通じて、この分野における判例理論と競争政策の動向を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第12回	<p>EU競争法（3）</p> <p>支配的地位濫用の禁止（EC条約第82条）に関する基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第13回	<p>EU競争法（4）</p> <p>競争法の執行（遵守確保）に関する規則第1/2003号およびその実施に関するコミッション文書ならびに基本判例の検討を通じて、この分野における判例理論と政策動向を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、次回についての予備的講義を行う。）</p>
第14回	<p>EU競争法（5）</p> <p>政府規制・社会規制分野と競争法の連関を取り上げ、実務上の意義について解説する。</p> <p>（また、これまでの授業内容全体に関するQ&Aを行う。）</p>
第15回	口頭試験（持ち込み可）

授業科目名	EU 法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	庄司 克宏、由布 節子、山岸 和彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する最大の法実務的課題は EU 競争法への適合であるため、EU 競争法を中心とした事例研究・演習を日本法と関連付けながら行うことにより、EU 法実務上の応用力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	「EU 法務ベーシック・プログラム」を履修済みであることが必要とされる。
3. 授業の方法	オリジナルの実習問題を用意して、状況の理解と問題点の発見、契約書の作成・チェックの習得、交渉方法の伝授等を行う。適宜、来日中のヨーロッパ人実務家や公正取引委員会関係者等をゲスト・スピーカーとして招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』（岩波書店、2003 年）を用いる。 実習問題を教材として事前に配布する。 参考書については、授業中に紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	教材および授業方法の説明を行う。 また、EU 競争法の基礎確認テストを行う（成績とは無関係）。
第 2 回	カルテル禁止（EC 条約第 8 1 条）の典型事例に関する事例研究・演習を行う（実習問題 1）。
第 3 回	EC 競争法執行（遵守確保）とリニエンシーに関する事例研究・演習を行う（実習問題 2）。
第 4 回	アライアンス計画とカルテル禁止（EC 条約第 8 1 条）に関する事例研究・演習を行う（実習問題 3）。
第 5 回	垂直規制と一括適用免除に関する講義を行う。
第 6 回	垂直規制と一括適用免除に関するモデルプレイ（ライセンス契約を題材とし、タームシートを使用する）を行う（実習問題 4）。

第7回	垂直規制と一括適用免除に関するモデルプレイ（ディストリビューターを題材とする）を行う（実習問題5）。
第8回	コンプライアンス対応に関する講義と演習を行う（実習問題6）。
第9回	EU 合併規則（第139/2004号）関連実務に関する講義を行う。
第10回	EU 合併規則（第139/2004号）関連実務に関する事例研究・演習を行う（実習問題7）。
第11回	ゲストスピーチ： EU 環境規制と競争法について
第12回	ゲストスピーチ： 日米欧競争当局の協力関係について
第13回	ゲストスピーチ： 日米欧における合併規制実務の比較について
第14回	復習およびQ&A
第15回	試験

授業科目名	経済法ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等とおして基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プログラムのみの履修も可能）。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者（江口）の解説と受講生の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（判決、審決、公正取引委員会ガイドライン等）を、事前に配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	〔ガイダンスとテーマ設定〕 全体のコンセプトや進め方について担当者が詳細に説明し、各受講生のテーマを設定する。
第2回	〔実務法曹と経済法、独占禁止法〕 ゲスト・スピーカーによる講演に基づき、質疑応答を行う。
第3回	〔独占禁止法上の規制の名宛人〕 独占禁止法上の「事業者」の概念を主要な検討の対象とし、「事業者団体」等その他の名宛人（＝行為主体）についても取り上げる。
第4回	〔私的独占の禁止(1)〕 私的独占の主要事例を取り上げ、行為形態要件、競争制限要件およびその相互関係等に係る解釈上の論点について検討する。
第5回	〔私的独占の禁止(2)〕 共同ボイコットを私的独占または不当な取引制限として規制する場合の論点等について検討する。
第6回	〔不当な取引制限の禁止(1)〕 入札談合をめぐる論点（「一定の取引分野」のとらえ方、基本合意と個別談合の関係等）について検討する。

第7回	〔不当な取引制限の禁止(2)〕 入札談合をめぐる論点のうち、いわゆる官製談合の問題について検討する。
第8回	〔不公正な取引方法の禁止(1)〕 垂直的制限のうち垂直的価格拘束（再販売価格維持行為）を取り上げ、解釈上、立法上の諸問題について検討する。
第9回	〔不公正な取引方法の禁止(2)〕 垂直的制限のうち垂直的非価格制限（排他条件付取引、地域制限等）を取り上げ、解釈上の諸問題について検討する。
第10回	〔企業集中の規制〕 競争制限的企業集中規制（独占禁止法10条・15条等）に関する実体法上の規制基準および手続について検討する。
第11回	〔規制改革と独占禁止法〕 規制改革の進展している電気通信、電力等の分野における独占禁止法上の諸問題について検討する。
第12回	〔独占禁止法の手続・サンクション(1)〕 排除措置命令、課徴金制度等の行政的サンクションをめぐる諸問題を検討する。
第13回	〔独占禁止法の手続・サンクション(2)〕 独占禁止法上の刑事罰をめぐる諸問題を検討する。
第14回	〔独占禁止法の手続・サンクション(3)〕 独占禁止法違反行為をめぐる民事上のサンクション（損害賠償、差止等）に係る事例研究を行う。
第15回	

授業科目名	経済法ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。また、応用的な論点についても具体的な問題解決能力の段階に到達すること、場合によっては問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等をおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者（江口）の解説と受講生の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（論文等）を、事前に配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	〔ガイダンスとテーマ設定〕 全体のコンセプトや進め方について担当者が詳細に説明し、各受講生のテーマを設定する。
第2回	〔実務法曹と経済法、独占禁止法〕 ゲスト・スピーカー（実務家）による講演に基づき、質疑応答を行う。
第3回	〔独占禁止法の基礎概念(1)〕 私的独占、不当な取引制限、事業者団体の違反行為および企業集中規制における競争の実質的制限に関する解釈論について踏み込んだ検討を行う。
第4回	〔独占禁止法の基礎概念(2)〕 不公正な取引方法の要件としての「公正な競争を阻害するおそれ」（公正競争阻害性）に関する解釈論について踏み込んだ検討を行う。
第5回	〔独占禁止法の歴史的検討(1)〕 独占禁止法の制定と改正をめぐる歴史的経緯についての検討を踏まえて、その将来像を展望する。
第6回	〔独占禁止法の歴史的検討(2)〕 独占禁止法の制定と改正をめぐる歴史的経緯についての検討を踏まえて、その将来像を展望する。

第7回	〔独占禁止法2005年改正〕 手続・サンクシヨンの側面に関する独占禁止法2005年改正の問題点について検討する。
第8回	〔市場支配的地位の濫用と独占禁止法〕 価格差別、価格濫用等をめぐる独占禁止法上の解釈論および立法論について検討する。
第9回	〔独占禁止法と中小企業〕 独占禁止法の目的規定（第1条）、下請法等を素材として、経済法、独占禁止法における中小企業の位置づけについて検討する。
第10回	〔独占禁止法と民事法・刑事法〕 独占禁止法と民事法秩序、刑事法秩序の関係について検討する。
第11回	〔独占禁止法と政治・経済学〕 独占禁止法の成立と展開の政治・経済学的基礎について検討する。
第12回	〔知的財産権と競争秩序〕 (1)知的財産権をめぐる独占禁止法の適用のあり方、(2)競争秩序との関係における知的財産法制のあり方について検討する。
第13回	〔独占禁止法の社会的役割〕 ゲスト・スピーカー（研究者）による講演に基づき、質疑応答を行う。
第14回	〔まとめ〕 受講生の報告に基づいて全般的な質疑応答を行う。
第15回	

授業科目名	人権法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	駒村 圭吾				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>このWPでは、人権問題の司法的解決を中心に、理論と実務の両面から検討する。次の目的を掲げたい。</p> <p>1、人権問題を当事者の観点からどのように弁護するか、公権力や社会的権力の立場からどのような主張が可能か、判事は先例との整合性を意識しつつどのように裁くべきか、といった関係各方面のそれぞれの独自の観点を知り、模擬的に実践する。</p> <p>2、憲法訴訟のみならず、行政事件訴訟法や国家賠償法などの公法訴訟全般の知識と応用力を高める。</p> <p>3、人権紛争の拡散傾向の中、裁判外の救済システムの概要も学ぶ。</p> <p>4、理論や外国法の知見も随時フォローアップする。</p> <p>以上のような、目的のもと、少数数のユニットで実践的に事例検討を行い、適宜弁護士や裁判官などの実務家の参加を得て、公法系法曹の基礎力をつけることを到達点にしたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法総合は、既に履修済みであるだろうから、それを前提に行なう。</p> <p>行政法関係の科目および行政事件訴訟実務なども関連する科目として重要である。が、WPではそのごくごく基礎は確認するので、並行的に学ぶのでも構わない。</p>
3. 授業の方法	<p>このWPは3部構成で行なう予定である。</p> <p>第1部：人権の司法的解決の諸法理と公法訴訟の基礎 第2部：事例検討 第3部：人権救済システムの諸問題</p> <p>第1部と第3部は、おもに講義を前提としたディスカッションを行う。論題によってはゲストスピーカーを招く。第1部では、憲法訴訟論、行政訴訟の基礎を概説する。第3部では、主に、裁判外での人権救済の仕組みについて学ぶ。</p> <p>本WPの中心は、第2部の事例検討である。</p> <p>ここでは、担当者の用意した長文事例（事実経緯、関連法令などからなる仮想事案。新司法試験のモデル問題のイメージ）を素材に、原告、被告、判事にわかれ、両当事者の主張を第1週目、判事団による判決の公表・検討が第2週目となる。（必要があれば、第3週目は、理論的フォローアップを行なう。そのため、授業日程の中には、調整のための予備日が組み込まれている）</p> <p>なお、各事例それぞれについて、必ず実務家の講評あるいは助言をいただくことにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特に指定しない。</p> <p>必要があれば、適宜指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロ 憲法訴訟の基礎</p>
第2回	公法訴訟の基礎
第3回	事例検討1－1

第4回	事例検討1-2
第5回	事例検討2-1
第6回	事例検討2-2
第7回	事例検討3-1
第8回	事例検討3-2
第9回	事例検討4-1
第10回	事例検討4-2
第11回	事例検討(予備日)
第12回	事例検討(予備日)
第13回	人権救済システム1 行政の観点から
第14回	人権救済システム2 弁護士の観点から
第15回	試験(レポートに代える予定)

授業科目名	国際刑事法ワークショップ・プログラム				
担当者名	安藤 泰子、オステン、フィリップ、平良木 登規男				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本ワークショップでは、現在の国際刑事法全般（＝狭義および広義の国際刑法）に関する基本的な知識を深め、刑事法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。そのためには、国際刑事法の理論と実務について、幅の広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑事法からのアプローチと、国際法的なアプローチとが必要となる。本年度の WP では、とりわけ（常設の）国際刑事裁判所（ICC）に焦点を当て、とくに同裁判所の管轄権に関して「補完性の原則」について徹底的に検討を行い、実施上の問題点を洗い出し、また、日本が今後 ICC 規程に加入する際に必要と思われる国内法の整備（対象犯罪の国内法への導入、ICC との協力・司法共助を担保する手続法など）について具体的な「立法モデル」を作成するのも有益なことであると思われる。</p> <p>なお、本講座は法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づくものである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。また、「国際刑事法」（春）の履修を済ませ、基礎的な知識を得た上で、本 WP を通じて国際刑事法を体系的・総合的に学習することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>ワークショップ（演習）形式。事例研究も頻繁に行われ、履修者の積極的な参加（レポート、発表など）が求められる。</p> <p>また、内外を問わず、適宜ゲストスピーカー（国際刑事司法に携わる実務家、学者など）の招聘も考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>レジュメ・資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集（山手治之ほか（編）『ベーシック条約集〔第6版〕』東信堂 2005 年）を毎回持参されたい。また、参考書として、小長谷和高『国際刑事裁判序説〔訂正版〕』尚学社（2001 年）、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂（2002 年）、森下忠『新しい国際刑法』信山社（2002 年）、Cassese, Antonio, <i>International Criminal Law</i> (Oxford UP), 2003 がある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>イントロダクション 全体のコンセプトおよびや進め方について説明・打ち合わせし、各受講生の担当テーマを設定する。</p>
第 2 回	<p>狭義の国際刑法（1） 刑法の場所的適用範囲（いわゆる刑法適用法）— 属地主義、属人主義、保護主義、世界主義・普遍主義、代理処罰主義・代理主義</p>
第 3 回	<p>狭義の国際刑法（2） 同上</p>
第 4 回	<p>狭義の国際刑法（3） 国際刑事司法共助 — 犯罪人引渡し、外国刑事判決の効力・執行（行刑、受刑者移送条約等も含む）、国際捜査共助（国際刑事警察機構 Interpol を含む）、刑事訴追の移管など</p>

第5回	グローバリゼーションのなかの刑事法（1） 越境犯罪、外国人犯罪、国連組織犯罪条約、インターネット犯罪、サイバー犯罪条約と刑法の適用など
第6回	グローバリゼーションのなかの刑事法（2） 同上
第7回	（広義の）国際刑法の歴史的基礎 啓蒙時代や19世紀における初歩的な動き、第一次世界大戦後・戦間期における戦争犯罪等に関連した国際刑法の理論的展開について検討を行なった上で、第二次世界大戦後の発展、とくにニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みを取り上げる。次いで、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、（常設の）国際刑事裁判所（ICC）の設立（2003年）までの沿革を検討し、ICCの特徴やその設立をめぐる議論などについて概説する。
第8回	国際刑事裁判所（1） ICCの管轄権の発動条件、補完性の原則
第9回	国際刑事裁判所（2） 同上
第10回	国際刑事裁判所（3） 補完性の原則と国内裁判権との関係
第11回	国際刑事裁判所（4） 同上
第12回	国際刑事裁判所（5） ICC規程における刑法総則的規定と国内刑法、立法上の課題
第13回	国際刑事裁判所（6） ICC規程の対象犯罪の国内法への導入、国内刑事司法による訴追、立法上の課題
第14回	国際刑事裁判所（7） 同上
第15回	総括

授業科目名	司法制度論ワークショップ・プログラム				
担当者名	櫻井 浩、関 正晴、平良木 登規男、増井 和男				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	2004年6月に成案となった裁判員法によれば、今後、5年以内に裁判員制度が導入される。しかし、制度の大枠は決定されたものの、具体的な実施要領は今後の検討課題とされ、最高裁判所や日本弁護士連合会等において各種の模擬裁判モデルを作成している。それらとは別に、現行の制度・運用を前提に、よりよい裁判員制度を実現させるため、学生の目を通して、実施上の問題点を洗い出し、裁判員制度に関する模擬裁判モデルの作成を目的とするのも有益なことであると思われる。陪審裁判あるいは参審裁判との比較を意識しながら、わが国独自の法制度を模索することになる。
2. 関連する科目との関係	ある程度の刑事訴訟法に関する知識を有することが望ましい。前期に行われた刑事司法制度論（刑事）はベーシックな知識の習得を目指すものであるから、同科目の履修を済ませることが望ましい。
3. 授業の方法	徹底した学生同士の議論を中心に、演習形式で進める。内外を問わず、適宜ゲストスピーカーの招聘を考えている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	兼子一＝竹下守夫「裁判法（第四版）」ジュリスト1268（2004.6）号現代刑事法61（2004.5）号
6. 授業内容（細目）	
第1回	裁判員制度についての基本的な理解の確認
第2回	裁判員制度と憲法問題
第3回	争点及び証拠の整理手続（証拠開示を含む）
第4回	同上
第5回	裁判員の確保と選出方法
第6回	同上

第7回	裁判員制度と報道
第8回	集中審理方式の実現
第9回	同上
第10回	公判における証拠調べ
第11回	同上
第12回	模擬裁判
第13回	同上
第14回	裁判員制度の下における評議・判決・上訴
第15回	

授業科目名	環境法務ベーシック・プログラム				
担当者名	三好 信俊、六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>環境問題の複雑化や地理的な拡大に伴い、その対応は、対症的に原因となる（経済）活動をコントロールすることでは足りず、経済社会の在り方そのものを環境配慮が組み込まれた持続可能なものへと変革していくことが求められている。また、このことは、環境問題に対する政策形成過程への多様な主体の参画をもたらしている。</p> <p>本授業は、環境法政策の歴史や基本構造を概観した上で、地球温暖化対策や循環型社会の形成などの現実に直面する主要な環境法政策上の課題のいくつかを取り上げ、既存の法制度を所与とすることなく、わが国において環境問題がどのように認識され、法政策がどのように発展してきたか（あるいはこなかったか）という点について、既存の法制度を所与とすることなく、立法・行政・司法当局のみならず、経済界、NGOなどの関係主体の役割を踏まえつつ、理解を深めることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」が開講されている。また、個別のテーマについて掘り下げた授業を行う「環境法務ワークショッププログラム」に連携できるようにする。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的には講義方式で行うが、受講生はあらかじめ設定されたテーマについて予習し、教員と、あるいは受講生間で議論することが期待される。</p> <p>また、実際に環境政策に関わった者等をゲスト・スピーカーとして招致することを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義に関連するレジュメ、資料を配布する。</p> <p>また、参考書については、第一回の講義において紹介する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>オリエンテーション</p> <p>わが国の環境法政策の概観とこの講義の概要について説明する。併せて受講者の環境法についての関心を聴取する。</p> <p>（なお、環境法政策の最新の状況や受講者の関心によっては、以下の授業内容を若干変更することがありえる。）</p>
第2回	<p>我が国の環境法政策形成の歴史（その1）</p> <p>環境基本法の制定や環境基本計画の理解を通じて、我が国の国政における環境法政策の位置づけの変化を概観する。併せて、政府内における意思決定プロセスについて基礎的な理解を得る。</p>
第3回	<p>我が国の環境法政策形成の歴史（その2）</p> <p>同上</p>
第4回	<p>我が国の環境法政策形成の歴史（その3）</p> <p>「四日市ぜんそく事件」を通じて、患者の発生から市・国の対応、公健法の制定と改正、道路公害訴訟の流れを理解し、被害者救済について検討する。</p>

第5回	循環型社会の形成をめぐる諸問題について（その1） 循環型社会形成推進基本法の理解を通じて、その意義と課題について検討する。
第6回	循環型社会の形成をめぐる諸問題について（その2） 「グリーン購入法」の理解を通じて、環境保全を推進していく主体としての消費者が果たすべき役割について検討する。
第7回	本授業の中間総括と小テスト
第8回	循環型社会の形成をめぐる諸問題について（その3） 「豊島事件」の経過などを通じて、被害者の側から見た救済のための政策課題について検討する。
第9回	地球温暖化問題について（その1） 人類が直面する最大の環境問題といわれる「地球温暖化問題」について、その概要と国際的な対応について基礎的な理解を得る。
第10回	地球温暖化問題について（その2） 「地球温暖化対策推進法」の理解を通じて、我が国の温暖化対策の基本構造と当面する課題について検討する。
第11回	地球温暖化問題について（その3） 地球温暖化対策として有力な手法の一つとしての「環境税」の導入の検討過程の理解を通じて、環境と経済をめぐる議論の動向について検討する。
第12回	地球温暖化問題について（その4） 現在地球温暖化対策の基本となっている「京都議定書」を巡る国際的な議論の実態を理解する。
第13回	環境保全とステークホルダーの役割について（その1） 企業の自主的取組の政策手法としての導入過程での議論の理解を通じて、環境保全を推進していく主体としての企業が果たすべき役割を検討する。
第14回	環境保全とステークホルダーについて（その2） 環境法政策の形成過程への参加における NGO の役割について検討する。
第15回	試験

授業科目名	環境法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>私たちが生きてゆく上で対応をせまられるリスクを、環境リスクを中心に幅広くとりあげ、これらのリスクにどのように対応してゆけばよいのか、政策を策定する場合の基礎となる問題点、法的な解決後の問題点を考察することにより、将来実務についての場合の対応の基礎となる部分の習得を目指す。</p> <p>履修できる者は、環境法務B P既習者に限定する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰで環境法の理論体系を、環境法Ⅱで環境紛争への対応を、環境法務B Pで環境政策の実務を習得し、その上で、本科目では、現代的なリスクに係わる問題点の理解を目指す。</p>
3. 授業の方法	<p>履修者は、授業内容でテーマとなっている事例がどのような問題なのか、一般の私人から相談をうけたときにどのように対応すればよいのか、などの観点から自主的に考えることができるように、準備と活発な発言を求める。また、不幸にして被害者がでてしまったときの被害者の立場を考える機会ももちたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	適宜配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>「リスクという考え方」 環境リスク、リスクトレードオフ、リスクコミュニケーション、予防原則などについて基本的な考え方を習得する。</p>
第2回	<p>「遺伝子組み換え食品とリスク」 遺伝子組み換え食品とは何か、人体や生態系にいかなるリスクがあるのか、どのような規制がされているのか、表示の問題とはどのような問題であるのかなどを検討する。</p>
第3回	<p>「農薬とリスク」 なぜリスクのある農薬が使われているのか、農薬を使わないとどのようなリスクが生じるかなどを検討する。</p>
第4回	<p>「食品添加物とリスク」 食品添加物とは何か、表示は適正にされているのか、食品添加物にはどのようなリスクがあるかなどを検討する。</p>
第5回	<p>「水道水とリスク」 以前は、水道水をそのまま飲むのが一般であったが、今日では、スーパーの棚にはペットボトルの飲料水が並び、消費者もこれを買っている。水道水にはどのようなリスクがあるのかを考える。</p>
第6回	<p>「薬とリスク」 サリドマイド、スモン、クロロキンなど、日本では多くの薬害が発生している。化学物質である薬のリスクの問題とともに、被害にあった方々のことを考える。</p>

第7回	<p>「家庭から出されるゴミ、生活排水とリスク」</p> <p>家庭から出る廃棄物を焼却する際にダイオキシンが発生し、廃棄物処理場における環境問題も深刻である。生活排水のリスクも留意すべきであろう。日頃の生活から排出する物質によるリスク問題を考える。</p>
第8回	<p>「石綿とリスク」</p> <p>石綿は、かなり以前から有害物質として労働安全衛生の面で問題とされてきたが、2005年に被害の範囲が幅広いことが報道された。新たな政策が、さまざまな分野でとられようとしている。講義と同時進行的に政策の策定や立法が行なわれることも考えられる、このような問題を考える際の視点について理解を深めたい。</p>
第9回	<p>「シックハウス、シックスクール」</p> <p>住宅の中や、学校の中で化学物質による症状が増えている。化学物質は、有用な面を持つ一方で、毒性を有することも多い。このような化学物質のリスクにどのように対応すべきか、ということ、事例をとおして考えてゆきたい。</p>
第10回	<p>「環境ホルモン(外因性内分泌攪乱物質)とリスク」</p> <p>いわゆる環境ホルモンのリスクについては、争いがある。環境ホルモンを知り、そのリスクについて考える。</p>
第11回	<p>「オゾン層破壊のリスク」</p> <p>フロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン層が少なくなると紫外線が強くなり、白内障・皮膚がんなどになるリスクが高くなる。フロンのリスクへの対応を考える。</p>
第12回	<p>たばことリスク</p> <p>他人のタバコの煙を吸い込む受動喫煙にはリスクがあるが、これがどのように取り扱われているのか、今後どのようにしたらよいかを考える。</p>
第13回	<p>「ファストフードのリスク」</p> <p>ファストフードのハンバーガーを食べ過ぎて肥満になるというリスクは、自己責任ですまされる問題であるのか。特に日常の食生活に隠れているリスクをどのように考えればよいのかについて検討する。</p>
第14回	<p>「新しいリスク」</p> <p>私たちの社会は、日々、新しい製品や食品が市場に現れ、新しいリスクが生じている。新しいリスクを認識し、その対応を考える。携帯電話、低周波音などが考えられるが、そのほかにも新しく重要なリスクがあれば取り上げていきたい。</p> <p>さらに、それまで検討してきたリスクについて振り返ることにより、それぞれの履修者が環境リスクについて自分自身の考えをつくってほしい。</p>
第15回	試験

授業科目名	開発法学ワークショップ・プログラム				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>開発法学ワークショップ・プログラム（以下、開発法学 WP）は、「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編と位置づけられれば、その実践編として位置づけられる。開発法学 WP では、様々な形態の法整備支援の実例を中心に、支援機関と対象地域を縦軸と横軸にして、多様な観点から法と開発（Law and Development）の実践例を取り上げる。それにより、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯、現状、成果、問題点等を抽出し、分析を加え、改善のための具体的提案または方向性を探求することを目的とする。そして、法整備支援をはじめとする法と開発の実践に対し、法律家がその「仕事」としてどのように関わることができるのか、また、そのことにどのような意味があるのかについて、参加者各自の展望と解答が得られるようにする。</p> <p>法整備支援プロジェクトの実践例の分析では、(a)支援機関として、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、大学付属研究所など、(b)対象地域として、ベトナム、カンボディア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、ルワンダなどに焦点を当て、法整備支援の経験者、関係者ないし被支援国民などから直接に情報提供を受ける機会を設ける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>開発法学 WP は、「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、その実践編として位置づけられるので、両者を併せた履修が望ましいが、必ずしも必須要件とはしない。実践編、具体論としての開発法学 WP から入り、「開発法学（法整備支援論）」を履修することも妨げない。</p> <p>また、「アジア法」、「中国法」をはじめとする、法整備支援の対象国としてのアジア諸国の法制度についての知識、さらに、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの比較法的知識も有用である。</p> <p>さらに、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、知的財産法、競争法など、法整備支援の対象として要請ないし想定されることの多い実定法分野について、日頃から興味をもって基礎知識を深めることが有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>開発法学 WP では、①まず、法整備支援プロジェクトをはじめ、法と開発の実践例の現状分析を進める。様々な報告書、資料分析のほか、これまで法整備支援等に関与してきた経験者（裁判官、検事、弁護士、その他の法律家、公務員、国際協力関係の内外の機関、企業、NPO、研究者など）から、それぞれの経験を踏まえた情報提供や問題提起を得る機会を設ける。②そのうえで、現在進行中の法整備支援プロジェクト等の現状分析、課題、今後の対応策を議論し、模索する。③そして、将来、法整備支援が、法律家のビジネスとして、どのような形で可能になるのか、また、法整備支援のほかに、法と開発の実践としてはどのような形態が考えられるのか、それにはどのような意味があるのかについて、参加者各自の展望と解答をまとめる。</p> <p>なお、下記の「授業内容（細目）」は、2005 年度に実施したものを掲載しているが、その順序、回数、内容等については、担当者の事情等によって変更される可能性もあることを予めお断りしておく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業に先立ち、担当者が用意したレジュメおよび資料を配布する。</p> <p>なお、関連する参考文献および 2005 年度に利用した教材ならびにそのリストについては、http://www15.plala.or.jp/Matsuo/に掲載している。</p> <p>また、問題提起的な文献として、松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4 号（2006）を用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>【国際協力機構(JICA)による法整備支援への取り組み】</p> <p>日本政府による法整備支援の実施母体である国際協力機構(JICA)の活動につき、日本の援助政策における法整備支援の位置づけ、法整備支援の実施方法、直面した様々な問題点、その解決や模索について検討する。</p>
第 2 回	<p>【法務省法務総合研究所による法整備支援への取り組み】</p> <p>国際協力機構(JICA)とともに、日本政府による法整備支援の実施主体である法務省法務総合研究所国際協力部の活動につき、活動内容、実績、方法の特色、これまでの経験から得られた様々な知見につき、具体例を踏まえて検討する。</p>

第3回	<p>【ベトナム法整備支援の検討】 日本による本格的な法整備支援の最初の対象国となったベトナムへの法整備支援を取り上げ、これまでの経緯、実績、問題点、今後の展望について検討する。また、日本以外の様々なドナーによる法整備支援との関係、その中で日本の法整備支援の特色、今後の支援のあり方などについて、具体例に照らして考察する。</p>
第4回	<p>【カンボディア法整備支援の検討】 ベトナムについて日本による法整備支援の主要対象国となったカンボディアへの法整備支援の経緯、これまでの実績、様々な問題点やその克服の模索につき、具体例に即して検討する。とりわけ、日本政府による民法典草案、民事訴訟法草案の起草支援を中心に、カンボディア・モデルの特色と今後の課題を分析する。</p>
第5回	<p>【ラオス法整備支援の検討】 ベトナム、カンボディアに次いで、日本政府による法整備支援が開始されたラオスについて、前者と比較した場合の類似点と相違点、これまでの実績と問題点、今後の展望などについて、具体例に即して分析する。また、そこから、ラオス・モデルとして特徴的な点は何かを検討する。</p>
第6回	<p>【NGOによる法整備支援への取組み】 様々なNGOによる法整備支援への取組みについて、その特色、存在意義、実績、課題などについて、多角的に分析する。とくに、政府による法整備支援と比較した場合の特色、独自性、あるいは両者の協力体制のあり方について、従来の経験を踏まえて検討する。</p>
第7回	<p>【日本弁護士連合会による法整備支援への取組み】 日本弁護士連合会が行ってきた法整備支援の実績、基本方針、方法の特色、これまでの成果に対する評価、今後の活動方針などについて検討する。また、法整備支援に関与する弁護士へのサポート体制、継続的な支援のための諸方策についても、現状と課題を検討する。</p>
第8回	<p>【ウズベキスタン法整備支援の検討】 ウズベキスタンに対する法整備支援の経緯と特色を分析する。とりわけ、インドシナ諸国への法整備と比較した場合の類似点と相違点、日本の支援政策における位置づけ、支援の現状と今後の展望について、具体例に即して検討する。</p>
第9回	<p>【モンゴル法整備支援の検討】 モンゴルに対する法整備支援の現状と今後の展望について検討する。とりわけ、モンゴルの経済・政治・社会の現状に照らして、どのような法律制度改革が求められ、それがどのような形で実施されているか、それに対する外国からの支援がどのように行われているかを分析する。</p>
第10回	<p>【インドネシア、中国法整備支援の検討】 インドネシア、中国に対する法整備支援について、法整備支援の基本政策における位置づけ、他の支援対象国と比較した場合の特色を中心に検討する。とりわけ、法整備支援が経済圏統合のための制度的基盤整備の手段として、どのような可能性や問題点をもっているかを考察する。</p>
第11回	<p>【ミャンマー法整備支援の検討】 民主化問題などを理由に、諸外国からの支援が滞っているミャンマーへの法整備支援のあり方を検討する。とりわけ、法整備支援において、市場化と民主化との関係をどのように考えるべきか、支援対象国の内部の社会構成、歴史的経緯、宗教やその他の文化、政治情勢などに即した、テーラー・メードの法整備（支援）の方法はどのようにあるべきかを考察する。</p>
第12回	<p>【国際協力銀行(JBIC)による法整備支援への取組み】 国際協力銀行(JBIC)の業務の中で、法整備支援がどのように位置づけられ、具体的にどのような活動が展開されているかにつき、その内容、実績、他の支援機関と対比しての方法の特色、これまでの経験から得られた様々な知見につき、具体例を踏まえて検討する。</p>
第13回	<p>【法整備支援に対する裁判官の寄与】 様々な地域で、多様な形態で行われている法整備支援プロジェクトに対し、裁判官としてどのような役割が期待され、また、実際にどのような寄与が行われているかを検証する。また、そこからどのような知見が得られたか、今後の課題としてどのような点が考えられるかを議論する。</p>
第14回	<p>【アフリカ諸国への法整備支援の検討】 アフリカ諸国への法整備支援の現状、問題点、将来の課題について検討する。例えば、紛争後の平和構築プロセスにおける法整備支援のあり方につき、内戦後の和解を進めるための制度構築に努めているルワンダ等を題材にして検証する。それを通じて、刑事司法分野における法整備支援の方法、それと民法・商法・経済法等の経済分野の法整備との関係、アフリカ社会に特徴的な問題点の有無等について検討する。</p>
第15回	<p>【法整備支援における民法典整備の意義と課題】 法整備支援において、民法典整備がもつ意味、民法典整備支援に特有の問題点とその克服可能性について、これまでに行われてきた民法典整備支援における経験も踏まえて検討する。そのうえで、法整備支援における法典整備の順序の有無やその方法、とりわけ紛糾し、また慎重に検討されるべき具体的な問題点について議論する。 また、法整備支援を実施する際に有用な基本ツールの開発についても検討する。具体例として、民法典整備支援を行う場合の比較法的資料・情報の収集・整理の方法、提供</p>

授業科目名	労働・社会保障法ワークショップ・プログラム				
担当者名	浅井 隆、山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法および社会保障法をめぐる現代的諸問題につき、理論と実務の架橋を図るとともに、関連分野も含めた総合的な理解を獲得することを目的とする。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提に、これに関連する社会保障法分野の問題も含めて、理論と実務の架橋を図るものであるから、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ及びⅡ、または労働法実務を修得済みであることが望ましい。
3. 授業の方法	演習の形式を取り入れ、学生が積極的に関与する方法をとる予定である。また、訴訟などの紛争解決や制度の運用を紹介し、あるいは検討の素材とするなど、労働法や社会保障法の実務的側面が理解できるような方法をとる。そのために、これら分野の実務家等を適宜ゲストスピーカーとして招聘する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	判例や文献を随時紹介し、関連する統計や書式類などの資料等も配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論—社会経済の変化と労働法・社会保障法の課題 本科目のイントロダクションとして、社会経済の変化の中で労働法や社会保障法がいかなる課題を抱えているかについて紹介したうえで、理論と実務の果たす役割を考える。
第2回	高齢化社会への対応(1)—高齢者雇用 急速な高齢化が進むわが国においては、高齢者の雇用を促進することが重要な課題となり、高齢者雇用安定法などにより対応がなされているが、そこでの法的規律や実務上の問題点を検討する。
第3回	高齢化社会への対応(2)—企業年金 高齢者の所得保障を図る主な手段としては、公的年金と企業年金があるが、企業年金については、近年法律面の整備が進むとともに、給付引き下げをめぐる裁判例も増えてきているので、企業年金制度につき、運用の実態も踏まえつつ理解を深める。
第4回	高齢化社会への対応(3)—介護ビジネス 高齢者の介護が大きな社会的課題となっており、介護保険制度が定着しつつあるが、その中で大きな役割を果たす民間の介護サービス事業の実態とそこでの課題を検討する。
第5回	職業と家庭の両立(1)—育児・介護休業 わが国では高齢化とともに少子化が進行しており、そこでは育児や介護などの家庭生活と職業生活の調和を図ることが重要な課題となるが、そのための法的手段の1つである育児休業や介護休業をめぐる問題を取り扱う。

第6回	<p>職業と家庭の両立(2)—育児・介護支援</p> <p>少子化への対応については、社会全体での取り組みが求められるが、行政レベルでも育児・介護への支援の制度が設けられている。こうした制度の実態とそこでの課題を検討する。</p>
第7回	<p>国際化をめぐる問題(1)—適用法規の決定枠組み</p> <p>経済社会の国際化に伴い、労働関係の国際化も進展しており、その中で様々な法律問題も発生しているが、それらの検討に当たっては、適用法規を決定するための枠組みを理解することが必要になるので、事例を素材に検討する。</p>
第8回	<p>国際化をめぐる問題(2)—外国人の在留管理・雇用・社会保障</p> <p>近年、わが国でも外国人労働者が増加してきた結果、労働法や入管法において様々な課題が生じており、外国人の受入れや統合をめぐる立法論も盛んになっているので、これらのテーマを総合的に学ぶ。</p>
第9回	<p>国際化をめぐる問題(3)—日本企業の海外進出</p> <p>日本企業の海外進出が増加するにつれ、現地労働者との間で問題の発生が指摘されることがあり、また、海外勤務者の労働条件等の検討も必要となるので、進出企業の実情を踏まえつつ理解を深める。</p>
第10回	<p>企業組織の再編—組織再編の手法と労働関係</p> <p>最近、営業譲渡や会社分割などの企業組織の再編が盛んとなっており、その中で様々な法律問題が生じているので、個別的労働関係と集団的労働関係の両面から考察を加える。</p>
第11回	<p>紛争の予防と解決(1)—就業規則等の作成・改訂</p> <p>企業は構成員たる従業員との労働関係を就業規則等で集団的、画一的に規律する。そして企業が永続するためには、就業規則等の改訂による労働関係の集団的、画一的な変更が不可欠である。そこで、実際上の就業規則等の作成、改訂における運用上の留意点を学ぶ。</p>
第12回	<p>紛争の予防と解決(2)—解雇・懲戒処分・人事異動</p> <p>わが国では終身雇用の慣行を背景に解雇が制限される一方、人事異動が比較的自由に認められているが、かかる法規制の下、現実にはさまざまな雇用慣行を持つ企業が存在する。そこで、かかる多様な企業実態をふまえ、法規制を適用する際の問題点を検討する。</p>
第13回	<p>紛争の予防と解決(3)—訴訟と和解</p> <p>労働紛争も当事者間の話し合いで解決するのが望ましいが、それが出来なければ、第三者、つまり訴訟による解決を図る他ない。そこで、最近の労働訴訟の実態と和解による解決の現実を学ぶ。</p>
第14回	<p>集団的労使関係ルールの実現—不当労働行為審査手続</p> <p>労働組合法7条の定める不当労働行為については、労働委員会に審査手続が設けられているが、同手続の運用の実態を理解するとともに、判例等において問題となった争点を検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	消費者法ワークショップ・プログラム				
担当者名	村 千鶴子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代社会では、法律実務家として実務に携わる際には、日常的に消費者問題にかかわることとなるものが少なくない。消費者問題を取り扱う際には、消費者が知識・情報、交渉力、訴訟を行う上での証拠収集手段など様々な点において弱者であるということに留意をしながらすすめることが重要である。</p> <p>この授業では、消費者法を踏まえて、具体的な消費者被害の解決の際にはどのように事件処理をすすめるか、事例や資料などを利用しながら取り組む力を身につけることを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>消費者被害の解決のためには、民法による契約の基本的な考え方と消費者契約の場合との違いと、法律制度の違いを踏まえておくことが重要である。</p> <p>そこで、民法、消費者法が基礎知識として必要であり、民事訴訟の基礎知識が必要である。したがって、一年次配当の民法総論、契約法、民事責任法、民事手続法、2・3年次配当の消費者法を理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、授業中に、意見交換や質疑応答なども盛り込みながら双方方向で行なう。可能な限り、事前に、授業で取り扱う事例や資料を配付し、授業の前にあらかじめ問題事例についての予習を行なったうえで授業に臨み、消費者法を実務でどのように取り扱うか考えてもらうという方向で進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者に配布する資料を用いて行なう。関係判例、参考資料、参考文献などは、授業中、必要に応じて適宜指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>訪問販売1 特定商取引法での訪問販売の定義を踏まえ、訪問販売の多様なあり方と訪問販売の定義を事例から把握するポイント、典型的な交付書面の読み方、クーリング・オフ制度の活用法などを取り上げる。</p>
第2回	<p>訪問販売2 訪問販売ではクーリング・オフによる解決が最も効果的である。書面不備の場合の扱い、クーリング・オフ妨害があった場合、などを取り上げる。</p>
第3回	<p>電話勧誘販売 サラリーマンなどに多発している電話勧誘販売を取り上げて、訴訟準備、訴訟における対策などを検討する。</p>
第4回	<p>マルチ商法 マルチ商法の事例を取り上げて、特定商取引法による消費者保護のための制度をどのように活用できるかを検討する。</p>
第5回	<p>特定継続的役務提供 特定商取引法に基づく特定継続的役務提供の事例を取り上げて、被害内容、救済方法などを検討する。</p>

第6回	<p>クレジット契約1</p> <p>訪問販売、特定継続的役務提供、電話勧誘販売など各種の問題商法では、クレジット契約と抱き合わせにすることによって高額被害になることが多い。割賦販売法の抗弁の対抗の活用と限界などを検討する。</p>
第7回	<p>クレジット契約2</p> <p>貸金業者が個品割賦購入あっせん取引に参入するケースが増えている。そのようなケースでは、事業者は「貸金である」と主張して、抗弁の対抗を認めないことが多いが、こうした事例の訴訟での取扱を検討する。</p>
第8回	<p>内職商法</p> <p>内職商法は特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当するが、実体がわかりにくく、クレジット契約が抱き合わせになっていることから、訴訟に発展し、そこでは抗弁対抗が問題になることが多い。この種の事案の取扱のポイントについて検討する。</p>
第9回	<p>多重債務—任意整理</p> <p>消費者金融による多重債務の解決のためには、利息制限法、出資法、貸金業規制法がかかわる。これに関してはあいついで重要な最高裁判決が出されている。実務での処理のポイントについて取り上げる。</p>
第10回	<p>多重債務—破産、個人再生</p> <p>多重債務では、任意整理の困難なケースについては破産、個人再生などを利用することになる。多重債務事件における処理方針の決定をどのようにするか、処理のための手続の特徴などを検討する。</p>
第11回	<p>取消制度</p> <p>消費者契約法、特定商取引法では、取消事由がある場合の取消制度を設けている。両制度の取消事由の違い、取消制度の利用上のポイントなどを、事例を取り上げながら検討する。</p>
第12回	<p>不当条項</p> <p>消費者契約法では不当条項は無効と定めている。不当条項が問題となる事例を取り上げて、訴訟ではどのように取り組むかを検討する。不当条項として日常的な問題としては、ペット売買の免責条項、敷金問題などがあるが、アップデートで身近なテーマを取り上げたい。</p>
第13回	<p>利殖商法1</p> <p>商品先物取引被害は、被害金額が高額で深刻なために訴訟に発展することが多いものである。この種の事案を取り扱う際の法理、違法性の分析方法などを検討する。</p>
第14回	<p>利殖商法2</p> <p>出資法違反などの違法な利殖商法被害が多様化している。この種の商法は詐欺事件に発展するものも多く、相談段階での的確な把握が重要となる。これまでの被害事例などを取り上げつつ、対処のためのポイントを検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際人権法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	庄司 克宏、福島 安紀子、滝澤 美佐子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法曹は社会の一員として公益に資することが求められる。グローバル化された現代国際社会で「人間の安全保障」の確保に向けた一層の人的貢献が日本に対して求められているところ、日本の法曹にも同様の期待が寄せられている。そのような期待に応えることのできる問題発見能力と解決能力を身につけることが到達目標である。このため、本 WP では、日本の法曹が国際的な公共利益のために何ができるのか、どのようにできるのかについて基本的な視点と知識を提供することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「国際法」、「国際刑事法」、「国際経済法」、「開発法学」等が関連科目となるが、必須ではない。
3. 授業の方法	最初の5回は教科書を使用し、双方向型の講義を加味した演習形式で行う。第6回以降は、主としてケース・スタディとディスカッションに基づき、問題発見・解決の能力を身につける訓練を行う。適宜、該当分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	第1－5回については、庄司克宏編『国際機構』岩波書店、2006年（4月刊行予定）を使用する。第6回以降については、マテリアルを事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際社会が抱える諸問題を理解するために、グローバルガバナンスとは何か、また、「人間の安全保障」とは何かについて講義を行う。
第2回	グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「地域紛争と危機管理－安全保障と国際機構」および「大量破壊兵器と輸出管理－不拡散問題と国際機構」の側面から検討を行う。
第3回	グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「テロとの戦い－治安維持と国際機構」および「大国境と難民－人の移動と国際機構」の側面から検討を行う。
第4回	グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「貧困と汚職－グッド・ガバナンスと国際機構」および「持続可能な成長と地球温暖化－環境と国際機構」の側面から検討を行う。
第5回	グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「通商・金融と社会問題－グローバル化と国際機構」および「知的財産権と文化－多元主義と国際機構」の側面から検討を行う。

第6回	国際人権法を踏まえつつ国際機構への苦情申立や国際人権文書の個人通報手続等の活用方法について考える。
第7回	国際人道法、庇護法・難民法、国際通商法と「人間の安全保障」の関係について考える。
第8回	「人間の安全保障」への対応と政府機関との連携について考える。
第9回	「人間の安全保障」への対応と NGO との関係について考える。
第10回	ケーススタディ（1）： スマトラ地震・津波とアチェ問題
第11回	ケーススタディ（2）： 旧ユーゴ紛争
第12回	ケーススタディ（3）： アフガニスタン
第13回	ケーススタディ（4）： ダルフール紛争（スーダン）
第14回	ケーススタディ（5）： アフリカのエイズ問題
第15回	口頭試験（持ち込み可）

授業科目名	生命科学と法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	岩志和一郎 他				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

概要

ヒトを含む生物の生命現象を解明することを目的とした生命科学は、典型的な自然科学の方法と実践の上に形成されてきた学問領域であり、それゆえ社会科学である法律学とは一見無縁の領域に見える。しかし、近時その両者の関係はきわめて緊密なものとなってきている。本講義は、生命科学と法とのさまざまな交錯の場面を検討することを目的とする。このような検討は、たとえばバイオテクノロジーの成果に関する特許といった近時注目度が高まってきている法律問題を理解するのに有用であろうし、さらにそれだけでなく、個人情報保護、学問研究の自由、さらには人間の尊厳といったテーマを追求する上でも必要であろう。

講義の内容と進行

本講義は、3名の第一線の生命科学研究者がオムニバス方式で担当する。これら3名の担当者は、自らの研究分野に関する法的諸問題についても造詣が深く、講義に参加する者は、生命科学の知識とともに法的諸問題への理解も深めることができるであろう。なお、開講時と終講時には、本学の関連法律科目担当者による問題の提起とまとめの時間を置く。

講義の進行は、おおむね以下のとおりとする。なお、より詳細な内容は「TKC法務研究科教育支援システム」の「生命科学と法」（岩志）上に掲示してあるので参考にさせていただきたい。

第1回（岩志和一郎）

序論（問題の提起）

第2回～第5回（増井 徹）

生物学研究史（ヒトゲノム研究へ）・ゲノム情報利用の時代・人由来資料の法的性質と社会的位置づけ・ヒトゲノム研究が医療に与えた影響

第6回～第10回 ヒトゲノム解析の諸問題（白井泰子）

バイオテクノロジーの発展と母胎外での胚の作成と操作・遺伝子診断/遺伝子操作によって惹起される諸問題

第11回～14回（長谷川知子）

医療としての遺伝学からみた諸問題（臨床医学的・医療的観点からの遺伝子・ゲノム、遺伝子と染色体およびその異常、臨床の場における生命倫理問題、遺伝や先天異常に関与する法的諸問題）

第15回（甲斐克則）

終講にあたって（本講義のまとめ）

他の授業との関連

医事法Ⅰ、医事法Ⅱのほか、知的財産権の講義とも密接に関連する。

教科書・参考書

教材については担当教員が準備する。なお、参考となる文献として、若干のものを「TKC法務研究科教育支援システム」の「生命科学と法」（岩志）上に掲示してあるので、参考にさせていただきたい。

成績評価

非公開

受講要件

特になし。

受講者への要望

概要として述べたように、本講義は自然科学的な内容を併せ持っている。学際的分野についても積極的に参加してみようとする意欲的な学生の参加を期待する。

授業科目名	不動産法特殊講義A（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	山野目章夫				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

不動産に関する法律的な規律の中心をなしている私法系の法制（民法、借地借家法、建物の区分所有等に関する法律、不動産登記法など）および公法系の法制（国土利用計画法、都市計画法、建築基準法など）の概要を講述したうえで、不動産をめぐる紛争の解決に特有の諸問題を考究する。

講義の内容と進行

講義は、担当教員が開講時に受講者に提示する授業進行予定に基づいて実施するものとし、各回の講義について、教師が事前に指定する文献の特定箇所を受講者が予習したうえで受講することを前提として実施される。各回の授業の標準像は、当日に予定される範囲について、教師が要約的・導入的な概説をしたうえで、受講者の理解を確認・推進する目的での発問をし、それについて討議をすることを経たううえで、当日の範囲とされる事項を理解するうえでの留意点を教師が総括する、という進行になる。授業執行後には、毎回ではない適度の頻度において受講者に学習報告書の作成を求め、受講者の理解の程度を確認する契機とする。

授業の進行予定は、つぎのとおりである。

- 第1回 不動産法の概念(1)
- 第2回 不動産登記制度(1)
- 第3回 不動産登記制度(2)
- 第4回 不動産登記制度(3)
- 第5回 不動産の取引をめぐる法律的規律(1)／不動産取引の実際像(民法の関連規定についての注意喚起を含む。)
- 第6回 不動産の取引をめぐる法律的規律(2)／宅地建物取引業に関する規制を中心に講述する。
- 第7回 不動産法と消費者保護／消費者契約法の関連事項のほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律の梗概の解説を含む。
- 第8回 借地借家の法律制度(1)
- 第9回 借地借家の法律制度(2)
- 第10回 建物区分所有法制(1)
- 第11回 建物区分所有法制(2)
- 第12回 土地政策・宅地政策・土地政策と不動産法制(1)／国土利用計画法、都市計画法、建築基準法など公法系法制の概説を中心にする。
- 第13回 土地政策・宅地政策・土地政策と不動産法制(2)
- 第14回 不動産紛争と要件事実論
- 第15回 不動産法の概念(2)

他の授業との関連

この科目で扱う内容は、民法Ⅰ・同Ⅱおよび民事法総合Ⅱ・Ⅲならびに行政過程論および行政法総合で学習する内容と関連する。

教科書・参考書

この講義の標準的な教材提示の方法は、教員が作成するものを電磁的な方法により受講者に提示することとする。

この科目で取り上げる事項を学習するうえで一般的に参考となる主要な文献としては、坂和章平『実況中継／まちづくりの法と政策／都市再生とまちづくり』(PARTⅡおよび同Ⅲもある。日本評論社から刊行。)、稲本洋之助＝澤野順彦(編著)『コンメンタール借地借家法』(日本評論社)および鎌野邦樹＝山野目(編著)『マンション法』(有斐閣)などがある。

成績評価

非公開

受講要件

民法Ⅰ・Ⅱを履修していることを要するものとする。

*民法Ⅰ・Ⅱは1年必修科目。

受講者への要望

不動産は、伝統的に民事の法律問題処理の中心を占めてきた主題の一つであり、また、現下にあっては、現代的な様々の問題への対処を求める素材でもある。民法をはじめとする基幹的な分野で学んだ事項の実践の場がこの領域であるから、そのような観点から意欲をもって取り組むことを求める。

授業科目名	修復的司法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	高橋則夫				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

修復的司法とは、一般には、①犯罪に対する被害者中心の対応であって、②犯罪によって最も直接的に影響を受けた被害者、犯罪者、それらの者の家族、地域社会の代表が、③犯罪によって引き起こされた害への対応に、直接的に関与できる機会を提供するもの、と理解されている。修復的司法は、英語では、**Restorative Justice** といい、諸外国では、様々な用語が使用され、それぞれの実態と関連しており、たとえば、被害者と加害者の和解、原状回復、損害回復、家族集団会議、社会奉仕、補償、贖罪、賠償などある。修復的司法という用語は、これらすべてを包括するものと理解することができる。

このような修復的司法の理論と実践は、これまでの刑事法全体に影響を及ぼし得るのであり、刑法、刑事訴訟法、刑事政策のすべてにまたがる、射程範囲の広い学問領域といえる。すなわち、刑事司法システムは、加害者の行為に対する刑罰賦課を中心として機能してきたのであり、修復的司法システムは、被害者と加害者とコミュニティの3者を包含する。とくに、刑法学上は、刑法の目的、刑罰の目的、法益概念と害概念などが問題とされ、刑事訴訟法上は、刑事手続における被害者の地位、ダイヴェーションなどが問題とされ、刑事政策上は、被害者保護、被害者関係の行刑などが問題となる。

このような学問分野の重要性は、内外ともに認められ、法曹実務家にとって研究するに値するものといえるのであり、修復的司法の理論と実践を検討することが、本講義の目的である。

講義の内容と進行

- 第1回 被害者関係の刑事司法と修復的司法
- 第2回 被害者関係の刑罰論の在り方と修復的司法の可能性
- 第3回 法益の担い手としての犯罪被害者
- 第4回 修復的司法のパラダイム
- 第5回 修復的司法と被害者
- 第6回 修復的司法と加害者
- 第7回 修復的司法とコミュニティ
- 第8回 修復的司法の国際的動向
- 第9回 修復的司法と警察
- 第10回 修復的司法と検察
- 第11回 修復的司法と裁判
- 第12回 修復的司法と行刑・保護
- 第13回 少年事件における修復的司法
- 第14回 刑事司法と修復的司法
- 第15回 刑事法における修復的司法の意義

他の授業との関連

刑法、刑事訴訟法、刑事政策の基礎的理解があることが望まれるが、修復的司法は法全体に関連するテーマなので、必ずしもそれらの履修を前提とはしない。

教科書・参考書

基本的に、高橋則夫『修復的司法の探求』（2003年、成文堂）を使用するが、その他の実践例などを教材も使用する。

成績評価

非公開

受講要件

受講の要件は、とくに定めない。

受講者への要望

特になし。

授業科目名	高齢者と法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	田山輝明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

高齢者（一応、65歳以上の者をいう）が日常生活をしていく上で、特に高齢であるとのこととの関連において遭遇する法的諸問題について講義する。高齢になる程に痴呆症の割合も高くなるので、痴呆性高齢者と法律問題は重要なテーマの一つである。

1 民法との関連

他の講義科目との関連でいえば、民法総則の後見・保佐・補助の審判、民法親族法における後见人・保佐人、補助人に関する諸規定・諸制度に関する知識が前提となる。実施機関としては、家庭裁判所であるが、行政を含む他の諸機関の援助なしには、その実施は困難である。特に、申立権者が存在しない場合等である。

2 福祉法制との関連

最も重要なものは、厚生労働省所管・社会福祉協議会受託事業の地域福祉権利擁護事業である。本人と地域の社会福祉協議会との「契約」によって実施されるが、そのような契約を締結できる者としてこれを利用していても、やがて痴呆等によって判断能力を事実上喪失する者も少なくない。そのような場合には、家庭裁判所の審判手続への誘導することが必要になる。

3 地域行政との関連

そもそも地域（市町村レベル）で、社会福祉協議会等を財政的に支えているのは地域行政である。国からの補助金等を前提にしつつ、地域福祉権利擁護事業の実施を財政面で支えているのは、市町村であり、家庭裁判所への審判の申立についても、親族等によることが困難である場合には、市町村長が行なうことになっている。単にそれのみにとどまらず、成年後見等に関する相談等を受けけるような「センター」を設置している場合もある。

4 外国の高齢者法制

日本の成年後見法制を改正（2000年、介護保険と同時施行）する際に、参考にした法律制度として、特に法定後見制度については、ドイツ・オーストリアの民法改正等についても論及する。さらに、任意後見制度については、イギリス法系の国々の法制度についても紹介する。

5 日本の任意後見法との関連

民法の委任契約との関連、機能面での法定後見制度との相違点、本人の判断能力との関連で遺言を巡る問題点との類似点などに留意しつつ、制度の概説を行なう。

6 知的障害者と精神障害者との関連

これらの者のうち、判断能力が不十分な者については、類似の問題をかかえることがありうるので、この場合に関連問題を指摘する。

講義の内容と進行

- 第1回 入門——少子・高齢社会における特別な法律問題の一つ
- 第2回 高齢者保護制度の歴史
- 第3回 成年後見制度の創設の必要性——民法改正のプロセス
- 第4回 外国、特にドイツ・オーストリアの法制度
- 第5回 外国、イギリス法系の制度
- 第6回 法定成年後見制度（広義）の手続の概要
- 第7回 法定後見制度の実施状況
- 第8回 任意後見制度の概要
- 第9回 任意後見制度と遺言
- 第10回 地域福祉権利擁護事業の概要
- 第11回 法定後見制度等の実施と地域行政の役割
- 第12回 市長村長等による成年後見の申立
- 第13回 まとめ

※他に施設見学を2回分実施する。

他の授業との関連

民法の授業、総則に該当する分野と親族法・相続法に該当する分野の既習者が望ましい。社会保障の科目を予めまたは同時に受講することが望ましい。

教科書・参考書

教科書はない。参考書として、田山輝明「成年後見法制の研究」、同「続・成年後見法制の研究」（成文堂）、田山・長谷川編「現場の成年後見」（有斐閣）、野田・田山「新版・高齢者財産管理の実務」（新日本法規）等がある。その他の文献は授業において指示する。

成績評価

非公開

受講要件

特になし。

受講者への要望

法律問題としてよりも、社会問題として常にこの問題に興味を持っていて欲しい。日常生活の上で、高齢者の人権を擁護するには、どうしたらよいか、等。また、知的障害者や精神障害の人権問題にも常に興味を持っていることが望ましい。

授業科目名	情報の公開（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	岡田正則				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

わが国の情報公開制度に重点を置きながら、高度情報社会の進展に応じて展開してきた個人情報保護制度の問題点をも取り上げる。情報公開の主要問題である不開示事由該当性をめぐる訴訟事件を中心に学習する。個人情報保護の問題も、自己情報開示請求権の行使をめぐる訴訟事件が中心となる。また、情報公開と個人情報保護の問題が交錯する、いわゆる本人開示請求の問題にも触れる。

講義の内容と進行

この講義では、まず自治体の情報公開条例に始まったわが国の情報公開制度の展開に即して、自治体条例の特質に応じた幾つかの代表的な訴訟事件を検証しながら、情報公開制度の法的局面を学ぶ。次に、国の情報公開法の内容を検証しながら、情報公開審査会の答申や条例下での訴訟事件も含めて、判例を素材に不開示事由の解釈を学ぶ。その後に個人情報保護制度に移り、法制の展開を踏まえて、自治体の個人情報保護条例下での訴訟事件を検証しながら、そこでの法的問題点を追求する。なお、電子政府の推進に応じて新たな法現象が生じており、それらの局面についても言及する。

講義の進行は、ほぼ以下ようになる。講義のなかで、受講者が関心を抱いた事項について重点的に課題を与え学習するなど、進行に応じて適宜内容を深める特定課題学習も予定している。

- 第1回 知る権利と情報公開制度、情報公開条例の展開、情報開示請求権
- 第2回 情報公開審査会の権限、公文書管理、公文書不存在の問題
- 第3回 情報公開法の構成、不開示事由の類型、公益判断に基づく裁量的開示
- 第4回 不開示事由（1）－個人情報、交際費の支出文書の不開示事由
- 第5回 不開示事由（2）－法人等情報、風評被害の問題など
- 第6回 不開示事由（3）－審議検討等情報、公共事業情報の開示問題
- 第7回 不開示事由（4）－事務事業情報
- 第8回 不開示事由（5）－国の安全等情報、公共の安全等情報、存否応答拒否情報
- 第9回 情報提供制度、情報公表の問題点－O157 訴訟など
- 第10回 高度情報社会の法の進展－民刑事領域、電子政府下での行政手続
- 第11回 個人情報保護法制の展開、自己情報開示請求権の展開と外延
- 第12回 住民基本台帳制度の展開と問題点、個人情報の目的外利用
- 第13回 自己情報開示請求(1)－個人評価情報（内申書等）など
- 第14回 自己情報開示請求(2)－医療情報、レセプト訴訟、カルテ開示問題
- 第15回 情報開示請求と自己情報開示請求の交錯、本人開示請求の問題

他の授業との関連

情報開示請求権と関連で憲法上の知る権利の法的性格と、自己情報開示請求権との関連で、出発点にある憲法上のプライバシーの権利の意義については、既に十分に理解して授業に臨んでいただきたい。

教科書・参考書

教師がレジメ等教材を作成し、あらかじめ受講者に適宜（電磁的方法など）提示して講義を進めていく。事例研究用の教材も適宜作成する。参考書として、つぎのようなものがある。

総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」（財務省）、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」（有斐閣）、同「情報公開法・情報公開条例」（有斐閣）、松井茂記「情報公開法〔2版〕」（有斐閣）、小早川光郎編著「情報公開法－その理念と構造」（ぎょうせい）、西鳥羽和明「情報公開の構造と理論－情報公開条例を中心に」（敬文堂）、兼子＝佐藤＝武藤編著「情報公開・個人情報条例運用事典」（悠々社）、平松毅「個人情報保護」（ぎょうせい）などがある。

成績評価

非公開

受講要件

行政法系の科目、さらには憲法科目において学習した内容を前提とすることから、それらの科目の学習度を高めておく必要がある。

受講者への要望

行政訴訟においては、情報公開、個人情報保護関係の訴訟件数が増大していることから、積極な受講を望みたい。

授業科目名	都市と法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	小島延夫				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

都市の土地利用に関する法とそこにおける住民参加・法的争訟、民間再開発の現状と法的対応の可能性、それと密接にかかわる再開発の際の排出物（産業廃棄物・リサイクル・土壌汚染）への法的対応、商業地活性化・防災・道路交通・ゴミ・エネルギー・都市環境復元・里山・放置自転車など都市の生活環境と密接に係る諸分野についての法制度と今後の制度設計論、さらには都市における住民自治とその方法など、都市をめぐる法について、設定テーマまたは具体的事例をとりあげ、そのテーマや事例の検討を通じながら、それらの法制度について学び、現在の法制度のもとで法律家として何ができ、何をすべきか、また、さらにどのような法制度設計をすることが望ましいか、現実の問題状況と運用実態を意識しながら、学習する。

講義の内容と進行

第1～3回 都市計画と法 土地利用・高層建築物建築への住民反対運動・景観保全（3回）

（学習課題）土地利用についての都市計画制度について考える（日本とドイツ・アメリカの対比）、高層建築物建築への住民反対運動と法的争訟の実際、土地利用について都市計画制度の活用可能性・景観法、日本の各地での景観保全の取組みはどうなっているか

（事例）担当教員がいままで取組んだマンション建設反対の事例、国立市大学通りの地区計画、金沢・倉敷・横浜・松本での取組み

第4回 条例でどこまでできるか

（学習課題）条例による規制の可能性と条例の適法性（条例と法律・条例の合理性）

（事例）宝塚市のパチンコ条例と伊丹市のパチンコ条例、廃棄物施設規制についての宗像市の条例と紀伊長島の条例、高知市河川条例、各地の景観条例

第5回 狭い道路と私道

（学習課題）建築基準法42条の道路、道路法上の道路、法定外公共物である道路

（事例）建築基準法42条2項道路の存否をめぐる諸問題、林道の通行規制

第6回 都市の土壌汚染、都市再開発にともなう廃棄物の問題

（学習課題）建築廃棄物・残土と関連の法規制、土壌汚染対策と法

（事例）千葉県に残土規制条例、工場跡地の再開発とその際の廃棄物処理

第7・8回 まちづくりについて考える（2回）

（学習課題）地上げの実際と民間再開発の手法、法に基づく都市再開発事業の実際と問題点、伝統的建造物群保存地区その他の文化財保護法制とまちづくり、商業地活性化の手法、中心市街地活性化法、大店立地法

（事例）市街地再開発事業の実際、川越市の蔵づくりの町並み保存と伝統的建造物群保存地区・織物市場等の保存、アメリカのメインストリートプログラムの実際

第9・10回 都市と道路・自動車公害（2回）

（学習課題）道路建設事業の手順と意思決定の合理化・透明化・住民参加、自動車公害防止のための道路対策・総合交通対策

（事例）首都高速道路中央環状新宿線等、外郭環状道路・圏央道、東京都・川崎市・武蔵野市における道路交通問題とその対策

第11回 ゴミと都市

（学習課題）家庭系・事業系ゴミのリサイクル制度と再利用、拡大生産者責任、ゴミ有料化問題

（事例）東京23区、名古屋市、ドイツの事例

第12回 エネルギーと都市

（学習課題）ヒートアイランド現象、地球温暖化問題、デマンドサイドマネジメント、コージェネレーション、再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス）

第13回 都市の環境復元・里山環境保全

(学習課題) 水辺環境復元事業、ビル緑化、首都圏の里山保全

第14回 「安全・安心」と都市

(学習課題) 放置自転車対策・タバコ規制・防犯カメラ設置と都市

第15回 都市における住民自治

(学習課題) 住民自治の方法(直接請求・住民監査請求・情報公開)、都市生活における財政負担

他の授業との関連

本講義の内容は、行政法・民法に関する一定の知識を有することを前提とする。

教科書・参考書

講義に先立ち、文献リストを配付する。講義の際に資料を配布する。

成績評価

非公開

受講要件

特になし。

受講者への要望

今日ほど、都市のあり方が問われている時代はない。その時代において、都市のあり方をどのように考えるのか、そのために、どのような法的制度があるのか、実務法曹として何ができるのか、そうした点について、今日の問題点をもって受講されたい。

授業科目名	マスメディアと法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	右崎正博				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

インターネットの急速な普及に象徴されるように、現代社会の「情報化」が急速かつ高度に進展し、私たちの生活に大きな変化をもたらしつつある。しかし、なお、新聞やテレビ等のマスメディアが、情報流通と世論形成の中心的役割を担いつづけている。

このマスメディアが、いま、市民から「人権侵害」という厳しい批判と不振を突きつけられ、それに乗じた国家による規制強化の動きも目につく。

この講義では、そのような試練に直面しているマスメディアをめぐる法制の基本的な枠組みと主要な論点を、表現の自由の原理をふまえて、国家とメディアの関係および市民とメディアの関係という二つの分野から検討し、考察することをめざしたい。

講義の内容と進行

講義で取り上げるテーマと進行については、以下のように考えている。基本的な論点と判例や立法の概略を提示した上で、具体的事案に即して、質疑・討論を進めたい。

第1回 講義の概要と進め方について	第9回 差別的表現
第2回 表現の自由の理論	第10回 名誉権と表現の自由
第3回 メディア規制の動向	第11回 肖像権と表現の自由
第4回 国家秘密の保護と情報公開	第12回 プライバシーと表現の自由
第5回 報道の自由と取材源の秘匿	第13回 メディアへの市民のアクセス
第6回 報道の自由と取材資料の証拠利用	第14回 放送と法
第7回 報道の自由と少年の保護	第15回 インターネットと法
第8回 性表現の自由と規制	

他の授業との関連

憲法・民法・刑法などの基本科目のほか、他の情報法関連科目の履修を勧める。

教科書・参考書

教科書は指定しない。参考書として、とくに田島泰彦ほか編『現代メディアと法』（1998年、三省堂）および長谷部泰男ほか編「メディア判例百選」別冊ジュリスト（2005年）を参照されたい。その他については、適宜指示する。

成績評価

非公開

受講条件

特になし。

受講者への要望

新聞のメディア欄をはじめ、新聞・テレビ等を通してメディアと法をめぐる動向をウオッチし、フォローしておいてほしい。

授業科目名	子供と法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	棚村政行				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

子ども達は、人類や世界の将来を担う大切な存在でありながら、その人格の独立性、法主体性が今なお十分に保障されているとは言いがたい。21世紀の幕開けは、むしろニューヨークでの無差別テロとこれに対するアフガン空爆、英米同盟軍を中心としたイラク侵攻など戦争と暴力という悲惨で野蛮な行為によってスタートされてしまった。ここでも多くの罪もない子ども達が犠牲となり、平和と安全を脅かされた。エイズの蔓延により、親が亡くなって孤児になった子ども達は1040万人にのぼるといわれる。ストリート・チルドレンも3000万人以上はいるといわれ、大人による買春の対象とされ、食事や満足な教育も受けられないでさ迷っている。子どもの遺棄・虐待もあとをたたない。

そこで、このような内外での子どもをめぐる現状を踏まえて、この講義では、子どもの人権、命と健康、健やかに発達する権利が守られるために法制度はどのような用意をしているか、児童の福祉・保護法制はどうあるべきか、受講者の皆さんとともに検討する。とくに、この講義では、現代社会のなかで子どもが置かれている状況、地球的規模での子どもの人権侵害状況や日本での現状を十分に把握し、家庭、地域、学校、医療、メディア、福祉、少年非行などの各領域ごとで子ども達の人権が保障される法的枠組を再構成することを目指したいと思う。大人をモデルに組み立てられているこれまでの法のシステムや運用に、子どもの声や子どもの人格をどのように組み込み、子ども本位の法システムを構築できるか検討する。

講義の内容と進行

講義については、現代社会における子どもの人権がどう脅かされているか、現状と問題点を取り上げ、歴史的な視点から子どもがどう扱われてきたかを跡付ける。ついで、国際法的な視点からの子供の権利をめぐる動きを検討し、家庭、社会保障、メディア、教育現場、少年非行などさまざまな角度から子供の権利状況と今後のあり方を展望することになる。

- 第1回 現代社会と子どもの人権
- 第2回 子どもの権利の歴史
- 第3回 世界人権宣言と児童の権利条約
- 第4回 親の離婚と子どもの権利
- 第5回 児童虐待と子の保護
- 第6回 社会保障と子どもの地位
- 第7回 子どもの学習権と教育環境
- 第8回 学校事故、いじめ等と子ども
- 第9回 児童買春と子どもの性的搾取
- 第10回 ドメスティック・バイオレンスと子の保護
- 第11回 少年犯罪と子どもの保護
- 第12回 子どものための養子・里親制度
- 第13回 メディアと子どもの人権
- 第14回 生殖補助医療と子どもの福祉
- 第15回 少子化対策と子育て支援

もともと、講義日程や講義の進行度に応じて順序内容に若干の変更はありうる。

授業の一環として、東京都女性センター、児童相談センターなども見学し、現場での担当者のお話を聞きながら、行政の対応についても学ぶ機会をもちたい。

他の授業との関連

1年後期の人権論、1年後期の民法Ⅳを履修していることを前提に講義を進める予定である。なお、関連科目として3年次の教育・文化法、3年次の少年法、3年次の家族法特殊講義がある。

教科書・参考書

講義の際には、電子的教材を用意するとともに、事前に事務所でも紙媒体でのレジュメと資料を配布するなどして、これに沿って説明をすることになる。

参考文献としては、石川稔・森田明編『児童の権利条約』（一粒社、1995年）、波多野里望『逐条解説児童の権利条約』（有斐閣、1995年）、堀尾輝久『子どもの権利とはなにか』（岩波書店、1986年）、石川稔『家族法における子どもの権利』（日本評論社、1995年）、日本子どもを守る会編『子ども白書2005』（草土文化、2005年）、許斐有『子どもの権利と児童福祉法』、高橋重宏編『子ども虐待』（有斐閣、2001年）、『特集子どもの権利擁護と自己決定』法時75巻9号（日本評論社、2003年）等

成績評価

非公開

受講要件

人権論、民法Ⅳの基礎知識があることを前提として講義する。

受講者への要望

子供と人権問題に関心のある学生の積極的受講を望む。

授業科目名	比較刑事手続（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	田中 利彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

本講義は、アメリカ法理解の足がかりとなる視点を与え、かつ、批判的な視点も交えた比較検討を通してわが国の刑事手続に対する理解を深めることを目的とする。アメリカの刑事司法制度の全体像を概観した上、アメリカの刑事手続の当事者主義的な仕組みや司法の積極主義的な傾向に着目し、これらの点において対照的なわが国の刑事手続の実情との比較において検討するとともに、憲法の人権保障規定に基礎を置く刑事手続の実際を考察する。

講義の内容と進行

- 第 1 回 本講義のねらいと検討の出発点
- 第 2 回 アメリカ刑事手続法の基本
- 第 3 回 警察、検察官、弁護士、裁判官、陪審その他—役割・裁量を中心として
- 第 4 回 捜査の端緒、アンダーカバーオペレーション
- 第 5 回 捜索差押え、大陪審の令状
- 第 6 回 被疑者の身柄の拘束と被疑者の権利
- 第 7 回 自白
- 第 8 回 その他の供述証拠の確保
- 第 9 回 違法収集証拠の排除
- 第 10 回 起訴不起訴の決定と被告人の答弁
- 第 11 回 証拠開示
- 第 12 回 公判
- 第 13 回 量刑
- 第 14 回 上訴その他
- 第 15 回 まとめ

質疑を交えた講義を中心とするが、主要な判例についてはケースブックに掲載されている抜粋（数頁程度）を各受講者に各 1 回順次割り当てて、その要点の発表を求め、これに関する質疑、解説を行うという方法で進行する。

他の授業との関連

特に関連付けはしない。

教科書・参考書

講義で使用する判例は、主として、Yale Kamisar et al, *Modern Criminal Procedure: Cases-Comments-Questions* 10th ed. (2002 West)に掲載のものとする。その他講義で使用する資料は、事前に配布又は指示する。

アメリカの刑事手続に関する邦文の参考書としては、ローク・M・リードほか「アメリカの刑事手続」（昭和62年有斐閣）、島伸一「アメリカの刑事司法—ワシントン州キング郡を基点として」（平成14年弘文堂）などがある。英文の参考書では、司法制度全般を大まかに知るには、英語も内容も平易であることから、Robert A. Carp and Ronald Stidham, *Judicial Process in America* 5th ed. (2001 Congress Quarterly Inc.) が便利であろう。刑事手続の概要を自習する場合の参考書としては、Jerold H. Israel and Wayne R. LaFave, *Criminal Procedure in a Nutshell* 6th ed. (2001 West)を、詳しく調べたい場合に利用する参考書としては、Wayne R. LaFave et. al, *Criminal Procedure* 3rd ed. (2000 West)を薦める。

成績評価

非公開

受講要件

特になし。

受講者への要望

活発な発言を期待する。

授業科目名	アメリカ通商法（★早稲田大学提供科目）				
担当者名	トーマス・ショーエンバウム				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

概要

This course will cover the law and regulation of international trade under American law. Since this law tracks the law of the World Trade Organization (WTO), we begin with a review of the WTO and the US obligations with regard to international law. We then take up the respective powers of US governmental institutions to identify how international trade law is made in the US. We then consider the substantive law of trade including tariffs and customs law, the laws pertaining to imports, exports and other relevant US laws. The course will highlight those areas of particular concern to non-US lawyers and instances where US law has been declared Inconsistent with WTO law.

講義の内容と進行

We will cover the following specific topics:

1. Introduction: The US and the international trading system. This topic will consider the US role from an historical standpoint.
2. Economic Theory and Policy. This topic covers the economics of free trade from the American perspective and emphasizes how American political leaders view free trade. Assignment: Text Chapter 1.
3. The US Constitution and the Regulation of International Economic Affairs. This topic covers the authority of US government agencies and branches with respect to trade. We also cover the role of the US states in trade. Assignment: Text Chapter 3.
4. The World Trade Organizations: Purposes, Basic Requirements and Dispute Settlement. This topic will cover the basic obligations and operations of the WTO as background to understanding US trade law. We will also cover the effect of Section 301 of the US Trade Act and highlight some of the significant cases involving the US. Assignment: Read or skim the General Agreements on Tariffs and Trade and the other WTO Agreements in the Documentary Supplement and Text Chapter 6, pp. 208-238. Read Text Chapter 7, pp. 319-335 on US Section 301.
5. The WTO Agreements under US Law. This topic explores the legal effect of WTO law in the domestic law of the US and in the US courts. Assignment: Text Chapter 6, pp. 238-245.
6. Tariffs and Customs Rules. This topic considers importing into the US and the impact of US tariffs and customs rules. Assignment: Text Chapter 8.
7. The US and the North American Free Trade Agreement (NAFTA). This topic explores the regional trade arrangements entered into by the US, especially the principal one---NAFTA. Assignment: Read the text of NAFTA in the Documentary Supplement and Text Chapter 11. Read also Chapter 24, pp. 1146-66.
8. Escape Clauses, Safeguards and Adjustment Policies under US Law. This topic considers especially the operation of Section 201 of the US Trade Act. Assignment: Read the relevant sections in the Documentary Supplement and Text Chapter 15.
9. Regulation of Dumping under US Law. This topic concerns how the US deals with dumping. Assignment: Text Chapter 16.
10. Injury Determinations in Dumping and Subsidies Cases. This topic deals with how the US finds injury, which is a requirement of both US countervailing duty laws and US dumping laws. Assignment: Text Chapter 17.
11. Subsidies and Countervailing Duties under US Law. This topic deals with the rules allowing the imposition of countervailing duties on imports. Assignment: Text Chapter 18.

12. US Law Relating to Intellectual Property and International Trade. This topic covers the US legal doctrines relating to intellectual property rights that are important in international trade. Assignment: Text Chapter 20, pp. 921-960.
13. US Export Control Laws. This topic covers the authority of the US government to regulate exports. Assignment: Text Chapter 21.

注：上記の内容を15回にわたって行います。

教科書・参考書

Textbook: The textbook for this class is Jackson, Davey, and Sykes, *Legal Problems of International Economic Relations*, 4th ed. (Westgroup, 2002).

Reference Books: Matsushita, Schoenbaum, and Mavroidis, *The World Trade Organization: Law, Practice and Policy*, 2d ed. (Oxford, 2006).

Michael K. Young, *United States Trade Law and Policy* (Durham, 2001).

成績評価

非公開

受講要件

None.

受講者への要望

This class will be conducted entirely in English.

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	倒産法務ワークショップ・プログラム（★オープン講座）				
担当者名	中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一、小島 昌輝				
単位数		配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「倒産法務ワークショッププログラム」の目的は、「演習」形式を基本として、経験豊富な実務家を中心とした授業担当者および本講座担当者が、学生と一体となって、双方向・多方向的な議論を中心に授業を展開することによって、学生に対して倒産関係の先端のおよび最新の情報を提供すると共に、学生の実務的思考および処理能力を育成することにある。
2. 関連する科目との関係	「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「倒産法総合」を履修していることが望ましい。その他、民事訴訟法、民法（財産法）、会社法、労働法など。 授業内容の性質上、受講生が実体法と手続法とを十分に理解していることが前提となるので、参加の資格は3年生を原則とする。ただ、とくに強い希望と受講の能力を有していると認めれば、2年生にも参加を認める予定である。
3. 授業の方法	まず担当者4名が、それぞれ基本的な制度的枠組みや基本的な問題点の所在を提示するための概括的な講義をした後に、とくに倒産法実務に造詣が深い外部の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、その最先端の実務経験を話していただき、それにつき学生と各担当者および毎回の授業担当者が一緒に議論することによって、授業を進行していく予定である。その際には、実務的经验を中心にしたものと（5・6・9・12回）、講学上の体系に沿ったものに分ける（7・8・10・11・13・14・15回）。そして、後者については、テーマが偏らないように、とくに倒産実体法を中心として担当者が予め設定したテーマについて、実務家の方を中心として授業を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	三木浩一＝山本和彦（編）「ロースクール倒産法」（有斐閣）を教科書とする。その他の参考書として、伊藤眞・破産法（有斐閣）、今中利昭＝今泉純一・実務倒産法講義（民事法研究会）、等を挙げておく。その他、「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」で指示されたもの。
6. 授業内容（細目）	
第1回	わが国の清算型倒産法制について 中島弘雅 わが国には、清算型の倒産法制としては、破産手続と特別清算手続とがある。そのほか、私的整理として清算が行われる場合もある。これらの制度の概要を理解してもらうことを目指す。
第2回	わが国の再建型倒産法制について 三上威彦 わが国には、再建型の倒産法制としては、民事再生手続と会社更生手続とがある。そのほか、私的整理として再建が行われる場合もある。これらの制度の概要を理解してもらうことを目指す。
第3回	倒産手続の選択と手続機関 三木浩一 倒産手続のうち、清算型と再建型の手続選択の基準は何か、また、それらの手続の機関としてはどのようなものがあり、それはどのように機能しているかという点につき理解を深める。
第4回	倒産手続における弁護士の役割 小島昌輝 私的整理をも含めた広い意味での倒産処理手続においては、弁護士の関与なしで手続を遂行することは困難である。それを背景として、弁護士は、倒産処理手続にどのように関与すべきか、また、そこで果たすべき役割とは何か、といったことが問題とならざるを得ないが、その点につき理解を深める。
第5回	倒産処理実務の問題点 園尾隆司 東京地方裁判所で、倒産処理実務に長く携わってこられた上での経験を話していただき、よりよい産法制度とはどのようなものであるべきか、また、その運用はどうあるべきかといった点につき検討を加える。

第6回	産業再生機構における倒産処理実務 産業再生機構の現在の活動状況を報告していただき、そのメリットを認識すると同時に問題点を探る。	富山和彦
第7回	倒産手続における担保権の取扱い 倒産実務では不可欠となる担保権の処理をする上での諸問題につき話してもらおう。そこでは、典型担保のほか、非典型担保の扱いまでも議論の対象とする。	長島良成
第8回	倒産手続における債権の優先順位 倒産手続にあつては、それぞれの手続において、さまざまに順位づけられた債権が認められているが、その実務上の機能や取扱いの問題等につき議論する。	長島良成
第9回	産業再生の過程で問題となっていること 産業再生委員長としての職務経験からみて、今何が問題となっているかを指摘してもらい、それにつき議論する。	高木新二郎
第10回	倒産手続と否認権（1）－詐害行為の否認 否認制度の実務上の問題点等を、詐害行為否認の側面に光を当てて明らかにする。	藤田浩司
第11回	倒産手続と否認権（2）－偏頗行為の否認 否認制度の実務上の問題点等を、偏頗行為否認の側面に光を当てて明らかにする。	藤田浩司
第12回	消費者倒産の実務 消費者倒産問題についての豊富な経験を基にして、消費者倒産については何が問題なのか、それにはどのような解決策があるのかといった点を中心に話してもらい、それについて一同で議論する。	宇都宮健児
第13回	倒産手続と契約関係（リース契約・請負契約） 双方未履行の双務契約の問題は倒産手続においては重要であるが、とくに近時いろいろと問題とされることが多い、リース契約と請負契約を中心にその問題点を明らかにし、その解決策を検討する。	小島昌輝
第14回	倒産手続における貸借権の取扱い 倒産手続における貸借権の取扱いにつき、とくに実務的な観点からその問題点を探る。	小島昌輝
第15回	倒産手続と相殺権 倒産法と相殺権の関係は古くて新しい問題であるが、とくに実務的な視点から、相殺制度の在り方の問題を検討する。	小島昌輝

授業科目名	リーガルライティング（★オープン講座）				
担当者名	マキロイ， ロバート				
単位数		配当年次	1・2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	リーガルプロフェッショナルにとって、書く能力より大切な能力があろうか。書く能力とは、母語で書く能力として捕らえることが普通である。しかし、書く能力は根本的には自分の考えを明確にして揃える能力であり、そのような能力の有無は、特定の言語の知識の有無とは別問題であろう。母語で書くことができる者は、他の言語を覚えればその言語でも書くようになる。また、他の言語で書くことを習得すれば、母語でも書くことを習得したことになる。本授業は、特定の言語には限定せず、書く能力の向上を図る。
2. 関連する科目との関係	テキストは、アメリカの現役の裁判官を始め、現役法曹のトレーニングのための教科書である。読者の幅広い法律知識と法律経験を前提にしているため、例題や問題をあらゆる法律分野から引っ張ってくる。重点を民事訴訟の準備書面に置きながら、特許のパリ条約、障害者差別禁止法、タックスプランニングなどと分野も多岐に亘る。 1で記したように、目的はあくまでも書く能力の向上であるが、法の世界の広さを知ることは、本授業の二次的産物かもしれない。
3. 授業の方法	第1回だけは講義方式で行う。第2回～第6回はいわゆる問題演習方式になり、受講者に宿題の解答を教室の書画カメラなどでプレゼンテーションさせることにより、授業を進める。第7回～第10回はソクラティックメソッドになる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Bryan A. Garner, <i>Legal Writing in Plain English: A Text with Exercises</i> (University of Chicago Press, 2001) をテキストとして使用する。また、担当者は毎回の宿題の模範解答や小テストの解説を自分のサイトに載せ、EメールでそのURLを通知する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introductory lecture: Deductive vs. Inductive Reasoning. 演繹的論法と帰納的論法の違いを簡単に紹介してから、テストを行う。遅れた人は、自滅する。
第2回	推定予習時間 120分（内訳 reading 45分、exercises 75分） 1. Read page xiii through page xiv line 10 (47 lines), pages xvii through xix (96 lines), page 1 (14 lines), and Section 1 except for the exercises (47 lines). <Time: 35 minutes.> 2. In the exercises to Section 1, ignore the instructions in italics and ignore the material at the top of page 5, but do read the <i>Henderson v. Ford Motor Co.</i> casenote. What kind of reasoning is contained in the 'Reasoning' section of the casenote: deductive reasoning, inductive reasoning, or is it unclear? If the reasoning is unclear, isn't this ipso facto bad legal writing? Think about how the reasoning could be clarified, which is the first step to improving the writing. <Time: 35 minutes.> 3. Read quickly Section 3 except for the exercises (81 lines). <Time: 10 minutes.> 4. In the exercises to Section 3, prepare a response to the third intermediate exercise (the Kathcart exercise). Print out your response in a form suitable for display using the projector and screen in the classroom [以下同じ]. To save typing, cut and paste from http://press-pubs.uchicago.edu/garner/documents/section3.html . (Hint: To understand the significance of the dates, visit www.wipo.int , search for 'Paris Convention', and read Articles 4.A(1) and 4.C(1) of the Convention.) <Time: 40 minutes.>
第3回	推定予習時間 120分（内訳 reading 50分、exercises 70分） 1. Read Section 5 except for the exercises (45 lines) and Section 6 except for the exercises (64 lines). Note that the problems mentioned in the second paragraph on page 20—especially the first two—are generic problems, not limited to English. <Time: 20 minutes.> 2. In the exercises to Section 6, prepare a response to the third intermediate exercise (the Garrett v. Dailey exercise). In addition to reducing the average sentence length, make any other changes that you think will improve the passage. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section6.html . <Time: 20 minutes.> 3. Read Section 7 except for the exercises (45 lines). <Time: 10 minutes.> 4. Find in a Japanese-language legal source an example of either subject-verb separation or verb-object separation. First retype the original sentence, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 7.) <Time: 30 minutes.> 5. Read Section 9 except for the exercises (49 lines). <Time: 10 minutes.> 6. In the exercises to Section 9, prepare a response to the intermediate exercise (the 'No Default or Violation of the Law' exercise). To save typing, cut and paste from http://...同上.../section9.html . <Time: 20 minutes.> 7. Read Section 10 except for the exercises (29 lines) and Section 11 except for the exercises (27 lines). <Time: 10 minutes.>

第4回	<p>推定予習時間 100 分 (内訳 reading 50 分、exercises 50 分)</p> <p>1.Read Section 12 except for the exercises (84 lines). <Time: 15 minutes.></p> <p>2.In the exercises to Section 12, prepare a response to the second intermediate exercise (the 'An Interpreter Is Needed' exercise). <Time: 25 minutes.></p> <p>3.Read Section 15 except for the exercises (70 lines). Note that the 'proofreaders' marks' (manual markup symbols) illustrated on pages 41 and 42 and also on page 26 are a de facto global standard. <Time: 15 minutes.></p> <p>4.Read Section 17 except for the exercises (29 lines) and Section 20 except for the exercises (81 lines). <Time: 20 minutes.></p> <p>5.Find in a Japanese-language legal source a long sentence or a short to medium paragraph that strikes you as particularly unspeakable. Type it, with the citation, and then below it provide a bulleted list of reasons why you consider it difficult to read aloud. (Adapted from the intermediate exercise at the end of Section 20.) <Time: 25 minutes.></p>
第5回	<p>推定予習時間 140 分 (内訳 reading 45 分、exercises 95 分)</p> <p>1.Read Section 23 except for the exercises (69 lines). <Time: 10 minutes.></p> <p>2.Find in a Japanese-language legal source a passage that contains too much unnecessary detail. First retype the original passage, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 23.) <Time: 20 minutes.></p> <p>3.Read Section 27 except for the exercises (46 lines). <Time: 10 minutes.></p> <p>4.<DIFFICULT> In the exercises to Section 27, prepare a response to the advanced exercise (the Group Annuity Policies exercise). To save typing, cut and paste from http://...同上.../section27.html. <Time: 60 minutes.></p> <p>5.Read Section 29 except for the exercises (77 lines). <Time: 15 minutes.></p> <p>6.In the exercises to Section 29, do the basic exercise (the Julia's Damages exercise). Then compare your answer with the model answer on page 216. <Time: 15 minutes.></p> <p>7.Read Section 30 except for the exercises (47 lines). <Time: 10 minutes.></p>
第6回	<p>推定予習時間 160 分 (内訳 reading 45 分、exercises 115 分)</p> <p>1.Read Section 32 except for the exercises (126 lines). <Time: 20 minutes.></p> <p>2.<VERY DIFFICULT> In the exercises to Section 32, reorganize and rewrite the paragraph from an oil-and-gas lease in the intermediate exercise. If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs and add headings. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section32.html. <Time: 45 minutes.></p> <p>3.Read Section 36 except for the exercises (138 lines). <Time: 25 minutes.></p> <p>4.<DIFFICULT> In the exercises to Section 36, reorganize and rewrite the paragraph from a sale-and-purchase agreement in the first intermediate exercise (the paragraph that begins, 'If Seller's production...'). If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section36.html. <Time: 35 minutes.></p> <p>5.Find in a Japanese statute or regulation a passage containing at least two provisos. Rewrite the passage to eliminate the provisos and otherwise improve the style. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 36.) <Time: 35 minutes.></p>
第7回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1.Read Appendix B.4 (481 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a)How can a multi-unit residential property owner ("you") expect to profit from this contract?</p> <p>(b)How does Time Warner Connect ("we") expect to profit from this contract? How soon?</p> <p>(c)In the signature area at the end of the contract, note that 'we' has been organized as a New York general partnership. Why? (Hint: This follows from the answer to the second part of question (b).)</p>
第8回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1.Read Appendix B.1, including the footnotes (391 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a)Who is the 'our client' mentioned in the fifth line of the first paragraph? (Hint: There is no McLean County in New York. The only McLean Counties in the United States are in Illinois, Kentucky, and North Dakota.)</p> <p>(b)What is the substantive-law issue in this case? (Hint: This follows from the answer to question (a).)</p> <p>(c)Assume that we are representing the Grimsbys. How can we get the McLean County police reports excluded? (Hint: This follows from the answer to question (b).)</p>
第9回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1.Read Appendix B.2, including the footnotes (396 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a)The ADA requires the removal of architectural barriers in pre-ADA facilities 'where such removal is readily achievable' (42 USC §12182(b)(2)(A)(iv)). What is the purpose of this provision? (Hint: Use inductive reasoning.)</p> <p>(b)Assume that we are representing Sally Burton. To defeat this motion for summary judgment, what kind of evidence do we need to look for? (Hint: This follows from the answer to question (a).)</p>
第10回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1.Read Appendix B.3, including the footnotes (656 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a)Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the procedural issue (waiver of appellate complaint), what kind of argument do we need to make?</p> <p>(b)Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the substantive issue (civil conspiracy), what kind of evidence do we need to look for? (Hint: 鈴木あみ (後、亜美に改名) はなぜ干されたか。)</p>
第11回～15回	

授業科目名	現代取引法ワークショップ・プログラム（★オープン講座）				
担当者名	金山 直樹、片山 直也、鹿野菜穂子、武川 幸嗣				
単位数		配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、「民法・民法学における理論と実務の架橋」というテーマで、実務の最前線で活躍している実務家および民法を基礎法学という視座から体系的に研究している研究者をゲストとして招聘し、現実の法実務における民法および民法学の役割とその重要性を学ぶことを目的とする。 この科目は、とくにリサーチ・ペーパーを意識したものであって、そのための「テーマの発見」から「研究のプロセス」も含めて、具体的問題を通じて、先学の例に学ぶ形でアプローチする予定である。
2. 関連する科目との関係	民事法系の必修科目、とくに「民法総合」、「民事法総合」とは密接な関連を有している。そうした民法の基本がさらに厚みが増すようにとの観点から授業は行なわれる予定である。また、民法がすべての法の基本であり根本であるという点では、金融法務、企業法務などのBP・WPとも関連する。
3. 授業の方法	わが国を代表する研究者および実務家を順次ゲストとして招聘する予定である。ゲストが指定するそれぞれのテーマにつき、①判例研究、②論文研究、そして③招聘教員によるレクチャーと議論、という三つのステップで授業を展開する。受講生は、準備作業として担当教員と共に①②のプロセスを学習する。具体的には、毎回、予め定められたレポーターが指定文献（判例および論文）の要約を発表することとし、それに基づいて受講生全員による議論を行なう。以上の準備作業を踏まえて、③に臨むことになる。③の段階では、招聘研究者のレクチャーを受けた後、十分に質疑応答の時間を作って、双方向的な方法で問題点の理解を深化させる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	ダウンロードが不可能な文献は、できるだけプリントして、受講生に配布する予定である。なおリサーチ・ペーパーの執筆を希望する者は、授業と並行して、大村敦志ほか・民法研究ハンドブック（有斐閣）を通読することが望ましい。
6. 授業内容（細目）	注意：本授業は、現在、招聘研究者・実務家と具体的テーマ並びに日程に関して調整中である。内容が確定次第、掲示板に掲示するので、注意すること。
第1回	イントロダクションと打ち合わせ 講義のガイダンスを兼ね、今後の授業の進め方などを打ち合わせする。
第2回	判例研究1 関連する近時の判例・裁判例を検討する。
第3回	論文研究1 関連する主要な論文を検討する。
第4回	ゲストスピーカ1（研究者） 判例研究1および論文研究1を踏まえて、ゲスト（研究者）と討論を行う。
第5回	判例研究2 関連する近時の判例・裁判例を検討する。
第6回	論文研究2 関連する主要な論文を検討する。

第7回	ゲストスピーカー2（実務家） 判例研究2および論文研究2を踏まえて、ゲスト（研究者）と討論を行う。
第8回	第1サイクルと第2サイクルの復習。
第9回	判例研究3 関連する近時の判例・裁判例を検討する。
第10回	論文研究3 関連する主要な論文を検討する。
第11回	ゲストスピーカー3（研究者） 判例研究3および論文研究3を踏まえて、ゲスト（研究者）と討論を行う。
第12回	判例研究4 関連する近時の判例・裁判例を検討する。
第13回	論文研究4 関連する主要な論文を検討する。
第14回	ゲストスピーカー4（実務家） 判例研究4および論文研究4を踏まえて、ゲスト（研究者）と討論を行う。
第15回	第3サイクルと第4サイクルの復習。